官報号外

昭和二十四年六月一日

○第五回國会 参議院会議録第三十九号（附録一）

●質問主意書及び答弁書
地代等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。
昭和二十四年五月二十三日　來馬　琢道
参議院議長松平恒雄殿
地代等に関する質問主意書
地代等の件につき左の四項を質問する
第一、地代家賃統制令には「貸主は如何なる名義であつても借地権利金又は借家権利金を受領することはできない」と規定してあるが罹災都市借地借家臨時処理法には「相当の対価という文字を以て借地人が罹災建物が滅失した当時におけるその建物の借主に借地権の譲渡の代償を受領することができるように規定してある、この相当の対価というのは前に挙げた権利金と同じ性質のものと思うが政府の解釈如何
第二、前項の権利者（罹災当時の建物の借主）がその取得したる借地を他の者に譲渡する時には相当の対価を受取ることになる、然るに最近の情勢では都市の罹災者が疎開先の農村より都市に帰還を望む結果その対価が非常に多額に上るのが実際である、即ちその土地の賃貸価格がそれだけ騰貴したのである、この場合貸主は何等利益の分配を受ける事ができない、時に若干の利益を提供せんとする借主があつても貸主は同法第十八條の体刑及び罰金刑を恐れて之を受領することができない、これは社会通念からいつて所謂中間の利益の搾取者を保護するに急にして、権原により利益を享くべき所有者に何等の恩恵を與えない片手落ちの処置である、政府は斯る現状が国民をして善良なる政治を謳歌せしむる道なりと思うのであるか
第三、土地又は建物を貸主より統制額で借受けたる後多額の対価を受領して第三者に使用せしめ統制額に（時としては）数十倍する借賃を収納している者があつたとしてその第三者は地代家賃統制令により貸主としての制裁を受くるものと解してよろしいか
第四、政府は昭和二十三年十月十日から地主は土地賃貸価格の二・四倍の地代を従来の手取額に加えて受領することができる事としたが東京都においてはこの政令が出てから間も無く昭和二十四年度の地租として賃貸価格の二・四倍の金額を賦課した、政府はこの措置を社会風教上正当なものも認めるか
右に対し明確なる答弁を求める。

内閣参甲第一一三号
昭和二十四年五月三十日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長松平恒雄殿
参議院議員來馬琢道君提出地代等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
参議院議員來馬琢道君提出地代等に関する質問に対する答弁書
第一点につきましては、罹災都市借地借家臨時処理法第三條の「相当の対価」と地代家賃統制令第十二條の二「借地権利金」とはその根本においては同様の性質を有するものであります。但し地代家賃統制令は貸主と借主との関係を規定するものであつて借地人が交替する場合即ち、新借地人が前借地人に対して「権利金」を支拂うことを禁止してはおりません。
第二点につきましては、統制令の「権利金」は、地主と借地人間の問題であり、処理法の「相当な対価」は、借地人と罹災建物の借主間の問題でありまして、借地権設定の場合と借地権譲渡の場合と均衡を失する憾みがありますことに誠に御指摘の通りかと考えられます。「権利金」については充分再検討をいたしたいと存じます。
第三点につきましては、所謂転貸人も地代家賃統制令の適用を受けることは御見解の通りと存じます。
第四点につきましては、地方財政の窮乏を打開する一つの方途として昭和二十三年七月地租の賦課率が引き上げられました。しかし、地代収入について統制の実施されている土地所有者の担税力の実際に鑑みが差当り地租の増徴に対應して地代の統制額が若干緩和されることになつたのであります。地代の統制額が緩和されたので東京都が地租を増徴したのではありません。

群馬県利根郡沼田校に於ける四教諭不当罷免に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。
昭和二十四年五月三十一日　梅津　錦一
参議院議長松平恒雄殿
群馬県利根郡沼田校に於ける四教諭不当罷免に関する質問主意書
さきに質問した沼田校四教官に対する政府の回答に対し次の点が不明瞭である為再質問する。
一、四教諭は各々異なる事情があると思うが其の点が明示されていない。
一、四教諭罷免の理由が同一條件とは考えられないのに同一の処分を受けている点
一、処分には各々特異性があると思うがそれに対する見解
右答弁の要求をする。
内閣参甲第一一四号
昭和二十四年五月三十一日　吉田　茂
内閣総理大臣
参議院議長松平恒雄殿
参議院議員梅津綿一君提出群馬県利根郡沼田校における四教諭不当罷免に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
参議院議員梅津綿一君提出群馬県利根郡沼田校における四教諭不当罷免に関する質問に対する答弁書
一、質問主意書第一については、現地の報告によると四教官は、いずれもその勤務すこぶる怠慢であつて、無届欠勤、早退、遅刻等も、しばしばであつた。且つ、登校しても授業を放任した者もあり、又配給物品を他に流用する等の者もあつたようである。
二、質問主意書第二、第三については、同県職員委員会の議決に基き、県教育委員会がその権限と責任においてなされた処置である。政府としては右の処置について法律上干與する権限はないが、処分権者が適法な手続によつて行つた処置と思う。

簡易保険支局平常事務請負制（臨時雇）に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。
昭和二十四年五月三十一日　木下　源吾
参議院議長松平恒雄殿
簡易保険支局平常事務請負制（臨時雇）に関する質問主意書
衆議院、参議院の各委員会において逓信大臣、労働大臣又は岡井保険局長より請負制（臨時雇）は行なわぬ旨（要旨）のはつきりした答弁がありましたにかかわらず平常事務の事務量増加のため、事務当局は本日（五月三十一日）第一次臨時雇を受入れる処置に出たのである。
本件実施に際して大臣決裁の文書はすでに大臣宛提出済であり、この決裁は当然なされるものとして未決裁のままですでに実施の運びとなつた

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

のであり、これは最高責任者たる大臣の責任ある国会答弁を無視したのか又立法府の審議等を無視したのか、事は一簡易保険のみの問題でなく、かかる処置が他にも表われることも当然予想せられ、ここに重大なる関心の下に質問書を提示し関係各官よりの文書による責任ある回答を願う次第です。

内閣参甲第一一五号
昭和二十四年五月三十一日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長松平恒雄殿

参議院議員木下源吾君提出簡易保険支局平常事務請負制(臨時雇)に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木下源吾君提出簡易保険支局平常事務請負制(臨時雇)に関する質問に対する答弁書

現在簡易保険支局においては小額契約の整理を実施致しておりますが、この事務は、一時的のものであり、こうした事務に直ちに定員増加の措置をするということは、事業のためむしろ不経済であると考え、その一部を請負者によらしめることと致しております。

従来におきましても、筆耕等の事務は、請負に出しているのでありまして、今回の小額契約整理事務の中、請負に出しますものも略々類似の仕事であります。なお、これは必要に応じその都度簡易保険局長限り実施し得ることとなつているのであります。

●報告書

内閣参甲第九八号
昭和二十四年五月十七日
内閣総理大臣　吉田　茂
参議院議長松平恒雄殿

参議院決議「食糧の増産確保に関する決議」に対する報告書

今期国会における貴院決議の食糧の増産確保に関する決議に対し、別紙のとおり報告する。

政府においては食糧の増産確保については種々施策を講じ来り、これが自給度の向上に努力し来つたところである。本年度の予算的措置においては、土地改良、耕作復旧等に関しては、相当の減少を見ているが、これは経済九原則の実施に伴う均衡予算編成上止むを得ざる所に基づくものであつて、政府としては、可及的に予算の有効利用を実施するとともに、今後財源の都合が付けば予算的措置を講じたい所存であるが差当り同事業に対する金融措置に関しては、特別の考慮を致したいと考え目下切角努力中である。

両院法規委員会報告書

本会期において両院法規委員会がなした勧告は四件にしてその内容及び議事経過は別紙の通りである。

右国会法第九十九條第二項の規定により報告する。

昭和二十四年五月二十三日
衆議院両院法規委員長　高橋　英吉
参議院両院法規委員長　藤井　新一
参議院議長松平恒雄殿

(別紙)

第一　勧告の内容

一、両院法規委員会専門員等設置に関する勧告

要旨

両院法規委員会の活動を積極化し、その運営を適切円滑ならしめるため、両院法規委員会に専門の知識を有する職員その他の補助職員を置き得るように国会法等の改正をするため速かに必要な立法措置を講ぜられたい。

理由

国会法の改正により、両院法規委員会が各議院の両院法規委員によつて、夫々互選された委員長をもつこととなつたのに伴い、両院法規委員会の活動を一層積極化しその運営を更に円滑にするため同委員会に、常任委員会における常任委員会専門員、調査員及び調査主事に相当する職員を所属させる必要があると認められるにより、両院法規委員会専門員二名、調査員、調査主事を衆議院及び参議院に常置し得るよう国会法、国会事務局法、国会職員法等の法律を改める等の措置を速かに講ずる必要があると認める。

国会法の一部を改正する等の法律案

第一條　国会法の一部を次のように改正する。

第百條の次に次の一條を加える。

第百條の二　両院法規委員会の処理事項に関する調査に従事させるため衆議院及び参議院に、少くとも二人の国会議員でない専門の知識を有する職員(これを両院法規委員会専門員という。)調査員及び調査主事を常置することができる。

第四十三條第二項及び第三項の規定は、両院法規委員会専門員にこれを準用する。

第二條　議院事務局法の一部を次のように改正する。

第一條第一項に次の三号を加える。

七　両院法規委員会専門員

八　両院法規委員会調査員

九　両院法規委員会調査主事

第十五條の次に次の四條を加える。

第十六條　両院法規委員会専門員、両院法規委員会調査員及び両院法規委員会調査主事は、各議院の両院法規委員の委員長の申出により、事務総長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

第十七條　両院法規委員会専門員は、各議院の両院法規委員の委員長の命を受け調査を掌る。

第十八條　両院法規委員会調査員は、各議院の両院法規委員の委員長及び両院法規委員会専門員の命を受け調査の事務を掌る。

第十九條　両院法規委員会調査主事は、各議院の両院法規委員の委員長、両院法規委員会専門員及び両院法規委員会調査員の命を受け調査に関する事務に従事する。

第三條　国会職員法の一部を次のように改正する。

第一條中「常任委員会調査員及び常任委員会調査主事、」を「常任委員会調査員、常任委員会調査主事、両院法規委員会専門員、両院法規委員会調査員及び両院法規委員会調査主事」に改める。

第三條中「主事若しくは常任委員会調査主事、」を「主事、常任委員会調査主事若しくは両院法規委員会調査員若しくは両院法規委員会調査主事、」に改める。

第四條中「参事若しくは常任委員会調査員、」を「参事、常任委員会調査員若しくは両院法規委員会調査員若しくは両院法規委員会調査主事、」に改める。

第五條中「常任委員会専門員及び」を「常任委員会専門員、両院法規委員会専門員及び」に、同條第一号中「参事若しくは常任委員会調査員、」を「参事、常任委員会調査員若しくは両院法規委員会調査主事、」に改める。

第七條中「常任委員会専門員、」の下に「両院法規委員会専門員、」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

二、参議院議員選挙に全国区制を存置する勧告

要旨

参議院議員選挙法における全国区制は、憲法の選挙に関する基本規定の下において参議院の特色を発揮する上に現在としては最も適当であると認める。よつて両議院は、同法の改正に当つては全国区制を維持すべきである。

理由

一、憲法上二院制をとる建前からすれば、参議院は、衆議院とその性格を異にする必要がある。参議院の第二院的性格と同院に解散がなく、議員の任期が衆議院議員の任期より長いという点からして、特に議員には地方代表的な人材と相並んで、一定数の参議院の構成員たるにふさわしい全国的知名の人材を得ることが必要である。この観点から選挙法制定当初参議院の選挙区として全国区をおくこと

は、最も適当な制度であるという結論に達して実施せられたものである。

二、全国区制をとつた場合、選挙人が被選挙人を充分知り得ないことが多いことを非難し、この点を根拠として、全国を数地区（ブロック）に分ち、一地区を一選挙区とすべきだとの意見がある。しかし、地区制をとることには、法制上、行政上、経済上その他いかなる観点からみてもなんらの理論的根拠がない。又全国区制においては選挙人が被選挙人を知り得ないことが多いという点を一應是認するとしても、この点については、地区制は全国区制と大同小異であつて、むしろ一地区の知名の士より、全国的知名の士の方が、より国民に熟知されているということもできるのである。従つてこの点から全国区制を廃止するということは適当でない。なおまた、参議院においては、現在半数以上の地方選出議員をおいて地方代表的な要素を加えているのであつて、もし仮に、全国区制をも改めて地区選出とした場合には、議員は著しく地方代表的な色彩をおびることをまぬがれないから、このため、参議院の構成は、衆議院に近似することになり、参議院の性格をきはくならしめる虞がある。この点から、地区制は、にわかに採用し得ない。

三、全国区の選挙においては、廣汎な組織網を地盤とする者が特に有利であるから全国区は適当でないという意見がある。全国区において、このような者が特に有利であることは事実であろうが、しかし、全国選出議員といえども必ずしもすべてがかかる組織網を有する者のみとは限らない。又組織網が有利なことは、すべての選挙区に共通のことであつて、ただに、全国区制についてだけ言いうることとは認められない。

四、第一回の参議院議員選挙に当つては、全国区の選挙の実施に関し、選挙運動及び選挙管理の実際上の困難が予想されたのであつたが、実施の結果から見れば、特に重大なる欠陥も認められず、概ね支障なく実施できたのであつた。又少数者に得票が集中して法定得票数に達しない者が多く、ために多数の欠員が生じ再選挙を必要とすることをも予想されたが、実施の結果は当初け念したような現象はおきなかつた。従つてこれらの点から全国区の廃止論は理由がない。

参議院議員選挙法中、全国区制については以上何れの点よりみるも、今直ちにこれを廃止すべき積極的な理由に乏しく、むしろ、参議院の衆議院に対する特色を発揮せしめる意味において、全国区を存置することが妥当であると思われる。なお、他の点についても検討すべき事項を認められるが差当り右につき勧告する。

三、参議院議員の通常選挙の施行期日に関する勧告

要旨

参議院議員の通常選挙が、改選されるべき議員の任期満了前に施行されるようにするため、参議院議員選挙法等改正の立法措置を講らぜれたい。

理由

憲法第四十六條の規定によれば、参議院議員は、三年ごとに議員の半数を改選することになつている。

従つて、改選されるべき議員の任期満了前にその選挙が行われるのでなければ、参議院は、ある期間議員の半数を欠如する結果となる。かくの如くして定員の半数の議員で参議院の運営に当ることは、国権の最高機関である国会の権能を行使する上において、決して望ましいことではない。また、かかる間隙のないようにすることが憲法の要請するところであると考えられる。この意味において、参議院議員選挙法等関係法を改正する必要がある。

四、財産権に関する法律等改正のための特別委員会設置に関する勧告

要旨

両院は財産権に関する法律等改正のための特別委員会を設置すべきである。

理由

一、憲法施行に伴い、民法、商法等の改正が約束され、既にその一部（民法中親族編、相続編）が改正された。

二、憲法第二十九條第二項は「財産権の内容は、公正の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」として、財産権（民法中総則編、物権編、債権編、商法等）に関する法律の改正を約束している。

従つて本来からすれば、民法の一部改正（親族編、相続編）の際、財産権に関する規定も、憲法の規定に適合するように改正すべきであつた。しかも、民法、商法中に憲法第二十九條の規定に背反する規定が、散在している嫌いがあるにも拘らず、これが改正が企てられていない。

三、特に各院に特別委員会の設置を求める所以は、いわゆる財産法は実に尨大な法典であり、しかもその内容は複雑多岐を極めるので、その改正のための審査に愼重審議を要すべく、これが改正に当つてその調査に当らしめる必要があると考えられるからである。

第二　議事経過表

番号	件名	勧告案起草着手月日	勧告案議決月日
一	両院法規委員会専門員等設置に関する勧告	四月一日	四月一日
二	参議院議員選挙に全国区制を存置する勧告	四月六日	四月十二日
三	参議院議員通常選挙の施行期日に関する勧告	四月二十二日	五月七日
四	財産権に関する法律案等改正のための特別委員会設置に関する勧告	五月七日	五月十日

調査報告書

懲罰権の適用範囲に関する調査

右の件に関し、まだ調査は終えないが、一應ここに中間報告として多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十三年十二月十九日

懲罰委員長　太田　敏兄

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

野田　俊作　荒井　八郎
大野　幸一　大山　安
松井　道夫　齋　武雄

懲罰権の適用範囲に関する調査

（中間報告）

一、経過

本委員会は、十二月十一日懲罰権の適用範囲に関する調査承認要求書を提出することを決定し、即日議長の承認を得て調査を開始した。委員会においては、会議二回、委員長及び理事打合会一回を開き、この間懲罰事犯の内容、場所的時間的関係の問題等につき本院事務局、両院法制局、国立国会図書館より意見を聴取し、その他資料を蒐集する等調査研究を続けてきたが、本件調査はその重要性に鑑みて今後なお続行する必要があるので、調査は完了しないが一應ここに中間報告を行うものである。

二、懲罰権の意義

懲罰権の適用範囲を考察するに当つては、一應その意義を明らかにしなければならない。

懲罰権は、役員選任権及び規則制定権と共に、憲法の認めた両議院の自律権の一であり、「両議院は、……院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。」――（憲法第五十八條第二項）――のである。懲罰権は、議員を対象とするのであり、従つて議員以外の者、例えば、国会職員、政府職員、傍聴人、証人、公述人等に懲罰権の適用のないことは、明らかであり、国務大臣が議員である場合は、厳密にいえば、その国務大臣としての行為には、懲罰権の適用がなく、その議員としての行為のみにその適用があると一應考えられる。尤も懲罰の要件は院内の秩序をみだした事実と議員であることの二点だけであるから大臣として

でも院内の秩序をみだした議員は議員として懲罰の対象となるという説もある。

次に懲罰権は、院内の秩序をみだした事実に対して適用される。「院内の秩序」とは何であるかは、簡単に論ずることが困難であり内容的、空間的及び時間的に分析解明する必要があろう。

唯、この考察に当つてはそもそも懲罰権の認められた理由如何を一應明かにしなければならない。懲罰権は、立法機能及び憲法の定めるその他の重要な機能を適正に発揮するために欠くべからざる院内の秩序を嚴に確保すべき手段として認められたのであり、從つてその適用範囲については、先ずこのことを考慮しなければならないが、他面議員の有する不逮捕特権(憲法第五十條)及び特に院外免責特権(憲法第五十一條)と密接な関連があるのであり、そのような特権があればこそ議院は、自律的にその懲罰権により院内の秩序を嚴粛に保持する必要が増すのである。以上を前提として以下本論に入る。

三、懲罰権の適用範囲

1　内容の問題

懲罰事犯の内容の問題としては、憲法第五十八條の「院内の秩序をみだした」ということが内容的には如何なることかということである。

国会法及び両議院の規則は、参議院規則第二百三十二條、第二百三十三條、第二百三十四條、衆議院規則第二百三十三條、第二百三十四條を見れば、懲罰事犯が客観的に明白に存在することを前提としているかの如くであるが、それらの法律規則の中には、懲罰事犯を定議ずけるに足る一般的な規定は何等存していない。法律上明らかに懲罰事犯を犯したと認め得る議員は、

イ、「議員が正当な理由がなくて召集日から七日以内に召集に應じないため、又は正当な理由がなくて会議又は委員会に欠席したため、若しくは請暇の期限が過ぎたため、議長が特に招状を発し、その招状を受け取つた日から七日以内に、なお故なく出席しない者」(国会法第百二十四條)

ロ、「議長の制止又は発言取消の命令に從わない者」(参議院規則第二百三十五條第一項、衆議院規則第三百三十八條)

ハ、「委員長の制止又は発言取消の命令に從わない者」(参議院規則第二百三十五條第二項)

ニ、「国会法第六十三條により公表しないものを他に洩した者」(参議院規則第二百三十六條)

ホ、「登院を停止された議員がその停止期間内に登院し」「議長」から「退去を命」ぜられ「その命令に從わない者」(参議院規則第二百四十四條、衆議院規則第二百四十四條)

ヘ、「議院を騒がし、又は議院の体面を汚した者(参議院規則第二百四十五條)「議院の秩序をみだし又は議院の品位を傷つけた者」(衆議院規則第二百四十五條)」である。

しかしてこれら六つ(衆議院では四つ)の場合は、例示的に示されたものと解されるが、制限列挙的なものであるという説もある。

第一の例示説は、懲罰事犯の一般的定義規定がなく、特定の行為が懲罰事犯であることは、すべて法規上間接的に推測されるにとどまつており、憲法第五十八條の「院内の秩序をみだした」行為が右の六つの場合に限定されるとは考えられぬ、というのであるが、この説によれば国会法及び参(衆)議院規則のその他の個條が規定する一定の手続秩序に違反し、義務を履行しない議員(議長、委員長等も含めて)は、——そのような場合に一定の段階を経て初めて懲罰事犯となり得ることを、明文で規定した特定の場合(国会法第百十六條と参議院規則第二百三十五條第一項及び参議院規則第四十一條と同第二百三十五條第二項の関係参照)を除き、その他多くの場合においては、——直接に院内の秩序をみだした者としてか、又は法律若しくは内部の規則に違反したことにより院内の秩序をみだしたことになる者としてか、いずれにしろ懲罰の対象となり得るとなし、特に参議院規則第十六章第一節「紀律」の中第二百九條から第二百十五條迄(衆議院規則第十六章第二節「秩序」の中第二百十一條から第二百十九條迄)の規定に違反する議員は、直接に院内の秩序をみだしたことにより、(必ずしも懲罰せられると言うことはないにしても、)懲罰せられ得ることになるとするのである。但し、その中参議院規則第二百七條(衆議院規則第二百十一條)の解釈及び同條と懲罰との関係については相当の疑義があり、それにつき数説が立ち得る。

第一説は、本條は、一般的な表現をとつているから、議員に対し院の内外、職務の内外にわたつて議院の品位を重んずる義務を課したものと解し、本條に違反した者は、規則に違反したことにより、院内の秩序をみだした者として、懲罰の対象となり得るとするのである。

第二説は、本條の趣旨においては、第一説と同一に解するが懲罰の対象となり得る範囲は、主として院内行為で、本條の対象より著しく狭いのであるとする。

第三説は、本條は、憲法第五十八條の「内部の規律に関する」規則であるから、そもそも院外又は職務外のことにわたつて規定している筈がない。故に本條は主として院内行為について規定したもので、從つて本條の規定の対象となる範囲と懲罰の対象となる範囲は同一なりとするのである。

この第二説における懲罰の対象又は第三説の本條の規定の対象(即ちこの場合では懲罰の対象)の範囲については、院内行為の外、これに準じ得る院外における議員としての公の行為、例えば、院から公に派遣された議員が派遣目的に從つて職務を遂行中の行為等も包含すべしとする考えがあり、このことは、第一説をとる場合は、当然包含されるから結局いずれの解釈をとるにしてもその様な院外における議員としての公の行為は、懲罰の対象となり得ると解すべきであろう。更に進んで院外の議員としての公の行為でなくても、公の行為又は、議員としての半ば公の行為で、議院の品位を傷つけ、よつて以て院内の秩序をみだすことに相当因果関係を有する行為は懲罰の対象となり得るとする説もある。この論理を発展させると純然たる私行でも仮に議院の品位を傷つけることに相当因果関係があれば(純然たる私行では議院の品位は傷つけられないとする説のあることは暫く別として)懲罰の対象となり得ることになるが、この最後の場合は拡張解釈に過ぎるの嫌がないであろうか。

第二の制限列挙説は、国会法第百十六條と参議院規則第二百三十五條第一項(衆議院規則第二百三十八條)との関係及び参議院規則第四十一條と第二百三十五條第二項との関係を主たる論拠となし、国会法、参議院規則に違反しても、直ちに懲罰の対象となり得ることはないと言うのである。即ち「参議院規則第二百三十五條第一項」は「議長の制止又は発言取消の命令に從わない者に対しては、議長は、国会法第百十六條によりこれを処分するの外、なお懲罰事犯として、これを懲罰委員会に付託することができる。」と規定してあるが、同條に引用されている国会法第百十六條は「会議中議員がこの法律又は議事規則に違い、その他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷つけるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消さ

せる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。」と規定してある。これによつて見れば規則第二百三十五條第一項は国会法第百十六條後段の「命に従わないとき」に至り、初めてそこに懲罰事犯ありと見ておることは明かで、その反面解釈として前段の「この法律又は議事規則に違い、その他議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷ける」ことだけでは懲罰事犯と考えていないと解すべきであると言うのである。参議院規則第四十一條と第二百三十五條第二項との関係も同様である。從つてこれを一般的に言えば国会法、参（衆）議院規則に違反し、又は議場の秩序をみだし又は議院の品位を傷つけることは直ちに懲罰事犯となることはなく、懲罰事犯は法規が制限列挙的に掲げた前述の六つの場合のみであるとするのである。この制限列挙説による場合は、何が懲罰事犯になるかは各規定に明かであり別に検討を要しないことになる。但し、参議院規則第二百四十五條の「議院を騒がし又は議院の体面を汚す」（衆議院規則第二百四十五條では「議院の秩序をみだし又は議院の品位を傷ける」）云々の語句のうち「議院の体面を汚す」と言う点が抽象的な表現をとつているから、その意義を検討する要があろうが、これについては、前述の参議院規則第二百七條の解釈を参考にし得るであろう。

要するに国会法及び議院規則には何が懲罰事犯であるかは一般的には毫も規定していない。從つて明かに懲罰に付することができると規定している場合に限ると解するか、又は苟も国会法又は議院規則で議員の行動を義務付けている場合に若しその義務に違反すれば、憲法に所謂秩序をみだしたものとして懲罰に付し得るものと解するか、両説があり得るのである。

2　場所の問題

懲罰権適用の空間的限界の問題は、憲法第五十八條に所謂「院内の秩序」の場所的意義如何ということであるが、これを受けて本院規則第二百三十二條（衆議院規則第二百三十三條）同第二百三十三條、同第二百三十四條（衆議院規則第二百三十四條）は、本会議、委員会及びその他の議院内部において懲罰事犯があり得ることを明かにしている。ここにいう「議院内部」の意義は議院が憲法によつて與えられた権能を通常行使する区域であるといい得ようが更に具体的にいえば、本院規則第二百三十四條（衆議院規則第二百三十四條）の法文からいつて議事堂、嚴密にいえば各議院について議事堂のうち各議院の管理する区域を一應意味するように思われる。しかしてこのことは沿革的に旧憲法下の議院法及び貴衆両院規則以来の傳統的解釈であつたものの如くであるが、この場合においても、近時の実情に鑑み、例えば議員の面会所、常任委員会庁舎、議院会館、議員宿舎、議長官舎、副議長官舎、議院分室等が「議院内部」に含まれるや否やが問題でこれについては議長警察権の関係等を併せ考慮しつつ、個々に又具体的に決定しなければならないであろう。又震火災、その他事変、内乱等のために国会が東京以外の地に召集せられ、或いは、東京の現議事堂以外の建造物で開会されるときは、ここに言う「議院内部」とは、その場合国会又は、各議員が集会する場所につき明確に又は暗默に表示された空間的範囲であると考うべきは勿論であろう。（第一回及び第七回帝国議会の例）

然し法規は更に議院内部以外に起り得る懲罰事犯を規定している。即ち「議員が正当な理由がなくて召集日から七日以内に召集に應じないため、又は正当な理由がなくて会議又は委員会に欠席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が、特に招状を発し、その招状を受け取つた日から七日以内に、なお、故なく出席しない者は、議長がこれを懲罰委員会に付する」（国会法第百二十四條）が、この事犯は、物理的意味から言えば常に院外で起るものである。（なお、国会法第百二十四條は議院法第九十九條に相当する。）

又「国会法第六十三條により公表しないものを他に漏した者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。」（参議院規則第二百三十六條）が、これも物理的意味に言う院内においてのみならず、院外でも起り得るし、寧ろ後者の場合の方が多いであろう。以上国会法第百二十四條の場合も、その懲罰権は、国会法が創設したものではなくして、憲法第五十八條に淵源するものであることは論議の余地がないであろうし、参議院規則第二百三十六條の場合は、それが法律ではなくして規則であるだけに、なお更然りであろう。然らばこれらの場合には、事犯が物理的意味においては、院外でなされても、それが憲法第五十八條に所謂「院内の秩序をみだした」ものとして懲罰の対象となると考えざるを得ないし、逆に言えば「院内の秩序」は、院外の行為によつてもみだされることがあることは、認められなくてはならない。

これを法文について見ても憲法第五十八條は「院内の秩序をみだした」云々と規定し「院内で秩序をみだした」とは記していない。從つてその行為が院外で行われてもそれが院内の秩序をみだすときは、懲罰の対象となり得るのである。

而して議員の院外における如何なる行為が懲罰権の対象となるかは、内容の問題として吟味した所であるが唯前にも一言した如く、議院の懲罰権は議員の不逮捕特権、院外免責特権と密接な関係があるから国家の一般的刑罰権等の適用される院外において懲罰権の適用を濫に拡張することは愼むべきであろう。

なお、両議院が憲法第五十八條により與えられた規則制定権に基き、その内部の規律を定めた場合に、これを犯した議員に対して院の秩序をみだした者として懲罰に付することができるというのが憲法第五十八條の趣旨であるから、同條に所謂「院内の秩序」とは、そもそも「院の秩序」又は「院部内の秩序」という意味であつて、組織体としての院の秩序を指称し、院の建物その他場所的制限と解すべきではないとの説もあり得る。

3　時間の問題

懲罰権の時間的関係における適用範囲の問題は、主として懲罰に所謂会期不継続の原則の適用ありや否やと言うことに帰着する。国会法によれば「議員は、二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。」が「この動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。」（国会法第百二十一條第三項）のであつて動議提出に一定の時期が付されているが、同條第一項第二項を見れば「各議院において懲罰事犯があるときは、議長は先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告」し又「委員会において懲罰事犯があるときは、委員長はこれを議長に報告し処分を求めなければならない。」（国会法第百二十一條第一項、第二項）と規定してあり、この場合は懲罰委員会に付し、又は議長に処分を求めることにおいて一定の期限がない。然らば此の第一項、第二項により懲罰委員会に付託する行為は、後会においても可能なのであるかということが問題になる。（稀なる場合には第三項によるときもこの関係の吟味が必要になることはある。故に一般

的には懲罰と会期不継続の原則との関係である。)国会法第六十八條は、「会期中議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七條第二項の場合は、この限りでない。」と規定し、これは通常会期不継続の原則を明かにした規定と解されているが、本條が懲罰事犯に関して如何に解釈さるべきか、必ずしも明瞭ではない。

先ず本條が懲罰事犯に適用があるとするならば、本條により審査中の事犯は、本條但書の場合、即ち国会法第四十七條第二項により継続審査をしない限り、案件として後会に継続しないことだけは疑いがない。

しかしある会期中になされた懲罰事犯を次の会期若しくは一般的に言つて後のいずれかの会期において問題にすることを国会法第六十八條が禁止しているとは考えられない。「議決に至らなかつた」とある以上審査の段階に入らなかつた懲罰事犯も含むのだという見解もあろうが、第一にそのようなものは案件ではないし、又「議決に至らなかつた」云々は、審査中のものについての規定と解する方が相当であろうし、何よりも国会法第六十八條の規定は、議決に至らなかつた案件は後会において発議提出等特段の行為がない限りそのままでは案件として継続しないという意味で新に後会に案件を提出することを禁止していないことは、條理から言つても、法律案等の場合を考えても明白なる処である。これに対しては、懲罰事犯は、規則の建前からいつて、客観的に明白な事実であるから、これがある会期に提起されなかつたということは、そもそもその会期に懲罰事犯がなかつたということになり、従つてその観点から後会においてもこれを提起し得ないと解すべきだとする説もあり得ようが、(この点に関しては、懲罰事犯の内容に関する例示説と制限列挙説とが大きな関連をもつている。)もし懲罰事犯がこの様に客観的に明白な事実であるならば大正十五年に衆議院規則を改正して、議長の職権による懲罰事犯の付託についての期限を撤廃したことは、不必要であつた筈であり、又事実秘密漏洩行為が後会において発覚することや、派遣先の議員の行為が、その会期中には判然とせずその実相を知るに相当の日子を要すること等も予見される所である。

又そもそもその本質上、懲罰事犯には、国会法第六十八條の規定は、適用がないのであり、懲罰事犯の性質又は種類によつて、会期に関連なく提起できる場合もあれば又その会期に専属するものであつて、継続審査をなすこともできない場合もあるという説も成り立ち得よう。蓋し、院内の秩序を確保せんとする懲罰の目的に鑑みれば、それが提起されたか否かによつて案件としての継続の取扱を区別さるべきではないからである。懲罰事犯に関する法規論は以上の如くであるとしてもこれとは別個に懲罰事犯を後会において提起することが適当又は妥当なりやに関してはこれを別に論じなければならないであろう。これについても、又積極消極の両説があると思われる。

今その両論の論拠を挙げればイ、積極説

A　院の秩序は厳粛に維持する要あり、そのためには懲罰権も法規と抵触しない限り、ある程度広く考うべきこと。

B　国会法第六十八條その他の法規が禁止していないこと。

C　会期最終日の懲罰事犯は、後会においてこれを問題にし得る途を開かない限り永久に不問に付されることになるが、これは院内の秩序をみだるおそれがあり、他の事犯との均衡を失し、正義感に合致しないこと。

D　前会期の懲罰事犯により、例えば現会期の院内の秩序がみだされ、議院の品位が汚されていることがあり得ること。

(例えば前会期の秘密漏洩行為が現会期で発覚したとき。)

E　同一議員の数個の行為を合せて懲罰の対象となし得ると考える場合において、個々の行為はさほど悪質ではないが、前会期(或いはそれ以前)以来の行為を累積すれば、明かに懲罰事犯となると考えられるような事例に対処しうること。

等であり、

ロ、消極説

A　懲罰の如き議員の地位の喪失にも至るべきことは濫に拡張すべきでないこと。

B　議会制度には、国会法第六十八條の規定も含み、更に広汎なる内容をもつ後会不継続の原則が、慣習法的又は潜在的に存在すること、換言すれば不断に生成発展する政治の本質上、従来の行懸り、因縁を適当に打ち切ることが実際的であるという経験的知慧から後会不継続の原則が生じたのであつて、このことは懲罰については特に必要であること。

C　懲罰の如き問題を徒らに後会に持ち越せば、議員の身分に不安定を来し、議院運営に暗影を投じ、又はわだかまりを残して適当でないこと。又前の懲罰事犯を後に起し得るとすれば、少数派は、事犯の行われたときは故意に看過し、多数を得たときにこれを問題とすることもあり得ること。

D　前会期における懲罰事犯は、或る程度において議会運営的技術により、今会期における事犯として扱うことが可能であること。

E　懲罰事犯をなした議員の前の会期における類似の行為は、審査に際して参考資料として扱い得、又それで足りること。

等であるが、積極説を取るものにおいても、懲罰事犯の性質により、言わば会期に専属的な行為(例えば国会法第百二十四條の場合)は、その特質上後会において問題とすることの可能なることを疑うもののようである。

なお、等しく会期と言つても天皇の大権により開閉せられ、その期間も常会においても三ヶ月間に過ぎず、その間通常九ヶ月間の閉会期間の存した帝国議会当時の会期間の観念と、現国会の如く事実上一年の大半を開会している場合のそれとは、必ずしも同日に論ぜられないのではないかという観点がある。

いずれにしても要は「会期」を如何に観念するかということにかかつているのであつて、会期不継続の原則を会期を異にすることによつて議院の同一性が変わること恰も解散前の衆議院と総選挙後のそれとが同一性を異にすると解せられるが如しと見るならば、前の会期中の事犯を後の会期で処分することは許されないが、会期を異にするも議院の同一性は一貫して変らないと解するならば、例えば議院の品位を傷つける行為の如きは、前会期中の事犯でも後の会期で処分することが妥当だといわなければならない。

このような意味で現行の会期の観念を、懲罰に関する限り議員の任期をもつて数える立法期の観念をもつて置き代えることも考えられるであろう。

結語

右に述べた如く、懲罰権の適用範囲については、場所、時間、内容の問題につき、未だ解釈が帰一しておらぬ点があり、要は憲法の最高機関を組織する両議院の自律権を強く考え院内の秩序を厳粛に

保持せんとする要求と、国民の公選による議員の地位の重要性を重く考え、又小数者保護について遺憾なからしめんとする要求等とを懲罰につき如何に調和せしめるかという問題に帰着することにもなり、事は極めて重大であり、簡単に結論を導く事は必ずしも適当ではない。本委員会は、今後廣く諸外国の立法例、実例等をも渉猟し、委員会としての十分なる討議を重ね、調査の万全を期そうとするものであるが、取敢えずここに現在までの調査の結果をまとめ中間報告とするものである。

調査報告書

社会保障制度に関する調査（継続調査事件）

右の件に関しては、未だ調査を完了しないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年二月十日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

谷口彌三郎　紅露　みつ
竹中　七郎　井上なつゑ
小杉　イ子　穗積眞六郎
草葉　隆圓　山下　義信
今泉　政喜

社会保障制度に関する調査報告書

一、調査開始

本委員会においては、かねて国民の最低生活を保障し、社会福祉の増進を図るためには、社会保障制度の確立が現下の最も緊要な問題であると認め、社会保障制度に関する各国の事例及び我が国の複雑な現行関係諸制度の検討を行い、日本の実情に即した理想的な社会保障制度を考案して、その立法化に資する目的を以て、第四国会において、十二月十二日議長の承認により、本調査を行うこととなつた。

第四国会においては、本調査に関する委員会を三回開会し、専ら調査の基本方針並びに調査事務機構及び予算の使途等について協議を行い、調査要目の大綱として、各国の立法例及び事例を始め八項目を挙げ、速かに調査の着手に努めた。

二、継続調査

第四国会においては、調査期間は極めて短時日であつたので、十分な調査を行うに至らず、且つ本調査事件は、極めて廣汎な社会問題を包括して考察をする必要があるので、本委員会は、閉会中も継続して調査することを必要と認め、これを議長に要求したところ、十二月二十三日院議を以て閉会中も本調査を継続することに決定した。

本委員会においては、閉会中、委員会を開くこと三回に及んだが、毎日極めて熱心な研究、調査を行い、英米を始め諸外国の社会保障制度並びに我が国現行社会保障制度につき、各種の資料をしゆう集して、順次これを調査検討した。併しながら現在においては、まだ調査開始の段階にあつて、一應の概観調査の程度にしか至つておらないので、本委員会は、次期国会においても更に本調査を進める考えである。現在迄の調査によつて得た「各国立法例及び事例」に関し、その概要を摘記すれば、別紙の通りである。

各国立法例及び事例

一、ビヴアリツヂ委員会報告書内容要旨
二、現行英国社会保障制度概要
三、英国の医療制度
四、アメリカ社会保障法概要
五、ニユージイランド社会保障法概要
六、ソ連の社会保障
七、デンマーク／スエーデン／フランス／ベルギー　社会保障制度概要

【右資料省略】

調査報告書

復興金融金庫の機構及び業務内容に関する件

右の件に関し調査を終えた。よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年五月七日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

黒田　英雄　伊藤　保平
小川　友三　小宮山常吉
波多野　鼎　中西　功
米倉　龍也　川上　嘉
油井賢太郎　西川甚五郎
玉屋　喜章

調査経過概要

復興金融金庫の機構及び業務内容に関する調査は、第二回国会閉会中の昭和二十三年二月十二日付調査承認を受け、同年七月一日一應の調査未了報告書を提出したが、引続き第三回、第四回及び第五回国会共それぞれ調査承認を得て本調査を行つた。その間、委員会においては、各会期毎に七名乃至十七名の小委員を設け、会議前後十一回、打合会三回を開き、復興金融金庫の機構改革問題、資金計画と生産計画との関係、資金の生産に及ぼす影響、融資の状況及び不正融資問題、赤字融資問題等について関係官庁並びに復興金融金庫当局者より説明を聴取するとともに関係資料の提出を求める等慎重な調査を続けてきたのであるが、経済九原則の実施に伴い、復興金融金庫の機能が縮小され、長期産業資金の問題は別途に考究されなければならなくなつたので一應本調査を打切り、これまでの調査に基き次のような結論を得た次第である。

【以下省略】

調査報告書

検察及び裁判の運営等に関する調査（継続調査事件）

右の件に関し、まだ調査は終えないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年三月十日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

齋　武雄　大野　幸一
松井　道夫　岡部　常
深川タマエ　星野　芳樹

経過概要

本委員会は、検察及び裁判の運営等に関する調査について、第四回国会においても議長の承認を受け、前期国会に引続き、「仙台宮城竹三郎事件」、「昭和電工事件」、「甲府検事正官舎敷地交換事件」、「佐々木松夫事件」、「本庄事件」、「浦和充子の殺人事件」、「福島事件」等を採上げ、これに関し、調査を進めて来たが第四回国会は、開会後間もなく解散せられたために調査期間を短かく、その上各事件は、何れも事案が複雑であり且つ慎重を要するものなので、本委員会においては、十二月二十三日議院の議決を得て、閉会中も会議を開き、証人を喚問し或は、現地に議員、専門員を派遣する等、鋭意調査を進めて来たところ「浦和充子の殺人事件」、「仙台宮城竹三郎事件」、「福島事件」、「甲府検事正官舎敷地交換事件」、「本庄事件」の五件については、一應の結論を得るに至つたのでこれをここに報告する次第である。

なお、これら事件の調査に当つては、第三回国会以来二十数回にわたり委員会又は、委員打合会を開会し、九十五人にのぼる証人の証言を求め或は、現地に出張し、その他関係資料を蒐集する等慎重且つ精密な調査を遂げて来たのである。

「昭和電工事件」、「佐々木松夫事件」に関しては、まだ結論を得るに至らなかつたので第五回国会においても引続いて調査を行つて行く意向である。

（一）浦和充子の殺人事件

浦和充子事件の調査の経過並びに結果

一、事件の概要

本事件の概要浦和充子（当年三十歳）なる者が嘗て東京の浅草で喫茶店の女給をしていた当時、浦和語助と想思の仲となり、昭和十五年六月同人と結婚して同棲を初め、同人との間に初枝（本件犯行当時八歳）、圭子（同四歳）、幸子（同二歳）の三女を儲けたが、語助は近年賭博に手を出して生業も身につかなくなり、昭和二十三年三月十一日には遂にその居宅まで差押つてしまつたので、充子は、右三名の子供を連れ同月十三日か

ら語助の実兄である埼玉県北葛飾郡吉田村大字物新田三千百十四番地農業浦和誠作方に身を寄せ、同家物置の二階に八疊の一室を造つてもらつて、漸くその日その日の糊口をしのいでいた。然し、語助は相変らず賭博に耽つて千葉県東葛飾郡野田町方面の博徒の間を往来し、充子等の許に寄りつかないのみか、誠作の所へ顔出しをしてさせるよう迫られるので、充子はそのままいつまでも誠作方に寄寓することに苦痛を感じそれかといつて、同人方を離れては三名の子供を抱えて暮しの立てようもなく、将来の生活に対する不安もあるので再三野田町に語助の所在を探ねては、同人に帰つてくれるよう懇願したが一向聴容れてもらえず、遂に思いあまつて本年四月六日三名の子供と共に心中することを決意し、誠作方の居室に於て、殺鼠剤（アンツー剤）を魚三切と共に煮込み、同日午後六時夕食の際その一切宛を初枝と圭子とに與え、残りの一切を幸子と共に自らこれを食べて心中をしようとしたのであるが、幸子はその魚をすぐ吐き出してしまい、一方圭子は直ぐその一切を食べてしまつた上、なお充子が自ら食べようとした一切を欲しがつてきかなかつたので、充子は今自分が子供等と一緒に死んでしまえば、子供等は錄に葬つてもらえないだろうと思い、先に子供等を殺しその後始末をした上で自分もその後を追つて自殺しようと考え直して圭子に自分が幸子と共に食べる筈であつた一切を與えた。然るに初枝と圭子は右の魚を食べたにも拘らず苦悶を始める模様もなく幸子と共に午後八時頃眠りについたので充子は初枝等の寝顔を見守つていたところ、暫らくして初枝の顔色が幾分黒ずんできた様に見え、間もなくその足を蒲團の外に投げ出したので、これは毒が廻つてきて苦しみ出すのではないかと考え、苦しませて悶死させるより寧ろ一思いに三人の女児を絞め殺してやろうと考え、帶を切り裂いて、三本の紐を作り先ず圭子から、初枝、幸子の順に夫々その頸部に右の紐を二重に巻きつけて緊縛し、同女等を窒息せしめ死亡させた上、翌七日朝越ヶ谷警察署に自首して出たものである。

浦和地方検察庁においては、検事柴崎四郎係りで、四月七日裁判所に対し強制処分を請求し充子を勾留すると共に取調べを行い、四月十七日殺人罪の罪名の下に公判請求がなされた。

浦和地方裁判所においては、裁判長牛山毅、判事大澤龍夫、判事補勝俣利夫が事件を担当三回の公判を開き証人として、浦和語助を取調べた上、昭和二十三年七月二日判決を下した。判決の結果は検事の求刑懲役三年に対し、懲役三年執行猶予三年であつた。

検事は翌三日上訴権を抛棄し充子は直ちに釈放されたものである。

二、調査の目的

本件犯罪はわが国古来の忌むべき封建的思想の残滓が、今、なお国民の脳裡の奥深くに温存されており、これがたまたま激動する社会の荒波に傷いた一女性の行動を通じて顯現されたものと考えられるのである。かくて、本件に対する裁判にしてその当を得ずとせんか、一面においてわが国の検察官及び裁判官がその視野狭隘にしてかかる封建的思想のわが国民主化に及ぼす阻碍的機能への認識が十全ならず、ために、他面、検察及び司法が日本再建において担う機能にかくるところがあるのではないか、すなわち、わが国民が表見的民主化の様相にもかかわらず、その脳裡深く残存している忌むべき封建的思想を是認するが如き傾向が、本件検察及び裁判に感ぜられるのではないか、との疑いがある。そこで、この観点より本件を調査して、右の如き、疑いがあるばあいには、検察官、裁判所及び国民一般に対し拂拭せらるべき封建的思想の何ものなりやを指摘し、その非なる所以を警告し、これが対策についての見解を明らかにすることを目的とするのである。そこで——

（一）基本的人権、特に人の生命の尊重及びこれに関し拂拭せらるべき封建的思想に関する本件係検察官及び裁判官の認識程度

（二）前記観点よりこの種事件に於て量刑上取調べるべき事実の範囲に関する本件係検察官及び裁判官の認識

（三）本件判決が社会人心に及ぼした影響殊にその指導的効果及びその当否を中心的課題とし、左の要綱によりその調査を進めたのであつた。

第一、本件犯罪の眞相

(1) 動機

(2) 方法

(3) 結果

第二、検察官及び裁判官が取調べた事実の範囲及び証拠

第三、検察官及び裁判官が量刑上考慮に加えた事実及びその価値判断

第四、人の生命権の尊重に関する係判検事の認識、評価如何

第五、その他本事件に関し、検察裁判の運営上特に考慮すべき事項はないか

第六、この種事件を通じて国民道義、社会施設等に関し考慮すべき事項はないか

三、調査の方法

まず、本件に関する判決書、刑事記錄を取寄せて、その内容を検討した上、前後三回に亘つて調査員を浦和市、埼玉県北葛飾郡吉田村その他に派遣して、係裁判官牛山毅他十名につき事情を聽取させその調査報告書を提出させた。つぎに、厚生省児童局に対し埼玉県児童福祉施設の状況及びその手続について、最高裁判所に対して係判事が本件を審判した経過及びその量刑上考慮した諸点について、夫々、報告を求めた。かくて、委員会では以上の諸報告に基き最も重要と認められる浦和充子、浦和語助、柴崎四郎、藤井惠照、古沢傳次郎、岡田公、折原竹雄の七名を証人として訊問し、さらに、本件に対する、社会人心の関心及び動向の程度を知るため、東京大学教授大河内一男、女子評論家松岡洋子、文士宮本百合子、日本基督教女子連盟植村環、自由人権協会理事近藤倫二、朝日新聞社社会部長進藤次郎、毎日新聞社社会部長黒崎貞治郎、読賣新聞社社会部長竹内四郎の各氏よりその意見の公述を求めたのである。

四、調査の結果

第一、事実認定について

一、人間三名の命を奪うということは、よもあれ、極めて重大な犯罪である。それ故、この犯罪に対して「執行猶予」という言渡しをするには、事実認定の上において愼重に考慮せられねばならないことがらが大別して二つある。その一つは、被告人の刑責を軽からしめるに足るあらゆる事実が明らかにせられねばならないことであり、その二つは、右の如き事実を明らかにするに当つては、自己の刑責の軽からんことをねがうであろう被告人の供述のみによることなく、この供述を裏書する証拠は勿論、その他の各種の証拠が蒐集せられなければならないことである。さて、この二個の観点から本件判決における事実認定の当否を検討してみよう。

二、本件被告人充子の刑責を軽からしめる事実として、もつとも重要なものはその動機である。かくて、第一にこの点を考えてみよう。

前記各裁判官は本件犯罪の動機として、その判決に次の如き事実を認定している。即ち「夫語助は近年賭博に手を出して生業も身につかなくなり昭和二十三年三月十一日には遂にその居宅まで賣拂つてしまつたので、充子は右三名の子供を連れ同月十三日から語助の実兄である浦和誠作方に身を寄せ、同家物置の二階に八疊一室を作つてもらつて漸くその日その日の糊口をしのいでいた。然し語助は相変

らず賭博に耽つて千葉県東葛飾郡野田町方面の博徒の間を往来し充子等の許に寄りつかないのみか、誠作の所へ顔出しをして妻子の世話を頼み入れることすらないので誠作の感情を害し、同人からは頻りに語助に顔出しをさせるよう迫られるので充子はそのままいつまでも誠作方に寄寓することに苦痛を感じ、それかといつて同人方を離れては三名の子供を抱えて暮しの立てようもなく将来の生活の不安もあるので再三野田町に、語助の所在を探ねては同人に帰つてくれるよう懇願したが一向聴容れてもらえず遂に思いあまつて本年、四月六日三名の子供と共に心中することを決意し」たのであるという。さらに、右判決に関与した三名の裁判官の最高裁判所長官に対する報告書にも右とほぼ同趣旨の事実が記されている。即ち「被告人が両親の反対を押切つて迄結婚した夫であるに拘らず、自分許りか三名の子供迄夫から顧みられなくなり、且生活にも窮してきた」こと、「被告人は夫とその実兄浦和誠作との間の板ばさみとなり、寄寓先の右誠作方にも居にくくなり、さりとて両親の反対にも拘らず結婚した場合だけに、今更両親の許にも帰れないと、三児の幸福のため、独り心痛し、而も斯る困迫の境地にある者として、その境地を脱するため、法律上の救済乃至社会施設に対する依頼等の手段に出るべく考慮をめぐらす」能力がないこと、「被告人としては襲い来るであろう生活苦のために子供達を苦労させるに忍びない」という母性愛から、死が子供達にとつてこの苦労を免れさせる途であると考えたことである。主任検事の見解もこれと殆んど同様の如く認められる。従つて、それは、次の三点に要約できるであろう。まず、(1)生活苦があること、即ち夫語助が家を出て賭博に耽り充子等妻子を顧みず、さればといつて、充子自身も子供三名を抱えては働くことができないこと、(2)他の援助を求えめないこと、即ち寄寓先である夫の兄誠作にも自己の両親にも頼りえないと感じたのみならず、他に法律上又は社会施設による救済手段を考慮する能力がなかつたこと、(3)死が子供達の不幸を免れしめる途であると考えたことである。

まず、第一に被告人充子が当時直面していた生活苦はどの程度のものであつたであろうか。この点は、本件判決及び裁判官の前記報告によつても、或いは一件記録によるもしかく明らかにせられていない。判決では「漸くその日その日の糊口をしのいでいた」とか「幼児三名を抱えて生活の見込みも立たず、将来に対する一切の希望を失つた」とあり、右報告でも「且生活にも窮してきた」とか「襲い来るであろう生活苦のため」とある。いわんとするところは充子は当時既に幼児三名を抱え相当貧乏生活をなしていたがまだ多少の期間命をつないでいける、しかし、当時の状況のまま進めば将来乞食をするか餓死するかの悲況に立至るという客観的状況にあつたというのであろう。だが当時の貧乏生活というのはどの程度のものであろうか。主食は配給だけであつたろうか。配給はどのようなものがどの位あつたであろうか。配給だけでは彼女等の生命維持にどの位足りないのであろうか。配給外にどこからどんなものをどの位入手していたであろうか。副食物についてはどうであろうか。その他の生活必需品の入手状況はどうであつたろうか。一ヶ月に結局どれだけの生活費がいるのか。その金はどうしていたか。こうした点が明かにされねば当時の彼女等の生活状況が貧しかつたか否かは判定できない筈である。さらに、夫の語助、寄寓先の誠作、充子の父又は兄等によつて将来充子の生活が援助されうるかどうか。充子としても子供三名を抱えて誠作方とか近隣農家の野良仕事を手傳うことが眞実できないものかどうか。その他、充子として将来生活費入手の途が全くなかつたか、尠くともなかつたと考えるのが無理からぬ事情があつたか。それらの点が明かとならねば、充子が将来生活の窮迫化を来す状況にあつたか否か明らかでない。また、将来といつても、どの位先であろうか。一ヶ月か三ヶ月か、或いは六ヶ月か。そのことは、当時の充子の所持金の額、所持品等とそれ迄の一ヶ月間の平均の生活状況とを比較してみねば判明しないであろう。当委員会における調査によつてもこの点につき完全に明白にされたとはいえない。しかし、充子自身の証言によつても当時それ程窮迫しておらず、まだ一ヶ月位十分生活できたとのべている。長女初枝も小学校へ通学していた。充子一家が他の家庭と比べて相当困つているという噂もなく、奥山駐在巡査や鈴木民生委員の耳にも入つていない誠作のみるところでも充子の生活は普通で別に困つている様子はなかつたという。これらの証拠から考えて当時の充子の生活は貧乏であり、不安であつたことは覆いえないとしても、死の動機となる程度の生活苦とはいえないであろう。もし、充子の公判廷における供述を信用すべしとするならば、これを裏書きするに足る前記の如き各具体的事実に関する証拠を必要とするものといわねばならない。

さらに進んで、右の如き若干の生活困難を齎した原因はどこにあるであろうか。夫語助の不身持をあげねばならない。賭博に耽つて、妻子の許によりつかず、その生計についても十分な面倒をみないで、住むべき家も賃拂つて顧みない。しかし、その間三回に八千円の金を與え、将来少くとも子供の面倒はみる積りだといつている。だが、それにしても、語助のとつた措置は人の夫、人の父として甚しく無責任だといわねばならない。それは、まさに、本件の裁判官及び検察官の指摘している通りである。それはそれとして語助をしてかような不身持に走らしめた理由は何処にあるであろうか。果して、充子にその責なきや、疑いなきをえないであろう。語助と充子の結ばれし当初にその萌芽がありはしないか、充子の性格、素行に胚胎してはいないか。充子は勝気で見栄坊だともいう。語助出征中充子は語助の弟彰と関係を結び妊んだ子供を闇に葬つたという噂もある。そこにはそれ相当の事情もあり、いわば今次戰争のうんだ悲劇の一齣でもあろうが、やはり充子に一片の責なしと断じえない。これらのことは、別に項を改めて考えてみるとして、ここでは、唯、語助の放埒に関し、充子にも亦その責を負うべきものがあることを明らかにし、検察官及び裁判官共この事実を看過していることを指摘しておこう。つぎに、充子が三人の幼児を抱えては全く働きえなかつたか否かが問題である。充子は夫の兄誠作方に寄寓していた。誠作方は比較的裕福な農家であり、近隣もすべて農家である。充子にして、ほんとうに働く積りであるならば、誠作方の農業の手傳いをするとか、近隣の賃仕事をするとかいう方法があつたであろうことは想像に難くない。八歳の初枝は小学校に通うので手はかからない。学校から帰れば二歳の幸子の守もできる。四歳の圭子を主としてみればよい。それも、誠作方には小供六人おり同人の妻の妹もいる。充子が仕事をしている最中だけでも誠作方で面倒をみて貰うこともできる。誠作方には充子の手傳う仕事も十分ある筈である。本件後、語助は七十五日間誠作方で働いていたことからも明らかである。充子として

も、ほんとうに、生活に困つて自ら働く積りであるならばそうしたことも当然考えるべきである。考えた結果そうした野良仕事は嫌だと思つたのかも知れない。充子がかつて喫茶店の女給をやり、東京生活に馴染み、金使いが荒いといわれる点からさように認められないこともない。もし、然りとすれば、充子は自ら肉体労働をして迄子供を養うということを嫌つて、生活に不安を齎らしたともいえるわけである。子の母として、まことに、母性愛にかけているものといわねばならない。裁判官及び検察官のこの点に対する事実の探求も不十分であつたと称せざるをえない。

第二に、被告人充子は、将来生活を維持してゆくため、果して他より援助をうけえられなかつたであろうか。うけえられないと考えることが妥当であつたであろうか。充子の夫語助は全く頼りにならなかつたであろうか。成程、語助は家を離れ博徒の間を流れ歩いて正業につかず、賭博と酒の日を送り、妻子を顧みず、充子の嘆願に対してもすげない態度であつた。しかし、語助は、本年三月十一日家を賣つた代金五万五千円中同日三千円、三月十四日三千円、四月五日に二千円合計八千円を充子に渡しているのである。一箇月足らずに当時の金で八千円の生活費を充子に渡しているのである。語助が口で何といおうとやはり、夫として父として、妻子の生活のことを考えていたればこそではなかろうか。そして充子が本件犯行を犯したのは二千円を貰つた日の翌日四月六日の夜であつた。前日に二千円の生活費を受取つており乍ら翌日には語助から生活をみて貰うことは絶望的だ、死ぬより他に道がないと迄、語助を見切つてしまつたということはやや諒解に苦しむところである。語助が全く頼りにならないと考えたという充子の供述には相当疑問があるものとしなければならない。殊に、本件で釈放されて後充子は語助と同じ家に住み、喧嘩をし乍ら、語助が出てゆけといつても出てゆかず互いに多少未練があるようだという点からも右の如き充子の供述は容易に信じ難い。さらに、充子が、夫の兄誠作や自己の両親その他の親戚に対しても一言も生活について相談したり、依頼したりしていない。それは、頼んでもどうせ駄目だと思つたからだという。しかし、充子は少くとも本件犯行の四月六日迄は前述の如く、ほんとうに、生活に困つていたという程でもなかつたので、生計についてこうした人々に依頼したり相談したりする必要もなかつた筈である。それ故、これらの人々に、将来の生活について相談したり依頼したりすることを考えたかどうかも疑問である。誠作の言によつても、同人が充子の生活について、十分関心をもつていたればこそ語助のことについて、充子にやかましくいつたのであろうし、万一のばあいには、若干の面倒をみる気持はあつた。充子の父親その他の親戚についても同様であろう。生活不安のため子供を殺そうと迄考える程ならば、一應親兄弟に相談してみる筈である。その親兄弟も別段仲違いをしているわけでもなく、遠くに離れて疎遠になつているわけでもない。一應相談する。駄目かも知れないが恥を忍んででも相談する。借金もする。それが人情である。それが人の子の母としての当然の情けであるべき筈である。しかも、本件では誠作始め充子がもしそうした相談をしたならば当然ききいれられるであろう客観的状況にあつたのである。こうした点から考えて、充子が親戚に相談しても駄目であろう、あてにはならないと考えたという供述は他に何等かの証拠がなければ信用できないものと考える。もつとも、充子は、親の反対を押切つて語助と結婚したのだから親許へ頼つてはゆけないといつている。しかし、充子夫婦は戰災後、充子の父の許に疎開して、父や兄岡田公とも親しく交際していたし、充子は父に対し家をうるときも誠作方へ引越すときも相談しているので、子供を殺す迄につきつめたことを相談できないことはない筈である。つぎに、充子が、ほんとうに子供三人抱えては生活ができず、かといつて、夫や親戚が頼りにならないのならば、子供を預けて働くために民生委員や役場に相談して母子寮等の社会厚生施設又は社会福祉施設を利用する方法をなぜとらなかつたかという点である。充子は無智のためかような方法を知らなかつたとのべ、検察官は当然然るべしとして何等の調べもせず、裁判官も充子の供述をそのまま信用したといつている。だが、果してそれが通常の常識とみられる弁明であろうか。充子は高等科を卒業した三十歳の婦人である。学校の成績も六十人中十四、五番といえば悪くはない。特に智能が劣つていると考えられる節も見出せない。かような者が、そうした場合、何等かの社会施設があることに思いを致すのが通常の事態であろう。少くとも、警察とか村役場とかにきいてみるという考え位起りそうなものである。わが子をそのため殺すか否かという境目である。そこ迄考えてみるのが人の情として、まさに、しかあるべきであろう。もし、考えなかつたとすればそれはほんとうに生活に困つていたのではないか、もしくはよくよく取のぼしたということになる。だが、充子は三人を殺す決意をする迄に相当考えていることである。犯行一ヶ月余り前の家をうるときに既に考え、その後も語助に幸子を預けるべく手を盡し、当日もアンツー剤をかつて煮物にいれるとか、毒をのませた上更に絞め殺すとか、殺害後、子供等の服を着替えさせて身辺を片づけるとか、翌朝迄まつて初枝のズロースを洗濯するとか、決してそれ程に取乱していたとは認められない多くの事実が明かにされているのである。従つて、充子がそうした社会施設のことを考慮にいれなかつたことは、かえつて、彼女がそれ程生活に困つたのではなく、生活苦が本件の重要な動機ではないことを物語つているものと考えることができる。かりに、然らずとしても、充子の智能年齢からみて、このことに思いを及ぼさず、子供に死を選んだことは余りに非常識といわねばならない。

第三に、被告人充子がかような状態からくる子供達の不幸を免れしめるには死以外に途がないと考えたかどうかの点である。死が生きることよりも幸福である、少くとも、不幸より免れる途であるという考え方が、いかなる意味においても正しいものということができないことは疑いない。深い哲理的な考え方もないではなかろうが、人間生活のそして社会の健全な発展と幸福という立場からは、かかる理論は到底許容せらるべきでない。しかし、現実の人間生活において、殊に、苦難の前にともすれば弱い女性として往々にかかような考え方が行われていたことは推測に難くない。母性愛は女性の本能ともいえよう。母がかわいい子供の命をとろうということはよく〳〵のことでなければならない。従つて、充子が三人の子供を殺そうと決意したのは、やはり、子供かわいさの余り、その幸福をおもうか不幸を免れしめるためかであることは十分ありうることである。だが、それ迄に思いつめる原因は何か。生活困難ということは叙上の如き意味において、この原因として適当ということはできない。少くとも、充子のこの考え方とを結びつけることに

付、われ〳〵を納得させる程明らかとされていない。

三、一体充子はいわゆる「母子心中」を決意したものであろうか。検察官及び裁判官はそう認定している。それは果して妥当な認定といえるか、あらゆる証拠がこの認定を合理的に説明でき、予盾しない解釈が可能であろうか。充子は、母子心中を決意したといい、子供を殺した翌朝自らも死ぬ積りでアンツー剤を煮こんだ魚汁を飯にかけて食べ、毒の廻る迄時を過ごしてから警察へ自首したのだという。しかし、このことを裏書する証拠が取調べられていない、のみならず充子自身が死なねばならない理由が右の如く生活苦を根拠とする限りやや薄弱である。子供のみを殺そうとしたのだが後になつて、自己の責任を軽からしめるため弁解として母子心中だといいだしたのではないかとの疑いもないではない。かりに、本当に自分も死のうと思つたとしても自己が生きられないから子供を道連れにしたのか、子供を殺す結果、生きていられないと思つて自分も死ぬのか、こうしたことも明かでない。充子は母子四人の死出の旅路への食事として自分と幸子とで一切で足りるという理由で魚の切身三切だけ買求めたといい、子供の死後の後始末のためという理由で自らはその夜毒をのまなかつたといい、葬式の面倒をみて貰うためという理由で自首したと弁解しているが、それは必ずしも筋の通る理由とはいえない。すなわち、死の旅路への首途としての食事であつてみれば、当時、相当の所持金もあつたことであるから四切の魚の切身を買つて、子供等と同じように食事をすべき筈であろうし、母子心中というばあい子供を殺してすぐ死のうとするのが昂奮せる女性の通常の心理であるべきであり、自首後毒が廻つて死に至ると考えたという弁明も後にのべる如く前夜の毒を飲ませた後の子供等の経過から考えてその毒――と考えたアンツー剤――では死にえないか、しかく、短時間に死に至るものでないことは容易に想像ができた筈であることからも甚しく疑問である。語助のいう如く、充子が本件による執行猶予になつた後、子供達の墓参もロクにしていないことが事実であるとすれば、この疑いをこくせざるをえない。

四、以上の如き観点より、検察官及び裁判官の本件犯罪の動機に関する認定は国民をして首肯せしむることは出来ない。従つて不満足であるとのそしりを免れない。調査すべき事実において、かけるところがあるのみならず、認定の基礎である証拠も極めて一方的である。裁判書の記載によれば、その証拠として第一審公判廷における充子の供述のみをあげるに止まる。その他、警察において、語助、誠作及び誠作の妻きく、公判廷において語作をそれ〳〵証人として取調べたのみであつて、その証言の内容も必ずしも充子の供述を全面的に裏書きしているものではない。前記示の如き各種の疑いを合理的に説明するためには、さらに、充子の父、兄、語助の弟彰、自首を受理した警察官、吉田村駐在巡査、民生委員、その他について、事情を聴取すべきであつた。

果して、然らば、充子が本件犯行を犯すに至つた動機をいかに認定することがより合理的であろうか。そこに次の如き諸事実を認めることができる。即ち、(1)収入に関する見透しがなく将来の生活に対し相当な不安があること、(2)誠作方に寄寓することが誠作の感情その他から居辛く、さりとて、他に住むべきところもなく住居不安定のため焦躁感におそわれていたこと、(3)夫語助が充子と語助の弟彰との間を疑つて充子に対し愛情を失い賭博と酒に身を持ち崩していることに関し、悲しみ、やるせなさ、憎しみ、恨み、そういつた女性特有の複雑な感情があつたこと、(4)生来の勝気、派手好みの性格から当時の生活状態に嫌気を感じ、右の如き感情に拍車をかけたこと、(5)充子の気質として誠作や自己の父兄等の親戚に対し、自己の生活の不愉快さを訴えて援助を求めるという気持になることができないで漫然そうしたことは駄目だと速断したこと、(9)社会厚生施設又は社会福祉施設の利用等について、充子の勝気な気質からそのことに思いを致さなかつたこと、(7)以上の如き事情と感情とが渾然として、極端な厭世感に襲われたこと、等であろう。そして、その結果、ただ、漫然と母子心中を決意するに至つたものと認められるが、自らも自殺せんとの決意が強くあつたかどうかについては判然しない。しかし、充子の精神的欠陥とか月経中の異状心理という事実はない。このことに関しては、検察官及び裁判官の認定は結果において正当にきしているが、充子本人に対しても取調べを行わず、裏書証拠をも蒐集していないことは杜撰のそしりを免れない。

五、本件の殺害方法について、充子は子供達にアンツー剤をのませて寝かせたところ、初枝が布團の外に足を出し顔が黒ずんできたので、もし毒が廻つて苦しんでは可愛想だと思つて絞殺したとのべている。ところが、アンツー剤は人間に対しては無毒である。殺すだけの作用はない。充子はそれを知らなかつたとはいえ、一向毒が廻らないので、これでは殺す目的が達せられないと考えて絞殺したのではないかとも考えられる。アンツー剤をのませたが、殺すことができそうもないので絞殺したということになれば、その手段において充子の弁明するところよりもさらに責むべきところが大であるといわねばならない。それ故、充子が用いたアンツー剤が人体に対し、どの程度の作用をするものか、これをのませたばあい、渇を覚えるとか量によつては顔色が変化するとかいう結果を生ずるかどうかを明かにする必要がある。また、もし、充子がアンツー剤が子供達に対し何等の影響を与えなかつたということを知りえたとしたならば、翌朝自殺の目的でアンツー剤をいれた魚の煮汁を食つたということも根柢から覆えされることになる。

六、最後に、充子の子供に対する考え方、思想といつたものに対し、検察官及び裁判官が関心を拂つて取調べたという形跡を認めることができない。

日本では、従来「子は親のものだ」という考え方が非常に強い。後にのべる如く、この思想は一箇の人間である子の人権を侵害するおそれのあるもの、封建的なものとして許されるべきではない。そして、往々この思想が母子心中等のばあい、無意識的にその心中決意の底に流れ、この決意を容易ならしめるものであることは疑いえない。それ故、この考え方を見えざる基盤とする犯罪であるか否かは、その犯罪の情状に大きな影響を与えるであろう。しかるに、本件については、検察官及び裁判官によつて、すくなくとも、意識的には明かにされていない。充子ののべるところは、子供に苦労をさせたくないと思つたので殺したとか、男親の許においては子供が可愛想であるとか他人の子供を預つているのならば殺さないという点から、充子もやはり、右のような「子は親のものとか」「子は女親と共にあることのみが幸福」といつた考え方が、無意識にしろ、相当強いものであることをうかがうことができる。

第二、量刑について

一、さて、前項にのべた如き事実認定において、充子が本件犯行

を犯した動機には、まことに、多くの同情すべきものがある。一言にしていえば、人間の生きてゆく上においての多くの苦難と、子供達にこの苦難をなめさせたくないという親の愛情とである。

この苦難が、充子をして死を決意させるのもやむをえないとか、全く氣の毒だというに足る程度とみられるかどうかも甚しく疑問である。ともかく、敗戦日本の生活は惨めである。充子以上の生活苦と戦争がもたらした家庭生活の破壊とに苦しんでいる人は外に数多くあることであろう。しかし、彼等の大多数は、何とか生き抜こうと努力しているのである。それが少くとも現状に於ける、人間として守らねばならない社会道徳であり、さけえられない人間の生存本能だからである。苦難に敗れて死に逃避するという考え方は、人間社会を破滅に導く。充子の直面していた苦難は決して、死の決意を合理化し、もしくはこれを宥恕すべき程度のものとはいえない。この苦難の故を以て、人の生命を奪う行為に対し実刑を加えなくてもよいという根拠にはならない。

二、そこで、充子が考えた子供達にこの苦労をさせたくないという親の愛情を、法律上どう評価すべきかである。この愛情に基く殺人なるを以て、その行為に実刑をかしないといえるであろうか。

もし、これを是認するとすれば、それは、法律上この愛情を正当なものとして評価したものとなるか、少くとも、刑法の権威がこの愛情に対し一歩の譲歩を示したものとなる。それは、切々たる母性愛の至情として、われ〳〵の胸にひびく。美しいものとして多くの人々に考えられている。しかし、この愛情の根柢には、子は母と共にあることのみが最も幸福である、子は親のものといつた思想が流れていることを直視せねばならない。この思想から、充子自身の考えである「苦難を免れるため死へ逃避すべし」という論理を、子供にも押付け、そしてこれを実行したのである。そして、それが親の愛だと盲信しているのである。そこに大きな誤りがある。許し難い二つの思想がある。「苦難を免れるため死に逃避する」という考え方と、「この考え方を子供に押付けることが、子供の幸福をねがう親の愛だ」という考え方である母性愛の名の下に親の考えを子供に押付ける、ということが当然正当なものと考えられている。明らかに「子は親のもの」とする思想である。そして、それが母性愛とか親の愛とかいう言葉によつて、美化せられ僞装せられているのである。果して、然らば、かかる思想こそ、民主主義の根本思想に反し、基本的人権思想への反逆児であるといわざるをえないであろう。この反逆児的思想に対して、生命権を擁護せんとする刑法の権威が譲歩してよいであろうか。強く否定せざるをえない。かかる意味での親の愛から犯した犯罪だということは、何等その刑事責任を軽からしめる理由とはならない。子供達の生命権を尊重しなかつた充子の惡性に、軽減的な意味を與えるものではない。

しかし、このことは、他面、次の如き二つの意味をもつていることを否定するものではない。その一は、充子は自分の子供なるが故にその生命権を尊重しなかつたのであるから、わが子以外の他人の生命権に対しては必ずしも、軽視するものでないこと、その二は、充子がかような事情の下に子供を殺したのであるから、再犯のおそれは殆んどないこと、である。この二つのことがらは充子の本件における刑事責任を軽からしめる若干の意味をもつものといえよう。

三、つぎに、本件殺害行為の惨虐性ということをあげねばならない。

毒薬――眞実は毒ではなかつたが、充子は主観的には毒薬と考えていた――を子供三人にのませた上、次々に三人を絞殺した。その方法は、通常の幼児殺や嬰児殺に比べ惨虐であるといわねばならない。元来、嬰児殺においては、鼻口部等の圧迫による窒息死、放置による凍死とか窒息死とかがその大部分をしめ、幼児殺においては絞殺が多い。しかるに、充子はまず毒殺を企てた。古来各国の立法例においても、毒殺は殺人罪中でも比較的重いものとされ、毒殺は犯人の計画性と陰険性を示すものと考えられていた。それ故、充子が、三名の子供に対し先ず毒殺という手段を選んだこと自体一の惨虐性を示しているものといえよう。勿論、充子が女性なるが故に、力を伴わないこの手段を選んだものといえるが、それは、成年者を殺害するばあいに女性特有の手段としていわれることで、無抵抗な幼嬰児が被害者であるばあいにその刑責を軽からしめる理由とはならない。さらに、充子は、毒を與えた子供の寝顔を眺め乍ら、その経過をまち、相当時間を経て絞殺した。ここにおいても、冷静な計画性を示している。しかも、被害者は三名である。いまだ、世の中のことも何も知らない頑ぜない子供、三人である。かように抵抗力のない幼児を、各種の方法しかく、あく迄殺害を敢行しようとしたことは、一面、充子のもつ惨虐的性格を示すものと解することができる。これらを合わせ考えれば、本件犯罪の手段は相当惨虐性をおびているものといえよう。

四、つぎに、充子が三十歳という相当思慮分別ある年齢であり乍ら本件犯行を計画的に行つたことを無視することができない。充子の言によれば、本件犯行の約一ヶ月前から子供を殺そうと考えていたのである。彼女も齢既に三十歳であり、世の中のことも十分理解できる筈である。一ヶ月の間には十分反省の余裕もあつたであろう。しかも、充子は熟慮の上極めて冷静に、計画的に本件犯行を敢行しているのである。決して、偶発的激情的犯行ではない。計画的の点において偶発的のそれより重しとせねばならない。

五、被告人充子に再犯のおそれが殆んどないということは一應いえるであろう。けだし、本件犯行の動機たる事実は、しかく、再三生起することがらではないからである。

殺人罪の如きは特別なばあい、たとえば、強盗致死とか博徒の出入による殺人の如きを除いては再犯のおそれのないのが通常の例であつて特に本件においてのみ然るのではない。それ故、再犯のおそれがないという点はそれ自体としても、充子の刑責を軽からしめる事由として過大評価することは妥当ではない。さらに、充子の本件犯行から帰納される彼女の性格と物事の考え方、ことに前項の如き意味での計画性、惨虐性と、ばあいによつては人の生命を軽視する態度は、將来彼女の人生行路に襲いくるかも知れない多くの苦難と紛争にあたつて再び彼女をして殺人の如き犯行を犯させる危険性は通常人のそれに比べてより大であるともいいうる。

六、つぎに、係裁判官及び検察官は、充子に適当な引取人、即ち、司法保護委員藤井惠昭師のあることが、本件を執行猶予とすることを妥当とする重要な事由の一としている。

この点も、疑いなきをえない。身元引受人を量刑上考慮に加える理由は、それによつて、被告人に甦生の途を與え、再犯のおそれを小ならしめるからである。しかるに、充子が殺人の累犯を重ねることは前述の理由によつて殆んどない、被告人に三人の子供という足手まといがなくなれば生活に困るということ

もない。親戚も社会の多くの人人も彼女に対し同情の目で眺めているので、破廉恥犯罪者に対するが如き冷遇ということも判合少いであろう。してみると身元引受人があるか否か、それが確実か否かは、充子に実刑をかすべきや執行猶予となすべきやについて特別に重要な意義はないものといわねばならない。もしそれ、本件担当裁判官及び検察官の見解にして、身元引受人がなければ実刑をかするを相当とし、確実な引受人あるが故に執行猶予を妥当とするものとせんか、これを妥当とすることは到底できない。

七、この種の犯罪に対する量刑の一般的基準を明かにすることは極めて困難である。しかし、不破武夫氏「刑の量定に関する実証的研究」とか植松正氏「刑罰量定における人的條件の関與」（裁判心理学の諸相所収）に、掲げられている各種の事例と比較してみて、本件犯罪はその行為の客観的形態において一般嬰児殺に比し、その刑責極めて重いことが判明するであろう。即ち、従来の考え方において執行猶予にするのが常識であると考えられている「嬰児殺の定型的形態」に比べ、本件は、(1)被害者が幼児殊にその一人は八才になつていること、(2)被害者が三名に及ぶこと、(3)殺害方法が惨酷であること、(4)被告人充子が分別心ある年齢であること、等において著じい批難理由を示している。それ故、右の如き学者の研究に現われた、後前の判決例と対照しても、本件犯罪に対し執行猶予を言渡すことの妥当性を根拠づけることは困難である。

のみならず、前記にかかげた、京大教授大河内一男氏他七名の学識経験者の見解においても、叙上の如き各種の事由とほぼ同様な見解の下に、本件の量刑は軽きに失するとしているのが大部分である。

八、もつとも、本件係裁判官は被告人の夫浦和語助は「夫として又亡き子供等の父として何等の責任をとる態度なく、弱き女性に対する男性の無情が本件犯行の大半をなしている」とし、被告人は教育程度低く、教養も足りない女性であるため、今直ちに基本的人権の尊重、個人の尊厳等の崇高な理想を彼女に期待することは未だ充分でない」その目的の達成は、單に刑罰の効果のみに期待すべきものではなく、国家の他の機能なる教育等の力に待たなければならない。殊に民主主義の国家にあつては各種の機能は各国家機関に或は團体に分化せられ、その機能の調和を保つところに国家作用の円満が期待せられるのであつて、一国家機関のみが、その範囲をひろめることは、国家機能の破行状態であり、独裁に赴く危険すらある」とのべて、これを本件につき執行猶予とする最も重要な理由としている。

然り、抽象的にことを論ずれば、正にその通りであろう。だが、「国家機能の調和」は、その国、その時代の国家のおかれた立場とか社会状勢とかをにらみあわせて考えられねばならない。そして、現下の日本が連合国の占領下におかれて、その占領政策の滲透殊に封建的思想の拂拭と基本的人権の尊重その他民主化の徹底が一日一刻も早く且強力に行われなければならない状勢にあること、わが国の教育その他の文化施設が諸外国に比べて著しく後れているがこの文化施設は一朝一夕に急速的にできるものではなく、かするに相当の時日を以てせねばならないこと、わが国社会状態がいつの世いつの時代の敗戦国のそれと同じく、生活の困難、道義の低下等によつて混乱に混乱を重ね近時漸く回復のいとぐちを見出したにすぎないこと等が十分考慮に加えられねばならない。このとき、いたずらに社会施設等の文化向上をまつて、その間、刑法の権威を譲歩することは果して妥当であろうか。一面的の弊害があるにしても、文化施設の欠陥を刑法の権威によつて、補完することは、現下として、まことにやむをえない事理といわねばならない。この意味において右の如き裁判所の見解には左担できないのである。刑法がその権威性を主張するのは、秩序の乱れた社会においては、つねに、あるべき姿である。固より、そこに、多く弊害あることを否定するものではないが、もし、それが文化施設の欠陥を補つて、社会秩序の維持と回復に貢献するものであるならば、裁判官として刑法の権威を認識し、これによつて、社会指導的な機能を営ましむべきである。

九、以上の理由によつて、浦和地方裁判所の三裁判官が本件犯罪に対してなした量刑は当を得ないものであると考える。

そして、この量刑を妥当なものとして検事の上訴権を抛棄してこの判決を確定させた柴崎検事の処置も亦失当であると考える。

第三、本事件における事実認定及び量刑の妥当性をかいているのは、相当検察官及び裁判官の封建的思想に対する批判並びに基本的人権の尊重において、その認識にかけるところあるがためではないか。

さて本件においては、以上説示の如く、担任検察官及び裁判官共本件の眞相を明かならしめる事実認定においても、法律的結論たる量刑においても妥当性をかいているものと考える。

しかして、その原因は、第一に民主国日本の再建にあたつて徹底的に拂しきし清算しなければならない日本古来の封建的思想の何ものであるかについて十分な研究批判が行われていない点にある。それは、「死への逃避」を是認する思想いわば、人の生命をばあいによつては比較的軽く考える思想がその一つである。それは、わが国において、鎌倉時代より徳川時代の終末に至る間数百年間幕府政治の下に築きあげられた典型的な封建的社会の中に発生し、育成せられ、完成した封建的思想の代表的なものの一つである。それは、義理人情の名の下に、理屈をぬきとして生命を軽んずる考え方である。武士階級においては、君主のため臣下なる者は一命を鴻毛の軽きにおき、博徒侠客等の町人やくざの社会において義のため生命を賭することが已れの名を挙げる所以であり、一般農民町人階級にあつてもこの考え方が深くしみこみ、信仰のため、愛のため、復讐のため、たやすく死を撰ばんとするものがあつたのである。そして、一般民衆も、亦その行為を是認するのみでなく、生命を軽んずるが故にこれを詩的に美化して讃美せんとしたのである。そこでは、死を撰んだ理由の当否ということはしかく深く批判されず、生命を賭するという心意気が無批判的に讃美されたのである。それは、今次戦争中の玉砕とか体当りとか、斬込み戦法とかにおいて死を軽んじ、むしろこれを嘆美する思想に通ずるものがある。しかし、人類の幸福と発展を期する以上いかなる意味においても、死は讃美すべきものではなく、生命は軽んずべきものではない。勿論、それは死を免れるために罪悪を犯してもよいということではない、生命の価値を十分尊重すべしとする意味で、軽々しき理由や目的で生命をすてるべきでないというにある。いわんや、人生行路において個人的苦悩より逃避するため死を選ぶというが如きは到底許さるべきではない。しかく、生命を軽んずべきではない。この点に対する十分な批判がかけているものと考えられる。その二つは「子は親のもの」とする思想に対する批判である。この思想、この考え方は時として、「親の愛」「母性愛」の美

名の下に横行しているのである。「愛」の名の下において親の封建的考え方が子に押付けられているのである。「子のため」という仮面の下に、一方的無批判的な親の封建的考え方を子に押付けることが社会より当り前のこととみられているのである。本件においても正にしかりといわねばならない、そしてこの点に対する分析批判においてかくるところありと考えられるのである。

原因の第二として、基本的人権の尊重という面において、その研究もしくは認識にかくるところありと考えられる点である。生命権は基本的人権中最も重要なものである。男女、長幼、貧富、賢愚によつて差異のあるべき筈がない。それ故、たとえその被害者がいかなる者であるにせよ、幼嬰児たると、わが子たると、不具者たるとその生命権は十分尊重せられねばならない。その生命を奪うが如き犯罪に対しては、よほど、特別の例外的事由がない限りは実刑をかすべきである。執行猶予とするには、その特別事情の認定評価において慎重を期さねばならない。勿論、執行猶予にすれば、関係者にも異議がなく確定するであろうからといつた安易な考え方があつてはならないし、本件においてかかる安易な考えがあつたとは考えない。ただ、本件において、特別事情の認定評価が前述の如く、必ずしも慎重且十分となしえないのである。

第四、本件調査を通じて考慮せらるべきその他の諸点

一、日本国憲法において明示されている男女平等の思想に対する国民の理解が不十分である。

男女は平等であり、夫婦は平等である。このことの思想的根拠については既に明かであろう。しかし、それは、どこまでも人格平等であつて、責任の形式的平等を意味するものではない。男女夫婦それぞれその能力に応じた責任の分担と完遂があらねばならない。責任なき平等を悪平等といえよう。本件においても、語助の夫として父としての無責任さは十分批難せらるべきである、彼をして、かくせしめたものは、彼の出征中における彼の戦死を誤認した妻の不義であつた。それは、ただ充子のみを責めることもできない戦争の齎らした悲劇の一つである。たとえ、かかる事情があるにしても、語助の夫として父としての責任を免れしめるものではない。彼が自らの責任を自覚し、彼の周囲の者も彼をしてその責任を遂行せしめるべくつとめたならば、充子の本件犯行も未然防止できたであろう。この一事件を通じて、世の夫たり父たる男性は男性としての責任に対する自覚を強めるべきである。そして、国家の施策においてもこのことを明かにせねばならない。

二、母子寮その他の社会救護施設の完備、利用手続の簡便、及び世人のこれに対する認識の徹底を図るための啓蒙宣傳が考慮せられねばならない。

本件において、生活不安と充子が三人の子を抱えて働けないということも動機の一となつている。それ故、もし、かかる母子に対して母が働きに出る間、子供をみながらできる仕事を與えるとかいう社会施設のあることに、充子が氣づいてこれを利用したならば、本件犯行に至らなかつたであろう。或いは充子は氣づいていたかも知れない。しかし、施設の不十分の手続の繁鎖から彼女としてはその救済を求めることができなかつたかも知れない。いずれにするも、こうした施設の数が不十分であり、内容が貧弱であり、そのため勢い手続がやかましくなつているのみならず、一般世人は、こうした施設によつて救済をうけることに対して、十分な認識をもつていない。自ら救済を求めるばあいでなくとも、近隣の困窮者をしてその救済をうけさせるべき施設の存在、内容、手続に付て知つていなければならない。かような施設の完備、手続の簡易、世人のこれに対する認識の徹底こそ、本件を通じて最も痛切にその必要が感ぜられるのである。

三、女性特有の犯罪に関しては、婦人裁判官を関與させるのが妥当ではないか、従つて将来婦人判事を採用すべく考慮すべきではないかということに付今後研究せらるべきである。

本件の如き事件の捜査、審判について同じ女性を関與させることは一面の利点なしとしない。その母性愛の心理について夫婦間の感情について、月経時の異状心理についてそれ〴〵女性にして始めて、眞相を知りうることも少くない。それ故右の如きことがらについて研究を進めるべき価値がある。

四、つぎに、最も重要なことは、検察官及び裁判官をして、封建的思想の眞の姿とその反民主的機能の実態とを十分把握させ、その視野をひろめるため、さらに、徹底した対策がとられねばならないことである。

検察官及び裁判所は、あらゆる社会的紛争に没入し、その具体的事件を通じて、国民大衆に対し、国家の向うべき途を示し、民主主義の何ものなるやを教示すべき重大な任務をもつているのである。それ故、既に、各方面より屢々指摘されているところであるがその視野はひとり、既成の実定法や古い思想に止まることなく、右の如き諸点をも含めた、極めて廣汎なものでなければならない。そして、それは検察官及び裁判官各自の責任であると共に監督官庁たる法務庁及び最高裁判所当局の職務である。司法修習生の研修その他職員の素質向上のための研習制度においても、本件の如き具体的事件を通じて、これらの視野に関し生きた研習がなされねばならないものと考える。

五、さいごに、国民一般大衆に対し、本件の如き幼兒殺し事件が單に生活苦の必然的所産とした安価な同情の涙を以てのみ観察せらるべきものではなく、この事件は日本人の一人々々として沈思再省すべき、封建的思想の残滓を根柢として、惹起されたものであるということを強く警告しなければならないのである。

それは、一は封建的義理人情のためになされる「死の美化」との仮面の下に生命を軽視せんとする思想であり、その一は「母性愛」の仮面の下に子は親のものとする思想である。これらの思想が、わが日本の民主化に対しあらゆる面で大きな阻害的役割を果していることを十分認識しなければならない。そして、かかる思想に立脚してひき起された事件は、表見的にいかに同情に価するが如き形相を具えていても、その眞相を正しく把握し、自ら反省の資となすべきであることを警告しよう。

（二）　調査の基本問題

第一、調査の目的

近時、検察官に対する各種の批難の声が漸く世人の注目をひくに至り、あるいは検察官がいわゆるボスと結托しているといい、あるいは事件関係者の饗應をうけているといい、あるいは事件の処理に不当なものありというのである。敗戦後の混乱未だ終熄をみず、社会的国民的道義の腐敗言語に絶すると評せられる今日の世情において、検察官のきびしい任務を思うとき、洵に重かつ大なる問題といわなければならない。

この度、本調査の目的としてとりあげた宮城竹三郎事件、福島事件、甲府事件、本庄事件及び昭電事件並びに将来さらにとりあげられるであろう検察庁をめぐるこの種事件は、すべて、一連のものとして、同じ目的をもつものである。従つて、この報告書にかかげる項目中、第一に次項の「本件調

査の主眼」、第二に「本件調査の特殊性」、第三に「検察官の在り方について」はこの種事件の調査に共通することがらである。それ故、他の報告書中これと重複するところについては、再述しない。

本調査の主眼、すなわち狙いとするところは、つぎの四点に要約できる。

第一に、事件の眞相を明らかにすることである。ここでは、検察官の非行に関して社会に如何なる疑惑が存在しているか、その疑惑の眞相はどうなのか、疑惑と眞相とが異るとすれば何故かような疑惑が生じたのか、という諸点を明らかにせねばならない。

第二に、検察官に対する社会人の態度の実情を明らかにすることである。ここでは、一般官公吏の綱紀の腐敗と生活難と相まつて、社会人中には検察官も亦買收可能なりとして、各種の巧妙なる手段を弄し、検察官に接近せんとする風潮必ずしも尠くないので、その実情を明らかにして検察官の生活態度への参考資料に供し、他面、検察官の公私にわたる一挙手、一頭足に対し一般社会人がいかに注目しいかなる評価をしているかの実情を明らかにして検察びいては司法の威信保持への参考資料に供することである。

第三に、わが国の現下の特殊な社会情勢にかんがみ、検察のあるべき正しい姿及び検察官の心構えについての所見を、以上の諸事実との関連において明らかにし、その参考に供することである。

第四に、個々の事件について、当該検察官の言動の当否及びこれに対する行政監督上の措置の当否について、国政運用の面より国会としての立場から批判を加えることである。

第二、本件調査の特殊性

一、事実の認定について

この種の調査、すなわち——それは比論的ないい方ではあるが——検事とか検察事務官とかを被告とする事件の調査にあたつては、他の調査と異つて、証拠の蒐集及び事実の認定に多くの特殊なものがあることに十分な注意を拂い、その前提に立つてことがらの眞相を愼重にとらえ、その対策が注意深く考えられなければならない。

(1)　まず、事実の眞相を知るに足る証拠をうることが非常に困難だということである。

その理由に二つある。その一つは、一般の贈收賄罪や経済事犯と同じく、直接の関係者の利害が事実の隠蔽ということに対して共通しているばあいが多いことである。もしそれ、検察庁職員と民間人との間に、饗應とか物品贈與とかの不正事実があるとしても、うけた検察庁職員はもとより贈つた民間人としても、これが明るみに出ないことに利益を感ずるばあいが殆んど全部であろう。その醜事実がたとえ恐喝の如きばあいでも、恐喝される民間人は何らかの犯罪という後ろぐらい行為があるが故に恐喝されるのであろうし、犯罪を摘発されるより金品を出した方が有利だと考えたが故に恐喝されたのであろうから、恐喝の被害を隠蔽するのに利益を感ずることは同じであろう。かように、事件の直接の関係者に利害が共通しているばあい、その事実を明らかにする証拠を蒐集することが極めて困難であることは自明のことがらである。のみならず、これらの醜事実は——もしありとすれば——検察庁職員と相当な地位及び教養のある民間人との間に行われるものであるから、彼等が意識的に外部に洩れないようにやれば、その困難の度はさらに加わるであろう。さらに、それが、自ら犯罪捜査の任にあたる検察庁職員の計画的行為であつてみれば、これを相手とし捜査の組織も強制権もない立場のものとして、適確な証拠をつかむことは至難中の至難といわなければならない。証拠蒐集を困難ならしめる理由の二は、たとえ第三者的立場にある証人があつたとしても——正しい表現ではないがある意味で——後難を恐れて、容易に検察庁職員の非行を語らないということである。その非行が重大でないばあいにおいては、なおその傾向が著しいであろう。自らの迷惑を省みず進んで正義のために戰うという氣風のないのは、元来、日本人の一つの特性である。それは、誤れる愛の精神からきたのか、あるいは、永年培われたお上を敬遠する封建的思想からきたのか、ともかくそうした氣風のあることは否定できない。このことは、被告が検察庁職員というが如きばあいはより大である。つまらないことをいつて恨まれて、後で検察庁からにらまれたら損だ、といつた考え方がある。ことに、事実を漠然としか知らないばあいとか、その知る非行がそれ程重大でなく、あるいは行政上の譴責程度ですまされるかも知れないと考えるとき——かような評価が誤つていることが多いかも知れないが——かかるばあいには、検察庁職員の非行を指摘するのに甚しく怯懦となるであろう。とくに、今日、日本人の大部分、否、その殆んどが何等かの意味で法を犯さずにはいないという現状では、誰しも、まず、警察や検察庁からにらまれては損だと考えている筈である。そこで、自己が迷惑をこうむるかも知れないという危險を冒してまで、検察庁職員の非行を自らの名で発こうとはしない。同じようなことが、暴力團その他のいわゆる街の顔役に関する犯罪事件についてもいわれる。証人が後難を恐れて告訴をしない、眞実をのべない、虚偽の示談書を出す、警察や検事廷でのべたことを公判廷で覆えすと。こうしたことが、屢々司法警察や検察当局の人々によつてのべられる。同じことが検察庁職員に対するこの種の調査においても行われる虞れが多分にあるであろう。

従つて、この調査によつて蒐集された証拠によつて事実の眞相を明かにすることは極めて困難である。その証拠は、検察庁職員に対してより有利になつているか、もしくは、検察庁職員にとつて不利な証拠は提供せられなかつたのではないかという疑いが多分に存在するのである。そして、かような疑いも、現実と社会においてあるいは行政監督において、もしくは、本調査においては一種の意義をもつものであることは後にのべる通りである。

(2)　つぎに、事実の眞相をつかむに当つて、現下社会の一般情勢とか社会的風評とかも十分に考慮に加えねばならないことである。

刑事責任を定める判事においては、社会情勢とか風評とかを具体的犯罪事実認定の証拠とすることは許されないか、もしくは、妥当でないであろう。しかし、本調査はかような法律的責任を公権的に定めることが目的ではなく、より現実的な国民感覚の中に事実の眞相をつかむことである。このとき、右の如き事実も眞相探求への一つの資料とならなければならない。それは、前項の如く本件調査においては直接的積極的証拠の蒐集が困難であることとの関連においても、特に重視せられねばならないであろう。

わが国の現下の社会状勢において、国民の殆んどすべてが生活ことに食うだけにせい一パイで苦しんでいること、従つて、食うためには手段を選ばないし、社会人も亦ある程度かような考え方を是認するという傾向にあること、そして、他面、敗戰後の政治的経済的社会的混乱から国民道義が地を拂い、遵法心は低下し、悪も亦是認して憚らないといつた空氣のあること、この二つの傾向は何といつても否

定し難いのである。強盗、窃盗、闇、賣春婦等々のいくたの社会悪の現象を一つ一つ拾いあげてみるまでもないことであろう。そして、この風潮は政治家・官公吏にまで深く浸蝕し、彼等の醜事実として摘発された多くの刑事々件のみでなく、眞摯な氣持で国民の声をきき、社会の裏を眺めるとき、こうした事実の多くを見出すことは容易である。それに対して、官公吏も亦人間であるという声をきく、洵に然り。この声こそ、かかる事実の存在を裏書しているものである。同じことが、検察庁職員についてもあたることである。今日、全国各地の検察庁職員の非行について多くの風評が存し、あまたの投書が寄せられているのである。かくの如き現象は少くとも敗戦前においてはみられなかつたところであろう。かように、検察庁職員の非を叫ぶ声の大なのには、種々な理由もあろうが、やはり、検察庁職員も人間として、右にのべた如き意味において、生活苦と綱紀弛緩とによりその非行が現実に増加していることも一因をなしているものと推測することは敢て不当ではあるまい。かような風評や投書を生ぜしめた他の原因として、現下の社会状勢の下に不可避的なもの、中傷的なもの、あるいは、誤解に基づくものの数多くあることを否定することはできないが、現実に検察庁職員の非行――それが法律的に犯罪になるとか責任を追求さるべきものではないとしても――の増加したことは否定できないのではなかろうか。

このことを、前項の証拠蒐集の困難性と関連させて考えるとき、たとえ、検察庁職員の非行を認めるに足る積極的な証拠がなかつたとしても、眞実非行があるのではなかろうかとの容疑までをも打消すには、より以上の証拠が要求されねばならない。そして、疑い自体は残るということも尠くないであろう。

(3)　つぎに、右の如き二つの前提にたつとき、検察庁職員の非行に関する容疑調査の結果、その非行を認めるに足る積極的証拠がなかつたとしても、その風評とか申告とかが明らかに不実であるという積極的証拠をも見出しえず相当の容疑を拂拭しえないばあい、かかる非行は絶対なしとの断定の下にその対策を決定することは必ずしも妥当では、ないであろう。

「証拠なければ犯罪なし」との命題は、刑事責任を定める判決においては、妥当するであろう。しかし、こと、いやしくも廣く検察庁ひいては司法に対する国民の信頼を保持し、進んで国政運営の面において検察運営の改善を企図せんとする、検察行政とか国会の国政調査とかにおいては、かような容疑が存在するという事実それ自体を前提として、なお、検察の正しい運営を考えるべきである。すなわち、検察庁職員に非行ありとの積極的に明確な証拠がないとしても、かような非行が実際はあるのではなかろうかとの疑いを打消しえないばあい――たとえば、非行の事実が認められないのは右(1)にのべた如き事情に基くのではないかとの疑いがあるばあい――さらに、たとえ非行なしということが明確になつたとしても調査の結果その検察庁職員の言動より一般社会人の過半数をしてかかる非行ありと誤解せしめるのは無理からぬ――いいかえればある検察庁職員が常識ある世人をして一應非行ありとの誤解を抱かしめる言動にいでたというばあい――の二つの事実に対して、ただ、非行なしとの一事で省みないのは検察の正しい運営ではない。果して、然りとするならば、たとえ、検察庁職員の非行を認めるに足る証拠がなかつたとしても、さらに進んで、右の如き二個の事実の有無についての調査がなされなければならないのである。

(4)　さいごに、ある検察庁職員が特定の民間人と相当に懇親であるばあい、彼の職務執行に関し一般社会人が常識的にいかなる評価をするかということを考慮に加えなければならない。

甲検事と会社重役乙とが、日常私的に酒食を共にする程度に懇意であるとしよう。すでにのべた如く、今日の日本において何等かの意味において法にふれることなく社会生活を営んでいるものは極めて尠い、ことに、犯罪にいたらぬ程度の役得その他の社会的批難をうける行為を想定したならば、眞に批難なき生活をしている人は殆んどないであろう。かかるばあい、甲検事として乙重役にかような非違があることを知つたとしても、それがしかく重大でない限りこれをとりあげることはあるまい。もつとも、その多くは乙でなくとも、たとえ、それが全く見知らぬ丙、丁であつても看過すべき程度の非違だから差支えないと甲は考えるであろう。しかし、甲としては、無意識ではあろうが乙に対して有利にかように考えるのが多いのではなかろうか。全く見知らぬ丙・丁ならば取上げるかも知れない非違であるが、懇意な甲であつてみればそれ程の非違ではないと無意識的な評価判断が行われることは尠くないであろう。それが人情の自然だからである。神でない限り、自己の親や子や知人の非違に対しては善意に解するというのが人の情だからである。しかし、それでは世人からみれば、甲は職を拜げたと判断するであろう。

たとえ、かかることがないとしても、第三者たる社会人から眺めたらどうであろう。乙の非違について甲検事が知らなくとも一般社会人が熟知しているというばあいは極めて多い。しかも、今日国民の大多数が何らかの意味で法にふれているであろうが、検挙処罰せられる者はその幾千幾万分の一であろう。そこに検挙と処罰の不平等が生ずることは必然的である。今日、検挙処罰せられた者の多くは自らの非を省みず他を眺めて、自己の不運と考える。こうした、者が乙の非違を知り、しかも乙が処罰せられないこと、乙が甲検事と懇意であることを知れば必然的にその間に因果の関係を考え、その不当を憤るであろう。これをただ、その第三者の勝手な考えだといいきつて省みないことは正しい政治と称しえないであろう。ともかく、かかる事実が現存しそれが社会に流布されれば、社会人は検察の公正に信をおかなくなるであろう。やはり、検察の運営上十分考慮せられねばならぬことがらである。従つて、甲検事と乙との関係を調査するに当つても、ただ、甲と乙とに請托関係なしとか乙に重大な非違なしとするだけでは足らない。右の如き各種のことがらについても事実を明らかにせねばならないであろう。

二、本件調査の特殊性として、前項にのべたところを要約すれば、(1)証拠の蒐集が困難であるから容易に眞相がつかめないこと、(2)たとえ積極的証拠がなくとも一般的にいえば検察庁職員にも非行ありとの容疑あるばあいが相当あること、(3)かかる容疑の濃淡や原因をも調査せねばならぬこと、(4)一般社会人の批判が合理的なりや否やも調査せねばならぬことの四点である。

しかして、さらに、社会人の立場に対しても三つのことをあげておかねばならない。それは第一に、社会道義のたい敗その他の事情と相まつて、一般的に検察庁職員と雖も組し易しといつた風潮が、ある程度存在することである。その結果、いわゆる新興財閥等にして社交上の儀礼とか交友関係とかの形でひそかに検察庁職員に接近し、自己の非違等についても穏便なる取計らいを暗黙裡にえんとするが

如き動きなしとしないことである。第二に、今日の経済的社会的状勢の下で、何らの対価を考えずに他人に施すということは、戦前の生活の安易であつた時代に比べて遙かにすくないということであり、第三に、犯罪過剰ともいうべき今日、国民の多くが自己の非違への弁解とか社会的不平等への不満その他の政治的理由から、官公吏ことに司法官、検察庁職員の一挙手、一頭足に注目しその非に対しては特に敏感であつて極めて鋭く且厳しい批判をしていることである。

第三、検察官の在り方

一、敗戦後の日本は、犯罪者の洪水であると共に、道義の尺度を失い、幾多の矛盾にみちくている。現実の社会を直視したならば、氾濫する法令の数にかかわらず、何が眞の罪悪であるか、いかにしたならばこの犯罪者群をなくしうるかに迷わざるをえないであろう。

良心的に検察の仕事をする検察庁職員にとつて、その職務の重要さを自覚すればするほど、いかに多くの悩みがあり理想があることであろう。それは、第一に、眞の罪悪をよりわけうる正しい道義の尺度を確立することであり、第二に、罪悪に対し国民の公憤を自ら代表するの強い正義感を培うことであり、第三に、犯罪の防圧のためとるべき対策を樹立し推進することであり、第四に、検察に対する国民の信頼を確保しより以上のものたらしめるため己が身を持するに正ならしめること、であろう。そして、本調査ではこの第四のことがらが直接関連しているので、このことについて考えてみよう。

二、まず、検察官たる者は自ら清きを必要とすることはいうまでもないが、今日の社会においては自ら清きのみを以て足りとすることはできない。それは、一般社会人に認識せしめうる清さでなければならない。世人が検察官の清廉に対し一点の疑いをも懐かない程度のものでなければならない。それは、主観的清廉を以て足れりとせず、社会的客観的清廉を要するともいえよう。

それにしても、人間として神に向い「自ら清く正し」と叫びうるもの果してありや。キリストは有名な山上の垂訓において「人を審くな、審かれざらん為なり、己がさばく審判にて己もさばかん」と誡めておられる。それは、己れの非を拭わずして他を責めることは許されないというにある。それは「審判は神のことなればなり」との言に他ならない。まことに、他を責める前に、まず、自らを正さなければならない。神の審判を現世に実現するのが、裁判と検察の理想の姿であろう。それは、理想ではあるが、現実の検察裁判の運営も、亦そこに近づくべく努力せられねばならない。自らを正す、今日の社会においてそれはいかに困難なことであろうか。

しかし、現実により重要なことは、世人をして、彼の清廉を信ぜしめることでなければならない。審かれる者は、審く者の清廉を信ずることなくして、いかにその審きに服するであろうか。人は俗悪である。自らの非を棚にあげて他を責めるのは人情の常である。それにしても、自らの清きを世人をして信ぜしめることも亦極めて至難といわねばならない。一つには社会道義の尺度が動揺しているため、甲の正しとすること、乙必ずしも正しとはしない。検察官自ら正しと信じても世人はこれを許さないこともあろう。二つには、法網をくぐる社会人の群は、己れの非を弁明するの資として検察官の言動に対する批判の目が鋭く、かつ、厳しいことである。率直に社会の囁きに耳を傾けるならば、そこにはいかに多くの、検察官の言動を批判する叫び、その非行を並べあげる声、検察官を己れの意の儘にしうるが如き潜上のまなざし等を発見しうるのである。検察官の私行にわたる一挙手、一頭足をも驚くべき注意深さを以て、みつめているのである。彼等の、あるいは悪意のある、あるいは疾視的な、あるいは自棄的な、あるいは正しく且弱き者の悲痛な注視と批判に対して、検察官としては一片の非難をうくべき言動があつてはならない。ただ、己れの尺度でことを考え、己れの立場で物を眺めるのみでなく、社会の荒波にもみぬかれている一市井人の、尺度と立場とで、ことがなされなければならない。己れの利益のためには手段を選ばず罪悪をもおそれない者の立場からも、弱く貧しく且正しい者の立場からも、ともにことが考えられなければならない。そしていずれの立場、いずれの尺度からもその清廉さを是認されうべく努めなければならないのである。

それは、洵にきびしい要求である。それと共に、二つのことがらが合わせ考えられねばならない。それは、第一に、検察官も社会人として、ことに社会の実情をより以上に知るために必要な社交の限度の問題であり、第二に、検察官も人間である、人間として生きぬくために果してかくの如き清廉さを貫きうるかの問題である。

三、検察官は、社会に生起するすべての現象を熟知していなければ、その職務の正しい遂行のできないことは明らかである。もし、社会現象に目を覆い耳をとじて、法令の機械的な適用に終始せんか、いわゆる司法官化石化の弊を招くのである。社会現象を廣く知るためには、廣く社会人と交際しなければならない。それは、検察官の当然の社交の限度として許さるべきである。

しかし、社交の美名の下に、検察官の清廉をけがしあるいは世人をして清廉を疑わしめることあらんか、それは社交の限度を逸脱するものといわねばならない。社交とは、饗応をうけることではない。世人をして饗応をうけたと疑わしめるような方法によらねば、社交ができないわけではない。料飲禁止令に違反しなければ社会の実情を知りえないものではない。検察官との関係を自己の利益に利用せんとする如き者を相手にしなければ、現実の社会を知りえないわけではない。まことに、検察官として一般社会人と交際するに当つては、人・場所・方法を選ばなければならないのである。まず、第一に相手方はその清廉さにおいて社会的信用のある人が望ましい。いやしくも、法網をくぐつているとか社会的批難があるとかいう疑いのある人はさけねばならない。しかも、今日いわゆる新興財閥と称せられる人の多くはかような傾向の人であることを忘れてはならない。街の顔役と称せられる人々の中にも尠くない。しかし、もとより、こうした人々とも交際することは社会の現実を知る意味において必要であろうが、その方法に細心の注意が拂われなければならない。第二に交際の方法である。ここで、重要なのは、費用の負担方法と交際の回数、酒食金品の有無である。できれば、酒席に出ることは望ましくない。酒は氣狂い水、呑めば酔い、酔えばゆき過ぎの因となり易い。きびしい世の中であつてみれば、酒の上だからとて、その過ちやゆき過ぎは許されないことが多い。交際の回数程度も愼重でなければならない。いかに親しい間柄とて、一ケ月に数回も酒食を共にしたり、連日の如く私的に顔を合わせることは世人の誤解を招きやすい。正しい清い生活をしている人にそんな暇や金のある筈がない、何か利益が伴うからであろうと考えるのが常識ではなかろか。眞面

目な堅実な仕事であれば、終日働き通して食うのが精一パイというのが敗戦日本の実状であるべき筈である。それが、単なる私的な社交のため、かように頻頻であるということは世人の許さないところである。費用の負担についても同様である。今の世の中で何の利益を伴うことなく、単なる社交の意味で、しかく屢々他人を饗應しうるものではない。それが今日の常識である。検察官の薄給と激務と清廉に同情する者も尠くはあるまい。しかし、だからとて、全く対価なくして個人的に検察官をのみ饗應しうる余裕があるべき筈がない。それが、純然たる私的なものであるばあいはなおのことであるが、たとえ、開業祝とか誕生祝とか懇親例会とか形式上各種の社会的儀礼の名目の下に行われても、やはり、それが今日の経済事情と照しあわせてその当否が考えられねばならない。これらのばあいにも、戦前の安易な経済事情の下におけるそれと同一視することはできない。戦前において社会的儀礼として認められるべき会食とか物品の授受とかも、今日の経済事情では到底許されないものがあるであろう。今日、俸給生活者でも業者でも、正しい生活をしているならば、たとえ、一ヶ月に一回でも料亭等へゆきうる余裕のないのは勿論、生活必需品の購入にすらことかくのである。戦前の俸給生活者の比ではない。かかる経済事情を直視して、社交の限度の当否が考えられねばならない。かつての社会では当然の社交であつたからというが如き安易な尺度で考えられてはならない。その限度は、結局、今日の健全なる社会常識による他ないであろう。健全な社会常識というのは、今日の経済情勢として眞面目な正しい人間のなしうる社交の限度である。決して、社会人の多数が行うところで足るというのではない。不正の財によつて行うところはそれが如何に多数人の行うところであろうとこれを正当化することはできない。第三に、交際の場所である。世人の環視をあびて、何ら恥ずかしくないところでなければならない。料飲禁止令が果して妥当か否かは問題であるとしても、検察官なるが故にこれを冒すことは許されないであろう。その脱法的方法はなおのことである。

四、さいごに、人間性の観点より検察官のみ何故しかくきびしかるべきものであろうか。

検察官も人間である以上、人間性に反する生活を強いることは、却つて社会秩序を破綻に導くともいえよう。しかし、右の如き生活態度が果して人間性に反するであろうか。ここに二つの問題が想定せられる。第一に、一般社会人や他の官公吏に比べて、検察官のみしかく清廉たるべき理由がない。同じ人間ならば同じ生活がしたいというのが当然ではないかという考え方である。一般の社会人や他の官公吏が果してどんな生計を逐つているかも必ずしも明瞭ではないし、そこに、たとえ社会道義の上から批難せらるべき生活をしている者がありとしてもその数も必ずしも多くはない、だが、たしかに今日料亭で豪遊するものの内に多くの官公吏及び関係業者があることをきく。行政官僚の腐敗、業者の惰落と厚顔に識者の眉をひそめしむるものが尠くはないであろう。さればこそ、せめて司法官と検察官のみはこうした邪悪の世相の中にあつて、毅然として清廉と正義とを守るべきである。それが、神の審判を具現すべき司法官と検査官のになうべき名誉と義務でなければならない。他の非をあげて、己れの弁明にかえることは許さるべくもない。千万人と雖もわれ行かんの氣慨こそ、今日の社会で検察官に求められるべき宝である。第二に、検察官がその定められた俸給では生活が維持できないばあい。検察官も亦人間であるという立場から、その私行に対し寛容の目を以て眺めてやるべきであろうか。しかし、すでに検察官の俸給も立法的措置によつて相当引上げられ、他の行政官に比べれば相当の優遇をうけているのである。望みをいえば、果てしないが、通常の妻子四、五名の家庭であるならば、彼等としてこの俸給によつて、働くに足る生活ができないことはないであろう。もとより現在の俸給を以て検察官の地位を保持するに足る相應のものとはいえないであろうが、他の勤労生活者に比べ決して不当に低い給與ということはできない。待遇の向上は、日本経済の安定及び再建と併行すべきものであつて、今直ちにこれを是非することはできない。かりに、それが検察官の地位よりみて妥当でないとしても、未だ以て生命を維持するに足りずとなすことはできない。地位にふさわしい服装・住宅・子弟の教育もしくは娯楽、そうしたものには、かなり、距りがあるであろう。だが、ともあれ、今の経済事情の下では一應生活ができるのである。してみれば、生活権という立場より検察官の清廉に若干の譲歩を認めることはできない。苦しい生活の中に、歯をくいしばつて職を守りぬくことによつて、始めて、検察官の手により社会道義が確立せられ、秩序が回復し、国家の再建を見ることができるのである。今日の如く道義がたい敗し、秩序が乱れていればいる程、司法官及び検察官はその身を正しこれを引戻さねばならないのである。法を守つて、たおれた山口判事、寺川判事のことを引用するまでもないであろう。勿論、多数の扶養家族を擁する検察官、病弱の検察官の如きは、俸給ではいかにしても生命を支えない者もあるかも知れない。しかし、かかる特別な境遇にある検察官こそ、裁判と検察の威信のために自らその職を退くべきである。職に留つて検察に対する国民の信頼を失うが如き行いあらんより、検察を守りぬくため自己の一身を犠牲として職を退き、他に生活の途を求むべきであろう。

五、本項の結論

現代に職をとる検察官としてその身を持するべく、(1)検察という公務のになうべき名誉と義務をしかと把握し、(2)自ら清きを以て足れりとせず世人をして信頼せしめるに足る清さを保つべく積極的に留意努力すべきであり、(3)とくに社会人との交際にあたつてはその人と方法を選び且現在の経済事情に照して正しいものに留むべく、(4)扶養家族の過多その他特別の事由によつて俸給だけでは生計を保ちえないならば検察の威信のため退職をも考慮すべきである。

検察官が右の如き心構えで、その職務を執行しあるいは私生活にのぞんでいる限り、いやしくも、社会人よりその清廉を疑われる如き事態を惹起することもなく、今日、世論にある如き不正・汚職等の指弾をうけ、風評・投書の行われる如きもあるべき筈がないのである。しかるに、往々にして検察官中に職を抂げない限りその私行に関して、とやかくいわるべき筋合がないとか、いかに酒食の饗應をうけたとて職務は職務として厳正に行つているから潔白だといつた声をきくことがある。そのいわんとするところ、職を抂げるか否かにことの当否を定めんとするかの如き感なきをえない。かかる見解が法律論としても到底許さるべきでないことは縷述をまたない。いやしくも、職務に関して不正な利益をうければ犯罪を構成することは明らかである。そのうけたる利益が正当か不正かは、利益が職務を抂げることと結びついているか否かによつて、きめられるのではなく、たとえ、正当な職務の対価であつても、それが今日の社会的経済的

情勢の上から社会人をしてその職務の公正を疑わしめるおそれあるものであれば不正な利益というべきである。そして、今日の社会的経済的情勢からみて正しい一般国民としてはなしえない程度の酒食の饗應をうけたり、物品の贈與をうければ、社会人はこれを正当とは考えないであろう。さらに、贈つた人に何らかの違法な行為があれば——しかも今日何らかの意味で法にふれない生活をしている人は殆んどない——社会人はそこに職務行為との対価を考えるであろう。検察官がこのことを意識していると否とに拘わらず、世人はきびしい批判を下すのである。もしそれ、検察官にして、世人の批判がしかく、きびしく且鋭いことに無関心であり氣付かないならば、それ自体で、既に今日検察官たる資格なきものといわなければならない。ただ、その相手方が直接の事件関係者でないとか、請托をうけたことはないとか、職務を枉げてはいないとかいうことだけで、私行上のことを問題視さるべきでないとか、潔白だ、やましいところはないという考え方自体が、今の時代、検察官の心構えとして適さないものといわざるをえないのである。

(三)仙台宮城竹三郎事件

調査の方法

第一、調査の対象及び要綱

本件調査の対象は、仙台市における有力者宮城竹三郎と仙台検察庁職員との間に醜関係ありとの容疑があるので、その内容を調査して前記調査の主眼たる四項目を明らかにすることである。

しかして、本件調査の要綱はつぎの如し。

第一、宮城竹三郎及び松尾啓三は仙台における「街の顔役」であるか

第二、仙台検察庁（地方及び高等を含む、以下同じ）と宮城竹三郎との間に程度をこえた密接な関係はなかつたか

一、宮城竹三郎が仙台検察庁に食い入つた経緯

二、仙台検察庁が宮城竹三郎の経営にかかる旅館飲食店等で特別な世話になつていないか

(1) 仙台検察庁が竹屋ホテル・宮城ホテル等で会同会食等をした状況如何

(2) 右会同会食に際し、代金の低廉、特別なサービス等の利便をうけたことがあるか

(3) 検察庁側より右の如き利便の供與方を申出たことがあるか

(4) 宮城ホテルの開業祝に検察庁より花輪その他の物品を贈呈したことがあるか

三、仙台検察庁の職員中、宮城竹三郎との私的交際上程度をこえて懇親であつた者はないか

(1) 宮城と懇意であつた仙台検察庁職員は誰々か

(2) 宮城との飲食関係如何

(3) 宮城との物品授受の関係如何

(4) その他の特別な交際関係如何

四、宮城竹三郎が検察庁職員に対し事件のモミ消し等請托をしたことはないか

(1) 沼田事件、釜石賭博事件、丸谷事件について

(2) その他請托関係はないか

第三、曲直問題について

一、曲直問題の概要

二、曲直問題に関し宮城竹三郎はいかに策動したか

(1) 曲直問題に対する宮城の利害関係

(2) 宮城が消費した運動費の額及び使途如何

(3) 宮城が県、市会議員を買收した事実があるか

三、宮城宗男の贈賄事件について

(1) 事件の概要

(2) 事件の捜査及び審判の経過特に検事処理遅延の理由如何

四、萩原事件について

(1) 事件の概要

(2) 本件は宮城が曲直問題に関連して密告したものか

(3) 本件の処理に付検事に不公平な処置はなかつたか

第四、宮城竹三郎と仙台検察庁との関係について社会一般の疑惑はどうであつたか

一、右の関係に対する仙台地方社会人の疑惑の程度如何

(1) 市役所、警察その他の官庁方面

(2) 弁護士会、言論会方面

(3) 一般民間人

二、右疑惑の原因はどこにあるか

第五、今次調査に際し社会の疑惑を招いている各種事実の眞相はどうか

一、松尾啓三が横田組二代目襲名披露の際検察庁職員が列席したか

(1) 列席したのは誰々か

(2) 列席した経緯如何

(3) 宴席に列し又は土産物を貰つていないか

二、山西造船所主西條芳次郎の招宴について

三、某検事の酩酊事件について

二、調査の経過

本件は昭和二十三年八月二十八日附仙台市支倉通り十番地東北北海道戰災更生團々長松浦正隆より僞名による投書があつたのでその投書者を調査した結果右本人であることが判明した。そこで、当委員会は調査員を仙台に出張させて、投書者始め関係者十三名につき事情を聽取し、必要記錄を調査させた。その報告に基き、当委員会は本件を検察裁判の運営等に関する調査の一項目としてとりあげることに決し、その後、さらに調査員を仙台に出張させて関係者二十名より事情聽取、各種記錄書類等の調査をさせ、ついで、調査員より仙台検察庁の三級官以上の全職員に対し、質問状を発して、回答を求めさせ、これらの結果を書面で当委員会に報告させた。

さらに、当委員会では、昭和二十四年一月八日、九日の二日にわたり、前仙台検事正岡琢郎、同清水直他十二名計十四名を証人として取調べた。

そして、さいごに、調査員をして、本件につき検事総長の命によつて本件の調査を行つた最高検察庁檜本乾三検事について、同検事のなした調査の経過の聽取、調査書類の取調をなさしめ、本件に対する最高検察庁当局の見解と措置を明らかならしめた。

その他、調査員をして新聞記事の調査等によつて、本件に対する一般社会の輿論を調べさせ、他面、直接当委員会宛の本件に関する各種投書等によつて、極力社会人心のあるところに留意した。

以上の調査の資料については、別冊とし、その目錄の詳細は末尾に添附した。

第二、調査の結果

一、第一に、宮城竹三郎及び松尾啓三は仙台における街の顔役であるか。

(一) 宮城竹三郎は明治二十三年一月二日生（当六十年）で、東亜学院中学部卒業後約十年間仙台機関庫機関手、ついで、約五年間仙台市元寺小路農産株式会社支配人を勤めた後、昭和二年頃より約十二年間元寺小路でカフエー・ロンドンを経営し更に昭和十五年頃より同所で竹尾旅館を経営していたが昭和二十年に戰災で罹災して後、同市つつじケ丘旅館竹屋本店を買收して同年十月開業、さらに仙台駅前で割烹業竹屋支店を営み、昭和二十一年十一月にはこれを宮城ホテルに改装開店し、昭和二十二年十月には元寺小路の焼跡に竹屋ホテルを新築開業し、その他駅前に喫茶店、食料品店、麻雀店、美容院等を営むに至つたが、元寺小路の竹屋ホテル以外は長男、長女及

び彼等の配遇者に経営させている。その他、有限会社仙台商事の取締役社長、仙台土地区劃整理委員会副会長、仙台駅前防犯協会長、仙台商工振興会々員等の公職をかね、一族の資産を合すれば時価数千万円に上り、一ヶ月の総収入は約七、八十万円を数え、雇人四、五十人を使つている、これらの公職、事業、資産等は、いずれも大部分終戦後えたものと認められる。しかして、同人は前記カフエー・ロンドン経営時代博徒と交わりを結び、かつて、仙台地方で有数の博徒親分といわれた西方安齊と兄弟分の間柄にあつたといわれ、大正七年に文書偽造電信法違反で懲役八月、昭和三年傷害暴力行為法違反で懲役二月、昭和十三年賭博罪で罰金三十円、同十四年賭博罪で罰金二百円、同十五年常習賭博、横領罪で懲役六月但し三年間執行猶予の前科を有するものである。

さて、宮城竹三郎が街の顔役といえるかどうかは、街の顔役の概念をどう定めるかによつて、きまることである。元来、街の顔役とは博徒、テキヤ等の封建的な暴力的存在の大なるものを意味したものであろうが、これらの存在が日本の民主化を阻害する封建的残滓としてその拂拭が要求せられる所以は、第一に国民大衆の自由な意思表明による多数決原理によつてことを決してゆくことを否定し、封建的な指揮命令関係を尊重せんとすることであり、第二に指揮命令に應じないときは暴力でこれを貫徹することであり、しかして、第三にかかる考え方が超国家主義的軍国主義的思想と結びつく可能性が濃厚なことの三点にある。しかるに、最近、数次にわたる暴力團狩りによつて漸次暴力自体は影をひそめてきた、そして、暴力にかわり金力が同じ働きをなさんとしているのである。いわば、戦前の日本において、財閥がその財力を媒介としてときの政治権力と結びつき、ついに、己れの利益と一致するところ暗黒政治も戦争への驀進も辞さなかつた、あの形態が今日、新興成金によつて企図せられているとするならば、かかる動向の芽生えは今にして断乎として刈りとらねばならない筈である。かかる意味において、暴力團の暴力にかえ、金力を以て同じ社会的作用を営むものも、今日拂拭を要求せられる街の顔役の一種といえないことはあるまい。後にのべる如く、宮城竹三郎も亦、かような傾向なしとしないのである。少くもかような疑いは頗る濃厚である。それは、曲直問題における彼の強引な頑張り、ことに県、市会議員を金で買収しても自己の主張を貫徹せんとするやり方（これは同人の長男宗男の独断で同人は関知せずというが容易に信じ難い）、特別に営業上と利益なくして種々の便宜を供して検察庁その他の官庁に接近せんとする手段（あるいは官庁の定宿となることを営業上の宣傳として他の客を誘致するのかも知れないが、これも一種の権力と結びつく方法であるのみならず、旅館営業として経済法令違反や税法違反の行為がないとはいえないので暗黙にその方に対する取締りに手心をうけんと考えているのではないかとも想像できる）、従前の彼の素行と性格、とくに一種の名士吹聽癖等からかかることが推測できるのである。

(三)　松尾啓三が仙台市におけるテキヤの親分として、子分約五十名その支配下にある露店商組合は組合員約千二、三百人を擁して、関東、東北のテキヤの親分衆と兄弟分その他の交際ある者数多く、自らも亦、仙台の県、市会議員として相当の勢力をもつている。従つて、仙台市における街の顔役であることは自他共に認めるところであると称しうる。しかし、彼自身は相当の財産をもち、前科もなく、暴力沙汰に出ることはないが、彼の背後にあるテキヤの組織の力に対しては、世人は相当の恐れをなしているものといわねばなるまい。

二、第二に、宮城竹三郎と仙台検察庁との間に、程度を超えた密接な関係があるかどうか。

(一)　昭和十八年十二月下旬当時仙台地方裁判所検事局検事として赴任した南出一雄が夜半仙台駅に着き駅前派出所詰巡査の世話で投宿した旅館が、はからずも宮城竹三郎の経営にかかる元寺小路の竹屋旅館であつた。そして、その後まもなく南出検事は同旅館の近くに住居を構えた関係上漸次竹三郎と親しくなつて、同旅館に入浴にいつたり、ときには夕食のご馳走になつたり、屢々竹三郎方に出入るようになつた。竹三郎は、南出検事を通じて、当時の控訴院検事佐藤欽一とも懇意となつて、ときどき、盃をかわす間柄となり、さらに、この両検事を通じて漸次検察庁職員と面識を生ずるようになつて、検察庁関係の宿泊会食等についても世話をするようになつたが、昭和二十年中仙台市内の旅館は殆んど戦災で罹災焼失したところ、竹三郎が同年十一月逸早くつつじヶ丘に竹屋本店を開業したので、検察庁としても同旅館を利用する必要を生じ、他面、竹三郎としても後述の如く何かと便宜をはかつたので、竹三郎と検察庁職員との間は急激にその親しみを加え、ついに、世人の注目をあびる程度に至つたものである。

(二)　仙台検察庁で、竹三郎経営の旅館ホテル等を利用した状況は、竹三郎の供述によれば、昭和十九年以来、同庁関係の新任者、転任者あるいは来客等の宿泊のために数十回、検察補佐官の講習会とか鉄道司法警察官実務修習会とか検事懇親会とかによる会食が十二、三回行われているという。その他、来客の宿泊等の際には、その接待のための小会食が屢々あつたものと想像することができる。

しかして、これらの際、とくに会食とか来客と夕食を共にするとかいうばあい、検察庁予算の僅少のため、竹三郎はできる限り低廉にしてその予算内で最善の接待をし、あるいは、宿泊客等満員の際にも自室をあける等できる限りの便宜をはかり、彼自身が損をしなければよいという程度迄に検察庁の便宜をはかつてやつていたことは同人の供述から認められるのである。勿論、酒等は多く検察庁自ら特配をうけて持込んでいたものが多く、料理の材料等もときには持込んだことは、関係者の供述によつて窺われる。そして、検察庁の庶務としても、限られた予算内でできる限り来客や庁員を歓待せんとして、竹三郎に対しより低廉ならんことを懇請していたことも想像されるのである。従つて、世人よりこれらの関係をみれば、竹三郎が検察庁職員に対し特別な価格でサービスし、あるいは饗應をしているとの疑いを生ずるのも亦無理からぬ点があるのである。集る人は異うかも知れないが、社会からみれば同じ検察庁の人である。検察庁の人が毎月何回もくるということになる。検察庁として特配をうけたり持ちよつたりした酒が多いかも知れないが、世人は竹三郎方でやつている以上は同人が出しているものと思

う。特配等のため公定価格の酒が多いであろうが、世人にしてみれば一般家庭への配給量を基準にして考えるので闇酒だろうと考える。魚類肉類等の料理材料としても同じことである。かくて、世人はこれらの闇価格と検察庁職員の俸給と一般の誠実な勤労階級の生活水準とこの三つを照し合わせて考えるとき、やはり、かような会食とか小宴会とかに不審の感を懐くのが、当然なことがらといえよう。

(三)　かくて、竹三郎は、かような関係を通じて、漸次仙台検察庁職員とも懇意となつて、旅館及び飲食店の主人対客という関係をこえて、全く私的にこれら職員との交際をも生ずるに至つたのである。

南出、佐藤両検事との関係はすでにのべた。竹三郎は右宿泊、会食等の営業上のことに関して屢々検察庁に赴き、関口高検事務局長、須藤地検事務局長等以下多くの検察庁職員とも面識を生じた。そして、南出検事が昭和二十一年五、六月頃仙台で弁護士を開業し、同年十一月駅前宮城ホテルの開店と共に同所の一部を竹三郎より事務所として借受けたので、同弁護士が検事在職中懇意であつた検察庁職員も時々同事務所へ立寄り従つて、宮城ホテルの電話や便所をかりるというような関係も生じたことも、関係証拠から認められる。その他、個人的に竹三郎との関係として、(1)一本前検事長が竹三郎の依頼によつて同人の孫の名付親となつてその祝品を授受し、(2)同検事長が退官離仙の際竹三郎より何かと世話をうけ、(3)池田現検事長とは色紙の揮毫をうけたり水飴を贈つたり掛軸を貰受けたり、あるいは後にのべる曲直問題について若干の話合いがあり、(4)清水前検事正とも曲直問題に関連して話合いをなしたことがあるが、(5)とくに、宮城ホテルの開店祝の際には、当時の稲葉次席検事の斡旋で岡検事正名義で花輪を贈つているのである。それ以外に、竹三郎が検察庁職員のため住宅、食料その他の生活必需品及び転任者の世話をしているとか、池田検事長の身の廻りの世話に女中を手傳いにやつたとか、旅館で屢々検察庁職員に対し全く私的に酒食の饗応をするとかいう一部の人の声があり、ある方面では風評という程度のものもあるが、それが社会全般の風評と称しうるか否かを確めえない。しかも、これらの事実を裏書する積極的直接証拠はないが、さりとて、とくにかかる風評が故意に誣うるためなされたという積極的な証拠もなく、その一部の事実たとえば、住宅や若干の生活必需品の世話等について、竹三郎が盡力しているということは以上の諸事情から十分に推測できるところであろう。

(四)　しかし、竹三郎が事件関係について検察庁職員に対し寛大な取計い方とか身柄の釈放方とかの請托をしたという事実は、これを認めるに足るような積極的直接証拠はえられなかつた。沼田長吉の事件、釜石における賭博事件、丸谷由三郎の事件等について、とかくの風評らしきものがあるが、これを裏書する証拠はえられなかつた。もつとも、右三事件とも、いずれも、市会議員とか会社重役とか仙台市における有力者が被疑者となつている事件で、竹三郎がこれらの被疑者と若干の関係がないとはいえない。すなわち、沼田長吉は竹三郎の友人である菊田友吉と同じ市会議員であるのみならず竹三郎とも面識があり、賭博事件については南出弁護士の証言によればその被疑者中に竹三郎の知人があつて竹三郎を通じて事件の依頼をうけたかも知れないといい、丸谷由三郎もその弟大場辰藏が竹三郎と面識があるのみならずその知人である市会議員坂井久光の証言によれば坂井が竹三郎に対し丸谷の事件について骨を折るようのべたかも知れないといつている。しかも、事件の処理について、沼田事件は一旦不起訴処分となつたが今回最高検察庁の橋本検事が調査の結果、捜査不十分なりとして再捜査を命じている点からもその処理は妥当でなく、丸谷事件についても検事は丸谷を拘束の儘昭和二十三年十月九日に起訴し、同月十六日保釈の請求があるや、何ら調査するところなく許可意見を付して保釈が許されている。しかも、丸谷は当時臥床するような病人でなかつたことも明らかである。してみれば、勾留の理由及び必要ありとして身柄拘束の儘起訴しておき乍ら一週間目に事件の審理その他に特別な変化が生じていないに拘わらず、検事自ら許可意見を付することは若干の疑いを免れない。あるいは、竹三郎より同人の身柄釈放に関し申出ありしに非ずやとの疑いも亦考えられぬではない。萩原富雄の供述によれば、丸谷が釈放された日坂井久光が萩原に対し同人の釈放に骨折つたとのべたといい、丸谷自らも釈放されると共に主任であつた佐々木検事の自宅へ礼にゆき米国製煙草を贈らんとしたが拒絶されたとのべている点、佐々木検事の供述によれば、同検事が仙台検察庁でもつとも古くその自宅もかつてつつじケ丘の竹屋本店と一丁足らずで竹三郎方へ挨拶に赴いたことがあるとのべている点等を合わせ考えれば右の如き疑いは相当濃厚なものということができるであろう。

その他、西海枝次席検事の回答によれば、勾留中の街頭賭博の被疑者について竹三郎より身柄引受の申出があつたので、その旨主任検事に取次いで竹三郎に身柄を引渡したことがあり、勾留中の被疑者若しくは被告人について竹三郎からあの人物はそんな悪い人間でないという人物評めいたことをきいたことがあるとのべられている。竹三郎の供述中にも同人の知人である板坂祐次郎に頼まれて、中村良作なる者の身許を引受けて釈放して貰つたことがあるとのべている。これらの事実自体としては、もとより、何らの不正も不当もない。しかし、前記竹三郎と検察庁職員との関係を前提とすれば、検事としてもある事件が処理上右にすべきか左にすべきか五分と五分という如きばあい、たまたま竹三郎の申出があればこれに應ずることとなるのが人情ではあるまいか。もとより、それが職を枉げたという意味ではない。しかし、こうした矛盾の多い世の中であつてみれば、検事の事件処理に神の如き公平を期しえないは勿論、世人より眺めれば社会道義上わりきれない処理と感ぜられるものが相当あるに違いない。そこで、右の如き事件の処理に対しても、世人からみれば不当があるのではないかと疑うのも、あながち、故らに検事を誣うるとかひがみとかいうことはできないのである。

右の他、竹三郎の長男宗男の贈賄事件の処理については次項にのべる。投書等にあるところでは、以上の他、相当数多くの醜事実がある如くのべられているが、これを認めうるような証拠は全くないのみならず、疑いをいだくに足る片鱗をも発見することができなかつた。

三、第三に曲直問題について

（一）　いわゆる曲直問題とは、仙台市の都市計画に基く新道路建設に関する紛争である。すなわち、仙台市の西公園より仙台駅に通ずる計画道路について、これを現在の仙台駅を基準として拡張すれば、駅前約三百米位の個所より約十一度南へ傾斜して現在駅の正面に出るので、現在の駅を移転することなく、ただ、現在の道路の両側の家屋を除却するのみでできる（曲線派）これに反し、右の如き傾斜をつくらず西公園からの旧道路をその儘直線にして拡張新設するときは、その計画道路は現在の駅より稍々北方にでるので、その儘では、駅前の美観と利便を害する関係で、現在駅を若干北方に移転する必要がある（直線派）のである。その結果、直線説と曲線説とによつて、家屋除却の位置が異つてくるのでこれが地元民の直接の利害に重大な関係をもち両説相争うに至つたのである。

この問題は、昭和二十一年市会で曲線に決議され同年十一月十一日附内閣告示で発表されたが、昭和二十二年四月一部市会議員が直線を主張して各種の策動をつづけ、ついて同年十二月二十三日市会で直線説の建議案が採択された。そこで、曲線説を妥当なりとする市役所側は昭和二十三年一月以来建設院及び運輸省に対し、曲線説を稟請し、直線派市会議員もこれら関係方面に陳情し、同年三月係官の現地調査があり、その間仙台市の重大問題と化して新聞の輿論調査、紙上討論等も行われ、ついに同年五月十七日一松建設院総裁の来仙をみて関係者、地元民等多数の懇談会が開かれた結果、五月三十一日附で建設院総裁より原案（曲線説）を執行せよとの裁定が下されて、ここに紛争が全面的に解決されたのである。

（二）　宮城竹三郎は、この問題に関し極めて重大な利害関係をもち、直線派の急先鋒として大いに運動をしたのである。

竹三郎が事実上経営している駅前の宮城ホテル、飲食店、食料品店、美容院等は、右新設道路が曲線となるときは、その道路敷地となるためこれを除却しなければならない。そのため、新設道路にそつて替地を割当てられ移築費の交付をうけるとしても、事実上要すべき費用には到底足らず替地も狭隘になり、その損害は甚大なものがある。これに反し、新設道路が直線となればこれらの建築物を除却する必要がなく、駅前繁華街の中心地となるのである。竹三郎以外にも新設路線の近隣にある者はいずれも同様な利害関係をもつのである。

そこで、竹三郎は直線説を貫徹するために、宣傳文書を作成し、請願書を作り、自らは常に県会及び市会は勿論、東京にまで赴いて、建設院や運輸省にも再三にわたつて陳情し、その間、自己や長男等の旅費、滞在費等は勿論、他の運動員に対するこれら費用、日当、印刷費等に莫大な金を費つたという。風評では三百万円も費消したというが、本人は強くこれを否定し、その額は明らかでないという。

その間、竹三郎は相当な資産もあり、仙台での有力者として県会議員、市会議員の中にも面識ある者が多いので、これらの者に対しかなり強力な運動をしたのであろうことは、竹三郎の強引な人柄からも当時の竹三郎の運動に関する世評からも十分にうかがわれるところである。現に、これら市会議員中の直線派及び曲線派の色分けも、当初より決定に至る迄の間かなりの動揺を示している。従つて、地元の利害関係者があらゆる手段を盡してこれら議員に働きかけたことは争いえない。物質的手段を講じたであろうという推測も、強ち、誤解であるとか色メガネであるとかいうこともできないであろう。要はその程度問題である。こうした中にあつて、もつとも有力であつたのは竹三郎である。その利害関係の程度、その資産、その性格から考えて、当然彼がもつとも果敢な運動をしたことであり、物質的手段も用いているものと考えられる。しかし、これに関する積極的直接証拠は殆んど蒐集できなかつたが、かような、疑惑を打消すに足る証拠もない。さらに、岡崎市長の言によれば、当時曲線説を固執する市長の態度は不当なりとして暴力を用いるが如き氣配を示して同市長を脅迫したチンピラらしき者数名あつたというが、同人等が果して、竹三郎の指図によつてなしたものか否かは明かとなしえなかつた。

（三）　わずかに、宮城宗男の贈賄事件をあげることができる。宗男の竹三郎は長男で、宮城ホテルの直接の経営者として曲直問題にも大いに活躍したのであるが、直線派を有利に導かんため、昭和二十三年三月十二日、市会議員清水源太郎、佐藤清五郎、小林茂太郎、行方要等に対し、夫々清酒一本宛を贈り届けたのである。同事件は、即日、清水議員の申告等によつて発覚し、証人取調の上同年六月中旬検察庁へ書類送局となつたが、この事件の主任となつた佐々木検事は検察事務官をして、同年七月上旬各被疑者の取調べをさせたのみで、同年十一月本調査が開始されるに至る迄事件の処理が放置されていたのである。右事件については、犯罪の容疑は十分である。そこで、問題視される点は、まず、佐々木検事は何故に事件の処理を遅延せしめたかである。同検事の弁明によれば、当時他に相当大がかりな買収容疑ありとの風評が行われていたので、これを内偵させている中県庁関係事件その他多数の事件の処理に取紛れてその処理を忘れていたというにあり、最高検察庁の橋本検事もこれを妥当と認めている。佐々木検事が忘失していたもので、故意に不問に付していたのではないという点は眞実であると考えられるが、その理由とするところには納得できないものがある。たしかに、本件発覚当時相当大がかりな買収があるとの風評があつた、しかも、それは竹三郎に関してである。佐々木検事はこれを内偵させたというが一体誰に内偵させたのか、自ら内偵はしていないし同検事の命によつて内偵をしたという検察事務官も警察官もない。たまたま、竹三郎と曲直問題で反対派として争つた萩原富雄も他の事件で検挙されたので同人の口から、これをきこうとしたのかも知れない。現に、萩原事件は當原検事が主任で取調べているにかかわらず別個に佐佐木検事が同人を取調べている。しかも、萩原の供述では、佐々木検事の取調は主として市役所の腐敗をつかんとするもので、曲直問題と関係がないというのである。市長は竹三郎と反対の曲線派である。その市長一派の汚職等を調べる如く感ぜられたという。従つて、佐々木検事が当時の風評によつて、竹三郎が大がかりな買収をしているかどうかを内偵したという証拠は遂にないのである。同検事は前述の如く竹三郎とも熟知の間柄であり、投書等によれば竹三郎との間に醜事実あり

といわれている一人である。勿論かかる醜事実は認められないが、竹三郎と懇意であつたことは眞実であろう。このことと、竹三郎に関し右の如き風評があるに拘わらずこれを内偵したという証拠がないこととを合わせ考えれば、佐々木検事はこの事件につきかかる風評に関してまで徹底的に捜査する意思なく、さればとて、社会の風評や竹三郎との交際関係から、起訴又は不起訴を直ちに決しかねてそのままにしておいたところ、他の重要事件に忙殺されて忘れたのではないかと想像されるのである。つぎに問題となるのは、眞に竹三郎父子に関する前記風評の眞否を捜査するには右事件について、宗男その他の関係者の身柄を拘束する必要があつたのではないかという点である。この点については今日適確な判断を加えることはできないが、相当の疑いがあるということだけを指摘しておこう。

さらに、昭和二十三年六月曲直問題落着の直後、偶々市会議員松尾啓三経営のマーケットに火災があつた際、竹三郎が同人に対し金五千円の見舞金を贈つているが、松尾も亦曲直問題に関し、直線派として結果的には竹三郎のため働いたことを合わせ考えれば、これ亦火災見舞名目で右運動の謝礼の意味をも含ませたものではないかとの疑いも、十分に考えられるのである。

(四)　萩原富雄は前市会副議長で、曲直問題に関し曲線派の急先鋒として、竹三郎の反対側に立ち相当の活躍をした者である。

曲直問題が解決した直後である昭和二十三年六月中旬より同人の犯罪容疑について捜査が開始され、遂に同月二十九日贈賄嫌疑で逮捕勾留せられ、七月九日贈賄並に金融緊急措置令違反で起訴せられたが勾留は継続せられ、同年八月七日保釈となり脱税事件が追起訴せられた。

萩原一派の者は同事件は宮城竹三郎が曲直問題で敗れたのを根にもち、検察庁へ密告したものだという。しかして、かかる疑いを懐かせるような証拠がないわけではない。たとえば、萩原の供述では、同人に対する取調が市長を中心に主として曲線派関係の者を検挙せんとするが如き空気があつたといい、竹三郎より不穏な電話をうけたというのであるが、もとより、全面的にこの供述を信用することはできないし、殊に、主任である菅原検事の供述では、松浦正隆事件の捜査中萩原も同事件に若干の関係があるところへ、同人に関する投書もきたので、捜査を開始したものであるという点からみても、竹三郎が萩原を密告したものと直ちに認めることはできない。但し、右の投書が竹三郎もしくはその一派の者によつてなされたのではないかとの疑いは免れない。しかし、他面、萩原事件の処理について検事の措置に関し必ずしも妥当と称しえないものが若干あるように考えられる。その一は、最高検の橋本検事も指摘された如く贈賄事件についてこれを起訴したことは相当疑問である。のみならず、この犯罪の成否すら疑問な軽微な事件で萩原を四十日間拘束して、脱税他一件の容疑事実を摘発したことはその方法において、若干不穏当なものが感ぜられぬではない。当初の勾留事由たる贈賄事件については、勾留の必要なきに拘わらず他の犯罪を摘発するためこの勾留を流用したものと考えられる。かかる措置は刑事訴訟法の建前としては許さるべきでない。もし、他の犯罪について拘束の必要があるならば、別個に勾留状を出すべきである。

四、第四に、宮城竹三郎と仙台検察庁との関係に対する社会一般の疑惑はどうであつたか。

(一)　これらの点に関しては、すでに若干のべてきたが、さらにここに、数通の投書及び証人と関係人の供述中に現われた仙台検察庁職員の不正事実に関する疑惑をあげてみよう。

まず、(1)一般的問題としては、竹三郎は巧みな手段によつて検察庁職員に近づき、一面において自己の経営にかかる旅館を検察庁の定宿となし、部屋の無理その他の便宜を計り、他面、自らも頻繁に検察庁やその職員自宅に出入して、懇親の度を加え、(2)饗応関係として、検察庁関係の各種会食や来客接待のため食事を共にするとき等に酒食を非常に廉価に提供して不当な便宜を供与し、さらに、検察庁職員が会同後とか二次会とか出張の帰途とか散策の途次とか各種の機会に、私的に竹三郎方を訪れたとき等に酒食を饗応して歓心を買い、(3)米麦、味噌醤油、その他の日用品を検察庁職員に贈り、もしくは、その依頼で斡旋した際にも代金を受取らないとか極めて僅少の代金に止める等によつて物品を贈賄し、(4)その他、検事長等とは、各種の慶弔にこと寄せて近づき、あるいは、病気見舞とか孫の誕生祝とかの名目で各種物品を贈り、(5)住宅の斡旋、転任着任等のばあいにおける輸送とか弁当とかその他の世話をなし、(6)ある検察官の金の利殖について骨折つたりして、その反面において、(7)各種の事件について検察庁へ運動してやるといつて事件関係者から金品をとつたりしている、とくに、丸谷由三郎事件、塩釜賭博事件、沼田長吉事件、某綿屋事件等がそれで、その他にも多数あり、竹三郎に頼めば起訴されるものも起訴猶予となり、懲役となるものも略式で罰金刑となり、勾留中の者は容易に保釈となり、刑の言渡をうけて執行が延期され、弁護士がやつて出来ないことも彼がやればできるといわれ、(8)自己に利害関係のある事件についてはこれを左右する力をもち、ことに、たとえば長男宗男の贈賄事件はうやむやにモミ消し、曲直問題で争つた萩原を検挙せしめた、というのである。

かような、ことがらが、果して風評といわれる程度の一般的なものであつたかどうかも甚しく疑問で、その一部については比較的多くの人々の間の風評であり、その一部は全く一部の利害関係者の疑心もしくはデマにすぎないと思われる。そこで問題は、この風評とみるべきものに、かような風評が生ずべき合理的根拠があつたかどうかである。もし、合理的根拠ありとすれば、かかる風評を無責任だとせめることはできない。かえつて、かような風評の端著を與えた例にその責があるものといえよう。

(二)　かかる風評について、三つのことを考えねばならない。第一に、風評通りの事実があるばあい、たとえば、検察庁の定宿として特別な便宜をはかつたこと、会食や来客の接待等に関して特に廉価にサービスしたこと、慶弔にことよせて近づき若干の物品授受があつたこと、二、三の検察庁職員の私宅にも出入して懇親を加えていたこと、事件関係についても軽い意味での陳情めいたことが二、三回あつたこと等は前述の如く認められるところである。これらのことを、それぞれ、切離して独立に考えれば、何等の不当も

なければ世人の疑惑を招くこともないわけである。しかし、その全体を一連のものとしてみれば、そこに世人として若干の疑い――何か不純なものがありはしないかという疑いを懐くのも無理からぬものがあるであろう。検察官として、このことに対しても十分心すべきであり、ただ、漫然かかる疑いを招くことなしとし、あるいは、かかる疑いを懐くのは懐く方がわるいのだといったてん然たる態度でいることは今日の検察のあり方として許さるべきでない。

つぎに、第二に、それ自体としても、ばあいにより、若干の批難をうくべきことがらと考えられる事実があるのではないかとの疑いがあることである。日用品の斡旋をうけたり貰いうけたりしたこと（多くは闇を伴うであろう）、事件関係について多少の陳情をうけたり、陳情がなくとも無意識的にその処理に手心が加わっているのではないかということについて、すでにのべた如く、若干の疑いがありこれを打消しえないものがあるのであつて、かような疑いをいだくに足る相当な理由があると認められる。この点で、かかる事実ありとの断定はできないが、世人をして常識的な立場でかような疑いを懐かせるということは、各検察官がいわゆる社会的清廉を保たねばならないという自覚において欠けるところがあるか、もしくは、その努力が足りないものといえる。

しかし、第三にこれらのことは竹三郎自身にもその原因があるといえるであろう。彼も亦、こうした性格の人間に特有な誇張癖、自慢癖があるものと思われる。たとえば、好んで名士を誘致して宿泊させ、各種の利便をはかつてその歓心を買い、記念写真をとるとか礼状や名刺を貰つてこれを他人に見せ、自己の地位を自慢するという性格が窺われる。それは、当委員会の調査員の調査に際してもこうした記念写真とか礼状とかを示して、自己の業績を語るといった点にもその片鱗をのぞかせているのである。従つて、竹三郎は検察庁職員との関係についてもかような行為があつたであろうと推察できるのである。たとえば、岡検事正より宮城ホテルの開業祝に花輪を贈られたこととか、一木検事長に孫の名付親になつて貰つたこととか、池田検事長に色紙をかいて貰つたこととか、駅前の朝鮮人問題について意見をきかれたこととか、旅館がその定宿となり自らも検察庁の多くの職員と懇意であること等に関して、世人に対して相当宣伝的に吹聴しているのではないかと考えられるのである。そして、こうした竹三郎自身の口から出た宣伝吹聴が世人の誤解の一因をなしているのであろう。

五、第五に今次調査に際し、社会の疑惑を招いている各種事実の真相はどうか。

（一）まず、松尾啓三が横田組二代目襲名披露の際検察庁職員が列席したことの真相如何である。

松尾啓三は昭和二十二年六月東北地方におけるテキヤの親分横田末吉の跡目をついで、横田組二代目を襲名し、その披露の儀式を仙台市目抜通りの映画館で行つた。式に列するものは、尾津喜之助、関口愛治等東京の大親分を始めとし、新井、西岡、茂木、木村等、関東、東北のテキヤの親分兄弟分が二、三百名で、これらの稼業関係以外として仙台の実業界、官庁関係等からも三百名位が参列した。知事、市長、警察部長、少年審判所長等の他、検察庁関係としては、池田現検事長、岡前検事正、稲葉前次席検事その他大部分の検事が参列したのである。この検事が参列した理由については、別段儀式そのものへの招待というわけでなく、古式にのつとる珍らしい儀式だから参考のためみておこうという意味の見物であつた、と関係者はのべているので、かかる意味合いであつたことは相違ないであろう。しかし、さような意味にしても、一般市民全部に見せるわけでなく、特に検事長以下に招待状を出しており、検事一同もモーニングを着用して威儀を正して列席し、松尾の証言では帰途多分折詰を渡しているというのである。従つて、珍らしい儀式の見物という意味のみでなく、やはり松尾がテキヤの親分として横田組二代目を襲名したことに対し儀礼上の敬意を表するという意味も多分に含まれているものといわなければならない。

一体、テキヤの親分の襲名に敬意を表するため、検事長、検事正、次席検事等多数の検事がモーニングに威儀を正し列席するということが、今日よりみて決して妥当なものでないことは言をまたないであろう。しかし、昭和二十二年六月当時としては、テキヤの本質についてそれ程深い省察も行われておらず、知事、市長等も同じく列席していたので別に差支えないと考えたことはやむをえないといえばいえるであろう。だが、それにしても、当時、既に暴力団取締りの当局の意図も明らかにせられていた際検事長、検事正として半公式的の資格で敬意を表する如き態度に出ることは、やはり、検察官の行動という建前では甚しく疑わしいものといわねばならない。

（二）検事正以下検事一同が、山口屋酒店こと新出喜左久方で両三回にわたり招宴をうけている事実の真相如何である。

山西造船所主西條芳次郎は少年保護団体青海寮を経営している関係で検事正等と面識あるものであり、山口酒店主新出喜左久も数年前より私的な関係で、検察庁職員の一部と面識があるものである。しかして、昭和二十一年中西條が、昭和二十二年十一月新田が、昭和二十三年八月西條が、いずれも山口屋酒店において、仙台検察庁の検事一同を招待し、検事正を始め、差支えのない検事はいずれも出席したのであつた。招宴の名目は第一回は検事の慰労懇親の意味であり、第二回は山口屋の新築祝をかね検事の慰労の意味であり、第三回は少年法の改正に伴う保護団体に関する懇談会であつた。通常の宴席であつたというが、ともかく、芸妓若干を侍せていた。

かかる宴席の趣旨に対し、世人が疑い――不純なものがあるのではないかとの疑いをもつのが合理的であるかどうか。又、検察官という職責にある者が検事正以下大挙してかかる宴席に列することが、現時代の経済状勢、社会状勢の下において妥当かどうか、は十分に検討吟味を要することである。すでに、本調査の基本問題でのべた如き、官民をとわず法を犯さざる者殆んどなき今日、一般世人の生計の極度に貧窮している今日、検察官の言動に対する批判のきびしい今日、こうしたことを前提として、単なる慰労とか懇親とかいう名義で芸妓を侍らせた宴会に検事正以下が一民間人に招待されることは、やはり、世人の疑いを招くに足るものといえよう。もし、これ然らずとせんか、疑う世人を不当なりとして、責めねばならないことになるが、果

してかように詰問できるであろうか。ことに、山口屋酒店については、酒の横流しによる終戦後の闇成金であるとの批難が坊間になきにしも非ず、山西造船所にしても右第三回目の招宴の前後に労働争議らしきものがあつたので、こうしたことが、いつ刑事問題を惹起するともはかり難いと考えるのが現代の常識である。かかる事情を想えば、検察官として、身を持するに、右の如きは若干の不注意なしとしないであろう。

(三)　その他、仙台検察庁管内在勤の若干の検事について、酷酊の上醜態ありし旨の二、三の声があるが、当事者はいずれもこれを否定したり事実を認めうる積極的直接証拠は見出しえなかつた。

いま、かかる事実の有無について、積極消極いずれにも断定することはできない。訴訟的にことを考えれば、証拠なければ事実なしと認めるの他ないが、より現実的社会的な考え方、見方においては、かかる事実は認めえないが疑いも打消しえないということになる。その対象は、吉安検事、加藤検事及び菅原検事である。世人の疑いを招いた原因についても明らかになしえないので、疑う者が非か、疑われる者が非か、いずれとも定めえないが、検察官としては、その疑いの原因を確めて、将来かような疑いを招くことなきよう慎重に心がくべきであろう。

第三、宮城竹三郎事件の結論

一、本調査の結果につき、簡単に要約すれば次の如し。すなわち——

(一)　松尾啓三はテキヤの親分横田組二代目として仙台に相当な勢力をもつ街の顔役であり、宮城竹三郎もかつては博徒西方組と交わりを結んで若干の勢力をもち、近時急激に産をなしてより財力と過去の経歴とによつて仙台市各方面において勢力をはるに至つた一種の顔役と称することができる。それは、この両名の言動に、財力等によつてことを定めんとし大衆の自由な意思表明による多数決原理を否定せんとする傾向と、そして自己の利益の一致するところ官僚との結託ひいては超国家主義との結び付きも辞せないような傾向を認めることができるからである。

(二)　宮城竹三郎と仙台検察庁職員との関係には若干当を失したるもの及び世人をして何か不純なものありとの疑いをいだかせるに足る事実が若干存在しているということである。しかし、注意すべきは、第一に個々の事実を一つ一つ切離して独立に考えたり、現代社会の特殊事情というものを考慮に入れたりすることがなければ、そこには不純の疑いを入れるべきものがない。しかし、これらの特殊事情を前提として、一切の事実を結びつけて考えれば、世人が不純の疑いをいだくのももつともだと認められるのである。

そして検察官として、今日身を持するにはかような点に迄、慎重な注意を払うべきものといわなければならない。第二に、不純の疑いを招くに足る事実はあるが、職務を枉げているとか、收賄等の犯罪があるかどうかについては、これを否定しなければならない。それは、かかる犯罪の容疑あるも証拠不十分だというのでなく、かかる汚職は全くないものと認められるのである。けだし、意識的に職を汚すものとするならば、いやしくも検事として十分な対価をうることは容易であろうが、かかる事実は全く認められないのである。従つて、検察官自身としては、主観的には清廉潔白なりと考えていたものと認めることはできる。さらに、進んで、この主観的なものを客観的社会的なものたらしむべき積極的注意と努力にかけていたのである。

世人より不純の疑いを招くに足る事実として、当を失したものと判断せらるべき主要なものは、(1)竹三郎と検察庁職員との懇親の程度がすぎ、余りに頻繁に相互の出入があつたこと、(2)竹三郎経営にかかる旅館での検察庁関係の宿泊、会食、夕飯が頻繁にして低廉なりしこと、(3)検事正名義で宮城ホテルの開業祝に花輪が贈られたこと、(4)曲直問題に関し竹三郎の反対派の者の事件処理に若干当をかくものがあつたこと、(5)竹三郎が関与するとの疑いをいだくに足る長男宗男の贈賄事件、沼田長吉事件等の処理につき、寛大にすぎもしくは遅延ありとの疑いあること等である。

(三)　その他、(1)テキヤ松尾啓三の横田組二代目襲名披露に招待をうけた検事長・検事正以下多数の検事がモーニング着用で列席したこと、(2)山口屋酒店に前後三回に亘つて、儀礼的意味での招待をうけ検事正以下多数の検事が列席したことは、いずれも世人の疑惑を招くものとして妥当ではない。

二、さいごに、本件に関する最高検察庁の橋本検事の声明の当否行政監督上の措置について言及しておこう。

(一)　同検事はその声名の冒頭において「近頃仙台検察庁職員に対して甚だ芳しからぬ世評を聞くようである。私は、之が根拠のないデマである限り抛つておけばよいと思う。之を若し当事者がまともにうけて一々弁明するならばするほどデマ放送者の思う壺と陥ることさえあるであろう」とのべられる。眞に、根拠のないデマ、いいかえれば、全く合理性のないデマ、疑うこと自体が不当だと賞められるべきデマであるとしても、心ずしかく放置するということは問題なしとしない。足のないデマも放置するときは、ときとして、重大な社会的影響を生ずることは決して渺くない。政治経済の歴史をふり返つてみてかかる事例を拾いあげるにしかく困難ではあるまい。結局、そのデマが流布されうる力と速度とを考え合わせての問題である。右のような危険性ありとするならば、断乎としてできる限り早くこれを粉砕すべきである。しかし、より以上に重要なのは、一体、一部の社会人の声が風評なのか、二、三のとるに足らぬ疑心なのか、風評であるとすれば、全く根拠のないデマなのか、ある程度の合理的理由があるのか。このことを、十分に見分けることである。そして、そのためには調査が必要なのである。調査をした以上その結果を公表するのが、民主的なガラス張の政治である筈である。単に、根拠のないデマであるとの独断の下に調査もせず、もしくは、調査したあげく、とるに足りないデマであつたからといつてその結果を暗から暗へ葬つて、世人をつんぼさじきにおくことは決して正しい政治、明るい政治ではない。

さらに、二つの点の注意を喚起したい。その一は、かような趣旨のことを声明の冒頭にかかげることは、甚だ疑問である。よむ者をして、この調査者がこれらの世評に対し根拠なきデマとの先入観を懐いているとの疑いを招くであろう。むしろ、謙虚な態度で、世評をきき、これを調査して、それがいかなる性質の世評であるかを断ずべきである。その二は、この言辞の中にデマ放送者に対する批難が

含まれている如く感ぜられる。彼等を責めている如きものがある。もしそれ、故らに公正なる検察庁職員を陥れるべく、全く架空の宣傳をした者であれば、宜しく適当の立場にあるものにおいて名誉毀損等として検挙すべきであろう。しかし、かかる証拠がない限り、たとえ調査の結果その世評が根拠なきデマと判明しても、善意のデマ放送者を責めるべきではない。この善意の者を責めることは、民の声を抑えることになる。眞相に合致していないというだけの理由で、責任を問われるときは、国民はその不平不満を官に訴えなくなるであろう。かくては、かつての、軍閥による暗黒政治への第一歩となる危険性があるからである。

（二）同検事はさらに、語をついで「しかし、私は事務監査のため来仙したので、職責上調査した訳であるが、結局何等の非違も認められない」とのべられている。ここでも、二つのことを指摘せねばならない。

その一は、この語感としては何か、元来かようなデマなどは調査するに足らぬが、事務監査にきたことの序でに調査をしたという感じがあるように思われる。同検事に、もし、かかる意図ありとせば、決して妥当ではない。検察の威信に関する世評は、こと重大である。社会秩序の支柱である。その眞相が、明らかでない限りは、いかなる世評と雖もゆるがせにすべきではない。その眞相を明らかにすることは、決してことの序でに行わるべきことではない。その二として「結局何等の非違も認められない」といい、さらに「私は、とるに足らぬデマに答える氣は少しもないが世評の中には、世人の誤解を避けるため若干釈明を要するものがあると思う」とのべて、今次調査の結果、検察庁職員には全く非なく、デマが全然根拠のない、合理性のないものだとのべておられるように感ぜられる、しかし、以上本件調査報告によって、決して然らざることは明らかである。もしそれ、「非違」ということが「瀆職その他の犯罪」を意味するならば、必ずしも、不当とはいえない。しかし、こといやしくも、検察行政の監督上行つたものであるならば、その「非違」は「犯罪」のみを指すのではなく、ひろく「検察運営上の不当なるもの」に迄、及ぶべきである、この立場において、今回の事件は、若干の不当なものがあつたのである。そして、橋本検事も、亦このことをこの声明の後段である程度認めておられるのである。勿論、当委員会の調査の結果とは相当異るものがあるが、橋本検事としても過ちにしろ若干の不当なものの存在は認めておられるのである。かかる意味で橋本検事の声明は、検察庁の最高監督者たる立場においてなされたものとして失当であるといわざるをえない。

（三）従つて、本件については仙台検察庁職員中に刑事責任を追及せらるべきものはないが、その言動に関し検察運営上好ましくないものがあることは明らかである。それ故、行政監督上の責任官庁である法務庁もしくは最高検察庁としては、宜しく、その非を指摘し、将来かかる事態を生ずることのないよう警告を発する程度の措置をとるべきであると、当委員会は判定するものである。

（四）福島事件

第一、調査の方法

一、調査の対象及び要綱

昭和二十三年十一月七日朝日新聞に、福島市における街の顔役である北島源一が逮捕せられ、同人は常時検察庁に出入して「北島検事」の異名をとり検察ブローカーとしてヤミ屋の事件のモミ消し運動をしてやるといつて被検挙者から金をとつているという記事が掲載せられたのでこの経過を注目していたところ、漸次事件は拡大して、福島市商工会議所会頭矢萩信二郎他若干の有力者も関係あるものとして検挙せられた。そして、これを機に福島検察庁内部の腐敗に関して、世人よりあらゆる批難がなされ多くの風評が乱れとぶに至つた。そこで、当委員会としては、本件をも検察庁の不正容疑に関する調査の一環としてとりあげ、調査の主眼たる三項目、すなわち、（一）福島検察庁に関する不正容疑の眞相を究明し、（二）現実の社会の動きと検察との関係を本事件との関連において明らかにし、（三）現代における検察の在り方に関して若干の考察を加えんとするものである。

しかして、福島事件における調査要綱は、つぎの如し。

福島事件調査要綱

第一、北原源一、矢萩信二郎、森川耕三久、紺野良吉、関根義徳は街の顔役であるか。

第二、前記の者に関し今次摘発せられた犯罪容疑事実の内容及びその捜査、審理の経過如何。

第三、前記の者と福島地方検察庁職員との間に特別に不正又は不当な関係はないか。

一、前記の者が福島地検に食入るに至つた経緯

二、司法保護委員又は少年保護司に任命した経緯

三、福島地検の職員中誰々が北島と特に懇意で、どの程度の交際をしているか。

(1) 懇意にしていると疑われる者は誰々か

(2) 飲食を共にした日時、場所、回数、目的、費用負担者等の内容はどうか

(3) 金品授受の関係はないか

(4) 請託関係はないか

(5) その他の交際の程度如何

四、前記の者は福島地検とのこれらの関係を利用して、不正、不当な行為をしていないか

(1) 北島が事件のもみ消しをしてやると称し金員を受取つた事実の内容如何

(2) 右事件に関し北島は地検職員に対し何等かの運動をしているか

(3) 右各事件が不当に処理せられていないか

(4) 北島は地検との関係につき、社会に対しどのように吹聴宣傳しているか

(5) 検察庁職員は右の如き事実を知つていたのではないか

五、北島と地検との関係につき福島地方ではどうみていたか。

(1) 弁護士会、警察、その他の官庁方面はどうか

(2) 新聞関係はどうか

(3) 一般市民はどうか

六、森山、矢萩、紺野、関根等と福島地検との関係について前記各事項如何

第四、今次北島事件に関して新聞紙上に発表せられた又は世上の噂となつた各種の疑惑は眞実なりや。

一、賭博被疑者訓戒について

二、食糧営團事件の不当処理について

三、義徳学院暴行事件の不当処理について

四、布團横流事件について

五、今野検事遊興事件について

六、若松市長選挙違反事件の不当処理について

七、金子與左事件の不当処理について

八、原町事件について

二、調査の方法及び経過

（一）当委員会は、本件調査を開始すると共に、まず本件に関する新聞記事を蒐集し、ついで、昭和二十三年十一月二十一日より二十四日迄の間調査員を現地に派遣して、関係人より事情を聴取すると共に参考書類を調査させた。しかるに、偶々本件については、監督官たる仙台高等検察庁池田検事長もこれを重視し、同庁検事宮崎三郎、同片岡平太をして鋭意調査をさせており、その調査方法も公正妥当なものと考えられたので同調査の進捗完了をまつこととした。しかして、該調査は昭和二十三年十二月中に完了したので、その調査結果について報告を求めて、その報告書について詳細検討したが、その結果及び意見に関し疑問の余地があるのみならず、同事件の責任を問うために行われたといわれる人事の異動についてもその当否が相当疑問であると考えられた。そこで、当委員会は、昭和二十四年二月四日より十日迄の間現地福島に出張して、関係者を証人として訊問すると共に、他面、調査員をして仙台高等検察庁の本件調査記録、福島地方裁判所及び検察庁における本件関係不正容疑の事件記録その他の関係書類について詳細調査させると共に、関係人より参考事項を聴取させた。そして、同月十二日大島、清水両前検事正他一名を参議院に喚問して、証人として取調べ、さらに、必要事項に関して法務庁より報告を求めて本件調査を完了したのである。

（二）この調査の経過を要約すれば、(1)委員会において証人として取調べたもの十名、(2)調査員をして事情を聴取させた関係人十五名、(3)法務庁及び福島地方検察庁より取寄せた書類として、仙台高等検察庁検事宮崎三郎の福島事件調査報告書第一回乃至第四回、これが附属書類たる聴取書・起訴状・推問状同回答書・各種報告書等の各写合計二十一通、同検事の今野検事に関する瀆職容疑告発事実調査報告書、これが附属書類として告発状・起訴状・不起訴裁定書等の各写合計五通、北島等各関係者の前科調書及び強制処分請求書の各写、同人等の被疑事件に関する司法警察官の意見書、起訴状及び三長官宛報告書の各写、須賀川義徳学院の院生処遇に関する福島地方検察庁大島検事正より法務庁少年矯正局長宛報告書の写、横山若松市長の選挙違反容疑に関する毛利検事より福島軍政部法務行政部長トロットマン中尉宛報告書の写、今野検事の瀆職容疑に関する中野次席検事より検事正宛報告書の写等で、(4)調査員をして、前記宮崎検事の本件に関する調査記録、中島他数名に関する事件記録、検事の処理上疑惑をもたれている各事件記録全部について調査させた上その結果について報告書を提出させ、(5)さいごに、本件に関する各種新聞の記事を蒐集整理したのである。これらの詳細は別冊の通りである。

第二、調査の結果

一、第一に、北島源一、矢萩信二郎、森山耕三久、紺野良吉、関根義徳は街の顔役であるか。

（一）北島源一（当五十七年）は、栃木県小山町の産、若くして、テキヤとして全国を歩き大正末期より福島に落着き興行師を営み、テキヤの親分として隠然たる勢力をもち、十数年前その跡目を古市正夫に譲つて後も、「北島親分」の勢威は抜くべからざるものあり、その間大正七年より昭和十三年迄の間前後四回にわたり詐欺・恐喝・暴力行為等処罰法違反・賭博等によつて刑の言渡をうけたが、近時、弟と共に新開座と称する劇場を経営する傍ら、終戦後司法保護委員、福島市協力会常任幹事、福島少年補導会常任監事兼置賜所相談所長等の肩書をえ、福島市における街の顔役として、世人のひとしく認めるところである。そして、彼の思想は、彼が口癖としてのべている「好きなものは、天皇・神・佛の三つで、嫌いなものは、共産党、不逞鮮人、與太者の三つである」ということによつて、極めて簡明直截に表現せられ、要するに、これらの階層の者に共通せる封建的考え方を固守しているのである。

（二）矢萩信二郎（当五十二年）は、資産一千五百万といわれ福島県下切つての財界人として知られ、福島醸造並びに酒造株式会社、同アルコール会社、不二デパート、建物保全社等に社長その他の地位で関係し、福島市商工会議所会頭の他十指を屈するあらゆる方面の名誉職につき、その間昭和十四年、十六年の二回に経済事犯に問われて刑の言渡をうけているが、終戦後北島と共に司法保護委員となつた。同人をその経歴素行等より、いわゆる街の顔役ということはできないが、その財力を背景とする福島地方の各方面に対する発言権は大きく、一種の世話役的存在として隠然たる勢力をもち、その用い方如何により日本の民主化に対し阻碍的、あるいは推進的いずれに対しても影響力大なるものがある。しかして、調査の結果そのいずれとも断定しかねるのであるが、北島との結びつきその他の状況より考え、利潤追及の前には民主主義をも、しかく重視していないのではないかとの傾向が感ぜられる。

（三）森山耕三久（当四十年）は、森山商店、森山砂利、福島清掃社の社長として、福島財界の有力者として知られ、福島商工会議所議員、司法保護委員等の名誉職についている。同人を街の顔役とみるか否かについては、矢萩信二郎に関してのべたところと大体同じ。

（四）紺野良吉（当四十二年）は、株式会社紺野商店、福島造機工業株式会社の各社長、福島製紙有限会社の代表取締役にして、福島市財界の有力者として知られ、福島商工会議所議員、福島市消防團長、財團法人福島県消防協会長、福島県資源回収商業協同組合理事長の要職にあるが、昭和八年より同十九年迄の間四回にわたり、度量衡施行規則違反、詐欺、贈賄、輸出入品等臨時措置法違反として刑の言渡をうけている。彼を街の顔役ということができるか否かに関しては、矢萩信二郎に関しのべたところに同じ。

（五）関根義徳（当五十一年）は、福島県岩瀬那須賀川町において電氣器具商を営む傍ら、数年前より司法保護委員及び嘱託少年保護司となり義徳学院なる名称で司法保護團体を経営しているものである。しかし、同人は教養極めて低いのみならず、今回起訴せられた犯罪事実よりすれば、その倫理観念も低劣であつて、同人が右の如き半ば公的業務にたずさわらんかその地位を利用して、街の顔役的言動がなされたのではないかとの疑いが濃厚である。

二、第二に、前記の者に関し今次摘発せられた犯罪事実の内容及び捜査、審理の経過。

（一）北島源一に関する公訴事実を要求すれば、(1)些細なことに基く暴行が二つ、(2)事件関係者より検察庁に対して運動してやるとの名目による恐喝が八つでその取得金員合計金二十万四千八百円他物品若干、(3)矢萩信二郎の債権金八

十万円取立の為に恐喝を犯し、(4)森山耕三久のため被害者丸山他一名を脅迫して採石権及び貸金債権四万円余を抛棄させて恐喝し、(5)矢萩及び森山と共謀して福島高等女学校再建復興期成同盟会長及び常任委員の地位を利用しその任務に反して机椅子の購入に際して右同盟に金三万九千円の損害を與えたのである。

警察における当初の捜査によると、事件モミ消し関係による恐喝は合計十七件であつたが、当事者の意思の関係で犯罪の嫌疑のないものを除き右の如く整理されたもので、昭和二十三年十一月十七日及び同年十二月十一日右犯罪について起訴せられ、同年十二月十七日第一回公判期日を開き爾来審理中のもので、未だ勾留継続中である。

(二)　矢萩信二郎に対する公訴事実を要約すれば、(1)北島に関する右(5)の背任、(2)福島醸造株式会社社長として保管中の社金百九十三万五千円を自己及び福島酒造株式会社の用途に流用横領し、(3)米の闇買入による食糧管理法違反、(4)木炭の闇買入による臨時物資需給調整法違反、(5)手持硝子の不申告による重要物資在庫緊急調査令違反である。右事件は十一月二十四日及び十二月十一日の二回に起訴せられ北島事件と併合審理せられており、本人は十二月十九日保証金三十万円で保釈許可となり釈放せられている。なお、右の他、殴税及び終戦時軍需物資の不正拂下げについて容疑あるものとして、捜査せられたが起訴せられるには至らなかつた。

(三)　森山耕三久に対する公訴事実は北島に関する右(4)の恐喝である

右事実につき、十一月三十日に起訴せられ、北島事件と併合審理せられている。本人は十二月十九日保証金二十万円で保釈許可となり釈放せられている。

(四)　紺野良吉に対する公訴事実を要約すれば、(1)同人が福島市消防團長として保管中の團金十五万円を紺野商店のため流用横領し、(2)同人が財團法人福島県消防協会理事長として保管中の同協会金合計三十四万五千円を二回に亘り紺野商店のため流用横領し、(3)紺野商店の営業資金をうるため二回にわたり福島県資源回收商業協同組合及び財團法人福島県消防協会名義に依托して商工組合中央金庫仙台支店福島出張所及び株式会社常陽銀行福島支店より右組合もしくは協会の借用金名義を以て合計金百二十万円を詐取したものである。

右事実につき十一月二十七日起訴せられ北島事件と併合審理せられている。本人は十二月十九日保証金十五万円で保釈許可となつて釈放せられているのである。

(五)　しかして、右公判における前記四名の弁明は、つぎの如し。すなわち、(1)北島は暴行のみ認め、恐喝及び背任の犯意を否認し、(2)矢萩は食糧管理法違反・臨時物資需給調整法及び重要物資在庫緊急調査令違反の点は認め、横領及び背任についてその趣旨並に犯意を否認し、(3)森山は北島との共謀の点及び犯意を否認し、(4)紺野は全事実を認めている。

(六)　関根義徳に対する公訴事実を要約すれば、(1)ガソリンを入手しえないに拘わらずその代金名下に金一千円を詐取し、(2)保護少年に対し懲戒として殴打暴行し、(3)前同様院生を脅迫し、(4)保護少年に面会にきた少年の母を姦淫せんとして前後三回にわたつて暴行したものである。

関根の経営にかかる義徳学院をめぐる不正容疑については、昭和二十三年一月二十五日朝日新聞福島支局でこれを取上げ、預り兒虐待その他についての記事をかかげたので、当時福島地方検察廳では検事正及び福島軍政部の命令で毛利検事がその実情を取調べた結果、院生に対する若干の暴行事実が認められたので、その旨軍政部始め各関係官廳へ報告した。しかし、これについて刑事事件として立件することなく、義徳学院もしくは関根個人に対し行政監督上の措置を講ずることもなく、その儘となつていた。ところが、今回、院内におけるかつとうから須賀川町警察署の取調べの結果、(1)保護少年の虐待、(2)すでに退院した院生の食糧の不正受配、(3)院生の作業賃金の横領、(4)配分をうけた共同募金の不正流用による横領、(5)学院のため山林の拂下げをうけるに際しての脅迫等の不正その他の容疑あるものとして、送検せられたが、福島地方検察廳高橋検事が取調べの結果、前記起訴事実の他は犯罪の嫌疑がないものとされたのである。しかして、右事実について昭和二十三年十二月十五日福島地方裁判所白河支部に起訴せられ、未だ勾留も継続されているのである。

三、第三に、北島源一、矢萩信二郎、森山耕三久が司法保護委員に、関根義徳が司法保護委員並に嘱託少年保護司に任命された経緯について

(一)　昭和二十二年六月一日附で、当時の福島地方検察廳清水検事正は、北島、矢萩、森山の三名を司法保護委員に任命したのである。

北島には、前記の如き前科があつたことは周知の事実で、同検事正もこれを承知していたが、その証言によれば、北島はその後更生し釈放者保護等に盡力し検察廳にも出入しているので、同人を保護委員として推薦すれば、その恩義に感じて同人も益々善人となるばかりでなく、世話好きな同人の力で釈放者保護にも大なる成果があるものと考えたのだ、といい、矢萩、森山については同人等は福島市屈指の実業家として、その人格、識見及び資産よりみても立派な人物であるから、保護事業の如き社会事業には適任であると考えて任命したものであるとのべておられる、そして、三人を一括して、任命したのは、保護事業は相当費用がかかり國費は問題にならない程少額であるから、矢萩、森山にその資金を出させ北島には実際の保護の仕事をやつて貰う積りであつたといい、任命当時の意図として、右の如きものであつたことは、相違ないと認められるので、それ自体としては不純なものではない、しかし、右三名、とくに北島のその後の行動よりみて、第一に任命当初その人選に過失があつたのではないか、いいかえれば、当時さらに愼重に考えれば北島等が今回問題となつたような行爲をするのではないかとの推測ができたのではないか、あるいは、かような推測まではできないとしても、一般的にみて北島の如きを保護委員とするのは適当でないと考えるのが常識ではないかという点である。第二に、当初そのことが判らなかつたとしても、その後、十分注意して北島の言動を観察し、社会の声に耳を傾ければ北島等が保護委員として不適任だということがより早く、判断され、解任等適当な処置がとれたのではないか、との二点を吟味してみなければならない。

第一の点について、北島が福島地方切つての街の顔役であるということは、当時としても周知の事実で、清水検事正

もこれを知つていたものと考えられる。北島がテキヤの親分を隠退しているとはいえ、跡目相続した古市正夫及びその子分等に対しても依然強い発言権をもつており、その勢力を背景として、北島は福島市内では相当に顔がきき、世人も北島親分と称して、敬遠するという見方が福島市としては一般的なものであつたと認められる。清水検事正としても、福島における一般的な北島観が右の如きものであつたことは知つていたものと考えられるが、少くとも少しく注意すれば知りえたものといわねばならない。ただ、だから、北島が悪いことをするかも知れないとか、保護委員として不適任とみるべきかという点は、さらに、別個に考えねばならない。まず、昭和二十二年六月といえば、街の顔役とくに暴力團の取締りが相当活潑に行われ、街の顔役について種々論議が交わされ、その害毒が指摘せられ、民主化をはばむものとしての強い批判の声がおこりつつあるときであつた。彼等によつて、数多くの犯罪が行われても、これを立証することが容易でないとか彼等が官憲と結托したり、官憲が威迫しているため、従来日本では検挙されなかつたと関係方面からの指摘もあつたのである。北島について、当時、具体的に不正事実があるというようなことがなかつたことは認められるが、それにしても、右の如き著名な街の顔役であつてみれば、要注意人物として検察上十分監視の目が向けらるべきであつた。世人に対し何等かの害毒を流しているのではないかとの注意がなされて然るべきであつた。のみならず、街の顔役の存在それ自体が——たとえ、特段の犯罪容疑なしとしても——民主化をはばむものとして、批判されているとき、北島の如き、レツキとした街の顔役を保護委員とすることは、すくなくとも、民主化への途を逆行するものであり、世人をしてかように感じさせずにはおかないであろう。その不当なるは言をまたない。さらに、北島が保護委員として資格上適任かどうか、の純理上のことも甚だ疑問である。北島は世話好きであり、氣軽によく動き実行力がある。このことは、保護委員として大切なことであるが、ただ、それだけではならない。何といつても、人を教化善導する仕事である。たとえ、物質的な世話とか、就職の斡旋とかに力があつても、教化の面で逆作用をするならば決して適任ではない。北島の性行からみて、刑余者とか釈放者に対する感化力があることも認められる。しかし、前述の如く彼の思想とか考え方は、極めて封建的であり、民主化に逆行するものである。彼に感化力があるだけに、釈放者等に対するその影響も、民主化に相反するものとして大なるものがあろう。他面、北島が保護委員となることによつて、世人の保護事業に対する考え方に及ぼす影響も考えられねばならない。それは、決して、良いものではあるまい。これらを合わせ考えれば、北島は保護委員として適任だと判断することは、杜撰のそしりを免れないであろう。ことに、宮崎検事の調査したところによれば、福島区司法保護委員会常務委員恒理正信の供述として、北島等を保護委員に任命するについて、従來の慣例と異り、清水検事正が、やや独裁的に行つたような感じがあり自分としては不満であつたという。内部的にも、この人選に関し、反対の声があつたことが窺われる。清水検事正としては、反省し慎重にことを考えるべきであり、そうしたならば右の如き点に十分留意することができた筈で過失の責を負わねばならない。第二の点についても、その後、虚心に北島との関係を反省し、その言動に十分な監視を怠らなければ、同人が右の如き意味で適任でないのみでなく、今回の如き事件もより早く察知できたものと認められる。この点は、主として、大島検事正始めその他の検事についても問題となる。大島検事正は、昭和二十二年八月赴任し同年十月頃歓迎会の席上清水検事正より北島、矢萩、森山は自分が司法保護委員に推薦した人で、いずれも立派な紳士であるから委員として適任であり、決して迷惑をかける人でない故、自分同様に交際してくれといわれたもので、これを信じ、さらに若干調査をした結果清水検事正と同様な理由で適任者であると考えていたとのべている。しかし、この考え方の妥当でないことは右にのべた通りである。しかも、今回摘発されたような多くの不正行爲が行われていたのであり、そのことは福島市内では相当風評となつていたことは十分窺われる。ことに、山本検事の供述によれば、昭和二十二年暮には同検事も飯坂警察署長から北島の不正行爲に関する噂のあることをきき、同僚の検事にも漏らしているのである。宮後検事も、自分は早くより北島は注意すべき人物だと話していると証言している。従つて、これら社会の声が監督者である大島検事正の耳に入つていないということは甚だ疑わしい。大島検事正は、かかる声を耳にしても、北島と懇意なところから漫然と聞流し、意に介しなかつたのではないかと想像される。もし、眞実、耳にしなかつたとすれば、後述の如く北島等と検察廳職員とがその程度を越えて懇親であつたため、世人はこれを話しても無駄だと考え故ら検察廳職員の耳に入れなかつたものと考えられる。従つて、その責はやはり検察廳側にあるものといわねばならない。大島検事正は長官として、監督者として過失があつたものと評されるべきであろう。

矢萩、森山を保護委員にすることも疑問たるを免れない。当時として、両名に人格、教養、資産等の上で欠点を見出すことはできなかつたであろう。しかし、前述の如く、同人等を保護委員にしたのは全く資金的援助をうけるためであつた。両名がその社会的地位や事業からみて、保護事業の実務をなしえないことは明かである。問題は、資金的援助をうるため、保護委員の名を與えることが妥当かどうかである。保護委員の本来の職責からみて妥当でないことは論をまたぬであろう。資金の援助をうけることの当否は、しばらくおき、その援助をうけるとしても、ただ、それだけならば特志による援助というだけのことで委員として推薦すべき合理的理由とはならない。もしそれ、委員の名を與えなければ資金的援助をもしないというのであれば、かかる功利的援助こそ受くべき性質のものではない、この意味で、清水、大島両検事正が、矢萩、森山を保護委員として適任だとした考え方は浅慮と評せらるべきであろう。しかして、ことやしくも、検察関係の仕事で、資金の援助をうけるため名誉職的な名を與えたという感じを、世人に懐かせることがあつてはならない筈であり、本件においては、恐らく世人がかかる感じを懐いたこ

とは否定できないであろう。

（二）　関根義徳は、飯澤檢事正によつて司法保護委員に任命せられていた関係で、昭和二十一年八月清水檢事正が福島へ着任後間もなく相識り、その頃関根が少年保護事業の経営を企図し、清水檢事正に相談した結果、保護事業経営の前提として同檢事正の推薦によつて、同年秋仙台少年審判所より嘱託少年保護司を委嘱せられたのである。そして、同檢事正及び仙台少年審判所の盡力によつて、個人名義で少年保護事業の許可をうけ昭和二十二年五月一日より義徳学院なる名称の下にこれを創立開院の運びに至つたのである。清水檢事正は、関根を嘱託少年保護司に推薦したことを否認しているが、関根本人及び藤井仙台少年審判所長の供述に照らして信用できない。両名の供述及び義徳学院創立の経過とくに、同学院は福島縣須賀川町所在で仙台よりも福島に近く、清水檢事正と関根とは司法保護委員として前より面識あるに拘わらず、藤井所長と関根とは少年保護司になる際始めて知るに及んだこと、清水檢事正も自認する如く同檢事正が義徳学院の創立に非常に盡力したこと等を合わせ考えれば、少くとも、関根を嘱託少年保護司にすることについて清水檢事正が口をきいたものと認められる。それを、推薦と称しうるか否かは用語の問題にすぎない。

そこで、関根が司法保護委員及び嘱託少年保護司として、適任かどうか。もし、不適任であるとすれば、清水檢事正は何故同人を嘱託少年保護司として推薦し、藤井所長はこれを任命したか。清水檢事正及び藤井所長が同人を不適任とは考えなかつたとすれば、それは不注意によるものではないか。その後、注意すれば同人が不適任なことに氣付きえたのではないか。これ等の点が檢討せられねばならない。関根が司法保護委員とか嘱託少年保護司として極めて不適任であることは、後に詳述するが、要するに、彼は目に一丁字なき無教育で、前科一犯あり、酒を好んでこれに乱れ、收容少年の母を姦淫せんとするが如き道義心下劣な人間である。少年を教化善導するの資格がないことは明らかである。清水檢事正は、この点にわき、関根は前檢事正が司法保護委員にしていたのであつて、少年保護司任命については自分は関知せぬというのみで、関根の人柄に対する認識について何らのべないが、そのいわんとするところは、前檢事正が司法保護委員にしたのだから間違いないと考えたというのであろう。関根を司法保護委員に任命したこと自体が大なる過失であり、その動機理由については今回調査しなかつたが、関根が無教育で教養のない人間であることは、同人に接し、その言をきけば直ちに判明するところである。もし、それすら不明であつたというならば、正しく人をみる明殆んどなきものといわねばなるまい。そして、かかる無教育、無教養で前科をもつ人間は、よほど、特別の事由がない限り、司法保護という重要な公務を担当する資格はないものと考えるのが常識である。しかるに、この特別の事由について清水檢事正より何ら説明せられるところがなかつた。してみれば、同檢事正はその不適任なる所以を知り乍ら何らかの目的のためか、あるいは、不注意によつて慢然適任と信じて、関根を少年保護司に推薦したものであろう。いずれにするも、その責を免れない。清水檢事正の推薦を慢然信じて、任命した藤井少年審判所長も、少年保護司の人選について盡すべき注意を盡さなかつたものと評されてもやむをえないであろう。

四、第四に、北島源一と福島地方檢察廳にかつて在勤し及び現在在勤している檢察官その他の職員との交渉関係について

（一）　この点に関しては、まず、本件に関し行政監督上の調査を行つた仙台高等檢察廳宮崎檢事の調査報告をかかげ、次に、当委員会の調査結果を明らかにしよう。すなわち、右報告書の要旨は、まず、北島源一と福島地方檢察廳との関係一般について、

「北島源一の供述に依れば同人は二十年以前より福島地方檢察廳に出入して時には起訴猶予者等の身柄引受等をして居り同廳に在勤して居た古い檢事の氏名も承知して居る間柄であり同人の住居は裁判所官舎と近接して居たので戰時中は飯澤檢事正と共に防空壕を掘つて居た事もあつた。戰爭終了後清水檢事正が着任せられ司法保護会の方で資金の無い時には同人の世話により芝居興行をして資金を集め或は相撲興行を催す等保護会関係の資金募集については相当盡力して居た様でありその他用事のあるときには檢察廳の方より呼びに來て用事を達し檢事の轉任に際しては住宅を世話し宴会の時には公定價にて酒を矢萩信二郎のところより世話したり時に生活必需物資の不足の折には他より都合をつける等檢察廳方面の世話に対しては相当努力して居た様である。斯様な関係で清水前檢事正を初め現在の福島地檢在職職員と緊密に交際をして居た事情が窺われる。

以上の関係で福島地方檢察廳には週に一回位は出入し檢事室等にも自由に出入りして各檢事と談話を交換し又官舎其の他自宅へも出入して居たことが認められる。其の様な関係であつたので昨年初以來本年八、九月頃に至る間数回に亘つて檢事室等に於て檢事数名在席して居るところで事件につき、「宜敷く御願いします」又は「早く調べて下さい」等と言うた事実は同人も自認して居るところであり各檢事の陳述に依つても窺われるところである。

北島の供述に依れば他より事件の依頼を受けても特定の主任檢事に対して依頼をした事がなく、檢事室で大声で多数の檢事の前で簡単に御願いをして居るので之に依つて檢事が事件を左右せられるものであるとは考えて居なかつたと申述べて居るのみならず檢事の方でも左様な言葉を單に形式的なものとして聽流しをして居た様である。此の点から考えて見て北島の依頼は極めて簡單な形式的なものであり之を檢事の方から見ても極めて形式的な儀礼的なものとして受取つて居た様である。

斯くて北島は昨年六月清水前檢事正の推薦に依つて司法保護委員に任命せらるるや釈放者の身柄引受等の事で檢察廳へ出入りすることも頻繁になつた様であり各檢事と親密になつたので時には檢事を誘つて福島市内の若喜旅館又は飯坂の若喜本店同分店等に行き会食を爲し其の代金を北島自身が支拂つた事は認められるが此の事実は北島が各檢事と親密の余り共に会食をしたに過ぎないのであつて之に依つて事件に関し檢事を慫慂したものではないと北島も供述して居り檢事の陳述も左様になつて居る」と。ついで——

「福島地方檢察廳に在勤して居た檢事及現在在勤して居る檢事の中で最も北島源一、矢萩信二郎、森山耕三久と交渉程度の深いと認められる檢事について以下各個別に其の

状況を記載する。此の記載は北島源一等の供述及各検事の陳述を綜合して大体眞相に合致して居ると認められるところを記載するものである。

（一）清水前検事正

同検事正は終戦直後福島地方検察廳検事正に着任し昭和二十二年八月仙台地方検察廳検事正として轉任する迄の事である。

（イ）会食関係

北島とは在任中個人的に二人で二、三回に亘り飯坂温泉青葉旅館に行つて会食して居る事実があり其の代金は北島が支拂つている。但し女中等に対する祝儀等は同検事正が支拂つて居る

福島市内若喜旅館で二、三回北島と個人的に会食をしている事実がある。

以上は北島と清水検事正との個人的な会食であつて之等の会食は單に北島と個人的な関係により行われたものと認められ他に何等の意図のあつたものと認める資料がなく之に対し同検事正より相当の返礼をした旨同検事正は陳述をしている。

以上の個人的な会食の外に官舎等において検事全員の慰労会を催した場合同席上に北島を招待し或は保護会の慰労会があつたときなどに北島を招待して居る事実が数回あるが之は公の目的の爲めの会食と認められる。公式の席上北島を招待するのは北島が設宴等に相当の盡力をする爲之が労に酬ゆる爲のものであつたと認められる。

（ロ）事件関係について

事件関係について北島より同検事正に対し依頼をしたりと認められるのは殆んどないが唯昭和二十二年三月頃北島の乾兒なる古市正夫等三十数名に対する賭博被疑事件につき北島が同検事正に対し寛大な処分方を依頼し同検事正は之を了承し一同に対し一場の訓戒を與えて略式請求に依り罰金刑を以て処分した事実がある。

此の事件の被疑者中には相当の賭博の前科を有する者があり之等に対し單純賭博罪を以て処分するは刑或は軽きに失する観がないことはないけれども同検事正は之等に対し寛刑を以て臨めばこの恩義に感じ改過遷善するのではないかとの配慮に依つてしたものであると陳述して居り恐らく同検事正はその様な考慮より爲されたものと認められるのである。

尚昭和二十二年八、九月頃右古市の乾兒の傷害被告事件につき北島の依頼により保釈に関し検事に対し許可意見を付する様命ぜられた事実があるも之も特に同検事正において特段の意図があつたものとは認められない。保釈許可相当と認めて命ぜられたものと考えられる。

事件関係については以上の通りで他に何等の疑うべき事実はない。

（ハ）北島源一の司法保護委員任命について

此の点については既に前に記載した通りであつて同検事正において善意を以て任命せられた事と思料するも唯その人選において軽率の点があつたと認められ其の点において同検事正は多少の責任を持つべきものではないかと考えられる。

（ニ）尚以上の外現在福島経済専門学校在学中の同検事正の子息が北島の乾兒なる古市正夫方に下宿して居るとの風評があつたが調査の結果右事実が無いことが判明した。

（二）大島検事正

同検事正は昭和二十二年八月清水検事正の後任として着任せられ現在に至つて居るのである。

（イ）北島との会食関係

北島と個人的に飯坂若喜旅館へ行き会食したるは本年六月頃二回であつて中一回は北島と二人であり中一回は同検事正紺野良吉外一、二名である。孰れも個人的の会食である。福島市内の若喜旅館においての個人的な会食は二、三回であつて孰れも北島が料金を支拂つて居る。

個人的な会食は以上の通りであるが其の外に検事正官舎における公式の会食等があることは清水前検事正の頃において記載した通りである併し乍ら同検事正は北島の供述に徴すれば厳格なところがあつて其の都度返礼をして居られる事実がある。

（ロ）事件関係について

同検事正は北島の供述に依れば元来無口な人であり事件の話をすれば横を向いて居るとの事であつて同検事正に対しては北島も事件関係について言うことが出来なかつた様子が窺われる。本年三月頃北島の義弟の渡辺留吉外数名に係る賭博被疑事件につき同検事正に対してその事情を話して同情を乞うた時同検事正は事件関係については全部次席に任してあるから次席に聽けと話して突放した事がある外事件関係について依頼を受けたと認むべき事跡がない。

（ハ）北島源一を接近せしめて居た事情について

同検事正が北島を接近せしめて居た事情は既に記載の通り北島が司法保護委員であつて検察廳に常に出入して居たのと清水前検事正が引継ぎの際北島を信用して居る事を言われた爲に引続き接近せしめて居られた様であつて此の点大島検事正が北島を信用して接近せしめて居た事情には同情の余地がある。

（三）中野次席検事

同検事は昨年九月次席検事として福島地方検察廳に着任し現在に至る。

（イ）北島との会食関係について

同検事と公の場合例えば検事正官舎における検事慰労会或は保護会主催の公式の会食を除いて私的関係における会食を記載するに止める。

昨年十一月頃より本年八月頃に至る間前後五、六回に亘る北島と毛利検事其の他一、二の検事と共に飯坂の若喜本店同分店等において会食し尚其の間福島市内若喜旅館において屢々他の検事一、二名と共に会食し熟れも其の料金を北島が負担して支拂つて居る。其の他北島に誘われて他の一、二の検事と共に十数回に亘り森山耕三久の自宅に行き接待を受けて居る事実がある。

（ロ）事件関係について

中野次席検事と北島との間柄は極めて親密なものがあつた事が窺われ同夫人も屢々北島宅へ往復し居る事情あり其の早大経済専門部在学中の子息

東京より帰宅の際にも北島宅を訪問して居る事実もある。

如斯中野次席検事と北島との関係は相当緊密なものがあつた事が認められる。事件関係については次の通りである。

(1) 本年二、三月頃北島の義弟の渡辺留吉等の賭博被疑事件につき家宅捜索の令状の有無に関し北島と問合に接し自宅に福島市警察署員を招致して北島の面前にて同署員を詰問した事実がある。

(2) 本年一、二月頃北島の依頼により半澤某対齋藤某間の賣掛代金不拂の件に関し検察事務官をして関係者を呼出し取調を爲した事実がある。

(3) 本年一月頃福島ニッサン自動車販賣株式会社々長金子與左が経済違反事件に関し福島市警察署に逮捕せられた際医師の診断書を持参した北島の依頼により勾留を請求せずして釈放した事実がある。

事件関係については以上の通りであつて北島は中野次席検事に対し單に右事件につき依頼をした程度であつて特に深い事情があつたものとは認められない。

(ハ) 中野次席検事と北島との間における噂について

前項に記載した福島ニッサン自動車販賣株式会社々長金子與左に対する経済違反事件について同人が單に逮捕状を執行せられたのみで勾留せられることなく釈放せられた事に関して種々な噂が飛んで居り其の間中野次席検事或は同事件の主任たる毛利検事に何等か不正の事実あるに非ずやとの風評ありて此の点に関し十分意を盡して捜査をしたるも何等右に該当するが如き事実なく金子與左は年齢七十歳に垂んとし当時病氣にかかり居りたる爲岩永医師の診断を受け右診断書を北島が持参し検察廳に赴き診断書を提出の上事情を具申して釈放方を依頼し其の眞情を認められて勾留せられなかつたものであり此の間何等不当の処置があつたことは認められない。此の間にあつて北島が右金子より金一万円位の金員を受領したる爲此の噂が飛んだものと認められる。（因に右金子與左に対する事件は本人並会社共起訴略式を請求せられ合計罰金十三万円に処せられている）

尚中野検事夫人は家計の補助の一として北島を介し仕立物の依頼を爲し居りたる事情あり其の窮状は寧ろ同情すべきものあるに不拘世上此の間の消息を知らずして同夫人が屢々北島方を訪問するを目して親密の度過ぎるものあると言う者があるが其の評は当らざるものと認める。唯前に記載した子息が東京より帰宅の節北島より千円一回位の小遣銭を與えられたる事実がある。

(ニ) 右中野次席検事と北島との会食及事件関係との関連について

以上の如く中野次席検事は北島と会食し居る事実があるも其の会食は事件関係と何等の関連無く單純なる私的交際であつた事は北島及同検事とも之を強調して居る。

(ホ) 中野次席検事と北島と両名若は他の一、二名を加えて福島市若喜旅館に於て会食した事情につき同旅館主人國分晋が警察官及検事の取調に際して陳述したる模様については中野次席検事及北島源一は回数の点につきその様に多くなかつたと述べて居るのみならず会食の場合事件関係についての話をした事なき旨を述べて居る。

(ヘ) 中野次席検事が北島より時に味噌醤油等の物資を貰い受けて居た事実が認められる。

(四) 毛利検事

同検事は昭和二十一年四月福島地方検察廳に轉任し来り現在に至る北島との関係に就ては同検事宅と北島との住居は近接し居り同検事着任直後より密接な間柄にあり、その自宅へも十数回往復し日用物資に不足なるものあれば醤油、塩、酒等を届けていた事が認められる、同検事夫人の叔父が北島と友人である関係上特に懇意であつたと北島は述べて居る。

(イ) 北島との会食関係

此の関係に就ては北島は大体中野次席検事の項に於て述べたと同様であると陳述して居る。個人的に飯坂温泉へ行き会食した状況は昨年十一月頃より本年六月頃に至る間約七、八回位で毛利検事の外に中野次席検事等が行動を共にして居るその代金の支拂は北島がして居る。

福島市内の若喜旅館に於ては之も大体中野次席検事の項にて述べた通りで大体十数回位と認められるが之は簡單なコップ酒程度の場合もあつたと認められる。

その外北島等と共に森山耕之介の自宅へ行き数回に亘つて接待を受けた事実がある。

以上何れも北島と個人的な会食の場合を列挙したのである。

(ロ) 北島との事件関係について

北島との事件関係については北島は單に前に記載したニッサン自動車販賣株式会社々長金子與左に対する経済違反事犯につきその主任であつた毛利検事に対し検事室にて他の検事等の居る処で一回頼んだのみで他に記憶はないと述べて居る。

(ハ) 北島との会食と事件関係について

毛利検事は北島と会食した模様については之を認めて居るが同人より事件に付依頼を受けた事なしと述べて居り北島も亦会食は單に懇親の意味であつて他に何等の意図がなかつたと述べている。尚会食の回数等については旅館主人等の供述と多少合致しないものがあることを書添えて置く。

(ニ) 毛利検事に対する若松市長選挙違反捜査に関し若松市へ出張した際関係者より饗應を受けたという事に関する疑惑及投書に記載せられていた福島縣原ノ町へ犯罪捜査の爲出張した際被告数人と会食を共にしたとの疑惑に付ては別にのべる。

官報号外

昭和二十四年六月一日

○第五回國会　参議院会議録第三十九号（附録二）

（五）宮後検事

同検事は昭和二十一年十一月福島地方検察廳に着任し昭和二十三年一月平区検察廳に轉任し現在に至る。

同検事と北島との関係については同検事が福島地検に在任中単身にて居住し食事を福島駅前の廣瀬庵支店にてとつていたがその住居より往復の途中に北島の自宅があつたので時に北島方へ立寄り食事をした事もあり懇意な間柄であつたと認められる。

（イ）北島との会食関係について

昭和二十一年暮頃より昨年五月頃にかけて北島と二人で個人的に飯坂温泉青葉旅館に行き会食をしその代金を北島が支拂うた外余り他に会食の事実がないと北島は述べている。

此の会食に対して同検事より相当の返礼があつたと北島は述べている。

（ロ）事件関係について

昨年五月頃宮後検事の主任事件で太田七右ヱ門に対する経済違反事件について北島が同検事に対し寛大な処置を望む旨の依頼をした事がある外他に事実なしと北島は述べている。

（ハ）会食と事件関係

北島との会食は單に個人的な交際であつて事件関係については何等関連なしと北島は述べている。

（ニ）本年一、二月頃同検事の平轉任に際し北島、矢萩、森山耕三外等が発起となり後任の今野検事の歓迎を兼ねて福島市内福島クラブこと大亀に於て市内の有志三十余名を集めて歓送迎会を開催し、その会費の余剰約一万円を餞別として同検事に贈つた事実があるが之は恒例に依る儀礼であると北島は述べている。

（六）今野検事

同検事は福島地方裁判所判事を勤務して居たが昨年十二月検事に轉官し福島地方検察廳勤務となり本年九月盛岡地方検察廳に轉任した者である、北島は同検事が判事在職中昨年八、九月頃からの関係である。

（イ）北島との会食関係

同検事の新任歓迎会を宮後検事の送別会と兼ねて大亀において開催したことは宮後検事の項で記載した通りであるが其の外本年七、八月頃中野次席検事、毛利検事と外一名と共に北島が招待して飯坂の若喜へ行き会食したことがある。

其の外特に北島と私的に会食をした事実は認められない。

（ロ）事件関係について

本年五月頃井上正平に対する物價統制令違反事件につき同事件の主任であつた同検事に対し北島が寛大な取扱方を願ひたる事実はあるが同検事は返答をしなかつた旨北島は述べて居る。

（ハ）北島と同検事との会食並に事件関係について

北島と同検事が会食した事は前記の通りであるが此の会食は單に個人的なもので他に何等理由がないと北島並に同検事は述べて居る。

（ニ）同検事が知り居る中國婦人の件につき同婦人が職業を求め困難し居る事情に同情し同検事を通じて北島より昨年十二月、本年一月、二月の三ケ月に亙り金千円宛を同婦人に渡した事実はあるが之は同検事には何等関係のない事であると北島も述べて居る。

（七）其の他の検事

其の他福島地方検察廳に現在勤務し居る山本検事、高橋検事。松本検事、鈴木検事について北島との関係を聽取したが一、二回北島と公式の場合等に会食した事実があるのみで事件関係の事もなく或は住宅の斡旋を受けたりした等の事であつて中には着任早々で一、二回ロをきいたのみの者もあり何等特段の事項はなかつた、元福島地方検察廳に在勤した現平区検察廳國分検事及現若松区検察廳山口検事について事情を聽取したが之も前同様特段な事はなかつた。

（八）其の他の副検事検察事務官について

元福島地方検察廳に勤務して居た菅原副検事及早川副検事を初め検察事務官二十名余につき事情を聽取したが「北島との関係につき特段のものはなかつた、事件関係についての依頼もなかつた。」というのである。

（二）さて宮崎検事の右の如き調査報告中、事実認定において及びその價値判断に関し、当委員会として意見を異にするところを次にあげよう。

(1) 北島が福島検察廳職員と懇意になつた、経緯については、大体、宮崎検事の報告書通りと認められる。しかし、北島が検察廳職員と懇意にしたのは、右報告書の如く、單に偶然的な原因で、自然にそうなつたと認めることは甚だ疑わしい。北島は、飯沢検事正時代迄は、人目に立つ程検察廳に出入することもなく、職員と交際することもなかつたことは飯沢元検事正の言によつても北島自身の供述によつても明らかである。北島が福島検察廳に深く喰い入つたのは、実に清水検事正以後のことである。そして、その頃から、北島が福島検察廳職員と親しいことが人目をひき、自らもこれを吹聽宣傳し、ついには、今次検挙せられた如く事件の運動を種に関係者から金品の交付をうけるようになつたことを、愼重に検討してみるときは、北島は、かかる目的の下に、極めて巧みに検察廳職員との親交を深めるべく努力したことを否定することはできないのである。含むところあつて、検察廳に近づいたものと考えられるのであ

る。それは自然的親交ではなく、目的ある意識的親交であつたとみるのが常識である。勿論、北島の世話好きな親分肌の性格からすれば、当初からかかる意図があつたとみることも、かかる功利的意図のみであつたとみることも正当ではないであろうが、世情に敏感で、機を摑むに長けた彼としては、檢察廳と親交を重ねることが、彼の処世上有利であることを感じ、これを利用せんとの意図を生ずるに至り、漸次、かかる意図が主たるものとなつていつたことは否定できないであろう。

(2)　つぎに、北島と檢察廳職員との飲食関係についても、宮崎檢事の報告は相当疑問の余地あるものといわねばならない。

この点について、関係者の供述は極めて区々である。ことに、檢察廳職員側は、いずれも私的会食を否定している。だが、彼等のいう私的会食とは、自己と北島と二人きりで人目をはばかり内密に飲食することを意味している如くうけとられる。かかる意味での私的会食は極めて少いかも知れない。しかし、私的飲食とか交際とかは、かかる狭い限定されたものであるべき理由はない。いやしくも、檢察廳職員として公務上の儀礼、あるいは、公務員としての資格において行われる儀礼上のものでなければ、すべて私的なものといわなければならない。たとえ、それが、亡年会であろうが、歓送迎会であろうが、懇親会であろうが、多人数で公々然と行うものであろうが、やはり、私的なものである。檢事たる資格において行われる儀礼上の飲食ということと、檢事であるため招待してくれる飲食ということとは同一ではない。その会合なり、宴席なりが客観的社会的に眺めて、檢事という公務員が出席することが相当だと認められるときは前者であるが、檢事という資格がその席え出席することに関して正当な意味をもつていないときは後者である。例えば、防犯関係の会合であればそれがたとえ、料理店業者の会合であつても檢事が出席することは相当であり、その席上社会的儀礼と認められる程度の飲食を共にすることも正当なものといえよう。それは、檢事たる資格において出席するものである。これに反し、料理店の開業祝とか業者のその事業上の会合とかであるばあいは、たとえ、檢事正以下檢事全員が招待されて出席しても、やはり、檢事としては私的なものといわねばならない。このばあい、日頃、檢察廳の手数を煩わすからその感謝の意味というようなことで、檢事であるが故招待されても同じである。しかし、勿論かかるものが私的だから、すべて、不当だというのではない。それが、社会的に社交として是認せられるものならば差支えない。ただ、このとき、現代の経済的社会的狀勢と檢察官という地位とから、その制約が考えらるべきで、その社交の限度も業者間のそれや、経済的安易な時代のそれと同じであつてはならないのである。また、会食ということも、何も正式に会席臨が出るとか相当な御馳走であるとかに限定すべきでなく、廣く飲食と考えて、それが社交の範囲内として相当かどうかは別個に定めらるべきである。さて、檢察廳職員が「私的な会食」を殆んど否定しているのは、このように「私的会食」の範囲を、自己に有利に極めて限極してその限界にあてはまることのみを考えているためであるように考えられる。この限界を取除いてみれば、北島と檢察廳職員との飲食回数は相当多いのではないかと思われる。例えば、若喜別館の國分晋は、清水檢事正は四回位、大島檢事正、毛利檢事は十回位、中野檢事は多いときは日に七、八回であるといい、若喜本店の國分嘉米吉は、清水檢事正は一回、大島檢事正は一回、中野檢事は四回位とのべており、この若喜旅館の他、飯坂温泉の青葉旅館、花水館、その他の待合、福島市駅前の飲食店廣瀬庵等えも、しばしば、出入しているので、右供述の回数に若干の誤りがあるとしても、宮崎檢事報告の如く僅少なものとみることは、不当であろう。もつとも、檢事正始め中野檢事等が、これに対し、北島を招待したり物品をやつたりして、お返しをしていることは事実であろうが、そのお返しの額が北島よりうけた饗應の額に匹敵するものと考えることはできない。もし、これに匹敵するお返しをするとせば、到底今日の檢察官のうる収入によつてなしえないところであることは明らかであり、さればとて、北島、矢萩等の対当に交際できるだけの恒産をもつているという証拠はない。もし、北島がその都度自己のなす饗應に相当するお返しをされるときは、檢事の収入に鑑みて、饗應することを遠慮しないわけにはいかないであろう。勿論、たとえ、うけた饗應に匹敵するお返しをその都度したとしても、かように頻繁に饗應をうけることは、やはり、許されるべきではない。それは、現代の経済的社会的狀勢と檢察官の地位からみて、不相当であり、社会の疑惑を招くおそれがあるからである。たとえ、自己の恒産、自己の資金で飲食するばあいにおいても、程度の差こそあれ、同じ考慮が拂われなければならない。

(3)　つぎに、北島が、檢察廳職員に物品を贈つた関係について、宮崎檢事は、抽象的に極めて軽度にこれを認めている。

この点も、同檢事の報告は、抽象的表現方法を用いて「宴会の時には公定價にて酒を矢萩信二郎のところより世話したり時に生活必需物資の不足の折には他より都合をつける等」のことをしたというに止まる。抽象的について、必ずしも、不当とはいえないが、その表現より感ぜられる語感は、極めて軽微でとるに足らぬ如くである。しかし、これは大いに疑問である。具体的事実を詳述して始めて、これが、軽微であるか重要であるかが判断できるわけである。関係記錄や関係人の供述で明らかに認められるところは、(イ)味噌、醤油、野菜の有價又は無償による世話、(ロ)檢察廳を訪れるときしばしば行われた煙草の配付、(ハ)年末等における酒類の贈呈、(ニ)檢察廳下級職員に対するお歳暮としての現金若干宛の贈呈、(ホ)映画演劇入場券の贈呈又は貸與等があり、これをうけた者も、宮崎檢事の報告の如く、ひとり、中野檢事のみでなく、大島檢事正、その他数名の檢事に及んでいるのである。

る。これらの具体的な数量、金額は詳かにできないが、本報告書に記載した一切の事情を綜合して斟酌するとき、決して夥いものではなく、その全貌が明らかにされれば必ずや世人の批難を浴びる程度のものであると想像するに難くない。

これらに対して、相当なお返しをしていることも十分肯定されるところであるが、これも前同様の理由によつて、その批難を免れしめるものと認めることはできない。

(4) 北島が、検察廳職員に対して行つたその他の世話についても、宮崎検事は抽象的に認めているが、その語感がやはり軽きに失するものがある。

それは、(イ) 山本検事、高橋検事、鈴木検事の住宅についての若干の口さき、(ロ) 検事の着任、轉任の際の各種雑用の世話、(ハ) 検事の歓送迎会の発起その他の世話、(ニ) 清水検事正の鶏小屋の修理その他の雑用の世話、(ホ) 今野検事に関する中國婦人の世話等、極めて多種多様のものがあるようで、とくに、(ハ) 設宴のために酒肴の材料の入手等には非常に盡力しているようである。その具体的事実のことごとくを詳かにすることはできないが、極めて、微細なことがらに至る迄北島の盡力をうけていることは、十分に窺われるのである。そして、その全貌が明かとなれば、やはり世人より相当な批判をうけるに足るものであるといつても過言ではあるまい。

ことに、第一に、宮後検事の歓送会を主として北島の世話で極めて盛大に催おし、かつ、その餞別としての会費の残金約一万円を贈つたことである。北島はこれを「恒例による儀礼」であるとのべ、宮後検事もその当否についてふれていない。「恒例」というのが如何なる意味であるか明らかでないが、もし、検事の轉任に際しての恒例であるならば、決して、正当な恒例であるとすることはできない。福島地方以外で、果して、かかる恒例があるであろうか。否定せざるを得ないであろう。かりに、ありとしても、それを相当なりとして是認することはできない。検察官以外の一般行政官に関する恒例であるかも知れない。行政官に関しても相当な恒例とは称しえない。恒例でなく、宮後検事についての特例であるならば、かかる特例をなした理由如何、清水検事正その他の検事の轉任に際しては、かかる事例はなかつたようであるから特例とみるの他あるまい。だが、この特例がなさるべき理由として納得のできる事情は説明せられていない。ともあれ、検察官なるが故に、現代の社会状勢であるが故、かかる餞別は、世人の疑惑を招くに十分である。さればこそ、それは正当とはいえないのである。今日として、金一万円は多額とはいえないかも知れないが、今日の社会常識から考えて、検事が轉任に際し、民間人から一万円の餞別を受取つたということは、決して相当だとは感ぜしめないであろう。この社会感覚を忘れてはならない筈である。これに対し、今日に至るも、なお、何ら反省の色なき宮後検事の態度は、検察官として果して妥当なものなりや疑いなきをえないのである。第二に、今野検事の中國婦人問題である。今野検事は司政官として南方駐在中、恩をうけた中國婦人をその希望によつて日本え同行したが、同婦人の生活問題について、北島及び草野猛の盡力を仰いだのである。北島は、三、四月に亙つて月一千円の生活費を贈り、草野は飲食店開業資金を贈つたという。その動機は必ずしも明かでないが、今野検事の依頼によつて、同人が検事なるが故にかかる援助をしたということも考えられる。のみならず、この問題については種々な巷説をうみ、北島も世人に対し、今野検事の家庭的問題を解決してやつたとのべているということである。今野検事としては、極めて善意なりしものと想像されるが、その採つた手段が軽率であつたものとのそしりを免れえぬのではないかと思われる。第三に、中野検事の次男が、右草野や北島の援助で東京に遊学しているとの巷説がある。同人は帰福の際北島宅え出入し、千円の小遣いを北島から貰つたこともあり、東京では草野の娘宅に下宿している。そうしたことが噂の原因であるかも知れないが、下宿とか遊学とかについて若干の世話になつたり便宜をうけていることも想像できないことはない。その内容を明かにしえないので、今、その当否を判断できないが、世人の風評となるに至つた点より考えても、検察官として、何か考慮すべきことがらがあるのではないかと思われる。

(5) 北島と検察廳職員との親交の程度に対する宮崎検事の判断は、ただ「緊密に交際していた」といい、中野検事がもつとも親密で、結論として「不謹慎のそしりを免れない」と結んでいる。用語として、不当とはいいえないが、語感として全体を通じ軽きに失すると考える。その理由は、後述するところに譲るが、要約すれば、第一にこれらの親密の程度について、世人のみるところは相当強く、証拠があがらないのみで眞相は濳職関係があるのではないかとの疑いをいだき、ことに國分晋は「北島と中野さんの交際から見て殆んど一身同体のような感じがした」といい、交際の方法・程度・彼等の話題の断片、北島の日常の口吻をあげてこれが裏書としている。第二に、北島と検察官との交際と事件関係とが全く無関係だといいきることは甚だ疑問とせねばならない、ことを附言しておこう。

(6) さいごに、事件関係及び結びつきについて、宮崎検事は一、二の不当な事件処理をあげるのみで、他はすべて正当とし、ことに交際関係との結びつきについては、その判断が余りに個別的にすぎているの感なきをえない。さきにのべた本調査の基本問題にかかげた事情を前提として綜合的現実的に判断すべきであつて、個々の事件のみについて請託があつたか否かとか、交際関係を切離して個々の事件処理の正当か否かを判断することは、妥当な方法であるとはいえないであろう。

五、第五に、北島源一が福島地方検察廳職員に対し種々の陳情をしたり、関係者に対しこれらの運動をしてやるといつてその運動費もしくは謝礼名下に金品を受取つたことのある事件並に検察官のなしたその事件処理の当否について。

（一）北島が金品の交付をうけた関係事件

(1) 陽田永治　背任事件

被疑事実は、伊達湯田町長たる陽田は、他一名と共謀の上新制中学建築のため借受けた金八万余円を営林署駐在員宿舎として寄附する住宅建築に費消したというのである。毛利検事が主任として、昭和二十三年二月一日に受理した後同月下旬陽田本人を取調べたのみで、未処理の儘現在に至り、捜査遅延の疑いがある。北島は、この事件に関し検察廳え運動してやるといつて陽田から金品の交付をうけようとしたが、未遂に終つたものといわれているが、この事件について特別な運動をしたという証拠は見出せなかつた。そこで、毛利検事の証言によれば、本件は身柄不拘束の送致事件で犯罪の成否についても相当疑問があつたので勾留請求の手続はしなかつた、ところが、これに関連する告訴事件を警察で捜査中でありさらに反対告訴もあつたので、併合捜査しようと考えていたのである。そのうちに、緊急用務のため遺忘しているうち、今回の調査をうけるに至つた。しかし、本件について北島が関係していることも知らなかつたし、同人から何らの陳情もうけていない、ただ、今野検事が陽田と同級生であるという話は陽田からきいたことがある、というのである。従つて、右捜査遅延は、毛利検事の過失による忘失に基くものと認められ、その他、特に不審をいだくべき点はない。

(2) 太田七右エ門　物價統制令違反事件

被疑事実は、太田が、代用醤油約三十六石余を造つて、基準價格より約金三万五千余円を超えて代金三万六千余円で野寺にうり、野寺はこれを約九万五千余円で他にうつたというのであり、宮後検事が主任として、昭和二十二年五月受理して略式請求をなし、請求通り太田を統制價格超過で罰金一万円野寺を暴利行爲で罰金五万円とする略式命令があつて確定したが、その量刑及び罪名を異にした理由に疑いがある。

北島は、この事件に関し検察廳え運動してやるといつて、太田から現金五万円を受取り、宮後検事に対しては寛大なる処分方の陳情をしたといつている。そこで、宮後検事の証言によれば本件について北島より陳情をうけた記憶はないが、法律上も処理上も相当疑問の多い事件であつた、それは、その目的物が告示にいう代用醤油の規格にあたらないでしかも相当よい品質であつて、太田がうつた價格一升に付金十円は原價計算よりみても一般市販品と比較しても高いものではなかつた。太田は地方的名士であつたので、右の事情をも考え、事件の惹致をうけると同時に身柄は釈放した。しかし、取扱い量が多いため地方的に注目されている事件であつたので、太田の関係では、告示の代用醤油なりとして強引に統制價格違反とし、野寺の関係ではその点にはふれず利益が多すぎるので暴利行爲として起訴することにし、清水検事正と量刑に関し打合わせたところ、私は太田に罰金三万円、野寺に罰金五万円を主張したが、同検事正は双方合わせて合計五万円程度が妥当だろうというので、結局右の如く金一万円と金五万円とになつたのであるというのである。さて、第一に起訴罪名についてかように二律背反の形をとつたことは甚しく疑問である、もしそれ、眞に告示の代用醤油でなく統制價格を適用することができないならば、宜しく不起訴とすべきであり、統制價格が適用できるならば野寺に関しても同じ擬律があつて然るべきである、かように、二律背反の擬律をするときは、被告人や世人をして法の安定性に疑惑をもたせ、ひいては司法への信頼感を動揺させるおそれなしとしない。第二に量刑に関して相当の個人的誤差あるは免れないが、宮後検事の主張せる三万円と五万円の罰金が清水検事正の意見によつて太田のみ一万円に減ぜられたことと、北島が太田から謝礼を貰つて陳情したとのべていること、北島と清水及び宮後との前記関係を合わせ考えるとき、そこに、検察官の裁量の範囲内で正当な処理であるとの意識の下にかようにに変更せられるに至つたのではないかとの疑いを打消しえない。況んや世人にして右の如き経過を知れば、かような疑いをもつことは無理からぬところであろう。勿論、量刑の個人的誤差を考えるとき、右量刑の当否について、今日正当な判定を下しえない、いいかえれば、この誤差の範囲内にあることがらであるから、その量刑のみ独立して批判すれば何らの不正不当はないといえる。しかし、世人はこの量刑のみ独立して批判することなく前記の如き北島の介在した事情との関連で考えるのである。それが社会常識であることを忘れてはならない、そして、この社会常識の立場で、他より疑いを招くが如き事態に出でることは、やはり、検察官なるが故に責められるべきであろう。もつとも、本件に北島が介在していることについて、宮後検事も清水検事正も記憶がないといい、これを否定する証拠もないが肯定する証拠もなく、全般的状況から考えて疑いなきをえない。

(3) 本間弟五郎　物價統制令違反事件

被疑事実は、藥商である本間はレコード十五枚を統制價格より金七百八円を超過した代金一千二百八十円で賣つたというのであり、中野検事が主任として昭和二十三年九月受理し捜査の結果、統制價格が改訂されていて結局包装代一枚五円計金七十五円しか超過していないことが明らかになつたので同年十月末起訴猶予としたものであつて、処理上正当なものと考える。

北島は、この事件に関し前同様本間より金二万円を受取つているが、特段に検察官に陳情した記憶なしといい、中野検事も同趣旨の証言をしているので、あるいは、北島が検事室で一般的に多少陳情めいたことをのべたかも知れないと思われるが、それ以上の疑いはない。

(4) 竹山芳藏　物價統制令違反事件

被疑事実は、旅館兼貨物自動車業を営む竹山は、

ック、タイヤ二本を統制價格を金三万余円を超えた代金三万四千円で買い、米二俵を不法に自動車で運搬したものというのであり、毛利検事が主任として、昭和二十二年十一月受理して昭和二十三年二月に至り略式請求をなし、請求通り罰金二万円の略式命令があつて確定したが、疑いを招く第一の点は処理が後れた理由如何、第二の点は司法警察官の意見書によれば右被疑事実の他、タイヤ二本チューブ二本を米二俵と物々交換しておりこの点証拠上明らかであるに拘わらず、起訴状から除いて不問に付した理由如何、第三の点は量刑の当否である。

北島は本件に関し前同様竹山より金三万円を受取つているが、一般的な陳情のことは記憶ないが特に主任検事に陳情したことなしといい、毛利検事の証言によれば、本件について北島より陳情をきいた記憶のないのは勿論同人が本件に関係していることも知らなかつた、そして、第一に事件の処理が後れたのは前記米の物交の相手方である金子與左について警察で捜査中であつたのでその事件決定をまつて一諸に処理するため待つたものであるといい、記録調査の結果右事実を認めることができる。第二に米とタイヤの物交を不問に付したのは、他の検事とも相談したが物交自体としては價格違反ということはきかないし、食糧管理法違反の点については、相手方である金子與左が生産者でないので犯罪とならないと解釈したからであると弁明し、右意見は正当なものと認められる。第三の量刑の点について同検事は当初罰金五、六万円の意見であつたが他の検事の意見をきいて結局金二万円となつたものであるとのべているが、これもやはり量刑の個人的誤差の範囲内の問題であるからこれのみを切離して独立に考えれば正当だということになるが、他の事情を合わせ考えるとき前記(2)の事件同様の疑いを招くおそれは十分にある。

(5)　出岡友治郎　業務横領事件

被疑事実は、福島縣珪長石鉱業協同組合会計係書記である出岡は仙台商工局より配給をうけた石油五九四立その他を組合員に割当配給しないで統制價格を超えて他え代金六万余円でうり、内金五万円を組合経費に流用し残金一万余円は自己の用途に費消して横領したものというのであり、中野検事が主任として昭和二十三年六月受理して、捜査の結果事務理事の依頼で組合のためやつたものであつてその後自己費消分については弁償をしていることが判明したので、同月起訴猶予にしたものであるが、疑いを招く第一の点は、石油の配給統制及び價格統制違反について不問に付した理由如何、第二の点は、右の点について犯罪の成立を認めるとき、出岡を起訴猶予とし事務理事二瓶を嫌疑なしとしたことの当否である。

北島は本件についても前同様出岡より金三万円を受取つているが、一般的陳情についてはしたかしないか明らかでないが、主任検事にのみ特に陳情したことはないとのべ、中野検事の証言によれば本件について北島から陳情をうけた記憶なく、同人が本件に関係していたことは知らないという、しかし、本件は事務官に捜査を一任しその起案した起訴状を一見したのみであるから、石油についての統制違反が警察官の意見等にとりあげてなかつた関係上遺脱したのであるというが、その不注意に基くことは同検事の自認するところである。そして、この点について犯罪の成立を認めるとしても本件の処理については、やはり出岡、二瓶共に起訴猶予として差支えないとも思われるが今日となつては判断が困難であると弁明し、当委員会としても右は量刑の個人的誤差の範囲内のことがらで、これのみ独立に考えるとき右見解は必ずしも当を欠くものといいえないであろうが、前記同様の理由によつてその間北島の介在したこと及びそのことによつて無意識的な影響をうけているのではないかとの疑いを打消しえないものがあり、ことに世人をしてかような見解を生ぜしめたことは理由あることである。

(6)　井上周藏外三名　物價統制令違反事件

被疑事実は、井上正平につき釘合計約三九〇瓩を統制價格を約金二万五千余円超えた代金三万二千余円で買受し、井上周藏につき釘合計約五三〇瓩を統制價格を約金三万三千余円を超えた代金四万一千余円で賣買し、山田信太郎につき釘八六瓩を統制價格を約六千三百余円を超えた代金八千三百余円で賣り、渡邊吉郎につき釘一九〇瓩を統制價格を約金一万四千余円を超えた代金一万八千余円で買つたもので、その他四名共若干の不法所持があるものというのであり、今野検事が主任として昭和二十三年五月受理して井上周藏につき罰金五千円、山田信太郎につき同一万五千円、渡邊吉郎につき五千円の略式請求なし、請求通り略式命令があり確定した。ところが、井上正平に対しては公判請求をなし、懲役四月及び罰金二万円を求刑したが、罰金五万円の判決があつてその儘確定した。そこで、検事の右求刑に著しい不均衡がある如くであるがその理由如何である。

北島は、本件につき前同様井上周藏、山田信太郎、渡邊吉郎より現金二万円を受取つた他金一万二千円相当の饗應をうけ、中野検事及び今野検事に対して陳情をしたことがあるとのべ、今野検事の証言によれば、元來本件は四件で二件のみは同人が主任で、二件は中野検事が主任であつたが、中野検事が一諸にやれ勾留する程の事件でないというので、これに從つたもので、その間北島からも何か陳情をうけた。求刑については中野検事に相談の上定めたが、同検事の意見は井上周藏関係については軽すぎると思つたが、その儘やつたという。中野検事はこれらを否認している。結局、右量刑の外形的不均衡について何等合理的な理由がないことと、今野検事の右証言及び中野検事北島間の前記事情を合わせ考えるとき、中野検事が本件に関し、井上周藏、山田及び渡辺について何らかの陳情をうけたので、その裁量権の範囲内で寛大な取扱いをせんとし、今野検事に対しその量刑上の意見をのべたことから、かような不均衡が生じたのではないかと推測せられるのである。もし、然りとせば、検察官の職務執行として公正でないことは論をまたない。ことに、

その間、北島が新聞紙上に傳えられた如く飯坂溫泉等において、世人に対しこれら検事を己が意の儘にく使できるが如き言動をしたのではないかとの、疑いも濃厚である。

(7)　利根川平吉他一名　参議院議員選挙違反事件

被疑事実は、参議院議員油井賢太郎の選挙運動に関し買收費金二万円を受取つたというのであり、宮後検事が主任として昭和二十三年四月受理し、同年五月公判請求の上懲役十月及び八月の求刑があつて、求刑通りの懲役刑の他各三年間執行猶予の言渡があつて確定した。

北島は、本件について前同様利根川から現金二千円を受取つたが、検事に対して陳情したかどうか記憶ないといい、宮後検事の証言によるもこれに関し何等の証拠を見出しえない。しかし北島が一般的に陳情したであろうことは想像に難くない。宮後は、本件は聞込みによつて捜査をなし、由井本人にも違反があるという情報であつたので、非常に苦心したが確証をえない内に捜査打切の命令があつたものであるとのべ、特に事件処理に付て疑いを懐くべきものはない。

(8)　古市正夫他三十余名　賭博事件

昭和二十二年三月頃、北島の跡目を相続した古市正夫等三十数名に対する賭博被疑事件が検挙せられて、検察廳で捜査中に、北島が清水検事正に対し寛大な処分方を陳情し同検事正も被疑者等が眞に悔悟するならばこれを寛刑に処してもよいと了承して、北島の乞うが儘に、被疑者一同を法廷に集めて、北島の立会の下にこれに一場の訓戒を與え、北島の号令で悔悟を誓わせた後、すべて略式請求をして、請求通り全員罰金刑の略式命令があつてその儘確定したというのである。

古市正夫は福島市における テキヤの大親分で、その他の被疑者も多くはその身内であつて被疑者中には相当の賭博の前科を有する者もあるので、通常ならば常習賭博と判断すべき者も若干存することは、事件記錄の上で明らかに認められるところで、警察官の送致意見もさようになつているのである。そして他面、北島と古市とは親分・子分の関係にあつたものであり從つて古市の子分は北島の孫分の関係にあつたということができるのみならず、その後北島は被疑者の樋山七郎他四名から右斡旋の謝礼として金五千円を受取つているのである。しかも、北島と清水検事正とは、通常の儀礼的交際以上の親密さにあつたことは前述の如く疑いえないところである。

清水検事正は、刑事政策上本件に関しては寛刑を以て臨むが相当だと考えたがためであると陳述し、かかる意図も存したであろうことは想像できるところであるが、本件の求刑決定の事情について、元來、被告事件の求刑は主任検事が先ず自己の意見を次席検事に相談して決定するのが普通であり、稀に検事正にも相談することもあるのであるが、本件については、清水検事正は、自ら進んで主任検事を検事正室に呼び、自分で書いた被疑者の一覽表の氏名の上に〇や△をつけ、さまで重要でない立場にある被疑者の二、三につき、検事正「君、これは懲役にして、その他は罰金にしたらどうか」と話しかけ、主任検事「某々はそれよりも進に情狀が重いのですから、それを懲役にするのなら、某々等は勿論懲役にせねば刑のけんこうがとれません」と意見を陳べるや一考の後、検事正「君それでは全部罰金にしたらどうか」主任検事「そうすれば刑のけんこうはとれませう」検事正「それではそうし給へ」

そこで主任検事はこれを諒承して引きさがり次席検事にもその旨報告して同意を得たという事実のあつたことが本委員会の調査によつて明かとなつた。

同検事正は自己の考えた此の被告人等に対する寛刑を実現するため主任検事に対しとつた右のような処置及び右にあげたような各種の事情を合わせ考えるとき、清水検事正として北島の陳情があつたが故に、その顔をも立てんとの意図をも察知するに難くない。北島の陳情がなければ、清水検事正としてもかかる措置に出なかつたであろう。

さらに巷間傳うるが如く、北島が清水検事正より個々の量刑についても相談をうけたということは、北島の証言等より若干の疑いなきに非ずと雖も、まず、かかることはあるまいと考えられる。しかして、清水検事正が刑政上の考慮より特にかかる寛刑にその効果を期待するという考え方も若干理由あるところであつて、それのみを切離して理論的に吟味すれば必ずしも批難できないが、他面、そのことが北島の陳情に基因するもので同人の顔を立てるとの意味もあり、かつ、そのいずれにするも、北島との関係から眺めて、世人より清水検事正が北島に動かされたのであるとの誤解をうける虞れが多分にあつたのである。この点において、清水検事正の措置不当というべきである。

(9)　相良ナツ食糧管理法違反事件

被疑事実は、相良は白米約三斗を自家用として生産者より闇買したものというのであつて、山本検事が主任として、昭和二十二年四月受理して略式請求し、請求通り罰金四千円の略式命令があつて確定した。本件についても、前同様北島は相良より反物二反及び風呂敷一枚を受取つたが、検察官に対し特段の陳情をしたことはないとのべており、事件処理上不審な点も見出しえない。

(10)　中村豊八、樋口勘次郎、臨時物資需給調整法違反

被疑事実は、中村が樋口に対しモビール油二百立一本及び揮発油二百立二本を合計金三万九千円で賣渡したものというのであつて、松本検事が主任として昭和二十三年八月受理して略式請求をなし、請求通り中村に対し罰金七千円、樋口に対し罰金五千円の略式命令があつて、その儘確定したのである。

北島は、本件に関し前同様中村より現金四千八百円、樋口より酒一升及び西瓜二個を受取つたもので、これに関し陳情がなされた形跡はなく、事件処理についても不審なものはない。

(11)　原瀬浩平

被疑事実は、福島縣製麦工業組合役員である原瀬は、右組合のため、綴と木炭とを物々交換したものというのであつて、昭和二十三年五月受理して、同年七月及び十月に検察事務官が綴

疑者を取調べ昭和二十四年一月に至つて、中野検事が再調査の上嫌疑なしとして不起訴処分にしている。疑問の第一点は、検事処理が遅延した理由如何、第二点として嫌疑なしとしたことの当否如何である。

北島は、本件に関し前同様原瀬より現金一万円受取つているが、中野検事の証言によれば、第一に事件の処理が後れたのは捜査を検察事務官任せにしておいたためであるとして、その過失を認めている。第二にこれを嫌疑なしとしたのは、組合の目的からみて業務行爲ということもできず、営利の目的も認められないし、薪炭配給規則にも抵触しないので、犯罪の成立がないからであるという。記録上、右の見解は一應妥当なものと考えられるので、処理遅延の他不当な点はない。

(12)　宗像平八郎　物價統制令違反事件

被疑事実は、福島縣商業協同組合事務理事である宗像は、疊表合計七千五百余枚を公定價格の約二倍である代金合計百六十万余円で賣買したものというのであつて、北島は本件に関し前同様宗像より現金三万円を受取つたものである。

しかして、本件は昭和二十四年一月五日に至つて検察廳に受理されたもので、その間何ら不当なものはない。

(13)　國分嘉米吉　物價統制令違反

被疑事実は、若喜旅館を経営している國分は、米十一俵を闇買したものというのであつて、北島は右事件が検挙せられてから頻繁に若喜旅館に出入して事件に付運動方の依頼をうけ、ときには、検事と共に入湯にきたりしてその間現金で合計金八千円と酒二本を貰つた他、飲食費等も十分に支拂つていないと國分嘉米吉はのべている。

しかし本件は西海枝検事が主任として公判請求をして昭和二十二年七月罰金五万円の判決が言渡されたので、検事控訴があつて二審で懲役四ヶ月二年間執行猶予と変更されその儘確定したものであるが、その間事件の処理自体としては特に不審をいだくべきものはない。ただ、右の如き本件に北島が介在し検事と共に入湯にきている事情等を合わせ考えるとき、世人の疑いを招くおそれは十分にあつたものということができ、検察官としてもこの点に留意すべきであり、当時として注意すればかかる事実は予測できた筈である。この点においても、西検事正始め次席検事に責任なしとしない。

(14)　金子與左　食糧管理法並に物價統制令違反事件

本件は右(一)の(4)竹山芳藏事件の関連事件で、その被疑事実は金子が前後四回にわたり精米合計五俵を貨物自動車で東京へ運搬したもの他一件であつて、毛利検事が主任として昭和二十三年二月略式請求をなし、請求通り罰金十三万円の略式命令があつて確定したのである。そこで、本件につき世人の疑惑を招いたのは、中野検事が北島の陳情をうけ、未だ福島警察署で身柄拘束の上捜査中であつたにも拘わらず、金子の身柄を釈放させ、翌日事件を送致させたのはモミ消しのためではないかとの点である。

しかも、北島は、本件について前同様金子から金一万円を受取つているのである。中野検事の証言によれば、右事件は未だ福島警察署で捜査中であつたが、大体捜査を完了して一、両日中に送局になる状況であつた。その際、偶々北島、矢萩、森山等がきて、金子は六十七歳の老齢で病氣でもあるから不拘束で捜査して貰いたい、との陳情があつたので、調査してみたところ、事実病氣で岩永医師の診断書も差し出され、同人等よりきいた所では事件自体も大したものではなく送局になれば当然不拘束としてやるべきものと考えた。しかるに、偶々関連せる竹山芳藏事件の主任である毛利検事が不在であつたので、大島検事正と相談の上即日（昭和二十三年一月九日附）金子の身柄釈放の上一件記録を明十日午前中に送致せられたい旨福島警察署長宛に指導してその通りさせたものであるという。記録を調査したところによれば、右事実が裏書せられ、金子の身柄は釈放せられて然るべきものと認められるが、しかし、中野検事も自認する如く、全く捜査記録をみることなく、北島等の陳情により事件軽微にして釈放可なりとしたのである。結果において、事件処理に不当なしとしても、その措置甚だ不穏当なものといわねばならない。勾留の要否とか事件の軽重とかは、捜査記録を精読し被疑者の供述をきいて始めて判断すべきことがらである。それ迄は、捜査の直接担当者たる司法警察官のとつている処置の当否が判定できない筈である。北島等の一陳情を以て、司法警察官のとりし処置の当否を即断することは許さるべきでない。しかも、本件においては、福島警察署で金子の身柄を拘束するの要ありと認めて、その措置に出ていたのである。それが、不当であるかも知れないが、不当であると判断するためには右の如く客観的合理的な調査がなされなければならない。しかも、殆んど捜査完了して、事件送致直前の状況であつたとすれば、被疑者の病状が寸刻を争う程危篤でない限り、事件記録の送致をまち記録を精査してからでも遅くない筈である。もし、寸刻を争うならば、自ら福島警察署に出向いて記録を精査し、関係者より事情をきいてからなすべき筈である。こと、ここに出でなかつた中野検事の措置は、それ自体独立に考えても妥当ではない。通例の手続に從つたものといえないのみならず、その手続の合理性を納得させるだけの事由が立証せられなかつたのである。さらに、それが矢萩、森山、北島の陳情の結果として、なされたものであること、北島と中野検事との前述の如き密接な関係とを合わせ考えれば、その間、中野検事として本件がしかく軽微であるか否かとか勾留の要旨とかを調査する意図すらなく、金子の身柄釈放を命ずるに至つたのではないかとの疑いが濃厚ならざるをえない。勿論そこに職を抂げてまでとの意思があるとは思わないが、無意識的に北島等の陳情をその儘信用して、それ以上合理的調査をしようとの意思はなかつたのではないか、との疑いを打消しえない。結果において偶然不当でなかつたにすぎず、その主観的なものにおいて十分責められるべきものがあつたものと考えられるのであ

る。世人が、これを事件のもみ消しとの疑惑をいだくのも、洵に宜なるかなといわねばならず、中野検事として検察官のなすべき注意を盡せば、右の如き疑惑を招くであろうことは当然予期できた筈である。次席検事として、拂うべき注意を怠つたとの批難は到底免れ難いところである。

（二）北島の関係せるその他の事件

(1) 渡辺留吉　賭博事件

昭和二十三年二、三月頃北島の義弟渡辺留吉等の賭博被疑事件につき中野検事が家宅捜索の令状の有無に関し、北島の問合わせに接し自宅に福島市警察署員を招致して北島の面前で同署員を詰問したというのであつて、その外形的事実は宮崎検事の調査報告にも認めるところである。

中野検事はつぎの如く弁明している。当時、北島が検事室にきて、福島警察署員が同検事の指揮だといつて夜半令状もなく渡辺留吉の家宅捜索をやつたが、眞実かかる指揮をしたかと問合わせてきたので、自分はかかる指揮をした記憶もなく令状請求をした記憶もなかつたので、係署員を検察廳に招んだが、自分の退廳迄に來られなかつたため官舍へ訪問するというて先方から來たのである。そして、事情をきいてみると正式に令状が出ているもので、自分が事務官任せにしていて忘れていたものであることが判つたのであつて、詰問したわけでもなく、その署員が面目を失したり感情を害したこともない。北島は偶々そのとき自分の官舍へやつてきたのであつて、自分がわざ〳〵呼んだのではないという。この弁明は、執務時間後官舍において事情をきいたこと、北島が同席していたこと等の点が通常の事態ではなく、不自然であつて若干信用でき難いところがある。その意図は、右弁明の如く善意であつたと推測できるが、係署員を官舍へ呼んで北島のいるところで事情をきいたとの点は、中野検事としても意識していたところで、偶然しかくなつたのではないように疑われる。少くとも、かかる状況で検事としての職務上の行爲を行うことは、それ自体としても妥当でないことは多言を要しないであろう。けだし、時間的、場所的にも、方法においても、通常の事態とはいい難く、しかも、かような異例の措置をとらねばならない合理的な事由も見出せないので、ときとして、相手方警察職員や世人の疑いを招く虞れがあるからである。それに加えて、渡辺留吉と北島との関係、北島の申出によつてなされたこと、北島と中野検事との交際関係等より考えれば、その間にたとえ職を拜けるとまで、ゆかなくとも、北島の申出であつたからこそ中野検事もこれに應じて右の如き措置に出たものであつて、他の者の申出であつたならば、これを一蹴するか少くとも電話で照会する程度に止めるであろうことは想像に難くないのである。従つて、かかる個人的な関係で、職務行爲が執行されるということ自体が、既に検察官として實めらるべきであるといわねばならない。

(2) 半澤某対齋藤某間の賣掛代金不拂事件、本件は、單に私人間の商取引事件であつて、齋藤が他より委託をうけた毛皮を半澤にうつたところ、その代金額に大きな錯誤があつたので、齋藤としては委託者よりこれを責められて、半澤から取戻さんとした。しかるに、半澤は一旦買つた以上は理由の如何を問わず返すことができないということから爭いとなり、齋藤は右毛皮は一時半澤え預けたのみであるから返却せられたいという内容証明郵便を出した。これを半澤が憤り、北島に相談した結果、北島が直ちに中野検事に話し同検事は齋藤を検察廳に招致して、検察事務官をして調べさせたというのである。かくて、中野検事が北島の請託をうけて單純な民事問題について、職権を濫用してその解決方を強要したとの疑惑を招くに至つたのである。

中野検事は、右事件に介入したのは民事問題とはいえ、脅迫か詐欺かが潜在しているのではないかとの疑いもあり、國民の声をきくという意味もあつたので、これを取上げたが、一切の手続は検察事務官に一任したから詳しく知らないと証言している。しかし、宮崎検事の調査結果によれば、当時中野検事は相手方の齋藤を検事室に呼び、北島の面前でやや威圧的な態度に出た後検察事務官に取調べを命じたと、齋藤は供述しており、これらの記録を調査するも、右事件は全く單純な民事事件であつて、強いて考えれば半澤の方で高價な毛皮を現実に占有していたわけであるから、むしろ、同人の側に何らかの不穏当なものがあるのではないかと考えられる。しかも、本件の取調について、刑事事件として立件する手続もとつていない。それ故、中野検事が本件に刑事事件が介在するかも知れないとの疑いをいだいたという弁明は相当疑わしいものと考えられる。もしそれ、國民の声をきくためであるとしたならば、その方法は果して妥当であろうか。聽訴室の如きを設けるとか何らかの方法で、事件の捜査とは何の関係もないことであることを関係人に明らかにすべきである。かりに、かかる方法をとつたとしても、單純な民事問題に付て、申告者のみでなく相手方をも呼んで積極的に解決を図るというが如きことは、検察官の職責としては行き過ぎであり、ことに、北島の介入しているばあいには関係者の疑いを招くに至ることは当然予期せねばならないところである。かかる意味において、中野検事が本件について、とつた措置は検察官として不当であると論断せざるをえないのである。

(3) 安田喜治吾　傷害事件

本件は、安田（当時十八歳）が飲食店で取締りのためにきた巡査部長に因縁をつけ、茶椀を投げつけてその額面に傷をつけたため、昭和二十二年六月三十日検挙せられて、同年七月四日公判請求があり、求刑懲役十月、三年間執行猶予の判決をうけその儘確定したのである。しかして、その間、検挙と共に拘束せられたが、同年七月十五日公判終結と共に保釈となつたのである。

ところが、右安田は北島の跡目を相續した古市正夫の乾分であるが、北島が古市に頼まれて清水検事正に対し身柄の釈放方を陳情した。しかるに、同事件の主任たる山本検事は事犯の性質悪質であるから、弁護人の保釈申請に対し、これに

不許可意見を付するのが相当であると考えていたが、清水検事正より許可意見が相当であるからとの指示があつたので不満ではあつたが、許可意見としたというのが山本検事の供述である。同事件の記録を精査してみるに、保釈の許否とか執行猶予の当否は、裁量権の個人的誤差の範囲内に属する事項と考えられ、その当否はいずれとも決し難い。しかし、問題は、清水検事正が北島から陳情があつたので、山本検事にかかる指示を與えたのであつて、北島以外の者の申出であればかかる措置に出ることはあるまいとの関係が推測されることである。もし、然りとするならば清水検事正のとつた措置は果して妥当であろうか。かようなばあいには、やはり、個人的陳情によつて職務を左右したものというの他ないであろう。たとえ、それが職務を拒げるのではない、すなわち、不正ではないとしても妥当な職務執行とはいえない。それは、勿論他からの陳情をうけた以上は、正当な職務執行をしても非難をうけるというのではない。監督官たる検事正として、山本検事の措置が当否いづれとも定め難いばあい、たとえ、裁量権乃至監督権の範囲内とはいえ、右のような個人的陳情によつて、これに副うような職務執行をすれば、――結局、陳情がなければなさなかつたであろう職務行爲を、陳情があつたが故になしたことになるからである。しかも、この陳情は全く個人的なもので、かつ、同検事正は前記の如く現代の社会的経済的狀勢から考えて、北島との間に世人の誤解を招くのも無理からぬ程度の懇親な関係があるからである。

(4)　土湯事件

福島縣土湯温泉における有力者佐藤一也と阿部高治との間に生じた紛争に関し、種々の刑事事件を生んだが、北島は佐藤に加担し、阿部を威迫するため土湯より今野検事に電話をかけて、関係者のきいているところで今野検事に事件のことを依頼して、検察廳の職員は自己の意の儘になるかの如き氣勢を示したという風評があるのである。

北島はこれを否認し、今野検事もかような噂はきいたが、検察廳で北島から電話をうけたことはないし、自宅へきたことがあるようだが、自分は不在であつたとのべているので右事実を認めることはできない。北島が他人に威勢を示すため一種の詐術を弄したのではないかと疑われるが、かかる詐術をも世人に信ぜしめうる程度に、北島が平常から検察廳職員と親しくしていたことは十分に窺われるところである。

六、第六に、矢萩信二郎、森山耕三久及び紺野良吉と福島地方検察廳職員の関係について

(一)　この関係について、宮崎検事の調査した結果は次の通りである。

(1)　矢萩信二郎と福島地方検察廳との関係

矢萩信二郎も北島同様昭和二十二年六月福島地方検察廳の司法保護委員に任命せられたが同人は多忙な業務を持つて居り検察廳に出入することも極めて稀であり僅かに自宅へ公式の会合として忘年会、新年会等に一、二回全検事を招待した程度であつて同人と検察廳との関係は極めて薄いし事件について依頼をしたことも無い。

(2)　森山耕三久と福島地方検察廳との関係

同人も矢萩同様司法保護委員に任命せられたけれども多忙な業務の爲司法保護の関係以外個人の用事にて検察廳へ出入したことは殆どなく事件関係についての依頼を爲したることもない。唯検事が数回同人宅へ出入して簡単な御馳走を受けた事があるのみで同人と検察廳の関係は極めて薄いものである。

(3)　紺野良吉と福島地方検察廳との関係

同人は、裁判所又は検察廳関係では何等の公職もなく、全く無関係で、ただ同人が福島市消防團長その他の要職にある関係上、公式の席上等において検事正その他の検事と若干顔を合わせたことがあるにすぎない。

(二)　以上宮崎検事の報告についても、北島のところでのべたと同様な批判なきをえない。

飲食関係その他の交際関係については、矢萩、森山は相当親密なものがあつたことを窺うに足る証拠は少くない。ただ、北島程でないこと、事件関係は殆んどないことは事実である。

しかし、ここで、その詳細をのべることは省略し、結論として、ここにも、巷説として種々なるものが流布されており、その眞相が明白となれば、やはり、世人の批判をうけるに値するものが若干あることを指摘するに止めよう。

七、第七に、今回の北島事件に関連して新聞紙上に発表せられた福島地方検察廳の事務取扱について疑惑ありと指摘せられた事項について

(一)　今回の北島問題に関連し、種々新聞紙上に福島地方検察廳の事件処理とか検察官もしくは裁判官の非行等について、世人の疑惑をうけているが如き記事が載つたが、この点につき仙台高等検察廳宮崎検事の調査結果は、大体妥当なものと認められる。宮崎検事の調査報告次の如し。

(1)　食糧営團の覚書違反関係事件の処理について、

新聞紙上に今野検事談として同検事の主任であつた食糧営團の覚書違反事件につき後任の毛利検事が其の処置につき不当なものあつた旨の記載があつたので此の事実について調査をして見た。

一言附加して置くが今野検事に右の如き新聞談話を発表したりや否やを調査したところ同検事は発表したることなしと云う事であつた。

此の事件について毛利検事に事情を聽取したところ今野検事の調べによれば食糧営團の自然退職金の超過額は五一一〇、〇〇二円であつたが其の後毛利検事の計算に依ると二、一九八、六一九円九〇銭の超過であつて此の誤算を生じたるは支給すべき算出基準と給與規定改正前の算出基準との差額に相違があつたものと認められ且右事件は昭和二十三年九月十四日附検秘第一二八七号で不起訴処分の裏請を爲し居り未だ終局の処分を爲し居らず新聞に発表せられたる如き故意に超過額を減少し不起訴処分に附したとの事実なしと毛利検事は陳述して居た。

(2)　福島地方検察廳に布團の横流事件ありたりとの記事について、

大和田事務局長の供述及び大島検事正よりの顛末の報告に依ると森山耕三久より同人の経営する森山砂利会社において青少年の不良

者釈放者等を收容する意図の下に福島縣信夫郡松川町に水穴寮（仮称福島司法保護会）を設け右寮に必要な寢具類の入手方を交渉せられて法務総裁宛に願書を提出下附の指示を受けたもので一部を水穴寮に交付し殘十五組を檢察廳の倉庫内に確保してあることが判明し其の間何等の横流しの事実のない事が判明した。

(3)　若松市長選挙違反事件に関する件。

本件三月二十八日若松市長選挙に際し当選した現横山市長派の違反の事実ありとの英文の投書が軍政部にあり右軍政部の命により毛利檢事が捜査に若松市へ出張をした。四月二十四日に出発五月七日頃に帰廳したのであるが其の間檢察事務官三名、警察署員等を督励して事犯の捜査をしたのであるが遂に其の確証を得ずして引揚げる事になり其の引揚の前二晩に亙つて紺野良吉の招待した二回の宴会に出席をして居る。

一晩は東山温泉の原滝旅館であり次の晩は若松市梅屋敷旅館であつた。

此の宴会は共に紺野良吉の招待にかかるものであるが右紺野は警察の調べによると選挙違反揉消しの爲に策動をしたものの様であるが現在その確証がない。

毛利檢事が右の宴会に二回出席したのは紺野とは福島市において顔見知りの間柄であり且つ同行の鈴木一事務官は紺野と小学校の同級生であつた関係上偶々誘はれて出席したもので他に何等の意味はなかつたと弁解をして居り同行の檢察事務官の陳述、紺野良吉の陳述も同様になつて居る。

(4)　投書による原町における捜査事件について、

本年七月六日毛利檢事は事務官二名と共に福島縣原町に出張し吉岡隆壽、荒川銀太郎等の告発にかかる原町町長渡辺敏等に対する横領等事件の捜査に出張し八月一日迄滞在していたが帰廳の前晩宿舍なる喜多屋旅館において公安委員、自治署長等発起にかかる宴席に列したが其の席上に被告発人なる原町々長も出席して居り且帰廳に際して酒三本を土産に貰うたと云う投書があつた。

右事実について渡辺敏、荒川銀太郎につき聽取すると共に毛利檢事に対しても其の事実を調査したが渡辺敏の陳述によれば前記の宴席に顔を出したことがあるも、之は公人として儀礼上参加したに止り他に何等の邪心なく且酒を贈りたることなしと述べて居り同檢事の陳述も之に符合して居つて他に投書事実を認めるに足るものがなかつた。唯毛利檢事が長期に亙つて出張捜査をしたに不拘その後現在に至る迄約四ヶ月経過し居るに拘らず未だ終局の処分をなさざりし爲告発人が疑惑を持つたものであつてこの点稍〻妥当を欠くものがあつたと認められる。

(二)　ここに、福島地方裁判所西村康長判事補のことを附加しておこう。

同判事に関しては、屢〻業者の饗應をうけ、事件に関してその請託をうけているとの風評があつたのである。しかして、調査の結果によれば次の如くである。同判事は昭和十八年八月十五日より福島地方裁判所の判事をしているが、数年前より偶然のことから、青果業を営む瀬戸某及び伊勢某と知合い、互いに親交を重ねて、爾来数十回に亙り私宅を訪問しあつて飲食を共にし、果物を貰つたり、東京よりの土産を贈つたりする交際をなし、飯坂温泉においても前後六、七回飲食を共にし、事件に関しても数件相談をうけたことがあるがいずれも正当なものであると同判事はのべており他の関係者は大体同様に陳述している。そして、同判事ののべるところでは、自分としては福島に親戚もないので、当時、調停委員や司法保護委員をやつていた瀬戸は人格も非常に立派であるから安心して、親戚同様に交際するに至つたもので、家族同士も相互に親しくゆききしているのであるから、右のような交際のあるのは当然であるし、また、そうした親戚同様のものから事件のことについて法律上の相談をうけることがあるのは自然のことで、何ら自分の取扱い事件について請託をうけたものではないというのである。

そこで、次の如き疑いがある。第一に、飯坂温泉で飲食を共にした内二回は、青果物関係の業者の会合であつたことである。同判事は偶然かかる会合に顔を出すに至つたものであるとのべているが、一体、純然たる親戚交際として飲食を共にしているものが、かかる会合に出席するということは不可解である。西村判事の飲食代金はその会で支出しているようである。かかる会合のある際西村判事を飯坂温泉へよんだのは、何らかの特別の意図があつて、ただ、表面上故らに偶然を装つたのではないかと考えられる。業者としては当時経済係を担当していた西村判事に面識をえておけば、将来何かの際に便宜であろうという位の意図があつたことは否定できないであろう。今日、民間人が官吏に接近する動機の多くはそうであり、しかも、かような関係が種々な職務上の請託のきつかけとなることが多いのである。西村判事としても、業者のかかる思惑を察知できない筈はなかつたであろう。ただ、形式上偶然的であり、そのときとして特別な利害関係もなく、瀬戸との個人的関係があるということから、慢然差支えなしとしたものと推測できる。しかし、かかる思惑をもつているであろう業者間の会合に、特別な理由なく判事が出席することは決して妥当ではない。第二に、西村判事について社会の風評が相当大なることを考慮してみなければならない。同判事は、福島で長年経済係をしているため怨恨をもつ者もあり、その投書であるというが、今野檢事の証言によつてもかような風評があることが認められるし、宮崎檢事の調査によるも、単に一部の者の故らにするデマではなく、ある程度噂と称せらるべきものであることが窺われる。果して、然らば、一体かような噂がある根拠はどこにあるのであろうか。西村判事のいう如く、単に怨恨をいだく一部の者の言によつて、しかく、比較的廣範囲にわたつて風評が生ずるであろうか。今日、その眞相を明らかになしえないが、何かその噂を生むに足る事実があるのではないかと考えられる。瀬戸及び伊勢との交際の程度も、西村判事等ののべるより、相当頻繁であり派手なものではなかつたかと想像されるのである。

されて然るべきだというが、かかる考え方は果して妥当であろうか。一体、親交の度を重ねたから親戚同様の親しさを感ずるようになつたのであつて、その親交の度を重ねたことの当否が問題視せられるばあいに、その結果として生じた親戚同様の親しさにあるからということを理由とすることは背理ではなかろうか。親戚であるとか、学友であるとか、隣り同志であるとかいう関係が原因となつて親交を重ねるばあいにはそのことは理由となるであろうが、かかるばあいでもその前提の関係の性質とか濃淡によつて、その親交が社会的に納得のできるものかどうかが批判されるであろう。しかるに、西村判事の如く、親交を重ねて親戚同様に交際しているから、その交際は正当だとすれば、ことやしくも、職務上の請託関係がない限り裁判官としての言動の不謹慎が責められるべき余地がないこととなるであろう。そのばあいでも、やはり、社会的客観的にみて、時代と場所とその人の境遇との相関関係において、その交際にも守らるべき限度があるといわねばならない。そして、西村判事のばあい、この限度を越えたが故に世人の疑惑を招いたのであり、世人の疑惑を招いているということはこの限度をこえていることを示すものというべきであろう。従つて、西村判事の如く、虚心に世人の批判をきいて反省するの謙虚さなく、括然として我ひとり正しとするが如き態度は、決して正当なるものではない。

八、第八に、今野検事に関する瀆職容疑告発事件について、

（一）本件については、当時、中野次席検事が捜査して報告書を提出し、収賄罪は成立しないがその行動は検察官として甚だ不穏当であるとして、今野検事は盛岡地方検察庁に転任させられたものである。しかるに、今次北島の問題に関連して、右捜査及び行政処分の当否が疑われたので、仙台高等検察庁宮崎検事においても、当委員会においても再調査をしたのである。

そして、疑惑の中心となつている点は次の如し。

(1) 今野検事は福島県石城郡江名町江名漁業会、同郡小名浜町小名浜漁業会に対する魚類の物価統制令違反被疑事件の捜査に当つていたが、昭和二十三年五月及び八月平市に出張した際、前後四回に亘つて料亭等において右各漁業会関係者から事件を寛大に処理せられたい意図の下になされるの情を知り乍ら酒食の饗応をうけ

(2) 今野検事は福島県平市の丸公市場の物価統制令違反被疑事件を捜査のため昭和二十三年八月平市に出張した際前後二回に亘り料亭等において、右事件に関する情報提供者から事件を自己等の有利に処理せられたい意図の下になされるの情を知り乍ら饗応をうけたものであるというのが告発事実である。

（二）しかして、宮崎検事の調査報告の要旨は次の通りである。

左記

第一、饗応を受けた者

福島（現在盛岡）地方検察庁検事　今野　佐内

同庁検察事務官　大和田京四郎

藤田　眞一

第二、饗応の事実

一、㊀磐城海産物市場関係㊁磐城海産物市場検挙の動機は平市に於ては卸売業者を以て組織する右㊀市場と小売業者を以て組織する㋹平海産物共販組合とがあつて相対立し一方政治方面に於ては鈴木市長の一派と関口代議士の一派とが抗争し鈴木市長は平市内に於て大衆的勢力を占める㋹共販組合をその勢力下に置いて居たものである。而して㊀市場の常務理事松崎喜一は同組合理事長坂本直吉、専務理事伊藤弥兵衛の所為専横なりとなして予てその排斥を策して居たところ偶々押収闇魚の取扱によつて得た利益金の寄附問題に端を発して闇魚の取扱に不正ありとなして、その内情を鈴木市長の一派に属する公安委員矢吹大一郎を介して検察庁に摘発するに至つたものである。斯様な事情から今野検事が該㊀市場の不正を捜査の為本年八月二日平市に出張するや先ず右矢吹、松崎及び㋹共販組合配給主任鈴木幸平の三名を末廣旅館に呼出して取調を開始したのである。

(1) 八月二日夜平市谷口料亭に於て今野検事は大和田、藤田両事務官と共に

平市公安委員　矢吹大一郎

の招待を受けて出席し饗応を受けた其の席上には

㊀市場常務理事　松崎　喜一

㊀共販組合配給主任　鈴木　幸平

も出席していた。

右饗応については矢吹大一郎は今野検事一行に対して敬意を表した迄であつて他意ないと陳述している。

(2) 同月五日夜平市大貞料亭に於て今野検事は大和田、藤田両事務官と共に

鈴木市長　三男医師　鈴木　正男

の招待を受けて出席し饗応を受けている。其の席上には

（前出）　矢吹大一郎

（同）　松崎　喜一

等も出席していた。

右の饗応については鈴木正男は当夜矢吹方の建前の祝に出席し酔余今野検事を訪問し偶々大貞料亭に誘つた迄の事であつて他意がなかつたと陳述している。

二、小名浜町漁業会及江名町漁業会関係

右両漁業会に対する物価統制令違反事件は孰れも本年四月二十四日の逮捕状及び押収捜索令状請求に始まり今野検事は五月四日より十八日迄小名浜町所在「なるこ」旅館に滞在して捜査に当り、その後捜査は中絶の状態にあつたが八月十九日福島地方裁判所に公判請求となつたものである。

(1) 五月八日江名町氏神祭典の当日今野検事は藤田事務官と共に杉田松太郎の案内を受けて江名町に赴き杉田の懇意なる大森屋旅館に於て饗応を受けたのである。

之は当日偶々日曜であつて杉田の懇意にしている大森屋旅館より祭礼の祝に招かれたので今野検事一行を誘つた迄の事で他意なしと杉田は述べている。

(2) 同月中旬頃小名浜町松葉料亭に於て今野検事は藤田、菅野両事務官と共に小名浜漁業会理事比佐政種の饗応を

受けて居るが当日は小名浜町警察署長宅に於ける招宴に続いて、その列席者二人が催した二次会の謝礼として比佐が催したものであつて今野検事一行に対する漁業会の饗應とは認め難い。

(3) 八月四日夜平市料亭「のんき」に於て今野検事は

（前出）杉田松太郎の招きを受けて饗應を受け其の席上に偶々江名町漁業会理事　金成　徳治も同席したが之は杉田が悪意なる右「のんき」亭の碁打の疲れをなおす爲に同検事一行を招いたところ偶々右金成と一緒になつたものであつて何等他意なかつたと杉田は述べている。

(4) 八月六日平市料亭田毎に於て今野検事は藤田、大和田両事務官と共に小名浜町漁業会長

御代亀太郎
計理士　桑原　徹

の招きを受けて出席し饗應を受けたが其の席上に

（前出）杉田松太郎も同席している。

之については今野検事は右桑原計理士と友人であり同人の招待により出席した迄であると述べている。

三、その他飯坂温泉に於て杉田松太郎より饗應を受けたことが二回あるが職務に関係あるものと認める嫌疑十分でない。

告発状記載の八月三日湯本温泉旅館山形屋に於て小名浜町漁業会長御代亀太郎等の饗應を受けたとの事実は認められない。

第三、批判

以上の如く今野検事が平市㊙海産物市場の不正事件捜査の爲出張して其の事件摘発者、即ち㊙市場の市場の反対者側より饗應を受けて居り、又小名浜江名両漁業会の違反を捜査して其の事件の処分未済中において其の被疑者等の属する漁業組合の幹部より饗應を受けて居ることは事実である。併し乍らこれ等の饗應者等より事件に関して、何等かの依頼を受けたと云う事実については之を認める証拠が無かつた。然れども、今野検事の右の如き事実は検察官として不穏当であつて、検察の威信を毀つけること甚だしいものがあると云はねばならぬ。

次に、藤田、大和田両事務官等も、今野検事の右不穏当な行爲を是正せんとせず慢然、之に追随して饗應を受けたことはその責任において軽からぬものがあるが、単独にて饗應を受けた事実はない様であるからその点酌量の余地がある。

尚杉田松太郎なる人物について記載をして置く、同人は今野検事が小名浜に出張した際、偶々同じ旅館に泊つて碁を打つたことから同検事と懇意になつたものであつて、同人は世話ずきな性格上終始同検事に接近をして居たものと認められる。

今野検事が八月二日平市に出張した際も、杉田は其の世話ずきな性格上、同検事を旅館に案内して常に訪問して居た爲、世人より種々な疑惑を受くるに至つたのであるが、同人は単に好意上今野検事の許を訪れていたに止り、其の間漁業会との連絡若しくは同検事に対する特別の意図で接し又は饗應をしたと云うことは認められなかつた。

第四、杉田松太郎の経歴

杉田松太郎は本籍地奈良縣に生れ、同地の中学二年修了の後二十七歳迄右本籍地で農業をして居たが、昭和四年頃に平市に轉住し常盤炭鉱購買部に賣薬を販賣し、その傍ら東邦産業株式会社（一般炭鉱業員に繊維製品の配給を営む）の取締役を勤務して居り、月収合計一万五千円位で生活は樂な方である前科等なし。

尚四、五年前より平区検察廳へ時々出入し同廳勤務であつた検事等と顔見知りの程度であつた様である。

第五、今野検事より本件告発者鈴木傳明に対し、福島地方検察廳へ本件に関して名誉毀損誣告の告訴状を提起した。

第六、本件において問題となつた江名町漁業会金成文平、吉田義に対する物價統制令違反事件は八月十九日福島地方裁判所へ公判請求、小名浜漁業会出荷部長馬上庄司に対する物價統制令違反事件は八月十九日同裁判所へ公判請求、目下夫々審理中であり、㊙岩城海産物市場專務理事伊藤彌兵衛、伊藤義人に対する物價統制令違反事件は、十二月一日平支部検察廳において不起訴処分（嫌疑なし）になつた。

(三)　以上宮崎検事の報告は大体妥当なものと考える。

しかし、第一に、饗應と事件との結びつきについての判断に関し、北島のところでのべたと同様な批判を免れない。個々の事件、個々の饗應を切離して考えれば、明示の請託がない限りは正に宮崎検事の判断した通りであろうが、これを現代の社会的経済的状勢との関連において綜合的に考えれば、饗應者の意図において、しかく清純なりしものと断定することはできない。何らか、そこに事件と結びつけて今野検事をして無意識的にでも、自己に有利に事件を処理せしめんとする意図があつたのではないかとの疑いを打消すことはできない。検察官としての経験の薄い今野検事としては、その点に氣がつかなかつたかも知れないが、少くとも、相当の体験をつんだ検察官としては当然かかる疑惑を懐かねばならないところである。従つて、単に「検察官として不穏当」だというに止まらず、さらに、大なる責任を負うべきものがあるものと考えられる。第二に、杉田松太郎の行動に関しても、「単に好意上」のものであつて、「特別な意図」があつたものではないと断定しているが、この点も、しかく断定することは、訴訟上「証拠がなければ事実なし」との観点ならばともかく、行政上の責任を問題とするばあいには前同様の疑いを免れないのである。第三に、今野検事が昭和二十三年八月平市へ出張するに至つた経緯について、不明瞭なものがあることを指摘せねばならない。大島検事正の証言によれば、昭和二十三年春、軍政部の指示で漁業会関係の経済事犯の一齊取締をやつた結果について、検事処分や求刑に不公平なものがあるから再調せよというので、これが調査のため出張するとのことで許可したという。しかるに、今野検事はこれより先に、丸公市場事件について、その反対側である矢吹公安委員より情報をうけ、その捜査方について陳情をうけて、平市へ出張して後もまずこの事件を捜査しているのである。今野検事は大島検事正にその事情を話して出張許可をうけたと証言しているので

ある。当時の出張許可簿によれば、今野檢事の証言の如く記載されているので、この点出張に際し、今野檢事が口頭で大島檢事正に対し同檢事正ののべる如く陳述したのではないかとも考えられるが、ともかく、出張許可簿に正式に右の用件が記載されている限り大島檢事正の記憶違いと認むべきであろう。しかし、丸公市場事件は特別な事情がない限りは、当然平区檢察廳の宮後檢事において担当すべき事件であるのを、何故に今野檢事が担当したのか、殊更に今野檢事に担当させる必要があつてやらせたのならば大島檢事正にその記憶がある等である等の点において、明白になしえないものが残つている。第四に、宮後檢事が平市において世人の疑惑を買つているため、丸公事件の公正なる処理が疑われたのではないかという点である。このことは、今野檢事も鈴木市長の言としてのべておるところで、現に今野檢事の捜査中押收に赴くべき時刻が事前に相手方の丸公市場に洩れたといつている。さらに、福島縣國家地方警察の本田捜査課長の言によるも、宮後檢事の平市における言動に不審なものがあるというのであつて、前述の宮後檢事と北島との関係等から推して、右の如き言辞をたやすく排斥することができないように考えられる。從つて、今野檢事の右遊興が問題化した後、丸公市場を宮後檢事をして担当させた処置は必ずしも妥当とはいい難いし、これを不起訴とした理由中にその法律上の見解についても若干の疑問なしとしない。第五に、福島地方檢察廳内部に一種の派閥的空氣があつて、檢察官相互の調和と統制が乱れていたのではないかという疑いがある。今野檢事は明らかにかかる言辞を洩らしている。そして、わが國官界の弊風として、かような派閥的色彩のあることは夙にいわれているところである。それは、家族主義の齎らした必然悪で封建性と結びつき、顔役発生の温床ともなるべき思想である。今野檢事は、判事出身であり、外地にあつて終戰後引揚げ、近く檢事に轉官したものであるから、もし、派閥ありとせばその埒外におかるべき地位にあつたであろう。それ故、今野檢事の言を一概にひがみとして斥けることはできないように思われる。宜しく、派閥の弊風の有無は明らかにして、これを除却すべきであろう。

九、第九に、養徳学院事件について、

（一）　関根義徳は、すでに第一乃至第三にのべた如き経緯の下に、福島地区司法保護委員及び仙台少年審判所囑託少年保護司となり、昭和二十二年より個人名義で養徳学院なる少年保護團体を経営してきたものである。

しかして、その間前述の如く、昭和二十三年一月学院收容少年に対する暴行事件その他に関して新聞紙上で指弾をうけ、当時、大島檢事正の命によつて毛利檢事が調査した結果、若干の不正行爲が認められたに拘わらず何らの措置もとられず、遂に今日に至つて幾多の犯罪容疑ありとして檢挙せられるに至つたのである。そこで、関根義徳の犯罪容疑に関して世上種々な風説を生み、その眞否を今直ちに判定することは困難であつて、今後の捜査にまつの他ないのであるが、ここで、問題とすべきは、第一に関根義徳の性格・言動その他よりみて、同人が司法保護委員として適任かどうかの点であるが、この点に関しては、既に第三でのべた如く著しく不適任なものといわねばならない。第二に関根と、清水、大島を超えて懇親であつたか否か、第三に、関根が司法保護委員及び囑託少年保護司として不適任であるとしたならば、何故これを解任しなかつたのかその理由如何、第四に、昭和二十三年一月朝日新聞の指摘が端緒となつて発覚した、不正容疑に関し、若干かかる事実が認められたに拘わらず刑事処分は勿論何らの行政処分にも出なかつた理由如何、第五に、今次檢挙せられた事件の処理について疑問の点なきやの五点に付て以下吟味檢討してみることとしよう。

（二）　関根と清水、大島両檢事正との関係について、

前述の如く、関根は飯沢檢事正の任命によつて司法保護委員であつた関係で清水檢事正と知りあつて、少年保護事業経営の希望をうつたえた結果同檢事正の推薦によつて囑託少年保護司となつた。それ以來両者間に急速に親密の度を加え、清水檢事正の非常な盡力によつて昭和二十二年五月一日養徳学院を創立開院し、爾來その経営に関し、同檢事正に賛うところ尠くなく、清水檢事正の後任として着任した大島檢事正も司法保護委員及び少年保護司に対する監督者としての立場から関根と相識り、両檢事正共事務監査のため時々養徳学院を訪れていたものであつて、この点は関根及び両檢事正の証言によつて認められるところである。

しかるに、関根と両檢事正との関係について右の如き職務上のもの以上に、程度を超えて親密であつたとの風評があり、この点に関して、朝日新聞松島記者は、(1)清水檢事正は在福中は勿論仙台へ赴任後も屢々養徳学院を訪れて野菜等を貰いうけたり、(2)昭和二十二年中岩城熱海で檢事会同後の宴会があつた際も関根が招待されており、(3)学院のため建物や耕作地の入手とか共同募金配分金の割当とかに通常以上の盡力をしており、(4)義弟大塚万壽男を養徳学院に勤務させたが、同人も関根や清水のやり方が不当であるとしてやめた、要するに関根は両檢事正と懇親にしていることを笠にきて、收容少年に対する暴行その他前掲の如き数々の不正行爲を行い、町民の反対をうけておるが、須賀川警察署もこれを知り乍ら同人が両檢事正と懇意であるため檢挙できないのであり、両檢事正も関根の不正行爲を知り乍ら同人と懇意であるため默過しているのだとのべている。そして、藤井仙台少年審判所長も、清水檢事正が関根と特に親密であつて、仙台へ赴任後同学院に対し何等監督権がなくなつた後も同学院の経営管理等について、多少の干渉めいたことがなされるためやりにくいと洩らしていた旨毛利檢事はのべている。このことは、昭和二十三年六月の学院再建問題が大島檢事正官舍で催された際にも清水檢事正が仙台よりわざ〳〵出席している事実からも裏書されている。以上の如き事実から考えて、関根と清水檢事正とがかなり親密であつたのではないかとの疑いは相当合理的根拠があるものと考えられる。もつとも、その後、学院を財團法人組織に変更し、森岡賢作をその代表者にすべく話しが進められるに至つた頃から、清水檢事正と関根とは、とかく疏遠になつていたことも窺われるが、その理由が奈辺にあるのか明らかでない。

関根と大島檢事正との関係に付ても、両名共にこれを否定しており、これを積極的に立証する証拠は見出せない。

しかし、松島記者ののべるところによれば、大島檢事正も時々義德学院を訪れている模様で、殊に昭和二十三年九月には、関根と共に長沼町の森岡賢作方に赴き帰途須賀川町の旅館で特別の理由もなく、同人等の負担で酒宴を催おしたり、関根の不正行爲が問題となつて同人は事実上隠退することとなつて後も、同人が学院経営に支配権をもつているのを黙認し、前記学院再建会議に際しても関根を擁護したというのである。しかし、これらを裏書する証拠は極めて不十分であるので、右の如き事実をその儘認めることはできないが、大島檢事正が関根に対し若干の好意を懐いていたことは、かように世人の疑いを招くような外形的事実があつた点からも否定できないのではないかと想像せられる。ことに、後にのべる如く、関根に対する大島檢事正の態度が比較的好意あるものの如く感ぜられる事実からもこのことを窺いうるのである。

（三）　清水、大島両檢事正は、司法保護委員及び嘱託少年保護司として不適任であることは、前述の如く明らかである。清水、大島両檢事正はかかる事実を知りえなかつたというのであるが、関根が無教育で文字すら解しえないことは明らかであり、前科を有することも直ちに知りうることである。これらの事実を前提に考えれば、特段の事情がない限り人の善導教化をなしうるだけの能力を備えず道義心も低いと考えるのが常識である。そこで、特別の事情として関根が中年にして妻を失い三兒をかかえて辛苦をなめ、感ずるところあつて刑余者、釈放者の保護に盡力せんとする熱意ありとは本人ののべるところであるが、前記の如き関根の人柄から考えて、その所信が果して眞実のものかどうかも十分検討してみる要があるのみならず、かりに眞実であるとしても熱意のみで人を教化しうるものでもない。最も重要なことはその高潔な人格と道徳律とでなければならない。かかる観点から考えるとき、清水、大島両檢事正にして、今少しく愼重にことを考えたならば、関根が不適任であることは十分に察知できた筈である。そして、その不適任なことが、判明した以上は、仕事の性質上出来る限り早くその職を辞せしめるべき方法をとらねばならないであろう。ことに、左記の如き不正容疑が判明した以上、事業の一時的停頓を顧慮することなく、直ちに関根を解任少年保護司として不適任であることは、前述の如く明らかである。清水、大島両檢事正はかかる事実を知りえなかつたというのであるが、関根が無教育で文字すら解しえないことは明らかであり、前科を有することも直ちに知りうることである。これらの事実を前提に考えれば、特段の事情がない限り人の善導教化をなしうるだけの能力を備えず道義心も低いと考えるのが常識である。そこで、特別の事情として関根が中年にして妻を失い三兒をかかえて辛苦をなめ、感ずるところあつて刑余者、釈放者の保護に盡力せんとする熱意ありとは本人ののべるところであるが、前記の如き関根の人柄から考えて、その所信が果して眞実のものかどうかも十分検討してみる要があるのみならず、かりに眞実であるとしても熱意のみで人を教化しうるものでもない。最も重要なことはその高潔な人格と道徳律とでなければならない。かかる観点から考えるとき、清水、大島両檢事正にして、今少しく愼重にことを考えたならば、関根が不適任であることは十分に察知できた筈である。そして、その不適任なことが、判明した以上は、仕事の性質上出来る限り早くその職を辞せしめるべき方法をとらねばならないであろう。ことに、左記の如き不正容疑が判明した以上、事業の一時的停頓を顧慮することなく、直ちに関根をして司法保護委員を解任し、嘱託少年保護司の地位を退かせるため適当な措置を講ずべきであつた。このことは、ひとり、大島檢事正の責任であるのみでなく、右事件の報告をうけた法務廳少年矯正局においてもその責の一半を負うべきである。

（四）　昭和二十三年一月における義德学院の不正容疑事件について、

事件はすでに、第二においてのべた通りであるが、昭和二十三年一月下旬収容少年及びその母の訴えによつて、朝日新聞松島記者が同月二十三日義德学院を訪れた。そこで、同記者と収容少年との間に二十五日附朝日新聞登載のような学院内部の不正に関する問答が行われたので、関根義德は、それが新聞に発表せられることを慮れ直ちに、一月二十四日福島地方檢察廳え赴き大島檢事正に対し右事情をのべ学院運営上支障を来す故新聞発表の差止方を依頼した。そこで、大島檢事正は朝日新聞福島支局長田村叢に電話で会見を申込んだが、田村は、右記事の原稿は既に送付済であるといつてこれを拒絶した。そこで、翌朝右新聞記事が発表せられたので、大島檢事正は毛利檢事に命じてその実情を調査させたのである。毛利檢事が調査の結果、収容少年に対し懲戒の意味で若干の暴行がなされた事実の他、すべて、証拠なしとされたのである。

これに対し松島記者は、毛利檢事の右調査は全く形式的に行われたのみで、学院側としては事前に少年に対し口止をしたのであつて、事実上事件がモミ消されたものであるという。前日、松島記者が学院に訪れた際同記者と収容少年との間に新聞記事の如き問答があつたことは、関根院長も認めるところで、関根としては少年の訴えるところが誤解であるならば、宜しく学院内部を公開し、すべての証拠を提出してその誤解である以所を明かにすべきであつて、あわてて、大島檢事正の許にかけつけ記事差止を依頼するの要なき筈である。この点から考えて、当時学院内部には相当腐敗したものがあつたのではないかと疑われるのである。しかも、その後間もなく、関根は右事件の責を負つて隠退するという話になつた経過からみても、この疑いを懐かざるをえない。そして、今次摘発檢挙せられた被疑事実に鑑みて、当時としても、学院内部に不正があつたものと認めることができる。それ故、当時今少しく注意すれば、そのことに氣がついたものと考えられるのである。しかるに、大島檢事正は、関根の陳情をきいて事件がしかく重要でないものと考えたらしく、被疑事件として立件捜査することなく、單に軍政部よりの照会に具え毛利檢事をして應急的に実情を調査させたにすぎなかつたのである。以上の経過を考えるとき、その措置たるや、形式的申訳的であるとのそしりを免れえないであろう、のみならず、檢事正として新聞記事発表の差止の陳情をうけて、ことの眞否を調査することなく、慢然かかる挙に出でんとしたことは軽挙であるといわねばならない。従つて、当時、大島檢事正においてことを重視し、徹底的捜査を行つたならば、今次発覚された犯罪容疑をも、その当時、既に発見檢挙することができたであろう。しかも、当時として、そこ迄の捜査を行うべき客観状勢にあつたと考えられること右の通りである。他面、右の如き徹底的捜査をなすべかりしことの当否は別として、当時、発見された事実を前提として、これに対し、何らの措置を講じなかつたこと自体の当否を考えてみよう。懲戒としての軽微な暴行であつてみれば、これを刑事事件としてとりあげても、勿論起訴せらるべき事実でないことは明らかであるが、たとえ起訴猶予とするとしても、一應立件すべきではなかつたかと考えられる。ともかく、朝日新聞という一流紙に相当大々的に報導せられ、しかも、その根拠たる関係人の供述をも明らかにしているのである。その事実の眞否如何に拘わらず、それが、少年保護事業の不正容疑である限り、司法の威信にも関連することがらであるから、これを立件して、正式に捜査しその

眞否を明らかにすることも、檢察に科せられた任務の一つであるということができる。つぎに、右事件が刑事事件としては起訴猶予にすべきものとしても、少年保護事業の本質からそのことの社会的、刑事政策的当否ということが考えられなくてはならない。愛による少年の善導が目的であつて、決して懲罰を加えることが目的ではない。そのことは明らかであるが、やはり、少年の教化であつてみれば、若干の懲罰も認められねばならないであろうが、收容少年中の大多数が、たとえ、誤解にもせよ学院の処遇の不正不当を訴えるということは、すでに、保護司及び指導員に愛がなく、その方法当をかき少年達の心が学院から離反していることを証明するのであつて、到底矯正教化の目的を達しうるわけがない。この点においても、もはや、関根に少年の保護矯正をなす資格が欠如していることを認めざるをえないのであり、そして、前記の如く再三再四に亙つて暴行の事実が認められる以上、これに対し行政監督上関根の保護司罷免、保護事業の閉鎖等適当な措置が講ぜらるべきであつた。当時、仙台少年審判所としては、適当な少年保護事業が極めて乏しく、義徳学院の事業も漸くその緒についたばかりで、これを閉鎖するに忍びず、さればとて、適当な後任者がない以上関根を罷免しては事業の継続が困難であるところから、同事件については直ちに行政処分等の挙に出なかつたというのである。しかして、その後、間もなく関根は右事件の責を負つて事実上隠退し、実権を渡辺副院長、内山理事に譲り、形式上院長名義を関根に残すのは、保護事件が関根個人名義で許可されているので、新たに財團法人に組織替えをする迄の便宜的手段とすることに話合いが定つたのであるが、関根は依然として事実上の支配権を譲らず、ために渡辺副院長、内山理事との間に紛争を起すに至つたのである。この経過を檢討してみるとき、やはり、当時として関根を嘱託少年保護司より罷免し、保護事業の継続については、右の如く組織替えをする迄は渡辺副院長とか内山理事とか適当な者をその衝に当らせ、関根の関與を禁じて、これを嚴重に監督すべきであつたと考えられる。ともかく、大島檢事正は、監督官として何らの処分の要なしとしたことは妥当ではなかつた。

（五）　義徳学院の不正容疑事件については、今日なお釈然としない多くの疑問を残している如くである。すでに第二でのべた如く昭和二十三年末問題視せられた多くのことがらが、檢事捜査の結果、何故、犯罪を構成しないのか、何故不起訴となつたのか、こうした点に関して世人の疑いなおとけざるものがある。從つて本件の処理については、從來とかくの疑惑を招いていなかつた檢事をして徹底的に捜査させて、その結果を明らかにし、世人の疑いをとく必要があるものと考える。

一〇、第十に、今回の福島事件に関し、社会一般の風評及び批判について

（一）　福島地方檢察廳の腐敗については、今次北島事件を契機として、福島地方の各新聞紙に大々的に取上げられ、虚々実々、多くの風評と批判がなされたのである。

そこで、第一に今回、新聞紙上にのせられた風評というものは、今次北島事件後に発生したものであろうか、あるいは以前からかかる風評が一般的に潜在していたのが、今回の事件を契機に表面化したものであろうか。第二にこれらの風評は、世人としてかかる疑惑をいだいたのも無理からぬとの客観的事情に基いているのかもしくは、ある一部の悪意ある者によつてその虚偽であることを知り乍ら含むところがあつて流布されたものであろうか。第三に、かかる風評を生ぜしめるについて北島、矢萩、森山、関根、等はいかなる関係があるであろうか、この三点について簡単にふれてみよう。

（二）　福島地方檢察廳に関する多くの風評は、今回の北島事件を契機として、新聞紙上に大々的に取扱われたため、極めて、迅速且つ廣範囲に流布されたことは相違ない。しかし、この風評が、今次の事件後新たに創作されたというが如きことは殆んどないようで、調査の結果によるもいづれも、かかる風評を生ぜしめるような若干の事実があつたことが認められるので、從來とも、少くとも、ごく一部の人々の間にこれらの風評が存在していたことは否定できないと認められる。ただ、それが、相当廣範囲に知れていたものもあり、ごく一部の人々しか知らないものもあつたのが、今次事件を契機に極めて廣範囲に知れわたり、その結果、事実上その風評が誇大に傳えられるといつた状勢にも立到つたものと考えられるのである。

ただ、福島地方檢察廳職員の大部分は、從來は、かかる風評を全く聞いたことがないとのべているが、この点は多少疑わしいものと考える。確かに、一般世人に比較すれば直接の関係者であるから、耳に入り難いということはいえるであろうが、若干の声を耳にしていないことはあるまいと想像される。現に、山本檢事も昭和二十二年末に飯塚警察署長より北島に関し、芳ばしくない噂がある旨聞いたとのべており、宮後檢事も北島は警戒すべき人物であると考えていたとのべているし、さらに、部内の職員組合内部でも肅清運動の動きのあること等を合わせ考えれば、檢事正以下の各檢事としても、多少、かかる風評を耳にするか、もしくは、かかる風評が立つてはいけないといつたような気分があつたことは否定できないと考えられる。結局、現代社会の共通悪である道義頽廃と経済的困窮とが、かかる社会の動きに対し、檢察官の感覚をにぶらせていたため、そうした風評をさして氣にとめなかつたものといえよう。

（三）　つぎに、世人が風評の如き疑惑を懐くについて合理的根拠があつたのであろうか。かかる疑いをもつに足るような何らかの事実があつたのであろうか。

この点については、以上、詳細にのべてきた如く右風評は單なる憶測でなく、その大部分は、世人がかような疑いを懐くのも無理からぬという客観的事実が存在していたのである。ただ、ここで注意すべきは、かような疑いをもつ前提として、本調査の基本問題でのべた如く、現代社会の特殊な機相を考慮に入れねばならないのである。それは、一般社会人の経済的困窮と生活程度、道義の頽廃と各種犯罪その他不正行爲のびまん化・慢性化・深刻化、檢察官の言動に対する関心の濃化、こういつた一般的状況を前提とし、本件に現われた、すべての現象は相互に関連して評價されるということを忘れてはならないのである。今日、ただに、一の事件処理のみを捉えて、その当否を考えたり、一の会食のみについてそれが請托饗應の趣旨が含ま

れているか否かを検討することは、現代世相を正しく捉えた見解ではないのである。もし、かような個々的事実を切離し、これを独立に判断して、何らやましい点なしとして、てん然たる態度を持するならば、裁判官、検察官に対する世人の信頼は地を拂うに至るであろう。ことは、ただに、犯罪の成否の問題ではない。右の如き綜合的考え方が犯罪の成否を定めるのに採用せらるべきやは別個の問題で、裁判官、検察官が己が身を持するに当つての社会現象に対する認識についていうのである。この意味において、今次の風評の多くについて検察廳職員に批難せらるべきものあることは明らかであつて、事件関係についてやましい点はないから、社会の批難はすべて不当だというが如き考え方は絶対に許されないのである。

(四)　第三に、かかる風評が生ずるに至つたことについて、北島とか関根とかにも大なる責任があるものといわねばならない。

この点は宮崎検事が指摘せられた如く「北島なる人物は性來口軽く時大に物事を吹調する人物である如く一の事実があれば十の如く世間に流布する傾があつた様で其の爲同人と検察廳との関係が事実以上に誇張せられていた様である」。そして、このことは、関根、矢萩、森山等についても同様なことがいえるであろう。

それは、多少の差はあれ、人間の通有性であるともいえる。ましてや、テキヤの親分とか、新興の事業家の如きにこの傾向の顯著であることは、少しく注意深く社会人を観察すれば直ちに了解できることであろう。それが、彼等の共通の性格でもあり、これらのことを彼等の仕事の上に利用せんとするところもあるからである。それ故、検察官として特にかかる人物との交際に注意を拂うべきは当然である。検察官との関係を誇大に宣傳して自己のためにせんとする者は、固より愚いが、これに乗ぜられて利用せられる検察官も、社会を見るの明なきかもしくは、過失ありとの實を免れえないであろう。

第三　結　論

一、さて、以上のべた調査の結果をここに要約しておこう。

(一)　北島源一、矢萩信二郎、森山耕三久、紺野良吉、関根義徳は街の顔役であるか。

北島源一がテキヤの親分として福島地方きつての顔役であることは周知の事実であり、他の四名中関根に関しては、近時、検察廳職員と懇意である自己の地位を背景に顔役的傾向あるものということができ、矢萩、森山、紺野はいづれも福島地方で有数の実業家であるがその社会的地位と財力に物をいわせて、相当な勢力を有しているということができる。

(二)　前記の者に関し今次摘発せられた犯罪事実の内容及び捜査審理の経過

北島は主として事件の運動名目による恐喝、矢萩は背任横領その他の経済事犯、森山は恐喝、紺野は横領詐欺、関根は詐欺暴行で、いづれも公判請求があり目下審理継続中で、北島、関根は現に拘留中で他の三名は保釈せられている。

(三)　北島源一、矢萩信二郎、森山耕三久が司法保護委員に、関根義徳が司法保護委員及び嘱託少年保護司に任命された経緯について。関根を司法保護委員に任命したのは飯沢元検事正で、北島、矢萩、森山を任命したのは、清水検事正は矢萩、森山より資金を出させ北島に保護事業自体に盡力させる意図であつた。関根が嘱託少年保護司に任命されたのは、清水検事正の推薦によるものであつて、義徳学院なる保護事業の創業管理に盡力してきたのである。しかし、その人選において、目前の利益にとらわれ、その性格・素行を検討することなく、検事正としてなすべき注意をかき、後任の大島検事正もその監督上若干不注意があつたとのそしりを免れえないものがある。

(四)　北島源一と福島地方検察廳にかつて在勤し及び現在在勤している検察官その他の職員との交渉関係について。

この点に関し、仙台高等検察廳の宮崎検事も、飲食関係その他の交際関係についてその程度をこえ不謹慎のそしりあることは認めているが、その程度は相当著しいものがある。例へば、旅館芳喜別館の主人國分晋は約一年余りの間に、清水検事正は四回位、大島検事正、毛利検事は十回位、中野検事は多いときは月に七、八回も北島と飲食を共にしており、とくに、北島と中野検事とはその交際ぶりからみて一身同体の感しがするとのべており、物品の授受その他の交際も世人の批難を招くに値いするもの十分であると、断定せざるをえない。これらの点は、関係検事の否認するところであるが、それは、宮崎検事が「私的な会食」として調査したため、その趣旨について、関係検事に見解の相違があつたという他なく、しかも、かかる見解は今日の経済的社会的状勢に照らせば極めて、狭義に解したものであつて妥当を欠き、むしろ、民間人との交際に関してがようにゆるやかに解して恬然たる心構えこそ今日の事件をひき起す動機原因となつたものといわねばならない。その他、宮後検事の轉任に際しての金一万円の餞別とか、今野検事が復員に際し南方より伴い來つた中國婦人の世話とか、中野検事の二男の東京遊学についての世話とかいうことがらも、やはり世人の批判を免れないものがあるのである。

(五)　北島源一が福島地方検察廳職員に対し種々の陳情をしたり、関係者に対しこれらの運動をしてやるといつてその運動費もしくは謝礼名下に金品を受取つたことのある事件並に検察官のなしたその事件処理の当否について。

これらの事件として判明したものは、全部で十八件ある。その内十四件は北島がその事件の被疑者等から金品を受取つており、その總額は約二十五万円に達し、八件が恐喝として起訴せられている。これらの事件処理の当否について、宮崎検事は一件を除いてはすべて、正当であると報告しているがそれは、これら事件を個々的に切離して判断したばあい必ずしも、不当とはいいえないが、これを北島と関係検事との交際関係とか北島が事件関係者から金品を受取つて、事件のモミ消し方を依頼せられ、検事室において若干の陳情的言辞を弄していることとを合わせ考えるとき、やはり、量刑の個人的誤差の範囲内においてできる限り寛大な処置をしたのではないか、その処理が遅延しているのではないかとの疑惑の深いものが若干存在していることを指摘せざるをえない。そして、関係検事と北島との交際関係が事件処理に対して、無意識にではあろうが右の如き意味において、若干の影響を與えているものと推測することができるのである。

ことに、清水検事正が、北島の依頼をうけて、同人の子分であつた者三十余名の賭博事

件につき、その中には賭博の前科者もあつて当然常習賭博と認定すべき者をも、すべて、略式請求によつて罰金刑で確定させ、北島立会の下に法廷で芝居がかつた訓示を行つたこと、中野検事が、北島の依頼で単純な民事問題について犯罪の容疑ありとの名目の下に、検察事務官をして相手方を取調べさせたこと、その他、清水検事正が北島の陳情をきいて、主任検事の意に反し量刑上の意見や保釈許可の意見をのべて、これを実施させたこと等はいずれも、検事の裁量権、検事正の監督権の範囲内で北島の陳情の趣旨をいれたものという他なく、これと北島との交際関係とが無意識的にせよ関連があるものとして、犯罪こそ成立しないが、その措置著しく不穏当なものといわねばならない。

（六）矢萩信二郎、森山耕三久及び紺野良吉と福島地方検察廳職員との関係については、北島のそれの如きものはないが、その程度はやはり、宮崎検事の報告の如く全く批難に値せずと断定することができないものがある。

（七）今回の北島事件に関連して新聞紙上に発表せられた福島地方検察廳の事務取扱について疑惑ありと指摘せられた事項について。

これらの事項は、四つある。曰く、食糧営團の覚書違反事件、曰く、福島地方検察廳の布團横流事件、曰く、若松市長の選挙違反事件、曰く、厩町町長事件。これらの事件について調査の結果、その捜査不十分なもの、捜査もしくは処理の若干遅延しているものは認められるが、検事の不正不当の処理は認められない。

しかし、これに附加して、福島地方裁判所西村康長判事について一言ふれておかねばならない。同判事は昭和十八年赴任以来相当長期間にわたつて経済係を担当し、一、二の果物関係の業者と親密な関係を結び、事件の処理その他について多くの風評を招いているものである。同判事は右交際の事実を認めそれは親戚同様であるからだと弁明しているが、その交際の程度も判事として現代の経済的社会状勢と対比し、ゆきすぎであるとの批難を免れえないものがあるように思われる。他面、同判事はこれに対し、今日何ら反省の色を示さず自己の正当なることを主張しているが、かかる、心構えこそ判事の身の持し方として十分な検討吟味が加えられねばならないであろう。

（八）今野検事の懲戒容疑告発事件について。

今野検事は、昭和二十三年五月及び八月に事件捜査のため平市に出張中その事件に何らかの意味で関係ある者から数回にわたつて饗應をうけたのであつて、それに関し、反対者側から收賄罪として告発せられた。しかし、調査の結果、今野検事は主観的には、かかることを意識せず、全く社交上のものと考えていたようで、犯罪の成立を認めることは困難であるが、その行動は宮崎検事の指摘する如く著しく不穏当たるを免れない。同検事はその関係者に不正不当な意図はなかつたものと結んでいるが、少くとも、饗應者側にはかような意図があつたものと推定すべきであつて、今野検事がその意図を察知できなかつたのは甚しく不注意であつたといわなければならない。

（九）義徳学院事件について。

関根義徳は、清水検事正の推薦によつて少年保護司となり、同検事正等の盡力で、少年保護事業義徳学院を創立経営するに至つたものであるが、その人選、監督において清水・大島両検事正が軽率であつたことは、既にのべた通りである。そして、昭和二十三年一月同院における收容少年に対する暴行その他の事件が新聞紙上にとりあげられた際、福島地方検察廳では大島検事正の命令でその内容を調査し、若干の非違事実が認められたにも拘わらず、これに対し、刑事事件として処理しないのみならず関根義徳に対し何等行政上の措置もとらず、徹底的な捜査をも行わなかつたのである。そして、ついに、昭和二十三年十二月に至り、その当時、既に敢行されていた收容少年の母に対する姦淫の目的での暴行その他の醜事実が発覚検挙せられるに至つたものである。従つて、大島検事正等の当時の措置は不適当であつたという他なく、清水検事正は個人的にも関根と親交があり、その程度は世人の疑惑をひくに足るものであつたことを指摘せねばならない。

（一〇）今回の福島事件に関し社会一般の風評及び批判について。

福島地方検察廳の腐敗問題については、今次北島事件を契機として福島地方の各新聞に大々的に取あげられ、多くの風評批判を生むに至つた。しかし、それは、いずれもかかる風評を生ぜしめるに足る若干の事実が存在し、これが社会の疑惑をよび、ついに今次事件を契機に新聞によつて極めて迅速かつ廣範囲に流布されたもので、決して、含むところあつてねつ造されたとみることはできない。しかも、世人がかような疑惑をもつについてもそれ相当の合理的な根拠があつたものというべく、風評通りの事実は存在しなかつたとしても、世人からみればかような事実があるのではないかと疑うのも無理からぬものがあつたと認められる。もとより、それは、ただに、検察廳職員の言動のみに責を帰せらるべきでなく、北島や関根自らも自己と検察廳との関係を吹聽宣傳したことに由来することが相当大であることは宮崎検事の指摘する通りである。しかし、北島らがかかる性格をもちかかる言動をなしていることに対し、検事正以下これを察知しえなかつたことに対しては、やはり、検察官たる地位にあるものとして社会的批判をうけねばならぬものがあるであろう。

二、かくて、監督官廳たる最高検察廳及び法務廳当局は、以上の検察官の中、大島、清水両検事正、中野検事、毛利検事の転任、今野の自発的退職等の措置をとりこれによつて、本事件に対する行政監督上の処置は適当なものとしている如くに見受けられるのである。

しかし、検察官の転任もしくは自発的退職は、必ずしも主観的に事件本人に責任をとらしめるの意味をもつものでなく、世人より観察しても、かかる、趣旨のものと解しえないばあいの若干存したことは否定できない。ことに、本件においても、大島検事正の富山、清山検事正の佐賀の各地方検察廳への転任は必ずしも、主観的客観的に左遷されたものとは解しえないものなしとしない。さらに、本件の如き単なる転任を以てその責をとらしめるに十分であるか否かは甚だ疑問とせざるをえない。ことに、以上の事実から慎重に検討吟味して、清水、中野、今野の三検事についてはその責任相当重大なものがあるといわざるをえない。当委員会としては、本件についてその責任の所在と程度、責を負うべき方法等について再検討を加え、ことに、右三検事について検察官適格審査委員会の議に付す等そ

の他適宜の措置をとることが、今次事件の解決と、その解決を通じて、将來の檢察官の向上を企図するため法務廳もしくは最高檢察廳が、檢察の最高責任官廳として、とるべきものであると判斷するのである。

(五)　甲府檢事正官舍敷地交換事件

本件について当委員会は昭和二十二年十月より同年十二月の間において前後三回に亙り調査員を甲府市等に派遣し同地の関係者十五名及東京の関係者六名につきそれぞれ事情を聽取記錄せしめ、法務廳、甲府地方檢察廳、甲府市警察署より関係書類を取り寄せ昭和二十四年一月七日委員会を開き証人として甲府地方檢察廳檢事正池田九郎外六名を喚問してその証言を求めその調査を完了したものである。

第一　檢事正池田九郎の人柄について

第二　檢事正官舍敷地交換問題

1　檢事正官舍敷地問題の概要
2　交換の動機
3　交換の相手の撰択
4　当時の交換両地の評價額並に將來の期待價額
5　交換契約の経緯
6　交換実施に至る迄の経緯
7　上村が莫大の利得をしたか
8　檢事正は上村から物を貰つたか
9　社会的反響についての認識の有無
10　本項の結論

第三　山梨法律專門学校問題

1　梗概
2　設立の動機
3　施設
4　設立資金
5　寄附金募集についての認識について

第四　國際少年の町天使園問題

1　梗概
2　設立の動機
3　資金
4　檢事正の個人的野心からであるとの噂について
5　檢事正の轉任拒否の事実
6　本項の結論

第五　結論

第一　檢事正池田九郎の人柄について

甲府地方檢察廳檢事正池田九郎は大正五年京都帝國大学独法科卒業の後直ちに弁護士登錄開業すること三年、後司法官に轉じ、北海道札幌区裁判所檢事を振り出しに小樽、岩見沢、九州、熊本、直方、嚴原、竹田、川内各区裁判所檢事を歷任し、大分地方裁判所次席檢事より岡崎区裁判所上席檢事兼名古屋地方裁判所岡崎支部檢事に轉じ、昭和十八年三月那覇地方裁判所檢事正に補せられ、太平洋戰争の末期連合軍の沖繩進撃に際会し、種々の苦難を重ね九死に一生を得、終戰後、在留同胞と共に俘虜となり、昭和二十一年内地に引揚げ同年甲府地方裁判所檢事正に補せられ、引続き、今日に至れるものである。

池田檢事正は現に熱心なカトリック信徒であるが、その信仰に関する歷史は、先づ高等学校在学中禪に興味を持ち、時偶密かに参禪する程度であつたが、その後同人が司法官となつて札幌に在職中、偶々同控訴院檢事長中川某が熱心な禪宗徒であり、松島瑞巖寺の和尚が屢々同檢事長の許を訪れ、禪の研究、座禪会等が催された際池田檢事正もその都度出席し、相当禪に関する研究を深めたのであるが、右檢事長中川某の自殺という出來事があつて、その死は禪の影響に依るものと考えられたことから、池田檢事正も禪の研究を中絶した、その後大正十四年檢事として、熊本に赴任したが、池田檢事正の妻が嘗て熊本の某ミッションスクールに学び、バイブルクラスに属したというので、信仰上の教を乞ふつもりで、同クラスの教師であつた某米人を訪ねたところ、既にアメリカに帰つた後であつたが、しかし、そうした関係からその米人の後任者である某日本人宣教師と信仰を語るに至り、終に同宣教師からバプテスタントの洗礼を受け、爾來熱心なバプテスタント信徒となり、彼の供述に依れば、米軍の沖繩上陸後彼が傳導師として、同胞に対する基督教の布教に努めたと云う事がある。

尚池田檢事正は沖繩における苦難と生き残つたことに関する神の惠みということについて、次の様に述べている、即ち、米軍の同島攻撃は猛烈を極め、同胞と共に幾度か、死線を遥う狀況に立たされ、而も死を決した事も幾度、時としては自分の伏している馬小屋に弾丸が命中し、馬小屋は根こそぎ素つ飛んだのであるが、その小屋にいた自分は傷一つ負はず反つて小屋の附近に伏していた百姓が全部一時に死んでしまつた場面にも会つた。又砲兵二十数人と一緒に俗に蛸つぼと称する壕に伏していた時も一弾に遭つて、二十数人残らず不帰の人となつたが、自分一人だけが助かつた。又魔の谷と云はれた、谷間を脫出する際数多い同胞が殆んど全部斃れた時も、自分だけは悉なく遮蔽地に辿りつき得たといふ事などに遭遇し、自分こそ、この地に死すべきものであるのに身の全きを得た事は、神の思召に依り何か人の爲世の爲になる事をなさしめ給う爲に自分の生命を全からしめたものなりと云う。天の啓示を受けた様な氣がして、自分は今後沖繩の地に死んだものと思つて、一身を犠牲にして世の爲人の爲に盡すべきであると考えた。そして内地へ引揚げて後カトリックに轉じ、熱心なカトリック信者となつたというのである。

その後池田檢事正は基督教的愛の考え方に基き、甲府地檢に赴任以來、公益事業或は、厚生事業等に深く関心を持ち時としてはかかる事業の会合の場所等において、「神は既に甲府迄來てゐる」と云う言葉を用い、暗に、自らを聖者の如く、表現したという噂もある程である。

池田檢事正は、平常寡黙で一部には非常な人格者と評する人もあるが、それにも増して如何にも覇氣のない無氣力な人であるというものもあり、又公益事業、厚生事業等に積極的に関係していることより、非常な野心家であると評するものもある。

池田檢事正が、甲府へ赴任してから同地の民間人との接触の狀態を見るに、元來社交的な人ではなく、当初は政治家実業家等との交際は避けたものの樣で、後述する檢事正官舍敷地交換問題等についても、甲府市会との交渉を生ずるならば、敷地交換も敢て望まないと云つている位であり、專らカトリック信徒との交りを求めていたもので、同じくカトリック信者故篠原正直(元同縣縣会議長)とは最も親交があつた。その他少年保護事業を古くからやつている丸山幸右衞門(同縣東八代郡相興村の山梨少年農民道場主管者)とは、相当親しく交つていたものと認められる。しかし後に池田檢事正が、國際少年の町、法律專門学校等を計画する樣になつてからは、土地の実業家、資産家とも交渉を持つ樣になつたのである。上村文一浅川隆次郎等がその代表的なものである。

上村文一との関係は、池田檢事正が甲府へ赴任以來住んでいた、紅梅町の檢事正官舍の直ぐ近くにある、映画館オリオンパレスの社長が上村文一であることから、池田檢事正も夙に上村の名を聞いており、又上村は昭和二十二年物價統制令違反事件(ぶどう酒の價格違反等)で甲府地方裁判所にて罰金十万円懲役八月三年間執行猶予の判決を受けたものであるが、その事件の捜査及び審理中にも、上村の名を屢々聞いており、上村がその郷里穂足村で要保護少年の收容保護をして居たが、同年六、七月頃、その收容所の名称をつけて貰い度いと云うので、前記丸山幸右ニ門に同道されて池田檢事正を紅梅町の官舍に訪れ、丸山の紹介でその時始めて上村の顔を知つたのであり、その後又池田檢事正の最も信頼する篠原正直より上村は物價統制令違反事件で世間に迷惑をかけたが、今はすつかり改心してゐるから、今後宜しく指導を乞うという口添へもあり、官舍の敷地問題少年の町等の関係で、交渉を重ねる樣になつたものである。

浅川隆次郎とは、同人が山梨縣における縫裁工業の代表者として、各種の公式会合に出席することから、互に面識があり、殊に免囚保護の機関である、遺徳会の席上等で、屢々顔を合せたが、その後次席検事池田貞二が浅川の家作を借家して住む様になつた事等の事情もあり、後述の山梨法律専門学校、少年の町等の関係で、次第に交渉を深めたものである。

池田検事正は甲府の検事正として赴任した当初は、相当てきぱき部下の指揮統帥に当つたものの如く、佐藤東京高等検察廳検事長の言に依れば、検察事務に関して、時には次席検事以下部下検事を叱咤する事等もあり、部下検事からの信望もあつた様であるが、最近ややこの方面の氣慨が鈍つている様にも看取される。

甲府市民の一部のものの言に依れば、池田検事正は、少年の町、法律専門学校等の計画を発表し、民間人と接する様になつてから、氣慨が鈍つたと評するものもあるが、この点は同検察廳の部下検察官は挙つて否定している。

第二　検事正官舎敷地交換問題

1　検事正官舎敷地交換問題の概要

甲府地方検察廳検事正官舎は、從來甲府市紅梅町十四番地の一に所在したのであるが、昭和二十年同市空襲の際に同官舎も灰燼に帰し、その後同地に再び約建坪四十坪のものが新築された。旧官舎建設の当時は同地域は官舎として適しい閑靜な場所であり、同地より約百五十米位離れた同町内に罹災を免れた甲府地方裁判所所長の官舎も現存するが、終戰後甲府市の繁華街が此の方面に発展し検事正官舎の西方五十米位離れた場所に映画館が建築され南方二、三百米の範囲内に、二個の映画館、百貨店、大小の商店が軒を並べ、市内繁華街の中心地点となり、その間に約六百坪を占める、右検事正官舎敷地は、衆人のひとしく着目するところとなつたのであるが、偶々池田検事正が前述、前科のある上村文一と同人の提供する同市朝氣町所在の宅地千二百余坪と右官舎敷地五百八十七坪七合三勺とを交換し、その條件として検事正官舎の移築並に検事官舎四棟（一棟一八、五坪のもの）と車庫付自動車運轉手住宅一棟（一二坪のもの）とを新築寄附せしめる約束をなし上村をして將來の地價の昂騰により不当の利得をなさしめ、検察事務官を辞職した腹心の名取忠雄を上村の使用人として雇入れしめて、名取に莫大な利益の分け前に預らしめているというのであり、検察廳の威信に関する事件として調査の対象となつたものである。

2　交換の動機

甲府市当局の意向及び町民の要望として検事正官舎を他に移して欲しいという声があり、具体的にも町民の連署による移轉の申込もうけたことと、終戰後旧官舎附近には映画館、商店、飲食店等が軒を列ねられ、早朝より客を引くスピーカーの声、夜遅く迄表を通る人の雜音等の爲喧噪を極め、帰宅後は本を読めない状態であり又時としては卑猥な音曲も流れて來るという有様で特に子女の教育上思わしくなく、役所との地理的時間的関係は申分ない場所ではあるが、その環境上は必ずしも最上の場所ではなくなつたこと、及び、罹災都市に共通の現象ではあるが部下検事が何れも住宅難に悩まされ、後藤検事はさる馬小屋の二階を改造した一室を借家して住んでいたが、窓一つの板の間で部屋の端に数枚の疊を敷き、四六時馬糞の臭氣に悩まされる有様であり、鈴木検事は昭和二十一年一月に赴任したが、住宅なき爲單身宿屋住いで勤務すること月余漸くにして入手した借家は町外れの土手下の五軒長屋の一軒であり部屋数二で晴天の日には土手の砂が家に吹き込み降雨の日には雨漏りに悩まされ隣は植木屋、ブリキ屋、駄菓子屋等で、而も役所迄二十数分を要する家であり、岸川検事は町端の一軒家に住んでいたが雨戸等のない障子だけの家で屢々盗難に遭い、而も家主から立退きを迫られている状態であつた。

当時の法務廳の予算上、検事官舎の新築等に及びもつかない状態であつたので、早くから何とか検事の官舎を作つて部下検事の窮状を救済したいと考え、検事官舎を新築して現れるものがあれば検事正官舎の敷地を交換しても好いと考えていたのである。

3　交換の相手の選択

上村文一は山梨縣北巨摩郡穂足村の出身で当年三十七歳、その学歴は中学三年中退であるが若くして同郡韮崎町の酒造家叶屋の小僧として住み込みその商賣熱心と商才とを認められ、主人から絶大の信用を受けたのであるが、戰時中その出生地穂足村へ帰り独立して酒類販賣業を営み終戰となるや、その商人的勘より將來を見越して全資産十数万円を投じ、当時解体した縣木祉等の所有していた木材（立木のまま）一万余石を買收し、木材業に轉業し、終戰後一躍巨万の財をなし、その後製粉、精米、荒物雜貨、薪炭、酒類の販賣とその業務を拡張し塩川工業所と称し、昭和二十一年十月同縣の中心地甲府市に乘り出し、同市紅梅町に映画館オリオンパレスを開設し、株式組織として、自らその社長となつたのである。上村の前科については前述した通りであるが、一方同人の実兄上村慶一が嘱託少年保護司であり、同人の勧めもあり、旧主家叶屋酒店の親類に当る丸山幸右エ門が古くから少年保護事業に関係しており同人からも勧められ、上村がぶどう酒の物價統制令違反事件で未決に在監中自ら感じた贖罪の氣持も働いて、少年保護事業を思い立ち、静岡少年審判所の認可を得て、昭和二十一年三月頃より郷里穂足村の実家に塩川工業少年保導所を開設して保護少年七、八名を收容して、右製粉、精米、製材等の事業に使つている。上村は右の様なその半生の経歴が示す様に、事業家としての熱と肚と洞察力とを持ち、混沌たる経済情勢の下に於て、風雲兒となり得べき鋭い商才を備えた人物であると観るべきである。

池田検事正は、上村について右の前科のある事は熟知していたが、池田検事正と最も親交のあつた篠原及び、多年少年保護事業に携つている丸山が、上村を同人に紹介したこと、特に篠原からは「上村が全く改心しているから今後の指導を頼む」という口添えのあつたことと、その当時の事業家としての上村の地位から考えて、上村は所謂悪質の人物ではなく、又將來再び法にふれる様なことをする虞のある男ではないと考え、検事正の地位にある自分等に近づけることによつて却つて益々その人間を浄化しうるものと思い、一面その手腕力量を認めて、國際少年の町の発展に寄與せしめようとしたものと認められる、当委員会に於けるその点の証言に依れば「上村は熱の人だと思う」と云い又「例え前科があろうとも、本当に悔い改めているものに対しては死人に鞭打つ様な事はすべきでないと思う」と述べている。

昭和二十二年九月甲府市櫻町一〇五一番地秋山辰藏を代表者とする同市引揚者團体より、市場建設の爲、検事正官舎の西側奥行二間、間口二十七間、五十七坪の官有地一時貸與申請書が池田検事正に対して提出されたのであるが、貸與を許可する権限について疑義もあり事柄の当否についても首肯しかね、そのまま握り潰した。次いで同年十月、同市紅梅町四番地中込兼元等を代表者とする、紅梅町町内会より、同市愛宕町に、一、五〇〇坪の代地を用意したから町の繁

栄の爲同地へ移轉して貰いたいと云う陳情に接したが、これも單に五八七坪七合三勺の土地と一、五〇〇坪の土地との交換に止り、檢事官舍新設の條件を伴う見込のないものであつたから格別の接渉も行われず、そのまま放置された。甲府市當局も、市の發展の見地から同官舍をその都市計畫中の繁華街に繰り入れる爲官舍移轉を密かに希望していたが、相手が檢察廳であることと、財政上充分な條件を整える事が出來ないため話を通じ兼ねていたということである。終戰後の同市の繁華街の發展傾向から見て、上村の他に右の如き交換條件に應ずる資產家、實業家も見出し得たであろうと思われるのであるが、實際はその當時同地方に於ては、それ程先の見えた、肚の据つた人はなかつた樣で、噂に依れば池田檢事正が土地の資產家の一二について、檢事官舍の新設及び敷地交換の話をしたが應ずるものがなかつたと云うことである。

上村は同官舍敷地より五十米位離れた場所に映畫館を經營しており、交換そのものよりする利得については考えないわけではなかつたが、同敷地を入手し、その地に適當な施設をすれば、自己の經營する映畫館と相俟つて、それだけ自己の經濟上の地歩を固め、又勢力の伸張ともなると考え先に述べた、紅梅町の町會から敷地交換の陳情をするというので、同人に連判狀の判を貰いに來た時にそれを斷つた。そして檢事正とあつた際、町會からの官舍敷地交換問題を話題にし、檢事正の考えている交換條件を知るに及んで、前記のような考慮から、私が敷地を物色して、檢事の官舍を建てましようと申入れた、玆に始めて池田檢事正は、かねて考えていた條件を充す申入れに接したので、市民が官舍移轉を希望しているという一般の情勢でもあり上村を交換の相手に撰定したのである。

4　當時の交換兩地の評價額並に將來の期待價額

昭和二十二年三月三十一日現在國有財產評價表について同官舍敷地の評價を調べたところに依れば、甲府市所在の國有宅地は上の部が坪七〇〇円、中の部が坪三一〇円下の部が六五円の三部に分れ、同官舍敷地はその中の部に属し評價額一八二、一九六円三〇錢となつているのであるが同年五、六月頃同敷地向側の宅地の賣買の實例は坪一、五〇〇円であつて當時としては破格の高値と評されたということである、その後時を經ずして問題となつた同敷地の評價は一般には坪當り、三、〇〇〇円と云い又二、五〇〇円といわれていたが、それは同敷地の道路に面した部分のみを指して評價されたもので、全坪に對する平均の意味ではなかつたのであるが、同年九月末日現在の日本勸業銀行甲府支店の評價に依れば、平均三、〇〇〇円となつているのである。

將來の地價の値上りについては、池田檢事正は地價は騰るかも知れない騰らないかも知れなかつたと云つているが數ケ月の間に右の如く潮次昂騰しつつある事は明らかであるから、その當時の判斷としても常識的に將來の値上りを予想し得たものと考えられる。

5　交換契約の經緯

當初上村は前に述べた、紅梅町々内会の陳情の條件と同樣換地を提供して、檢事正官舍を移築するという條件で足ると思い、池田檢事正の意向を打診した処、敷地交換、檢事正官舍移築の外、檢事官舍等、自動車々庫附運轉手住宅を新築寄附して欲しいという條件を示され、結局檢事官舍三棟新築ということで折合い、その可否につき法務廳の認可のあり次第工事を開始する事としたのであるが、その後池田檢事正からの要求によつて檢事官舍を更に一棟追加する事としたのである。

右に要する經費として上村の當初の見積は次の如くである。

一、金一五六〇、〇〇〇円

内訳

六〇〇、〇〇〇円　朝氣町新敷地購入費
七四〇、〇〇〇円　檢事官舍（各々一八・五坪）四棟新築費
二二〇、〇〇〇円　自動車々庫附運轉手住宅（一一坪）新築費
一〇〇、〇〇〇円　檢事正官舍移築費

上村は、新築官舍に要する木材は上村自身の手持材を用い普通住宅の上のものとして建築費坪一万円と見積つた、そして以上の經費と旧官舍敷地の評價額とを比較すれば、旧官舍敷地坪三、〇〇〇円と評價して、その合計は一七六三、一九〇円となり上村が二十万円余の利得をすることとなる。

右檢事官舍並に自動車々庫附運轉手住宅の新築に際し、上村が法務廳から建築資材の配給を受け、その一部を闇に流しているという噂があつたので、此の点につき調査したところ、上村が新官舍建築の爲法務廳營繕課に対し建築資材の配給方を申請したが、右檢事官舍の新設は上村の寄附という形式がとられているため、寄附を受ける建築物に対する資材の配給は認められないという理由で斷られた事実があるに止り、現実には、このためには全然資材の配給は受けていないことが認められた。ただ上村の經營する憩足村の少年保護團体、塩川少年保導所に対して法務廳矯正總局保護課から同所の精米工場、作業場、倉庫等の建築用資材として数次に亙り木材合計四千石、セメント二十屯余ベニヤ板一万四千平方尺、硝子九箱、釘二、四八四瓩、亞鉛鉄板一、六五〇瓩その他のものが割當てられている事実はあるが。右の中木材ベニヤ板等は手持資材で間に合わせ、全然現物化して居らず、セメント二十屯余の中七十袋（約三百五十瓩）を他に貸與融通しているが、その余は全部、既定の工程に使用している、その他の資材もすべて、適正に使用され、闇に流した事実は認められなかつた。又右の資材を官舍建築に流用した事実もない。思うに上の諸事実が混同され、上村の前科事実によつて表現された行狀と相俟つて、世間の誤解を生じ、街の噂となつて傳へられたものと考えられる。

この契約は上村をして巨額の利得をさせる意図の下になされたものであるという噂があり調査したが、この点に付池田檢事正は、上村はその商人としての見通しから土地の繁栄や、土地の値上りにより、將來利得をすることがあると思つたかも知れないが、当初契約の当時の狀況においては、決して利得をしているものではないと考えむしろ誰れも應じ手のない檢事官舍新築寄附の條件に應じて貰つて有難いと思つていたのであると述べており、その他の調査によるも、上村をして利得させる意図の下になされたものとは認め難い。

6　交換実現に至る迄の經緯

池田檢事正は右の如く上村との話合いの後、東京高等檢察廳檢事長佐藤博を通じて法務廳へその認可を申請し、その具体的手続につき、当時の法務廳官房会計課長田中治彦等と折衝を開始したのであるが、佐藤檢事長に対しては、交換の相手方については前述の如き經歴の上村である事は明さず、街の商業会の申請によるものとして諒解を得、又田中会計課長に対しても相手が經濟事犯で処刑され執行猶予中のものであるとか、街の評判のよくない男だという事には全然触れず、少年保護事業を

やつている男だという事で、同課長の同意を得、全國的な檢事の宿舍難とこれに對する法務廳の予算の實情等から、むしろ同人の支援を受け、その後の事務の折衝につき、主として甲府地方檢察廳事務官名取忠雄をしてその手續きの任に當らしめた。

國有財産法によれば、國有地の換地所分は當初、等面積等價値のもののみについて認められたのであるが、その後改正されて、等價値のものについて認められることとなり、現行法第十一條によれば交換兩地の差額が、交換兩地の一方の價値の四分の一を超えない場合に許されることになつており、本件については前述の如く實際の市價もその差額が四分の一を超過し、又昭和二十二年九月末日現在の日本勸業銀行甲府支店の評價によつても旧官舍敷地は一、七七六、一九〇円新敷地三三六、六六六円となつており、その差額が四分の一を超過し、同法第十一條によれば交換不能であり、法務廳管繕課員より、甲府地方檢察廳關係者にその旨を傳えた。

池田檢事正を初め甲府の關係者は國有財産法の右規定には全然留意しておらなかつたので、池田檢事正も名取も上村も關係者一同協議を重ね、何とかしてこの交換の實現を計ろうとし、法務廳に善処方を懇請すると共に、一案として、旧敷地半分と新敷地全部とを交換し、旧敷地の殘り半分につき、その土地の公用を廢止し、大藏省に所管換更めて、上村に対して優先的に拂下げられるようにとの申請をした。しかし法務廳管繕課では國有財産法第十一條の換地の規定はその沿革から見ても、交換兩地の差額が一方の價格の四分の一を超えないという條件は最も緩和された規定であること、及び、殘り半分の処分につき、上村に対し優先的に拂下げを受け得ることは必ずしも可能でないという理由から、この案の採用に躊躇した。

しかし法務廳官房会計課長田中治彦は、折角ここまで進んだ換地問題を何とか實現し度いものと思い、自ら現地を視察すると共に、東京財務局國有財産部へその方法につき研究して貰い度いと申入れ、現地視察をも依頼したのであるが、財務局の所管部課が多忙の爲、十二月下旬初めてその機を得て、東京財務局國有財産部庶務課統轄係事務官加藤光雄外三名が現地視察をする事になつたのである。加藤事務官等が現地へ着いて、東京財務局山梨地方部で、交換兩地の評價資料として、法定賃貸價格、相続税の評價標準、その附近の土地の賣買價格實例等を集め評價に當つたが、同地方部では、旧官舍の方は坪八百円乃至九百円と評價したが、加藤事務官は少くも坪千円を下るものでないとし、又新敷地の方は坪二百円乃至二百五十円が精々の所であると評價し、その差額が一方の價格の四分の一を遥るかに超過するので、普通の換地の手続きでは、換地出來ないものと判定し、檢察廳關係者をして失望落膽せしめた。然し加藤事務官は旧官舍の現存することは、街の發展からも、又官舍としての環境上からも思わしくないから結局官舍を移轉する事は、第三者の目からも望ましいことであると思つたので、戰災都市特別都市計画法に依つて、兩地の交換をしようという說を提案した。ここにおいて、池田檢事正以下檢察廳關係者は大いに愁眉を開き、早速甲府市役所に赴いて係員に付、調べた所、交換兩地とも既に都市計画に編入されて居り、甲府市当局も、旧官舍敷地を都市計画の繁華街地域に編入したものの、相手が檢察廳であつて移轉の話も切り出せず、困つていた際であつたから、話は順調に進行した。そして、甲府市当局が、同市紅梅町十四番地の檢事正官舍敷地と同市朝氣町二十一番地の一の土地の入れ換を指定し区劃整理委員会に於て、兩地の價格を決定し、その地價の安い方のものから、清算徴收金を取り立て高い方へ清算交付金を交付する事となるのであるが、現在まだ兩地の評價が決定しない爲に仮換地予定地となつており清算は換地事務進捗の都合から昭和二十六年中になされることとなつている。

しかし右の戰災都市特別都市計画法によつて漸く換地仮指定がなされ、國有財産法によれば、換地手続完了前であつても双方当事者の承諾に基き、その土地に工事をしても好い事になつているので、その後直ちに、上村は朝氣町の官へ新設等の工事を始め、昭和二十三年十月官舍の新設、移築を完了し、他方上村の買受けた旧官舍跡は商店街向に地割して、昭和二十三年中に仮分譲を終り、それぞれ商店向建築数十棟の建築に着手し、同二十四年二月からオリオン街の名称の下に商店街として発足することになつている。

7

上村が莫大な利得をしたか。

上村がこの契約に依つて莫大な利益を獲得したといふ噂があるので、これについて調査したが、上村はこの土地に付將來における期待利益は持つていた事は窺われるが、それは飽くまで彼自身の努力の經営の如何によつて生れるものであり、又時の經済情勢によつても左右されるもので、その將來の利益は現在の所未知数であり、上村としては利益もさる事ながら同地に甲府市の名物と称し得る施設を作つて自己の名を後世に傳えること、並にその名声によつて、同地における自己の商賣上の地歩を固め勢力の伸張を図ると云うことが第一のねらいであつたと述べておるのであるが、同人の経歴の示す如く商人的考慮の基礎に立つて出來るだけ現在の取引の上においても利益を図つた事も亦窺い得るのである。それで最初は檢事官舍三棟新築寄附という申入れをして約五十万円の利得を図つたのであるが、池田檢事正と折衝の結果、自動車々庫附運轉手住宅一棟並に檢事官舍一棟を追加新築寄附ということに折合い前述の如く大体收支均衡を得たものとなり、雜費その他を計算に入れるならば上村の方が支出大となる計算であつた。

昭和二十二年十二月末檢察廳から換地の内諾を得たから工事を始めて貰い度いとの通知に接した上村は檢事正官舍移築、檢事官舍、自動車々庫工事等を同市青沼町の河野工務所（責任者河野平市）に請負はせ同工務所の手で工事が始められた。

一方同人の換地を受けた紅梅町の旧官舍跡の処分について最初同人の現在経営しているオリオンパレス映画館を同所に移し、映画館跡を商店街とする計画を立てて見たが、経費の面からも移築許可の面からも不可能ということになり、次に同所に観光ホテルを建築しようと考えたがこれ又、地元民の反対に遭つて断念し、同所を商店街にすることとし、その敷地の中に、幅十四尺の丁字形道路を設け、その殘りの土地を四十三に分割し、共同経営の商店街向貸店舗を作る計画を立て、昭和二十三年二月初頃から、参加希望者を求めたが、その敷地の中既設道路に面した部分のみ十坪宛十名位の應募者があり、それぞれ権利金坪五千円で契約する事が出來たが、既設道路に面しない部分に対する希望者がなく、同年四月頃になつて、檢事官舍の建築前渡金が不足した爲河野工務所より工事中止の通告を受け、一方池田檢事正からは工事を督促され、結局旧官舍敷地の分讓を急いで、官舍の建築費を捻出しなければならぬ必要に迫られて、上村の知人の進言に從い、同敷地に前述の丁字形道路の他に敷地の中央部に

ロータリーを設け、尚西北の一角地七十坪に甲府市内の有名専門店並にメーカーの出店する百貨店を作る計画をし、右百貨店敷地七十坪以外の土地合計三三一・五坪を二十九個所に区分し、既に分譲済のものを除き坪一万五千円乃至一万円で分割譲渡し、当時入手した現金二百八十余万円の中から、検事官舎建築費用を支弁したのである、尚右の中三一・五坪を上村自身の店舗用に充て、一〇坪を同商店街の事務所用に充てている。

上村がこの敷地分譲によつて現在迄に得た収入は、三、〇三三、二五〇円であり、自家用及び事務所用敷地として保留した部分を坪一万円と評價し百貨店敷地用七十坪に付将来株式組織とした場合上村において三十万円としての現物出資を希望すると述べている点を加えてその全収益は三、七四三、二五〇円である。

昭和二十三年十二月河野工務所との精算において合計金二百十五万円を支出した。その内訳は次の通りである。

一、金三十万一千二百七十五円　検事正官舎移築費
一、金百二十五万八千円　検事官舎（各々一八・五坪）四棟新築費
一、金十八万円　自動車々庫附運轉手住宅（十二坪）新築費
一、金二十二万円　官舎周囲板塀建築費
一、金十四万五千円　排水埋立工事一式費
一、金四万五千七百二十円　災害保険料雑費等

以上の外朝氣町敷地齊地費二万五千円を支出している。尚紅梅町敷地の関係としてその齊地、取壊しに十五万円、道路排水工事に十五万円を投じ、以上の全支出を合計すれば三、一七五、〇〇〇円となる。

右收支を比較すれば、上村において四八八、二五〇円の收入超過となるが、将来上村が区劃整理委員会の價格評價の決定によつて、換地清算徴收金を支拂わねばならないのであり、それが何時現在の如何なる額に決るかも不明であるが、

甲府稅務署の評定價格によれば、

旧官舎敷地　一四〇、五一〇円
新官舎敷地　五二、九〇五円
その差額金　八七、六〇五円

となり

日本勧業銀行甲府支店の評價によれば昭和二十二年九月末日現在評價額

旧官舎敷地　一、七六三、一九〇円（坪三、〇〇〇円）
新官舎敷地　三三六、六六六円（坪二八〇円）

でその差額金一、四二六、五二四円となり、

又昭和二十三年九月末日現在評價額

旧官舎敷地　四、九九五、七〇五円（坪八、五〇〇円）
新官舎敷地　九六一、九〇四円（坪八〇〇円）

でその差額金四、〇三五、八〇一円となるのであり、尠くとも上村が多額の利得をしたという事実は認められない。

8　池田検事正は上村から物を貰つたか。

池田検事正がこの契約に関連して、上村から物質的贈與を受けておるという噂があるので、調査したところによれば、同市在住の某は上村の命を受けて、昭和二十二年四月頃から十月頃迄の間に、白米一斗宛三回、大根五十本薪五把、酒二升宛三回を紅梅町の検事正官舎に届け家人に渡したことがあると述べているが、その点に付池田検事正及び上村は極力之を否定している、又右某の言によれば、同検察廳次席検事池田貞二に対しても同様上村の命により、昭和二十二年中白米二三斗、餅等をその自宅に届けたといい、池田貞二検事は餅については届けられたことはあるが、直ちに返却し、白米については否定している。その他将来における利益の供與の約束の有無について調査したが、その点の事実は認められない。

又上村が、池田検事正の提唱する少年保護事業財團法人國際少年の町に対して百万円の出資を約束している事実があり、此の点は、池田検事正も上村文一も認めているところであるが、此の出資が池田検事正に対する官舎敷地交換問題の謝礼の意味からなされたものではないかとの点に付て、右の所謂出資は、敷地交換問題の後に生じた事実であり、本件調査の当初においては、上村は百万円の寄附の約束をしたと述べていたのであるが、その後これを寄附ではなく、出資の形式であると訂正した、そして、その履行は、時に應じて、機械器具等の現物出資や労力出資をも含み、國際少年の町は巨大な縣有林の低廉な拂下げを受けているので、木材の伐採、搬出、製材、賣捌に経験のある自分が、之に参劃すれば将来必ず相当な成績を挙げうる確信があり、その事業経営から生れる收入によつて、所期の少年保護事業を完全に遂行し出資も返済し得る見込があると上村は述べている。同人は、その事業面に深く関與する希望と決心をもつておることが認められ、同人の事業経営の才をもつてすれば、あながち、同人の独善的言辞ともいい去り得ないものがあるが、前後の事情も彼此考え比較して、一面多分に検事正官舎敷地交換問題についての池田検事正の好意に報いる意図の下になされたものと認めざるを得ない。

尚本件交換問題の事務に深く関與して元甲府地方検察廳二級事務官名取忠雄が公職追放により昭和二十二年十一月退官するや、池田検事正の斡旋により上村文一の使用人となり、月給五千円を給せられ、その際上村より名取に対して住宅一棟を新築贈與する約束をし、昭和二十三年十二月之を履行したという事実がある。

名取忠雄は一巡査より身を起し、累進して山梨縣警視となり、山梨縣刑事課長、縣下各地の署長を歴任し、昭和二十二年二月、池田検事正の熱心な勧誘と推せんによつて、同縣日下部警察署長より、甲府地方検察廳二級事務官に轉官し庶務課渉外係として、検事正の帷幄に参じ、官舎敷地問題にも事務上の折衝を主として担当したものであり、後述財團法人少年の町の理事としてその事務をみ、法律専門学校設立準備の計画にも全面的に参與し、所謂腹心の部下の観があるのであるが、その警察署長在職中の日本武徳会関係のため追放指定を受け、昭和二十二年十一月退官の余儀なきに至つた。

池田検事正は之に対して、非常に同情し、自己の責任のようにも感じ、一面又、その才を惜しみ、目下進捗中の、少年の町、法律専門学校、敷地問題等についても引続き従来の経緯を熟知する同人をして、その事に当らしめようと考え、敷地問題以来頻に親交ある上村文一に事情を打明け、名取を上村の事業全般の相談相手的役割を受け持つものとしての事務員に採用方を申入れ、兼ねて少年の町法律専門学校問題についても引続きその事務をみることを頼んだ、上村は之を承諾し、その頃としては相当高給である月五千円を給することを約している。

その後昭和二十三年十月頃における取調の際、上村は名取は二足の草鞋をはいているため、自分の事業のためにはさしてプラスにならぬ。そうした者の爲に昇給ということは考えられぬと不満の意をもらし、名取は、少年の町法律専門学校の事務をみることは当初からの約束である。自分としては全力を挙げて上村のために盡しているつもりであ

るが上村はこれを、それ程に評価せぬ、給料は依然として月五千円である、その他に一文の手当もない、これで親子五人が生計を支え得ると考えているのであろうかと、これ又露骨に不満の意を表明した、越えて昭和二十三年十二月上村は、甲府市壘町十二番地宅地六十六坪と、その地上に木造平家建、建坪十七坪五合の家屋一棟を新築し、右土地建物を名取に贈與し、名取は同建物に移り住んだのであるが、上村の述べるところによると、名取が娘に婿を貰うから、新築を急いでくれとせかされ、初め考えていた自家保有の用材を用うる暇もなく、全部建築屋に請負はせて建築したがその支拂が二十五万円で附属設備は全部その外であるといい、上村名取両名共当委員会において、建物新築贈與の件は昭和二十二年十一月、退官して上村に雇われる際の條件で、名取の過去における名声、手腕力量を買い将來これを充分発揮して貰うためであると述べているが、前記両名の各不満の意のあることと考え合せて暫らく疑いなきを得ないところであり、又池田檢事正は当委員会において、右建物贈與の件は右建物の出來上る頃迄知らなかつたと述べているが措信し難い。

以上の各種の事情から観察して、上村は敷地問題に関し池田檢事正に対する謝意を、同人の申入により同人の腹心たる名取の屋入れ、名取に対する住宅の贈與という形で表現したと認めざるを得ない。

9　社会的反響についての認識の有無

池田檢事正が上村とかかる契約をなすについての社会的反響の認識の有無について調査したのであるが、上村は前述の如く経済事犯で昭和二十二年六月十六日罰金十万円懲役八月の判決を受け三年間右懲役刑の執行を猶予されているものであり、且つその事犯が所謂闇事件であることと、終戰後風雲に乘じて一躍巨万の富を作り、甲府市の中心に乘り出して映画館を経営して世人の注目の的となり、右映画館の経営についても嘗ての共同出資者、共同経営者よりその間に非行ありとして著しい反感と嫉視を受け、又一部の世人からは右闇事件と、戰後成金の事実を結びつけての闇成金と蔑視され、甲府市内に一妾を蓄えおることと合せて、一部の市民から相当の不評を買つている男である。執行猶予者の保護観察の任にあり、且つ犯罪又は其の嫌疑に付特に潔癖を世人より期待し要望されている檢察当局の主脳者として、判決後数月も出ないのに、かかるものを相手として、この様な取引をすることは、世の批判の対象となり疑惑を招く虞のあることは充分考え得られるのであるが、池田檢事正は、如何に前科があり執行猶予中の者であつても、全く改心しているものは一般人と同様に取引しても何等憚らず契約そのものに不正さえなければ構はないといい放つていることは、かかる相手とかかる時期に取引する事が世の疑惑を招くことの認識について充分でなかつたものというの外はない。

10　本項の結論

紅梅町の官舍敷地が官舍としての立地條件上不適当であり、他に移轉することが附近の住民、甲府市当局から要望されていたことは事実であり、当時檢察官の住宅難が深刻であつたことも充分諒察出來る。かかる際に檢事正として、その官舍を他の適当な場所へ移轉し、交換土地の益差に相当する分として交換対者をして檢察官官舍を新築寄附せしめることは、時宜に適した処置であるが、その方法と、その交換対者の選択については、経済事犯就中物價統制令違反等の所謂闇事件の瀰漫している現時において、犯罪捜査の職責をもつ檢察当局の主脳者として万全細心の注意を拂い些も世人の疑惑を招くようなことがあつてはならないし、又世人の疑惑を受けている人を対者とすることを避けなければならない。本件において紅梅町の官舍敷地は附近住民が町の繁栄のためその立退きを望んでいたばかりでなく、密かにその入手方を希望していた者もあつたことが看取されるし市当局としても、その立退きを要望しながら、檢事正官舍なるが故に、その申出を躊躇していたことは先に記した通りである。恐らくは市当局と相談したら本件と同じ條件で事が成立したであろうと思われる。

本件において交換対者が上述の如き人物上村文一であるが故に世人の疑惑を招き、後述の事件と関連して檢察の公正迄も疑われるような事態に立至らしめたことについて池田檢事正のとつた処置に対し遺憾の意を表せざるを得ない。

本件によつて上村文一が巨万の利得をしたとかするであろうとかいう噂は予約時の單價紅梅町敷地坪三千円位の評價のものが上村の手から第三者に対し坪一万円乃至一万五千円で分譲されたことから生れた近視眼的計算になる噂に過ぎず、結果は甲府市の評價決定による迄未定であるが、事は上村の当初の志とも相違し或は上村の相当な損失とならんとも保し難いことは既述の通りである。これを当初の予約即ち両地を無償で交換し、移築、新築分を無償で寄附する内容としても、当時の計算として、世間がいう程の巨額の利益が上村に得られるということにならぬことも既述の通りである、ただ右予約当時、現実の金銭的利益は別として、将來経済上の利益を獲得することは予想せられ、上村が非常に喜んだことは事実であり、甲府市目抜の場所、繁華街の中心地にオリオン（これは上村は三人の兄弟がありオリオン星座の三星になぞらえて名付けたと上村は述べている）商店街を形成しオリオンパレス映画館の繁栄と相まつて大実業家として雄飛する日を夢想したに違いない、その感激が少年の町への百万円の寄附となり唯々諾々池田檢事正の請を容れて、月給五千円住宅一棟贈與の好條件で追放辞職の名取忠雄を事務員として採用したものであり、孰れも右敷地問題と密接な関係があるものと認めざるを得ない、この意味において、池田檢事正の顔が利いたわけであり、甚だ遺憾とするところである。

第三　山梨法律專門学校設立問題

1　概要

山梨法律專門学校は昭和二十三年八月財團法人の認可を得たものであるが、同年一月頃、池田檢事正の提唱に依つて設立計画が進められ、同檢察廳からは次席檢事池田貞二、民間からは、山梨製糸協会代表者中村源太郎、山梨衣料統制協会代表者浅川隆次郎、甲州貨物株式会社代表者浅川彦六、山梨縣東八代郡祝村大島利元、同縣農業会長川口藏次郎を理事とし、池田檢事正は自ら理事長となつているものであり、その目的及び事業内容は、新憲法の精神に則り、民主々義的教養ある國民を養成し、新法制の普及に因つて、民主的平和日本建設の礎石たるべき者を養成することを目的とし右目的達成の爲修業年限一ヶ年收容人員三百名の右学校を経営するものである。

2　設立の動機

本校設立の動機は、全く池田檢事正の発案になるものであるが、終戰後巡査の不足の爲、その教習期間が三ヶ月の処を一ヶ月位で教習を終了させ直に実務につかせる状況で、一般に巡査の素質が低下しており、その向上をはかる必要があり、又一般にも法律知識を普及して檢察事務官等を志望せんとするものに法律の基礎知識を備へさすこと

を適当と考え、知事、市長等にも相談し、その賛成を得て、自ら中心となり、率先して設立する事と決定したのである。

この設立の動機につき、池田検事正自ら校長となり退官後の職につきその準備をしていると云う噂があり、山梨法律専門学校設立趣意書と題する印刷物と同時に印刷配付されたと思われる、役員名簿に理事長兼学校長池田九郎とあり、当初自ら理事長兼校長たらんとしたことが看取されるが、その後感ずるところあつてか、その考を変更したものの如く、その言によれば、学校教育は宗教による精神教育が重要であると考えるから、カトリック派の神父チマチ博士を校長に招きたいと思つて同氏に対して交渉して大体その内諾を得たといつているが後記の如く、法律専門学校に対する同人の非常な力の入れ方等から見ると、右噂の如き考慮が全然無かつたとは云い得ないと認めざるを得ない。

3　施設

山梨法律専門学校の施設としては甲府市二十人町に敷地一、三〇〇坪を購入し、建坪一五〇坪の木造平家建校舎を建築中で略ぼ完成している。その敷地は前所有者浅川隆次郎より購入したものであるが、時価坪六百円相当のものを坪四百円で譲り受け代金中十五万円を支拂い、残額は未済である、校舎は右浅川隆次郎の紹介により、同市光建材株式会社が請負つて建築したが、建築費坪一万円で合計一五〇万円の予算である。

昭和二十四年四月一日から生徒を募集する予定であり、教授講師等は未定であるがそれ迄には選ぶ運びになつている。

4　設立資金

右設立の資金は一般民間人から募集した寄附金に依存したものであるが、池田検事正を中核とした理事会の方針として、山梨縣内有志より一〇〇万円同縣出身東京方面在住者有志より二〇〇万円を目標とし一口十万円と五万円の二種に分けて、募集する方針を立てたのであるが、東京方面からは地元の募集割当金額の倍額の割当をされた事について、異議が出たがその中縣内の寄附が意外に多く、三二九万円に達したので東京方面の方は、未着手のままになつている。

縣内の寄附金募集の方法は、縣内を四地区に分けそれ〳〵理事がその地区の責任者となつて、前述の如く一口十万円と五万円とに分けて、募集に当り、一方池田検事正以下検事団及検察廳関係者も法律専門学校設立並に寄附募集の主旨の陳弁に努めると共に、実際に、寄附募集もしたのであるが、その寄附応募者は次の如くである。

山梨製糸協会代表　中村源太郎　一〇万円
山梨衣料縫製協会代表　浅川隆次郎　五万円
同　浅川隆次郎　一〇万円
同　青柳喜正　一〇万円
同　甲府市山田町　一二四万円
同　同市二十人町　一〇万円
同　同市二十人町　一〇万円
同　同市和田平町　一〇万円
同　同市日向町　一〇万円
同　同市若松町　五万円
同　同市八日町　一〇万円
同　同市東二條通　一〇万円
同　同市八日町　五万円
同　同市橘町　五万円
同　北巨摩郡韮崎町　五万円
同　同郡同町　五万円
同　同郡同町　五万円
同　同郡同町　五万円
同　甲府市橘町　五万円
同　同市山田町　五万円
同　同市若松町　五万円
同　東八代郡祝村　一〇万円
同　同郡同村　五万円
同　東山梨郡岡部村　一〇万円
同　甲府市宗町　五万円
同　同市綠町　五万円
同　同市上連雀町　一〇万円
同　同市穴山町　一〇万円
同　同市城屋町　一〇万円
同　同市善光町　五万円
同　同市住吉通　五万円
同　同市伊勢町　一〇万円
同　同市西二條通　五万円
同　南巨摩郡増穂村　五万円

しかし、これについて検察廳が陣頭に立つて寄附募集に従事し、その方法も池田検事正が縣内の資産家、新興財閥等を指名し、寄附を求め、又前科のあるもの、又は経済事犯をなす虞のある者等で検察廳に対して、後暗い人々に呼びかけているとの噂がめり、調査したところによると、右の中雨宮尺一、石川長七、野澤要、清水龜太郎、堀内寛、渡邊益貴、海沼栄祐、大島利元、新田啓甫は何れも刑事事件に触れたことのある人々であり、その他にも種々噂されている人も多いのである。

右に付池田検事正は、慎重の上、金持は全部叩けば埃りの出るものばかりであるが、出来うる限り検察廳の厄介になる様な人は避けたと云つているが、右の如く、送検された事のある人々の名を列ねられ、風評のある人々が多いという事実に徴すると、池田検事正の拂つたという考慮も疑わしい。

又それ等の人々に対して名指しで寄附を求めたという点に関しては、池田検事正は極力之を否定しているが、名指しとまでは行かなくても、大体の見当をつけて個別交渉をしたことは窺われるのである。

校舎敷地の提供者である浅川隆次郎は、終戦後指頭した新興財閥の一人であり、縫製を業とし、戰時中軍発註の軍服類の製作に従事し、終戰当時多量の軍用衣料等を保管していた等の事実もあり世人から終戰後の資産数億と評せられ、相当疑惑の眼をもつてみられ、種々の悪評を立てられているものであるが、甲府地方検察廳次席検事池田貞二が、同人の家作に入つているという関係もあり、同学校設立のため十万円を寄附した外、前記の如く校舎敷地一、三〇〇坪に付市價坪六〇〇円のものを坪四〇〇円にて提供し、その代金中一五万円を受け取つただけで、残りは未拂のままであり、又次に述べる少年の町に対して一五〇万円の出資をしているのであるがこの慶検察廳は浅川の関事件を闇から闇に葬つているという街の噂もあつて調査したが、浅川隆次郎には、かつて刑事々件として問題になつたものはなく、ただ前後三回に亘り約九十万円相当の繊維品の盗難に遭い、その都度警察署に届出で、その事実が新聞等に報道せられ、一部の者より浅川は盗難に遭つたと称して繊維品の横流しの帳簿上の口実を作つている

海沼栄祐
渡邊儀一
室井醇一郎
雨宮尺一
廣瀬要三
山梨交通株式会社代表　河西俊雄
甲州貨物株式会社代表　浅川彦六
大昭和製紙会社出張所代表　赤羽久雄
横内要
五味吉郎
秋山敬二
大久保源弘
櫻井省七
大島利元
齋藤新吉
龍田ゴム株式会社　清水龜太郎
渡邊益貴
新田啓甫
矢崎秀三
石川長七
野澤要
堀内保
清水喜孝
堀内寛
入原本店

との悪評も放たれたこともあつたが、その後警察署の捜査によりそれ〴〵窃盗犯人が逮捕され悪評が晴れたという事実もあり、検察廳で同人の事件をもみ消したという事実は認め難い。

同人の言によれば、同人は池田検事正等の主唱する主旨に賛成して何れも自ら進んで寄附又は出資したものであると述べているが、前記寄附者中、かつて商工会議所又は既設の学校等で寄附を懇請した際、にべもなく拒絶して之に應じなかつた者もあり、寄附者の中には、検察廳の勧誘に從つて寄附しておけば、何かと便利なこともあろうという見地から應じたものもおることは認められる。

5　寄附金募集についての認識

検察廳が主唱して、その職務外の事に関し、寄附を募ることについて、これによる社会の反響についての認識があつたかについて調査したが、池田検事正は法律専門学校の設立は、その主旨が、山梨地方の文化開発にあるから、その主旨に賛同するもの多く、特に寄附を集めて廻る必要もなく、その主旨、計画を説明しただけで、独りでに集つて來た淨財であり、その淨財の寄附を受けるについては何等考慮の余地もないと思つていると述べているが、若し、これが検事正池田九郎ではなく池田九郎個人として、この主旨の下に、寄附募集を提唱した場合に、果してこれだけの募金が集つたかを考察する時、思ひ半に過るものあり、且つ現在既設の官公私立諸学校の募金募集の例に徴し、果してこれだけの金額が池田検事正の言う如く易々として得られたとは到底考えられない、畢竟検事正又は、検察廳を背景として集る金であり、從つてこれに伴う、社会的反響並に将來検察事務の運営の上著しくその処理に困難を來す事態やや難い事もありはしないかという点の顧慮が当然拂はれ愼重に扱はれなければならないのにこの点の認識を全然欠いて、只漫然淨財であるとのみ考へ、寄附を受けたということは検察官としての心構へに欠くるものがあると断ぜざるを得ない。

第四　國際少年の町天使園の設立問題

1　梗概

國際少年の町天使園の構想は検事正池田九郎の発案によるものであつて、目下設立準備会を組織しその実現に努めているものであるが、池田検事正はその準備会の理事長となり、同人の妻、淺川隆次郎、上村文一、青柳喜正等を理事として、屢々甲府地方検察廳の検事正室に理事会を開いており、その事業内容は虞犯青少年の收容保導を目的とし、併せて海外引揚者、失業者、寡婦、孤兒の救済をも図り、端牆山々麓に收容施設を作り、同地の恩賜縣有林二、四〇〇余町歩原木一〇〇万石余を山梨縣当局より拂ひ下げを受け、製材、木工事業、開墾、同地域にある旧松平牧場跡に牧畜業、山産物並に端牆山一円に埋藏されている鉱物の採掘等によつて、他から援助を受けない、自立した保護施設を経営し、その教化の爲カトリック教会堂の建立並に同教の修道院の開設等を計画している。目下その第一期工作として同地に約三十坪の山小屋を建て、約四十万円を費して電燈線並に動力線の導入を終え、製材工場を建設中である。

2　設立の動機

國際少年の町天使園設立の動機は池田検事正が甲府地方検察廳に赴任直後、同人が以前に保護係検事としての経験もあり、その宗教的考へ方から保護事業に興味を持つていたので管内の保護施設の視察をしたが、思わしい施設がなく適当な保護施設の必要を痛感し、その場所の撰定に腐心していた。

縣内の富士山麓、大菩薩峠の麓、同縣白河の上流等に候補地があつたが何れも、その地の資源が乏しかつたり地元民の反対に遭つたりして、実現を見ない中に、端牆山々麓の現在地を入手することが出來て、その計画が急激に具体化するようになつたのである。

3　資金

開設資金は土地を入手してみると、地理的にも辺鄙であり、多期は寒冷の地であり、地域も廣大である爲、理想的な施設となすには莫大な資金を必要とすることを知り、予て池田検事正は收容者の教化の爲、宗教の力を利用しなければならぬと考えていた矢先きであり序にカトリックの資本の導入を請い、一時はカトリック文化教会の手で端牆山を開発しカトリックの文化施設を作り、それに便乗して保護施設を作ることを考え、折柄來朝中のフラナガン神父が視察激励したこともあり、同教会関係者の現地視察等も終えたが、その後同教会の内部に分裂を生じた爲、同教会の手では実現不能となり、その計画がそのままドンボスコ教会から横浜教区の手に移つたのであるが、その間にカトリックの方では同地の開発が出來てからでなければカトリックの入殖は出來ないということになり資金も出ないことになつた。然しその当時既に新聞等にも屢々右の計画の概要が書き立てられ、その計画が宣傳されていたので、引込みがつかなかつたという事情もあつて結局自らの手で開発しなければならない事となり、理事会の結果、将來、運営の如何によつては充分採算の取れる事業でもあるというので、理事の共同出資によつて始めることとし淺川隆治郎一五〇万円、上村文一一〇〇万円、青柳喜正五〇万円の出資を決定し将來少年の町から收益が上る様になつたら返済するという事にした。その中淺川の一五〇万円と青柳の五〇万円は現金で出資し、上村の一〇〇万円は時に應じて必要な機械資材等の現物出資又は労力出資ということになつている。少年の町についても池田検事正は有力者から寄附を集めているという噂があつたが右以外の者から寄附を募つた事実はない。

4、検事正の個人的野心との噂について

少年の町の開設は池田検事正が退職後の終生の事業となすために目論んだ事業であるという噂があるので調査したが、同人はこの噂を否定し同人は退官後の爲に郷里熊本に家屋も購入してあり、沖繩で一度死んだものと思つているから敢て死場所を選ばないといつているが、一方同人は瑞牆山の事業こそ同人の終生の事業といい、又同人が前述の沖繩で死線を彷徨つている中に得たインスピレーションは神が同人にこの事業を完遂さす爲に與えたものであると思うといい、瑞牆山の頂上に大十字架を建て、而もその柱の四つの尖端に四個の反射鏡を取り付け、千里の外からその十字架を仰ぎ得る様に作り度いと語り、又同区域の最も快適な場所に墓地を作り度いと述懐している事実よりみれば、同人の退職後の事をも考慮して瑞牆山の開発に着手した事は、窺うに難くない。

5　検事正の轉任拒否の事実

池田検事正が轉任の交渉があつても瑞牆山の事業が完成する迄は、同地を動かないといつて應じないという噂があつて調査したが、この点東京高等検察廳佐藤検事長の言によれば、正式に同人に対し轉任の交渉をしたことはないが、同高等検察廳一瀬検事が同地に出張した際に同人が少年の町の事業が完成する迄は轉任しない様に同検事長に話して貰い度いという傳言をした事実があるといつている、又池田検事正は屢々、甲府赴任以來相当長期になるが、一度も轉任の交渉のあつたこともなく、検事正としては古参の自分に対して、法務廳のそうした態度は不都合であると述べているが、一

方當ての檢事正会同の際に東京高等檢察廳の窪谷次席檢事に対してこの事業を完成する迄、當分移動し度くないとの意思を告げている事実もあり、同人はこの事業の完遂迄は同地を去り度くない希望を持つていた事は充分窺い得る。

6　本項の結論

國際少年の町天使園の設立はその主旨そのものにおいて、刑事政策及び社会政策的見地から充分意義ある事業であるが、その資金について関係者は或は寄附金なりといい、又共同出資なりと訂正し、必ずしも、明確ではないが、仮に、共同出資であるとしても淺川隆次郎の出資金一五〇万円は同人の言によればその所有の土地家屋を担保に山梨中央銀行より日歩二錢八厘の利息で借用し出資したものであつて、池田檢事正もその間の事情をよく知つておる。

同人の職業は被服縫製業であり少年の町の事業内容とは全然関係なく、保護事業について別段格別の関心を持つているとも考えられないのに、只池田檢事正より、その設立の主旨の説明を聞いてそれに共鳴し純粋な氣持から出資したと述べているが、その出資金の返済期について確たる見透しもなく最悪の場合はその返済を受け得られない場合も予想されるのに年々一五万三千三百円の利息を拂つて迄出資している点について事業そのものに対してよりも、むしろ池田九郎の檢事正としての地位に対して同人の業態から万一事犯を惹起した場合の爲の備えという意味も含まれていた事が窺い得ないでもなく、將來檢察事務運営上やり難い場合の起ることも考えられ、檢事正の立場としてかかる出資を受ける事は適当でない。又官吏が退官する場合には、退官後の身の振り方の工作をして退官するという批難のある時、檢事正の地位を利用し土地の資産家の出資を仰ぎ自己の退官後の事業の意味も含れている事業に熱を傾ける余り任地に留る事を希望し、世人をして檢察の公正に疑惑をいだかしめたことは遺憾である。

第五　結論

本調査事件中、第一の檢事正官舍敷地交換問題につき池田檢事正の執つた処置については其の間に不正な意図も、不正な事実も認め得ない、然し第二の山梨法律專門学校設立問題及び第三の國際少年の町天使園の問題については、著しい権力を持つものとして、一般民衆から恐れられている、檢察廳又は檢事正の地位にあるものが、管内の民間のものに対し、その企図する、事業の爲に、寄附又は出資を求めれば、右権力の背景を直感するであろうところの一般民間のものは直ちに要求に應ずるであろうし、こうした事が全國各地の檢察廳、檢事正について行われたとしたら檢察の運営上非常な弊害が起ることは想像に難くなく、ひいては、檢察廳全体に対する威信の失墜を招くこととなるから、池田檢事正の企図した事業はいずれも公共的な事業ではあるが、その運営につき執つた処置は適当でないと、いわねばならぬもので、当委員会は今後とも檢察廳、又は檢事正が主体となつて、寄附募集行爲をすることは絶体禁止すべきものであることを指摘する。

（六）　本庄事件

調査の経過概要

当委員会は本件の調査に当り、先ず昭和二十三年十一月下旬事務当局者を現地に出張せしめて、関係人二十一名の供述聽取及び参考文書の蒐集を爲さしめたる後、当委員会は同月二十七、八日現地埼玉縣本庄町に到り証人二十二名の供述を聽取し、更に同年十二月上旬事務当局者を同縣浦和市、熊谷市、深谷町及び本庄町に出張せしめて、関係人十九名につき供述聽取並びに刑事事件記錄の閲覽を爲さしめ、その結果報告を聽取したる後、更に同年十二月下旬四日間に亘り、事件関係者十一名を本院に召喚して、その証言を聽取し、更に昭和二十四年一月二十八日前記深谷町居住の証人につき臨床訊問を爲し、その間別に法務廳より関係事項の調査報告書の提出を受け、数回に亘つて委員会を開き愼重且詳細なる調査を経て下記の結論を得た次第である。

第一　本庄町の繊維機業について

埼玉縣兒玉郡本庄町は利根川を挟んで約一里の近くに、伊勢崎銘仙の原産地である群馬縣佐波郡豊受村を擁する繊維機業の盛んな町であるが、伊勢崎銘仙その他の製織は農閑時を利用する村人等の手機勤労に俟つ極めて原始的方法に依るもので、本庄地方の繊物生産業者は一般にこれらの農家に賃織を依頼し、生産品を蒐めて販賣する方法を採つている、併し正規ルートに依る生産販賣のみでは利潤薄く経営困難であるから、百二十軒を数える同地方の繊維機業者は法網を潜つていわゆる闇ルートに依る営業をしないもの殆どないまでになり、その取扱品の数量から見れば正規のものと闇のもの相半ばする状態に至つた。

かくて本庄町地方の繊維機業者は正規の配給品でない原糸を闇買加工して織物を生産し、正規配給原糸の加工製織から生ずる出目と共に不法の利潤を得て闇賣り横流しをして営業を続けて不当に栄え、町の繁栄にも寄與したのであるが、昨年五、六月來当局の闇取締り厳重となつたため、闇利潤に依存して來た機業の経営は忽ち困難を來たし、昨年末においては税金滞納のため財産差押を受くる業者四、五十を算するに至つた。

本庄町は機業によつて発展したことは否まれないが、同時に亦機業地にまま見られるような社会現象も多く、二三の顔役の意向によつて運営される町政あり、町を横行する賭徒の集團もあつた、しかも警察はただ事なきを希うて取締らんともせず、町民亦これらをあるが儘に任せて改めんともしなつた、これが本庄事件発生までの町の姿であり、町民の生活でもあつた。

本庄町地方における、繊維織物の生産販賣の営業も町政改革の動きと共に合理化され、國の文化に寄與する機運に面している。

第二　繊維の闇行爲に対する警察の取締り態度

本庄町地方の繊維の闇は正規ルートによらない原糸の取引、加工、販賣及び正規配給原糸の加工から生ずる出目の不正取引に現われるのであるが、その檢挙は、原糸、製品の運搬を途上で檢問する方法で行われる。本庄町警察署は繊維の闇は、従前は殆どこれを看過し、昭和二十三年五月小此木一二の銘仙の闇事件の摘発されるまで、殆ど檢挙の例がなかつたのであるが四年春巡査部長川村亀壽が同署に着任以來、この弊風を改めんことを決意し、断乎その摘発に乗り出した結果、記者クラブ発会式のあつた日以後は、左記のような事件の檢挙を見るに至つた。

檢挙年月日	罪名	被疑者の住所氏名	犯罪の概要
昭和二十三年六月十五日	衣料品配給規則違反	兒玉郡旭村　荒井計二	京都方面に闇賣りの目的で銘仙十六反を本庄駅まで搬出したもの
〃	〃	本庄町本町　萩原　弘	大阪方面に闇賣の目的で銘仙十反を本庄駅まで搬出したもの
〃	〃	本庄町宮本町　齋藤太郎	銘仙十反を京都方面及び熊谷の笠間喜平に闇賣りしたもの
〃	〃	佐波郡豊受村小此木傳藏	無檢査銘仙九反を東京方面へ闇賣りの目的で同村坂本幸夫に所持せしめたもの
昭和二十三年六月十八日	衣料品配給規則違反	本庄町七軒町　橋本荒治	銘仙六十四反、木綿八反を同町青木慶十郎に闇賣したもの

八月十日	指定生産割当規則違反	佐波郡豊受村菊地篤二	原糸十六反分を闇ブローカーより買受け、闇加工の目的で所持したもの
八月二十三日	衣料品配給規則違反	本庄町本町金井織作	銘仙四十反余を熊本縣三角町吉田秀子に闇賣りしたもの
〃	〃	本庄町七軒町青木慶十郎	銘仙六十四反木綿八反を同町橋本荒治より闇買し九州方面に送つたもの
二十五日	〃	高橋岩雄	柄紡ダブル巾一八〇碼を愛知縣にて闇買し本庄駅迄持つて來たもの
二十七日	〃	本庄町照若町大谷嘉一郎	柄紡九〇碼を高橋岩雄より闇買したもの
二十八日	〃	本庄町七軒町小此木一二	次項に詳記する事件の一部なり
三十一日	蚕糸業法違反	兒玉郡藤田村松本要八	屑繭十一貫五百匁を池田留吉に闇賣したもの
〃	〃	本庄町本町池田留吉	右の屑繭を闇買したもの
九月九日	〃	本庄町宮本町中村國吉	屑繭二貫五百匁を七本木村井戸某より闇買したもの
十一月十八日	臨時物資需給調制法違反	千葉縣松戸市川上久治	銘仙十六疋、足袋二十三足、白絹二疋、セイター十四枚を闇買し本庄駅迄運搬し來たもの
十一月十七日	〃	大里郡八基村関口國雄	新品衣類五十八点を闇賣りの目的で東京都より持參したもの
〃	〃	本庄町本町石橋松藏	靴下十二足、シャツ二枚、手拭六本、ネル二本を闇賣りの目的で所持していたもの

繊維の闇行爲に対する本庄町警察署の取締り態度が急変したのは小此木一二の銘仙の闇事件が偶然摘発され、（五月二十七日）同人において後記の手段で新聞報道を阻止しようとした（六月十五日）ことに刺激された結果と認められるか、小此木一二本人に対する聽取りは豊受招宴（七月十四日）の後七月二十二日に至つて始めて開始されたもので犯罪の捜査敏速を欠いだ憾みあり、本庄町警察署のこの態度は直接には署長に繊維の闇行爲取締りに一定の方針なく、むしろ不檢挙方針を持したためと推測されるが、その因て來た事情としては同署が予て町の有力者の組織した警民協会から署員の宿舎、什器の寄附を受け、公式宴会費の支弁を受け又同協会事務理事大石和一郎に依頼して釈放被疑者の身柄の引受け、帰郷旅費の支弁就職斡旋、保護團体への引渡など爲さしめた関係上、町の有力者で同協会との関係も深い小此木一二その他の繊維機業者の闇行爲に関して積極的檢挙の方針を採り得なかつたことが指摘できる、又繊維の闇行爲を檢挙することは町の花形産業である機業を衰微させ町の繁栄を奪う結果を慮り帰趨の判断に迷うたものとも推察される。

併し闇取締りの國家要求と、町の繁栄維持との衝突に警察本來の使命を誤るが如きはそこに何等利己心の動きなしとしても職責を解さないものと云うの外なく、更に町の有力者との情実関係から職責遂行を怠つた点はその任に堪えぬ者の行爲と云うの外ない、その責任者の地位に在る大泉署長が本庄事件において非難された理由は他にもあるが右の職務解怠を突いた町民の非難は的を外れていなかつたと云える。

第三　小此木一二の銘仙闇事件の摘発（附記、新聞報道阻止の試み）

小此木一二は豊受村の出身で本庄町に居住銘仙機業を営み町会議員であつたが本庄事件で町会議員の職を辞したものである。

本件の闇行爲はいずれも自己生産の銘仙を配給割当公文書と引換えないで他に販賣し又闇賣の目的で所持したもので左に表記する通りである。

年月日	販賣先	数量	代金	備考
昭和二十二年十月頃	京都市室町通光舎　中藤恒夫	二十反	二万四千円	この代金は砲金百貫を二万四千円と見積り砲金にて受取る。
十月下旬	和歌山市駅前	中村正太郎	百反	二十二万円
十二月下旬	静岡市人宿町	長谷川勝晴	百反	二十万円
昭和二十三年一月下旬	京都市下京区市原亀之助	百反	二十三万円	
四月下旬	〃	百反	四十万円	
四月下旬頃	前記	中村正太郎	五十反	十一万円
四月下旬頃	前記	長谷川勝晴	五十反	十万円
五月頃	本庄町	渡辺庫三	五十反	八万五千円

八月二十一日頃統制額を超えて京都市山崎久次郎、中藤恒夫と取引の目的で所持（二百四十反）

以上

この事件発覚の端緒は昨年五月二十七日本庄駅員白石健太郎が小此木一二の依頼を受け、銘仙を自轉車に乘せ同駅迄運搬した際巡査に発見されたことにあつたのであるが、白石の供述から小此木一二が従前から引き続き前記の犯行を重ねていたこと判明し、本庄町警察署の手によつて非現行犯として捜査開始の段取りとなつたのである。

ところが、小此木一二は右の事実を知るや、事件が新聞に報道されることを阻止しようとしてその運動方を毎日新聞増野記者に依頼し、同記者が他の新聞記者等と懇談の便に供するため、記者クラブ発会式の宴席を豊受鉱泉に設ける手配を引受け且その費用の負担方を約し、妻女をして電話で右宴席を設けることを、豊受鉱泉の女将に申込ませたのである。

一方増野記者は右依頼により六月十五日大場副検事を顧問とする新聞記者クラブ発会式を豊受鉱泉に開き、大場副検事、朝日、読賣、埼玉各新聞記者と共に会合飲食し、宴会の前後に於て増野記者より右各新聞記者に小此木事件を報道しないように求めたが凡ての諒解を得るに至らず、七月二十四日に至つて町警察から小此木事件の発表があり、読賣及び埼玉の各新聞にもその事が報道された、この小此木事件は五月二十七日非現行犯として発覚した後右のような小此木の策動あり、又この事件が発覚したため七月十五日には同人の親戚をも交えて伊勢崎織織工業協同組合主催の豊受招宴あり、七月二十二日始めて小此木に対する聽取が爲されて同月二十四日の警察発表となり、八月二十七日大泉町警察署長より大場副検事宛事件の送致を見、同副検事より田上検事に移送され、九月二十七日公判請求となつたのである。

本庄町が機業の町で機業の盛衰が直ちに町況にも影響することは認められるが町の警察当局その他一部有力者の中に現下の國情に沿うて制定された統制法規を素して猶町の殷賑を図るものがあるならばその無理解は國民の名において責め正さなければならない、本庄町の繁栄は日本の繁栄そのものであるから國民は何人もその繁栄を望んでいる、ただその繁栄が銘仙の闇に由來する場合國民は直ちにこれを是認し得ないのである、銘仙の取引はすでにこれを統制する必要がなくなつたと考える人々でも闇行爲をする前に先ず統制法規改廃の挙に出なければならない、「闇

の自由」は非民主的というよりも反社会的な容態である、偏狭を去つて自由に就き、國家社会の必然に從つて自由を享受する心掛けは民主化への大道でもある。

第四　繊維の闇行爲に対する取締り緩和運動

小此木一二の銘仙闇行爲が前項記載のように摘発されたため、同人及び同人と関係の深い豊受村の機業者等は右摘発事件の揉消し並びに一般繊維の闇に対する当局の取締り緩和を計るため相謀つて、昨年七月十四日豊受村の豊受鉱泉に宴席を設備し、辞を設けて、警察職員、旧関係者その他を招待し、出席者に対し開宴の挨拶として、機業者の営業の実状を告げ、繊維の闇行爲の取締りを寛大にするよう請託した。

これがいわゆる豊受の招宴であるが調査の結果この招宴は、小此木一二の銘仙闇事件の揉消し及び一般繊維の闇に対する当局者の取締の緩和運動として、小此木一二、報織組合理事長板垣長吉、同副理事長靜米門、豊受村公安委員長松波玉藏その他が謀議劃策したもので、会合の案内は松波において担当し、本庄町警察後援会副会長中島宗司と共に警察職員その他に、本庄町、豊受村の各公安委員の顔合せ懇親のため宴会する旨告げて出席を求めたが、主催者が何人であるかは告げなかつた。

招宴の費用は伊勢崎織工業協同組合で負担し、主催名義者になつた。

招宴出席者は

本庄区検察廳	副検事	大場茂之助
	事務官	飯塚康治
本庄地区警察署	署長 警視	栗原茂三
	次席 警部	小室亥三郎
	警部補	安部勝藏
	巡査部長	五名
本庄町警察署	署長 警部	大泉健亮
	警部補	福島祐次郎
	巡査部長	四名
	巡査	四名
本庄町長		中島一十郎
本庄自治警察公安委員		武井要一
本庄警察後援会副会長		中島宗司
朝日、毎日、読賣、埼玉各新聞の本庄通信員		渡邊國太郎
		丸岡六郎兵衞
豊受村	村長	一名
	警察署長	板垣長吉
	署員	靜米門
	報織組合理事長	小關猪之助
	右同 副理事長	田島退助
	右同 〃	
	報織組合銘仙部長	

その他であつた。

開宴の挨拶は主催者を代表して板垣報織組合理事長及び松波前同副理事長が述べたが、その辞中には町の警察官が無差別に銘仙業者を檢問することは業者の重大脅威であるから差別して檢問取締りあり度いと云うこともあつた、併し被招待者代表大場副檢事は招宴に対する謝辞を述べたのみであつた。

この運動の結果は小此木一二その他の機業者に利益をもたらすことなく却つて本庄町警察は招宴の翌七月十五日から続々繊維闇の檢挙を始め、七月二十二日からは小此木事件についても同人の供述聽取を始め、遂に事件を檢察廳に送致し檢察官はこれに対して公判を請求するに至つた。

町の重要産業の実狀について、他の認識を求める場合においても取締り当局者を宴席に招待し酒肴を供してこれに陳情することは違法の行爲で、少くともその方法が秩序を紊す点に於て社会の害を爲すものであるから、本件の運動の如きは凡ての人に依つて排斥されなければならない。

第五　大石和一郎の殴打事件

前項の豊受招宴に出席した朝日新聞本庄通信員岸薫夫の報道によつて、昨年八月六日附朝日新聞埼玉版に「檢事警察官招宴に疑惑、めいせん横流し事件取調べ中に」と云う題で右の招宴は小此木事件揉み消しのために催されたことを暗示するような記事が掲載されたが、大石和一郎はこれを読み相当の反感を持つていたため、警民協会の寄附により改修工事の完成した簡易裁判所及び檢察廳舎の引渡披露宴がその翌八月七日本庄町上町会館で開かれた際、同所に顔を出した、岸通信員に対しあの記事は何だと難詰したが同人が冷然として記事のことなら浦和支局に聞いて貰い度いと答えたのでこれに憤激して矢庭に立ち上り手拳を以て同通信員の頭部を殴打したのである。当時右披露宴席上には大場副檢事その他町の有力者官公職員等多数居つたが、大石の暴行は咄嗟の出來事で制止する隙もなかつたが、この事があつたため、その場に在つた副檢事は困惑の面持ちで同所を去り、岸通信員も他社の記者等と共に同所を去つた。これが動機となつて朝日新聞はその後本庄町のボス、暴力團排除の論陣を展開したため本庄事件発生の源を爲した。

大石の右殴打に対しては八月十四日に至つて岸薫夫から暴行、侮辱、脅迫として告訴があり、暴行罪として公判請求がなされた。これに対して浦和地方裁判所熊谷支部は大石に対する自家製木炭の不法搬出事件と併合して懲役三月、罰金三千円の刑を言渡した。

右大石の暴行はそれ自体基本人権の侵害であり、その公衆の面前で行われた点で個人の尊厳性を傷けたものであり、あの記事は何だと云うて殴打したことは新聞記事報道の自由を害したとも云うことができる、何れも民主社会への反抗であつて、國民の名において弾圧されるべきことである。

更に大石の殴打は後記するように暴力團を背景とするボスの横暴行爲と見られるものであるが、専制を排して個人の自由、尊厳を確保しようとする民主社会において、暴力を以て専制せんとするボスの如きは社会の公敵として徹底的に掃滅しなければならないものである。

第六　暴力團の実体

本庄町において暴力團を以て目すべきものは、河野組、田端組、飯塚組本庄支部及び寄居一家小島組の四である。

(1)　河野組

河野組は表面土建業を装えるも実は博奕の收益で徒食している無頼漢の集團で、その親分河野貞男は元沖仲仕であつたが、終戰直前妻の郷里である本庄町に疎開定住するに及んで大石、田端の博徒と交り、自ら賭場を開帳するに到つた、乾分としては代貸小田茂等約二十名あるも、当時賭場に出入する者は五、六名程度に過ぎない。

同組は一昨年十二月解散を称したが、実質には何等変化なく、依然非行を続け、永らくに亙つて町民憎悪の的であつたが、被害者も後難を惧れて訴え出でず、本庄事件発生後漸く、その二三の悪行現われるに到つた。

その犯行を列記すれば

(イ)　河野貞男は昭和二十二年一月十五日折茂榮壽に金十五万円の借用方を申入れ、拒絶されるや、乾分鈴木初、藤代要、小田茂を語らい同人等三名を折茂方に遣わし、命を貰うより仕方がないなど申向け、該金員を喝取せんとしたが果さなかつた。

(ロ)　昭和二十一年七月十五日高宮英一の指導する本町青年團員が祭礼用の御輿を泉町に担ぎ來つた際、河野貞男は乾分十五、六名と共に、これを

取囲み御輿を下ろさせ、同青年等を道路上に座らせ、高宮に陳謝を求め、乾分藤代要、小田茂をして左右より匕首を突き付けさせて脅迫した。

(ハ)　河野貞男は昭和二十二年九月二十四日予て貸借関係のあつた久保喜三次が博徒仲間の出入を他に漏らし面目を失わしめたとて午後十時過頃二名の者を伴い久保方に到り同人、同人の妻ヨシ及び長男喜四司に対し、その生命、身体に危害を加うるが如き言動を示し「俺も指を切づて先方へ謝罪するのだから金とすれば五万や十万は入る」と申向け、久保の差出した二万円の受領を拒否して、「二万円ではだめだ五万円くれ」と強要し、二十五日零時頃に至つて右ヨシが他より金借して來た金員を合し金五万円を右喜四司の手から受取り喝取した。

(ニ)　河野貞男は昭和二十三年二月十八日頃荻原五三久が河野の乾分平野毛利雄と喧嘩負傷させたことを知り、翌日正午頃乾分二、三名を連れ、伊勢崎市の料亭月の家に到り、同所に荻原を呼び「お前もやくざだがよくも俺の乾分を殴つたな今から身体を借りて行くが帰りには白木の棺に納めて送り返す」と申向けて、同人を自動車に乗せて自宅に連行二階の一室に閉込め、同月二十日迄の間不法監禁した。

(ホ)　右荻原五三久の身柄は同人の雇主小沢榮三郎が島崎繁等と共に河野に陳謝して受取つたが、河野貞男はその翌日伊勢崎市住谷元治方に小沢榮三郎を呼寄せ「この間の事件はものを云わずに済ましてやつた、金が入用だから十万円貸してくれ」「俺は金を借りに行つて恥をかいた事のない男だ覚えて居れ」など申向けて脅し翌二十四日同人から島崎繁を通じて五万円を受取り喝取した。

(ヘ)　兒玉郡北泉村須藤要吉の弟六平が婚約の女内島初の妊娠したのを振捨て、その妹芳江とかけ落ちしたことについて、河野貞男が斡旋し、須藤方から十万円を内島の親に渡すことに和解できたが、須藤要吉が十五万円取られたと云い振らしたため、河野貞男はこれを寄貨として須藤から金員を強取するため内島金吾と共に昭和二十三年七月二十日頃本町酒井さき方に須藤要吉を呼出し、「十万円を、十五万取つたとは何事だ最初の請求よりびた一文も貰けられぬ、二十万円持つて來い」など怒鳴りつけ、拳銃を擬に向け発射し、木刀を以て要吉の頭部、肩部等を六、七回殴打し負傷させたが、金員強取の目的を遂げなかつた(北泉事件といわれる)。

(ト)　河野貞男は昭和二十三年七月二十五日荻原泰善を連れ、予て交遊関係のあつた青柳高一方別邸に到り、同人に金借申込をして拒絶され、病氣見舞として出された一万円の受領を拒んで「貸さないなら貸さんでもよい、俺の方はやることだけはやつてある、考もある」と云うて去り、更に七軒町所在青柳の本邸を訪れ同人の妻琴代に対し「金の話で折合がつかなかつたから都合によつては旦那の体を借りる」など申向けて、金員喝取を企てたるも果さなかつた。

(チ)　尚河野貞男は小此木一二に対して屢々金員を強請したが小此木は河野組の者の出入りを許し、小遣銭として河野貞男に三千円、その乾分上海の鳥事藤代要に三回に亘つて各千円宛與えたのみであつた。

(リ)　河野組の乾分藤代要、小田茂の両名は昭和二十二年十二月四日田端組止宿人高橋辰次郎及び神山喜太郎の両名と賭場荒らしのことより喧嘩口論した末、高橋辰次郎を拳銃にて射殺し神山喜太郎に傷害を負わせた。

(2)　田端組

田端勘九郎を親分とする博徒の集團で、田端勘九郎は本庄町における大親分として町全体を繩張りとしこの道の者は凡て同人の口がかからなければ賭場に出入し得ぬ程の勢威を張つたが、その後河野組の勢力に押されて落目となり、現在においては乾分実弟田端四郎外五、六名常時出入する者三、四名に過ぎない、賭場を開帳しその收益にて徒食し居り、河野組とは相反目の関係に在るも表面に現われた賭場関係の争もなく、他に特筆すべき事件を起したこともない。

(3)　飯塚組本庄支部

飯塚組本庄支部はテキ屋の集團で、越後源清一家飯塚組の流れを酌んでいる、飯塚組の本部は新潟縣三條市に在り飯塚福長と云う者が親分であるが当支部は終戰直後結成されたもので、支部長織茂朔五郎の下に金谷傳等約四十名の團員あり、織茂朔五郎が兒玉郡七本木村に居住している関係上本庄町近郊の農村に團員多く、テキ屋というも常に農民相手の賭場を開帳し、博奕、喧嘩、詐欺、恐喝などを事としている。

昭和二十三年三月三日團員荒川義英の兒玉郡藤田村茂木六郎に対する恐喝。

同年四月六日及び同月二十八日の両回に亘る團員中野保夫、大野谷力造の傳助賭博。

同年四月十八日夜兒玉郡七本木村小林竹藏及び小林源藏に対する團員伊藤次雄、山口彦衛、梅原勘一、葦澤賢太郎外一名の強談及び小林源藏傷害

同月二十日團員内田金作の小林清作に対する恐喝

同年十一月一日團員須藤金次外三名の八州旅館における宿泊料踏み倒し、などがその例である。

(4)　寄居一家小島組

兒玉郡一円を繩張りとするテキ屋、露店商等の團体で親分本木弘次郎以下團員二十名あり、特記すべきはその繩張内において新に露店商、テキ屋の業を営まんとする者に対しては寄居一家小島組へ加盟するか又は場代その他の名義で全員の支拂を強要し、應ぜざる者に対しては脅迫、暴行を加える方法を常套手段としている。

以上の如き暴力團が本庄町地方に存することは町民の脅威であり、憲法の保障する國民の権利の蹂躙であり、日本民主化のため、かかる組織は撤底的に壞滅させなければならない。

河野組が祭例に神輿を担ぎ廻つた本町青年團を土下座させ、寄居一家小島組が露店商人を迫害したような事例は各地の賭徒、テキ屋の團体が、その社会の特権の如く行い來つたことであるが、その繩張りを区域とする專制振りは全然封建制を傳えたもので、かかる集團は日本民主化のため徹底的に消滅させなければならない。

第七　町のボス

(1)　大石和一郎

靜岡縣の生れで尋常小学校二三年の学歴あり、下駄製造業者に丁稚奉公した後今から二十五年程前ヤクザの道に入り東京の中村一家に入り吉原でその代貸をしていたが賭徒狩りに会い巣鴨監獄に拘禁され、出獄後改心家財を賣却して本庄町に移り住み、下駄商を営み多少の蓄財を得たが七、八年にして再び賭博に手を出し、本庄町の大親分田端勘九郎の代貸となつてその繩張りの賭場一部を借受け賭博を本業とするに至つて、かくて大正十二年より昭和十八年六月に至る間に徴兵令違反、窃盗、賭博、常習賭博、賭場開帳等に依つて金刑、体刑合計七犯の前科を重ねた末賭徒の足を洗い堅氣となり、戰争中は醬油粕の製造、戰争後は材木、木炭商を営み、町会議員、司法保護委員、警民協会専務理事を兼ね、資産約五百万円を擁むに至つたのである

が、終戦後間もなく河野貞男が本庄町で無頼の生活を始め、賭徒等間の慣わしを無視して、兒玉郡一円を縄張りとする田端組の諒解を得ることなくして賭場を開帳したことあり、田端組の憤激、殴り込みも予期される立場にあつた際、大石はこれを河野に忠告し、田端組との間を斡旋し、田端組をして河野組の賭場開帳を容認させ、事態を無事に收策したため爾來河野組は大石を得とし、その叔父貴分として立てられるに至つた事実もあり、大石は暴力團河野組をも背景として暴威を以て、町議会を圧し、一方酒食の饗應などによつて警察署、検察廳の職員を懐柔し、事件の賞下げ、身柄の釈放などを請託して勢威を張るに力めていた。

(2) 河野貞男

暴力團河野組の親分として、その力を利用し、前記のような暴力行爲をしている。同人は昭和二十二年十二月河野組を解散したというているが、これは表面をつくろう土建業河野組を解散したものと認められるので前記の実体は前記のように現存しているものと認められる。

(3) 本庄町には、なお、ボス的存在として喧傳される人物に青柳高一、折茂榮壽、吉田三喜哉、小此木一二等あり、これらの者には他の項に掲記したような非行があり、その非行が常に財力を悪用し暴力を背景として爲されたものと認められるので前記の世評が誤つていないことが肯認される。

本庄町においては、暴力ボスの存在自体が町民の自由及び尊厳性に対する圧迫を爲し、民主社会破壊の作用をして居り、警察ボス、検察ボスの存在は更に公共機関の機能発揮について町民の疑惑を招き、國政への信頼感を減少させたことが明認されたが、これらの人々のボス性は基本的人権の保障される民主日本において一日も存続を容認すべきでない。なお、本庄事件に絡んで一部町民からボス視された者数名あり、これらの者については反社会的利己行爲を敢行した事実は認められるが、その非行は必ずしも、その背景を爲す非合法の力を以て他を圧迫した行爲とは認められないので、これらの人々をボスとして指摘するに足りない。又石川一衞、中島宗司等も亦一部町民等によつてボスとして非難されているがこれらの者についてはそのボス的事実を指摘できない。併し反社会的利己行爲は民主社会の発展を害しその生長を止めるものであるから、かような人々に対しては町民今後の厳重な監視、指導が望まれる。

第八　警察署

本庄事件当時本庄町の警察事務は大泉健亮署長以下二十七名の警察吏員これを管掌し、町警察署の管轄に属していない、兒玉郡下の警察事務は國家警察本庄地区警察署において署長栗原甚三以下四十五名の職員が管掌していた。両警察署は同一廳舎内に在り、警民協会の事務室も亦その内に置かれたが警民協会の専務理事大石和一郎は町会議員、司法保護委員であり、副会長中島宗司は町会議員、会計員武井要一は本庄町公安委員であり、理事折茂榮壽と共にいずれも本庄町における有力者で、これら警民協会の主脳者等は公私の用務のため警察署員に近接する機会も多く、ここに本庄事件の原因が胚胎した。

これらの警民協会員は警察に対する同協会の後援の外署員を自宅に迎えて酒肴を供する等それ〴〵その社会上の地位を利用して署員を懐柔願使するに至り、自然右協会員等のボス化を促がし警察に対する刑事事件の賞下げ、被疑者の身柄釈放等に不当の請託を敢てするに至つた。

かかる事態は当然署員の勤務に影響し、殊に大泉署長は町の有力者の鼻息を窺うて、本庄町で半ば公然と行われていた賭場開帳、暴力團の横行を放任してその予防、鎮圧を怠り、正規ルートによるものと相半ばすると云われた繊維の闇の検挙もしなかつたため、暴力團の暴行、強請に悩み警察の爲すなきを知つた町民は漸次警察の腐敗を指摘しその緩怠を非難するに至つた。

巡査が賭場の見張りとした、大泉署長が酔うて路上に寝ていたなどの噂も出た。

賭博の盛んな土地であつたが昨年二月から七月までの間に検挙されたものは一件、繊維の闇亦頻りに行われたものであるが昨年三月半ばから七月十四日までの間に検挙されたものは小此木事件一件のみであつた。

七月十四日大泉署長が豊受の招宴に出席したのは、中島宗司の勧誘によるものであるが、当時は既に小此木一二に対する銘仙の闇事件の取調中であり、小此木等機業者の集会所である豊受鉱泉に招待されてその主催者が何人であるか確めもせず、又宴席において前記報織会長等の挨拶を聞いて、漫然酒肴の饗應を受けたもので、この機業者等の贈賄の情はこれを知らなかつたとするも、同署長はその爲したところから見て、極度の職務懈怠の状態にあつたか或は警察長としての職務に堪えぬ状態にあつたものと云わざるを得ない。

又小此木一二の銘仙の闇事件について後記するように同人は一昨年來引き続き銘仙の闇を敢行し來たつたのであるが昨年五月下旬に至るまで検挙されなかつたことは町警察がその捜査に努力しなかつた結果で、これは銘仙業者の検挙は町の繁栄を妨げる結果を招來することを慮つたためであるが、警察本來の使命を果さなかつたもので、自治体警察管理の責任者である本庄町公安委員会の無能振りと共にこれをここに指摘しなければならない。

警察署が警民協会の如き私設團体の後援を受けることは後援の公共施設に対して爲される場合であつても、後援によつて警察署員の受ける便益は、その個人として受ける場合と全然同一であるから、後援團体に対する署員の心情は謝恩的に作用する結果、或は不当、不正の請託を容れ或は意を迎えて不正の行爲を敢行する虞がある。かかる事情は一面後援者の意を憚かつてその不利益に帰する職務の執行を怠る理由となり、同時に警察の後援はこれを私的團体に俟つことのできない理由となる。

第九　公安委員会

本庄事件発生当時の公安委員会は山口金藏、星野正幸、武井要一の三名によつて構成されていたが、前記掲記のように、大泉町警察署長が職務を怠り、又汚職の疑を受けたことについて自治警察監理の責任を問われ、町民大会で陳謝要求を決議された。

その後武井委員は八月二十五日山口委員長及び星野委員はいずれも九月四日それぞれ辞表を提出し、九月十三日に至りいずれも聽許され退職し、新に塚越委員長、高橋浩一、石原恭次各委員が選任された。

本庄町警察署長が怠慢にしてその使命を十分果さなかつたことは前項に記載したが、公安委員会は自治警察の運営において職員を監視、指導する職責を負うものであるから、右町警察署長怠慢の責は、移して直ちに当時の公安委員の責に帰すべきである。又前委員等の辞職理由は明かにされていないが、その理由を明にしないために、あらぬ疑を招き警察署に対する町民の不信を買うようなことがあつてはならない、辞職すると否とは自由であるが、理由を明かにしないために警察職員に非行があつて引責したものと一般に信じられるようなときには、理由のない辞職は直ちに警察職員の矜持を害するもので又職責上自由の範囲を越えるものであることを指摘する。

第十　警民協会

本庄警民協会は昭和二十一年五月設立されたのであるが、設立の趣旨は敗戦の結果軍隊なくなり、警察力だけでは治安維持に十分で

ないから、警察官の住居でも後援して治安維持に助力しようと云うのである。そしてその設立の主役を演じたものは大石和一郎で本庄在住の有志約二十名、隣接部落九ケ村の村長、農業会々長を会員として組織された。

現在の会員は四十五名で会長村山安平(会社々長)副会長中島宗司(町議、縫製業)同塩原市三郎(家政学校々主)專務理事大石和一郎、会計武井要一(前公安委員)理事折茂榮壽(会社々長)等町の有力者を主脳部とし、警察官舎簡易裁判所、検察廳及び消防署等の建築修理、改繕のために寄附金を募集して事業費等に充てた。

設立後一回の会計報告をもしなかつたが、町民大会でボスの溫床のように喧傳された結果昨年九月二十四日毎日新聞紙上に事業内容の中間報告が発表された、次の通りである。

支出の部

國家警察員官舍	三棟	
本庄町警察署員官舍	二棟	一、一一五、八六三・五五円
本庄町消防署二階造	一棟	
本庄警察署内外部修繕		
本庄簡易裁判所及本庄区検察廳及官舍の改築新築備品一切		三一四、五〇〇・〇〇
拡声器	一台	二〇五、五〇五・〇〇
縣廳治安協会負担金		六二、五〇〇・〇〇
乘車用車	一台	
庫持新築費	一棟	四四二、九五〇・〇〇
維自轉車	十九台	
部品修理代		一九〇、二四五・〇〇
右合計		二、九三一、五六三・五五
収入の部		二、五〇二、一〇〇・〇〇
差引不足分		四二九、四一三・五五
この内銀行より		二〇〇、〇〇〇・〇〇借入金成り
武井要一代出		二二九、四六三・五五
以上		

元來この種の團体を設けて警察関係を側面的に援助する議については一應町会に諮りて否決され止むなく町の有志等にて組織し発足を見たものであるが、町民大会で解散を要望され、その二、三の主脳者等が警察職員を汚瀆したように傳えられるに及んで会計の收支も困難となり、他方正式の治安維持会新設の機運も見え來つたため、本協会は早晩解散することに内定し目下会計整理中である。

警民協会のような私設團体の警察後援の弊害については第八警察署の項下に記述したところに譲きるが、その弊害は後援者、被後援者の面識、接近程度に比例して増大されるから、その程度の高い小町村程かような後援を避けなければならないことをここに附言して置く。

第十一　検察廳

本庄区検察廳は昭和二十二年検察廳法の施行当時から設置されたが職員の配置なく、その事務は浦和地方検察廳熊谷支部において取扱つて來たのであるが昨年二月中飯塚事務官、同年三月大場副検事同地に勤務するに及んで、警察署の一部を仮廳舎として執務を開始し同年八月七日以後は現今の廳舎に移つて事務を執るに至つた。併し大石の殴打事件の後大場副検事、飯塚事務官に対しても非行を数うる者あり世論喧しくなりて両名は本庄事件に関する事件の処理に與らず、八月二十日頃熊谷支部に轉勤を命ぜられ、本庄区検察廳の事件は其の後熊谷支部その他の、他の検察官の手で取扱われることになつた。

熊谷支部で右の事件を取扱つた検察官は左の通りである。

所属廳	氏名	執務開始終了	
東京高等検察廳	雪下陽三郎	自九月十八日 至十月三十日	應援のため
同	佐々木要三郎	自十月六日 至十月十五日	右同
浦和地検、熊谷支部	田上輝彦	自九月九日 至九月二十三日	
浦和地検、熊谷支部	齋藤正義	自八月九日 至十月二十六日	
浦和地方検察廳	鈴木近治	自九月二十八日 至十月二十六日	應援のため
大宮区検察廳副検事	本橋豊八	自八月二十六日 至十月二十六日	右同
越ヶ谷区検察廳	酒井博	自八月二十五日 至十月二十六日	應援のため
秩父区検察廳	川畑榮作	自九月二日 至十月二十六日	右同

外検察事務官八名捜査に事從した。

本庄事件は副検事大場甚之助、副検事事務取扱、検察事務官飯塚康治が本庄区検察廳に在勤中発生したもので、町民の非難は右両名にも向けられ、町民大会に於ては執れも罷免を要求された。その理由は大場副検事については左記イ乃至ホの事実があり、又飯塚事務官については口乃至トの事実があると云うにある。

イ、大石の木炭の闇行爲に関し名刺を以て秩父警察署に寛大なる処分を請託した。

ロ、大石、小此木各闇業者から饗應を受けた。

ハ、七本木事件に対する不可解な検察態度。

ニ、豊受招宴に出席した。

ホ、大石の殴打事件の際列席しながら適宜の処置を執らなかつた。

ヘ、小此木から自轉車一台の贈與を受けた。

ト、大石と親交あり同家に出入頻繁である。

これらの事実中他の項下に記載するものを除いて、左記(イ)(ハ)(ト)の事実が認められる。

(イ)　大場副検事は大石の求めにより一昨年六月頃秩父警察署長須川夏太郎に宛て大石を紹介する文詞を記入した名刺を同人に與え、大石はこれによつて須川に会い自家用木炭の製造許可を受ける手続を尋ねたことがあつた。

(ハ)　飯塚事務官は一昨年九月頃小此木一二から自轉車一台を借受け使用し約一ケ月半後返還した。

(ト)　同事務官は住宅の近き関係もあつて屢々大石方前にて挨拶を交わし、又同家に到りて茶菓の饗應を受けた。

なお、浦和地方検察廳は昭和二十三年十月二十九日本庄事件に対する検察廳の態度、見解を表明する検事正談を発表した、併し該談は本調査の結果と矛盾して相容れないものでなく、又これを採つて更に検討を加える事項があるとも思われないから、これに関する他の記述を省略する。

大場副検事、飯塚事務官の爲すところは、浅慮にして徒らにボスの類と親近して世の疑惑を招いたものと認められる廉もあるが、通じて職務怠慢の譏り免れ得ないものと思われる、これは安逸を貪つた結果というよりは思慮浅薄の致すところと見られる。

社会秩序と個人の自由、尊厳の調和の中に公訴の提起、下起訴を決めてゆかなければならない検察官としては深い修養が要求されるのであるから副検事のみを配置している検察廳には頻繁に指導検察官を出張させて副検事の指導監督に当らせる等適切な措置を講ずる要あるものと認める。

第十二　町議会及町政

本庄町の町議会の議員定数は三十名で事件前までは大石和一郎、小此木一二も員に加つていたが事件後両名共辞職し昨年十月二十一日計六名の補欠選挙が行われ欠員なきに至つた、大石在職中はボス的暴威を以つて他の町議を圧迫し多数町議の反意を買つたことがあつたが、町政には格別の影響もなく、その一般事務は町長中川小十郎以下によつて行われていたのである。併し別項記載の如く町政の一翼を担つている町警察署がボス大石その他に汚濁されて警察運営が歪められ、公安委員会亦その責を負う立場に立つに至つて町政刷新の町民大会が開かれた結果、大石、小此木の両町議の辞職、公安委員の総辞職を見るに至つた。

本庄事件の主流をなした各種の社会運動は民主化運動として民を示唆するところ多いのであるが本庄町町民大会後の町政は地方自治民主化のため、この尊き体験を活用することに置かれなければならない。

第十三　本庄町町政刷新期成会の活動

本庄町居住の大学、高専在学生及びその卒業生等を主な会員としている本庄読書会は、予てから同町における暗徒連の横行、警察取締の不徹底、警民協会の悪評などを見聞し、これらの不良徒輩を排除して、住み良き本庄、明るい町を建設しようと志していたが、偶々朝日新聞が豊受の招宴、大石の暴行事件等を重視し、地方自治における〝ボス〟暴力団の圧迫排除と民主社会の顕現のため論陣を張り本庄町の社会悪について糾弾に力めるに及んで、好期に乗じ町政刷新の挙に出ることとし、昨年八月十九日から活動を開始し、読書会を主流としこれに賛同した本庄町仲町独立青年團、本庄地区労連、俳句團体「暖流」本庄支部、学生有志会、本庄町本町農業協同組合、本庄生活協同組合、埼玉文化タイムスを加盟團体とする本庄町町政刷新期成会を設立した、かくて右期成会はその後連日に亙つて合会を重ね町政刷新の方法として町民大会を開くこととし、準備の事を議したが、上記の社会悪を排除して町の明朗化を期する外他に政治的野心を持つていなかつたので、当初は各政党党籍者の参加も認めていたが、誤解を避けるため後にはこれを除外し、町民の町政刷新運動の形を整え町民大会における提出議案、司会方法などを議定し同月二十六日町民大会を開くに至つたのである。

本庄町の風習が傳統を傳えて変りなく、民主化への道程遠かつたとき町政の上に民主思想を吹き込み、これによつて町から暴圧を排し明朗社会建設の事に努力し後記の業績を収めたことは日本民主化のため慶ばしいことでその業績には尚批判の余地が残されているがこれがためにその功業を消すに当らない。

第十四　本庄町町民大会

右大会は本庄町町政刷新期成会の主催で八月二十六日午後一時より同町小学校々庭で開かれたが参集者約一万人その内町民外の参会者は共産党員約百六十人を含め約五百人で同会員の司会に依り左記事項を決議した。

一、暴力團一掃

二、大場副檢事、飯塚檢察事務官、大泉自治警察署長栗原國警察署長の罷免要求

三、公安委員の陳謝並びに警民協会の解散要求

と云うにあるが、大会は軍政官來場の下に終始し当初共産党員は赤旗を立て歌を高唱しつつ來場したが場内においては赤旗を横たえ高唱を止めたその他には政党政派が党利党略のため大会を左右した形跡はなかつた。

第十五　共産党の活動

本庄町居住の共産党員は数名に過ぎないが、これらの者は町政刷新期成会に参加して、その社会運動の議にも参劃した、併し町政刷新運動は、政党に属しない町民のみですべきであるとの意見が起つて、右共産党員は町民大会の前日同期成会から脱退するに至つたがその頃までにも附近各縣在住の共産党員が多数本庄町に入り込みビラを電柱に貼り歌を高唱して勢を張るに力めていた。

町民大会当日は約百六十名の同党員が赤旗を立て党歌を高唱して街上で示威運動をなし、大会には三名宛のスクラムを組んで乗り込んだが、議事については同党員一名が町民として縣知事に対する暴力團取締要求及び全國に渉る暴力團一掃の即時実施を政府に要求することを緊急動議として提案し、採決された外特記すべきことはない。

本庄町の一部町民中には町政刷新期成会は共産党員が企劃し、町民大会は同党員が党是を実現したものであるというものもあつたが、これは誤解で、共産党員は偶々本庄町民青年層が町政について旧弊を排し民主的刷新を行わんとして始めた運動に便乗して、党勢拡張のため前記のように活動したに過ぎない。

第十六　本庄町愛町同志会その他の團体運動

(1)　愛町同志会

町政刷新期成会に加盟、行動を共にして來た者の中にも、その行動に懐らぬ者あり、町民大会の翌日期成会を脱した者二名あつた、その脱退理由として、期成会は運動に個人的曝露戰術を用い、温健な人の立場を失わせるから、政治意識の薄い本庄人のため、町民のみの本庄町愛町同志会を組織して町の明朗化を計るためといつて居り、九月十日頃同志数名と共に発起人となつて、宣傳ビラ三千枚を町民に配付し委員として各町から二名宛合計二十二名の参集を求め、事件の眞相公聴会を開かんとしたが、二同準備会を開いたのみで、町会議員クラブの懇請に会い、その後の運動を止め、事件の解決方を同クラブに一任した。

(2)　署名運動

期成会にも関係せず、愛町同志会にも関係せず、唯一町民として町民大会後多くの團体が赤旗で行進し、一日に七、八軒も摘発騒ぎあるを傍観し兼ねるから騒ぎを鎮めるため、という者によつて企てられた運動であるが、数名の者が発起人となつて、九月十日頃「他に轉任の場所もない病氣中の大泉町警察署長に対して職を罷めよということは非人道的であるから、賛成者を得て同署長の留任運動をする」という趣意書を毎日新聞記者に託し各戸について賛成の署名を求め、一日にして六千人余の署名を受けたが、翌日町会議員クラブの要請があつたので事件の解決方を同クラブに一任し、運動を止めた。

(3)　本庄町会議員クラブ

本庄町町会議員クラブは全部によつて組織されている團体であるが、町民大会後、大会の決議実現の運動あり、更に幾多の派生事件生じて物情騒然となつたので、事態を収拾解決の道を計らんとして、九月十三日時事懇談会開催を提唱し、町長、助役、町会議員有志、町政刷新期成会代表、愛町同志会代表、留任懇願運動発起人代表、労働組合代表、婦人会長、農民代表、青年團長等を一堂に会し、本庄事件に関する一切の紛争事件の解決方を同クラブに白紙一任させた。

町政刷新期成会の運動は多くの町民によつて守られ來つた永年の慣行を破つて、民主的革新を行わんとするもので、堅き意思、強き実行力を必要とすることは言うまでもないが、その運動は実行面において、行き過ぎのあつた点もあり、また旧慣から醒め切らぬ人々の反感を買つた点もあつたため、これを喜ばぬ一部町民の間に、その是正、反撥の反対運動を企てる者が生じた、(1)乃至(3)の團体の運動が革新運動に対する反動であるが、革新運動とこれらの反対運動が相錯綜して騒然たる際、人心の安定を期して、町会議員クラブが各團体の代表者を説き、本庄事件に関する一切の紛争事件解決の任に当つたのである。併しその解決策として採つたところは徒らに臭い物に蓋をする態度ばかりで、紛争の根源を究め、人心の嚮うところを明かにするに至らなかつた、これは目前の安静を希うて時の流れに眼を覆うもので禍根を将來の町政に遺す点に於て、いわゆる本庄事件の抜本的解決というを得ない、凡そ町政の任に在る者としてその町の将來を思う以上は当面の問題を解決し町民の人心安定を計ると共に将來に対する町の民主化につき抜本的解決を計らなくてはならない、然るに将來の対策につき何等の方向を示されなかつたことは遺憾といわざるを得ない。

第十七　本庄事件に関連する刑事々件、

(イ)　大石和一郎に対する暴行被疑事件

大石が岸通信員の報道によつて朝日新聞に掲載された豊受招宴の記事についてあれは何だと云うて岸の頭部を一回殴打した事件で、官公省脳部職員、新聞記者等多数の面前で行われた。

官報 号外

昭和二十四年六月一日

第五回國會 參議院會議錄第三十九號（附錄二）

單に手拳で頭部を一回殴打したことは、被害者に強き肉体的痛苦を與えなかつたとしても、暴行は基本人権を侵害する罪で、その罪罰を明かにすることは民主社会において極めて重要なことであるが、同時に公衆の面前で頭部を殴打したことは侮辱罪を構成し、「あれは何だ」の意味するところが特定の報道記事を以て岸通信員の誣罔に出たものとする趣旨であるならば、大石に名誉毀損の罪あることも考えられ、岸通信員は侮辱の罪について告訴しているのであるから、檢察事務の方面からは、併合罪につき刑罰の軽い罪について公判請求をしない考慮も要るが、名誉毀損、侮辱が個人の尊厳性毀損の罪で、現下の國情においては特にこれらの罪罰は常にこれを明確にし啓蒙の資とすることが民主化への國家要請に副うゆえんであることに意を用い適切な措置に出ることが望まれる。

（ロ）河野貞男に対する恐喝、傷害被疑事件

北泉事件として暴力團の項下に掲記したところの外特記すべきこともない。

（ハ）山口彦衛に対する傷害被疑事件

兒玉郡七本木村で起つた事件で、七本木事件と云われている、暴力團飯塚組に属する山口彦衛、伊藤次雄、梅原勘一外二名が同村小林竹藏方で同人及び小林源藏を脅迫し、同人が戸外に逃げ出したのを山口外二名が路上で取り押え、山口が所持の小刀を以て源藏の顔面三ヶ所を切り付けたものである。

本件は本庄事件発生前昨年四月十八日夜の出來事で五月十四日略式命令請求あり同月三十日略式命令のあつた事件であるがこれによつて本庄事件発生直前頃の警察署、檢察廳の執務振りの一端が窺われる。

この七本木事件に関する警察署、檢察廳の取調は簡に失し事実の明確にされなかつた点もあるが、それは暫らく措いて、被害者に対して加害者等が暴行手段に出る虞れのあつたことは、現地駐在の警察職員にも十分判つて居たのであるが、暴力團の暴威に畏れて何等犯罪予防の手段を採らず、町警察署の司法主任亦犯罪の捜査指揮において事件不拡大方針を採つて僅かに直接投手者山口彦衛を傷害犯人として檢挙したのみで他に及ばず、区檢察廳の副檢事々務取扱飯塚檢察事務官及び大場副檢事亦犯罪捜査については警察当局の爲した範囲に出ることなく、漫然被害者の代理人、現地村長等の陳情を容れて、刑事略式手続により罰金五百円の求刑をして、その裁判を確定するに至らせたものである。

この事件は暴力團飯塚組の集團的暴行で、当局者としては暴力の徹底的排除の急務に應じてかかる機会にその抜本的処置に出るのが当然であつた、これを右記の結果に了らしめたことは職務怠慢と云わねばならないが、警察力薄弱で犯罪予防に適切な措置を爲すことができなかつたこと及び当局者が旧慣に馴れて時代の要求を解さず、犯罪構成の要件、犯罪の軽重についての専門知識を欠いていたことを事情として指摘し得る。

（ニ）小此木二二に対する物價統制令違反被疑事件

同人の銘仙闇事件として前記した。

（ホ）青柳高一に対する重要物資在庫緊急調査令違反被疑事件

青柳製作所に対する右同

青柳高一に対する銃砲等所持禁止令違反被疑事件

右同人に対する労働基準法、所得税法及び失業保険法違反被疑事件

以上数件の被疑者青柳高一は前衆議院議員で年齢三十七歳学歴は小学校を卒業したのみであるが、商才に長け戰時中は軍需工場を営み終戰後は建築用金具生産の青柳製作所を経営、その社長として全く独裁的行動をして居る者であるが、性極めて粗暴短慮、屢々暴力を振う悪癖あり、町民一部の間には同人を以て警民協会幹部、一部町会議員の上に在つてこれらの者を支配している暴力ボスの黒幕であるとされている、同人は右被疑事件の外尚一昨年六月の出來事で告訴もなく起訴を免れたが、町民峯岸東三郎方に於て薪割を以て座敷中の造作、什器類を叩き壊し数千円の損害を與えたことあり。

暴力行爲は形式的には社会規範の背反であるが、実質的には社会への利己的反逆であつて個人の自由、尊貴を保障する民主日本への反抗である、暴力行爲の排除は專制排除と共に日本人に課せられた刻下の要務である、高柳高一の青柳製作所における独裁者的地位、暴力を振う悪癖が如何に各被疑事件に現われたか、その今後の行動と共に、これを監視しなければならない。

本庄事件に関連するものとして、本項に掲げた刑事々件の如きはいずれも暴力團を背景とした犯罪行爲と見られるのであるが、この種の事件においては、その表面に現われた事実は反社会作用の僅少部分を演じているに過ぎないのであるから、この表面に現われた事実のみを取上げ、その行爲者を罰しても、悪の根源を絶つに遠く、同種の犯罪が頻発することを防止することができない。暴力の行使が強く否定されなければならない今日において、檢察事務に従事する者は、殊に暴力團に属する者の犯行については常にその背後に犯行を容易ならしめる不法の力の存在することに注意し、一挙にその壊滅を策し、斯種の犯行について、抜本塞源の挙に出るよう心掛くべきである。

第十八　田上檢事に対する噂について

本庄事件の勃発するや、本庄区檢察廳の檢察事務は、昭和二十三年七月中旬大場副檢事の手から田上輝彦檢事の手に移され、同檢事は同年九月下旬病床に就くまで、その事務に従事したが、その田上檢事についても、執務上その他に非行あるような噂が傳えられた、噂の眞偽につき調査したところを左に記述する。

(1)　第一に田上檢事は、同年三月頃、熊谷支部管内忍町所在埼玉縣被服工業協同組合外織物業者十数名に対し、隠退藏物資摘発のため捜索をしたが、その際埼玉縣経済防犯課警察官関口重太郎と共に、被摘発者荒井八郎、奥貫素一等に、料亭に招かれ、更に七月末や八月初旬頃、右関口と共に前記荒井方に一泊し、酒肴の饗應を受けたとの噂について吟味しよう。

田上檢事は、前記隠退藏物資摘発に当り、多数の檢察事務官及び警察官を五班に分け、一齊捜査を指揮したことは、関係者の間に爭のない明かなところ

で、その際埼玉縣経済防犯課警察官であつた関口重太郎が、その一班に加わり、摘発事務に従事したことは、その日時については詳かでないが、関係者の供述から考えて相違ないところと認められる、しかるにこの捜査に際して、田上検事が関口重太郎と共に、荒井八郎から、同人方もしくは、その他の場所において、酒食の饗應を受けたものと推測せられる事実があつた。即ち(イ)関口の義弟にあたる渡辺健吉の供述として、私は関口と雑談中同人より、自分は熊谷市に赴いた際、田上検事から料亭において饗應を受けたことあり又同検事と共に忍町の荒井八郎方に宿泊して酒食の饗應を受けたことがある旨語つたのを聞いたと云い、同人が朝日新聞記者杉山喬に交付した覚書にも同趣旨の記載があり、これに関し関口は極力言葉を濁らせながらも、これを大体において認めているので、右事実は眞実であると考えられる。

(2) 次に、杉山記者が関口に対し、渡辺よりきいた右事実の眞否について尋ねたところ、同人は田上は自分の恩人であるから、その非行をあばくに忍びない、その理由は曾て自分の旧部下が京都で殺人未遂被疑事件に座し困惑していた際そのことを、田上に話したところ、同人から即座に友人の弁護士に宛てた紹介状と、弁護料として金五千円を與えられた恩義があるためであるという答を避けた旨杉山記者は供述し、後述の如く同記者が田上検事の非行を明かにすべく努力していた経緯に鑑みてこれを信用することができる。

(3) そこで杉山記者が関口に対して再度これが眞相の開示を求めたところ関口はこの際田上、杉山を会談させて相互の感情の融和をはかろうと考えた結果、同年九月中旬、熊谷検察廳支部に田上検事を訪ねて杉山が田上検事に関し誤解しているようであるから、同人と会談し誤解を解くようにと勧めて田上検事を承諾させ、承諾のしるしとして杉山に示す必要があるというて、相協力して本庄事件の解決に当らんとの趣旨を記載した田上輝彦名義捺印ある文書の交付を受け、これを杉山に交付したという事実は、杉山記者の供述に、田上、関口両名の供述を合せ考えて推認し得ることがあつて、関口は田上検事が本庄事件の捜査中杉山、岸等が同事件の記事取材に際し、その方法が不当で関係者の印鑑を盗用した旨聞知して、その眞相を究明するため検察廳に同人等の出頭を求めたことを他社の記者に知らせたことから、杉山の田上検事に対する感情疎隔する風があつたので、関口は両者に会談の機会を與えれば、確執おのずから去るだろうと考えた旨述べており、かかる経緯があつたことも、認めうるところであるが、当時偶々前記の如く、杉山が田上検事の上級非行の風評を摘発せんとしていた際であるので、その意図は思い止らせようとする目的があつたものと推定することができる、かくて

(4) 関口が故らに事実を捏造して田上に非行あることを渡辺に話すべき理由が説明せられていないこと、関口が眞実田上に非行なしと考えていたとすれば、故らに、杉山記者の質問に対して田上検事の非行をあばくに忍びないというが如き虚言をのべるべき理由がないこと、田上検事に非行がないとすれば同検事の非行に関する風評を摘発せんとしている杉山記者に対し、妥協のため会談を申込むことはかえつて、世人の疑を招く結果となること明らかであるから、いやしくも一地方の検察を掌る者として常識上しない筈であること等を前提として、上記各事実を綜合し慎重検察するとき田上検事が関口と共に荒井八郎の饗應を受けた事実を積極的に認定することは困難であるが、かかる事実ありとの嫌疑は極めて濃厚であるといわねばならない。そして、田上検事がかように事件関係者から饗應をうけることの許されないことは勿論、かような疑惑を招くが如き言動に関し、検察官として、行政上の責任を負わねばならぬであろう。

(2) 第二に、田上検事が警察ボスといわれる小林信吉から、屢々熊谷駅前旅館で饗應をうけているという風評についてのべよう。

小林信吉は、元樋川町長や警防團長をしていたが、同人が警察ボスであるという点については、若干の風評もあり、新聞紙上にものせられたところであるが、これを確認するに足る具体的事実に関する証拠は見出されなかつた、しかも他面、右風評が小林もしくは田上を陷れんとするため捏造されたものであるとの証拠もない。從つて訴訟的にことを考えれば別であるが、社会常識的に考えて、小林がかような風評を立てられるような何らかの事実があつたのではないかとの疑いを打消すことはできない。

そして、田上検事は小林信吉と昭和二十一年秋頃から知合となつたもので、同二十三年七月頃偶々路上で出会つた際小林の宿泊中であつた熊谷市内新井屋旅館に同行し、持参の酒及び小林の提供した者を摘りながら、共に談し合つた事実は認められるところで、その趣旨は懇親の意味での交際にすぎないというのである。路上で偶然あつて、旅館で酒食を共にするということより考えれば、酔余その他の特別の事情がない限り、これ迄にも若干酒席を共にする程度の交際を重ねていた仲であると推測するに難くない。そして田上検事は小林に関して、警察ボスという風評があることを知らずに交際していたようであるが、既に他の事件についても詳述した如く、現代の経済的社会的特殊事情に照し、検察官として民間人との交際にはその人を選ぶに十分愼重でなければならないのであつて、同検事がこれらの風評を氣づかず特に同人を信用するに足る合理的根拠が説明せられない限り不注意の譏は免れえないであろう。

(3) 田上検事は隠退藏物資摘発に絡み業者からミシン一台を收賄したとの噂については次の通りである。田上検事は昭和二十三年春頃、熊谷市ミシン販賣業鈴木商店からミシン一台を代金八千五百円で買受け、四ヶ月月賦拂にして代金を支拂つたことは関係証拠によつて明らかである。しかしてこの事実に関して左の如き疑いがあることが指摘せられねばならない。即ち、(1)ミシン販賣業鈴木商店が埼玉地方の被服業者特に縫工業者と密接な取引関係があることは明らかであつて、昭和二十三年春頃は丁度前述の如く埼玉被服工業協同組合関係の隠退藏物資の摘発がなされたので、これら業者があらゆる手を通じて事件の穏便解決方について手段を講ずるであろうことは、今日の社会状勢から当然予期できるところである。それ故、同じこの時に、鈴木商店が右事件の主任である田上検事からミシンの購入方申出をうければ、そこにこれらの策動が潜在するに至るであろうとの疑いがあり、(2)賣買価格金八千五百円は公定価格であろうが、当時における現実の賣買が果して公定価格で取引せられていたか否か、更にその代金支拂方法として四ヶ月月賦が果して一般的に行われていたか否か、これらの点に関して一般の取引條件に比較して田上検事に対し有利な取扱いがなされているのではないかとの疑いがあり、(3)田上検事は朝鮮よりの引揚者として、その財産は殆んどこれを持ち帰りえず、且これとは別に日本に資産をもつていなかつ

たことは、同検事も認めるところである。しかも、昭和二十三年の春頃は、未だ検察官の俸給も極めて低く、所謂二九二〇円ベースの下に最低生活の維持すら困難であるとして退職者が続出していたことも公知の事実で、かかる際同検事がたとえ四ケ月月賦にしても生活必需品とは称しえない金八千五百円のミシンを購入する資金の出所については大なる疑いをもたねばならない、しかも、同検事宅に同検事を臨床訊問した際に察知せられる生活状況も、その調度品その他から考えても決して最低生活とはいいえないものがある。これらの事情を合せ考えるとき、右ミシンは代金が支拂われなかつたのではないか、もし、支拂われたとすればその資金は同検事の給料より支出せられたものではないのではないかとの疑いを禁じえないのである。

(4) 第四に、田上検事が水難救済の疑獄事件に関し十万円收賄したという噂があるが、同地方に水害のあつた昭和二十二年秋頃にかかる疑獄事件が摘発せられたことも、その風評もなく、田上検事がこれらに関與したという事実もないのである。しかも田上検事がかかる大金を入手していると認められる事情も全くない。それ故右風評は虚構のものと認められる。

第十九　本庄事件に関して提起された各種の告訴事件

(1) 件名　誣告
　告訴人　中島宗司
　被告訴人　佐山忠雄
　　小安正文
　告訴の要旨
　被告訴人等は相共に諮り告訴人方に纖維製品の隠退藏物資が匿藏してある旨虚構の事実を浦和地方検察廳熊谷支部に申告し以て誣告を爲した。

(2) 件名　名誉毀損罪
　告訴人　折茂榮壽
　被告訴人　長谷川義路
　告訴の要旨
　被告人が本庄事件に関連し告訴人の身上に関し同人が業務横領、公文書僞造行使被告事件、詐欺被告事件に付き裁判を受けたる前科を一般公衆に対し掲示したと謂うにあり。

(3) 件名　名誉毀損罪
　告訴人　折茂榮壽
　被告訴人　齋藤靜枝
　告訴の要旨
　被告訴人は足利銀行本庄支店に於て告訴人と來訪者戸谷得三との雜談中に朝日新聞に掲載せられたる大石和一郎と岸薫夫の毆打事件に関し「岸を町に置くと町のためにならぬ宴会の時皆で袋叩きにしてやる記事もそのままにしておけない」と語れる旨虚構の事実を同新聞に告げその記事を掲載するに至らしめ告訴人の名誉を毀損したるものなり。

(4) 件名　印鑑盜用
　告訴人　靜米門
　被告訴人　岸薫夫・杉山喬
　告訴の要旨
　被告訴人杉山は本庄事件の発端たる豊愛の招宴の事実に関し告訴人より内容を聽取しメモに錄取して同人に之がサインを求めたるも拒絶したるにより同人が承諾せざるに拘らず伊勢崎報織工業協同組合理事長板垣長吉なる印を右メモ用紙に押捺し被告訴人岸は之を幇助したるものなり。

(5) 件名　誣告
　告訴人　岸薫夫・杉山喬
　被告訴人　靜米門
　告訴の要旨
　前件(印鑑盜用)は虚構の事実の申告であつて以つて誣告したるものなりと謂うにあり。

(6) 件名　住居侵入
　告訴人　中島宗司
　被告訴人　佐山忠雄
　　小安正文
　告訴の要旨
　被告訴人は共に諮り裁判所の押收状に基き浦和地検熊谷支部が告訴人方に赴き捜索するに当り告訴人及び家人の承諾なくして其の居宅に侵入したるものなり。

(7) 件名　誣告
　告訴人　佐山忠雄・小安正文
　被告訴人　中島宗司
　告訴の要旨
　被告訴人は前件(6)住居侵入に於て適法に行われたる被告訴人宅の捜索に告訴人等が新聞記者として立会いたるを目し故なく告訴人両名を住居侵入罪として虚僞の告訴をなしたるものなり。

(8) 件名　名誉毀損罪
　告訴人　村山安平・中島宗司・折茂榮壽
　被告訴人　境野正弘・片具光次
　告訴の要旨
　被告訴人は本庄町町民大会に於て弁士として相談の上多数の公衆に対し本庄警民協会の事に関し、
(イ) 同協会は同町及び附近から数百万円の寄附をさせ大した仕事をしない
(ロ) 決算報告をしない
(ハ) 警察に出入して飲酒して居る
(ニ) 貰下げをやつて自分達の都合の悪いものは取締をして居る
と演説して名誉を毀損したるものなり。

(9) 件名　誣告
　告訴人　齋藤靜枝
　被告訴人　折茂榮壽
　告訴の要旨
　被告訴人(3)の件名誉毀損罪)を告訴人が本庄町警察に告訴し以て告訴人に対し誣告をなしたるものなり。

(10) 件名　名誉毀損
　告訴人　佐山忠雄
　被告訴人　板谷幸太郎・龜谷繁
　告訴の要旨
(イ) 板谷幸太郎は新聞協会紙上に「検事警察官招宴に疑惑」と題する朝日新聞記事は臆測による誤報記事である、又あの様な多人数の中で揉消しをやつて居るなどと考える方が非常識だ等誤を掲載発表し
(ロ) 龜谷繁は新聞協会報紙上に右朝日新聞の記事に関し今回の事は岸君の方にも手落があり八月六日附の記事は正しいものとは云えない、臆測でつち上げたプレスコード違反のものである、朝日があれ程騒ぎ立てるのは非常識だなる旨の談を掲載発表し以て何れも法人たる朝日新聞東京本社の名誉を毀損したるものなり。

(11) 件名　名誉毀損
　告訴人　大石和一郎
　被告訴人　田畑政治・佐山忠雄・星野、杉山、田島、藤目各記者
　告訴の要旨
　被告訴人等は共謀の上朝日新聞に「ギヤングを背景に町議が暴行脅迫、警察も手をこまねく、町政全般に横やり、ゆすり、たかりは常習、前科三犯の司法委員」なる見出の下に本庄町の有力者四氏の談話を掲載し、告訴人が河野組と密接な関係を有しその暴力を利用して他の町会議員を威圧横行し、一方河野組は常習的にゆすり、たかりを敢行し居るも自治体警察も手をこまねき居る有様にて一般市民は暴力の前に泣寝入りとなり居る旨の事実に反する記事を掲載し告訴人の名誉を毀損したるものなり。

以上十一の告訴事件は何れも不起訴処分に付され、告訴人の請求は斥けられた。この点について検察当局者は、これらの告訴事件処理については特に

一　本筋の事件は全部起訴済み
二　本庄町の平和再建に寄與する価値
三　大局より事案を検討する必要性
四　告訴人及び被告訴人の感情問題と利害問題
五　検察廳の厳正無私なる立場
六　期成会の將來、新聞社の態度、町民の感情

の諸点に留意して万全を期し、夫々相当の理由ありて不起訴処分に付し

たもので、ことさらに起訴しない意図があつたものでないということである。

惟うに民主思想の基盤を爲すものは、人類各個の生存であるから各個人はその社会生活の必然に因つて制約される面を除く外最高限度に尊重されなければならない、偏狭なき民主社会は個人を尊重する限りにおいて生長し、その宗教も、学術も、更に規範も、施設も凡てこれを基調とする、隷従に馴れ偏狭を固執して來た人々の胸から非民主的思想を拂拭するためには先ず國民は個人として如何に尊重されるかを、嚴正に認識させる方向に重点を置かなければならぬことは云うまでもないが、個人が他から侮辱を受け又名誉を害されたことについて國家刑罰権の発動を促がす侮辱罪、名誉毀損罪、誣告罪等の告訴は換言すれば憲法の保障する個人の尊嚴性が侵害されたから國家の保障手段の実施を促がすものである。從つてこの種の告訴事件の取扱については左の点にも檢察当局者の配慮が望ましい。

(1)　公訴を提起しない処分の理由は請求がなくても事情によりこれを告訴人及び被疑者に告げること。

公訴を提起しない処分の理由が明確にされないときは、告訴人については誤解のため或は憲法の保障に対する信頼感を減少し、延いて個人尊重の念を稀薄にし、民主化への急務を忽がせにする結果を招き、被疑者については誤解のため全然無意味の反対告訴を敢てし、公訴を提起しない処分に会つて亦前記告訴人同様の結果を招來する虞れがあるからである。

(2)　告訴人について存する事情を以て公訴を提起しない処分の理由としないこと。

個人の尊嚴を毀損する行爲は事制的な観念の現われで、日本民主化のためにはかかる観念を國民の胸臆から拭い去り、個人を平等に尊重する心がけを育てゆくことが急務であるが、前科があるとか、社会的地位が低いと云うような、告訴人について存する事情を理由として公訴を提起しない処分をすることは結局告訴人の如何によつては公訴が提起されないということになるから、個人の尊嚴を毀損する犯罪については平等でなければならない個人の尊嚴性が、告訴人の如何によつて忽ち区別されるとゆうような反民主的な結果を來たすからである。

第二十　本庄事件に因る影響

(1)　本庄町の繊維機業界に及ぼした影響

闇行爲に依つて営業を続けて來た業界は、闇の取締り強化のため、税金滞納のため差押を受ける者続出する有様で営業不振、沈衰状態に至るがこれはその取締り強化によつて、営業の基盤を正しき軌道に上せるまでの一時的現象で、やがては経済復興の一翼を担うものとして本庄町の誇りに寄與することが期待される。

(2)　本庄町の顔役、ボス、暴力團に対する影響

暴力團は殆ど影を潜めて路上の喧嘩、強請等全く跡を絶ち半ば公然と行われた賭博も人の耳目を憚かり、警察職員の賭場出入の噂も消えた、町の顔役ボス等の犯行は摘発され、大石和一郎も秩父に赴いて製炭事業に專念するため近々本庄を退去すると言明して居る、かくて一般にボス横行の声を聞かざるに至り、この点で町は極めて明朗になつた。

(3)　町民に対する影響

ボス、暴力團の横行去つて町民は平穏な生活を樂しみ得るに至つたが、他面機業の衰微を町の繁栄のために嘆く声もある、併し次の諸事項については何人も知識を深め、啓発されたことと思われる。

イ、自由、個人の尊嚴及び基本人権の保障

ロ、町民自らの意思によつて町政を処理し得ること

ハ、ボス、暴力團の行つた社会悪とその掃除方法

ニ、新聞報道の結果とその正確さの価値

(4)　町政、公安委員、警察及び檢察廳に対する影響

大石、小此木両町議の辞職により暴威を以て町政を圧迫する者なく、栗原國警署長、大場副檢事、飯塚事務官は勲れも他地に轉任するに至つた。

(5)　言論界に対する影響

本庄事件の淵源を爲した小此木一二の銘仙の闇事件は昨年五月二十七日発覚したのであるが、その事件が町警察署によつて発表されたのは七月二十四日のことであつて、そのことは新聞にも報道されるに至つたが、その間小此木はその揉消しを計つて毎日新聞増野記者に依頼して六月十五日記者クラブ発会式を豊受鉱泉で開く運びをつけ、又七月十四日には報織組合幹部と氣脈を通じて豊受招宴を開催させ、各新聞記者、取締り官公職員等の面前で機業の実相を告げ寛大なる取締り態度を要望するに至らしめるなど種々の策動あつて後、朝日新聞は八月六日に至つて豊受招宴に絡まる疑惑を埼玉版に報道したが、翌七日に至つて同新聞通信員が大石に殴打されたため、これを動機に朝日は地方自治の民主化に資するという好個の看出し目標を捉え、翌日からこれを全國版にも取上げ、小此木の闇事件の背後に動いた力その他本庄地方自治に強い影響を與えて來た宿弊、ボス、暴力團の存在とその動きの摘発報道に乘り出した、問題とするところは現下の急務であり、宿弊に悩みつづけた本庄町民のみでなく一般の耳目を惹く点に於て報道価値の高いものであり、又取り上げた事柄は同新聞通信員の身辺に端を発した事件でもあるだけに取材陣の活動が有利な態勢にあつた。

これに対して他新聞の態度は（居住永年に亘つて町の有力階級との情実関係も深く、又記者クラブ発会式が徒労に了つた事情等）問題を取扱う上に於て一歩立ち遅れの立場にあつたため、氣乘り薄で報道については殆ど消極的であつたが、後他の示唆もあつてこれに筆を執るに至つた後も、朝日と態度を同うすることを避けてむしろ朝日の報道記事も批判する態度に出で、かかる面から報道公器の任務に服する態度に出た、各社の報道記事に相違のあつたのはかかる事情に基くものであつた。

民主化を促進するものとして、この問題を取り上げた朝日の態度は、公器の使命に副うもので、幾多の非難的批判に対して、專ら任務遂行の面から答えんとした態度と共に高く評価さるべきものである。他の言論態度も結局は朝日の活動を刺激した点において、側面的援助の作用を演じたもので、民主化に貢献するところがあつた。

言論の自由はその正確さの故に尊重され、言論は常に文化の方向に向けられなければならないことはいうまでもないが、新聞の場合においては殊に集團的利己の考を拂拭して始めて公器としての使命が完うされることを指摘する。

(6)　日本民主化に対する影響

旧習に慣れて、永く暴力團の存在を許容し、その横行に自由を奪われて怪まず、その手で町政が左右されるのに氣附かなかつた機業、農業の町に起つた本庄事件は同様の事情の下に民主化への進路を阻まれている全國の町村にも迷夢を醒ます警鐘となつて傳わり、日本民主化への大なる啓蒙作用を爲したことは疑のないところである。

更に本庄町の進化に寄與し、一般啓蒙の役を演じた本庄事件の原動力は、暴力を排して自由を得んとする青年層の人々の働きであつた、その思想であり、その熱意であり、その実行力であつた、この働きは民主化への進みについて、また全國の青年に新しい自信と勇氣を加えた等で、本庄町の民主化運動は一段

となつて万波を呼び日本民主化の進歩を早めたことも疑のないところである。

調査報告書

國家公務員制度に関する一般調査の件

右の件に関しまだ調査を終えないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年五月二十日

人事委員長　中井　光次

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

金子　洋文　小林　英三
小串　清一　寺尾　博
木檜三四郎　東浦　庄治
木下　源吾　羽仁　五郎

國家公務員制度に関する調査報告書

人事委員会においては、科学的公務員制度整備の重要性に鑑み、先ずその根本基準を確立するために、公務員制度全般にわたつて、調査を行うこととし、『國家公務員制度に関する一般調査』の承認を議長に求め、三月二十五日、その承認を得て、調査に着手した。

しかしながら、公務員制度は、職階制の制定、福祉施設、試験制度の充実等、なお将来の立法ならびに、その内容の整備にまつところが甚だ多いので、今後継続して、調査にあたる必要があるのであるが、今回は、一應さきに第三及び第四國会において改正された國家公務員法施行後の効果、ならびに、同時に行われた六、三〇七円ベースによる政府職員に対する新給與法の実施後の成績に関し、現在まで各方面につき調査して得られたものの概要を摘記して報告することにする。

（一）　人事管理に関する事項

國家公務員法改正の結果、政府職員は罷業権を失い、團体交渉権を制限されたのであるが、このことについては、職員組合側は口をそろえて、これが、組合活動の抑圧であり、人事管理は、再び理事者の一方的意思により行われる結果を生み、ひいては、客観的にきわめて非合理な方向に、後戻りしつつあることを指摘しているが、政府の人事管理担当者の意見のとおり、マッカーサー元帥の書簡及び政令第二〇一号が、発せられるまでの、確に行きすぎと見られる労働組合運動を、冷静にしたということは事実であつて、これにともなつて、政府職員の服務規律の厳に行われてきたことは認めざるをえない。

しかしながら、その反面、罷業権、團体交渉権の制限に対する裏打ちである職員の利益の保護について、政府の活動の積極的でないことも又認め得るのである。

すなわち、國家公務員法は、その改正にあたり、政府職員が、私企業の労働者とことなり、特殊の制限に服するとともに、公務員としての恩恵と保護とをうけるものであることを明らかにし、このために、とくにその『福祉と利益を保護』することを明示しているのである。『國家の公益を擁護するために、國家公務員に課せられた特別の制限があるという事実は、政府に対し、つねに政府職員の福祉、ならびに利益のための、充分な保護の手段を講じなければならない義務を負わしめている』のであつて、國家公務員法が、政府職員に対する弾圧のみの法規であるかの感を、一部に抱かしめている事実は、政府のこの方面における努力の不充分を物語るものである。政府は、すべからく合理的な給與の支給、福利厚生施設の整備、苦情処理の敏速化など政府職員の利益保護に、一段の努力を拂うべきものと考える。なお、國家公務員法の制定にともなつて、地方公務員と國家公務員との間に、次のような問題がある。すなわち、都道府縣に勤務する國家公務員、《註参照》たとえば、職業安定行政に従事する都道府縣職員は、当分の間、國家公務員の身分を保有することになつているが、この行政事務を指揮統轄する、都道府縣知事の身分は公吏である。したがつて、國家公務員法の規定（第五五條）により、國家公務員の任命権は、公吏たる都道府縣知事には委任できないことになつたので、事務的にも、又地方の人事行政上にも、不統一、不合理をきたしている事実がある。このことは、暫定な性質をもつ問題であるにせよ、立法上の解決を必要とすることがらであるのみでなく、地方自治体、とくに都道府縣において國家事務を分担することが沿革的にもきわめて多いわが國においては、地方公務員が國家公務員とはなはだ密接な関連をもつことを示す一例であつて将来これら制度の整備にあたつては國家ならびに地方の公務員の採用、身分待遇等に一貫性をもたしめ中央、地方の人事交流の余地を考慮することが必要であると思われる。

最後に、國家公務員法制定以来、政府各部門の間の人事、給與等について事務管理上統一均衡の途の拓けてきたことは眞に望ましいことであるが、その施行にあたり、人事院の承認を要する事項が、相当数にのぼる上、その手続煩雑で且これを処理する人事院の事務能率低く、ために人事行政の澁滞をきたしている面も見逃しえないのであつて、事務処理上相当改善を要する点のあることは否定できない）

（註）　地方自治法附則第八條関係職員調（総理廳官房自治課の資料による）

二四・五・二〇現在

	定員	
関係省	職員種類	
厚生省	少年教護院	五二五
	保険	六、〇八八
	一般会計	一七四
	特別会計	五、九二四
	厚生年金	五、六一九
	船員保険	二九五
労働省	職業安定	二、八六九
	一般会計	一、〇四〇
	特別会計	一、八二九
北海道開発		五、〇三七
安定本部	企画調査	六六
建設省		一、七二四
河川		五二五
道路		一、一四六
建設工事本部		五五五
運輸省		二、五二二
港湾		六九〇
商工省		八五五
工業試験場		二、五二二
農林省		一〇八
開拓		二四〇
農地調整		八三〇
公共事業		七五五
同		一、九二三
小計		五九
漁港		七五
農業生産確保		四三
畜産改良		一五九
農業試験場		六五
水産試験場		一四九
水産膨化場		五九
水産増殖施設		一四、五三九
総計		

（参照）　地方自治法附則第八條

政令で定める事務に従事する都道府縣の職員は、第百七十二條、第百七十三條及び第百七十五條の規定にかかわらず、当分の間、なお、これを官吏とする。

（二）　四八時間制に関する事項

政府は新給與法の実施と共に人事院規則をもつて、職員の勤務時間を従来の週三六時間より週四八時間に延長したのであるが、これについては、経済九原則の実施と密接な関係をもつやむをえない労働強化であるとされている一面、現在のわが國の交通事情その他より、現実には、はなはだ苛酷なる

勤務狀態を招來し、職員の健康、能率及び教養の上に惡影響を及ぼしていると云われている。土地の狀況と職務の種類に適應した一律でない勤務時間制度を樹立することは必要であると考えられる。

さらに給與問題と關連して、現行の六、三〇七円ベースの給與は三六時間制を標準にして定められたものであるのに勤務時間の延長を行つたにかかわらず、給與ベースの改訂のないのは實質賃銀の低下であるとして職員間の大きい不滿となつている。

（三）給與に關する事項

六、三〇七円ベースによる新給與法は昨年一二月一日より施行されたのであるが、たまたま稅金の年末調整と再計算指令に基く給料差引が行われ、これと勤務時間延長の問題がからみ實施早々種々の紛議を起したのであつて、六、三〇七円の給與ベース引上げは實質的には賃金の低下であるとの非難の声もきくのであつた。

本委員会では現行の給與が生計費を基礎とし、民間企業とも均衡のとれた正當の報酬であるか否かの基本問題の究明とともに給與ベース引上げによる實質賃金の增額の程度を調査したのであるが、東京都における國家公務員の一世帶当り一ヶ月收入は一世帶の收入総額において一一月は一〇、一四三円であり三月は一三、四五〇円である。その中世帶主がその勤先から得る收入は定期的收入が一一月の七、〇六五円から三月の一〇、七九三円に約五三%增加し臨時收入は一一月の一、九〇九円から三月の一、四〇五円に約二六%の減少を示している。これは新給與のために定期收入が增加する一方四八時間勤務制の設定により超過勤務收入の減少をきたした結果である。

定期、臨時收入を合算した額を見れば、一一月においては八、九七四円であり、三月においては一二、一九八円である。その增加の割合は約三六%である。もつともこの收入額からはいずれも所得稅を差引てないものであるから、稅額を差引いた手取りの金額を推算すると一一月は七、五八六円、三月は一〇、〇〇二円でその增加の割合は約三二%である。

すなわち新給與法の實施のために國家公務員の名目上の收入は約三割方上昇したと考えられる。

以上の事實より新給與法に対する不滿は勤務時間の延長を給與関係の考慮の外におくならば、稅金の年末調整と俸給の再計算による差引及び一月、二月分の給與が六三〇七円ベースで計算した金額でなく、新給與法の規定（第三二條）にもとづいて、それぞれの百分の一七、五を減額したものであつたことに、その原因が存すること明である。

最後に現行の六、三〇七円ベースの給與基準を決定するにあたつては、昭和二三年七月の物價を計算の基礎に用いたのであり、これが實施当時の一二月一日において妥当なものであつたか、否か、更に現在においてもなお妥当であるか、否かについては、相当の疑問があるのであつて、この問題については未だ正確な結論を出すに到つていないが、七月以降本年三月までにC、P、Sの綜合指数は一八、五%上昇し、一世帶当り一ヶ月支出総額は一四%增加している。政に本年三月の物價は現行給與の算定基礎になつた昨年七月当時に比して約二割上廻つているのであり、その後四月十四日には主食の値上りが行われたが、その引上率は一三%、昨年の七月当時に比べて五二%方上廻つている。更に五月一日以降鉄道旅客運賃の六〇%値上及郵便料金の値上などいずれも國家公務員の生計費の膨脹に大きく影響しているのであつて國家公務員にたいする合理的給與基準としての六、三〇七円ベースには相当の考慮の余地を存するものといわざるをえない。

別表（第一）　東京都における官吏の一世帶当り一ヶ月收入額

（総理府統計局の勤労者世帶收入調査報告資料中官吏の分を抽出したるもの）

年月／項目	世帶の收入総額	世帶主の勤務先からの收入 定期收入	臨時收入	合計	勤務先からの收入合計に対する一ヶ月当稅額	勤務先からの手取額	配偶者、その他の世帶員の收入総額
昭和二十三年十一月	一〇、一四三円	七、〇六五円	一、九〇九円	八、九七四円	一、三八円	七、五八六円	一、一六〇円
昭和二十四年三月	一三、四五〇	一〇、七九三	一、四〇五	一二、一九八	二、一九六	一〇、〇〇二	一、二五一
十一月を百とした三月の%	一三二・七	一五二・七	七三・六	一三六・九	一九八・二	一三一・八	一四〇・〇
十一月と三月との差額	＋三、三〇七円	＋三、四二八円	－五四円	＋三、三一四円	＋一、〇二六円	＋二、四一六円	－一、〇三一円

（備考）一ヶ月稅額の計算に際しては扶養家族の控除を計算しなかつた。その理由は扶養家族の控除による稅額の減少度が全体に対して微量であるのと、課稅による生活圧迫の強大なものを選択した方が給與增加の結果を比較するのに適当すると考えたからである。

（甲）　公務及び團体に勤むる勤務員の一世帶当り一ヶ月收入金額（20都市平均）

收入	実収入総額	実収入	勤労による收入							配偶者その他の世帶員の收入総額	その他の臨時収入	実収入以外の收入
			世帶主收入						内職による收入額			
			総額	勤め先からの收入								
				総額	本業收入							
					総額	定期收入	臨時收入					
昭和23年11月	10,027	9,266	9,047	7,567	7,557	7,519	6,011	1,508	10	180	1,300	219	761
昭和24年3月	12,141	11,470	11,182	9,826	9,778	9,764	8,114	1,650	53	177	1,178	288	670

（乙）全産業の総平均

昭和23年11月	10,705	10,022	9,820	8,456	8,406	8,355	7,226	1,129	50	161	1,203	202	683
昭和24年3月	12,229	11,634	11,448	9,821	9,762	9,751	8,881	870	58	140	1,486	186	595

別表（第二）　全都市消費者物價指数（昭和二一年八月―二二年三月＝一〇〇）

（総理府統計局調査による）

	期間	綜合	食料費		非主食	被服費	光熱費	住居費	雑費
			合計	主食					
昭和二三年	七月	三九四・七	四六二・三	三五一・五	二八八・七	四二八・四	五四三・四	二八三・九	六三〇・四
	八月	四一〇・五	四八九・七	三五六・〇	二九三・二	四三一・一	五五七・三	三一一・七	七二五・七
	九月	四一七・八	四九一・二	三五一・八	二九三・四	四三六・〇	五五七・九	三一七・七	八〇四・三
	一〇月	四〇六・三	四七九・〇	三五九・五	二九六・〇	四九一・一	六一九・四	三四四・〇	七八七・九
	一一月	四三三・〇	五二〇・三	三六〇・三	三〇五・四	五〇六・〇	六二三・八	三七二・二	八〇八・三
	一二月	四五六・七	五四八・一	三六八・一	三二四・九	五五三・七	六五五・九	三八七・九	八二八・九
昭和二四年	一月	四七五・一	五七四・〇	三九四・七	三三一・〇	五八六・三	六九五・二	四〇一・二	九〇一・二
	二月	四六六・二	五六八・四	三七八・四	三二八・二	五八〇・九	六九〇・八	四〇一・二	九〇一・二
	三月	四六八・一	五六〇・七	三八〇・七	三三二・一	五七八・二	六九七・七	三八四・八	九一二・一
対昭和二十三年七月比		＋一八・五	＋二一・一	＋一・六	＋一七・八	＋三四・九	＋二・六三	＋三五・五	＋四四・六

調査報告書

日本経済の安定と復興に関する件

右の件に関し、まだ調査を終えないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年五月二十日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鎌田　逸郎　西川　昌夫

奥　主一郎　池田七郎兵衛

帆足　計　奥　むめお

和田　博雄

日本経済の安定と復興に関する調査報告書

経済九原則の指令に基く諸方策の日本経済に及ぼす影響はじん大なものがあり、この実施諸條件並びに実施状況の檢討は、日本経済の安定と復興を図るため刻下の急務である。よつて本委員会においては、第五回國会の再開とともに、三月三十日「日本経済の安定と復興に関する調査」を行うことを議決し、調査承認要求書を提出、翌三十一日承認を受けたので、直ちに調査を開始し、法律案等の審議と並行して、本調査事件に関し十回余にわたり委員会を開き、政府及び民間各方面より説明及び証言を求め、更に諸般の資料のしゆう集につとめた。しかしながら本件は、廣はんな関連性を有し、なお多く未調査の問題を残しているので、今後も引続き調査を継続する必要があり、未だ結論を得るに至つていないが、一應ここに現在までの調査経過の概要を報告する。

一、経済復興長期計画

本問題は、本調査事件と密接、且つ、重要な関連を有するので、本委員会としても特にこれを重視して、経済安定本部経済復興計画委員会において作製中のいわゆる復興五ヶ年計画について、数回にわたりその基本方針、作業状況、昭和二十四年度実施諸計画との関係及びその他問題となるべき諸点等の説明を聽取し、質疑を行つたが、諸情勢の急激な変化のため、計画をしばしば改訂する必要があり、該委員会としても現在最終案を檢討中の段階であつて未だ成案を確定していないので、今後も説明聽取、資料しゆう集を行つて、本計画の方針、内容、具体化の可能性及び九原則との関連等について檢討を続けてゆくこととした。

二、昭和二十四年度生産計画及び資金計画

本問題は、既に第一・四半期の半ばを経過した現在、早急に決定実施する必要に迫られているが、日本経済の包藏する諸般の矛盾と弱点に対して具体的な解決策が決定せず、なかんづく重大な要素となるべき本年度の米國対日援助見返資金の運用方針が未だ確定しないため、具体的且つ数字的な立案、檢討は殆んど不可能である。しかしながら、インフレ抑圧のための財政の均衡確保と、日本経済自立のための輸出の振興を図るため、経済復興に必要な資金、資材の供給減少と購買力の低下は避け難いから、昭和二十四年度における石炭四千二百万トン、普通鋼鋼材百八十万トン生産を基調とする諸計画の達成は相当の困難が予想される。

本委員会としては、以上の観点から特に鉄鋼、石炭及び電力の各基幹産業部門をとり上げて、それぞれ民間業者及び政府より証言を求め、檢討を加えたのであるがいずれについても設備資金の供給、購買力の維持、適正価格料金の決定等が計画達成の鍵となつており、これ等の点について善処を要望する声が強く、結局産業資金計画の確定と、これによる円滑な資金供給の見透しが立つまでは、本問題に関する結論は得られないので、更に引継いで調査を続けると共に、これらの早急な解決について政府をべん達することにした。

三、中小企業問題

前項に関連し、又経済九原則の実施に伴い、日本経済において特殊な地位を占める中小企業の受ける影響はすこぶる重要であるので、本問題について中小企業者の証言を求め、又商工委員会と連合委員会を開いて檢討を行つた。その結果、金融、税制、企業合理化、集中生産及び輸出への影響等の問題が、特にその焦点としてとり上げられたのであるが、前項と同じく資金計画、物資需給計画及び失業対策等の基本的計画の未確定な現在においては、未だこれ等の問題について結論的な意見に到達し得なかつたので、本問題についても更に調査を進めてゆくこととした。

その他農業、貿易、爲替レート決定による影響、統制方式及び物價政策等多くの重要な問題があるが、現在までの処、基礎資料のしゆう集に止まり、未だ報告すべき段階に至つていない。

調査報告書

社会保障制度に関する調査（継続調査事件）

右の件に関しまだ調査を終えないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年五月二十二日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

山下　義信　中平常太郎

谷口彌三郎　中山　壽彦

紅露　みつ　横積眞六郎

岡元　義人　竹中　七郎

姫井　伊介

社会保障制度に関する調査（第二次中間報告）

一、調査開始

本委員会は、社会保障制度の確立が現下の最も緊要なる問題であると認め、その立法化に資する目的を以て、第四國会に於て、十二月十二日議長の承認を得て本調査を開始した。

二、継続調査

第四國会に於ては、調査期間は極めて短時日であつたので、十分

な調査を行うに至らず、且つ本調査事件は、極めて廣汎な社会問題を包括して考察する必要があるので、本委員会は、閉会中も継続調査の必要を認め、これを議長に要求したところ、十二月二十三日院議を以て、閉会中も本調査を継続することに決定した。

三、調査経過

本委員会に於ては、閉会中、委員会を開くこと三回に及び、英米を始め諸外國の社会保障制度並びに我が國の現行社会保障制度につき、関係方面の意見を聽取し、各種の資料を蒐集し、鋭意これが調査檢討を續行した。その経過並びに結果に関する第一次報告は、二月十日付を以て中間報告した通りであるが、第五國会に於ても委員会を開催して本調査を續行した。

前國会に於て制定した、社会保障制度審議会設置法による同審議会の成立及びその進行に伴つて、一層本調査事件の重要性を再確認し、これが調査研究を續行し、以て國会の使命達成に資する必要あることを痛感する。

右本委員会において蒐集し、檢討中である資料を附して本調査事件に関する第二次の中間報告とするものである。

〔資料省略〕

調査報告書

社会事業團体及び施設の振興、整備に関する施策の調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年五月二十二日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

山下　義信　中平常太郎
谷口彌三郎　中山　壽彦
紅露　みつ　穗積眞六郎
岡元　義人　竹中　七郎
姫井　伊介

社会事業團体及び施設の振興、整備に関する調査報告

本委員会においては第一國会以來、社会事業振興に関する調査を行つて來たが、第五回國会に当つては特に社会事業團体及び施設の振興、整備に関する施策が、現下社会問題の処理上最も緊切なものである実情に鑑み、議長の承認を経て本件の調査を行つた。

一、調査の経過

調査は予て蒐集した各種資料を参照し、政府の説明を聽取し、各種関係資料を整備檢討すると共に民間團体、施設の実際について証人の証言を求める等調査に努めたが、更に愼重を期するため、一般厚生問題の実地調査として議員派遣を要求し、二月二十五日より三月十一日までの九日間及び四月二十七日より五月三日までの七日間の両回に亘つて、東北、近畿、中國及び中部各地方の二府八縣における現地調査をなし、極めて熱心且つ眞剣な審議を行つた。

二、調査の結果

調査の結果、結論として、社会福祉に関する諸法制の不完備と、関係行政施策の不調整且つ不徹底が指摘される。特に社会福祉関係機関例えば各種委員制度とその運用が現実の要求に即應しておらず、又國及び公共團体の財政措置が適切でないため、公共扶助施策が難行している。加えて民間社会事業の財源が確保されていないので、公私社会事業は何れも甚しく不振の狀況にある。

これが対策としては公共の法制並びに財政的措置に俟つべきものが少くないが他面においては、旧時代から自然発生的に散在している團体並びに施設を、行政上單に便宜的に利用することを專らとするが如き消極主義を是正し、全國公私社会事業が地域的にも、対象的にも、企画性をもつて民主的に運用されるよう積極的に促進するところの施策が必要である。しかして、社会福祉施策の徹底を期するためには、その本質上國民全体の協力が必要であることは勿論であるが特に社会事業の民主的組織と、その適切な協同活動とが最も肝要である。しかるに、これが推進機関たるべき関係團体は、戰後その機構等を形式的に改めたものもあるが、実質的には今日なお、概ねその團体の沿革その他による強い因襲に拘泥し、綜合的團体は無力であり、分業的團体は孤立且つ独善的であつて、殊に恩賜財團と呼称する團体においては、その事業は停頓し、單に團体の名目を維持するに腐心している現狀にある。

政府はかかる團体に対して年々委託事業費を交付して、國及び公共の事業を代行せしめる方針を採つている。政府事業を民間に委託し、官民協力してその事業の進展を図ることは現下の情勢より一つの方法ともいい得るであろうが、その施策の現実は、戰前長期に亘つて弊害を伴つて來たところの政府御用機関特典機関政策の因襲をそのまま踏襲しているものであつて、その余弊は廣く社会福祉事業推進の障害となつており、憲法第八十九條の精神に照らしても遺憾の極みである。よつて政府において速かに國民の社会福祉に関する基本的企画を明かにし、新日本社会事業の民主的昂揚に関し適正な対策を講じ、その遂行を期する様努むる必要がある。

右の狀況に照らし、本件に関する要点として特に左記各項が指摘される。

一、社会事業團体の組織機構並びに分業の調整を図ること。

(イ)　分業團体の調整を図ること。

(ロ)　綜合協力團体の結成を図ること。

二、社会事業施設の企画と整備、拡充を図ること。

(イ)　施設の分布及び立地計画を檢討すること。

(ロ)　施設の公営化問題及び施設の内容を檢討し、査定の合理化を図ること。

三、社会事業従事者養成の充実強化を図ること。

中央及び地方社会事業学校の拡充強化と、運営の適正化を図ること。

四、社会事業従事者福祉の増進を図ること。

従事者共済機関、その他福祉事業の促進を図ること。

五、社会事業財源及び資材の確保と適正配備を図ること。

(イ)　社会事業必需資材の確保と適正配備を期すること。

(ロ)　共同募金及びその配分の適正を期すること。

(ハ)　社会事業金庫の創設とその適正な運営を期すること。

(ニ)　その他社会事業財源の確保を図ること。

六、宗教、文化各團体の協力の促進を図ること。

七、当面特に留意すべき國民社会福祉協力運動の促進を図ること。

(イ)　戰争犠牲者、引揚者福祉に関する運動。

(ロ)　未亡人福祉に関する運動。

(ハ)　児童福祉に関する運動。

(ニ)　身体不自由者福祉に関する運動。

(ホ)　その他社会福祉に関する國民協力促進運動。

右、本件に関する調査の結果を報告する。

調査報告書

人口対策並びに産兒調節に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年五月二十二日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

山下　義信　中平常太郎
谷口彌三郎　中山　壽彦
紅露　みつ　穗積眞六郎
岡元　義人　竹中　七郎
姫井　伊介

人口対策並びに産兒調節に関する調査報告書

本委員会においては、わが國の現狀に鑑み、人口問題の実情とこれが

対策特に産兒調節施策の現狀を調査してその合理化を図る必要の緊急性を認め、四月七日議長の承認を得て本件の調査を行うこととなつたのである。爾來、本委員会においては関係官廳から説明を求め、或は專門家を招聘して、實情を聽取し、或は議員を各地に派して、地方の情況を調査し、各方面から資料を蒐集して愼重審議した。本調査は未だ完了しないが、今日までの調査の結果を左に報告する。

一、緒論

わが國人口の趨勢は德川時代百数十年の停滯狀態より、轉じて明治以來大增殖の時代に入り、今日に至るまで未だその傾向を続け來つている。即ち明治五年には三千四百万人であつたものが、六十三年後の昭和十年には七千万弱の約二倍に達し、終戰後の同二十三年には八千万を突破して、五年後には九千万人という数字を示すものと予想されている。

人口の過剰は、一人当りの生産量の減退、實質賃銀の減少、生活水準の低下を招來するものであるが、一方終戰による経済的基盤の大量喪失と、わが國生産能力の大幅な縮少は、人口と人口收容力との間の均衡を甚だしい程度に破壞し、このような相対的意味における過剰人口は今や世界にも類例のない程のものとなつた。從つて、人口の增加を抑制することは、戰後の社会不安を掃除し、経済復興を促進して、內は國民の人權を保障し、外は列國の信頼を得る必須の條件である。もしわが國の現狀の如き人口增加力が継続するならば、近い將來にマルサスの所謂「死の法則」に從わなければならないであろう。即ち、これは最低生活水準も維持し得ない人口が、週期的に餓死或は疾病によつて整理されることであつて、かくては、経済の復興、社会不安の除去を期待することが全く絶望となる。

出生と死亡との差は、即ち人口の自然增又は自然減であるが、人口問題及び人口政策の主なる対象は数の問題から始まる。人口の增減に関する問題には、社会的のものと生理的のもの、又は土地資源と社会組織との関係が考慮されるが、從來國家が行つて來た人口政策は多く移民に対する政策、死亡に対する衞生政策等、社会的な関係のもののみであつた。出産という自然現象が、人口の趨勢を決定する重大要素であるにも拘らず、産兒調節は個人の問題で國家の問題でないとされて來た。

人口過剰とは、國土の人口收容力の不足である。國土の人口收容力が人口の增加に及ばざることである。「ポツダム宣言」の受諾の結果、極めて制限された経済條件の下に、資源乏しく狹隘な國土に多数の人口を支持しなければならなくなつたわが國においては、この相互の正当なる比率を保持せんがため、人口の側において調節するの外なき狀態となり、國民生活の窮迫は産兒調節に対する要求を促すことの切なるものがある。世界の主要國におけると同様に、わが國においても、人口問題、就中、出生の問題が社会生活の最関心事となるに至つた。

二、戰後の人口動態

第一次大戰の例にみても、戰爭による若者の動員は人口の減少を來した筈であるが、第二次大戰に際するわが國においても、戰爭の直接の影響たる人命の大量喪失（公表推定三百二万人）があるにも拘らず、戰時中の人口の自然增加と海外同胞の引揚げとのために人口は著しい增加を示した。即ち、昭和十二年以降二十一年まで十ケ年間の出生累計二千六十六万人、死亡累計千三百四十九万人、人口自然增加は七百十七万人となり、これに昭和二十二年九月末までの自然增加百十万人を加えた八百二十七万人が事変以來終戰までの自然增加である。昭和十一年十月と同二十二年十月との人口調査を比較すると、前者七千二十六万人、後者七千八百六十二万人、差引八百三十六万人の現在人口の增加となり、沖繩、千島等內地の領土減少による現在人口の減少を約四十万人とすれば、事変以來の自然增加と、現在人口の增加とは略々匹敵するのである。

終戰後の人口增加（千人單位）

昭和年月	人口	自然增加	引揚数	退去数
二〇、一一	七二、四五五		九二五	六五五
二一、五	七四、〇二四	一、五六九	四、一七九	四九八
二一、一〇	七八、六二七	四、六〇三	七三七	二六
二三、八、一	八〇、二一七	一、五九〇	三〇四	八

終戰以來、最近に至る人口補正調査によれば、昭和二十二年十月以降の自然增加が急激に減少したのは在外引揚者の著しい減少からであるが、引揚数に対する非日本人の退去数は、人口增加に余り大きな意味を持たなかつた。從つて、昭和二十二年までの人口增加の六〇%以上は引揚数の超過による增加であるが、同二十二年十月以降は增加人口の八〇%以上が出生の死亡に対する自然增加である。

最近における出生率は、戰後の一時的現象として激增したが、二十三年五月以降は月別出生数においても明かに減少を示し、常態に復したものと思われる。わが國の出生率は、大正九年に人口千対三六・七という絶頂に達し、それ以來、明瞭な減退傾向を示して戰前の三一・〇に至り、この間の減退割合は一五・四%であつて、近代的出生減退の初期としては、イギリスと全く同じ割合で、減退割合の大なる國に属すると謂われる。

終戰後の人口動態（人口千につき）

年次	出生率	死亡率	增加率
戰前平均	三一	一七	一四
昭和二一	二五	一八	七
同 二二	三五	一五	二〇
同 二三	三四？	一二？	二二？

人口問題研究所の見解に從えば、今後日本が農業國に逆轉しない限り、近代的出生減退の通例として、日本の出生率は益々加速度的に減退することを暗示する事実が認められるといわれる。即ち、死産增加の傾向事実は、昭和二十三年における增加が、單に届出制の励行による数字の增加とのみ認められないほど著しく、さらに衞生統計部の研究による

将來人口の推計（統計委員会公表）

年次（十月一日）	人口総数	出生率	死亡率	自然增加率
	千人	%	%	%
第一推計 昭和二十四年	八二、七三八	三四・〇	一三・四	二〇・六
同二十五年	八四、五七〇	三三・五	一三・三	二〇・二
同二十六年	八六、二七三	三三・〇	一三・二	一九・七
同二十七年	八七、九七二	三二・五	一三・一	一九・三
同二十八年	八九、六六五	三二・〇	一三・〇	一九・〇
同二十九年	九一、三五一	三一・五	一三・〇	一八・九
同三十年	九三、〇二七	三一・〇	一三・〇	一八・〇

と、死産中に人工妊娠中絶によるものの割合が高まる傾向が明らかに認められ、將來、出生率減退を促す死産增加の兆候は極めて顯著であるとされている。最近、僅かながら母性の死亡が增加する傾向にあることも見逃せない事実であろう。

三、將來人口の歸趨

わが國における將來人口は、統計委員会の推計算定によれば、昭和二十三年の出生率を二十二年と同様にし（三四・五）、二十四年以降は算術級数的に減退して三十年に戰前水準の三一・〇に復歸すると仮定した第一推計、二十四年以降第一次大戰のイギリス及びドイツの出生減退の略々二分の一の速度で減退するとした第二推計、また第一次大戰後のイギリスと同様の速度で降下するとした第三推計によつて構成されているが、公表された將來人口における死亡率の仮定は、第一推計は昭和二十三年を人口千につき三・五とし、欧米文明國における死亡率の傾向に鑑み、二十四年以降は算術級数的に低下して三十年に一三・〇に達するとした。第二推計は二十二年の死亡率一四・七が算術級数的に減退して三十年に一三・〇に至り、第三推計は二十二年の死亡率一四・七がコンスタンドであるとされている。

第二推計	同二十年	八二、三三八	
	昭和二十一年	八三、七七二	
	同二十五年	八五、一二五	
	同二十六年	八六、四〇三	
	同二十七年	八七、六六三	
	同二十八年	八八、九一九	
	同二十九年	九〇、一六九	
第三推計	昭和二十四年	八二、〇三九	
	同二十五年	八三、一六五	
	同二十六年	八四、一九三	
	同二十七年	八五、一三四	
	同二十八年	八六、〇一七	
	同二十九年	八六、五〇八	
	同三十年	八七、五六八	

統計委員会における推計の結果によれば、昭和二十二年の基準人口に対し、八年間の人口増加は最低八百九十四万、最高千四百四十万となり、年平均百十二万乃至百八十万、概略平均毎年百四十四万人の自然増加を示すことになる。この推計人口を長期復興計画の基礎人口に採用した経済復興委員会では、昭和二十八年までの人口増加が、國民の生活水準を著しく圧迫するものとして非常に苦慮している。

四、人口の收容力

昭和二十一年九月から略々常態に復した死亡数は、二十二年に入つて次第に低下し、その死亡率も人口千人に付一五・四を示して戦前より低下したが、反対に出生増加は著しいものがあり、二十二年は前年に比し四〇%増、戦前十年の二八%増となり、昭和元年から十年まで出生率の高かりし時代の平均三二・八を超えること七%を示し、出生数においては支那及び印度を除いて列國に比なく、平時文明諸國の二倍余に達している。從つて、人口の自然増加は百五十万、千人に付一九・四人で、その自然増加率は人口増加の甚しかつた十九世紀の欧州及び明治大正の約二倍である。

経済学者の説くところによれば、人口過剰論及び人口制限論は、常に人口と対比すべき自然富源を前提とする。この問題は、戦後経済の復興と國民生活水準の均衡とに重大なる関係を有するものであるが、敗戦によるわが國の経済力は、朝鮮、台湾、樺太等領土の四三%及びその上に存した一切の資本を失い、國内資本の喪失約八百億円、土地以外の國富の三割と推定され、経済機能の痲痺、産業能率の低下は労働者一人当りの生産能率を三分の一に減じたといわれる。

三二・七	一四・二	一八・五						
三〇・九	一四・〇	一六・八						
二九・五	一三・八	一五・七						
二八・二	一三・四	一四・六						
二七・八	一三・二	一四・四						
二七・三	一三・〇	一四・一						
二六・九	一二・八	一三・九						
三〇・三	一四・七	一五・七						
二七・六	一三・一	一四・〇						
二六・七	一二・七	一四・〇						
二五・五	一二・一	一三・九						
二四・八	一一・八	一三・五						
二四・一	一一・五	一三・〇						
二二・五	一〇・七	一二・七						

わが國経済の將来に対する構想は、既に各方面において検討されつつあることは周知の事実である。即ち、賠償問題の観点からは外務省や商工省がこれをとりあげ、外資導入の立場から財界や経済安定本部が試案をつくり、國土計画の面からは建設省が立案し、また経済復興計画委員会は人口收容力と長期復興計画の確立に着手した。総司令部のS・C・Pアッカーマン氏は、日本の天然資源は必ずしも貧弱ではないが、まだ充分に開発利用されていない。併し山岳、渓谷に富んでいるから灌漑と発電の恩恵は大きい。漁場にも恵まれているので、科学を発達、利用すれば八千万人まで自給自足し得るが、それ以上は困難であるといつている。

昭和二十三年には既に人口は八千万人を突破したが、米國アッカーマン教授の報告書によれば、日本の人口が八千万人に安定するとしても、日本では健康保持に必要な最少限は一日約二、一六〇カロリーと蛋白質七〇グラムと考えられているが、これだけの食糧を八千万の日本人に與えるには二百二十五万五千トンの蛋白質を含む米換算二千二百万トンの食糧が必要であると結論している。わが國の米産額六千五百万石として、一人一年の消費量を戦前の一石一斗とすれば人口扶養力は五千九百万人であるが、八千万の人口が昭和五年の生活水準を維持するには、戦前の價格にして二十七億一千七百万円、弗貨にして七億八千二百万弗となる。戦後の米國物價騰貴率を四〇%とみても、所要外貨は十一億弗であるから、戦後経済における輸入物資代金支拂としては到底不可能である。

最近の統計によれば、農業人口は現在すでに千七百万人を突破し、昨年四月頃を頂点として耕地面積は減少の傾向を辿つている。農林省の開拓計画は、残存開墾干拓適地百六十五町歩を昭和二十年以降六ヶ年間で開拓することになつているが、これとても收容農家最大限百万戸、就業人口二百万乃至三百万人に過ぎないから、農民の生活水準を低下せしめない限り、これ以上の農村吸收余力は殆んどあり得ないとされている。そこで、都市における人口收容力の拡大化の促進となるのであるが、米國ワレン・トンプソン博士は、八千万人の日本人を養つて行くには生産の増強、貿易の促進だけでは困難であるとしている。アジア大陸では日本の産業の大きな発展を軍事的脅威とみなしている。

かくの如く、わが國の人口増加は経済自立計画の遂行を脅かしているが、最後に残された移民の懸請も、人口問題解決の要素たり得ない。戦前においては次の通りであつた。

日本本土からの流出人口（推計）

期間	年平均流出人口
大正九年―十四年	六八千人
大正十四年―昭和五年	七一千人
昭和五年―一〇年	一〇一千人
昭和一〇年―一五年	二四六千人

少くとも、今後十年間は政治的にみても実際問題としても、移民の実行は困難であるが、中國、朝鮮、インド、ジャワ、エジプト、イタリヤなどの人口増加数はわが國の数倍に上り、案分比例で移住の機会を與えられたとしても、現在の自然増加の一部分しか解決し得ないであろう。從つて、わが國の人口問題の解決は、日本國内にこれを求めなければならない。

五、人口の安定化

米國アッカーマン教授の報告書は、「日本の資源問題については別の解決策を考えることが必要になる。それは人口増加率の引下げによる総人口の安定である。日本の人口が八千万程度に止るならば、日本経済の均衡化と一般日本人に相当の生活をさせることも出來そうに思われる。しかし人口が一九七〇年には九千七百万になるような率で増えるとすれば、望みはうすくなる」と述べているが、日本の人口問題の解決を日本人が自主的に國内に求めなければならないとする結論は、國民生活水準の維持向上を要求する必然的方途としての人口制限を強調するものに外ならない。

人口の制限は、國民の出生率を低下せしめ、且つ死亡率をも低からしめることを目標とすべきである。各國の死亡率は大体いずれの國も低下の一途を辿つているが、戦前の諸文明國に比して断然高位を示していたわが國も、終戦直後は大正七年乃至九年を思わせる高い死亡率（二六%）を急速度に低下せしめて一五%内外に落ちつく低率を示した。死亡率の引下げに成功した日本は、今後の出生率を引下げることに努力しなければならない。

人口問題研究所の調査によれば、一夫婦の産児を最高三人に制限すれば、全産児の数は半減するという結論に到達しているが、差当り文明國の平均出生率、即ちわが國の戦前の出産率（昭和八年乃至十二年平均三〇・八%）の半減を標準とすべきである。出生率が半減すれば、わが國の死亡数中最も大なる部分を占めている乳兒死亡率が当然に低下するから、全体としての死亡率が低下し、少くとも千人につき十五人の割合を示す平時のフランスと同程度に達するであろう。出生率と死亡率が均衡を保てば、人口は増加もせず減少もせず停止の状態を維持することになる。

文化の高い國が出生率の低いことは、近時人口動態における最も顕著なる傾向であるが、死亡率は文明の進み生活程度の高くなるにつれて低くなるのは当然である。近代文明

國において、出生率減少の傾向が先ず現われたのはフランスであつたが、出生率減少の原因如何の問題はフランスにおいて最も多く論ぜられた。それに関する学説を大別すると、次の三つに分類されるが、第三説が現時の通説となつている。

第一、生理説、即ち人の意思によらず、人の孕妊力そのものが減退したとの説

第二、マルサス的説明、即ち出生減少を経済的理由に帰するもの

第三、任意説、即ち出生の減少は人が任意的に実行（産兒制限、受胎制限）するものなりとの説

産兒調節が最も廣く行われ、早く且つ顯著な結果を示したのはフランスであるが、これを観察すれば、産兒調節の方法の普及し易い程度に應じて、出生率の減少をみることが出來る。即ち近時の出生率の減少は、主として産兒調節の方法の普及にあることが、実証されている。人口増加政策が國の指導の下に國策として実施されるのに対し、産兒調節は飽くまでも個人の自覚に基づいて行われ、國策として採用された例は極めてすくない。

わが國に産兒調節が紹介されたのは大正九年以降のことであるが、人口問題研究所における最近の調査によれば、東京都を中心にして行つた産兒調節の実態調査の結果は、東京都区を中心にして交通並びに文化圏距離に比例して産兒調節が普及傳播している。從つて、東京都区及び近郊市町村の平均普及率は二三・五％となり、ハイムズのイングランド及びスコットランドにおける一九二八年の普及率二五％に近づいている。米國では現在八〇乃至九〇％の普及率であるが、実情調査の將來における実行希望率はわが國でも七五％に達している。現在では知識階級に專ら行われている模様であるが、小学校出の事務官や農業者に次第に普及していることが認められ、特に近郊市町村の農業者や労働者等が比較的に高実行率を示しているので、今後の社会各層に急速に普及する可能性が充分にあると認められる。然し乍ら、産兒調節の実行成功率が五〇％内外の数字に止ることは、農民に限らず一般人に対する知識の健全なる啓蒙と普及が行われなければならないことを如実に物語るものである。

人口の安定化は、生活水準の維持向上と人口制限とに有機的結合を有するものであるから、社会生活全般の改善向上を考慮しない産兒調節は無意義である。

六、結尾

如上を綜合すると、わが國の過剰人口は、人口を養う收容力の問題と人口趨勢それ自体についての問題、即ち人口の趨勢が人口の收容力に対して過度に増加する傾向を明らかに示している。殊に、人口構成が若年層の多いことは、今後十年乃至十五年間において、人口増加の線を辿ることを必至確実なものと予想させるのである。

人口收容力の問題は、各方面にわたる廣汎なる有機的対策を必要とする。わが國経済復興計画による工業化、輸出促進等の施策は、経済九原則に明示された政策の線にそつて、経済安定の達成に努力すべきは当然である。

人口趨勢それ自体についての問題は、昭和二十三年五月以降、出生率の減少傾向があらわれて來たが、これは復員、引揚げによる出産激増の一時的原因の消失と産兒調節普及の徹候が確められるものであるから、人口抑制対策の必要が未だ失われたとはいい得ない。從つて、死亡率は当然引下げられなければならないとすれば、残る問題は出生率の問題と人口の質の問題とである。

人口抑制の問題は、收容人口に対する確たる目標、即ち人口の総数及びその制限を実施すべき期間等に関する具体的方針を樹立する必要があるが、幸いにも内閣において、人口問題審議会を新設する予定の由であるから、これに期待するところが多い。

産兒調節を本能のままに放置すれば、現下の傾向としては、有識者又は器具類を容易に購入し得る者のみに限られ、眞に調節を奨励勧告すべき必要ある者に普及を見ざる現状であるから、將來、優秀素質の出生を減じ、人口の数においては大なる変化が現われない場合でも、所謂逆陶汰現象の現われてくることは必然である。

最近の死産その他の出生統計等により、人工妊娠中絶の普及を確認せられるのであるが、優生保護法による不良素質の防止及び母性保護の立場からの妊娠調節並びに人口妊娠中絶を実施すべきは勿論、更らに進んで出生低下の積極的施策を講ずる必要がある。それは、産兒調節普及の徹候が認められる今日、國家の経費負担による産兒調節に対する勧告指導が最も適切であるとしなければならない。尤も、産兒調節普及に関する速度の決定は、社会生活條件の実態的変化を根底とするものであるから、これが指導の方策は、実態的條件に対する促進力の附與でなければならない。

調査報告書

貿易振興方策に関する件

右の件に関し、まだ調査を終えないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年五月二十二日

商工委員長　小畑　哲夫

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

宿谷　榮一　　玉置吉之丞
佐伯卯四郎　　小杉　繁安
山田　佐一　　平岡　市三
重宗　雄三　　境野　清雄
島　清　　中川　以良
阿竹齋次郎

貿易振興方策に関する調査報告

一、貿易振興の必要性と調査の経過

狭い國土の上に八千万の人口を養わなければならぬわが國にとつて、貿易の重要性は今更説明するまでもあるまい。天然資源に惠まれないために、單に生活を維持して行くだけでも、相当多くの食糧や工業原料の輸入を必要とする。例えば食糧についてみても、昭和五―九年に外地からの移入を含めて主要食糧の輸入は一八〇万屯であつたが、昭和二十八年に三合配給を実施するためには四〇〇万屯の輸入が必要といわれる。その他棉花、羊毛、ゴム、鉄鉱石、石炭、塩等、輸入に俟たなければならぬ物資は頗る多い。從つてこれ等の輸入を可能ならしめるためには輸出を伸長させなければならぬのであるが、國内産の原材料、又はその加工品の輸出だけでは、残念ながら右の必要輸入量を賄うだけの外貨を獲得し得ない國情にある。輸出を行うための原材料も亦輸入に俟たねばならぬのである。即ち、わが國で人口を扶養して行くためには、外國産品を必要とし、それを輸入する資金は國産品だけの輸出では間に合わず、その不足を補うためには更に外國の商品を輸入し、これに加工して輸出するところの所謂加工貿易方式を相当に必要とするのである。從つて輸出入ともに相当の規模に達しなければ、その收支を均衡させることが不可能で、貿易を振興させることは國民生活を維持向上せしむるために必要不可欠の條件となるのである。

経済安定本部の経済復興五ヶ年計画（案）では、右の一應均衡のとれた輸出入額を昭和二十八年度に達成せしめようとし、その額を

輸　入　一五・八億弗
輸　出　一五・一億弗

とし、差額は貿易外收入（外資をも含めて）によることにしている。しかるに現状は如何というに、

	輸出額	輸入額	入超額
終戰時―昭和二一年	一〇三	三〇五	二〇二
二二年	一七四	五二六	三五二
二三年	二五九	六八三	四二四

（単位百万弗）

であつて、目標よりは遠かに低いものである。入超はガリオア資金、エロア資金等の米國対日援助資金によつて賄われているのであつて、この援助は昭和二十四―五年度においては四・九億弗に増額される予定であるが、かかる援助を出來るだけ少くして、自立経済を早く達成することが、昭和二十三年末に発せられた経済九原則の要請である。從つて永く援助に期待することは出來ない。一日も早く目標に達するように努力すべきであるが、それには二十三年度に比較して、輸出において六倍の飛躍的増大を実現しなければならず、

その際にも輸入はこれを二・四倍に止めなければならないのである。この目標に達せしむることは決して生易しいことではない。かくて貿易振興の方策、特に輸出増進策がわが國經濟政策の最も重要且つ緊急を要するものとなるのである。

かかる観点からして本委員会においては第五國会の劈頭二月十二日に「貿易振興方策に関する調査承認要求書」を提出して議長の承認を得、爾後第五國会においては議案審議の間隙を利用してこの調査を続けて來たのである。

又二月下旬より三月初旬にかけて東海近畿両地方に議員を派遣して実地調査に当らしめた（その日程及派遣議員名は末尾に付記）。その際視察した産業は金属工業の中では鉄鋼、軽金属、機械工業の中では車輛、紡織機、造船、自轉車、樂器、紡織工業としては紡績、綿織物、毛織物、染色整理業、化学工業ではゴム製品、皮革、窯業ではセメント、陶磁器、その他に発電所、港湾施設等に及び、又各所において関係官民と懇談会を開催して事情を聽取し意見を徴することにしたので、日本経済が経済安定九原則並に單一爲替設定を如何に迎えようとしているかについての各般の事情を知ることを得たのである。

二、輸出振興の課題

わが國経済の必然的性格からして輸入の可及的増大を必要とするのであるが、それを実現するためには、対日援助、外資導入、その他貿易外の收入を別とすれば、輸出の増大による外貨の獲得ということに努力が集注されなければならない。即ち貿易振興の方策は当面輸出振興を主軸として考えられなければならず、それが又経済安定九原則の提示するところであつて、自立経済の達成は輸入の縮少によつて実現するのでなく、輸出の増進によつて実現しなければならないのである。從つて本調査の主眼点もこの面に集中されたのは当然である。

輸出の振興は各商品の外貨獲得力を増大し、その輸出量を増大することである。以下この点を中心として、本委員会において一應の到達した結論を記述すれば次の通りである。

一、商品の外貨獲得力を増大すべきである。

ここに仮に外貨獲得力と言つたのは、ただ高い価格という意味ではない。販賣価格から、その商品を生産するに要した犠牲を差引いた差額を大きくしようとするものである。それには出來るだけ低い原価で生産し、出來るだけ高い価格で販賣することを必要とするのである。このことは國内経済と何等変ることはない。

（一）原価を低くすること

原価を低下させることは競争力を増大し、市場を開拓する能力を賦與する所以である。而して原価引下は企業の最も努力しているところであるから、敢てここに強調の要を見ないのであるが、特に次の五点について注意する必要を感ずるのである。

その一はわが國の企業が長い間いわゆる封鎖経済下にあつて、複数レートによつて維持されて來たので、從來の企業努力が、ともすればレートを円安にすることに指向され、原価引下に向わなかつたことである。四月二十五日に三百六十円レートの実施を断行し、而も輸出補給金を全然與えない建前をとつたので、企業は好むと好まざるとに拘らず合理化を強制されることになつたのであるが、この急激なる変化に伴つて輸出に困難を生ずる企業が相当に予想せられることである。東海、近畿地方の視察は、單一爲替設定以前で三三〇円説が流布されておつた頃であるが、その際、業者の大多数はレートが円安に決定せられることを望んでいた。それは今まで、円安のレートの下に維持し得た産業が多かつたからに外ならぬ。幸に三三〇円よりは円安に決定したけれども、これによる打撃は決して小さくあるまい。政策の変更に伴い企業の蒙る打撃はその全部が企業自体の罪と称することはできない。政府はこれが轉移を円滑ならしめる方途を講ずべきであり、その犠牲が徒らに中小企業者並に労働者の失業によつて解決されることを避けると共に、失業対策に万全の処置をなすべきである。

その二はわが國において原価を著しく高くしている原因の最も大きなものの一として一般に操業率が低いということが指摘されなければならない。操業率の低いことの原因は原材料が設備に比して著しく少いことに由來する。鉄鋼業における屑鉄、アルミ工業におけるボーキサイト、綿業における棉花、毛織における羊毛等が視察の際、特に訴えられていた。その大部分は輸入原材料である。ここにわが國の輸出産業が加工貿易方式によることの大きな悩みがあるのであるが、この操業率を挙げるために、設備を切捨て、あるいはいわゆる集中生産を実行するなどの消極的方策によるよりも、寧ろ原材料の豊富に供給されるよう特別の努力がなさるべきである。輸入原材料については現在の輸入力をもつてしては多きを期待することができないかも知れないが、その輸入力の範囲内においても、安き市場に買付けること、あるいは輸入商品をわが國の実情に應じて撰択することは努力次第で不可能なことではあるまい。そのためには輸入業務を民間に移すことが必要である。元來わが國の綿業が繁栄し得た所以のものは安きところに原棉を自由に買付け得たという事実によることが大きい。更にでき得れば、再建の誘い水としてクレヂットの設定も極めて必要であり、官民ともにこれが実現を期すべきであろう。

この原材料の不足に付随する問題として、原料資材の配給について大小メーカーの利害衝突、一貫作業と部分專業者との相克が到るところに見られるのである。鉄鋼における銑鋼一貫業者と平炉業者、綿毛織業における紡織一貫作業者と織布專業者、これ等において一貫業者の原料保有に対して專業者の原料不足が訴えられ、所謂集中生産の問題とからんで專業者の不安を呼び起しているのである。一貫作業と專業と何れが有利なりや、能率的なりや、それは又製品の種類によつて如何に異なるかについて、深甚の考慮が拂われなければならないのである。

原価引下に伴う第三の問題は、屢々商品の質を低下することによつてこれを実行したところの弊害である。元來原価の引下と品質の向上とは相矛盾するものであるが、品質を下げないで原価を引下げ、あるいは原価に変動を要せずして品質を向上するところに、実際の原価引下があるのである。「安かろう悪かろう」はわが國商品の海外において得たという汚名であるが、今やこれを拂拭するの努力が必要である。從來低級品の市場であつた東南洋諸國においても文化が向上し、恐らく從來の如き低級品では満足しないであろうし、又これ等諸國においても軽工業製品はこれを自給するの機運が勃興しているので、その競争を逃れるためにも常に品質の向上技術の向上に心がけなければならない。殊に現在占領下にあつて海外に支店、出張所もなく領事館の設置もない時に一旦粗悪品としてクレームを受けるときは、輸出業者乃至製造業者の受ける打撃は深刻なるものがあるのみならず、將來の名声にも関するところ頗る大なるものがある。技術の向上、品質の向上について、業者並に政府の一層の努力を必要とするものである。

廉価に供給することの四は、延いて交易條件の改善にまで及ばなければならない。生産費が如何に廉くとも、運賃、保険料その他諸掛において多額の費用を要するとすれば、結局において海外市場における供給価格は高くなり、それは競争力を鈍ら

せることになる。戦前においては、わが國の海運会社によつて安く輸送され、しかもそれがわが國の貿易外收入となつたのが、現在これを全く失つていることは大きな問題で、運賃諸掛を低減することの努力はこれを軽視することのできない主要課題の一である。

その五は貿易関係業務の迅速化ということである。資材の割当、輸出の認許可、輸送、檢査等の諸手続が煩瑣なることは、管理下の貿易として避け得られないものであるが、それが迅速に運ばないために、金融は梗塞し、費用は嵩み、商機を逸し、対外信用を失墜し、時にクレームの理由となることも稀でない。この業務を迅速化することは特に貿易関係業者の強い要望であつた。これによつて企業は、その費用を低減するのみでなく、これにより資金資材の回轉を速かにすることができれば、それだけ資金、資材の增加を來したと同樣の結果となり、利益するところは決して少くない。由來官廳事務は危險負担なき官吏の管掌するために、事務澁滯を招く嫌があるので、できるだけ早い機会に貿易の民間移行が望ましいのである。官廳事務の刷新に関し政府は常にこれを唱えてはいるが、その具体化が遅れていることは頗る遺憾とするところである。

(二)　廉賣を防止すること

廉價に生産された商品を海外市場の許す限り高價に販賣し、廉賣を避けることは、外貨の獲得を多くし、自立経済への達成を促進する所以のものである。これは國内経済の場合でも、國際貿易の場合も異ならない。しかるに國際貿易においては廉く賣り込まれることに輸入國側から鋭い反対が起るのである。それは勿論輸入國の消費者から起るのではなく、同一商品の生産者の側から起る反抗であつて、そのために、廉賣されることが輸入國側にも却つて歓迎されないかの如き奇異な現象を呈するのである。從つて、輸出國にとつては、廉賣することによつて常に販路を拡張し得ると考えることはできず、逆に相手國の関税引上等に遇つて輸出の停頓となることさえあり得るのである。

不当廉賣は國際貿易憲章において許されないことであるが、わが國では過去において苦い経験を嘗めている。即ち昭和八、九年頃、わが國商品が海外に異常なる進出をした当時、ソシアル・ダンピングなりとの理由で、海外において輸入関税の引上、輸入制限等の制約を受けたことである。労働基準法のある現在、わが國にソシアル・ダンピングの可能性は一應存在しないといえるけれども、事情の如何によつてはその再現の危險なしとしないのである。

不当廉賣は原價を割つて販賣される場合に行われるものであるが、これは元來供給の独占ある場合、外國市場を独占せんとする意図の下に生ずるものである。しかしわが國の如く独占禁止法下においては、外國市場を支配しようとするカルテル、トラストの存在はない。從つてかかるダンピングは存在し得ない。むしろ逆に、來朝するバイヤーの数は決して多いとは称し難く、値切られるままに安賣りする危險性は多く、從つて遂に原價を割りいわゆる cut-throat competition に陷り、あるいは労働者の賃銀を切り下げてソシアル・ダンピングを行わんとする可能性が強い。かかる際に海外において許す正常なる價格まで輸出價格を引上げ、又維持することは極めて必要であり、許さるべきであり、それは輸出入國双方にとつて貿易の安定性を與えるものである。その意味においてわが國に現在行われているフロア・プライス制への反省と、過去に存在した輸出組合の意義を考えてみる必要があるのであつて、業者の多くは從來の輸出組合法の如きものが生れない限り、わが國の廉賣競爭は避け得られないだろうと述べていたことは注目に値する。

二、輸出額の增大に努むべきである

獲得し得る外貨の量は、各商品の單價とその輸出量との相乘積である。單價をできるだけ高くしたとしても、量が增大しなければ獲得外貨量は增大しない。又先に述べた外貨獲得力にしても、わが國全体としてのこの能力は各商品のもつ能力とその輸出量との相乘積であり、從つてその積を大きくなし得るよう輸出振興の政策は指向さるべきである。

(一)　貿易圏の拡大

輸出額を增加する方策の最も重要なものの一は貿易圏を拡大することである。それは一面において輸出商品の量を增して多量生産の実を挙げさせると共に、他面商品の種類を增して各種産業における雇傭の種類を強くする可能性を強くする。現在の如く國際間の通貨交換の制度が極めて不自由な時代には一國への出超をもつて他國よりの入超を補うことはできない。ポンド地域におけるドル不足が日本よりの輸出を著しく妨げていることは周知の事実である。そこで相手國毎に二國間で輸出入をバランスさせることが要請され、勢いバーター制による協定貿易たらざるを得なくなる。しかるにバーター制によることは各國別に輸出入の限度があり、少くとも入超又は出超となるべき部分の輸出又は輸入が行われないので、一國の対外貿易全体として見るときは著しく限られた形の貿易しか行い得ないのである。最近一年間にわが國は連合軍の好意により次々に貿易協定を締結することができたけれども、その金額はそれぞれの國との戰前の貿易額に比して頗る少額のものであるのみならず、又その國の数も未だ少いのである。政府はこの協定額の增大に努力するとともに、より多くの國々と協定を行うように盡力すべきである。更に協定を拡充して多角的協定にまで発展せしむるよう連合軍に懇請しなければならない。

なおこの点において最も遺憾に思うことは貿易の相手國として中國が脫落していることである。わが國の過去の貿易に見ても中國は最大の顧客であつた。そして彼國が工業未発達であり、巨億の人口を擁していることから見て、わが國としては中國との有無相通の関係に大きな期待がもてると思う。何等か適当なる方法によつて中國との貿易が再開できるよう努力すべきである。

(二)　わが商品の紹介宣傳

市場の開拓に当つて、わが商品を外國に紹介宣傳することの必要は申すまでもない。過去十年間、わが國の商品が海外に行かなかつたことは、殊更にこの必要を痛感するのである。戰前には世界の主要都市数十ケ所にわが國の貿易館或は貿易品陳列所があつて、常設的にわが商品の紹介に努め、各國の博覽会等に出品してこれを宣傳するの機会があつたのであるが、今やその何れも存在しない。僅かに來朝したるバイヤーに知らせるための陳列所が各府縣に存在するに過ぎないのである。政府は近く海外に貿易事務所の開設、本邦商社の海外支店開設、業者の渡航、貿易使節團の派遣、見本市への参加等を総司令部に懇請する由であるが、その実現と否とはわが國貿易の振興に大きな関係をもつのである。

(三)　海外市場の調査

前記の貿易関係官並びに貿易業者の海外渡航は、單なる日本商品の海外紹介宣傳のみのものではない。元來貿易は、殊に輸出は頗る他律的のものであつて、外國の要求する商品の製造輸出を必要とするのである。謂うところの他律性は、ただ海外

の需要を待つて消極的に対処するという意味ではなく、進んで海外の要求を知り、需要を喚起することも含むのであつて、ただ先方の意思如何に拘らず交易し得ないという意味で、それだけに海外の要求如何を知ることは貿易の振興に至大の関係をもつのである。戰後のわが國は極めて狭き門を通じてのみ海外の情報を入手し得るに過ぎなかつた。本委員会の議員派遣に際して、最も多く耳にした言葉は「金融梗塞」と「盲目貿易」とであつた。貿易振興方策は、まずここから出発すると言つても差支ないのである。

他律性であることは順應することを要請される。日本は過去十年間封鎖経済下にあつて、経済の自主性を頑強に推進してきた。その間に世界の経済は非常の変化を示して、今後これに処して行くためには日本の経済は相当の編成替を必要とする如くである。又戰後僅か数年の、しかも管理下の外國貿易ではあつたが、その実績に徴して見ても、日本経済は再思三省すべきものを多く與えられた。しかし編成替の必要は痛感されても、その方向は依然として不明瞭であつて「盲目貿易」の語が表現する如くである。輸出産業が如何に海外の要請に應えて順應して行くべきか、日本経済が如何に世界経済に対應して行くべきか、それは業者が渡航して海外の情勢に直接触れて祖國を振り返るときに最もよく理解されるであろう。そして國際的な競爭に参加することが、如何に苦難の途であろうとも、その競爭に堪えて行かない限り、輸出の振興はあり得ないし、又日本の再建も望み得ないのである。

政府はよろしくこれ等海外の情報を適確に摑み、世界経済の動向を疑視して、如何なる産業が日本に興り得べきか、将来の日本産業構造は如何に在るべきかを調査研究して、以て日本貿易の基本方策を策定すべきである。

附、議員派遣経過

一、日程

第一班　東海班

二月二十四日(木)　日本軽金属株式会社蒲原工場(アルミニューム、カーバイト、アルミナ・セメント、人造黒鉛製造)同清水工場(アルミナ製造)　視察
静岡縣廳において茶、密柑、水産物関係業者との懇談会
二月二十五日(金)　日本樂器製造株式会社本社工場(ピアノ、オルガン、ハーモニカ等の樂器並に家具木工品製造)　視察
遠州織物工業協同組合にて織維その他関係産業に関する懇談会
二月二十六日(土)　豊田自動織機製造所　視察
半田商工会議所にて織物、陶磁器、その他知多の諸産業に関する懇談会
二月二十七日(日)　七本松製陶所(輸出玩具)、川本長治工場(洋和食器素地)、三郷製陶所(洋食器素地)、三郷陶器株式会社(洋食器総付)、日本電磁器工業株式会社(碍子等)、成嶋製陶所(玩具素地)　視察
瀬戸陶磁器工業協同組合にて陶磁器工業に関する懇談会
二月二十八日(月)　日本発送電株式会社名港発電所(火力)　視察
名古屋港湾施設　視察
大同製鋼株式会社星崎工場　視察
岡本工業株式会社笠寺工場(軽合金製自動車製造)　視察
名古屋港名港会館にて海運関係業者との懇談会
名古屋商工会議所にて貿易産業に関する懇談会
三月一日(月)　愛知時計電機株式会社瑞穂工場、日本陶器株式会社、特殊軽合金株式会社稲沢工場(アルミニューム板、アルミニューム製品製造)　視察
名古屋商工局にて商工局地方出張所存廃問題に関する意見聽取
尾西毛織工業協同組合にて毛織業に関する懇談会
三月二日(火)　愛知縣織維試驗所　視察
山内八三郎工場、小関欣二工場、越野富三郎工場、艶金興業株式会社(毛織物染色整理加工工場)　視察

第二班　近畿班

二月二十四日(木)　扶桑金属工業株式会社製鋼所(外輪、鉄道車輛用台車、車輛用具、その他一般鑄鍛鋼品等製造並に修理)、汽車製造株式会社大阪製作所(機関車蒸汽罐、車輛用工作機械、電動機等製造)　視察
大阪商工局にて同局より近畿地方の経済産業事情について説明聽取
大阪商工会議所にて大阪府及び関係業者と、輸出増進対策についての懇談会
二月二十五日(金)　株式会社中山製鋼所船町工場(圧延鋼材、鑄鍛鋼品製造)、大阪窯業セメント株式会社大阪工場、株式会社大阪機械製作所大阪工場(輸出用綿紡績機械、毛紡績機械、鉄道用工作機械製造)、大阪機工株式会社猪名川製造所(紡績機械、同部品、電動機製造)　視察
日本鉄鋼連盟関西支部にて、鉄鋼百八十万トンと関西鉄鋼界を議題として、関西鉄鋼業者と懇談会
二月二十六日(土)　鐘渕紡績株式会社淀川工場(綿糸、綿布の漂白、染色及び捺染加工)大日本紡績株式会社員塚工場　視察
日本織維協議会にて大阪地区織維業者と織維増産対策についての懇談会
二月二十七日(日)　山陽皮革株式会社姫路工場、日本製鉄株式会社廣畑製鉄所(銑鋼一貫作業工場但し現在稼動準備中)　視察
姫路商工会議所にて姫路市及び中小企業者と中小企業対策についての懇談会
二月二十八日(月)　川崎重工業株式会社艦船工場、神戸港湾施設　視察
神戸商工会議所にて兵庫縣及び関係業者と輸出増進対策についての懇談会
三月一日(火)　中央ゴム株式会社(自動車、自轉車タイヤ、チューブその他ゴム製品製造)、日本発送電株式会社尼崎火力発電所　視察
尼崎火力発電所にて関西地区の石炭、電力事情についての懇談会

一、派遣議員

東海班　山田佐一　栗山良夫　佐伯卯四郎　廣瀬與兵衞
山内卓郎
近畿班　小畑哲夫　阿竹齋次郎　駒井藤平　島清
玉置吉之丞

調査報告書

兒童及び未亡人福祉に関する調査

右の件に関しまだ調査を終えないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年五月二十二日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

山下　義信　　中平常太郎
谷口彌三郎　　中山　壽彦
紅露　みつ　　穗積眞六郎
岡元　義人　　竹中　七郎
姫井　伊介

兒童及び未亡人の福祉に関する調査報告

本委員会においては第一國会以來関係各般の問題と共に、社会福祉に関する調査を続けて來たが、第五國会に当つては特に兒童問題並びに未亡人の福祉に関する問題が、現下最も緊迫せる実情にあると認め、議長の承認を経て本問題の調査を行つた。

一、調査の経過

右二問題とも、その範囲が極めて廣汎であるが、今回は兒童福祉問題においては、主として兒童福祉施策、特に所謂兒童人身賣買問題に調査の重点を置き、又、未亡人問題については、未亡人の生活実態とこれが福祉施策を主たる調査の目標とした。

調査は政府説明の聽取及び各種関係資料並びに民間関係團体等について、その究明に努めたが、何れも不明確であるので、一般厚生問題の実地調査として議員派遣を要求し、二月二十五日より三月十一日までの九日間及び四月二十七日より五月三日までの七日間の両回に亘つて東北、近畿、中國及び中部地方の二府八縣における現地調査を行つた。更に、本調査の愼重を期するために、正規の手続によつて証人の喚問をなし、関係團体、施設の代表者並びに個人の証言を質す等万全の手段を講じた。

二、調査の結果

（一）兒童人身賣買事件として最も著明な社会問題となつたのは主として東北地方の事例であつたが、その調査の結果は、かかる事件又は類似の事例は必ずしも東北地方に限らず、全國的な弊風として数多く潜在するものと認められた。

本事件の発生原因は生活困窮のため、子供を金に換えて賣り、又は長期の労役を約し、爾後は隷属関係を結ぶという弊風であつて、人身賣買又はこの斡旋に介在した惡質の者は裁判の結果処罰されたが、旧幕時代からの弊風は、なお強く潜在しているのみならず、これを一般風俗として怪しまずむしろこれを是認するが如き行政施策が行われていることは遺憾に堪えない。

ことに、現下の生活苦を主因として、機業地乃至農業地における兒童年期奉公の因襲は、本問題の最大な誘因をなしているのであつて、これを要約すれば、次の諸点が指摘される。

（イ）今回の調査により、兒童の養育を他の家庭より委託された所謂里親についての件数が、栃木縣のみで五千三百件に上つているが、その実態は殆ど営利的な労務契約に基いたものであつて、兒童福祉法による里親制度の趣旨とは全く反するものであるから、施策上充分留意を必要とする。

（ロ）右の実態は由々しき社会問題であつて、全國的弊風の除去に関し、速かに適切な施策が必要である。

（ハ）兒童福祉法、生活保護法、民生委員法等の運営の適切化を図り、事前の処理に当つて必要な施設の増設、拡充が必要である。

（ニ）兒童福祉に関する社会的協力を促進する必要がある。

（ホ）本件対象の兒童の多くは、父母又はその何れかを、失つた生活困窮家庭兒童であつて、特に、有子未亡人家庭の生活苦がその原因の大部分を占めているから生活保護法、その他の運用による適切な基本的施策が必要である。

（二）未亡人という呼称は古き因襲によるものであるが、その社会生活の実態は、更に悲惨であつて、封建的因襲そのままの冷遇をうけ、或は子女、老人を擁して社会混乱の禍中に漂流し、その生活苦を原因とする悲惨事件は近時一層の深刻さを加えているが、これが福祉に関する施策は皆無に等しい。しかして、特に戰歿者遺族たる有子未亡人家庭は、精神的にも、物質的にもその窮状は看るに忍びざる状況にあることはまことに重大な社会問題である。本委員会は特に本件の調査に関して地方実情を査察すると共に、團体、施設並びに個人の証言に徹し、次の要点を指摘する。

（イ）社会保障制度の確立を促進すると共に社会福祉施設の強化特に公共の扶助を拡充して、生活保護の基準を引上げこれが活用を計り、その適切、公平なる遂行をなすこと。

（ロ）未亡人の擁する子女の教育に関しては、現行制度を拡充して、特別の施策を必要とする。

（ハ）遺族年金又は弔慰金の支給等の方途を講ずること。

（ニ）生業扶助制度及び生業資金制度を拡充し、その適切な活用を図ること。

（ホ）母子福祉事業、特に授産事業、母子福祉施設等の拡充強化を図ること。

（ヘ）戰歿者に対する葬儀その他の慰霊行事については一般文民同様の取扱とすること。

（ト）課税の減免、農地の解放、作物供出、職業の安定等の問題に関して、未亡人家庭の特殊事情を充分参酌して、適切なる施策を行うこと。

右本件に関する調査の結果を報告する。

調査報告書

行政機構等に関する件

右の件に関しまだ調査を終えないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

城　義臣　　一松　政二
河崎　ナツ　　三好　始
岩本　月洲　　新谷寅三郎
鈴木　直人　　佐々木鹿藏
藤森　眞治　　堀　眞琴
カニエ邦彦

行政機構等に関する調査報告書

内閣委員会は本年二月十二日（土）行政機構等に関する調査承認要求書を提出し、即日承認を得たので、先ず二月十四日（月）総理廳行政管理廳より大野木次長、外関係官を招致して、政府の行政改革問題に関する準備状況を聽取し、行政刷新委員会における審議の経過についてその答申案の内容を檢討し、同二十日より二十八日に至る九日間、関東班及び関西班の二班を編成してそれぞれ中央及び地方における官廳視察を行つた。

視察班は関東班河井委員長、荒井、城、下條、堀の各委員、関西班は中川理事、藤森理事、カニエ理事、岩本、三好の各委員を以て調査班を編成した。

関東班は主として中央各省及東京都、埼玉縣、神奈川縣に亘り商工省、貿易廳、農林省、水産廳、建設省、経済安定本部、文部省、特別調達廳、國家地方警察本部及び前記都縣の縣廳並びに所在の資材調整事務所、道路運送監理事務所、商工局出張所、労働基準局、作物報告事務所等を視察調査し、関西班は、京都府、大阪府、兵庫縣、香川縣の二府二縣に亘り府縣廳並びに中央各省の出先機関を視察し又民間業者等にも面接して主として出先機関の調査に重点を置いて調査を行つた。

関東、関西両班は帰京後に相合して三月十七日（木）逓信省及び運輸省の視察を行い現業官廳の視察をも遂げた。

なお四月七日（木）行政管理廳の大野木次長を招致してその後の経過について聽取し、更に同月十一日

（月）行政改革問題に関し本多國務相及び大野木次長を招いて説明を聽取し重ねて翌十二日（火）青木國務相、大野木次長より政府当局の準備措置等に関して説明を聽き、同月二十二日（金）には本委員会に吉田首相の出席をもとめ吉田首相より機構改革、行政整理の根本方針並びにその構想を聽いた。更に同日午後本多國務相より詳細なる経過を聽取した。

更に四月二十八日（木）公聽会に替るべき証人喚問を行い、左記諸氏の意見を聽いた。

東京大学教授　田中　二郎君
日本製鉄常務　永野　重雄君
日本商工会議所常務　吉阪　俊藏君
岐阜縣知事　武藤　嘉門君
佐賀縣資材調整事務所長　吉田　和君
全逓委員会副委員長　高原　晋一君
全國町村長会代表津田沼町長　白鳥善三郎君

その後國家行政組織法の施行を間近に控え政府提出の各省設置法案等山積のため調査の余裕なく会期切迫の際であつたが、更に愼重を期するため「行政機関職員定員法案」を中心に左記諸氏を証人として喚問その意見を聽取して本委員会における法案審議の参考とした。

日本経営者團体連盟専務理事　前田　一君
日本商工会議所専務理事　荒木光太郎君
全國官公廳職組会議委員長　佐藤　安政君
國鉄労組本部副委員長　鈴木　市藏君

以上が今特別國会会期中における行政機構等に関する調査の概況であつて別紙の調査報告資料は前記調査班の視察要領書である。なお本調査に関する諸資料類は常任委員会廳舍内閣委員会事務室に保管することとした。

右行政機構等に関する調査の概要を報告する。

（別紙）

関東班視察報告

関東班　河井委員長、荒井委員、城委員、堀委員、下條委員（欠）

関東班は二月二十一日（月）より同月二十八日（月）に亘り、主として中央各省を視察し併せて東京、埼玉、神奈川の一都二縣について出先機関問題について調査を行つた。

中央各省中関東班の視察した範囲は

商工省
貿易廳
農林省
水産廳
建設省
経済安定本部
文部省
特別調達廳
國家地方警察本部

の四省、三廳、二部であつた。

東京、埼玉、神奈川の一都二縣については夫々都廳、縣廳を視察した外、埼玉縣では（一）資材調整事務所（二）道路運送監理事務所を視察し、神奈川縣では（一）資材調整事務所（二）商工局出張所（三）労働基準局（四）作物報告事務所を視察した。

中央各省は何れも行政機構改革と人員整理の問題について目下政府の主旨に協調して寄々研究協議中であつて未だ具体的な機構改組案を見るに至らなかつたが、いずれも機構の簡素化、人員の整理問題については相当の熱意と誠意を以つて考究を進めつつある事情は諒承された。

各省個々についての問題は後に述べることとして概して各省に亘り共通的な事情として大いに考究を要するものと思われる点は、占領治下における各省廳の行政事務は夫々GHQ側関係セクションの指揮監督下に在るため各省それぞれの動きを醸成しており、引いてはわが國行政機構の一体としての相互の連絡協調を図る上に欠くるところを生じ、各省廳は寧ろ関係セクションとの連繋に重点を置かざるを得ないような傾向を馴致しているやに思われる面が尠くないということである。この点は將來わが國政府としては行政機構改革の上に根本問題として充分連合軍当局と懇談を遂げて総てわが國行政機構並びに行政運営について連合軍側より発する指令、勧告、示唆等はこれを必ず單一のルートによりわが國政府当局に示されることとし、それによつて政府は行政全般の立場から然るべき措置を執るという風に改められねばならぬと思われる。

要するにわが國行政機構の一体化も、簡素化も、改変計画も総てはまず以つて連合軍側内部の綜合統一を前提としなければ至難のことであるという点は最も注意を要することと思われる。

次に各省廳について視察調査を行つた結果について、その主なる点を挙げれば次の通りである。

商工省

商工省においては、機構簡素化の具体案は未決定であつた。

同省調査統計局は、現在本官百二十七名、臨時職員二百名、計三百二十七名で、この外集計の事務に従事する雇傭員は五百二十四名であつて、これを行政機構簡素化の点から往時の如く局を廃して官房の一課に編入することが第一に考えられるのであるが、商工当局の説明によれば調査統計に関する事務は関係筋の要望もあつて今後更に増強整備を要する事情があり、従つてこれを簡素化して官房の一課に編入することは困難であるとのことであつた。これは各省間の統計事務を統一する懸案の問題とも関連して行政機構全般に亘る問題であり別途に考研せらるべき問題と思われる。

次に日本学術会議の成果を行政の面に充分効果的に連繋させるために、前國会において成立した学術協議会の運用についてはまだ設置早々であつて各省からは一應次官がこれに列席している程度であるということであるが將來各省の実務関係の技官等が常時これに参劃して所期の目的を達成するため一段の努力を加うべきであると思われる。

次に商工省には各種の研究所、試験場があるが、從來は一般國民とは遊離してしまつて極めて個人的な特殊の研究実験等に偏する嫌があつたが、今後は地方住民に直結して指導誘掖に当る研究所、試験場とする必要がある、この点は当局も充分過去の弊を認め改善に努力するということであつた。

地方出先機関については行政簡素化の線にそつて、まず地方商工局と貿易事務局はこれを合併したい意向であるという。

出先機関の地方委譲については目下その案を関係筋に提示しているが関係は中央の指令を実施する権限を地方廳に委譲することについては暗に反対の意向があるものの如くであるが商工当局としては能う限り委譲の方針を以つて折衝中であるとのことであつた。

但し商工局出張所の地方委譲については尚お考究を要するものがあり、その理由は府縣知事は公選知事たるの性格からその措置に政治的影響を受け易い虞があり、從つて中央の國策実施の上に統一的指令が末端に於て歪曲される惧れがあり、又地方委譲により出張所を廃止しても統制事務の内容が廃止されぬ限り、地方廳事務の増加となるため人員の節約にはならず、國全体としての行政整理には実効があがらないというのである。この考え方については、自治体の側は全く相反する意見があり、充分検討を要するものと思われた。

次に公團の問題については、石油公團は三月で廃止し、配炭公團は價格政策と運送問題と関連して再検討を要する点があり、更に一ヶ年位は存続を要するものと思われる、という。貿易公團は通商産業省設置の機会に四ツの公團を一公團に統合するか、或は輸出、輸入の二公團に纒めるか目下関係筋と打合せ中という。

産業復興公團は目下建設の面で、設備資材の確保に努力中であり、復興金融金庫に專ら金融をやらせれば産業復興公團は不要と思われるが当面産業施設の復旧問題と新炭坑開発の点に重点を置いている関係もあり、一方産業五ヶ年計画との関連もあつて検討すべき根本問題が残されているということである。

貿易廳

九原則遂行のため勢い拡充を要するものがあると思われるが機構簡素化の問題、行政整理の問題はGHQ内部のセクショナリズムを解消することが先決問題であるとの考を有している。

農林省

連合軍司令部関係の渉外事項が頗る多く、先年來省内職組関係の事務

が激増して次官の所掌事務過剰のため次官本來の行政事務が疎外され勝ちであるという。

総務局廃止の声が内部にもあるが通商産業省新設の問題と睨合せて総合的事務局として存置するを可とするとの見解を有している。

農政局は現在第三次農地改革は未定で、これまでの整理を主としており、農業改良局は各種試験場四〇〇を二〇〇位に統合圧縮する案を進めているという。

蚕糸局は時代の要請に應じて活況を呈しているが九原則の影響を強く受ける部局であり、通商産業省にその一部を移管するという問題もあるが、立地的條件、原料たる繭との関係からみて農耕と蚕蚕とは切離すこと困難で、今後も農林省に存置する必要が大である。

食品局については食糧管理局と統合して食糧局に改編する考方もある。

畜産局は農政局に統合すべしという意見もあり、理論的には農政局と合併することが考えられる、これに関するGHQ側の意見は実務家の意見に任すという見解を持している、とのことである。

開拓局は現機構が尨大に過ぎる観があり、当初の構想から言えば農政局農地部との統合の問題がある、という。

調査統計局は性質上各局から全く独立した立場を保持する必要がある、但し現在の機構では中途半端な感があるという。これは商工省の調査統計局と同様各省統計の統一の立場から、全行政機構に跨る問題として研究せらるべき問題であろう。

水産廳

水産廳は昨年七月開設されたものであつて、水産廳独立の主目的は(一)調査研究の確立　(二)生産指導　(三)生産物の利用効率の増強という三点に在つた。連合軍司令部は水産資源の調査に特に強い希望を繋いでいる、最初は五局を設ける勧告もあつたが、行政整理を見越して三局に止めたものである、という。

水産試験場については、仕事の内容について國の試験場と地方廳の試験場との間に重複を避けることにしたい意向であるが現在は区々たるものがあり早急に整理を行う必要がある、という。

建設省

機構改革と行政整理の実施案については各省の間に目下具体的折衝の段階に達している、建設省には現在一官房六局があり、但し特別建設局だけは名称と内容が必ずしも一致しておらず、現在営繕部だけのこつている。

建築局関係では、昨年八月國家行政組織法の制定を見た当時に他省に先んじてこれを地方廳に委譲した、という。

なお従來各省に分属している建設の行政は特殊なものを除き(例、(一)鉄道プロパーの特殊建物　(二)電氣通信に関する技術関係の建物)これを統合して又営繕についても同様の統一を期したい考を有つている、という。

住宅建設の問題については、從來は住宅関係は厚生省の所管であり、その資材関係は商工省の担当であるが、建設省としては、住宅建築に主眼を置き、早急に住宅問題の解決を図りたい考である、という。

住宅建設の資材の面では、木材は大して問題はないが、寧ろセメント、鉄鋼等の面に隘路がある、その理由は公益優先で輸出の面に流れる分が大きい、とのことであつた。

河川局関係としては、砂防の問題で農林省と競合する面があり、農林省は各地方廳にやらせて、地方廳は更に各市町村にやらせるという具合で、本省の意図が末端に徹底しない憾がある。砂防の問題はどうしても一元化しなければならぬと思う、各省間関連の問題でも、例えば河川利用の問題については農林省は主として用水の点を重点とし、商工省は発電の問題を重視している。水道の問題についても、戰災復旧の関係は建設省の所管であるが、新規の工事については工事の計画、設計は建設省の担当で、これを予算化することは厚生省の所管であり、更に工事の実施関係は建設省が担当している、という有様である。又復旧工事にしても戰災に因らざる災害(例えば福井の大火の如き)の場合は厚生省がこれを担当するという状況である。

なお、建設省は機構改革問題に関連して参考案として行政管理廳に提出中の公共事業省設置案を有しているが、國土計画、治山治水及び利水、開拓、干拓、道路、住宅建設、営繕、その他土地の保全、開発及び利用に関する基礎的公共事業一般に亘る國家事務の綜合統一を企図するものである、と称している。

経済安定本部

安本はESSが作つた官廳であつて当初本省の予算定員は二、〇〇〇人であつたが、現在は一、三〇〇人でやつており、地方は当初一、〇〇〇人の予定であつたが現在五〇〇人でやつている。

安本には十局、六十課あり、一局当り小なるは三十余人、大なるは百五十人、一課当り十七、八人であり、各省と異り二級官以上を主とし三級官乃至雇傭員は極めて少数であり、日常必要とする印刷、謄写等は悉く傭上げの民間専門家を利用している、又民間人登用の面においても十局中六局の長は民間人であり、且つ技術者が多い。

安本は主脳者中心主義を採用する綜合企画官廳であつて、現状を改組すべき必要を認めない。

文部省

文部省は從來教育行政に偏した傾があるが教育制度の改変と共に監督行政を放棄して専らサーヴィス行政を主とし文化、学術振興に主力を注ぐ考であるという。

併しながら一部には文部省を廃止して文化委員会を設くべしという意見もあるようであるが、文化教育の刷新と学術の振興を図る上に委員会の如き発言権の弱いものでは、その目的を達成し難いから飽迄独立の一省を存置すべきだと主張している。(教職員の数は文部省直轄が五万人、その他全國の学校職員は五十万人である。)

文部省の内部部局の改編については関係方面の各担当係間に夫々主張があつて最終決定を見るに至つていない。

出先機関たる教育施設局出張所の存廃問題について当局は学校用配給物資の円滑なる配分を期する上に存続を主張している。

特別調達廳

特別調達廳は昭和二十二年九月一日開設、公法人として発足したが同年十一月行政官廳として安本長官の指揮の下に地方廳に対しても指揮命令権を與えられている。

全國八ケ所に支局があり、本年一月より八支局の下に四十八支所を設け常用人員は二十一万人(男一六八、〇九七人、女三五、七三五人)あり、日傭人員は一日当り約六千八百余に上る。

本廳の職員中約一割は官吏系であり、他は民間人殊に三井系の会社員である。

府縣の分担事務は　(一)維持管理　(二)小工事　(三)労働で日々の賃銀支拂等には意想外の人手(現在定員一万二千人)を要している。

特別調達廳の事務内容は大別して(一)工事関係　(二)備品装飾関係(三)サーヴィス関係であるが、工事関係は営繕、住宅用建物等の増設工事は略々終了の段階に在ると言えるがなお若干の継続工事及び補修工事があり、備品、装飾関係の事務は備品は概して調達済の形で漸減の趨勢を示しているが、装飾関係は更新、修理等の面が多く寧ろ漸増の傾向に在る。サーヴィス事務は最近制度の改革に伴い約十万人の増員を要する見込である。(これは從來中間請負業者の介在を廃して請負業者が使用して來た雇傭人を直傭に改めるためである。)

國家地方警察本部

國家地方警察は本部の外、全國を六管区(札幌、仙台、東京、大阪、廣島、福岡)に分ち、各管区の下に各府縣に府縣國家地方警察隊を置き、本部と管区警察本部は専ら予算、人事、教養、訓練の事務を担当し又報告類の蒐集務備の事務を司掌している。

現在國家地方警察の定員は三万人であるが、内約一万は教養訓練の枠内に在り、第一線の治安維持に当るものは二万人である(終戰前は九万三千であつた、又現在の國家地方警察は人口一、三〇〇人に一人の割合である。)

國家地方警察本部に於ても各省並に機構簡素化の考であるが國家地方警察が任務遂行のためには自治体警察の区域内でも自由に警察権を行使し得るように改める必要があり、現状から判断して六万人の警察力を必要とする又人口五万以下の都市殊に町村には自治体警察は不用と思われる、と主張している。

又國家地方警察の希望としては、現在國家地方警察に関する予算事務は総理廳会計課の所管に属しており警察事情に疏い総理廳会計課の事務処理がとかく日時を要する傾向あり、地方末端への現金令達等が常に遅延する状況である。犯罪の捜査、鎮圧、被疑者の檢挙等間髪を容れぬ迅速さを要する警察行政の特異性に鑑み予算の独立性を確保する必要がある。

東京都

東京都当局は中央出先機関中最も強く道路運送監理事務所の地方委譲を希望している。

現在東京都の道路運送監理事務所は定員二六一人であるが、地方委譲の上は人員はその半数は不用であろう、という。

道路問題で公聽会を開いたこともあるが、これに出席した民間業者は丸通関係の業者が主で運輸省とは事業経営の面で不離の関係に在り、從つてその意見主張も歪曲される結果とならざるを得ない事情に在り、正鵠な意見とは認め難いと称している。

労働基準局の委譲についても基準局関係は多数の職員を擁しているだけに、地方委譲による剰員も相当の数に上る見込である、という。

商工省出張所の如きは事実その業務の一部を都の商工課が代行している状態であつて、全く事務重複の観があり当然委譲さるべきものである、と主張している。

要するに臨時物資調整法により各省が区々に配給を担当しているがこれを一括して総合性を加えることが出來れば便宜であるとの意見を表明している。

住宅建築に関する手続についても許認可手続に関する段階を簡素化して事務能率を挙げることを希望している。

埼玉縣

縣当局は出先機関の全面的地方委譲を希望している。但し國が行政整理を行つた上、残人員の引継ぎをすべきであり、なおこれに伴うこれに要する國庫の負担額は当然地方に交付さるべきであるとの意見である。

なお縣議会における各党各派看視中に知事が行う縣政は必然的に公正妥当たらざるを得ないものであつて、中央出先機関が局部的に措置するものとは自らその適否は議論の余地がないと主張している。

埼玉縣資材調整事務所

現在所長以下所員五十六人をもつて統制品二五四種の配給事務を行つているが開設以来漸く事務も軌道に乗り円滑に運ぶようになつたという。

これを地方に委譲するとすれば府縣によりそれぞれ特色のある配給に陷り易く國策の一貫性を曲げる虞があるのみならず、機構改変のためにこれに伴う事務の混乱を生じ半年乃至一年位は空白を生ずる惧れがある。なお縣に移せばそれぞれの課に分割されて一般住民側からすれば徒らに窓口が多くなり不便となるが当事務所に來れば総ての配給物資について用を弁ずる便益があると称している。

埼玉縣道路運送監理事務所

現在定員七十名（実人員は五十六名）で事務を処理しているが地方委譲には反対であると称しその理由として左の四点をあげている。

1　自動車運送は綜合的陸運行政を必要とする建前から現在の府縣区分では地域的に狭きに過ぎ不適当である。

2　燃料行政の一貫性を確保するためにも一元的統制を必要とする。

3　車輛行政は整備行政の完全なる裏付を必要とする上に廣域行政を妥当とする。

4　資材配分の上に一元的適正配給を計画実施する必要があり統一的処理を適当とする。

と主張している。

神奈川縣

出先機関の地方委譲問題については、縣当局は縣政の綜合的観点に立つて末端組織を有する知事が中央の指令を受けて一括担当することが最も合理的であると称している。

神奈川縣資材調整事務所

現在所員七十五名（定員七十七名）であるが、本事務所は元來物資統制に関してGHQ側の意見に基いて設置されたものであつて物資の統制が続く限り現状のまま存続さるべきであり專らGHQ側の特設機構である点を主張している。

神奈川縣商工局出張所

地方委譲の問題について別段の意見を聽かない。

神奈川縣労働基準局

現在定員は本局一三八名（内四七名は特別会計に属する労働災害保険事務專掌者）及び縣下十署監督一九〇名計三二八名である。

現在基準局の監督対象たる事業場は約一万五千あり、從前工場統計の対象となつた事業場の範囲を越えて廣く料飲店、旅館、法律事務所等をも含むために法規の普及宣傳に相当の手配を要する模様である。

地方委譲問題については左の理由を挙げて反対の意見を表している。

1　労働省直轄だと、地方的な政治的、社会的、経済的影響を蒙る惧れがないこと

2　各事業場とも全國的に同一の扱を受くべきであるが地方に委譲すれば府縣により特殊性を生ずるおそれがあること

3　監督官は司法警察権を有している点で、地方的な特殊関係に連累のない方が独立して公正な事務を遂行するに便であること

神奈川縣作物報告事務所

現在人員二五〇名であるが今後調査の正確を期するためには調査員二、五〇〇名を要する見込である、という。

作報事務所は一昨年四月に官制は出來たが昨年一月から実際の調査事務を開始している、本事務を全々廃止しない限り地方に委譲することに依つて何等人員の節約にはならず、本事務の性質上全く独立した全國一元的基準方法を実施する必要がある点において他の出先機関とはその取扱について同一視することは出來ない、と主張している。　以上

（別紙）

関西班視察報告

本調査班は行政機構刷新に関する現地行政事情調査の使用を帯び、二月二十日から同月二十八日まで、京都府、大阪府、兵庫縣、香川縣の二府二縣へ出張した。昨年來行政機構刷新と行政整理の問題に関連して中央行政官廳の地方出先機関の廃止及びこれに伴い、その権限の地方廳への委譲が重要な問題となつている現状に鑑み、本調査班は主として右の問題について右二府二縣にある出先機関府縣廳、民間業者等の意見を聽取し又各出先機関の事務処理の実情を調査した。なお右府縣廳においては出先機関の問題の外、警察機構刷新の問題と地方廳の行政整理の構想についても調査することにした。

本調査班は出先機関の問題については、第一段の調査方法として、先ず右二府二縣の当局から、各出先機関廃止の可否の意見を聽き、これを可とした場合において、府縣は右廃止に伴い如何なる受入の具体案を有するかについの説明を聽取した。

右各府縣の共通の意見としては、終戰後各府縣に、中央行政官廳の各出先機関が次々と設置せられたが、これは徒らに地方においては中央集権的な行政の勢を増すのみで地方分権的な行政の姿は、漸次影を薄くしたというべきで、斯くの如きは時勢の要望に全く逆行するものである。これがため、地方の中小企業者及び民衆は当該官廳の許可認可を求むるに当り、時間と費用を空費するという非難の外、官僚行政に対する反感の声が相当強くなつている。もし出先機関が廃止せられて、その権限が府縣に委譲せられたならば府縣は現在の出先機関の人員と経費の大体五割乃至七割程度で委譲せられた行政事務を処理する自信があるというにあつた。

ついで本調査班は京都府において、各出先機関の代表者の会同を求め各出先機関の代表者から個々に、その所属する出先機関の事務の内容とその運営の状況並びに右出先機関を廃

止しその権限を地方廳に委譲するの可否とその利害得失についての意見と説明とを聽取した。各出先機関は、その行政事務の性質、内容も種種異つているが、その共通の意見としては出先機関は多くは終戰後、物資統制に基く生産資材の割当及び財政、金融、労働等に対する検査監督の強化の必要から設置せられた機関であるが故に、将來情勢により統制が撤廃せられ又檢査、監督の必要がなくなれば、出先機関もまた存置の必要のないことは論をまたないが、苟くも統制の存続する限り又檢査監督の強化が必要なる限り、出先機関は現在の形において、存続することが、経済九原則実施の上から絶対に必要である。出先機関は、中央官廳の出先機関であるが故に地方のボス的勢力など不当な勢力に全然左右されずに公平にその職務を遂行することが出來る、又統制行政及び監督行政は中央から末端に至るまで、行政機構が一貫しておつてこそ初めてその成果を見ることが出來るものである。もし出先機関が廃止せられてその事務が地方廳に委譲せられた場合を考えると、地方的勢力が地方廳の行政を左右する虞があるのみならず、行政の一貫性を求むることが出來なくなり、経済九原則の実施は非常に困難となつてくるというにあつた。

本調査班は更に本問題について、比較的第三者的立場にある京都市当局及び民間側の声を代表するものとして、各種中小業者代表と各廳労働組合代表から出先機関廃止と、その権限の地方廳への委譲の問題に関する意見を聽取することにした。京都市の意見としては、出先機関の行政事務の中で、市民の日常生活に直接関係の深い行政事務は、府へ委譲するよりも市に委譲を望む。但し市の財政は当今相当窮迫せるが故に、右の委譲には財政の裏付けが絶対條件であるというにあつた。又民間業者の意見としては、現在の出先機関を廃止し地方廳へ委譲するも、地方廳の現状では五十歩、百歩である。望むところは出先機関の現在の機構のままでは結局中途半端であるから、その権限を更に強化し又その吏僚の素質を改善して人格においても能力においても優秀な人材を以て出先機関を充実せられたいというにあつた。

本調査班は第二段の調査方法として、大阪府においては、大阪財務局、医務局近畿出張所、大阪特定道路運送監理事務所、近畿地方建設局、文部省大阪出張所、文部省教育施設局大阪出張所、大阪商工局、貿易廳関西地方貿易事務局、兵庫縣においては、兵庫労働基準局、神戸労働基準監督署、神戸公共職業安定所、大阪財務局神戸地方部、大阪商工局神戸出張所、香川縣においては、木炭事務所、作物報告事務所、食糧事務所、資材調整事務所を個々に視察し、京都府におけると同じ様に、更にその主脳者から本問題について所見を聽取すると共にその事務処理の実情を具さに視察することにした。

本調査班は右出先機関の問題の外、右二府二縣及び京都市において、警察行政機構について調査した。自治体警察が発足して以來一年の経験を経た今日、自治体警察の可否について、世上種々論議せられておるが、右地方廳当局の意見としては、時勢に逆行するの嫌があるが、警察機構としては、結局自治体警察を廃止して地方國家警察一本に還元することが望ましい。自治体警察にも勿論長所が多分にあるが、少くとも現在の如く人口五千以上の市町村に自治体警察を認むることは、現在の実情に副わない、少くとも人口十万又は二十万以上の市においてのみ自治体警察を認むる様改正せられたいというのが、結論的な意見であつた。

地方廳の行政整理については各府縣とも、廳内に行政整理の調査準備の事務に当る機構が既に設けられ、或程度具体的に準備ができており、政府の行政整理の具体案が決まり次第これに準じて地方廳で具体案を作成するとのことであつた。

以上が本調査班の調査した大綱であつて、その詳細な報告書は追つて別に提出することにするから、右御諒承願いたい。

関西班調査委員
カニエ委員
藤森委員
三好委員
（イロハ順）

調査報告書

國宝及び重要美術品等に関する件

右の件に関し調査を終えた。よつて多数意見者の署名を附しその経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年五月二十三日

文部委員長　田中耕太郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

松野　喜内　　若木　勝藏
西田　天香　　大隈　信幸
山本　勇造　　岩間　正男
梅津　錦一　　河野　正夫
木内キャウ　　鈴木　憲一

本委員会においては、三月二十五日議長から「國宝及び重要美術品に関する調査」の承認を得、法隆寺の失火事件を契機として、現在輿論の焦点の一つとなつているわが國古文化財の保存問題を中心として、その実地調査並びにこれに対する立法対策に着手した。

右の調査並びに研究はまだ終局的な結論に到達したとはいえないが、一應、殆んど全國に亘る実地調査及び立法対策を結了したからここにその結果を報告する。

(1) 実地調査並びに研究の経過

二月十二日（文部委員会）で法隆寺金堂焼失に関し政府に質問

二月十五日（文部委員懇談会）C・I・E美術課のブルーマ、ギャラガー両氏を中心として、美術品保存問題について質疑應答

二月二十四日から、十日間に亘つて近畿、九州、東海、東北、四班に分れ、國宝保存状況視察

三月二十四日（文部委員会）國宝保存状況視察報告

三月二十四日（文部委員懇談会）学識経験者、國宝所有者及び博物館技官等十三名から國宝保存法及び重要美術品保存法の改正点について意見聽取

四月一日（文化小委員会）本調査のため、特に設けた文化小委員会において保存法の改正要綱について審議

四月二日（文部委員打合会）國宝保存問題について文部大臣に質疑

四月六日（文化小委員懇談会）保存法改正要綱について博物館関係者と懇談

四月七日（文化小委員懇談会）学識経験者、國宝所有者等四名と國宝保存法改正要綱を中心として懇談

(2)

四月八日（文化小委員懇談会）ブルーマ、ギャラガー両氏と國宝保存法改正法第一次案について懇談

四月十二日（文化小委員会）改正法第二次案（文化財保存法案と仮称）について審議

四月十五日（文化小委員会）改正法第三次案について審議

四月十九日（文化小委員会）改正法第四次案について審議

四月二十七日（文化小委員懇談会）学識経験者、國宝所有者、その他専門家八名から第四次案について意見聽取

四月二十八日（文化小委員懇談会）第五次案について協議（文化財保護法案と仮称）

五月六日（文化小委員会）第六次案について審議

五月七日（文化小委員懇談会）右に同じ

五月二十日（衆参両院文部合同打合会）

立法対策の要綱

國宝保存の適切化をはかる立法対策として、文化小委員会の決定した文化財保護に関する立法の要綱は大体次の通りである。しかしこの要綱は種々の関係から全部法案の中にとり入れることができなかつた。

例えば要綱第二十二の、國宝の減免税に関する件はショウプ使節の來朝を機として税制の一大改革が予想せられ、それ迄は一應、見合わせとなつたことがこれである。もとより國宝に関する減免税は必ず考慮すべき対策であつて、委員会は終始これに対して関心を有して來たのであり、将來も、必ず法的措置

をもつてこれを実現しようとするものである。

一、（法律の目的）　國民の有する文化的遺産を保存利用することによつて、文化國家の建設に寄與し、世界文化の進歩に貢献することを目的とする旨規定すること。

二、（文化財保護事務）　この法律の目的を達成するために必要な政府の所掌事務を規定すること。

三、（國民の心構）　文化的遺産の尊重に努めるよう國民の心構を規定すること。

四、（文化財保護委員会）　文化財保護の行政機構として委員会制度を設けること。

五、（委員）　委員会の委員は両議院の同意を得て内閣が任命するものとすること。

六、（事務局）　委員会の下に事務局を置くこと。

七、（博物館）　委員会の所轄の下に博物館を置くこと。

八、（國宝の指定）　重要なる文化財を國宝に指定すること。

九、（國宝の等級）　國宝に二階級位の等級をおくこと。

十、（國宝の國外搬出の制限）　國宝の國外搬出に一定の制限をおくこと。

十一、（國宝の現状変更の制限）　國宝の現状変更には委員会の許可を必要とすること。

十二、（國宝の管理者）　法人所有の國宝については管理者を明確ならしめること。

十三、（國宝の出陳）　國宝を博物館等に出陳する義務を規定すること。

十四、（國宝の公開）　國宝の所有者に所有権を侵さない考慮を加えて一定の公開義務を規定すること。

十五、（國宝の指定解除）　必要な場合國宝の指定解除を規定すること。

十六、（國宝の買上）　國宝について必要な場合國庫の買上を規定すること。

十七、（國宝の寄託又は管理）　國宝は一定の場合國家に対し寄託し得ること又國家は寄託を勧告しうることを規定すること。

十八、（國宝の修理維持の命令勧告）　國宝は一定の場合國家がその修理維持を命令し又は勧告しうることを規定すること。

十九、（國宝の修理維持の場合の國庫補助）　國家は必要な場合國宝の維持修理について補助することを規定すること。

二十、（國宝の管理方法の指定）　國家は必要な場合國宝の管理方法を指定しうる旨規定すること。

二十一、（國宝の環境保全）　必要な場合國家は國宝の環境保全の措置を講じうる旨規定すること。

二十二、（國宝の減免税）　國宝について減免税をなしうる旨規定すること。

二十三、（無形の文化財の保護利用）　必要な場合無形の文化財の保護利用（公演等）について適当な措置を講じうる旨規定すること。

二十四、（罰則）　國宝保存法の罰則を改正すること。

二十五、　國宝保存法、重要美術品等保存法を廃止すること。

立法対策として新法案作成

前項に述べた要綱に従つて小委員会は、國宝保存法並びに重要美術品等保存法の改正試案を立案し、これを文部委員会の議に附し、委員の討論を経て漸次修正を加え、途中試案の仮称を國宝保存法から文化財保存法へ、更に三轉して、文化財保護法に変更した。

その理由は、法案中に、國立博物館の設置法を含むに至つたため、単に國宝のみの保存に限定することが不可能となつたからである。かくして法案は第六次試案に至つて漸く委員会の最終案となつた。この最終案は第五國会において審議未了となつたが、委員会は更に必要な場合には修正を加え、次の國会に提出し、以てわが國文化財の保存に遺憾なきを期している。

委員会の決定した最終案は次の如くである。

文化財保護法案

（右法案は会議録第三十一号六六九頁に掲載のものと同一につき省略）

調査報告書

水稻單作地帶対策に関する件

右の件に関しては、未だ調査を終えないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経緯を報告する。

昭和二十四年五月二十八日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

星　一　　板野　勝次
池田　恒雄　　岡田　宗司
藤野　繁雄　　國井　淳一
岡村文四郎　　加賀　操
北村　一男　　石川　準吉
德川　宗敬　　赤澤　與仁

水稻單作地帶対策に関する調査

経過概要

調査の目的

農業生産の維持確保、更に進んでその拡大再生産を図ることは刻下の要務であるが、最近の諸情勢が農業に及ぼす影響は深刻であつて、特に彈力性のない水稻單作地帶については極めて憂慮すべき狀態である。よつてこれが実情を究明し、その対策を攻究せんとするものである。

調査の方法

官廳、地方公共團体その他團体及び学識経験者等から事情及び意見の聽取、資料蒐集並びに実地調査等を行う。

調査要目

問題の関係する範囲が極めて廣汎であつて、從つて調査しなければならない事項が非常に多岐であるが、差当つて次の要目に從つて調査に着手した。

(一)　水稻單作地帶の分布

(二)　水稻單作地帶面積及び関係農家戸数

(三)　水稻單作地帶の特徴

(四)　水稻單作地帶の農家及び農村経済

(五)　水稻單作地帶対策

(六)　水稻單作地帶対策に対する要望事項

(七)　その他の事項

調査経過

今までの調査の経過

調査承認を受けてから今まで、次の方法で調査を進めた。

(一)　三月二十八日水稻單作地帶対策小委員を設置した。

(二)　四月五日、農林委員長から農林大臣、農業復興会議々長、全國指導農業協同組合連合会長、都道府縣知事に対し調査要目に関する照会を発すると同時に協力を求めた。

(三)　四月十一日、水稻單作地帶対策小委員長から國立國会図書館立法考査局長に次の調査を依頼した。

(1)　水稻單作地帶としからざる地帶との農業労働生産性の差異

(2)　水稻單作地帶としからざる地帶との公租公課（特に農業所得税）及び収入に対する公租公課の割合の比較

(四)　次のように小委員会を開き関係当局から説明を聽いた。

(1)　四月八日

農林省―山添農政局長、近藤統計調査局長、磯辺農業改良局長、松尾技官、川原技官

(2)　四月十六日

農林省―伊藤開拓局長、伊藤畜政課長、戸苅技官

(3)　四月二十二日

農林省―平川総務局長、三浦林野局長官、溝口建設部長

(4)　四月二十七日

農林中央金庫―湯河理事長、農業復興会議―佐藤調査部長、全國指導農業協同組合連合会―池内貞慶、日本畜産協会―田口副会長

(五)　五月六日　農林大臣及び未回答都道府縣知事に対して四月五日の照会に対する回答を督促した。

今までの調査の結果の概要

今までの調査は、主に小委員会における説明の聽取であつて、農林省及び農業團体の当事者から聽いた事項を要約すれば、大約次のようである。

(一)　水稻單作地帶の意義

水稻單作地帶は一應次のように二大別することができる。

(1)　北海道、東北及び北陸地方に分布するような、主として特殊

な氣候狀態に起因する、いわゆる東北型のもの。

(2) 茨城縣、千葉縣及び埼玉縣等に分布する主として水利關係に起因するもの。

以上の二種類が考えられるが、水稻單作地帶に關する通念は(1)のいわゆる東北型のものであると考えられる。

水稻單作(一毛作)の原因としては、排水不良、積雪長期、勞力不足、用水不足、休閑等が擧げられている。

農林省の調査によれば、昭和十九年、全國における一毛作田の分布は次のようである。(沖繩縣を含む)

一毛作田面積	約一三二万町
中排水不良 同	六三万町
積雪長期 同	四四万町
勞力不足 同	一〇万町
休閑地 同	一五万町

(二) 水稻單作地帶の分布

水稻單作地帶は全國に亘つて分布しているが、これを、農村統計(昭和二十三年)によつて、一毛作田として上げられているものについて要約すれば別紙一のようである。

(三) 水稻單作地帶の特徴

水稻單作地帶は、しからざる地帶に比べて種々な特徴——しかしてこれは概して、農業生産上又農業經濟上極めて不利な條件であるが——をもつておるのであるが、今までの說明によつて、その主なものとして擧げられている事項は次のようである。

(1) 農業生産が水稻單作又は水稻偏作であつて、氣候等の關係から、生産上勞力を要することが、しからざる地帶に比べて、甚だ多いにかかわらず、生産力(反當收量)は極めて低く、勞働の生産性が甚だしく劣つている。

(2) (1)の特徴と表裏の關係において、生産費及び生計費が余計にかかるに拘わらず、收入が少く、收支の均衡が得られぬ。

(3) 公租公課特に所得稅の負担が過重であつて、更に地方稅の負担も重く、なおしからざる地方に比べて賦課率が高い。

(4) 農業所得が懸つて水稻作にあるため、所得の金額も少く、又その機會も年內出來秋にただ一回だけである。しかして資金の需要は春耕資金にかたより、資金の需要に大きな波狀を呈し、資金繰に不円滑を招き易いばかりでなく、インフレが急速度で進んでいるとき、所得と支出のかような時期的ズレは、經濟上に大きな影響を及ぼす。

(四) 水稻單作地帶對策

今までの說明によれば水稻單作地帶對策は、水稻單作である原因を究明すれば、自ら明かである。しかして對策には、大凡、技術的なものと、政策的なものとに大別することができる。主な對策として次のようなものが擧げられている。

(1) 技術的なもの

(イ) 穀作偏重を修正して輪作式有畜經営とする。

(ロ) 濕田によるものは土地改良によつて乾田とする。なお、よつて改良せられた乾田の営農の合理化を図る。

(ハ) 積雪長期によるものは融雪促進及び水溫上昇等の措置が必要である。

(ニ) 品種の改良、苗代の改良、濕田直播等の技術の改良、稻熱病對策の確立、裏作の導入、家畜の導入、地力の增進等が必要である。

なお、農林省農業改良局技術研究部から別紙(二)の「水稻單作地帶の技術的對策案」が提供せられた。

(2) 政策的なもの

(イ) 米價に關して檢討を行い、適当な考慮が拂われなければならない。現在政府においては、米の早期供出の促進と同時に二重價格的意味を以つて早場米奬勵金を支出しているが、この制度についても檢討を要する。又、昭和二十三年産米の米價決定の際の閣議申合に從つて、昭和二十四年度予算を以つて溫床苗代の經費を助成することになつていた。これは全關係地方に及ぼしたい希望であつたが、結局北海道に限られることになつた。

(ロ) 公租公課に關して檢討を行い、適当な考慮が拂われなければならない。すなわち、單作地帶は、生産費及び生計費に特別な出資を必要とすること、所得が極めて低いこと、所得の機會が年一回であること、所得と支出との間に時期的なズレがあること、地方稅の負担が高いこと。早場米奬勵金に對する課稅等の問題が檢討されなければならない。又地方稅の負担輕減のためには、地方稅制の改正による稅收入の均分化と同時に、市町村の資材、食糧等の割当事務等國家事務に屬する事務の經費は全額國庫負担とすることについて考慮しなければならない。

(ハ) 農業資金の融通に特別な考慮が拂われなければならない。すなわち、短期及び長期を通じ、農業資金を確保し、特に「農家の金は農業に廻す」ことを確立し、農業手形制度を副新拡大し、更にこれを薪炭にまで拡大すること等が檢討されなければならない。なお、從來の補助金など財政的措置が金融的措置に切替えられんとする轉換期に当つて愼重な考慮が拂われなければならない。

(ニ) 田畑の一部轉換について檢討されなければならない。同時に、裏作促進の手段として供出制度の改訂について檢討されなければならない。

(ホ) 勞働の機會、特に冬期における勞力の利用を增進しなければならない。これがためには、二毛作及び有畜經営の推進等も必要であるが、特に農村工業の導入及び発達に意を拂わなければならない。

(ヘ) 農業災害の防止及び農業災害の救済、補償に對して万全の措置を講じなければならない。

(ト) 單作地帶に對しては生産及び生活必需資材の供給に對して特別の考慮が拂われなければならない。

去る三月三十一日承認を得て、本件に關する調査に着手したが、問題の關係するところ極めて廣汎であるため、以上今までの調査は單に予備的のものに過ぎないのであつて、本報告も亦その域を脫しない。更に今後調査を続ける必要がある。

別紙(一)

都道府縣別一毛作田面積

都道府縣名	水田面積(A)(一、〇〇〇町)	一毛作田面積(B)(一、〇〇〇町)	右のうち濕田面積(一、〇〇〇町)	(B)÷(A)
北海道	一五三	一五三	五七	一〇〇・〇
青森縣	六四	六四	一三	一〇〇・〇
岩手縣	六二	六二	一四	一〇〇・〇
宮城縣	九九	九九	三〇	一〇〇・〇
秋田縣	九九	九九	一四	一〇〇・〇
山形縣	九六	九五	二七	九八・九
福島縣	九七	九〇	二八	九二・八
茨城縣	九〇	八四	六二	九三・三
栃木縣	七一	四五	一九	六三・四
群馬縣	三三	一一	六	三三・三
埼玉縣	六四	四八	二五	七五・一
千葉縣	九八	九五	六九	九六・九
東京都	七	六	四	八五・七
神奈川縣	一七	一三	一〇	七六・五
新潟縣	一七五	一七三	一二	九八・八

富山縣	七四	三三	二〇	四四・六			
石川縣	四五	三七	二六	七五・五			
福井縣	四五	四〇	三二	八八・九			
山梨縣	一七	六	三	三五・三			
長野縣	七三	五四	一一	七四・〇			
岐阜縣	六〇	二九	一七	四八・三			
靜岡縣	五三	三三	二五	六二・二			
愛知縣	八四	四一	三七	四八・八			
三重縣	六五	三四	二一	五二・三			
滋賀縣	六一	三〇	二〇	四九・二			
京都府	三六	一八	一二	五〇・〇			
大阪府	三四	一一	八	三二・三			
兵庫縣	九二	三三	一八	三五・八			
奈良縣	二七	一一	六	四〇・七			
和歌山縣	二七	一〇	六	三七・〇			
鳥取縣	三〇	一三	五	四三・三			
島根縣	四七	三九	二七	八三・〇			
岡山縣	八一	三二	一四	三九・五			
廣島縣	六八	三六	二四	五二・九			
山口縣	六五	二六	一三	四〇・〇			
德島縣	二七	一〇	八	三七・〇			
香川縣	三六	三	三	七・五			
愛媛縣	四〇	一三	九	三二・五			
高知縣	三一	一六	一二	五一・六			
福岡縣	九七	一七	一〇	一七・五			
佐賀縣	五〇	一二	八	二四・〇			
長崎縣	二九	一六	七	五五・二			
熊本縣	七〇	二〇	一四	二八・六			
大分縣	五〇	一〇	一二	四〇・〇			
宮崎縣	四三	一九	七	四四・二			
鹿兒島縣	五〇	二七	一六	五四・〇			
計	二、八四九	一、八九一	九五五	六六・四			

備考　本表は農林統計月報昭和二十三年十一月号による。但し「濕田面積」は帝國農会の「狀態別耕地に関する調査」（昭和十七年）による。

別紙（二）

水稻單作地帶の技術的対策案

現情勢下における水稻單作地帶の不況に対しては　(1)その地帶の唯一の商品生産物たる水稻の生産量を増加すること、(2)水田の利用度を高めて稻の他に各種作物、家畜を導入すること、(3)更に水田の作付体系、作業体系を合理化して労力の節約をはかる一方、農産加工、畜産加工等によつて労働の高度化をはかると共に現金収入の増加をはかることが必要と思われる。

(一)　水稻生産量の増加

(1)　米生産費の低下

水稻單作地帶においては水稻の生産量を増すことが必要であるが、徒らに反当收量のみ増加してもそれを生産するに著しく労働資材を必要とするならばその生産費が高くなつて、現下の低米価の下においては却つて経営は苦しくなるであろう。從つて労働の能率化、肥料の合理的使用、自給肥料とくに綠肥作物の増加などによつて生産費の低下をはからねばならない。

稻作労働能率の向上のためには第一に單作地帶に多い濕田を乾田化して、耕耘、施肥、刈取り等の作業を畜力及び機械化したがよい。しかし、濕田の乾田化には相当大規模な國家的土地改良事業を必要とし、各種機械は未だ國立農事試驗場において試作考察中にすぎない。差当り田植作業をなくし、除草労力を軽減することは比較的早く実現されるであろう。田植作業をなくするための水稻直播栽培は現に北海道でも行われ、東北や北陸においても数年前から農事試驗場、東北支場及び北陸支場において研究が開始され、移植栽培に劣らない成績を示しているから発芽、雜草、培土等若干の点が解決されれば、数年にして、これを実際栽培に移すことが出來よう。雜草を驅除するには、畜力除草を普及することが差当り望ましいが、昨年度の成績により、雜草驅除剤「二四－D」の効果は極めて大きいから、本年度の大規模な成績の結果に基いて來年から奨励に移す予定である。

(2)　災害の防止

單作地帶は多く寒冷地に分布しているので、冷害、病虫害及び時には水害をうけ易い。從つて、これらの災害を少くすることが水稻の生産量を増加するに最も必要なことである。

(イ)　冷害の防止策

1　冷害の予報―中央氣象台に依頼して、夏季の冷濕を前以て予測するための研究調査を行つている。未だ正確に予報し得るには至つていないが、予報が的確となれば、その効果は極めて大きい。

2　耐冷性品種の育成―品種改良によつて冷害に強い品種を作り、これを廣く栽培することが望ましい。本目的のために昭和十年に東北六縣の各縣について、とくに冷害の著しい場所に凶作防止試驗地を作り、農林省農事試驗場と協力して耐冷性の強い新品種を育成した。その結果、十数種の新品種が作られて、冷害地に栽培されている。

その後、これらの試驗地は改廃があつて、現在は藤坂試驗地（青森）のみがこの事業を継続している。

別に北海道及び東北・北陸の平坦地を対照にして耐冷・耐病の多收品種を育成するために、札幌農事改良実驗所上川試驗地（北海道）、古川実驗所（宮城）、長岡試驗地（新潟）、福井試驗地（福井）の四試驗地があつて、農林省農事試驗場東北支場、北陸支場と協力して現在までに次の如き優良な品種を育成した。

札幌実驗所―水稻農林九号・十一号・十五号・十九号・二十八号・三十四号・四十二号

古川実驗所―水稻農林七号・十六号・十七号・二十四号・四十九号・五十号

長岡実驗所―水稻農林一号・四号・二十一号・四十一号・四十三号・四十六号・四十七号

福井実驗所―（昭和二十二年榮種より水稻に轉向）

右による新品種の地方適應性の検定並びに種子の増殖・配布は縣立農事試驗場が行つている。

3　冷溫床苗代・簡易保溫苗代の奨励

4　土地改良並びに防風林の設置

5　作物の轉換―水田と畑とを交替にして水稻と畑作物（とくに綠肥・飼料作物）を交互に栽培すれば地力を増大し、水稻の生産量を増し、雜草を減少させ、労力が省け、家畜を導入することも可能となり、單作地帶では特に注目すべき事柄である。北海道農業試驗場、盛岡試驗場、遠野試驗地、山形実驗所においてこれが詳細な試驗を行つている。

供出及び事前割当の関係もあり、未だ一般に奨励するには至つていない。更に

冷水害の著しい処では水稲は全くやめて、他の耐冷性の強い作物に轉作することも必要であると思われ、現在はその実狀を調査中である。

（ロ）病害虫の防除―イモチ病、苗腐敗病、ドロオ・ヒムシ、ハモグリバエ等の発生が多いから、前記の品種改良において、これ等の病害虫に強い品種を育成することに努め、またこれらの病害虫の駆除法については東北支場、北陸支場で研究を進めている。

また、病害虫の早期発見、早期防除のために病害虫の発生予察事業を行つて病害虫の発生予報を行つている。

（ハ）水害対策―水害復旧土木事業

（ニ）雪害対策―雪は多作物を腐敗させて、裏作物の栽培を不利にするほか、水稲の作付けをおくらせ冷水害をあたえ、水田土壌を流亡させる。融雪水による土壌の流亡の害とその防止法について北陸支場において研究中である。

(3)　地方の増強

緑肥並びに飼料作物の栽培により、有機質肥料の増強をはかることが必要で、そのため山形農事改良実験所では紫雲英の施用法の研究、耐雪性の強い紫雲英品種の育成に努めている。更に紫雲英の種子のあつせん、増産についてはこれを援助している。

（二）水田利用度の増大

裏作を導入して、水田の利用度を高めるには次の点が必要である。

(1)　濕田の乾田化

（イ）濕田を乾田化するための土木工事

（ロ）濕田の乾田化に伴う灌排水の変化、地力の変化に應じ、品種栽培法を新らしくすることの研究は北陸支場にて開始された。

(2)　裏作物の導入

（イ）水田裏作に適する飼料綠肥作物の種類の選択は東北支場、北陸支場にて調査している。

（ロ）裏作物の麦類の耐雪、耐寒性の増大、早生化について、盛岡実験所、会津実験地において、品種改良を行つている。既に十種類近くの大麦、小麦の新品種が作られた。

（ハ）裏作物の雪害を防ぐために、栽培法をかえ、薬剤撒布で雪ぐされ病を防ぎあるいは消雪を早める方法は東北支場、北陸支場、堀之内試験地（新潟）において研究中である。

（三）単作地帯の経営の合理化

(1)　作付体系、作業体系の合理化

稻単作水田に対して裏作物の導入、田畑輪栽などによつて作付体系を合理化し、これに伴う作業体系を樹立する。このためには濕田の乾田化、用排水設備の完備を前提として各種作業の畜力化、機械化をはかる必要がある。

(2)　家畜の導入

裏作又は轉換畑において飼料作物を栽培し、とくに従來、紫雲英を栽培した石川、富山、福井などではこれを飼料として利用して家畜の導入をはかり、酪農と畜力利用をすすめる。

(3)　果樹・花キ・その他園藝・特用作物の栽培

日本梨・洋梨・リンゴ・チューリップ・ユリ根など各種作物の導入改良をはかるため、園藝試験場東北支場は縣農事試験場と協力して研究及び指導を行つている。

(4)　農産加工・畜産加工を奨励し、各期間の労力の消化につとめる

積雪地方農村経済調査所では、各種農村工業の指導奨励を行つてきた。

調査報告書

農林関係配給公團制度に関する件

右の件に関しては、未だ調査を終えないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経緯を報告する。

昭和二十四年五月二十八日

参議院議長松平恒雄殿

農林委員長　楠見　義男

多数意見者署名

星　一　板野　勝次
池田　恒雄　岡田　宗司
藤野　繁藏　國井　淳一
岡村文四郎　石川　準吉
加賀　操　北村　一男
徳川　宗敬　赤澤　與仁

農林関係配給公團制度に関する調査概要

調査の目的

食糧、食料品、油糧、肥料及び飼料等の配給統制は、配給公團方式を採つていて、これ等農林関係配給公團は、一應昭和二十四年六月三十日まで存続することになつたのであるが、公團方式は、実施後の実績と最近の客観情勢から検討を要するので、これが究明を行わんとするものである。

調査の方法

官廳、公團、團体及び学識経験者から事情及び意見の聽取、資料の蒐集並びに実地調査に依る。

調査の経過

調査承認を受けてから今まで次のような経過をとつて來ている。

三月三十一日　農林関係配給公團制度に関する小委員会を設けた。

四月六日　小委員会委員長から農林大臣、食糧配給公團総裁、食料品配給公團副総裁、飼料配給公團総裁、油糧配給公團総裁及び肥料配給公團総裁に協力を求めた。

四月十一日　小委員会を開いて、農林省畜産局、同食糧管理局、飼料配給公團、全國畜産販賣農業協同組合連合会、日本畜産協会及び全國購買農業協同組合連合会当局から説明を聽いた。

四月十二日　同　小委員会を開いて、農林省食品局及び食料品配給公團当局から説明を聽いた。

四月十四日　小委員会を開いて、農林省食糧管理局及び食糧配給公團当局から説明を聽いた。

四月二十一日　同　小委員会を開いて、農林省食糧配給公團当局及び油糧配給公團当局から説明を聽いた。

四月二十二日　同　小委員会を開いて、農林省農政局及び肥料配給公團当局から説明を聽いた。

四月二十五日　同　小委員会を開いて、農林省食品局及び食料品配給公團当局から説明を聽いた。

四月二十六日　同

調査の結果

今までの調査は、前記の小委員会における説明聽取が中心であつて、その結果大要次のようである。

一、公團制度改革に関する政府の方針

政府は三月十九日、公團制度改革に関する方針を閣議決定し、その中、農林関係配給公團については概ね次の措置をとることとした。

（一）考え方

(1)　公團の業務内容を極力簡素化するとともに、事務の合理化を目指し、行政整理の一環として機構の簡素化と人員の整理を行う。

(2)　公團の統合乃至廃止を行う。

(3)　金融上、人事上の拘束等各種の不合理を是正する。

（二）配給公團の処置

(1)　配給公團の任務は物資の配給を公正適確に行うことを主眼とする。

(2) 需給状況の好轉した物資、物資の性質上買取販賣を必要としない物資を徹底的に取扱品目から除外する。

(3) 肥料配給公團は存續する。開拓地用炭酸カルシウム、骨粉を取扱品目から除く。

(4) 食糧配給公團は存續する。

(5) 飼料配給公團は、その取扱品目を大幅に整理して食糧配給公團に吸收せしめる。

(6) 食料品配給公團と油糧配給公團を廃止し、新たに食品配給公團を設立する。取扱品目中、罐詰、グルタミン酸ソーダ、煉粉乳以外の幼兒食の買取販賣を廃止する。

(三) 公團制度の改正

(1) 直接市中金融機関から融資する途を拓く。

(2) 國庫交付金制度を廃止し、独立採算制を確立する。

但し、予算及び決算は國会の議決を要することとするとともに、事業計画及び借入限度については政府の認可事項とする。

(3) 役職員はその増減に政府の認可を要するに止め、又公務員法を適用せず、公共企業体労働関係法を適用する。

(4) 監督責任者は各省大臣とし、経済安定本部長官の認可事項を極力整理する。

(5) 配給公團がその事業運営上必要な財産は基本金によらずしても買入れることを認める。

二、右政府改革方針に関するその後の経過

四月二十三日、当小委員会における肥料配給公團制度に関する審議の際、経済安定本部鵜崎生活物資局次長は、右政府の改革方針に関するその後の経過について大略次のように説明した。

公團制度改革に関する政府の方針について関係方面と交渉の結果次のようなことが判つた。

(一) 公團の廃合を不可とする意見もあつたが、結局、四月二十三日公團の廃合については日本政府に一任するという意向が與えられたので、三月十九日閣議決定の方針を実施することになつた。従つて残存公團は一應來年三月三十一日まで存續する。

(二) 公團制度の改正については、さきに閣議決定に対して次のように変更することになつた。

(1) 直接市中金融機関から融資の途を拓くことは困難となつたので、別途考慮しなければならない。

(2) 役職員の身分について、公共企業体労働関係法の適用には難色があつて、國家公務員法の適用が望まれている。

更に、四月二十五日、同じく肥料配給公團に関する審議のとき、鵜崎次長は次のように述べた。

(一) 資金については、公團が経済の全責任をとる体勢となるわけである。復興金融金庫は貸付残の程度融資し、市中金融機関から融資の途がないとすれば、考え方としては、國庫から一時借入の方法であるが、政府においては未だ方針が決定していない。

(二) 独立採算制については大凡次のように考えられる。

(1) 公團の経理の運営については独立採算制を採る必要は、第一に資金の効率的運用を図るためである。財政の健全化の要請及び金融の引締に伴い、従來の公團に対する復金融資が大幅に削減されることとなり、而もこれに代る市中金融の特別の金融措置は考えられない客観状勢にあるため、資金を統一綜合的に運用して、その効率化を図る必要がある。そのためには、現在の公團内各部局内における資金の独立運用的機構、即ち分どり主義を廃さなければならない。例えば、某公團においては、資金経理等に関する公團全体としての局の外に、各局毎に重複した同様の機能を営むセクトが存し、互に綜合連絡がなく、非能率的に資金の運用を行つて居る実情である。これは改められなければならない。

(2) 次に九原則の実施及び単一爲替レートの設定に伴い、若し價格水準に変動を生ずる向があるが、一般大衆の実質賃金を維持するために、この変動は流通の凡ゆる過程において極力吸收しなければならないのであるが、このため、公團の配給事務を杓子定規に行うことを改め、能率的に無駄なく、商品のストックされる期間を短縮し、或は放出許可を早期に行い、若しくは公團よりの一括配給を逐次輪番配給に改める等の措置により、この要請に副おうとするのである。

(3) 「公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」は、公團の予算決算等については総て國の予算決算と同様の手続をとることを定めたにすぎず、その費目の内容は何等独立採算の要請と矛盾するものではないのである。このことは、独立採算制の要請に基いて設立された日本鉄道公社に対しても同様の手続がとられて居ることより見て明かである。なお公團の職員の定員については予算的には右の法律で最高限が定めてあるが、その金額の範囲内で、主務大臣が定員を定めることになつて居り、この点從來と何等変るところがないのである。

三、農林委員会における農林関係配給公團制度に関する意向

農林委員会における農林関係配給公團制度に関する意向は、「食料品配給公團法の一部を改正する等の法律案」の審議の経過によつて要約すれば大凡次のようである。

(一) 関係公團の廃合については、その理由が不明確であるが、徒らに名目にとらわれて機械的に取扱うことなく、配給統制の現実に立脚して愼重な検討を加え、遺憾なく措置しなければならない。

(二) 関係公團については、從來の経験に照應して、その機能に対して企業体的機動性を充分に附與する必要がある。しかし、公團使命の重要性にかんがみて、その行動はあくまで嚴正たらしめるよう適当な処置を採らなければならない。

(三) 公團資金の金融については万善の措置を講じなければならない。

(四) 取扱物資の消費者價格を極力低減するため、中間経費の節減に対して遺憾なく措置しなければならない。

(五) 公團の末端機関のサービスの改善及び公團役職員の綱紀の粛正について遺憾なく措置しなければならない。

四、農林関係配給公團制度に関する調査

農林関係配給公團は一應七月一日まで存續することになつたのであるが、公團方式は実施後の実績と、最近の客観情勢から検討を要するので、これが究明を行うため、小委員会を設けて調査することとした。

調査は大体次の要領によつて行うこととした。

(一) 現在各配給公團において取扱つている各物資について、配給統制の要否を検討する。

(二) 右に依つて配給統制を必要とする各物資について適当な統制方式を検討する。

(三) 公團方法を適当とする物資については現行公團方式の改善について検討する。

(四) 同時に現行配給公團の廃合について検討する。

(五) 公團方式以外の統制方式を適当とする物資についてはその方式を検討する。

(六) 各方式に依る配給統制実施上必要な諸條件について検討する。

五、飼料配給公團取扱物資について

配給統制の要否

(一) 現在取扱つている物資

現在、飼料配給公團は、飼料

配給規則第一條に依つて第一表の物資を、同第二十七條に依つて第二表の配給対象に配給している。

第一表

輸入飼料、配給飼料、米ぬか、米ぬか油かす、ふすま、魚かす、とうもろこし脱脂はいが、とうもろこし皮、高りやん（マイロ）ぬか、麦ぬか、乾燥でん粉かす、しようゆかす、やし油かす、飼料用大豆かす、大豆皮、ビートパルプ、乾燥酒精かす、ビールかす、えん麦、食糧不適物、輸入飼料作物種子の二十一種類

第二表

搾乳牛を飼養する者、ばん牛馬を飼養する者、種畜又は種禽を飼養する者、配給飼料又は米ぬか油かすの生産者、試験研究又は教育機関、特殊需要者の六区分

（二）農林省の意見

四月十一日、農林省畜産局酒折飼料課長は大体次のように説明した。

(1) 技術的に困難があり、又数量的に少いものもあるが濃厚飼料は全面的統制を考慮する。

(2) 濃厚飼料の供給の現状は、全需要に対して約五〇％に過ぎない。従つて、経済復興のため最も必要な部面に重点配給する。

(3) 次の物資については、公團に依る配給統制を行う必要がある。

輸入飼料、配給飼料、米ぬか、米ぬか油かす、ふすま、魚かす、とうもろこし脱脂はいが、とうもろこし皮、飼料用大豆粕、やし油かす、えん麦、食糧不適物、輸入飼料作物種子の十三種

(4) 次の物資については配給統制を解除することが考えられる。

乾燥でん粉かす、乾燥酒精かす、しようゆかす、大豆皮、ビールかす、麦ぬか、マイロぬか、ビートパルプの八種

（三）飼料配給公團の意見

(1) 次の品目については、公團に依る配給統制を解除することが考えられる。

乾燥でん粉かす、乾燥酒精かす、しようゆかす、大豆皮、ビールかす。

(2) その他の品目については、飼料の供給が全需要に対し五〇％、経済安定本部配給基準に対し八〇％に過ぎないから配給制統を必要とする。中央統制及び地方統制といつても、帰するところは中央統制と同様であつて、統制をはずすことは不適当である。

(3) 麦糠は次の理由で統制を廃止することは不適当である。

（イ）配給操作を困難ならしめる。

昭和二十四年度の当公團の飼料の配給予定量は五十万噸であるが、この内麦糠は八万一千噸であつて、予定量の一六％を占めている。故に麦糠の統制廃止は量的に配給操作を困難ならしめる。特に麦糠は従来その八〇％が輓牛馬用として配給されていたが、これを廃止するとせば、昭和二十四年度輓牛馬用飼料七六％確保（経済安定本部策定配給所要量に対する第一四半期割当量より推算）が不可能となり四三％に減少する。

（ロ）麦糠の飼料用としての全量確保が出来なくなる。

統制によつて麦糠はその全量が飼料として確保されていたが、統制が解除されれば、現在の配給対象外家畜に利用されたり、又麦糠は飼料以外の用途にも利用し得るところから、その全量を飼料として確保することが出来なくなり飼料面として「マイナス」になる。

（ハ）価格を騰貴せしめる。

飼料の絶対量が不足している現状において、統制を解除すれば自然価格が騰貴し、これは他の飼料価格にも悪影響を及ぼし、消費者の受ける損害は少くない。

（ニ）他の統制飼料の統制を乱す。

麦糠の統制廃止に便乗して他の統制飼料が移動することも考えられる。

（ホ）価格政策に悪影響をきたす。

現在当公團では出来るだけ安價で飼料を配給することを研究中であるが、此の目的達成の爲には取扱数量を多くすることが第一條件である。麦糠の統制を廃止すれば、取扱量が減じ配給価格を低下せしめようとする努力に対し障害となる。

なお、麦糠の統制を解除する代りとして、燕麦を一〇〇％飼料とする外、魚粕の取扱量を増すこととした場合の公團の事業経理上に及ぼす影響は、すなわち、本年度燕麦の收買予定量は三万四千噸であつて、その生産量の殆んど大部分が飼料向となつている。今ここでその全部を飼料に向けるとしても増加する分は僅かに三千噸である。又魚粕の本年度收買予定数量は五千噸であるが、食糧管理局買上の関係もあり、之が收買を増加することは容易には出来ない。従つて麦糠八万噸には量的に到底及ばない。

以上要するに麦糠は栄養成分的に必ずしも満足すべき飼料とは云えないとしても、量的に相当大量であり、地方操作飼料としても從來極めて重要な飼料である故に、この統制を廃止することは飼料配給の公平化という見地から現情においては時期尚早と考える。今仮りに統制を解除しても、地方地方で再統制することも考えられ、統制解除の眞の目的にそい難いであろう。

（註）農林省食糧管理局の調査によれば、昭和二十三年産えん麦の需給状況は次のようである。（單位・俵・四〇瓩入）

總買入数量	九三一、九八四（昭和二十四年三月末現在）
配給実績	九三一、九八四
食糧用	九〇、〇〇〇
飼料用	八二四、二九九
種子用	一七、六八五

（四）その他の意見

(1) 全國小運搬商業協同組合連合会

次の品目を解除する。

乾燥でん粉かす、乾燥酒精かす、しようゆかす、大豆皮、ビールかす、ビートパルプ

(2) 日本畜産協会

農林省畜産局飼料課長と同意見

(3) 全國畜産販賣農業協同組合連合会

飼料事情の現況において配給統制も已むを得ない。取扱品目は極力制限して、輸入飼料と比較的大量に生産せられるものとし、特に魚かすに重点をおく。

(4) 社團法人全國酪農協会

統制は已むを得ないが、でん粉かす、酒精かす、しようゆかす、大豆皮、ビールかす、麦ぬか、マイロぬか、ビートパルプを解除する。

(5) 岡村委員及び日本畜産協会

永松氏からえん麦は全量飼料に廻すべきであるとの意見があつた。

(6) 日本養鶏協会から配合肥料の取扱に檢討を加える必要がある。四百の製造工場を二百五十位に整理する必要があるとの意見があつた。

（五）各意見の綜合

(1) 乾燥でん粉かす、乾燥酒精かす、しようゆかす、大豆皮、ビールかすの統制除外は各意見が一致している。

(2) マイロぬかの統制除外は飼料配給公團及び全國小運搬商業協同組合連合会に反対がある。

(3) 麦ぬか、マイロぬか、ビートパルプの統制除外は飼料配給公團に反対がある。

(4) えん麦の全量飼料化と魚かすの集荷の強化は各意見が一致している。

六、油糧配給公團取扱物資について

配給統制の要否

(一) 現在取扱つている品目

現在、油糧配給公團は、油糧需給調整規則第一條別表第一に依つて次の物資を取扱つている。

大豆(主食用及び種子用を除く)

なたね、からし、あまに、ひまし、桐実(種子用を除く)

えごま、麻実、けし、ひまわり、棉実、ごま、落花生、カポック種子、パーム核、コプラ(輸入物資に限る)

え油外二十種の植物油(但しひまわり油及びオリーブ油は國内産原料から製造のものを除く)

鯨油、魚油、ビタミン油、蚕蛹油、牛脂、豚油、油滓、人造バター、油粕(コプラ粕を除く國内産油粕)及び輸入大豆油粕(主食用を除く)

(二) 油糧配給公團の意見

次の理由によつて各物資を全面的に配給統制する必要がある。

(1) 油糧の需給が極度に逼迫している。油脂の供給は、戰前の需要の三割程度を充たしているに過ぎない。

(2) 海外依存性が八〇%以上にも達し甚だ高い。輸入は主にガリオア資金による。

(3) 油糧の需要面は食用及び工業用に分れ、しかもこれら各用途が更に多方面に亘り生産及び消費形態が甚だ複雑である。

(4) 植物油脂製造登録工場、四六〇〇、油糧需要登録工場、約一二、〇〇〇に達し、その間公平円滑な需給の調整が必要である。

(三) 農林省の意見

油糧配給公團と同様である。

(四) その他の意見

國内における油脂原料、特に大豆及びナタネの増産確保に対して積極的措置を講ずる必要があり、これがためには、他の農産物價格との間の價格の調整が必要である。

その他は、別に意見はなかつた。

七、食料品配給公團取扱物資について配給統制の要否

(一) 現在取扱つている品目

現在、食料品配給公團は食料品配給公團法第二條によつて、みそ、しようゆ、アミノ酸(グルタミン酸ソーダを含む)、砂糖、繊詰、乳製品その他命令で定める食料品を取扱うことになつている。

(二) 政府の方針

(1) 前に述べたように、繊詰、グルタミン酸ソーダ及び煉粉乳以外の幼兒食の取扱を廃止する。

(2) 煉粉乳を、主食と、價格のプール計算で、綜合配給することとなし、これを食料品配給公團取扱から外して食糧配給公團をして取扱わしめる計画があつたが、一部特殊食品の價格をプールすることに依つて一般主食の消費者價格を引上げることは適当でないとの有力な意見があり、又牛乳及び乳製品の特別会計による買入れが現状では困難であるため、これを中止し從來のような取扱とする。

(3) 繊詰とグルタミン酸ソーダは輸出に向ける。

(4) みそ、しようゆ、アミノ酸、砂糖、煉粉乳は必需物資であり、需給が不均衡であるから從來通り統制する。

(三) 食料品配給公團の意見

(1) 繊詰の需要の特殊性からみて公團取扱から外すことは已むを得ない。然し資材及び金融逼迫の際、輸出産業育成のため、公團本來の使命ではないが、公團取扱の必要がある。輸出繊詰は水産物繊詰が主であつて、見込生産が必要で、生産と輸出との間に時期的のズレがあり、その間「ストック」の問題もある。又輸出品の國内需要に横流れするのを防止しなければならない。家庭配給のものも資材が統制物資であるから、その製品は公平な配給を必要とし、又價格調整の点からも何等か組織的統制が必要である。

(2) グルタミン酸ソーダは数量、集荷及び配給先などから考えて公團取扱は不要である。直接指図統制について研究中である。グルタミン酸ソーダ副生廃液はしようゆ及びアミノ酸と同様な取扱が必要である。

(3) 育兒食は、本年からは脱脂乳を原料としてビスケット又はキャラメルに製造し、満一歳から七歳までの幼兒の健康食として配給の方針で、菓子であるから公團取扱から外す。

(4) 煉粉乳は需給が不均衡で、牛乳換算八〇万石弱不足である。又生産高が時期的に変動するからこれを調整する必要がある。かような理由で從前通り公團による配給統制が必要である。

(5) みそ、しようゆ、アミノ酸、砂糖は、國民生活上の必需物資であるが、海外依存性が極めて大きく且つ供給量が需給量に対して絶対的に不足しているから、從來通り公團による統制を継続しなければならない。なお、砂糖については、輸入が区々であるため、ランニングストックが必要で、約三〇―四〇億円の資金が寝ることとなり、この点からしても公團取扱が必要である。

(四) その他の意見

食料品配給公團取扱物資の統制等のことについては、生産者、中間取扱業者及び消費者代表から意見を聽取することを必要と認め、その計画を樹てたが、時間の都合で延期することとした。從つてその他の意見は未だ判らない。

(五) 各意見の綜合

(1) 繊詰、グルタミン酸ソーダ、煉粉乳以外の幼兒食を除外する政府の方針は一應肯定されているようである。

(2) 繊詰の公團取扱を除外したその後における、繊詰製造業の育成及び輸出品の國内需要への横流れの防止について適当な措置が必要である。

(3) 煉粉乳等の乳製品の主食綜合配給についても特に意見はない。

(4) アミノ酸の原料利用率の高いこと及び速成であること等から、その増産に関心が拂われた。

八、食糧配給公團取扱物資について

配給統制の要否

(一) 現在取扱つている品目

食糧管理法第二條の主要食糧及び附帯業務として包装資材を取扱つている。

(二) 政府の方針

現状を継続する。

(三) 食糧配給公團の意見

現状の継続を希望している。

(四) その他の意見

(1) 種子馬鈴薯を食糧配給公團取扱から除外する。

種子馬鈴薯確保全國会議その他農業團体は、種子馬鈴薯は、その農業生産資材としての特殊性を考慮し、生産及び消費の改善と、流通過程を合理化するため、その取扱を食糧配給公團から除外し、農業協同組合系統組織等を活用するよう要望している。

これに対して、政府及び食糧配給公團からは次のような見解が述べられている。

(イ) プールの関係上「農協組」に一元化することは不

適当であるが、集荷及び配給の面で「農協組」の活用を期したい。

（ロ）種いもでも、一般用途のものと彼之流用して、他の用途のいもと一元的に処理したい。

（ハ）種いもばかり切離して配給することとせば消費者価格は非常に高くなる。

（ニ）統制的業務を特定の民間機関に担当さすことは独禁法等の建前から不適当であって、政府又は公團において行わなければならない。

（ホ）価格及び需給の調整上他の用途のものとのプールが絶対に必要である。

（ヘ）種いもは全國プールして消費農民間の公平を期する必要がある。

（ト）以上種々な理由で種いもの取扱を食糧配給公團から除外する意志はない。

(2) 燕麦を全量主食から外して飼料とする。

これに対して政府は、燕麦も主食の枠において取扱う、しかし飼料としても重要であるから、その供出配分については充分考慮しなければならない。

(3) 包装資材、特に空俵の取扱を除外する。

これに対して食糧配給公團は次のように考えている。

1 包装資材としては棉袋、麻袋、紙袋及び空俵がある。

2 空俵については次の理由で統制を存続しなければならない。

（イ）新俵ばかりでは需要を充たすことができない。特にいもには空俵が絶対に必要である。

（ロ）現在農家用空俵の運送費を一般用のものとの価格操作で賄っている。統制を外せばその操作が出來なくなって、農家の負担がかさむこととなる。

（ハ）統制的事務は公團以外の民間機関では行えない。

（ニ）全國的需給の調整を行わなければならないから全國的機関たる公團が必要である。

3 布袋、麻袋、紙袋については次の理由で統制の必要がある。

（イ）需要の時期的増減に対應する必要がある。

（ロ）全國四三四九工場の能力に應じ配分調節の操作機関が必要である。

（ハ）回収袋と新調袋及び新調袋の品位の差による価格の調整が必要である。

（ニ）閑散時において、繁忙時に備えた手持粉袋の資金が必要である。

（ホ）枠外に流出することを阻止するため一元的統制機関が必要である。

（ヘ）原穀麻袋は関係方面の指示によって、政府又は政府機関が所有して輸入原穀の輸送に使用しなければならない。

（五）各意見の綜合

(1) 食糧事情の現況において主食全般に亘ってこれを公團取扱とすることは必要であろう。

(2) 燕麦、種馬鈴薯及び包装資材については更に検討を要する。

九、肥料配給公團取扱物資について

配給統制の要否

（一）現在取扱っている品目

肥料配給公團令第一條によって、命令で定める肥料及び緊急用農薬であって、命令で定める肥料は、肥料配給規則第一條によって、硫酸アンモニア、石灰窒素、過燐酸石灰、化成肥料、輸入加里塩、硝酸アンモニア、トーマス燐肥、輸入骨粉、輸入獣骨を原料とする骨粉、尿素、肥料荷粉及び開拓地用炭酸カルシウム肥料である。

（二）政府の方針

開拓地用炭酸カルシウム、輸入骨粉を除外する。

（三）肥料配給公團の意見

(1) 開拓地用炭酸カルシウム及び輸入骨粉については政府の方針と同様である。

(2) 輸入燐礦石は現在鉱工品貿易公團で扱っているが、これは肥料配給公團で取扱うことが合理的である。

（四）その他の意見

(1) 魚かすの統制を強化し、柑橘地帯及び配合肥料の原料に割当配給する必要がある。これについて政府は次のように考えている。

（イ）魚かすはできるだけ飼料とする。

（ロ）集荷数量からみて、全國的配給を行うためには、基準も立たず困難である。

（ハ）有機質肥料の集荷は過去の経験から困難で、肥料配給公團の本來の使命を損うおそれがあるから、公團取扱いの意志はない。

(2) 緊急農薬の取扱をどうするか。

これについて政府は、他に適当な機関があれば他に移すことが望ましいが現在適当な機関がないから已むを得ないと考えている。

（五）各意見の綜合

(1) 大体政府の方針及び公團の意見が了承された。

(2) 緊急農薬及び燐礦石の問題は、まだ残った問題である。

十、配給統制を必要とする各物資について適当な統制方式

（一）飼料配給公團関係

（イ）政府の方針

公團方式による、但し食糧配給公團に合併する。

（ロ）飼料配給公團の意見

飼料は、地域的、季節的、価格的及び栄養成分的諸條件を充たす統制が必要で、これには指示統制では目的を達することが出來ないので、中央統制機関が必要で、しかもその機関は公團によらなければならない。

（ハ）その他の意見

(1) 社團法人全國酪農協会

現在においては公團方式に代るべき方式はない。

(2) 全國畜、販、農、協、連

理論的には公團方式に反対である。しかし、現実問題として、今直ちに公團方式にかわる方式の受入態勢が出來ていないので、混乱を防ぐため、当分現公團を存置せしめる。

(3) 全國農、協、組代表者会議

公團統制方式を廃止し、指示統制として自由登録制とする。

(4) 日本畜産協会

独立した飼料配給公團を必要とする。

(5) 全國小運搬商、協、連

かつての日本飼料配給株式会社のような民間事業による弾力ある企業体的統制方式を最適当と認める。しかしそれができなければ公團方式以外に方法がない。

(6) 日本養鶏協会

この際公團を廃止して他の機関を考える時期ではない。

(7) 全國購買農、協、連

畜産振興と飼料配給業務を混淆してはならぬ。畜産振興は政府が行い、配給業務は別途考える。重点的配給は必要である。

各意見の綜合

全國農協組代表者会議が公團を廃止し、自由登録による指示配給制を唱え、これに対し、金融、縣外搬出、補給金、価格プール、飼料の計画生産のできないこと、他に何等かの機関が必要であること、統制的業務は民間機関には許され難いことなどの理由で公團廃止の反対が強い。

（二）油糧配給公團関係
（イ）政府の方針
食料品配給公團と合併して、食品公團として存置する。
（ロ）油糧配給公團
油糧の用途及び價格の調整、貯藏、多岐に亘る生産者と需要者の連結等公團統制を必要とする諸條件が他の方法で充たされるまでは、公團以外の配給統制方式は考えられぬ。
（ハ）その他の意見
特にない。
（三）食料品配給公團
（イ）政府の方針
油糧配給公團と合併して食品公團として存続する。保管料、運賃、原料代等をプールして均一配給價格を保持し定期的に公平円滑な配給操作を実施するためには、特定中央機関を必要とする。而して民間機関が独禁法や事業者團体法で設置が困難であるならば、公團方式による他方法がない。
（ロ）食料品配給公團の意見
公團方式による他に方法がない。
（ハ）その他の意見
特になし。
（四）肥料配給公團
（イ）政府の方針
従來通り存続する。特に金融の面において必要である。
（ロ）肥料配給公團の意見
統制方式は現行通り一手買取一手賣渡の公團方式が必要である。
（ハ）その他の意見
(1) 農業復興会議及び全國農、協、組代表者会議の意見
公團方式を廃し、政府機関としてのプール機関、府縣段階の卸販賣業者と町村段階の小賣販賣業者とによる指定登錄制とする。
(3)（参考）河野謙三參議院議員の意見
公團方式を廃し、農家用肥料購入通帳、業者用肥料購入通帳による指定登錄制とする。
各意見の綜合
各意見の主な相違は、府縣段階を政府機関とするか、又は指定登錄制とするかに在るようである。
（五）食糧配給公團
（イ）政府の方針
従來の通り存続する。但し、飼料配給公團を吸收する。
（ロ）食糧配給公團の意見
公團方式を存続する。内部機関は昨年急拠合併したため欠点もあるので適当な合理化を行う段階になつている。
（ハ）その他の意見
(1) 全國農、協、組代表者会議
種子馬鈴薯を前記の通り公團取扱から除外する。
(2) 日本協同組合同盟会長賀川豊彦
主食の配給機構を改正して、生活協同組合にもこれを取扱わしめることとする。同様な意見は農、協、組にもある。
各意見の綜合
結論的には、食糧配給公團の末端機関を切離して自由登錄制のような機構に改正せよという主張がある。これに対し、政府及び食糧配給公團は次の理由で機構の改正は困難であるとしている。
(1) 末端機構は直配を以て進みたい。代位配給の制度もあるが、原則は飽くまで直配とする。
(2) 食糧事情の現段階において、小刻み配給は已むを得ないことで、かかる事情において末端機構は直結とする必要がある。
(3) 食糧事情の現況において、それが如何であろうと機構イジリをすることは適当でない。
(4) 末端を切離しては、現在のような詳細な調査、組織的な監督及び代金の回收ができない。

十一、現行配給公團の廃合
（一）飼料配給公團及び食糧配給公團関係
(1) 農林省飼料関係事務当局の意見
次の理由によつて独立の公團とするのが適当である。
（イ）業務運営の混乱澁滯を起すおそれがある。
（ロ）飼料行政が多元化し、政策遂行に支障を來すおそれがある。
（ハ）それぞれの業務の独自性のため、合併しても機構の簡素化は望まれない。
（ニ）融資面において単独存置を有利とする。
(2) 飼料配給公團の意見
次の理由によつて単独公團であることを必要とする。
（イ）配給対象が他の公團と異なる。
（ロ）畜産政策に即應する飼料行政の推進に自立性確保の要がある。
（ハ）飼料の集荷配給に專念し得るものでなければならない。
（ニ）上下を貫いて、專門的知識経驗を必要とする。
（ホ）業務責任の明確化と能率の向上を期し得る。
（ヘ）適正規模を必要とする。
(3) 全國畜販農協連、日本畜産協会等二十一畜産関係團体の意見
次の理由によつて独立存置が絶対必要である。
（イ）合併すれば、飼料行政が多元化し、政策の遂行に混乱のおそれがある。
（ロ）夫々の独自性によつて機構の簡素化ができない。
（ハ）合併によつて飼料確保並びに配給の円滑が期待できない。
（ニ）食糧に從属し、畜産政策が弱体化する。
（ホ）融資面において輕視される。
（ヘ）業務運営の澁滯を來すおそれがある。
(4) 農林省食糧関係事業当局の意見
食糧配給公團は主食の配給に全力を上げることが必要で、異種の業務を合併することは、これが支障となる。
(5) 食糧配給公團の意見
次の理由によつて飼料配給公團の合併は不適当である。
（イ）主食の需給が近い將来に緩和されることは困難である。この点飼料の統制と、別の考え方をしなければならない。
（ロ）食糧配給公團としては、主食の配給は純粋に行きたい。
（ハ）食糧配給公團と飼料配給公團の合併は「マイナス」こそあれ「プラス」はない。
(6) 各意見の綜合
（イ）政府は物資配給統制者の行政事務の簡素化、合理化に伴い実施機関たる公團の業務内容を極力簡素化するとともに、事務の合理化を目指し、機構の簡素化と人員の整理を行い、これに伴つて公團の廃合を行う方針である。
（ロ）食糧配給公團及飼料配給公團の関係者は両公團の併合に反対している。
（ハ）公團併合の前提である政府の物資配給統制等の行政事務の簡素化、合理化が確立しない前に、実施機関たる公團の廃合を行うことは本末顚倒であつて、有害無益の結果を惹起するおそれがある。
（二）食料品配給公團及び油糧配給公團関係
(1) 農林省事務当局の意見
両公團を一つの公團に合併しても意味はない。政治的考慮は別である。
(2) 食料品配給公團の意見
次の理由で合併は適当でない。

（イ）食料品配給公團設立のとき、業界の要望は味噌、しようゆ、アミノ酸の公團と、その他の公團の必要を認めていた。

（ロ）兩者合併することは不自由、非能率的である。

（ハ）流通秩序確立の最重要なときに機構イジリはマイナスのみ殘る。

（ニ）公團の數だけを單に減らすということは機械的に過ぎない。

(3) 油糧配給公團の意見

（イ）經濟的必然性のない統合は無意味であるよりも能率の低下を示す。

（ロ）品目の異つたものを統合することは無意味である。

(4) 東部油粕商業会の意見

油糧配給公團と他公團との統合は、油糧統制上最能率的な運営をしている同公團の現況に鑑み適切な措置ではない。

十二、現行公團方式の改善事項及び改善上必要な諸條件

(1) 八配給公團總裁の陳情

公團を設置し、これに國家的業務を担当せしめたのは、その業務を官廳特有の諸制約から解放し、機動的な運営方式に則つてこれを実施することによつて、過渡期の經濟を円滑に推移せしめんと期したのである。從つて公團は、政府機関ではあるが、企業活動を可能ならしめ、刻々変化する經濟狀態に應じて臨機の措置を採りうるものでなければならない。しかるに、現行公團は、ほとんど全く自主的活動が封ぜられて、時宜に適した手を打つことが困難である。これらの事実を具体的に指摘すれば、

（イ）國庫交付金制度及び財政金融上の不合理。

1 予算の固定化
2 定員制の拘束
3 「復金」一本の融資
4 基本金の小額及び使途の制約
5 施設の所有禁止

（ロ）官僚化、非能率化の誘発危機。

（ハ）公團の自主性と機動性の阻害。

1 政府の指導監督の行き過ぎ
2 監督官廳の多いこと
3 連絡事務及び報告書作成に忙殺される

（ニ）國家公務員法の適用。

右の結果から次の事項が要望されている。

(2)

（イ）独立採算制の実施。

1 企業的会計方式とする
2 事業年度を一年とする
3 損益処分は經濟安定本部總務長官の承認を受けるものとする
4 一般金融機関からも融資の途を拓く
5 借入金は政府が保証する
6 政府は公團金融について特別の措置を講ずる

（ロ）人事権の自主性の確立。

1 役職員に公共企業体労働関係法を適用するか、又は別に立法する
2 職員の定員は總裁が裁定する
3 職員の任免及び給與の決定は總裁が行う、なお退職金等の制度を確立する

（ハ）監理制度を拡充強化し、現行重複監督制度を簡素化する

（ニ）損失を國家が補償する

（ホ）存続期間を一ヶ年と限ることを廃止する。

その他の意見

（イ）飼料配給公團関係。

1 各段階、特に販賣業者の手数料を改正すること
2 家畜の統計を正確にすること
3 市町村における記帳及び発券等配給事務費に対し國庫から全額補助すること
4 現行発券制度を改正すること
5 飼料價値の換算率を明確にすること
6 取扱品目を整理しても、消費者價格を引上げることなく採算出來るか檢討すること

（ロ）油糧配給公團。

1 公團ばかりでなく生産者及び販賣業者についても所要資金を適切に供給すること
2 中央及び地方を通じて発券事務を能率化すること
3 公團事務能率化のため組織及び人員を整備すること
4 流通秩序確立のため取締に協力すること

（ハ）肥料配給公團。

1 基本金増額により事業運営に必要な設備の保持を可能にすること
2 画一的な行政整理を行うことなく、末端機関の殺人的な激務を緩和するため定員を増加すること
3 予算方式は包括予算として、費目の流用の完全に自由な形において與えらるべきこと
4 適期配給に関する措置を確立し、同時に末端の制当及び記帳事務を改善すること
5 肥料配給公團労働組合から、独立採算制の結果、労働過重を來してはならないと要望した

（ニ）食糧配給公團労働組合。

1 行政官廳は食糧配給の基本的計画の策定に止め、公團の日常業務運営面は總裁の責任において自主性を確立すること
2 主食の需給操作に関して公團の発言権を確保することとし、都道府縣別の細目計画等は公團に移讓すること
3 役員の人事は監理委員会の推薦によつて、兩院の承認を経て、内閣總理大臣が任免することとする
4 人事管理に自主性を確保すること

A 職員は政府職員としないこと
B 從業員の経営参加の途を拓くこと
C 從業員の労働関係に関してはその團結権と團体交渉権を確保すること

5 業務運営に財務処理を監督するため管理委員会を設置すること
6 企業会計制度を改正すること
7 基本金を増額すること
8 固定資産の取得を認めること
9 公團の存続期限の想定を廃止すること

（ホ）食糧配給公團幹部の意見。

1 基本金で備品を買わなければならないことは不便である
2 配給所、精米所、トラック等の施設を所有し得ることとすること
3 資金を確保し、事業運営上の剰余金を利用することが出來ることとすること
4 内部機構を簡素化することの必要は認める。諸類局と澱粉局は一つにしたいと考えている。地方機構も簡素にしたいと考えている
5 行政整理の一環として整理の場合も、現場については整理の余地がない

（ヘ）その他の主な意見。

1 報告事務が複雑煩瑣であるが、その実体について、食糧配給公團大阪支局、肥料配給公團、食料品配給公團から資料の提出があつた
2 公團の自由性が主張せられ、公團總裁に対し大幅に権限の委譲が要望せられていて、官僚支配から離脱せんとする氣持は了承せられるけれども、又一方公團独善の弊を來さざるか（板野委員）
3 公團業務の運営及び監査の民主化に対する具体的措置を確立すべきである（藤野委員）

4　独立採算制の結果手数料その他中間経費が増加して、消費者價格が高くなつてはならない（北村委員、板野委員）

5　統制物資の割当方法の民主化及び合理化を図らなければならない（板野委員）

6　特に飼料配給公團について、統制物資を整理した後、統制数量が余り少くなれば、統制機構を必要とする根拠がなくなりはしないか、統制物資整理後の埋合わせが必要で、之には燕麦を全量飼料化することが考えられる（加賀委員）

7　企業の自主化が必要で、事業運営に関し経済安定本部から農林大臣が支配を受けることは適当でない（北村委員）

8　金融の政府斡旋及び損失の政府補償は公團の自主性と反するものではないが（北村委員）

9　代位配給の手数料を適正にする必要がある。町村は代位配給とすべきである（山崎委員）

10　諸類局の仕事は配給業務と見なされない、諸類局、澱粉局、包装資材局は廃止し業務局に一元化すること如何、包装資材局の空俵は農・協・組に取扱わしむべきである（藤野委員）

11　農・協・組の組織に依つて資金調達の強化を図る必要がある（星委員）

12　食糧配給公團取扱品目を整理し、且つ小麦粉のようなものは原体で配給しては如何（藤野委員）

13　独立採算制をとらなくても機構及び運営の改善で機動性を與えられることが出來ないか（板野委員）

14　肥料資本の動きを是正する必要がある。肥料配給公團と肥料生産者との関連を円滑にしなければならない。これがためには肥料行政の一元化が必要である（板野委員）

15　「公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」は公團側の要望とは全く逆行ではないか（藤野委員）

16　肥料の末端配給について、市町村の記帳及び小刻み配給を改善しなければならない（藤野委員）

17　諸類局の駐在員制度を検討する必要がある（加賀委員）

18　この際食糧配給公團機構、特に諸類局等について思切つた措置をとる必要がある（山崎委員）

19　独立採算制を否定する理由如何（島村委員）

20　油糧原料の價格が他に較べて安い、油糧原料の増産が必要である。油糧原料の生産者と收買機関との和合が必要である（加賀委員）

去る四月一日本件に関する調査に着手したが、問題の関係するところは極めて廣汎であるため、以上今までの調査は單に予備的のものに過ぎないのであつて、本報告も亦その域を脱しない。更に今後調査を続ける必要がある。

調査報告書

租税制定に関する件

右の件に関しまだ調査を終えないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年五月三十一日

大藏委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

高橋龍太郎　天田　勝正
九鬼紋十郎　小宮山常吉
小林米三郎　森下　政一
中西　功　黒田　英雄
玉屋　喜章　油井賢太郎
木内　四郎　小川　友三

租税制定に関する調査報告書

本委員会は、租税制度に関する一般的調査を行う目的を以て、委員会の決議を経て、本年二月十二日議長に対して調査承認を要求し、同日議長の承認を得た。

よつて休会中を利用して、二月下旬から三月上旬にかけて、税務に関する一般調査を行う目的をもつて、第一班九州、第二班関西中京、第三班東北の各地区にそれぞれ議員を派遣して実情調査を行つたが、その後法案等が累積し、その審議に忙殺され、所期の目的を充分に達成することが出來なかつた。

今般シャウプ博士を中心とする税制調査團の來朝により、わが國現行税法の再検討が問題となつているので、本委員会は税制改革に関する基礎的資料の整備とそれに基いて税制改革の意見をまとめることを目的として、継続調査要求書を提出した次第である。

右調査の概要を報告する。

調査報告書

水産物増産対策に関する調査の件

右の件に関しまだ調査を終えないが、一應ここに多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年五月三十一日

水産委員長　木下　辰雄

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

尾形六郎兵衛　西山　亀七
青山　正一　淺岡　信夫
江熊　哲翁　千田　正
矢野　酉雄

水産物増産対策に関する調査報告書

二月十二日議長の承認を得た水産物増産対策に関する調査の件は、調査の便宜のため、委員は四班に分れ、一班は二月二十一日より二十八日まで東北方面へ、一班は二月二十四日より三月三日まで東海方面へ、一班は二月二十五日より三月四日まで中國方面へ、一班は二月二十一日より二十八日まで九州方面へ赴いて、現地の金融状況、新に実施された水産業協同組合法及び近く改正さるべき漁業法案に対する修正要望等について現地の意見を聽取した。

更に、しばしば委員会を開き、衆議院の水産委員会とも数次に亘つて合同打合会を開いて、農林、大藏両省、経済安定本部、復興金融金庫等の首脳部を招致し、愼重に検討を加えた結果、結論として次の如き要領を全会一致を以つて議決した。

即ち

一、水産金融の確立を図るため左の如く措置すること。

（一）漁業手形制度を漁業全般に拡充強化すること。

（二）漁業災害補償制度を制定すること。

（三）漁業信用保証制度を制定すること。

（四）農林水産業金庫を設立すること。

二、漁業法案を現地の実情に即應せしめ、漁村の民主化と生産力の発展を図るよう検討すること。

三、水産物の統制機構を改善すること。

四、漁業用資材の輸入に対し補給金を支出して経営費の適正化を図ること。

五、水産行政機構を拡充強化すること。

六、漁港法を制定すること。

七、水産関係諸税の適正化を図ること。

八、漁区拡張について関係方面に懇請すること。

以上各項の実施促進によつて速かに水産物の増産を図るべきものと認め、金融問題については本会議において水産金融に関する決議を行い、水産物の統制機構の改善及び漁業用資材の輸入に対する補給金問題については委員会において全会一致を以つてその実現方に努力を要望した。

また、水産行政機構の拡充強化については水産省の実現方を委員会の全会一致を以つて総理大臣に要望した。

右は未だ調査を終えないが、一應ここにその経過並びに結果を報告する。

審査報告書

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十三日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　紅露　みつ

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

木内キヤウ　星野　芳樹
穗積眞六郎　水久保甚作
北條　秀一　淺岡　信夫
池田宇右ヱ門　細川　嘉六
千田　正　天田　勝正
伊東　隆治

要領書

一、委員会の決定の理由

引揚同胞対策審議会は、引揚促進並びに引揚者の更正対策の諸問題を調査審議する内閣総理大臣管理に係る機関であるが、現行法は本年八月三十一日限りを以て失効するのである。しかし現下引揚関係の諸問題が山積している際これを更に一ヶ年延長せんとする本改正案は時宜に適した措置と認める。

二、事件の利害得失

引揚促進並びに引揚者に対する更生対策が民官合同によつて一層推進される利益がある。

三、費用

本改正案施行に費用は必要としない。

審査報告書

家畜商法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月三十一日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

星　一　石川　準吉
藤野　繁雄　加賀　操
德川　宗敬　國井　淳一
北村　一男　岡田　宗司
大畠農夫雄　高橋　啓
平沼彌太郎　門田　定藏
柴田　政次　池田　恒雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現在、各都道府縣における家畜商取締制度の無統一による欠陥を是正し、統一的な取締法制を制定し、以て家畜取引の公正を期すると共に家畜傳染病の予防及び家畜商の品位の向上に資せんとするもので、委員会は、家畜商の品位の向上に関する施策については、なお不十分な点があるが本法案の趣旨は妥当なものと認め全会一致を以て可決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

統一的法律制定により、その趣旨とするところが達成せられるばかりでなく、家畜商の営業上便益するところも少くない。

三、費用

本件については費用を要しない。

審査報告書

公認会計士法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月三十一日

大藏委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

小川　友三　小林米三郎
小宮山常吉　森下　政一
天田　勝正　玉屋　喜章
黒田　英雄　油井賢太郎
木内　四郎

要領書

一、委員会の決定の理由

十五年以上計理士の職に在つたものは、別に定める陪審式試験により公認会計士となり得るよう改正せんとするもので、適切なる措置と認める。

二、事件の利害得失

公認会計士制度の運用を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

國会法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月三十一日

議院運営委員会理事　高田　寛

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

宇都宮　登　岡元　義人
岡部　常　奥　むめお
藤井　丙午　矢野　酉雄
大隈　信幸　門屋　盛一
鈴木　順一　小林　英三
川村　松助　平岡　市三
重宗　雄三　山田　佐一

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、今般の行政機構改革に伴い、これに対應して常任委員会の名称及び数を変更する等の整理を行うものであつて、きわめて当然の改正と認める。

一、事件の利害得失

國会法の規定を行政機構改革のための他の諸法律に適合させ、その運営に支障なからしめることができる。

一、費用

この法律施行のためには、別に費用を要しない。

國会法の一部を改正する法律案に対する少数意見報告書

本委員は國会法の一部を改正する法律案に対して次の理由により反対する。

一、参政官の設置法案が審議未了であるのに、國会法第三十九條中「各省次官」を「政務次官、参政官」に改めるが如き本案は、立法府の権威のためにも否決すべきである。

昭和二十四年五月三十一日

議院運営委員会

少数意見者　板野　勝次

参議院議長松平恒雄殿

審査報告書

裁判官彈劾法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月三十一日

議院運営委員会理事　高田　寛

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

大隈　信幸　門屋　盛一
小林　勝馬　鈴木　順一
小林　英三　川村　松助
平岡　市三　重宗　雄三
山田　佐一　宇都宮　登
岡元　義人　岡部　常
奥　むめお　藤井　丙午
矢野　酉雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、彈劾裁判所の裁判員及びその予備員、訴追委員及びその予備員の辞職につき、議院の許可を要することとし、又罰則の均衡を図るためこれを強化するの改正を行おうとするものであつて、裁判官彈劾法運営の実績に鑑み適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

彈劾裁判の運営を益々円滑ならしめることができる。

三、費用

この法律施行のためには、別に費用を要しない。

●第二十七号参照

審査報告書

日本專賣公社法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十二日

大藏委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

波多野　鼎　森下　政一
木内　四郎　米倉　龍也
小宮山常吉　九鬼紋十郎
西川甚五郎　小林米三郎
黒田　英雄　川上　嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

專賣事業審議会設置の時期、委員の構成等につき所要の改正をなさんとするものであつて適切なる処置と認める。

二、事件の利害得失

日本專賣公社の業務の運營を円滑ならしむることができる。

三、費用

この法律に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

日本專賣公社法施行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十二日

大藏委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

波多野　鼎　　森下　政一

木内　四郎　　米倉　龍也

小宮山常吉　　九鬼紋十郎

西川甚五郎　　小林米三郎

黒田　英雄　　川上　嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

國から公社への職員及び財産の引継、その他日本專賣公社法の施行に必要なる事項を規定せんとするものであつて適当な処置と認める。

二、事件の利害得失

日本專賣公社の設立事務を明確にすることができる。

三、費用

この法律施行に伴い、別に費用を要しない。

●第二十八号参照

審査報告書

簡易生命保険法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十一日

通信委員長　大島　定吉

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

渡邊　甚吉　　小林　勝馬

深水　六郎　　千葉　信

下條　恭兵　　市來　乙彦

松嶋　喜作

要領書

一、委員会の決定の理由

最近における経済事情の推移並びに民法の改正等に鑑み、保険金最高制限額及び最低額を改め、保険契約の乘換條項、保険金の倍額支拂條項を定める等必要な規定を設けるとともに、保険約款に規定するものの外、保険契約に関する事項をすべて法律で規定する等のため簡易生命保険法を廃止し、新たに簡易生命保険法を制定せんとするもので適当な措置である。

二、事件の利害得失

國民生活の安定に資するとともに、簡易生命保険事業の経営を合理化する利益がある。

三、費用

この法律の実施に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

郵便年金法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十一日

通信委員長　大島　定吉

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

渡邊　甚吉　　小林　勝馬

深水　六郎　　千葉　信

下條　恭兵　　市來　乙彦

松嶋　喜作

要領書

一、委員会の決定の理由

最近における経済事情の推移並びに民法の改正等に鑑み、年金最高制限額及び最低額を改め、年金等の差押禁止の範囲の拡張、年金受取人の介入権制度等必要な規定を設けると共に、年金約款に規定するものの外、年金契約に関する事項をすべて法律で規定する等のため郵便年金法を廃止し、新たに郵便年金法を制定せんとするもので適当な措置である。

二、事件の利害得失

國民生活の安定に資すると共に、郵便年金事業の経営を合理化する利益がある。

三、費用

この法律の実施に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

船舶運営会の船員の退職手当に関する交付金を船舶所有者に交付する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十三日

運輸委員長　板谷　順助

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

飯田精太郎　　小野　哲

丹羽　五郎　　植竹　春彦

大隅　憲二　　小泉　秀吉

入交　太藏

要領書

一、委員会の決定の理由

一本法律案は、本年一月に公布された政令第二十六号船舶運航管理令による船舶の國家使用制度変更に伴い、船舶運営会を退職し、直ちに船舶所有者に雇用される船員の退職手当について、船舶運営会が直接当該船員にこれを支給せず、その帰属する各船舶所有者にそれぞれ交付し、当該船舶所有者と船員との雇用関係が消滅したときに交付することとするため、所要の規定を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

船員の退職手当支拂に関し、通貨の膨脹に影響を及ぼさないで、船舶運営会と船員との間における一切の債権債務を消滅せしめる利益がある。

三、費用

本法律案の施行に伴い一般会計より四億五千万円を限度として支出するを要する。

審査報告書

所得税法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十二日

大藏委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

波多野　鼎　　森下　政一

木内　四郎　　米倉　龍也

小宮山常吉　　九鬼紋十郎

西川甚五郎　　小林米三郎

黒田　英雄　　川上　嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

所得税法、法人税法、有価証券移轉税法、相続税法、通行税法及び取引高税法に規定されている加算税及び追徴税の計算を簡易化する見地より所要の改正を行わんとするもので、施行の実情に鑑み、適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

加算税及び追徴税の計算を簡易化ならしめる利益がある。

三、費用

この法律の施行に当つては、別に費用を要しない。

審査報告書

臨時宅地賃貸価格修正法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十二日

大藏委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

波多野　鼎　　森下　政一

木内　四郎　　米倉　龍也

小宮山常吉　　九鬼紋十郎

西川甚五郎　　小林米三郎

黒田　英雄　　川上　嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

宅地の賃貸価格が経済事情の変動等により著しく不均衡になつているので、今回、土地の賃貸価格を修正するとともに、これに関して必要な事項を規定しようというのであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、宅地の賃貸価格及び租税負担を適正ならしむる利益がある。

三、費用

この法律の施行のために、別に費用を要しない。

官報

号外

昭和二十四年六月一日

○第五回國会　参議院会議録第三十九号（附録四）

審査報告書

國の所有に属する物品の賣拂代金の納付に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十二日

大藏委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

波多野　鼎　　森下　政一
木内　四郎　　米倉　龍也
小宮山常吉　　九鬼紋十郎
西川甚五郎　　小林米三郎
黒田　英雄　　川上　嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

國の所有に属する物品の賣却代金の延納に関しては、従來明確なる規定を欠いていたので、これが取扱に関する諸規程を整備せんとするものであつて適切なる処置と認める。

二、事件の利害得失

國の所有に属する物品の賣却代金の延納に関する取扱を明確且合理的ならしむる利益がある。

三、費用

この法律施行のために、特に費用を要しない。

審査報告書

興業債券の発行限度の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十二日

大藏委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

波多野　鼎　　森下　政一
木内　四郎　　米倉　龍也
小宮山常吉　　九鬼紋十郎
西川甚五郎　　小林米三郎
黒田　英雄　　川上　嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

日本興業銀行法による興業債券の発行限度を、昭和二十五年三月までを限り、現行の拂込資本金額の十倍を二十倍に引上げようというのであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、長期産業資金の需給を緩和し、その資金調達を容易にし、経済の安定復興に資する利益がある。

三、費用

この法律施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

価格調整公團法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十四日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

藤井　丙午　　川村　松助
鎌田　逸郎　　西川　昌夫
和田　博雄　　奥　むめお
帆足　計　　安達　良助

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正案は、価格等の調整のために価格調整公團に資金の受入又は交付を命ずる権限を物價廳長官に與えるとともに、その役員及び職員の一部に臨検検査をする権能を與えようとするものであつて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

価格等の適正な調整を、簡素且つ円滑に行いうる利益がある。

三、費用

この改正により別に費用を要しない。

審査報告書

過度経済力集中排除法第二十六條の規定による持株会社整理委員会の職権等の公正取引委員会への移管に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十四日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

西川　昌夫　　川村　松助
鎌田　逸郎　　藤井　丙午
和田　博雄　　奥　むめお
帆足　計　　安達　良助

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、過度経済力集中排除法第二十六條の規定により、持株会社整理委員会の有する過度経済力の集中排除に関する職権、記錄及びこれに必要な職員を公正取引委員会に移管するための所要の規定を定めるものであつて、この職権等の移管を行う日は、この法律施行の日から六ヶ月以内に公布されるべき政令で定めることとなつているが、これは現在の集中排除の措置の進行状況から見て止むを得ない。從つて本法案は概ね妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

過度経済力の集中排除の職権等の移管を円滑に行いうる利益がある。

三、費用

本法の施行により、別に費用を要しない。

審査報告書

都道府縣の所有に属する警察用財産等の処理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十三日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

西郷吉之助　　太田　敏兄
林屋龜次郎　　深川榮左エ門
柏木　庫治　　島村　軍次
小川　久義　　町村　敬貫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は警察法施行の際警察の用に供されていた都道府縣の所有に属する警察用財産等で、國家地方警察に必要なものの処理の方法を決定する必要に基くものであつて、大体において妥当なものと認められる。

二、事件の利害得失

本法により、新しい警察制度の裏付となる財産の処理が行われて、新制度の運営上感じられていた支障が除かれ、問題を明確に解決するという利点がある。

三、費用

本法案の施行には別に費用を要しない。

審査報告書

鉱山保安法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十四日

商工委員長　小畑　哲夫

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

玉置吉之丞　　佐伯卯四郎
小杉　繁安　　境野　清雄
平岡　市三　　阿竹齋次郎

駒井　藤平　廣瀬與兵衞
山田　佐一

要領書

一、委員会の決定の理由
　從來の鉱業保安狀況は、關係法規の不備のために、惡化して、鉱業生産を低下せしめていたのであるが、本法案においては、鉱業権者の保安のために講ずべき措置及び鉱山労働者の保安のために守るべき事項を明文化し、且、鉱山保安行政機構を一元的に整備することを規定して、保安條件の改善、鉱業生産の確保向上を期しているので、國内鉱物資源の全面的活用という経済的要請と、人命保護という人道的立場から、本法は当を得た措置と認める。
一、事件の利害得失
　鉱山労働者に対する危害を防止し、鉱物資源の合理的開発を計るに利益がある。
一、費用
　本法に要する費用は、二十四年度予算に計上されたる金額（四千九百六十二万五千円）以外には、要しない。

審査報告書

建設業法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月十三日
建設委員長　石坂　豊一
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
島田　千壽　堀　末治
北條　秀一　岩崎正三郎
原口忠次郎　赤木　正雄
久松　定武　島津　忠彦

要領書

一、委員会の決定の理由
　建設事業は今日廣範囲に公共性をもつとともに、國民経済の再建上に重要な位置を占めているものであるので、建設業を営む者の登録の実施、建設工事の請負契約の規正、技術者の設置等によつて建設業の健全なる発達をみようとするもので、本措置は適切なものと認める。
二、事件の利害得失
　建設工事の適正な施行が確保される利益がある。
三、費用
　本法の実施については、別に費用を要しない。

審査報告書

屋外廣告物法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月十三日
建設委員長　石坂　豊一
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
島津　忠彦　島田　千壽
堀　末治　久松　定武
北條　秀一　原口忠次郎
岩崎正三郎　赤木　正雄

要領書

一、委員会の決定の理由
　廣告物取締法（明治四十四年第七十号）は、廣告物の取締りを廣範囲にわたつて包括的に行政官廳の命令に委任しているので、この際これを廃止して、新らたに美観風致の維持及び公衆に対する危害防止のために屋外廣告物の場所及び方法並びに屋外廣告物を掲出する物件の設置及び維持について、必要な規制の基準を定めんとするもので本措置は妥当な事と認める。
二、事件の利害得失
　放しなる廣告のはん乱によつて風物景観を汚せんより免れしむるとともに公共の危害防止に有益である。
三、費用
　この法律の施行に当つて別に費用を要しない。

審査報告書

公共企業体労働関係法の施行に関する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月十四日
労働委員長　山田　節男
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
竹下　豐次　村尾　重雄
岡村　文吉　早川　愼一
原　虎一　門屋　盛一
平野善次郎　一松　政二
岡田喜久治

要領書

一、委員会の決定の理由
　本案は公共企業体労働関係法を円滑に施行する上に必要な経過措置であるから、当然必要な立法と認められる。
二、事件の利害得失
　公共企業体労働関係法の円滑な施行を期待し得る利益がある。
三、費用
　本法施行には別に費用を要しない。

審査報告書

水産業團体整理特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月十三日
水産委員長　木下　辰雄
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
千田　正　西山　亀七
尾形六郎兵衞　淺岡　信夫
江熊　哲翁　青山　正一

要領書

一、委員会の決定の理由
　水産業協同組合法及び水産業協同組合法の制定に伴う水産業團体の整理等に関する法律が去る二月十五日施行せられ、目下全國各地において水産業團体の解散準備と水産業協同組合の設立が行われているのであるが、この際本法律によつて、水産業團体より水産業協同組合への債務を承継させるについて、債権者保護の手続を講じ、又水産業團体より水産業協同組合へ財産を移轉する際の財産の評價基準を規定して、これを行うことは適切なる措置と認める。
二、事件の利害得失
　水産業協同組合設立に伴い、水産業團体から、これに財産を移轉する場合に円滑を期し得る利益がある。
三、費用
　この法律の施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

文部省著作教科書の出版権等に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。
昭和二十四年五月十三日
文部委員長　田中耕太郎
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
河野　正夫　山本　勇造
左藤　義詮　梅津　錦一
若木　勝藏　藤田　芳雄
堀越　儀郎　岩間　正男
松野　喜内

要領書

一、委員会の決定の理由
　文部省著作教科書は從來、数個の出版会社に独占的に発行せしめていたが、今後は自由競争の方法により、その出版権を設定することとしたため、その出版権の設定方法等について規定を整備する必要があり、本法案はその趣意において妥当なものと認める。
二、事件の利害得失
　本法案の施行によつて、文部省が著作名義を有する教科書の出版権を從來の独占から解放し、出版の民主化、合理化をはかることができるとともに教科書の供給を円滑ならしめるに役立つものと期待せられる。
三、費用
　本法案の施行には別に費用を要しない。

●第二十九号参照

審査報告書

水先法案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十六日
運輸委員長　板谷　順助
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
小泉　秀吉　飯田精太郎
植竹　春彦　大隅　憲二
結城　安次　高田　寛
小野　哲　入交　太藏

第三十二條に次の一項を加える。
2　水先審議会は、前項の規定による意見を決定しようとするときは、当該水先人に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して聽問をしなければならない。当該水先人は、聽問の場所において、水先審議会に対し、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。
第三十七條に次の但書を加える。
但し、関係行政廳の官吏のうちから命じ、又は委嘱した委員及び臨時委員に対しては、手当を支給しない。
第三十八條中「法律」の下に「及び國家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）」を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、終戰後における海運の実情に鑑み、船舶航行の安全を期するため、水先業務を免許制にし、特定の場合においては、強制水先を規定する等、新らしい水先制度の確立を図ろうとするもので、適当な立法と認める。併し本委員会は、水先人の免許の取消等の処分を愼重ならしめるとともに、國家公務員法との関連において不十分な点があると認めたのでこれを修正した。
二、事件の利害得失
船舶航行の完全を期し得る利益がある。
三、費用
この法律の施行により別に費用を要しない。

審査報告書

國家公務員共済組合法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月十七日
大藏委員長　櫻内　辰郎
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
川上　嘉　木村禧八郎
小宮山常吉　中西　功
天田　勝正　油井賢太郎
木内　四郎　玉屋　喜章
波多野　鼎　西川甚五郎
黒田　英雄

要領書

一、委員会の決定の理由
國家公務員共済組合法の実施情況に即應して、恩給法臨時特例による恩給額の改定に伴う共済組合の年金受給者の年金額の増額、恩給法の適用を受けない非現業雇傭人たる組合員に対する長期給付を実施し、併せて健康保険法の改正に関連して、給付に関する規定を整備するとともに、公社の設立等に伴い、組合の設置区分を改めようというのであつて、適切な措置と認める。
二、事件の利害得失
國家公務員共済組合法の適切なる運営をはかり得る利益がある。
三、費用
この法律の施行のために要する費用は、本年度予算に共済組合國庫交付金は、一般会計及び特別会計を合せて総額六十四億三千万円が計上されている。

審査報告書

郵政事業特別会計法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。
昭和二十四年五月十七日
大藏委員長　櫻内　辰郎
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
高橋龍太郎　小宮山常吉
天田　勝正　油井賢太郎
木内　四郎　波多野　鼎
玉屋　喜章　西川甚五郎
黒田　英雄

要領書

一、委員会の決定の理由
昭和二十四年六月一日に郵政省が設置せられるに伴い、従前の通信事業特別会計を廃止し、あらたに郵政事業特別会計を設置して、一般会計と区分して経理しようとするものであつて適切な措置と認める。
二、事件の利害得失
郵政事業を企業的に経営し、その健全な発達に資する利益がある。
三、費用
この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

電氣通信事業特別会計法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月十七日
大藏委員長　櫻内　辰郎
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
小宮山常吉　高橋龍太郎
黒田　英雄　西川甚五郎
波多野　鼎　玉屋　喜章
油井賢太郎　木内　四郎
天田　勝正

要領書

一、委員会の決定の理由
電氣通信省の設置に伴い、その所管業務を経理するため、電氣通信事業特別会計を新設せんとするものであつて、適切な処置と認める。
二、事件の利害得失
電氣通信省所管業務の経理を明確、適正ならしめることができる。
三、費用
この法律施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

國立國会図書館法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月十三日
図書館運営委員長　金子　洋文
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
小林　勝馬　松野　喜内
德川　宗敬　岩本　月洲

要領書

一、委員会の決定の理由
國立國会図書館法の制定後約一ケ年を経過したが、その間図書の蒐集が不良であつたため今後の運営にも支障を生ずべき可能性がある。之を防止するためには、是非納本制度を改善する必要がある。
二、事件の利害得失
この改正法律案を施行することにより図書館の運営の円滑を期することが出来る。
三、費用
この改正法律施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

國立國会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月十三日
図書館運営委員長　金子　洋文
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
德川　賴貞　岩本　月洲
三木　治朗　德川　宗敬
松野　喜内　小林　勝馬

要領書

一、委員会の決定の理由
行政及び司法各部門支部図書館においては、現に専任の職員を欠き、すべて兼任の職員をもつて組織され、その業務遂行上著しく支障があるからこれの改善をはかることは必要である。
二、事件の利害得失
この法律の施行により図書館の行政及び司法各部門に対する奉仕は著しく改善される。
三、費用
この法律を施行するために別に費用を要しない。

審査報告書

獣医師法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十四年五月十六日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

高橋　啓　北村　一男
平沼彌太郎　德川　宗敬
加賀　操　赤澤　與仁
山崎　恒　岡村文四郎
藤野　繁雄　石川　準吉
星　一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現行獣医師法（大正十五年法律第五十三号）にかわる新しい獣医師法を制定し、獣医師の技能の最高水準とその業務の適正とを確保することを目的としたもので、(一)獣医師國家試験制度の創設およびその受験資格の向上、(二)獣医師免許審議会制度の創設、(三)獣医師の診療業務に関する事項の改正、(四)現に獣医業務に従事しつつある獣医師および獣医手の取扱いに関する経過規定等を主な内容とするものであるが、委員会における論議は主として前記國家試験の受験資格と経過規定に集中せられ、就中現在の獣医手制度に対する経過的救済手段の必要が強調せられた。しかして右の救済手段については衆議院においても同様の状況であつたが、同院において政府提案に対しある程度の修正を加えて本院に送付してきたので、委員会としては十分とは言えないが、現状ではやむをえないものと認め、多数をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

獣医師の資質の向上により畜産の発達、公衆衛生の向上に寄與するところが少くないと思われるが、同時に受験資格の向上は、現在の農村の経済事情から見て將來農家の子弟中より、眞に農村のための獣医師希望者の道をふさぐ虞れなしとせず、この点についての一般的な農村対策の充実を期するの要ある外、獣医手の経過的救済措置についても十全の対策が講ぜられなければ、農村に不測の損害を蒙らしめることとなる。

三、費用

本年度は既定経費をもつて賄うので、本法施行のため本年度において特別に新規の費用を必要としない。

審査報告書

出版法及び新聞紙法を廃止する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

齋　武雄　大野　幸一
宮城タマヨ　松村眞一郎
大野木秀次郎　來馬　琢道
鈴木　安孝　岡部　常
松井　道夫　遠山　丙市
鬼丸　義齋　星野　芳樹

要領書

一、委員会の決定の理由

出版法及び新聞紙法は、昭和二十年九月二十七日附連合國最高司令官覚書により廃止するよう命令されていたのを、この際に実現し、更にこれに伴つて予約出版法に必要な改正を加えるのが本法案の内容で、必要な措置と認める。

一、事件の利害得失

言論及び出版の自由を保障する憲法の精神に沿うことができる。

一、費用

本法の施行のために別段の費用を要しない。

審査報告書

少年法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

齋　武雄　松村眞一郎
宮城タマヨ　大野木秀次郎
來馬　琢道　鈴木　安孝
鬼丸　義齋　松井　道夫
遠山　丙市　星野　芳樹
大野　幸一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、少年法と少年院法、兒童福祉法及び犯罪者予防更生法案との調整を図り、あわせて、少年保護事件の身柄の取扱い及び犯罪組成物件供用物件等の没取その他少年法の不備な点を補正するものであつて適切な措置であると認める。

一、事件の利害得失

少年の保護とその健全な育成を期する上において、少年法の円滑な運用を期することができる。

一、費用

本法の施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

少年院法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

齋　武雄　松村眞一郎
宮城タマヨ　大野木秀次郎
來馬　琢道　鈴木　安孝
鬼丸　義齋　松井　道夫
遠山　丙市　星野　芳樹
大野　幸一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、十四歳未満の少年で收容保護の必要のある者は、総て兒童福祉法による施設に收容するのが適切と思われるので、これらの者を少年院に收容しないように、現行の少年院法を改めるものであり、また、現在少年観護所の施設は、十分でないので、その整備の予定される昭和二十六年三月三十一日まで、應急的に、拘置監の中の特に区別した場所を少年観護所に充て、これに犯罪少年であつて逃亡のおそれのある者のみを收容するように、同法を改正するものであつて止むを得ない措置である。

一、事件の利害得失

悪質な犯罪少年の観護措置につき、少年院の運営を円滑ならしめることができる。

一、費用

本法の施行のために別段の費用を要しない。

審査報告書

検察廳法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十四年五月十七日

法務委員長松平恒雄殿　伊藤　修

参議院議長

多数意見者署名

星野　芳樹　大野　幸一
大野木秀次郎　深川タマエ
岡部　常　遠山　丙市
松井　道夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、検察官の任免につき、國家公務員法との調整を図り國家行政組織法及び法務廳設置法の一部改正に伴い必要な條文の整理を行い、從來政令を以て設けられていた検察審査会の予備委員を法律で規定することとしたもので概ね妥当な措置であると認める。

一、事件の利害得失

検察の運用の円滑と、検察審査会の運営の完璧とを図ることができる。

一、費用

本法施行のために別段の費用を要しない。

審査報告書

民法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきもの

と議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

齋　武雄　大野　幸一
宮城タマヨ　松村眞一郎
來馬　琢道　鈴木　安孝
岡部　常　松井　道夫
遠山　丙市　大野木秀次郎
星野　芳樹

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は民法第三百六條の一般の先取特権の順位につき葬式の費用と雇人の給料とを入れかえ、雇人給料の先取特権に優先的順位を與え金額の制限を廃し、また民事訴訟法中有体動産に対する強制執行の制限につき職工、労役者、雇人の報酬にもこれを認め又これ等の者に対する差押禁止債権の範囲につき明確を期するよう関係條文を改めたものであつて適切な措置である。

一、事件の利害得失

勤労者の生活権保護のために現下の経済状勢下においてその運用に期待されるところ大である。

一、費用

本法の施行のために別段の費用を要しない。

審査報告書

公証人法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十七日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

星野　芳樹　大野　幸一
大野木秀次郎　岡部　常
松井　道夫　遠山　丙市
岩本　哲夫　深川タマエ

第十三條の改正規定を次のように改める。

第十三條　裁判官（簡易裁判所判事ヲ除ク）検察官（副検事ヲ除ク）又ハ辯護士タルノ資格ヲ有スル者ハ試験及實地修習ヲ經スシテ公證人ニ任セラルルコトヲ得

第十三條の改正規定の次に次のように加える。

第十三條ノ二　法務總裁ハ當分ノ間多年法務ニ携ハリ前條ノ者ニ準ズル學識經驗ヲ有スル者ニシテ公證人審査會ノ選考ヲ經タル者ヲ試驗及實地修習ヲ經スシテ公證人ニ任スルコトヲ得但シ第八條ニ規定スル場合ニ限ル

第十五條に関する改正規定を次のように改める。

第十五條第一項第三号を第四号とし、第三号として次の一号を加え、同條第二項中「第三号」を「第四号」に、「所屬地方裁判所ヲ管轄スル控訴院ニ於ケル懲戒委員會」を「公證人審査會」に改める。

三　公證人年齢七十歳ニ達シタルトキ

第二十八條第二項及び第三十六條第六号の改正規定中「其ノ他確實ナル方法」を「其ノ他之ニ準スヘキ確實ナル方法」に改める。

第三十八條に関する改正規定を次のように改める。

第三十八條第二項「其ノ文字」を「其ノ字數」に改め、同項及び同條第三項中「、囑託人又ハ其ノ代理人及立會人」を「及囑託人又ハ其ノ代理人」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

今期國会において法務廳設置法等の一部を改正する法律案によつて法務廳の機構の改組が予定されており、之に伴い公証人法の関係規定を整理する必要に迫られ本法案が提出されたのであつて、本法案の内容は、右関係規定の整理、公証手続の簡素化及び公証人の任用資格の拡張の三点であつて、時宜に適した改正である。なお、委員会においては、公証人の任用資格の拡張の点で若干の地域的及び時間的制限を加える旨の修正を行つた。

一、事件の利害得失

公証制度運用の円滑を期することができる。

一、費用

本法の施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

人権擁護委員法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十六日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

齋　武雄　宮城タマヨ
松村眞一郎　來馬　琢道
鈴木　安孝　岡部　常
鬼丸　義齋　遠山　丙市
大野木秀次郎　星野　芳樹
大野　幸一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、憲法の保障する基本的人権を遺漏なく擁護するとともに、人権尊重思想の普及、高揚を図るために、民間人から成る人権擁護委員及びその協議会等を設けようとするものであつて時宜に適した措置と云うことができる。

一、事件の利害得失

基本的人権の擁護、自由人権思想の普及高揚につき資するところ大である。

一、費用

本法の施行のために、本年度において約百万円の費用を予算に計上している。

審査報告書

水防法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十七日

建設委員長　石坂　豊一

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

堀　末治　北條　秀一
仲子　隆　島津　忠彦
安部　定　赤木　正雄
原口忠次郎　岩瀬正三郎

水防法案の一部を修正する案

水防法案の一部を次のように修正する。

第七條第一項中「建設大臣及び國家消防廳長官の承認を受けなければならない」を「建設大臣の承認を受け、且つ承認を受けた水防計画を國家消防廳長官に報告しなければならない」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は近年の水害の実情にかんがみ、水防の推進、水防組織の整備並びに水防活動の強化を図り、洪水又は高潮の被害を軽減し、公共の安全を保持しようとするものであつて、本措置は適切なものと認める。

二、事件の利害得失

水災被害の軽減に利益がある。

三、費用

本法案実施については、國家としては別に費用を要しない。

審査報告書

在外公館等借入金整理準備基査会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十七日

外務委員長　佐藤　尚武

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

徳川　頼貞　伊東　隆治
澤井　一郎　伊達源一郎
團　伊能

要領書

一、委員会の決定の理由

本法の在外公館等の借入金とは、大東亜戦争の終結に際し、在外公館等が引揚費、救済費等のため在留邦人から借入れたものであつて、当然國の債務として確認さ

るべきものであり、本法はこの借入金整理のために、外務省に在外公館等借入金整理準備審査会を設置しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この審査会は、在外公館等の借入金を、確認し、借入金を提供したものに確認証書を発給するものであつて、借入金提供者は追つて拂戻しを受ける権利を享受し得る利益がある。國もまた当然の債務支拂をなすこととなる。

三、費用

この法律施行のために、民間委員の手当及び確認証書発給等の事務費を要する。

審査報告書

簡易郵便局法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十四年五月十七日

通信委員長　大島　定吉

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

小林　勝馬　松嶋　喜作
深水　六郎　渡邊　甚吉
加藤常太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は郵政事業の公益性の上から、郵便局の増置が必要であり、その要望も極めて強いが、独立採算制をとつている事業財政の現状からみて、その増置は容易でない。そこで郵便局の窓口で取扱うべき事務の一部を地方公共團体または農業協同組合等に委託して行わせて、郵政事業の役務を簡易に、あまねく提供しようとするもので適切な措置である。

二、事件の利害得失

郵政事業の役務を簡易に、あまねく提供するとともに、郵政事業の経済的な運営に資する利益がある。

三、費用

本法施行のためには、別に経費を要しない。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、大阪工業試驗所四國支所並びに電氣試驗所新潟支所及び金澤支所設置に関し承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十四年五月十七日

商工委員長　小畑　哲夫

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

玉置吉之丞　佐伯卯四郎
小杉　繁安　平岡　市三
山田　佐一　廣瀬與兵衞
阿竹齋次郎　島　清
栗山　良夫　宿谷　栄一

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、工業技術廳設置法施行令に基いて、第一に大阪工業試驗所の支所を新に四國に置いて四國全般の工業水準を向上せしめ、第二に電氣試驗所の支所を新潟、金澤の両市に新設して、電氣計器檢定業務遂行上の輸送不便を緩和せしめるを意図するものであるから、当委員会としては、概ね妥当な措置と認める。

一、事件の利害得失

一は、四國地方独自の資源を活用した工業の発展に貢献し、他は、電氣計器檢定業務の円滑化に利益がある。

二、費用

本件実施のためには、本年度予算に計上されている金額以外の特別の費用は要しない。

◉第三十号参照

審査報告書

通訳案内業法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十八日

運輸委員長　板谷　順助

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

高田　寛　大隈　憲二
前之園喜一郎　飯田精太郎
小野　哲　小泉　秀吉
結城　安次　植竹　春彦

第四條に次の一号を加える。

三　第十四條第一項第三号又は第四号の規定により免許を取り消された者で、免許を取り消された日から一年を経過しないもの

第六條第一項中「受驗に際し、他人を出頭せしめ、受驗場に持ちこむことを禁ぜられている物件を持ちこみ、又は他人の答案をぬすみ見するような不正な方法によつて、」を「不正な手段により」に改める。

第十條中「再交付」の下に「若しくは書換」を加え、「政令」を「省令」に改め、第二項として次の一項を加える。

2　前項の手数料の額は、三百円以下の範囲内において、省令で定める。

第十二條中「警察官、警察吏員」を「当該官吏吏員」に改め、同條に次の一項を加える。

2　当該官吏吏員が前項の請求をするには、その身分を示す証票を携帯し、通訳案内業者の要求があるときは、これを示さなければならない。

第十三條第一号中「物品」を「通訳案内を受ける者のためにする物品」に改め、同條第二号を次のように改める。

二　通訳案内を強要すること。

三　免許証を他人に貸與すること。

第十四條第一項を次のように改める。

通訳案内業者が左の各号の一に該当するときは、都道府縣知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

一　一年以上の懲役又は禁この刑に処せられたとき。

二　精神病又は傳染性の疾病にかかつたとき。

三　前條の規定に違反したとき。

四　前号の外その業務に関して不正な行爲をしたとき。

同條第二項中「聽問」を「公開による聽聞」に改める。

第十八條中「第十二條」を「第十二條第一項」に改め、第二項として次の一項を加え、同條を第十九條とする。

2　通訳案内業者の團体が第十五條の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をしたときは、その團体の代表者又は管理者を千円以下の過料に処する。

第十七條中「又は免許証を他人に貸與した者」を削り、同條を第十八條とする。

第十六條第一号中「受けないで」を「有しないで」に改め、同條を第十七條とする。

第十五條中「且つ、」を「又、裁判所に違法な処分の取消又は変更の」に改め、同條を第十六條とする。

第十四條の次に次の一條を加える。

（團体の届出）

第十五條　通訳案内業者の團体は、省令の定めるところにより、行政廳に対し、その成立又は解散の届出をしなければならない。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内務省令案内業者取締規則の失効に伴い、通訳案内業の健全な発達を図るため、通訳案内業に免許制を規定すると共に、業者の特定の行爲を禁止しようとするもので、適当な立法と認める。しかし、本委員会は免許の欠格條項、免許手数料、業者に対する禁止行爲、聽聞、團体の届出等について修正の必要を認めたので、これを修正した。

二、事件の利害得失

通訳案内業の健全な発達を図り、外客接遇の向上に資する利益がある。

三、費用

本法律案施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

船舶運営会の船員の給與基準の設定及び船舶運営会の役職員に対する特別手当の支給に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十八日

運輸委員長　板谷　順助

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

高田　寛　大隅　憲二
前之園喜一郎　飯田精太郎
小野　哲　小泉　秀吉
結城　安次　植竹　春彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、船舶運営会の船員の給與基準は國家公務員たる船員の給與の例に準じて定めることを規定すると共に、船舶運営会の特殊的性格に鑑み、その役員及び職員に対し特別手当を支給しようとするもので、適当な立法と認める。

二、事件の利害得失

船舶運営会の船員の給與基準を確立すると共に、その役員及び職員について妥当なる給與を確保し得る利益がある。

三、費用

この法律案の実施に伴い、船舶運営会は約十一億三千四百万円の支出を要するもその財源は、船舶運営会の収入及び政府補助金七十五億二千二百七十万円を以つて充てる。

審査報告書

公認会計士法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十八日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

波多野　鼎　中西　功
小川　友三　玉屋　喜章
川上　嘉　黒田　英雄
西川甚五郎　木村禧八郎
木内　四郎

要領書

一、委員会の決定の理由

公認会計士特別試験の実施延延に伴い、従來の計理士が財務書類の監査又は証明をなし得る期間を延長せんとするもので事情やむを得ないものと認める。

二、事件の利害得失

財務書類の監査又は証明に関する事務の運営に支障なからしめることができる。

三、費用

この法律の施行に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

たばこ專賣法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十四年五月十八日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

木村禧八郎　黒田　英雄
西川甚五郎　森下　政一
玉屋　喜章　木内　四郎
油井賢太郎　波多野　鼎

要領書

一、委員会の決定の理由

日本專賣公社法が昭和二十四年六月一日から施行せられるので、これに伴つて現行の煙草專賣法の全部を改正し、所要の規定の整備を行わうとするものであつて、適切なものと認める。

二、事件の利害得失

日本專賣公社をして適正且円滑にその事業を運営せしめる利益がある。

三、費用

この法律の施行のために、別に費用を要しない。

たばこ專賣法案に対する少数意見報告書

一、第一條「たばこ属の植物」の下に「ちぎたりす科植物、茶科植物、めんだ科植物、なす科植物、松柏科植物、コカ樹科植物、桂皮科植物、菊科植物、モロコシ科植物」を加える。

右提出いたします。

昭和二十四年五月十八日

大蔵委員会

少数意見者　小川　友三

参議院議長松平恒雄殿

審査報告書

塩專賣法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した、よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十八日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

木村禧八郎　黒田　英雄
西川甚五郎　森下　政一
玉屋　喜章　小川　友三
木内　四郎　油井賢太郎
波多野　鼎

要領書

一、委員会の決定の理由

日本專賣公社法が昭和二十四年六月一日から施行せられるので、これに伴つて現行の塩專賣法の全文を改正し、所要の規定の整備を行わうとするものであつて、適切なものと認める。

二、事件の利害得失

日本專賣公社をして適正且円滑にその事業を運営せしめる利益がある。

三、費用

この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

いよう脳專賣法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十八日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

木村禧八郎　黒田　英雄
西川甚五郎　森下　政一
玉屋　喜章　小川　友三
木内　四郎　油井賢太郎
波多野　鼎

要領書

一、委員会の決定の理由

日本專賣公社法が昭和二十四年六月一日から施行せられるので、これに伴つて現行の粗製樟脳、樟脳油專賣法を改正しようとするものであつて、適切なものと認める。

二、事件の利害得失

日本專賣公社をして適正且円滑にその事業を運営せしめる利益がある。

三、費用

この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十八日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

木内　四郎　波多野　鼎
黒田　英雄　西川甚五郎
玉屋　喜章　小川　友三

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十四年度において、政府は復興金融金庫に対し、六百二十四億六千七百万円を限り、交付國債をもつて出資するとともに、同年度から復興金融金庫の剰余金を國庫に納付せしめる規定を設けようというのであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、復興金融金庫に対する交付國債をもつて政府出資に充てるとともに、同金庫の剰余金の國庫納付をせしめる利益がある。

二、費用

この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

貸金業等の取締に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十九日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
木村禧八郎　小宮山常吉
九鬼紋十郎　高橋龍太郎
小川　友三　木内　四郎
森下　政一　玉屋　喜章
西川甚五郎　黒田　英雄
波多野　鼎

要領書

一、委員会の決定の理由
金融梗塞に伴い、高金利悪質な貸金業者が乱立しているので、貸金業等を取り締るとともに不正金融を防止しようというのであつて、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
この措置によつて、金融の健全な発達を図り得る利益がある。
三、費用
この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税関出張所、税関支署出張所及び税関支署監視署の増設に関し承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月十八日
大蔵委員長　櫻内　辰郎
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
波多野　鼎　油井賢太郎
木内　四郎　小川　友三
玉屋　喜章　川上　嘉
西川甚五郎　黒田　英雄
木村禧八郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、最近における外國貿易の趨勢に鑑み、税関行政の運営を円滑ならしめるため、東京税関支署羽田飛行場出張所、大阪税関富島出張所、岩國税関支署の上関監視署を設置、密貿易取締りの見地より厳原税関支署の比田勝監視署、佐賀監視署を増設すると共に、他方、行政機構整備の現勢を考慮して事務量の比較的少い東京駅出張所、敦賀港駅出張所、室津監視署、松島監視署、若松監視署を廃止する趣旨の下に、地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、承認を求めるもので、適当な措置と認める。
二、事件の利害得失
この措置によつて、税関機構の整備改善を図り得ると共に、税関行政の円滑なる遂行を期し得る利益がある。
三、費用
この法律施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

國家公務員のための國設宿舎に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月十二日
大蔵委員長　櫻内　辰郎
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
波多野　鼎　森下　政一
木内　四郎　小宮山常吉
九鬼紋十郎　西川甚五郎
小林米三郎　黒田　英雄
米倉　龍也　川上　嘉

要領書

一、委員会の決定の理由
國家公務員に貸與すべき宿舎の設置、管理等に関する規定を整備せんとするもので、國の事務、事業の円滑を確保する見地より適切な措置と認める。
二、事件の利害得失
國家公務員の生活安定に資するとともに、國の事務、事業の能率的運営を確保し得る利益がある。
三、費用
この法律の施行に当つては、別に費用を要しない。

審査報告書

社会教育法案
右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月十九日
文部委員長　田中耕太郎
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
松野　喜内　若木　勝藏
梅津　錦一　高良　とみ
深水　六郎　藤田　芳雄
梅原　眞隆　大隈　信幸
左藤　義詮　河野　正夫
山本　勇造

社会教育法案の一部を次のように修正する。

目次中「第四章　公民館(第二十條―第四十三條)
第五章　学校施設の利用(第四十四條―第四十九條)
第六章　通信教育(第五十條―第五十八條)」を
「第四章　公民館(第二十條―第四十二條)
第五章　学校施設の利用(第四十三條―第四十八條)
第六章　通信教育(第四十九條―第五十七條)」に改める。

第四條中「必要があると認めるときは」を削り、「あつ旋を行うことができる」を「あつ旋を行う」に改める。

第五條第一号中「指導及び助言」を「援助」に改める。

第六條第一号中「認可」を「届出」に改め、同條第二号中「指導する者の養成及び」を「行う者の」に改める。

第十一條に次の一項を加える。

2　文部大臣及び教育委員会は、社会教育関係團体の求めに應じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

第十五條を次のように改める。

(社会教育委員の構成)

第十五條　都道府縣及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2　社会教育委員は、左の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

一　当該都道府縣又は当該市町村の区域内に設置された各学校の長

二　当該都道府縣又は当該市町村の区域内に事務所を有する各社会教育関係團体において選挙その他の方法により推薦された当該團体の代表者

三　学識経験者

3　前項に規定する委員の委嘱は、同項各号に掲げる者につき教育長が作成して提出する候補者名簿により行うものとする。

4　教育委員会は、前項の規定により提出された候補者名簿が不適当であると認めるときは、教育長に対し、その再提出を命ずることができる。

第十七條中「教育長に助言するため」を「教育長を経て教育委員会に助言するため」に改め、同條第一号を次のように改める。

一　社会教育に関する諸計画を立案すること。

同條に次の一項を加える。

2　社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

第二十五條に次の一項を加える。

2　前項の報告に必要な事項は、都道府縣の教育委員会規則で定める。

第二十六條の見出しを削る。

第二十六條第一項中「都道府縣の教育委員会の認可を受けなければならない。」を「あらかじめ、都道府縣の教育委員会に届け出なければならない。」に改め、同條第二項中「前條の報告及び前項の認可」を「前項の届出」に改める。

第三十條第二項中「互選」を「選挙」に改める。

第三十五條中「援助をすることができる」を「援助を行う」に改める。

第四十一條を削る。

第四十二條中「第四十條」を「前條」に改め、同條を第四十一條とし、第四十三條から第四十七條まで一條ずつ繰り上げる。

第四十八條中「第四十六條」を「第四十五條」に改め、同條を第四十七條とし、第四十九條から第五十五條まで一條ずつ繰り上げる。

第五十六條第二項中「第五十二條」を「第五十一條」に改め、同條を第五十五條とし、第五十七條を第五十六條とする。

第五十八條第二項中「第五十二條」を「第五十一條」に改め、同條を第五十七條とする。

附則第二項中「と読み替えるものとする」を「読み替え、第十七條第二項の規定は、適用しないものとする」に改める。

附則第五項中「第五十二條」を「第五十一條」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

法人たる社会教育関係團体に対する國の統制的支配を防ぐとともに適当な援助を與えること又は社会教育に関して地方公共團体に対する援助をある程度義務的にすること等を考慮することにより、社会教育が、推進されるので別紙の通り本法案を修正した。なお國の予算的措置の充分でないと云う欠陥もあるが大体において修正箇所を除いては妥当なものと考えられる。

二、事件の利害得失

社会教育振興に資するところがあると認められる。

三、費用

本法案施行に関して約八千六百万円の費用を要する。

審査報告書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十八日

経済安定委員長　佐々木良作

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

安達　良助　　鎌田　逸郎
川村　松助　　西川　昌夫
藤井　丙午　　帆足　計
池田七郎兵衛　　奥　むめお

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正案は、本法の法益とする公正且つ自由な競争を阻害しない限りにおいて、諸種の規定を緩和するために、会社の株式保有を原則的に禁止するような規定、一定数以上の役員兼任を機械的に禁止するような規定をできるだけ削除したこと、及び経済界の実状に即應するために國際契約、会社並びに個人の株式取得、会社の合併、営業の譲渡等について厳重な認可申請を要した事項をできるだけ削除して届け出制に改めるなど、その他予防規定、手続規定中不適当なもの又は條文の字句表現等について、これらの諸規定を適当に調整しようとするものである。

なお衆議院において、第十五條の総資産五百万円を超える会社の合併及び第十六條の営業の譲渡等の制限についても認可制を届け出制に修正するなどその他若干の字句の整理をしたものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて、外資導入、証券消化等の障害を除去しうる利益がある。

三、費用

この法律施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

古物営業取締法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十八日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

小川　久義　　鈴木　順一
林屋龜次郎　　寺尾　豊
藤井　新一　　柏木　庫治
島村　軍次　　西郷吉之助
吉川末次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

現行古物商取締法には時勢にそわぬ規定があり、且つ最近における犯罪激増の事情から、古物の取引に際し盗品発見に努めることによつて犯罪の防止を効果的ならしめるため、古物商取締法を全面的に改正しようというのであつて適当な措置であると認める。

二、事件の利害得失

古物の取扱いを公正明朗にするとともに犯罪の防止に資することができる。

三、費用

この法律実施のために別に費用を要しない。

審査報告書

道路交通取締法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十八日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

小川　久義　　鈴木　順一
林屋龜次郎　　寺尾　豊
藤井　新一　　柏木　庫治
島村　軍次　　西郷吉之助
吉川末次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

交通秩序の現況にかんがみ、歩行者の原則的右側通行及び交差点における自動車の右小廻りを実施し、これに伴い交差点における車馬相互間及び車馬と歩行者との間の通行順位に関する規定を整備し、並びに現行の道路交通取締法の罰則その他の規定に所要の改正を加えるというのであつて大体において妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

交通事故の発生を可及的に防止することができる。

三、費用

この法律の実施に当つて別に費用を要しない。

審査報告書

船員保険法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十七日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

今泉　政喜　　中山　壽彦
黒川　武雄　　苐葉　隆圓
谷口彌三郎　　山下　義信
姫井　伊介　　小杉　イ子
井上なつゑ　　中平常太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、漁船乗組員に対し、養老年金受給資格期間を短縮し、失業保険の任意脱退の途を拓き、その他陸上の失業保険法、健康保険法及び厚生年金保険法等の改正に対應する改正を施す等、現下の船員保険事業運営の実情に鑑み、妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて、現下の実情に即應した船員保険の運営を期することができる。

三、費用

本法施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

日本國有鉄道法施行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十二日

運輸委員長　板谷　順助

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

丹羽　五郎　　結城　安次
飯田精太郎　　鈴木　清一
橋本萬右衛門　　大隅　憲二
小泉　秀吉　　小野　哲
内村　清次

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律は、六月一日より日本國有鉄道が從來政府が行つてきた國有鉄道及びこれに関連する諸種の事業を包括的に引継ぎ経営するので、日本國有鉄道法を施行するに当り職員の引継、権利義務の承継その他種々の法的措置をとる上に当然の措置と認める。

二、事件の利害得失

日本國有鉄道の監理委員会の委員及び総裁となるべき者を指名することができると共に、職員の引継、権利義務の承継等の日本の國有鉄道

発足を円滑にする措置を爲し得て、日本國有鉄道が能率的な運営を六月一日より実施し得る利益がある。

三、費用

本法の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

外國保険事業者に関する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十九日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

木村禧八郎　小宮山常吉
九鬼紋十郎　高橋龍太郎
木内　四郎　森下　政一
波多野　鼎　玉屋　喜章
西川甚五郎　黒田　英雄
小川　友三

外國保険事業者に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二十二條中第二項及び第三項をそれぞれ第五項及び第六項とし、第一項の次に左の三項を加える。

2　大蔵大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、公開による聴聞を行わなければならない。

3　大蔵大臣は、前項の聴聞をしようとするときは、その期日の二週間前までに、第一項の規定による処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を当該外國保険事業者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4　聴聞においては、当該外國保険事業者又はその代理人が出頭して、自己のために釈明し、且つ、有利な証拠を提出することができる。

第二十三條中第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に左の一項を加える。

2　前條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による処分をする場合に準用する。

第三十六條第六号、第十四号、第十五号及び第十七号中「第二十三條第二項」を「第二十三條第三項」に改める。

附則第七項中第三條の改正規定の次に左の改正規定を加える。

第十二條に次の三項を加える。

主務大臣前項ノ規定ニヨル処分ヲ爲サントスルトキハ公開ニヨル聴聞ヲ行フベシ

主務大臣前項ノ聴聞ヲ行ハントスルトキハ其ノ期日ノ二週間前マデニ第一項ノ規定ニヨル処分ヲ行ハントスル理由並ビニ聴聞ノ期日及場所ヲ当該保険会社ニ通知シ且聴聞ノ期日及場所ヲ公示スベシ

聴聞ニオイテハ当該保険会社又ハ其ノ代理人出頭ノ上自己ノ爲ス釈明ヲ爲シ且有利ナル証拠ヲ提出スルコトヲ得

第百條に次の一項を加える。

第十二條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ処分ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第百一條第一項中「前條」を「前條第一項」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

外國保険事業者が日本において、保険業務を営む場合における準則、並びに日本における被保険者等債権者保護の規定を制定せんとするものであつて、適切なる処置と認める。

二、事件の利害得失

外國保険事業者の活動を容易ならしめ、日本の経済復興に資することができる。

三、費用

この法律の施行により、特に費用を要しない。

審査報告書

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月九日

通信委員長　大島　定吉

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

小林　勝馬　千葉　信
中村　正雄　下條　恭兵
尾崎　行輝　深水　六郎

要領書

一、委員会の決定の理由

郵便貯金預金者のために保管する証券の取扱いのため、年額約二億四千万円の経費を他会計から繰入れているが、これを預金者の意思に反しない限り大蔵省預金部に預却することにより、事業経営の合理化を期そうとするもので、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

貯金事業の経営合理化を図るという利益がある。

三、費用

本法施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

郵便切手類賣さばき所及び印紙賣さばき所に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月九日

通信委員長　大島　定吉

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

中村　正雄　下條　恭兵
小林　勝馬　千葉　信
深水　六郎　尾崎　行輝

要領書

一、委員会の決定の理由

郵便切手類及び印紙賣さばきに関する事項は、現在省令で規定されているが、郵便法の規定により、その基本的事項を法律で規定しようとするもので、適当な措置と認める。

二、事件の利益得失

郵便法第五條第一項及び第三十三條の規定を満足させる利益がある。

三、費用

昭和二十四年度においては現行料率に比し、約三千七百万円の手数料の増加をみる予定であるが、右は既に歳出予算に計上済みのものである。

審査報告書

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

大野　幸一　大野木秀次郎
宮城タマヨ　來馬　琢道
松村眞一郎　鈴木　安孝
松井　道夫　深川タマエ

要領書

一、委員会の決定の理由

皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律は、旧戸籍法（大正三年法律第二十六号）を基礎として制定されているので、本法案は、これを新戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の立前に沿うように改正し、また戸籍届出に関する規定中新戸籍法の規定によつて不必要となつた部分を整理するものであつて、必要な立法である。

一、事件の利害得失

皇族の身分を離れた者、及び皇族となつた者の戸籍を、新戸籍法の趣旨に従つて編製することができる。

一、費用

本法の施行については、別段の費用を要しない。

審査報告書

失業保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十日

労働委員長　山田　節男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

早川　愼一　田村　文吉
竹下　豐次　平野善次郎

門屋　盛一　　村尾　重雄
原　虎一　　一松　政二
岡田喜久治　　小串　清一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、経済九原則の実施に伴う、企業の整備によつてもたらされる多数失業者の発生に対処し、全般的失業対策の一班として、現行法の不備を補正し、内容を改善して、失業者の生活を保障し、ひいては経済の復興を促進しようとするものであつて、時宜を得た措置と認める。

二、事件の利害得失
失業保険の適用範囲の拡張及び失業保険金の実質的な増額を見ることによつて失業者の最低生活が保障され、その他保険業務の能率的、民主的整備等によつて現下の失業情勢に対應し得る利益がある。

三、費用
本法施行には別に費用を要しない。

審査報告書

職業安定法の一部を改正する法律案

右全会一致つて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月九日

労働委員長　山田　節男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

村尾　重雄　　小串　清一
岡田喜久治　　竹下　豐次
一松　政二　　田村　文吉
平野善治郎　　門屋　盛一
早川　愼一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、経済九原則の実施に伴う行政整理並びに企業の合理化或いは潜在失業者の顯在化等により、予想される深刻な失業問題に対処して、確固たる失業対策を樹立し、あまねく社会不安の除去と経済の発展に寄與せんとするものであつて、緊急且つ適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
労働者保護のための本法案に、未だ明確なる予算的措置が取られていない憾みはあるが、多数の失業者の発生に対應して、失業対策事業及び公共事業の部面にこれを吸収し、その生活の安定を図ることによつて経済の興隆に資することができる。

三、費用
本法の施行には差し当り昭和二十四年度一般会計歳出予算として失業対策事業費（八億八百八拾八万円）が計上されている。

審査報告書

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十日

労働委員長　山田　節男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

早川　愼一　　田村　文吉
竹下　豐次　　原　虎一
村尾　重雄　　平野善治郎
門屋　盛一　　一松　政二
岡田喜久治　　小串　清一

要領書

一、委員会の決定の理由
本案は労働者災害補償保険法の運営を一層容易ならしめ、本法の主眼とする迅速且つ公正なる災害補償を積極的に行うために所要の改正を行はんとするもので、適用事業の範囲を拡張し、保険料算定の基礎となる賃金総額を明確にし、保険料報告の義務を法律に規定し、政府が保険料の額を認定して徴収し得る規定を設け、保険料追徴の場合その適確を期するため法定納付期限を定め、政府認定に依る保険料に対する追徴金賦課を規定し、延滞金及び罰金を引上げ、法文中不要字句の整理を行う等を内容とするものであり、当然必要な立法と認められる。

二、事件の利害得失
本法施行に依り労働者の保護に一歩を進める利益がある。

三、費用
本法施行には別に費用を要しない。

審査報告書

専賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専賣事業特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月九日

大藏委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

油井賢太郎　　木村篤八郎
西川甚五郎　　九鬼紀十郎
黒田　英雄　　玉置　喜章
波多野　鼎　　伊藤　保平
川上　嘉

要領書

一、委員会の決定の理由
専賣局特別会計、印刷局特別会計及びアルコール専賣事業特別会計の決算上生じた利益の一般会計への納付に関して特例を設けようとするもので、止むを得ぬ措置と認める。

二、事件の利害得失
各会計の円滑なる運営と財政の均衡に資する利益がある。

三、費用
この法律の施行に当つては、別に費用を要しない。

審査報告書

國立公園法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十四年五月十日

厚生委員会理事　谷口彌三郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

草葉　隆圓　　黒川　武雄
小杉　イ　　姫井　伊介
今泉　政喜　　中山　壽彦
井上なつゑ

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、國立公園及び國立公園に準ずる風景地の保護を図り、且つ利用施設の整備を容易ならしめることによつて、公共の福祉に適應させると共に、併せて新憲法施行に伴う所要の改正を施しているが、このことは、時宜を得た適切な措置と認める。

二、事件の利害得失
本法案は國立公園審議会の規定を設けて、公園法の民主的運営を期すると共に、特別地域内で「水位水量ノ増減ヲ來ス行爲」を制限し得る規定を加え、その他特別保護地区、國立公園法の準用地区等

を設定して景観の保持に努め、一面、受益者負担、原因者負担及び、補償の規定、の罰則の整備等により保護利用の万全を期することができる。

三、費用

この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

測量法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十日

建設委員長　石坂　豊一

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

堀　末治　北條　秀一
安部　定　遠山　丙市
久松　定武　赤木　正雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は測量の確実な基礎を築くために測量制度の改善を図ろうとするものである。

土地の測量は國土の開発経営上極めて必要なものであるが、現行の陸地測量標準條例は今日不備な点が少くなく十分に目的を果し得られないので、これを廃止し、すべての測量の基礎をなす基準測量及び公共測量並びにこれに準ずる測量の実施の基準及び実施に必要な権能を定め合理的な実施を図り、測量の高度な正確さを確保しようとするものであつて、審議の結果本件は妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

測量の重複を除くと共に測量の正確さを確保し、その精度の向上が図られる利益がある。

三、費用

本法律施行のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

航路標識法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十一日

運輸委員長　板谷　順助

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

丹羽　五郎　小泉　秀吉
小野　哲　内村　清次
橋本萬右衛門　大隅　憲二
鈴木　清一　飯田精太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

従來航路標識に関する法令としては、明治二十一年勅令第六十七号航路標識條例があるが、これは、旧憲法施行以前のものであり、新憲法が施行になつた今日の法令体制上形式的にも不相應なものであり、又その内容においても現情勢に適應しないので、本件は航路標識の設置、維持及び運営に関して新たな法律を制定しようとするもので、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

航路標識を整備し、その合理的且つ能率的な運営を図ることによつて、船舶交通の安全を確保し、船舶運航能率の向上に資する利益がある。

三、費用

この法律案実施に伴い、別に費用を要しない。

審査報告書

船舶公團法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十一日

運輸委員長　板谷　順助

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

小野　哲　飯田精太郎
丹羽　五郎　鈴木　清一
橋本萬右衛門　大隅　憲二
小泉　秀吉　高田　寛
内村　清次

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和二十四年度における船舶公團の事業運営に必要な資金は、國庫からの直接出資による基本金増額によるより外方法がないので、必要最少限度にこれを増額すると共に、船舶公團が造船事業用の貸付賣渡の事務を行わないこととするため、船舶公團法の一部を改正しようとするもので適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

基本金を増額することにより、船舶公團の事業運営に支障なからしめる利益がある。

三、費用

この法律の実施によつて一般会計より五十三億九千七百万円を支出しなければならない。

●第三十一号参照

審査報告書

文化財保護法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

文部委員長　田中耕太郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

松野　喜内　高良　とみ
芳木　勝藏　木内キヤウ
鈴木　憲一　藤田　芳雄
深水　六郎　堀越　儀郎
山本　勇造　梅原　眞隆
梅津　錦一

要領書

一、委員会の決定の理由

國宝、其の他重要な文化財の保存状況が、現在極めて不充分であることは、既に法隆寺の火災其の他によつて周知のところである。

これは一は、戰後の急激な社会的、経済的事情の変化にもよるが、又文化財保存行政機構や、文化財保存法規の不完全、不整備にもとづく所も尠くないのである。本委員会はこれ等の点について、かねて調査研究して來たのであるが、この度國宝其の他重要な有形文化財と、演劇、工藝技術等の無形文化財の保存保護をはかり、もつて文化國家の建設に寄與するため、本法を立案提出したのである。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて

(一)　文化財保存行政機構を單純強力化しうる。

(二)　國宝その他、重要文化財の保存に関する法規を整備しうる。

(三)　無形文化財の國家的保存助成をはかりうる。

(四)　國立博物館の機構を整備しうる。

三、費用

本法の施行に要する費用として本年度は約二億円、既に予算に計上済である。

審査報告書

労働組合法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十日

労働委員長　山田　節男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

門屋　盛一　田口政五郎
岡田喜久治　一松　政二
平野善治郎　波多野林一
早川　愼一　田村　文吉
竹下　豐次

要領書

一、決定の理由

本法律案は労働組合法施行後三年有余の経験に徴し、これを全面的に改正せんとするものである。即ち、第一章においては、本法案の目的を現行法より具体化し、暴力行使は正当行爲でない旨の規定を設け、又労働組合の概念を明確にしている。第二章では現行法中行政廳乃至裁判所の干與に関する規定を廃止し、組合規約の必要的記載事項を詳細に亘つて列記、又使用者の不当労働行爲につき新たに統一的規定等を設定している。第三章では労働協約の効力が不当に延長されるのを防止せんとするに必要な規定を設けてあり、第四章では労働委員会の職員、権限、組織並びに性格を明確化し、その

権限を強化させると共に準司法的機能は公益委員のみが行いうることにしている。

右の他幾多の改訂がなされているのであるが、これ等の改正は自由にして建設的な労働組合の助成を推進するに適当なものであると認める。

二、利害得失

本法律案の施行により労働組合の自主性、民主性が確立され、経済再建に寄與する。

三、費用

本法施行には別に費用を要しない。

審査報告書

労働関係調整法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

労働委員長　山田　節男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

田村　文吉　竹下　豐次
早川　愼一　波多野林一
平野善治郎　一松　政二
岡田喜久治　田口政五郎
門屋　盛一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は公益事業の追加指定手続、受諾せる調停案の解釈、履行を理由とする労働爭議、労働委員会の委員と斡旋員候補者との関係等につき、現行法の一部を改正するものであるが、労資間の協調並びに公共の福祉を保護するに必要な改正であると認める。

二、利害得失

本法律案の施行により労資間の無用の紛爭を防止し、公共の福祉を保全し、経済の再建に寄與する。

三、費用

本法律案の実施により特に費用を要しない。

審査報告書

教育職員免許法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

文部委員長　田中耕太郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

松野　喜内　左藤　義詮
高良　とみ　大隈　信幸
木内キヤウ　深水　六郎
堀越　儀郎　山本　勇造
梅原　眞隆

要領書

一、委員会の決定の理由

民主主義教育の根本たる教育基本法及びこれに基く学校教育法の実施に直接重要な関係を有すべき教員の資格につき適正な立法をすることは、当然必要である。此の趣旨に基いた本法案については委員中より修正案の提出があつたが大体において妥当なものとして原案を可決した。

二、事件の利害得失

免許状授與の條件及び其の効力、現在の免許状所持者に対する経過的措置等を規定し、教員たるものの資格を明確にすると共に教員採用についての各種の方途を講ずることができる。

三、費用

教育職員免許法施行法と共に本法施行により約四千三百万円の費用を要する

審査報告書

教育職員免許法施行法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

文部委員長　田中耕太郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

松野　喜内　左藤　義詮
高良　とみ　大隈　信幸
木内キヤウ　深水　六郎
山本　勇造　堀越　儀郎
梅原　眞隆

要領書

委員会の決定の理由

現在教員免許状所持者又は授與される過渡的の権利を持つているものに対する過渡的の方法を講じたこの法案については、委員中より修正の提案があつたが、大体において適正であると認める。

二、事件の利害得失

新免許状授與に関して過渡的方途を講じ教員の地位を安定し併せて欠員の生ずるのを防止できる。

三、費用

教育職員免許法と共通に本法施行により約四千三百万円の費用を要する。

審査報告書

通商産業省設置法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

荒井　八郎　岩本　月洲
鈴木　直人　新谷寅三郎
佐々木鹿藏　藤森　眞治
中川　幸平　城　義臣
下條　康麿

通商産業省設置法案の一部を次のように修正する。

第三十二條第一項中「國家行政組織法第七條第二項の規定にかかわらず」を削る。

附則第一項中「五月二十日」を「五月二十五日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

自立経済達成の主旨により、産業行政の本体を輸出振興にむけるため従來の商工省、貿易廳、石炭廳等の各官制を廃止して、新たに通商産業省を設置するものである。

即ち本省を一官房八局として、省務を整理し且次官を助けるため通商監を設けた。

又外局として資源廳、工業技術廳、特許廳、中小企業廳の四廳を置き、各々の所掌事務を定めたものである。

なお、地方機構としては、現在の商工局と地方貿易事務局とを合せて通商産業局を全國八箇所に設置し、その他適宜改正を加えたものである。

なお、この法律中第三十二條國家行政組織法の規定に関すること、並びに施行期日等の修正を別冊の通り加えることを適当と認める。

二、利害

この処置により産業行政の本体を輸出振興にむけることのでき得る利益がある。

三、費用

本法施行のために別段費用を要しない。

審査報告書

統計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鈴木　直人　中川　幸平
城　義臣　岩本　月洲
河崎　ナツ　堀　眞琴
カニエ邦彦　三好　始
新谷寅三郎　佐々木鹿藏
藤森　眞治

統計法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六條の四第四項、附則第二項及び第三項中「衆議院」を「両議院」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

國家行政組織法の施行に伴い、從來の統計委員会官制を廃して委員長制度による委員会の組織及び権限について規定し、統計委員会が日本官廳統計の改善発達に関しての責任官廳である旨を統計委員会の所掌事務及び権限のうちに明記し、又地方公共團体の長に指定統計調査の事務の一部を委任し統計官の資格要件に改正を加え、統計委員会の運営の能率化を図つたことは適当な措置であるが、衆議院の修正にかかる附則第二項及び

第三項中並びに政府原案の第六條中に衆議院とあるのを両議院と改めるのが妥当であると認めた。

二、事件の利害得失
統計委員会の運営の能率化を図る利益がある。

三、費用
本法施行のために別に経費を要しない。

審査報告書

内閣法の一部を改正する法律案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鈴木　直人　中川　幸平
城　義臣　岩本　月洲
河崎　ナツ　堀　眞琴
カニエ邦彦　三好　始
新谷寅三郎　佐々木鹿藏
藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由
國家行政組織法の制定に伴つて行政官廳法が失効するので、これに代る所要の規定を内閣法の中に追加規定をするものであつて、その内容は内閣官房長官は國務大臣をもつて充てることができることとし從つて祕書官を置くこととした。

次に從來政令をもつて規定せられていた内閣官房次長、國務大臣祕書官に関する規定を法律に移し、次長の名称は内閣官房副長官と改めたものであり適当の処置であると認める。

二、事件の利害得失
この措置により行政事務の能率的な遂行を可能ならしめる利益がある。

三、費用
本法案施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

総理府設置法案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鈴木　直人　中川　幸平
城　義臣　岩本　月洲
河崎　ナツ　堀　眞琴
カニエ邦彦　三好　始
新谷寅三郎　佐々木鹿藏
藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由
國家行政組織法に規定する規準に基き、作成されたものでその内容は総理府の外局を網羅的に列挙し、各々の根拠法を掲げたこと、行政機構の改革に伴い各行政機関の改廃せられたことである。
即ち新聞出版用紙割当事務廳と賞勲局が総理廳の外局であつたのを各々の機構を簡素化した上、総理府の内部々局に、又、浮虜情報局をその附属機関とした。

次に総理府の所轄を離れたものとしては、連絡調整事務局があり、その機構を大幅に縮少して外務省の一局に、経済安定本部、物價廳、外資委員会等もそれぞれ同様の意味をもつて総理府の所轄から離れたものである。

又総理府の内部々局における官吏の任免、給與、分限及び懲戒その他、人事に関する事務については國家公務員法によつて処理すべきことを明白ならしめたものであり適当な措置であると認める。

二、事件の利害得失
総理府の内部組織を明白とし、事務の敏速を計れる利益がある。

三、費用
本法案施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

國立世論調査所設置法案右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鈴木　直人　中川　幸平
城　義臣　岩本　月洲
河崎　ナツ　堀　眞琴
カニエ邦彦　三好　始
新谷寅三郎　佐々木鹿藏
藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由
自由な國民の意志、即ち世論の動向に準拠した政治を行うに資する目的で総理廳官房審議室内にある世論調査部を調査の公正並に自主性を一層完全にする目的で独立機関としての國立世論調査所を設置するものである。即ち本調査所は科学的方法によつて公正に世論を把握することにあり、その立場は政府、党派にとらわれない厳正公平な自主的機関であり適当の処置であると認める。

なお本調査所は総理府の附属機関として設置されるものである。

二、事件の利害得失
國民の世論を行政施策に反映させ行政の民主化を促進する利益がある。

三、費用
本法施行のため別に費用を要しない。

在外同胞引揚問題に関する特別委員会報告書

在外同胞引揚問題に関する件右の件に関しては、まだ審議を完了しないが、ここに中間報告として「通称吉村隊事件」の調査の経過並びに結果を多数意見者の署名を附して報告する。

昭和二十四年五月二十日

在外同胞引揚問題に関する特別委員長　紅露　みつ

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

岡元　義人　矢野　酉雄
草葉　隆圓　伊東　隆治
淺岡　信夫　池田宇右衛門
木内キヤウ　永久保甚作
穗積眞六郎

調査の目的及び経過の概要

吉村隊事件が曉に祈ると題しジヤーナリズムに取り上げられるや世の耳目を集め、ひいては留守家族の間に大いなる不安と動揺とを起すに至つたので、在外同胞引揚問題に関する特別委員会では與えられたる國会の権限に基き、最も愼重になし得る限り詳細にその眞相を極め、以てその実相を内外に明らかにして引揚促進に資すると共に、留守家族の不安を除去するため吉村隊長こと池田重善他十四名の証人を喚問し事態を明かにせんとしたのである。この調査は去る四月十二、十三、十四の三日間前後二十七時間にわたつて行われ特に

第一、本事件を起さしむるに至つた外蒙ウランバートル收容所をめぐる各種の客観的條件、特に日本人俘虜管理の実情。

第二、所謂曉に祈るの正体及び收容所中における死亡に対する責任の所在。

につき各委員それぞれの角度から極めて詳細に審査が実施された。その結果を検討した結果。更にウランバートルにおける各收容所の一般状況及び外側より見たる吉村隊の状況並びに問題の殴打殺人事件を惹起した吉村隊石切作業の各種状況を調査して、前回の調査を補うために五月六日再び小林太郎他三証人の喚問により調査の完璧が期せられた。蓋し吉村隊事件をして世の問題たらしめた端緒としては昨年末來発行せられた数種の刊行物及び特に本年三月以降の新聞報道を挙げ得るのであつて、これ等報道機関がその使命に鑑み一図に眞相の究明に力を盡した経緯は、委員会に喚問した担当記者の証言によつても明らかであるが、しかも報道はその性質上ややともすれば隊長自身のみが焦点となり事件の眞相把握に欠くべからざる環境的條件はむしろ漠然たる状態でこの際特別に事態を究明せざれば留守家族の不安が増大するばかりでなく、本件が異境の地に徒らに同胞相喰むの事件として爾後の引揚にも少からぬ悪影響を與えられるものと感ぜられ、この点を明かにすると共に、特別委員会の

冒頭一委員の発言にもあつたように「國民が帰りを待つ待望の氣持を現わし、十分の受入態勢を作る等のための資料を得る」ためにも特別委員会として本件の調査を取上ぐる必要を痛感したのである。

第一、吉村隊事件をめぐる客観的條件

本件の調査に当り一証人が「とにかく特異な狀態において、特異な心境にある人達が吉村という特異な性格と言つていい人の下に起つた事件、これは現在の自分達さえ想像もつかないような事柄だつたのであります」と証言し当時の実情及び旧吉村隊員の大半の氣持を率直に披歴している通りかかる環境を作つた諸條件の中特に事件の発生に関係深き諸要素即ち外蒙收容所における食糧及び作業量の関係、部隊管理の狀態特に疾病及び死亡者の狀況並びに抑留生活に最も甚大なる影響を及ぼす外蒙側の俘虜に対する指揮管理の狀態等に分ち実態把握に努めた。

先づ食糧供給の狀況については供給基準として米三〇〇瓦パン四〇〇瓦その他の規定があつたようであるが、一証人によれば特に昭和二十一年一月入蒙当初の給與は高粱等で基準量の約三〇%というような有様でその後逐次改善せられ二十二年九月帰還まで二十一箇月間の中最後約七箇月は概ね基準量を與えられそれまでは八〇%にも達せざる給與狀況であり、入蒙後約半年の中にその証人の証言によれば三〇%以上が栄養失調に陥つている。かような慢性的飢餓狀態とも言うべき有様は一証人の証言に「轉んでいる煉瓦一つがけつてみなければ、或はパンではないかといつて渦ぎ去ることの出來ない心境にあつた」といい「この実情は蒙古側でも察して禁ぜられた野草採りも歩哨などはみて見ぬ振りをして黙認していた」と云つていることからも推察される。

この食糧不足の一つの原因が外蒙における輸送の不完全にあることは証言の中にもある。斯様な給與の狀態の下で同胞に課せられた作業量は概ね給養の増減と平行しているのであるが、この事実は現地の季節、建設狀況、輸送狀況等の諸要件に関係すると共に入蒙当初日本人俘虜の生活と労働との関係について外蒙將校から「食べ物を食べ、着る物を着るというためにはそれだけの費用は自分達で賄つて貰いたい」と言渡されたとの証言からも働くだけ食わせるという方針が推察されたのである。

かように乏しき給養狀態で重労働についた狀況を語る多数の証言があつたが、一証人の「非常に乏しい食糧の下に苛酷な重労働を受けましたその與えられたところの食糧だけでは到底我々は生きておられません何等かの方法を以て生命をつなぐところの量を得なければ生きて行かれなかつたのであります」と言い更に続けて「生きるためには仕方なく隊長始め下に至るまで盗みを致しました」と告白しているように生優さしき狀態ではなく收容後間もなく慢性的飢餓狀態から心身に頽廃の兆しを示したことを指摘し得る。当時外蒙の各收容所においてはこの慢性的飢餓狀態を救う一手段として與えられた基準量の遂行以外に特別に報酬を支拂われるところの諸作業による賃金の獲得或は作業基準量の超過による給食量の増加によらんとしているのであるがこれはその管理よろしきを得れば概ね目的を達成するが、よろしきを得ずして配分せられた食糧はとるに足らず徒らに労多く却つて体力の消耗を來たすという結果を招來していた実情を示す証言もなされた。

吉村隊については隊長たりし証人自らが木材運搬について「一本に対し二円與れるからという、それで部隊の方に言いましたところが千九百八十本というものを運搬しました」と証言している通り食糧の苦境を切抜けるため進んで求めたこの基準作業量以外の作業がその管理の不適当のため逆に吉村隊特有の苛酷なる重労働として傳えられることとなり一証人は「特に私は酷使されたことを申上げますが、それは木材運搬でありました、それをするために朝の三時半に起床して飯を食べないで七時まで作業するのであります、当時の食糧は誠に情ないものでありまして一般に作業の終る五時になりますともうふらふらなんですが、そのまま又木材運搬を始めるのであります」と証言している。次に部隊管理の狀態特に疾病、死亡等の狀況について言えば、元來その帰還の一日も早からんことを念じている残留同胞の苦しき抑留生活の維持の基本をなすものが給養と作業の調和であるのに、その調和に欠陥があつた外蒙では部隊において自ら特に良好なる管理をしなければ事件の発生を免れ難かりし点は数人の証人の証言もこれを明確に物語つている。しかも吉村隊なるものが構成人員は旧軍人軍属の他多数の一般邦人を含み八〇〇名に近く隊員の轉出轉入常なく、編成当初から若干の紛爭もあり特に團結心相互扶助の精神に欠くるところがあつたようで、隊長としてこの部隊の管理統率に相当の困難があつたことも証言に照し事実ではあるが、この方面における欠陥と、保健、衛生施設の不備と相俟ち患者の多発は免れず、入院患者も約二年間に延人員数百名にも上り收容所内死歿者も作業場等における外傷十数名、内科的疾患によるもの二十数名に達している。

かかる狀況を現出するに至つた背景をなす外蒙側の俘虜管理の実態は委員会でも重要なる目標として多数の委員から詳細に調査せられたが、その結果、外蒙側には俘虜に関する最高の統轄機関の下に作業監督、收容所監督、給養、衛生の四つの部門がありこれがそれぞれの任務に従つてそれぞれの要求を俘虜に対してなし、残留者を去就に迷わしめるが如き結果を生ずることもあり隊長がその間に調節に努めなければ作業と食糧との不均衡その他の不調和となつて抑留生活を更に困難にしたことは明かである。同時に隊長の働き如何によつては、給養改善の実を挙げ得る点もあり、殊に昭和二十二年に入つてからは前年一部にみなれた惡感情という様な観念も薄くなつて外蒙側の態度は相当の変化を示し、給養等も相当改善の跡が明かになつているのであるが、この第二年度において所謂吉村隊事件として傳えられる事態を生むに至つたことから隊長としての部隊管理が適切を欠く点の多かつたという結論に到達した。

第二、所謂「曉に祈る」その他の処罰的暴行の実体

以上の様な環境の下に起つた所謂「曉に祈る」その他の事件の実体如何ということが委員会として最重点的に追及した事項であつて、これが又留守家族その他の最大関心事である。所謂吉村隊の惨狀として傳えられた作業量完成不能その他に対する処罰はこれを大体作業現場等における毆打等の暴行、それに清心寮と名付けられた留置場留置、屋外留置、減食に分たれ、この夜間屋外留置が「曉に祈る」と称して隊員に恐れられた刑罰であつた。この「曉に祈る」と俗称せられる刑罰に処せられた者は各委員の追及の結果池田証人の証言によれば数十人、他の証人は百名以上に達すると述べている。その処罰の原因をなしたものは逃亡、集團窃盗及び作業量完成不能等で、その中には外蒙側より要求せられたものを含むことは彼の地における公共物窃盗毀損等が特に重罪を課せらるるの現況からも、又外蒙側から、罰目を附して隊長に処罰を要求してきたことがあつたという数人の証言からも明らかである。この夜間屋外留置のため多数の者がそのまま凍死体となつた等の事実が喧傳されたのであるが、究明の結果、その様な事実はなく証言は必ずしも明瞭ではないが、これが原因となつて死亡した者が二名程あるようである。

次に作業現場等における毆打致死事件は採石作業中の三件と認定され、その件数は少くとも食糧不足と過重の作業量に喘ぐ、残留者の間に発生した事件として前述の「曉に祈る」等の事件と共に委員会としては、最も遺憾とした所である。さて、斯様な処罰死等の事件の責任の何れに存するかは最も重大なる点であるが、この点に関する質問に対する証言は、池田重善証人のみ全部が蒙古側の要求に係る罰目を課したる結果であると証言し他の関係証人全部は一部を蒙古側の命令、一部は隊長個人の発意による旨を申述べている。確かに集團窃盗事件その他作業量未完遂等についても明かに外蒙側より罰目を附して隊長に処分を要求してまいつた事

実についての証言もあつたが、必ずしも全部がそれであつたとは如何様にしても認定し難いのであつて隊長のこの点についての責任は免れ難しとする結論に到達した。

斯様な状況を発生せしめた根本の原因は隊長の統率、部隊管理一般の欠陥に基ずくものである。勿論大きな責任を負わされしかも自身捕虜の身分である隊長としてかかる状況下、如何に処するか確かにその困難なる事情については同情すべき点を認めるに吝かではないが、隊長としては一面外蒙側の作業要求と他面隊員の健康保持とについて専心その間の調節を計らなければならないにも拘らず、吉村隊の統率、部隊管理の実情は一にも二にも作業の完遂のみを重視し、早く帰國するためには、作業に多大の成果を收むるに如かずとの最初からの観念のみに支配され、例えば必ずしも実情に合せざる規準作業量を要求せられた際にも却つて更にその上若干の余分を見積つた規準量を独断で定めて隊員に命じた事実さえも証言によつて明らかにされている。又前記の食糧増加を目的とする規定外作業の実施に当つても当時の実情に照らし過重と思われる作業量を強行しかもその報酬等に関する使途の不明確、これに関連する外蒙側監督将校通訳等の汚職事件の発生等部隊の内外にこれら外蒙側との通牒不正、個人的贅沢等の噂の種となり隊内に信を失い隊員の苦痛を増加した事実は多数証人の証言により明らかである。かかる結果を生じた原因の一つとして隊長個人の性格は勿論、更にはその証言中自ら認めている如く指揮の幼稚なりし事は勿論その地位に立つべき力無きものが無理にその地位を保持せんとして、自己の経歴に対する危惧等から自己の地位を保つに、背景として外蒙側の威勢を借りつつ、無理に無理を重ねた結果と言わざるを得ぬ次第である。

結　論

以上四日間にわたる審議の経過並びに結果についての記述により、吉村隊事件の外貌は概ね明かになつたと信ずるが、この調査の目的に照らし、審議に際して得たる証言よりの結論を報告する。

一、ソ連地域残留同胞の現状

残留同胞の收容所は、建設事業に結付けられ、残留同胞は元の階級、年令の別を問わず、体位の級別に應じた相当量の労働が課せられており、それによつて若干の金銭給與をも得ているが、帰國時の持帰りに禁ぜられている。

收容所は、開設の当初には、殆んど秩序も無く、建物、食糧、作業は劣悪の條件下におかれてあつたが、この無秩序状態も、大体昭和二十一年初夏の頃から改善の緒につき、同胞の生存への努力も累積せられたことと相まち、收容所の秩序は改善され、被服の如きも、当初各人所持にかかるものであつたが、若干ずつ支給を受けるようになつた。しかし残留同胞の精神状態についていえば、何人も、帰心矢の如しともいうべく、今日においては極度の焦燥にかられている実情にある。元々、收容所生活では生きながらえて帰國するということが、最大の念願であることは勿論、従つて各人のこの焦燥感による不安定なる精神状態と、非民主的軍隊的因習に基く集團生活、加うるに、給養の粗悪、寒冷、不衛生のため、当初の死亡率は相当に高かつたが、收容所の秩序改善に伴い死亡率は低下し、現在は死についての憂慮は、特にないと考えられるに至つている。

死亡者は凡て解剖に附し埋葬されるようであるが、遺髪、爪等は習慣の相違から持帰りを許されない。

二、吉村隊事件についての反省

吉村隊事件は、外蒙ウランバートル地域の一收容所における指導者の専断と、これに屈従した数百の隊員との間に惹起した弱者虐待事件であるが、この種事件は程度の差こそあれ他にも多発しているということは否定できない。

今その発生の原因について反省すべき点を分析すれば、

第一、生存と帰國との強き利己心に支配され、このためにあたかも同胞相食むが如き心理状態にあり、友愛と協力の精神が欠如に近いこと。

第二に、強い事大主義が支配的で、権力と威嚇に阿諛屈従し、且つ收容所生活の困難に伴う封建的軍隊的観念が温存されていたこと。

第三には、各人が正義をまもる勇氣を欠き、そのため人権はもとより、人格の尊重もないことが多く、特に注目に値すること。

をあげ得る。これらの諸点は平和文化日本建設のため、今日日本國民が強く且つ深く反省しなければならぬことを信ずる。

前述の各項から、現に残留する同胞の引揚については、引揚の促進、管理の適正化、及び情報入手の三点につき、要請するの必要ありとの結論に達した。即ち

第一に、証言によれば、残留同胞は一人残らず帰國の日を一日千秋の思いで待ち焦れ、残留を希望する者は皆無の状況であることは明らかで、速かに引揚を完了すべきことは当然である。

次には、残留同胞の管理の適正化は、戰時國際法から、又人道上から当然であり、その改善はこれを強く要請しなければならぬ。しかも、残留者の労働は、その生活のための管理費を償つて十分に余りあることは、これを明かに指摘し得るのである。

第三には、國民としては、残留者の情報入手よりもむしろ引揚完了を希望することは勿論であるが、事実上引揚完了には相当の日数を要するので、その間残留者全員の通信が可能ならんことを切望する。今日まで、この全員の通信が行われておりさえすれば、事態は今日よりはるかに明朗であつたろうことは疑をいれない所である。

又残留者の現況については、ソ連邦のラジオにより非公式且つ小部分の発表以外一度も公表されたことがないことは遺憾である。この際、残留者の情報につき詳細にソ連邦から公式に発表せられんことを懇請する。

既に今日五月二十日、本年の輸送再開の報もなく、痛心措く能わざるとき、以上の諸点を連合國側に強く要請すると共に、國会、政府共に最善を盡し、速かに引揚が完了する如く努力しなければならない。

在外同胞引揚問題に関する特別委員会の吉村隊長事件中間報告に対する少数意見報告書

私は左の理由により中間報告に反対する。

理　由

一、委員長報告書は吉村隊の本質を歪曲するものである。

二、作業給養その他收容所施設が悪いことでなく吉村の旧憲兵の立場を隠さんとする彼の軍國主義に基く警察スパイ制による犠牲である。

三、報告書は外蒙古人民共和國をヒボーするもので延てはソ同盟を中傷するもので國際関係において重大なる悪影響を及ぼすものである。

四、本報告書の如き態度こそ引揚促進を阻害するものである。

昭和二十四年五月二十日

在外同胞引揚問題に関する特別委員会

少数意見者　細川　嘉六

参議院議長松平恒雄殿

在外同胞引揚問題に関する特別委員会の吉村隊事件中間報告に対する少数意見報告書

私は左の理由により中間報告に反対する。

理　由

一、委員長報告書は証人喚問により聽取された事実と背馳して居るものである。

二、吉村隊長の道徳的錯誤を指摘せず更に吉村隊長の如きものを生んだ封建的軍國主義思想の批判を故意にさけて居る。

三、かくの如き報告書を本院が採択することは在ソ同胞の運命に重大な悪影響を持つものである。

昭和二十四年五月二十一日

在外同胞引揚問題に関する特別委員会

少数意見者　星野　芳樹

参議院議長松平恒雄殿

審査報告書

経済調査廳法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

岩本　月洲　　城　義臣

中川　幸平　　鈴木　直人

新谷寅三郎　　佐々木鹿藏

藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由

行政機構の改革、國家行政組織法の施行に伴い從來認められていた関係行政機関に対する報告の求めることの出來る範囲を若干廣くするものである。

即ち総理廳の外局であつたものを経済安定本部の外局とし、長官は從來の慣習上、経済安定本部長官たる國務大臣を以てすることとした。又中央経済調査廳長官及び管区経済調査廳長は行政監査をするため、関係行政機関から報告を求めることの出來る範囲を拡大すると共に、その他適宜改正を加えたことは適当の処置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により業務の能率を高められる利益がある。

三、費用

本法案施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

法務廳設置法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鈴木　直人　　中川　幸平

城　義臣　　岩本　月洲

河崎　ナツ　　堀　眞琴

カニエ邦彦　　三好　始

新谷寅三郎　　佐々木鹿藏

藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政組織簡素化の見地から法務本府の機構については、現在の五長官十六局制から三長官十一局制とし、いわゆる廳外機関については、廃止改組せられたものである。

右の外は、大体國家行政組織法の施行に伴う法規の整備を目的とするものである。いづれも、妥当もしくは当然の措置である。

衆議院の修正は二点である、一は特設監獄という文字を削つたものであり、他は刑務所等を増設したものである。前者はその文字から來る封建臭と後者は戰後犯罪現象の増加の点から見て妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本法律案の眼目は、行政機構の簡素化にある。從つて本法の施行により、右目的を達し得る利益がある。然し乍ら、長官乃至局の整理統合が右目的達成のための唯一の手段であろうか。なお幾多の手段が残されていよう。

三、費用

本法施行のため別段費用を要しない。

審査報告書

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

荒井　八郎　　岩本　月洲

鈴木　直人　　新谷寅三郎

藤森　眞治　　佐々木鹿藏

中川　幸平　　城　義臣

下條　康麿

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案を次のように修正する。

第十七條を第十八條とし、以下一條ずつくり下げ、第十六條の次に次の一條を加える。

（國立國会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の改正）

第十七條　國立國会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則中「五月二十日」を「五月二十五日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

通商産業省設置法の施行に伴い、他の法令についても所要の改正を行う必要がある。

即ち、その一は名称の変更であり、その二は國家行政組織法第三條、第八條の規定によつて臨時石炭鉱業管理法その他の規定にあらわれる委員会を審議会に改めるとともに、現在不必要となつている製鉄事業評價審査委員会、電力評價審査委員会に関する規定を整理し、委員会官制を廃止する等適宜改正を加えたのは適当な措置と認めた。なお、通商産業省設置法案の修正によつて同法の施行期日が昭和二十四年五月二十五日となつたのに伴い、國立國会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第　号）の附則及び本法案の附則を修正することが必要と認めた。

二、事件の利害得失

通商産業省設置法の施行に伴い関係法令を整理することができる。

三、費用

本法施行のために別に費用を要しない。

●第三十二号参照

審査報告書

建設省設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鈴木　直人　　中川　幸平

城　義臣　　岩本　月洲

新谷寅三郎　　佐々木鹿藏

藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由

行政機構の改革に伴い從來の一官房六局を、一官房五局一部とし本省の附属機関として地理調査所、土木研究所、建築研究所その他を規定したものである。

即ち管理局においては現在の総務局及び特別建設局営繕部の事務を、住宅局においては建築局の事務をそれぞれつかさどらしめ、又建設工事本部を廃止し、その事務を各々の所掌に應じて各局並びに地方建設局に綜合し、その他適宜改正を加えたことは適当の処置であると認める。

二、事件の利害得失

行政機構の改革に伴い、機構を簡素化し得る利益がある。

三、費用

本法案施行のため別段費用は要しない。

審査報告書

外務省設置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鈴木　直人　　中川　幸平

城　義臣　　岩本　月洲

河崎　ナツ　　カニエ邦彦

三好　始　　新谷寅三郎

佐々木鹿藏　　藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由

行政機構の改革及び國家行政組織法の施行に伴い、從來の外務省官制による一官房五局二部一所を一官房五局（局内一部）一所とし、総務局を政務局と改めて特別資料部を吸收するとともに、情報部を局内の部として有することにした。

又特殊財産局は賠償廳に統合されて総理廳の外局となり、総理廳の外局である連絡調整事務局を縮少整理して、連絡局とし外務省の内局としたものである。

その他、地方機関については連絡調整地方事務局の出張所を廃止して、十一の地方事務局を存置したことは適当の処置であると認める。

二、事件の利害得失

國家行政組織法の施行に伴い機構の明確化を計り得る利益がある。

三、費用

本法案施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

大藏省設置法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

岩本　月洲　中川　幸平
堀　眞琴　カニエ邦彦
三好　始　河崎　ナツ
城　義臣　鈴木　直人
新谷寅三郎　佐々木鹿藏
藤森　眞治

大藏省設置法の一部を次のように修正する。

第十六條中大阪財務部の欄中「福井縣　石川縣　富山縣」を削り、名古屋財務部の欄の次に次のように加える。

金沢財務部	金沢市　石川縣　福井縣　富山縣

同條中福岡財務部の欄中「熊本縣　大分縣　鹿兒島縣　宮崎縣」を削り、同欄の次に次のように加える。

熊本財務部	熊本市　熊本縣　大分縣　鹿兒島縣　宮崎縣

修正理由

財務部の管轄区域を國税局の管轄区域と同一にすることが事務運営の能率上必要である。

要領書

一、委員会決定の理由

大藏省機構は、從來官房及び七局であつたものを、官房及び五局に整理し、局内の部も六つを削減し、近來財務行政に関する事務が、極めて複雑多岐に亘るのに鑑み、本省に財務官一人を設置し、又外局は、從來の專賣局が六月一日から日本專賣公社となる外、会計士管理委員会及び同事務局を廃止して、その事務を理財局に吸收させ、証券取引委員会は事務局の部制を廃止し、造幣局及び印刷局はそれぞれ廳と改めることとし、なお、徴税機構については、中央に外局として國税廳を設け、地方に國税廳の支分部局として國税局を設け、財務部を東京以下八ヶ所に設け國税行政に相当思い切つた改革を行う等、種々大藏省の機構を整理統合したのは妥当な措置と認めた。なお、本委員会としては、財務部の管轄区域を國税局の管轄区域と同一にすることが事務運営の能率上必要であると認め第十六條に適宜修正を加えた。

二、事件の利害得失

國家行政組織法の施行に伴い、從來大藏省官制を始め多くの單行法令によつて規定されている大藏省の組織に関する諸法令を一本の法律に整備統一し、その機構を整理縮少し、又國税行政の相当思い切つた改革を行うこと等ができる。

三、費用

本法施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

大藏省設置法の施行等に伴う法令の整理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

岩本　月洲　中川　幸平
堀　眞琴　カニエ邦彦
三好　始　河崎　ナツ
城　義臣　鈴木　直人
新谷寅三郎　佐々木鹿藏
藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由

行政機構の改革、國家行政組織法の施行に伴い從來の本省機構、一官房七局を一官房五局としたものである。

即ち臨時的部局として置かれてあつた給與局を廃し、從來の理財、國有財産及び管理の三局の事務を理財及び管財の二局に減らした。又渉外事務の総務の総轄に当らせるため財務官を一人設置したものである。

なお外局については、從來の專賣局が六月一日から專賣公社になる関係上、これを廃止し、証券取引委員会は事務局の部制を廃止して次長を一名設けるとともに、印刷局、造幣局は各々廳とした。

又今回、連合國最高司令官の書により新たに外局として國税廳を設置し主として内國税の賦課徴收に関する事務を所掌させることとしたもので適当の措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により財政行政を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のために別に経費を要しない。

審査報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鈴木　直人　中川　幸平
城　義臣　岩本　月洲
新谷寅三郎　佐々木鹿藏
藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由

行政機構の改革、國家行政組織法の施行に伴い從來の一官房八局を一官房五局としたものである。

即ち本省の監察局、郵務局、貯金局、簡易保險局に、それぞれ三部乃至四部を設けてあつたのを今度この部制を総て廃止することとし、部制に代え、局長の補佐役として次長を一人あて置くこととした。

又人事局、資材局、建築局の三局は廃止し何れも大臣官房の部に縮少したものである。

なお地方機関の内部組織については地方の状況に應じて、その構成を省令で定めることとした他、適宜改正を加えたことは適当の措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により機構の簡素化を計り得る利益がある。

三、費用

本法施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

電氣通信省設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鈴木　直人　中川　幸平
岩本　月洲　城　義臣
新谷寅三郎　佐々木鹿藏
藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由

行政機構の改革、國家行政組織法の施行に伴い從來の總務長官を電氣通信監に、長官官房を電氣通信監室とし、業務部門、施設部門担当の理事二人を廃止して、新た

に業務局及び施設局を設けたものである。

即ち現在の業務部門、施設部門の各局を業務局、施設局の部とし業務総務室、施設総務室を廃止した。

又、外局の電波廳は四部を三部に減じ、航空保安廳では二部制を廃止して次長一人をおくこととしたもので適当の措置と認める。

二、事件の利害得失

この措置により、機構の簡素化を計り得る利益がある。

三、費用

本法施行のために別に経費を要しない。

審査報告書

郵政省設置法及び電氣通信省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鈴木　直人　中川　幸平
城　義臣　岩本　月洲
新谷寅三郎　佐々木鹿藏
藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由

國家行政組織法の改正に伴い、諸問又は調査のために置かれる附属機関は、審議会又は協議会と、その名称を改めることになつたので現行の労働基準法、労働者災害補償保険法等その他の法律中に規定されている各種委員会の名称を改めるものである。

なお國家行政組織法の規定により職員の定員は法律で定めるとあるため、労働基準法及び職業安定法中職員の定員に関する規定を削除し、適宜改正を加えたことは適当の処置であると認める。

二、事件の利害得失

この処置により関係法令を整理することが出來る。

三、費用

本法施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

文部省設置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鈴木　直人　中川　幸平
城　義臣　岩本　月洲
河崎　ナツ　堀　眞琴
三好　始　カニエ邦彦
新谷寅三郎　佐々木鹿藏
藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由

行政機構の刷新、國家行政組織法の施行に伴い從來の中央集権的な監督行政を一新し教育、文化その他の面について指導助言を與えこれを助長育成する機関にするために從來の一官房七局を、一官房五局一部としたものである。

即ち指導援助の性格を明確にするため、権力的強制面とを分離し、教育、学術、文化の振興を助成するに要する物資の確保に必要な事務を処理するため、過渡的に一局を設け、又専門的、技術的指導援助のために、一局を設けたこと、その他、適宜改正を加えたことは適当な処置であると認める。

二、事件の利害得失

この措置により教育の民主化が普及徹底する利益がある。

三、費用

本法案施行のため別段費用は要しない。

審査報告書

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十九日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

齋　武雄　大野　幸一
松村眞一郎　深川タマエ
來馬　琢道　岡部　常
松井　道夫　遠山　丙市

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、少年法の改正により家庭裁判所においても一定種類の成年の刑事々件を取扱うことになつたのでこれに関し必要な改正を加えるとともに、身体の拘束を受けている被疑者について令状がなくして指紋、足型の採取等ができる旨を明かにし、その他若干の規定を整備したものであつて概ね妥当な措置と認める。

二、事件の利害得失

家庭裁判所の運営を円滑にするとともに、從來疑義の生ずるおそれのあつた規定を明確にし、その他の不備を補正したことによつて刑事裁判の運用上資するところ大である。

三、費用

本法の施行のために別段の費用を要しない。

審査報告書

裁判所法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

齋　武雄　大野　幸一
宮城タマヨ　松村眞一郎
深川タマエ　來馬　琢道
岡部　常　遠山　丙市
松井　道夫　大野木秀次郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、「裁判所法」及び「裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律」の一部を改正するものであつて、「裁判所法」については、合議体の裁判所の長期間にわたる審理を円滑にするため、補充裁判官の員数を増加し、從來裁判所事務官のうちから任命されていた裁判所書記を、独立した裁判所書記官又は裁判所書記官補とし、次に「裁判官及びその他の裁判所職員の分限に関する法律」については、裁判官以外の國家公務員法の適用を受ける裁判所職員に関する懲戒手続の規定を削除して、その題名を「裁判官分限法」と改めたものであつて、概ね適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

裁判事務の運用の円滑を期することができる。

三、費用

本法施行のために、別段の費用を要しない。

審査報告書

司法試験法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

齋　武雄　大野　幸一
宮城タマヨ　大野木秀次郎
松村眞一郎　深川タマエ
來馬　琢道　岡部　常
松井　道夫　遠山　丙市
鬼丸　義齋

司法試験法案の一部を次のように修正する。

第一條及び第五條中「法律專門家として」を「裁判官、檢察官又は弁護士となろうとする者」に改める。

附則第三項の次に次の一項を加え、第四項を第五項に改める。

4　高等試験行政科試験に合格した者（昭和十六年勅令第一号附則第二項の規定により行政科の本試験に合格した者とみなされた者を含む。）で司法試験を受けようとする者に対しては、第六條の規定にかかわらず、憲法並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目について試

験を行い、その他の科目について
の試験を免除する。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、高等試験令の廃止に伴い高等試験司法科試験の制度が廃されたのでこれに代るべきものとして司法試験を設けようとするものであつて試験の内容は、大体旧高等試験司法科試験と同様であり、法務総裁の所轄に属することとしたものである。委員会においては、旧高等試験行政科試験合格者に対して若干の試験科目につき受験を免除し、且つ試験の目的を明確にするよう修正を加えたもので必要な措置と認める。

一、事件の利害得失
裁判官、検察官及び弁護士たらんとする者の資格を判定するために欠くことのできない制度である。

一、費用
本法施行のために、別段の費用を要しない。

審査報告書

犯罪者予防更生法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十九日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
大野　幸一　齋　武雄
松村眞一郎　深川タマエ
來馬　琢道　岡部　常
松井　道夫　鬼丸　義齋
遠山　丙市　大野木秀次郎

一、委員会の決定の理由
本法案は、法務府の外局として、中央に中央更生保護委員会を、地方に地方成人保護委員会及び地方少年保護委員会を設け、各委員会には、それぞれ事務局を附置し、更に地方の実施機関として成人保護観察所及び少年保護観察所を設けて、刑余者、保護少年等に対し、保護観察を中心とする施策を行い、以てそれらの者の改善更生を助け、また仮釈放、恩赦の事務を運営させるものであつて、概ね、適当な措置と認める。

一、事件の利害得失
犯罪の増加を防ぎ、刑務所その他の矯正施設の不足を補い、現下の社会不安を相当程度除去することができる。

一、費用
本法運営のため本年度において約二億円の予算が計上されているが、これは、従來の機構による施設の費用の大部分を本法に定めた機構によつてそのまま踏襲したものであつて、本法施行のために新規に計上された費用は右の中約一千八百万円である。

審査報告書

犯罪者予防更生法施行法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十九日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
齋　武雄　大野　幸一
松村眞一郎　深川タマエ
來馬　琢道　岡部　常
松井　道夫　鬼丸　義齋
遠山　丙市　大野木秀次郎

一、委員会の決定の理由
本法案は、犯罪者予防更生法の施行について必要な経過規定を設けあわせて同法と関係法令との調整を図るために立案されたもので、犯罪者予防更生法施行のために必要欠くことのできない措置である。

一、事件の利害得失
本法によつて犯罪者予防更生法を支障なく施行することができる。

一、費用
本法施行のために別段の費用を要しない。

審査報告書

法務局及び地方法務局設置に伴う関係法律の整理等に関する法律案
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
齋　武雄　大野　幸一
宮城タマヨ　深川タマエ
來馬　琢道　岡部　常
松井　道夫　遠山　丙市
松村眞一郎　大野木秀次郎

第十八條中非訟事件手続法第百五十六條ノ二の改定規定を次のように改める。

第百五十六條ノ二　第百四十三條第一項及ヒ第百五十條ノ五第一項ノ手数料ノ額ハ物價ノ状況登記簿ノ謄本ノ交付等ニ要スル實費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、法務廳設置法の一部を改正する法律案によつて、從來の司法事務局及びその出張所に代るものとして、法務局、地方法務局、その支局若しくは出張所が新設せられ、從來前者の所管に属した事項を掌ることになつたので、二十一の関係法律について必要な改正、整理をしたもので、右法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴い必要な措置を定めたものである。なお委員会においては、本法案中不動産登記法と非訟事件手続法の手数料の額に関する規定について、戸籍法におけると同様の基準を設けるように修正した。

一、事件の利害得失
本法の施行によつて、司法行政事務の円滑な運営に寄與することができる。

一、費用
本法施行のために、別段の費用を要しない。

審査報告書

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月十八日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
深川タマエ　大野　幸一
齋　武雄　星野　芳樹
來馬　琢道　松井　道夫
岡部　常　遠山　丙市

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、改正民事訴訟法、改正刑事訴訟法及び改正少年法の施行並びに裁判所法の一部改正に伴い、裁判官その他の裁判所職員の定員を増加し、新設の裁判所書記官及び裁判所書記官補の定員を定め、その他これに関係ある事項につき適当な措置を講じたものであつて必要止むを得ない立法と認める。

一、事件の利害得失
本法の施行によつて激増する裁判事件の迅速な処理をはかり、新訴訟法の運用と家庭裁判所の運営を円滑ならしめることができる。

一、費用
本法の施行のために本年度において約八千万円の費用を要する。

審査報告書

中小企業等協同組合法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

商工委員長　小畑　哲夫

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
宿谷　榮一　玉置吉之丞
佐伯卯四郎　小杉　繁安
山田　佐一　平岡　市三

事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第十九條中不動産登記法第二十一條第三項の改正規定を次のように改める。

第一項ノ手數料ノ額ハ物價ノ状況登記簿ノ謄本ノ交付等ニ要スル實費其他一切ノ事情ヲ考慮シ政令ヲ以テ之ヲ定ム

重宗　雄三　境野　清雄
島　清　中川　以良
阿竹齋次郎

要領書

一、委員会の決定の理由
現下、我國の経済の再建上、中小企業の維持、育成が不可欠の要案であることはいうまでもない。このためには中小企業の組織力の強化、その民主化及び水準の向上を図ることは当然である。そこで中小規模の事業者、勤労者、その他の者が自主的な協同組織によつて、経済活動を促進してもつて、その健全な発達に資するために中小企業者に対し、適切な活動の基礎を與えようとする本法は時勢に應じた適当なる措置と認める。

二、事件の利害損失
本法の施行によつて、中小企業者の協同組織により、相互扶助的精神に基き、公正なる競争力を増強し、もつて種々困難に直面せる中小企業自体を強化し得る利益がある。

三、費用
本法施行のためには費用を要しない。

審査報告書

中小企業等協同組合法施行法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月二十一日
商工委員長　小畑　哲夫
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
宿谷　榮一　玉置吉之丞
佐伯卯四郎　小杉　繁安
山田　佐一　平岡　市三

重宗　雄三　境野　清雄
中川　以良　島　清
阿竹齋次郎

要領書

一、委員会の法定の理由
本法は中小企業等協同組合法施行に際し、
(一)　商工協同組合法、林業会法、市街地信用組合法を廃し、蚕糸業法中蚕糸協同組合に関する規定を削除し、(二)　単位組合的なもの及び連合的なものの新法移行の所要の手続を規定し、(三)　財産の移轉に対する諸税の不自然な課税を防止している等旧法から新法に移行するなどの経過規定を法制化したもので、本委員会は中小企業等協同組合法と表裏一体をなす意味でも概ね妥当と認める。

二、事件の利害得失
旧各種組合法から中小企業等協同組合法への移行を円滑にする利益がある。

三、費用
本法施行のためには、別段の費用を要しない。

審査報告書

臨時鉄くず資源回収法案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月二十一日
商工委員長　小畑　哲夫
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
玉置吉之丞　佐伯卯四郎
山田　佐一　平岡　市三
小杉　繁安　廣瀬與兵衞
重宗　雄三　境野　清雄

要領書

一、委員会の決定の理由
本法は、鉄鋼生産に必要不可欠な鉄くず供給源の一端として、戰災を受けた建築物、沈没艦船、焼損機械等の所謂くず化物件の確保のため事務上の諸規定、即ち(一)くず化物件の範囲(二)当該物件の指定及び指定に対する異議の申立(三)くず化物件の譲渡割当の方式と國家補償(四)本法運営上、主務大臣の諸問機関であるくず化物件審議会の構成等を法制化したもので、鉄鋼生産の重要性にかんがみ、本委員会は概ね妥当なる措置と認める。

二、事件の利害得失
本法により鉄鋼生産計画に必要なくず鉄を確保するに遺憾なからしめ、延いては産業の回復、貿易の振興の一助となる利益がある。

三、費用
本法に要する費用は二十四年度予算に計上されている金額（百二十七万七千円）以外特別に要しない。

審査報告書

配炭公團法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月二十一日
商工委員長　小畑　哲夫
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
玉置吉之丞　佐伯卯四郎
山田　佐一　平岡　市三
小杉　繁安　廣瀬與兵衞
重宗　雄三　境野　清雄

要領書

一、委員会の決定の理由
現在の配炭公團法の有効期間は、六月末をもつて失効することになつているが、現下の経済情勢にかんがみ有効期間を来年三月末まで延長するとともに、配炭公團廃止に至るまでの経済的措置として、その取扱物資の範囲を縮少し、かつ、民間販賣組織の復活化を図らんとするもので、本改正案は機宜を得たものと認める。

二、事件の利害得失
配炭能率の向上ができ、併せて、機構の簡素化により五、六千名程度の人件費が節約できる。

三、費用
この法律施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

社会保険診療報酬支拂基金法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月二十一日
厚生委員長　塚本　重藏
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
姫井　伊介　山下　義信
谷口彌三郎　竹中　七郎
井上なつゑ　小杉　イヲ
黒川　武雄　中山　壽彦
中平常太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
社会保険診療報酬支拂基金法実施以来の成績に鑑み、各保険者から委託を受ける診療報酬予託金の額を増額し、診療報酬請求書に関する審査委員会の組織、権限を明確にする等の措置を規定している本改正法案は社会保険診療報酬支拂の現状に鑑み、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失
社会保険の診療報酬が、保険医に迅速且つ適正に支拂はれる利益がある。

三、費用
本法施行のために、別段費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、通商事務所の設置に関し承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月二十一日
商工委員長　小畑　哲夫
参議院議長松平恒雄殿
多数意見者署名
玉置吉之丞　佐伯卯四郎
平岡　市三　山田　佐一
小杉　繁安　廣瀬與兵衞
重宗　雄三　境野　清藏
田中　利勝　細川　嘉六
島　清

要領書

一、委員会の決定の理由
從來、通商に関する地方行政機関としては、貿易廳地方貿易事務局及びその出張所分室があつたが、これらは今度の通商産業省設置に伴い通商産業局に統合されることになつた。しかし地方通商行政は、通商物資の積出し引取り等

現地港湾にて処理しなければならぬ特殊な事門的業務が多く、地理的関係からも、通商産業局所在地において、これらの業務を円滑に処理することは困難なので、通商産業省設置法においても、通商事務所を設置し得るようになつているから、通商事務処理の迅速円滑を図るために、長崎外四ヶ所の主要通商港に通商事務所を設置せんとするものであつて、本件は適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

通商事務所の設置により、通商産業省の現地港湾における代表機関としての機能を果し、もつて現地通商業務の迅速かつ円滑な遂行を図り得る利益がある。

三、費用

本件施行のために、別段の費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支所設置に関し承認を求めるの件

右全会一致をもつて衆議院送付案通り承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

商工委員長　小畑　哲夫

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

玉置吉之丞　佐伯卯四郎
山田　佐一　平岡　市三
小杉　繁安　廣瀬與兵衛
重宗　雄三　境野　清雄
田中　利勝　細川　嘉六
島　清

要領書

一、委員会の決定の理由

繊維製品検査所は輸出絹人絹織物の依頼検査の外に、輸出品取締法第六條第二項に基き、新たに輸出繊維製品の検査を行うことになつたので依頼検査の受検査の便利を図ると共に、業務の円滑且迅速な遂行を図るため、神戸繊維製品検査所の廣島、今治、岡山、久留米支所、桐生繊維製品検査所の足利、松本、加茂、名古屋繊維検査所浜松支所の八ヶ所に検査所支所を増設せんとするものである。

右の政府原案に対して衆議院では、支所の増設は最小限度に止めるべきであるとの見地から、神戸繊維製品検査所のうち廣島、岡山、久留米の三支所が不承認となつたのであるが、本委員会においても、衆議院の不承認の理由を了とし、本件を極めて適切な措置と認める。

二、事件の利害得失

繊維製品の生産中心地に検査所の支所を設置することは、業界の要望にも應じ、又出張検査に要する経費及び無駄な日時を節約し業務の円滑化、事務能率の向上を図り得る利益がある。

三、費用

本件施行のために別段の費用を要しない。

審査報告書

農地調整法の一部を改正する等の法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

藤野　繁雄　加賀　操
國井　淳一　平沼彌太郎
北村　一男　星　一
石川　準吉　岡村文四郎
柴田　政次　赤澤　與仁

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、現在までに達成した農地改革の成果に伴う新しい農村の実情に照合するために、しかして又臨時立法より恒久立法に移らんとする農地調整法及び自作農創設特別措置法の今後の運営の立場から所要の改正をなさんとするもので（一）農地委員会の構成を現行の地主三、自作二、小作五の定数を、自作六、小作二、地主二に改めること、（二）不在地主の範囲について職業上の理由等による移転に支障を與えないようにすること、その他農地移動統制の基準の明確化、小作調停制度の改善等を内容としているものであるが、委員会においては、第三次農地改革の実行せられない今日、本法案は従來の改革推進方針に逆行するものとする意見、農地委員会の構成はいわゆる全村選挙による階層別構成廃止を是とする意見等種々の論議が行われたが、結局多数をもつて原案通り可決すべきものと認めた。

二、事件の利害得失

第二次農地改革により変動を來たした農村構成の実情に即應する措置として適当と認められる点もあるが、一部において現に論議されている小作料の改訂問題の如く特に今後における政府の愼重なる態度が望ましくこれ等の施策は一歩誤れば農地改革の成果をも覆す虞がある。

三、費用

本件については別に費用を要しない。

審査報告書

土地改良法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

石川　準吉　岡村文四郎
加賀　操　藤野　繁雄
岡田　宗司　門田　定藏
大島農夫雄　平沼彌太郎
柴田　政次　北村　一男
星　一　赤澤　與仁

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は農業経営の合理化、農業生産力の発展に寄與することを企図し、農地の改良、開発、保全及び集團化を行うための法制として、従來の耕地整理組合法、水利組合法及び北海道土功組合法に代り且つこれ等の三法律を統合するとともに、農地改革に伴う土地所有者の経済的地位の変動等にも対処し、（一）新たに土地改良区（法人）制度を設け、（二）國又は都道府縣営土地改良事業の施行に関する法律的規定の明定、（三）農地の交換分合計画実施に関する規定等をその主なる内容としているものであるが、委員会としては公共事業費の削減に伴う國庫補助金の不足乃至欠如、あるいは資金融通計画の未定である現在の状態においては極めて遺憾ではあるが、右に関して、政府の、今後における格段の努力をなすべき旨の言明に信じ、多数をもつて本案はこれを可決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

土地改良事業施行に関する法制の整備並びに事業の計画化に利するところが少くないが、一面國庫補助乃至資金融通面における國家的施策の充分なる裏打が伴わなければ徒らに制度のみを整備したことに終るのみにとどまらず却つて悪結果を生じ、結局は農民特に中小農民が不利に陷る虞がある。

三、費用

本件については別に費用を要しない。

審査報告書

土地改良法施行法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

石川　準吉　岡村文四郎
藤野　繁雄　岡田　宗司
加賀　操　大島農夫雄
門田　定藏　柴田　政次
平沼彌太郎　北村　一男
星　一　赤澤　與仁

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、土地改良法の施行に伴つて、既存の耕地整理法、北海道土功組合法及び水利組合法について所要の改廃を行うのと共に従來の関係諸法令の整理、既存関係事業及び諸團体の切換又は整理をなさんとするもので土地改良法と不可分のものであるので、委員会は本法案を土地改良法と一括採決の

結果、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定した。

二、事件の利害得失

土地改良法施行に伴う当然の措置である。

三、費用

本件については別に費用を要しない。

審査報告書

一、昭和二十二年度國有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和二十二年度國有財産無償貸付状況総計算書

右全会一致をもつてすべて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附して、報告する。

昭和二十四年五月十九日

決算委員長　奥　主一郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

柴田　政次　安部　定
江熊　哲翁　來馬　琢道
河竹齋次郎　淺井　一郎
中平常太郎　谷口彌三郎
北村　一男　草葉　隆圓
藤野　繁雄　姫井　伊介
柏木　庫治　千田　正

審査報告書

昭和二十二年度予備費使用総調書（承諾を求める件）

右の件は

文部省所管

北海道大学理学部実験工場火災復旧等に必要な経費

工業専門学校

（部）教育文化費

（款）直轄諸学校費

（項）工業専門学校

三〇〇、〇〇〇円

を除き全会一致をもつて承諾を與うべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十四年五月十六日

決算委員長　奥　主一郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

柴田　政次　西山　亀七
北村　一男　吉川末次郎
阿竹齋次郎　竹中　七郎
來馬　琢道　江熊　哲翁
中平常太郎　姫井　伊介
淺井　一郎　藤野　繁雄
千田　正

要領書

委員会の決定の理由

第一、昭和二十二年度予備費使用総調書のうち、文部省所管、廣島工業専門学校の機械器具類移轉に要する経費三十万円は、教育文化費として予備費使用の決定を受けているが、本件経費は本來既定の終戰処理費予算で支弁すべきものであるのを、誤つて前掲科目で予備費使用を決定したものであつて、当然この予備費使用の決定は取消すべきものであるから、これに対しては承諾を與うべきでないと認める。

第二、昭和二十二年度予備費使用総調書のうち、その他の各件に対しては、承諾を與うべきものと認める。但し、左の四件は、予備費使用の決定に当り、積算過大に失し、計画及び決定が杜撰であると認める。内閣は、かくの如き失態を繰り返さないよう、將來嚴重に注意を加うべきである。

（一）内閣所管、経済安定本部の機構拡充に必要な経費として予備費使用の決定を受けた行政部費五千三百余万円のうち、電話交換機購入費として七百万円を積算しておきながら、実際の支出額は僅かに百四十余万円に過ぎない件

（二）内閣所管、地方経済安定局設置に必要な経費として予備費使用の決定を受けた行政部費六千百余万円のうち、電話交換機購入費として二千八百万円を積算しておきながら、実際の支出額は僅かに三百三十余万円に過ぎない件

（三）内閣所管、総理廳火災復旧に必要な経費として八百五十万円の予備費使用の決定を受け、そのうち印刷製本費として五百六十余万円を積算しておきながら、実際の支出額は極めて少額に過ぎない件

（四）運輸省所管、水路部で第二復員局廃止に伴い、同局保管の水路図誌百四十八万枚回收に要する経費として百三十余万円の予備費使用の決定を受けておきながら、実際には僅かに二十三万余枚を回收し、十五万余円を支出したに過ぎない件。

第三、内閣に対する要望事項

國会開会中には、新たな款項を設ける必要のあるもの、公務員定員の増加を伴うもの、行政機構の設置改廃を伴うもの、法律政令の改廃を伴うもの、その他一般に比較的重大と認められる経費の使用については、追加予算の方法によるべきであつて、予備費の使用を行うべきでないことは、立憲精神並びに國会の予算審議権尊重の精神に照して明らかであり、また現に昭和二十二年四月二十六日の閣議においても、このことを決定しているに拘わらず、これに反する予備費使用の決定がしばしば行われていることは誠に遺憾である。内閣は、この重大問題について、その政治責任を痛切に反省し、將來このような事態を繰り返さぬよう、嚴重な注意を拂うべきである。

審査報告書

一、昭和二十二年度特別会計予備費使用総調書（承諾を求める件）

一、昭和二十三年度一般会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求める件）

一、昭和二十三年度特別会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求める件）

右全会一致をもつて承諾を與うべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十四年五月十六日

決算委員長　奥　主一郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

柴田　政次　西山　亀七
北村　一男　吉川末次郎
阿竹齋次郎　竹中　七郎
來馬　琢道　江熊　哲翁
中平常太郎　姫井　伊介
淺井　一郎　藤野　繁雄
千田　正

要領書

委員会の決定の理由

本委員会としては、二十二年度予備費使用総調書審査の際、内閣に要望した予備費使用に際しての立憲精神ならびに國会の審議権尊重の原則を、内閣が改めて再認識すべきことを強調して、昭和二十二年度特別会計予備費使用総調書、昭和二十三年度一般会計予備費使用総調書（その1）、及び昭和二十三年度特別会計予備費使用総調書（その1）、の三件を全会一致をもつて承諾を與うべきものと議決した。

審査報告書

地方自治廳設置法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

城　義臣　中川　幸平
新谷寅三郎　岩本　月洲
下條　康麿　藤森　眞治
一松　政二

地方自治廳設置法の一部を次のように修正する。

第四條第二項中「十二人」を「八人」に改め、同項第六号中「連合組織」の下に「、全國の市議会の議長の連合組織及び全國の町村議会の議長の連合組織」を加え、同項第七号及び第八号を削り、第九号中「四人」を「二人」に改め、同号を第七号とする。

同條第三項中「第九号」を「第七号」に改める。

第十二條第二項中「六人」を「四人」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

地方自治運営の現状に即應して、國と地方公共團体との連絡及び地方公共團体相互間の連絡協調を更に緊密ならしめるとともに、國家公益と地方公共團体との自主性との間に適当な調和を保ちつ

つ、地方公共團体の自治権を擁護し、もつて地方自治の本旨の実現に資することを任務とする地方自治廳を設置し、行政部面及び財政部面の所掌事務を統一的に処理する外、地方自治に関する総合連絡に関する事務をも処理することとしようとするのである。更にその組織としては、國務大臣をもつて長官にあて、地方自治委員会議を置き、地方自治廳の内部部局としては、官房の外、連絡行政部及び財政部の二部を置くこととなつているが、その措置は妥当であると認めた。しかし本委員会としては、地方自治委員会議の運営の能率化のため地方自治委員の数を十二人から八人に減ずるため地方議会を代表する委員三人を一人とし学識経験者四人を二人とする必要があると認め本法案の一部を修正した。

二、事件の利害得失

現在の地方財政委員会及び総理廳官房自治課に代る地方自治に関する総合的行政機関として、新たに地方自治廳を設け、並びに地方自治に関する重要事項を諮問する機関として、両議院及び地方公共團体の代表者並びに学識経験のある者をもつて組織する地方自治委員会を置くことによつて、國と地方公共團体相互間の連絡協調を緊密ならしめるとともに、國家公益と地方公共團体の自主性との間に調和を保ちつつ、地方公共團体の自治権を擁護し、もつて地方自治の本旨の実現に資することができる。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しないが、経費の増減に伴い将来補正される見込みである。

審査報告書

特別調達廳設置法案

特別調達廳設置法案の一部を次のように修正する。

第五條を次のように改める。

（内部部局）

第五條　特別調達廳に、長官官房及び左の五部を置く。

経理部
契約部
技術部
促進監督部
事業部

第六條中第七項及び第八項を次のように改める。

各部に左の通り、次長を置く。

経理部　一人
契約部　二人
技術部　二人
促進監督部　二人
事業部　二人

次長は、部長を助け、部務を整理する。

第七條第六号中「他局」を「他部」に、同條第九号及び第十五号中「各局」を「各部」に改める。

第八條の見出し及び第八條中「経理局」を「経理部」に改める。

第九條の見出し及び第九條中「契約局」を「契約部」に改める。

第十條の見出し及び第十條中「技術局」を「技術部」に改める。

第十一條の見出し及び第十一條中「促進監督局」を「促進監督部」に改める。

第十二條の見出し及び第十二條中「事業局」を「事業部」に改める。

要領書

一、委員会決定の理由

本法案は、第一に、國家行政組織法の施行に伴い、特別調達廳を現行法人制度より純然たる官廳にしようとしている。第二に、官房に相当する一部と八局十一部から成る現機構を一官房五局に圧縮しようとしている。前者は、特別調達廳の所管事務の性質上、後者は、行政組織の簡素化の見地から妥当な措置である。

然しながら、本法案により、特別調達廳の内部部局として置かるべき経理局その他の五局は、國家行政組織法第七條第二項の規定に反するので、本委員会は、すべて部に改めるよう修正議決した。

二、事件の利害得失

本法の施行により第一に、特別調達廳の主務官廳的性格が明瞭になり、第二に、行政組織簡素化の目的が到達され、第三に、國家行政組織法の根本原則が維持せられる利益がある。

三、費用

本法の施行のために、別段費用を要しない。

審査報告書

総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

内閣委員長　河井　彌八

多数意見者署名

堀　義臣　中川　幸平
新谷寅三郎　岩本　月洲
下條　康麿　藤森　眞治
一松　政二

総理府設置法の制定等に伴う関係法令の整理等に関する法律案を次のように修正する。

附則第一項但書中「五月二十日」を「五月二十五日」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

総理府設置法の制定に伴い関係法令の字句の整理をする必要を生じたため、総理廳を総理府に、宮内府を宮内廳に改め、又宮内府法については、宮内廳法として新聞出版用紙割当事務廳を新聞出版用紙割当局と改めた外、これに伴う関係法令に所要の改正を加えたことは妥当であるが、本委員会においては、更に通商産業省設置法案の修正によつて同法の施行期日が昭和二十四年五月二十五日となつたのに伴い、附則第一項但書を修正することとした。

二、事件の利害得失

字句の変更整理により関係法令の適正を計り得る利益がある。

三、費用

本法案施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

賠償廳臨時設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

中川　幸平　城　義臣
新谷寅三郎　岩本　月洲
下條　康麿　藤森　眞治
一松　政二

要領書

一、委員会の決定の理由

行政機構の改革によつて、外務省特殊財産局の所掌する事務及び大藏省管理局の所掌する事務の一部を賠償廳に移管することになつたため、所要の改正を加えたもので適当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

賠償関係事務の能率を高め得る利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

海上保安廳法及び海難審判法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

城　義臣　一松　政二
岩本　月洲　下條　康麿

鈴木　直人　藤森　眞治
佐々木鹿藏　河崎　ナツ
新谷寅三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、海上保安廳法と海難審判法との二つの法律のそれぞれの一部を併せて改正しようとするものであつて、國家行政組織法の施行に伴い、海上保安廳及び海難審判所の組織を國家行政組織法の定める組織の基準に從つて改正しようとするものであつて、本委員会は、妥当な措置と認めた。

二、事件の利害得失

運輸省設置法案の修正に伴い、海難審判所を海難審判廳と改め運輸省の外局としてこれを設け、なお委員会制度を審議会制度に改める等適宜改正を加えることによつて、國家行政組織法の定める組織の基準に從つて、なお航海の安全と海上保安の確保を充分に達成しうることが期待できる。

三、費用

本法施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

経済安定本部設置法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

内閣委員会理事　中川　幸平

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

岩本　月洲　下條　康麿
鈴木　直人　河崎　ナツ
堀　眞琴　カニエ邦彦
新谷寅三郎　佐々木鹿藏
藤森　眞治

経済安定本部設置法案の一部を次のように修正する。

目次中「第六條―第十四條」を「第六條―第十五條」に、「第十五條」を「第十六條」に、「第十六條―第十八條」を「第十七條―第十九條」に、「第十九條―第三十四條」を「第二十條―第三十五條」に、「第二十條―第三十二條」を「第二十一條―第三十三條」に、「第二十一條・第二十二條」を「第二十二條・第二十三條」に、「第二十三條―第二十七條」を「第二十四條―第二十八條」に、「第二十八條―第三十一條」を「第二十九條―第三十二條」に、「第三十二條」を「第三十三條」に、「第三十三條」を「第三十四條」に、「第三十四條」を「第三十五條」に、「第三十五條―第三十九條」を「第三十六條―第四十條」に改める。

「第六條第一項中「六局」を「七局」に、「建設交通局」を「建設交通局　労働局」に改める。

第七條第三項中「建設交通局に次長二人」の下に「、労働局に次長一人」を加える。

第八條第一項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第十五條を第十六條とし、以下順次一條ずつ繰り下げ、第二章第一節中第十四條の次に次の一條を加える。

（労働局の事務）

第十五條　労働局においては、労働に関する基本的な政策及び計画の樹立並びに関係各行政機関の事務の総合調整及び推進をすることをつかさどる。

要領書

一、委員会の決定の理由

行政機構の改革及び國家行政組織法の施行に伴い、從來の一官房十局を一官房七局としたものである。

即ち從來の安定本部は総理廳の外局であつたのを経済安定の基本的施策を強力に遂行するため國家行政組織法第二十四條の規定に基き臨時に設置されたものであつて從來総理廳の外局であつた物價廳及び経済調査廳を外局にとり入れたものである。

なお、労働に関する基本的な政策及び計画樹立等の重要性にかんがみ別冊の通り修正を加えることを適当と認める。

二、事件の利害得失

この措置により経済安定の基本的施策の企画立案と各行政機関との事務の総合調整を強力に遂行できる利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律の整理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

内閣委員会理事　中川　幸平

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

一松　政二　城　義臣
鈴木　直人　藤森　眞治
佐々木鹿藏　新谷寅三郎
岩本　月洲

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、國家行政組織法の施行に伴い、労働関係の法律に基いて設けられた各種委員会の名称を審議会協議会又は審査会に改めると共に、職員の定員に関する規定を命令に委任した部分に改正を加えるもので妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本法の施行に依り、國家行政組織法の施行に伴う労働関係法律が整理される利益がある。

三、費用

本法施行のために、別段費用を要しない。

審査報告書

運輸省設置法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

内閣委員会理事　中川　幸平

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

河崎　ナツ　新谷寅三郎
佐々木鹿藏　藤森　眞治
鈴木　直人　岩本　月洲

運輸省設置法の一部を次のように修正する。

目次中「第十九條―第二十八條」を「第十九條―第二十九條」に、「第二十九條―第三十八條」を「第三十條―第三十九條」に、「第三十九條―第四十四條」を「第四十條―第四十五條」に、「第四十五條―第四十六條」を「第四十六條―第四十七條」に、「第四十七條―第五十一條」を「第四十八條―第五十二條」に、「第五十二條―第五十六條」を「第五十三條―第五十七條」に、「第五十七條―第六十條」を「第五十八條―第六十一條」に改める。

第十九條第一項中「六局」を「七局」に、「鉄道監督局」を「鉄道局」に、「自動車局」を「観光局」に、同條第二項中「観光部」を「運輸調整部」に改め、同條第三項を削り、同條第四項中「鉄道監督局」を「鉄道局」に改め、同項を第三項とし、同條第五項を第四項とする。

第二十一條第三項を削る。

第二十二條第一項第二十二号から第二十四号までを削り、同項第二十五号を第二十二号とし、同條第三項を次のように改める。

3　運輸調整部においては、第一項に関するものをつかさどる。

第十六号に掲げる事務のうち運輸

第二十三條第一項第一号中「及び実施計画の設定」を削り、同條第二項第一号中「海事」を「海運」に改め、「金融並びに」を削り、同條第三項を削る。

第二十四條第二項第一号を第二号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同項に次の一号を加える。

一　造船に関する事業の再建整備

第二十六條第二項中「臨時の事務として」の下に「港湾に関する事業の再建整備、」を加える。

第二十七條の見出しを（鉄道局の事務）に、同條第一項及び第二項中「鉄道監理局」を「鉄道局」に改める。

第二十九條中「第三十八條」を「第三十九條」に改め、同條を第三十條とし、以下順次一條ずつ繰り下げ、「第五十八條」を「第五十九條」に、「第五十九條」を「第六十條」に、「第六十條」を「第六十一條」に、「第六十一條・第六十二條」を「第六十二條・第六十三條」に改める。

第二章第二節中第二十八條の次に次の一條を加える。

（観光局の事務）

第二十九條　観光局においては、左の事務をつかさどる。

一　運輸に関して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること。

二　運輸に関して、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。

三　観光宣傳に関すること。

附則第一項中「第五十四條」を「第五十五條」に、「第五十五條」を「第五十六條」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

國家行政組織法の施行に伴い、從來行政官廳法の下に、暫定的に存続を認められてきた運輸省官制、氣象官署官制、海運局官制を廃止し、新たに運輸省設置法を制定することが必要になつたが、行政機構の改革更に日本國有鉄道の発足という見地から、從來の鉄道總局、海運總局、陸運監理局の二總局一局の下に十三局四部があつたのを六局六部に圧縮すると共に、民主的運輸行政を行うために委員七人よりなる運輸審議会を設け、会長には運輸次官を、他の委員の任命は國会の同意を要することとし、地方支分部局は監督行政事務を一元化し日本國有鉄道の発足に遺憾なからしめ、その他適宜改正を加えたことは適当の処置と認めるが、本委員会においては、大臣官房の観光部を観光局とすること、運輸調査部を大臣官房に設けること、参與制度を認めないこと、及び鉄道監督局の名称を鉄道局に改めること等の修正をすることが適当な処置であると認めた。

二、事件の利害得失

本法が施行されることにより、國家行政組織法の下に統一され、機構の簡素化を計れる利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用は要しない

審査報告書

農林省設置法案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

内閣委員会理事　中川　幸平

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

城　義臣　一松　政二

下條　康麿　鈴木　直人

佐々木鹿藏　新谷寅三郎

藤森　眞治

農林省設置法の一部を次のように修正する。

第五條第二項中「農業改良局」を「農政局に農業協同組合部を、農地局に管理部、計画部及び建設部を、農業改良局」に改める。

第六條第三項及び第四項を削る。

第八條に次の一項を加える。

2　農業協同組合部においては、前項三号に掲げる事務をつかさどる。

第九條に次の三項を加える。

2　管理部においては、前項第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第九号に掲げる事務をつかさどる。

3　計画部においては、第一項第四号に掲げる事務及び第八号に掲げる事務のうち國営の土地改良事業を実施するための調査及び計画に関するものをつかさどる。

4　建設部においては、第一項第八号に掲げる事務のうち國営の土地改良事業を実施するための設計及び工事に関するものをつかさどる。

第三十八條第一項中「農地部」を「管理部」に、「開拓部」を「計画部」に、「土地改良部」を「建設部」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、國家行政組織法の施行に伴い、農林省の任務、権限、所掌事務の範囲、内部組織、地方支分部局及び附属機関の名称、所掌事務等を明確且、簡素化せしめようとするもので、妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本法の施行により、第一に、國家行政組織法の定める國家行政機構の大綱が具体化され、農林行政の能率的遂行が期待しうる。第二に、本省においては、現行の一官房八局から一官房五局となり、行政機構が簡素化される。

なお、両議院に修正案がある。衆議院のそれは、土地改良事業につき、定義を設けたものであり、農林省の任務を明確にする利益がある。参議院のそれは、第一に、農政局に、農業協同組合部を設けてをり、第二に、農地局の次長制を三部制としている。前者により。農村の民主化は更に推進せられ、後者により、農地局の事務の能率的遂行が期待しうる。

三、費用

本法施行のために別段費用を必要としない。

審査報告書

農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

内閣委員会理事　中川　幸平

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

城　義臣　一松　政二

下條　康麿　鈴木　直人

佐々木鹿藏　新谷寅三郎

藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由

農林省設置法の施行に伴い、從來の関係官制、名称等を廃止し、変更を加える必要があり適当と認める。

二、事件の利害得失

この措置により関係法令を整理することができる。

三、費用

本法施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

厚生省設置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

下條　康麿　岩本　月洲

中川　幸平　城　義臣

新谷寅三郎　藤森　眞治

一松　政二

要領書

一、委員会の決定の理由

行政機構の改革、國家行政組織法の施行に伴い從來本省の一官房七局を一官房六局とし、官房に統計調査部及び國立公園部を、公衆衛生局に環境衛生部を設けたものである。又外局として引揚援護廳を設置し、厚生省官制を廃止する等、適宜改正を加えたことは適当な措置であると認めた。

二、事件の利害得失

この措置によつて機構の簡素化を計り得る利益がある。

三、費用

本法施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

厚生省設置法施行に伴う法令の整理に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

中川　幸平　岩本　月洲

城　義臣　新谷寅三郎

下條　康麿　藤森　眞治

一松　政二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、國家行政組織法及び厚生省設置法の制定に伴い、「優生保護委員会」その他五委員会の名称を改める外、引揚援護廳設置令に所要の改正を加え、優生保護法等の関係法令の整理等を行おうとするものであり、妥当な措置である。

二、事件の利害得失

本法の施行により、関係法令が、整備される利益がある。

三、費用

本法の施行のために、別段費用を要しない。

審査報告書

労働省設置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

内閣委員会理事　中川　幸平

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

一松　政二　岩本　月洲
下條　康麿　鈴木　直人
新谷寅三郎　佐々木鹿藏
藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由

行政機構の改革、國家行政組織法の施行に伴い從來の一官房五局を一官房四局一部としたものである。

即ち労働統計調査局を大臣官房の一部とし、失業保険委員会が中央職業安定審議会に統合されるためその官制を廃止するとともに第三條「労働省の任務」第四條の「労働省の権限」及び附属機関等、その他適宜改正を加えたことは適当の処置であると認める。

二、事件の利害得失

機構の整備並びに労働行政を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

本法施行のために別に費用を要しない。

審査報告書

國家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当支給に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

人事委員長　中井　光次

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

寺尾　博　金子　洋文
小林　英三　小串　清一
東浦　庄治　木檜三四郎
木下　源吾

要領書

一、委員会の決定の理由

一般職に属する職員で寒冷地に常勤する者に対しては、寒冷地の実情にかんがみ、從來ともそれに対する手当が実質的に支給されてきたのであるが、更にこれに北海道に在勤するものに対しては石炭手当をも加えて両者手当の支給を制度化し、支給率その他の規定をしようというのであつて、寒冷地在勤職員の給與を実質的に公平ならしめるため妥当な措置であると認める。

二、事件の利害得失

寒冷地在勤國家公務員の生活及び労働條件を維持向上し、職務能率を向上せしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のために要する費用は概ね被支給者俸給総額全体の一ヶ月分であつて多額を要しない。

審査報告書

國家公務員法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

人事委員長　中井　光次

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

寺尾　博　金子　洋文
小林　英三　小串　清一
木檜三四郎　木下　源吾
東浦　庄治

要領書

一、委員会の決定の理由

行政機関の機構、名称等の改変に即應して、関係のある條項の改正、又緊急失業対策法の制定に伴い一般失業者の一般職の適用からの除外、更に人事院の指定する公團職員の特別職の適用期間の延期等の改正をしようとするのであつて大体において妥当なものであると認める。

二、事件の利害得失

國家公務員制度の運営を円滑適切ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のために別に費用を要しない。

●第三十五号参照

審査報告書

認知の訴の特例に関する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

齋　武雄　星野　芳樹
松村眞一郎　來馬　琢道
松井　道夫　鬼丸　義齋
大野　幸一

認知の訴の特例に関する法律案の全部を次のように改める。

認知の訴の特例に関する法律

1　今次の戰争において、戰地若しくはこれに準ずる地域に臨み、若しくは國外において未復員中その他これらと同様の実情にあつて死亡し、又は國内において空襲その他戰争に因る災害のため死亡した者について、子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人が認知の訴を提起する場合には、民法（昭和二十二年法律第二百二十二号）第七百八十七條但書の規定にかかわらず、死亡の事実を知つた日から三年以内にこれをすることができる。但し、死亡の日から十年を経過したときは、この限りでない。

2　死亡の事実を知つた日が、この法律施行前であるときは、前項に規定する三年の期間は、この法律施行の日から起算する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

要領書

一、委員会の決定の理由

現在認知の訴は、民法の規定によつて、親の死亡の日から三年経てば提訴することができないことになつているが、親が戰地等で死亡した者等について、その事実を知ることが困難なために徒に日時を過し、訴の提起ができなくなる虞があるので、この点について民法の特例を設け戸籍法による一定の時期を以てこの訴の起算のときと定めたのが本法案の要旨であつて、適当な措置であるが、なお、本委員会においては、訴の提起期間を死亡の事実を知つた日から三年以内と改めてその起算の時期を明かにする等必要な修正を行つた。

一、事件の利害得失

若干の戰争被害者を救済することができる。

一、費用

本法施行のためには、別段の費用を要しない。

審査報告書

弁護士法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十三日

法務委員長　伊藤　修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

齋　武雄　遠山　丙市
大野　幸一　星野　芳樹
宮城タマヨ　深川タマエ
松村眞一郎　圓　伊能
來馬　琢道　松井　道夫

第三條第二項を削る。

第五條第二号中「法務府事務官又は」を「法務府事務官、」に改め、「法務府研修所の教官」の下に「又は衆議院法制局若しくは参議院法制局の参事」を加える。

第十二條第二項中「常時勤務を要する公務員」を「裁判官又は検察官」に改める。

第二十三條を次のように改める。

（職務上の権利及び義務）

第二十三條　弁護士は、その職務を執行するため必要な事実の調査及び証拠のしら集を行うことができ

る。但し、相手方は、正当の理由がある場合には、これを拒むことができる。

2　弁護士又は弁護士であつた者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第三十五條第三項を削る。

第五十四條中、見出に「（会長の職務及びその身分等）」とあるのを「（会長の職務）」に改め、同條第二項を削る。

第七十六條中「三年以下の懲役」の次に「又は十万円以下の罰金」を加える。

要領書

委員会の決定の理由

本法案は、新憲法下、裁判所法、検察廳法とともに司法権運営の機能を規定する法律の一環として、立案されたものであり弁護士の使命が基本的人権の擁護と社会正義の実現にあることを表明し、この両原則の調和を図るため弁護士会に高度の自治を認めて、法務総裁の監督を排することをその大綱として廣汎多岐にわたる詳細な規定を設けたものであつて、適切にして必要な立法であるが、本委員会においては、弁護士に対し、その職務の執行につき必要な事実の調査及び証拠のしら集を行うことを認める等若干の点につき適当な修正を加えた。

一、事件の利害得失

司法の運営を円滑にし、基本的人権の擁護を完うし、新憲法の意図する民主々義の実現に資するところ大なるものがある。

一、費用

本法施行のために別段の費用を要しない。

審査報告書

地方財政法の一部を改正する等の法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十三日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

三木　治朗　藤井　新一

岡田喜久治　西郷吉之助

島村　軍次　柏木　庫治

町村　敬貴

要領書

委員会の決定の理由

この法律案は、地方財政の現状に鑑み、地方財政法に所要の改正を加えるとともに、國と地方公共團体とが負担する経費の割合を定め、國の支出金又は負担金について地方公共團体に異議申立等を認める規定を設け更に当せん金附証票の発賣を五大都市にも認める等の措置を加えることを規定したものであつて、大体において妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

地方財政の自主化推進に資することが出来る。

三、費用

本法案の施行に当つて別に費用を要しない。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十三日

地方行政委員長　岡本　愛祐

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

藤井　新一　岡田喜久治

柏木　庫治　島村　軍次

西郷吉之助　町村　敬貴

地方税法の一部を改正する法律案修正案

第七十一條の改正規定の次に次のように加える。

第七十六條但書中「但し、」の下に「展覧会場その他これに類する場所に入場する者又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

要領書

委員会の決定の理由

本案は経済情勢の変化とこれに伴う地方財政需要の増加に即應し、且つ経済九原則の趣旨にそい、租税収入の確保を図るため、地方税法に所要の改正を行つたものであつて、大体において妥当なものと認める。

二、事件の利害得失

租税収入の増加を図ると共に課税方法を改善し、納税妨害の行爲に対する取締を強化し、もつて地方税収入の確保に資することができる。

三、費用

本法案の実施に当つて別に費用を要しない。

審査報告書

國立学校設置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

文部委員長　田中耕太郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

高良　とみ　木内キヤウ

堀越　儀郎　深水　六郎

山本　勇造　大隈　信幸

西田　天香　左藤　義詮

松野　喜内

要領書

委員会の決定の理由

國家行政組織法の施行及び新制大学の発足に伴い文部大臣の所轄に属する國立の学校の設置のため立法する必要があるので、完全とは認め難く又本法案反対の意見もあつたが大体において妥当と認める。

二、事件の利害得失

本法施行により学校教育法に定める学校体制の全般に亘り一應の実施が出来る。

三、費用

本法案施行に約九億円の費用を要する。

國立学校設置法案に対する少数意見報告書

本委員は國立学校設置法に対して次の理由により反対する。

一、財政的裏付けがなく形式だけ整えられ、六・三制の二の舞を演ずる。

二、立法方法が、極めて非民主的である。

三、大学の講座、組織、運営等重要問題について一片の省令を以て規定し得るようになつている。

昭和二十四年五月二十五日

文部委員会

少数意見者　岩間　正男

参議院議長松平恒雄殿

審査報告書

協同組合による金融事業に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大蔵委員長　櫻内　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

玉屋　喜章　米倉　龍也

小宮山常吉　小林米三郎

高橋龍太郎　伊藤　保平

木内　四郎　天田　勝正

波多野　鼎　九鬼紋十郎

黒田　英雄　西川甚五郎

小川　友三

要領書

委員会の決定の理由

中小企業等協同組合法の制定に伴う協同組織による金融事業を行うに当つて、大蔵大臣の免許、預金者と他の債権者及び出資者の利益の保護及びその監督に関する規定を設けようというのであつて、適当な法律案と認める。

二、事件の利害得失

本法律の施行によつて、協同組合による金融事業の健全な発展をはかり得る利益がある。

三、費用

この法律の施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に関し承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日
大藏委員会理事　黒田　英雄
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
木村禧八郎　川上　嘉
米倉　龍也　玉屋　喜章
小川　友三　九鬼紋十郎
波多野　鼎　小林米三郎
西川甚五郎　小宮山常吉

要領書

一、委員会の決定の理由
税務行政運営の適正化と租税收入の確保を図るためには、租税機構を拡充する必要があるので、荻窪税務署外五税務署を増設することとし、これに関し地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、承認を求めるものであつて、適当なものと認める。
二、事件の利害得失
納税者の便宜を図るとともに、課税の適正を期し得る利益がある。
三、費用
この措置に要する費用は、差当り千四百九十四万円である。

審査報告書

自轉車競技法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月二十二日
商工委員長　小畑　哲夫
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
山田　佐一　平岡　市三
駒井　藤平　阿竹齋次郎
宿谷　榮一　佐伯卯四郎
山内　卓郎　中川　以良
栗山　良夫

要領書

一、委員会の決定の理由
従來、自轉車競技を実施できるのは、都道府縣及び主務大臣の指定する市に限られていたのを、町村でも指定されれば実施できるように改めようというのである。このことにより町村でもこの競技を実施でき、地方財政の増收を図り得る点で、本件は概ね妥当なる改正であると認める。
二、事件の利害得失
自轉車の改良に寄與し、併せて窮迫せる地方財政の増收を図りもつて戰災町村の復興に資する利益がある。
三、費用
本件施行のために別段の費用を要しない。

審査報告書

競馬法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月二十二日
農林委員長　楠見　義男
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
北村　一男　板野　勝次
池田　恒雄　柴田　政次
大畠農夫雄　門田　定藏
岡田　宗司　國井　淳一
德川　宗敬　藤野　繁雄
岡村文四郎　加賀　操
石川　準吉　星　一
赤澤　與仁

要領書

一、委員会の決定の理由
本案は、地方競馬開催主体として、「著しく災害を受けた町村で、総理大臣の指定するもの、」を新たに加えんとするもので、その趣旨は現在開催主体として認められている、「著しく災害を受けた市で、総理大臣の指定するもの、」と同様、その復興に資するための財源確保を目的としたもので、止むを得ない措置と認め、委員会は全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定した。
二、事件の利害得失
指定町村については所期の成果を挙げ得ることと予測されるが、地方競馬全体に通ずる運営上の細心の留意とその弊害防除に関する努力とを特に必要とする。
三、費用
本件については別に費用を要しない。

審査報告書

競馬法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月二十三日
農林委員長　楠見　義男
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
加賀　操　池田　恒雄
大畠農夫雄　星　一
柴田　政次　板野　勝次
平沼彌太郎　門田　定藏
國井　淳一　德川　宗敬
山崎　恒　藤野　繁雄
石川　準吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、現行競馬法第四十條の規定、即ち「この法律は、施行の日から一年を経過した日までに、改廃の措置をとらなければならない」の趣旨に基き、現行法の制定を見た昨年八月以降の実績に徴して、所要の改正をなさんとするもので、(一)競馬の公正を維持するための措置、(二)國営競馬開催日数の増加、重勝式勝馬投票法の採用、(三)無料入場制度の廃止等を主なる内容としているものであるが、委員会としては、競馬についての観念、即ち畜産振興方策としての競馬及び單なる國家收入を目的とするとばく的行為としての競馬について、愼重に論議を重ねた後、馬事改良及び畜産振興上の対策としても必要であるとの考慮の下に、全会一致をもつて本案は衆議院送付修正案通り可決すべきものと決定した。
二、事件の利害得失
國家財政收入の増大に寄與し、且つ、衆議院修正によつて今後の畜産振興に寄與するところも少くないと認められるが、競馬施行及びこれに関連する社会的、風教上の弊害については、將來現行制度のような競馬を廃止しなければならないような事態を生じないよう、特に細心の留意が拂われなければならない。
三、費用
本件については別に費用を必要としない。

審査報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十四年五月二十一日
農林委員長　楠見　義男
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名
北村　一男　板野　勝次
池田　恒雄　大畠農夫雄
門田　定藏　岡田　宗司
國井　淳一　藤野　繁雄
岡村文四郎　加賀　操
石川　準吉　星　一
德川　宗敬　赤澤　與仁
柴田　政次

要領書

一、委員会の決定の理由
農業災害補償法は、実施初年度である昭和二十三年度において、たまたまユーニス、アイオン颱風の激甚なる被害に対処して顯著な成績を收めたのであるが、その経験にかんがみ、今後における農業の健全な発達を図るため、この際、本制度の拡充を期して、(一)従來の共済事業は、米麦等の主要食糧農作物を対象とする農作物共済、蚕繭を対象とする蚕繭共済及び牛馬等の家畜を対象とする家畜共済に限定せられていたのであるが、農業経営における総合的共済事業を実施するため、現行の農業共済團体の必須共済事業の外、團体限りにおいて任意に行うことが出來るものとして、地方的特殊農作物、建物、農機具、輸送中の家畜を対象とする共済事業を加え、(二)牛馬の死亡廃用共済については、農家が無理なく加入できる掛金負担の範囲内で、総会の議決を経て、これを義務づけるものとし、(三)市町村の農業共済組合に

総代会を設け、総会に代つて議決することができることとなし、(四)「農業共済保険組合」の名称を「農業共済組合連合会」に改め、市町村の共済組合の連合体であるという組織上の関連を明確に表現することとせんとするものであつて、農業生産確保のため機宜の措置として全会一致を以て原案通り可決した。

二、事件の利害得失

農家が蒙る災害による損失の補償を一段と高め、農業生産力の発展及び農家経済の作興に利益するところ大である。

三、費用

本法施行については別に費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

北村　一男　板野　勝次
池田　恒雄　大島農夫雄
門田　定藏　岡田　宗司
玉井　淳一　德川　宗敬
藤野　繁雄　岡村文四郎
石川　準吉　加賀　操
赤澤　與仁

要領書

一、委員会の決定の理由

輸出品取締法に基き、輸出農林水産物の検査を行うため、さきに輸出食料品検査所及び輸出農林水産物検査所を東京都に設置し、三月五日から検査を実施しているが、検査は輸出港又は生産地で行うことになつているので、輸出食料品検査所については、静岡市及び神戸市に支所を、小樽市、横浜市及び門司市に出張所を、又輸出農林水産物検査所については、小樽市、神戸市及び岡山市に支所を、横浜市、清水市及び名古屋市に出張所を設置して常時検査を行うことができるようにしようとするものであつて、検査の迅速及び適正を期するための措置として、全会一致を以つて、承認を與えるべきものと認めた。

二、事件の利害得失

輸出農林水産物の適正なる検査の促進を図り輸出貿易の健全なる発達に寄與する。

三、費用

昭和二十四年度において、二千三百万円を必要とし既に昭和二十四年度予算に計上されている。

審査報告書

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、作物報告事務所の新設に関し承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

北村　一男　板野　勝次
池田　恒雄　柴田　政次
大島農夫雄　門田　定藏
岡田　宗司　國井　淳一
藤野　繁雄　岡村文四郎
加賀　操　石川　準吉
德川　宗敬　星　一
赤澤　與仁

要領書

一、委員会の決定の理由

作物報告事務所は昭和二十二年四月各都道府縣に設置せられ、昭和二十二年産の米及び甘藷の收穫高調査から事業を開始し、その後標本調査法による科学的調査によつて統計の正確に努めている。北海道にあつては、從來、北海道作物報告事務所の管轄の下に調査を進めて來たのであるが、その管轄区域が余りに廣大且つ農業事情が著しく相異して種々の不便があるので、現在の北海道作物報告事務所を廃止して、これに代つて函館、札幌、帶廣、北見の四作物報告事務所を新設せんとするものであつて、農業計画を確立するためにはまずもつて正確な統計の整備が必要であつて、このための措置として全会一致をもつて承認を與えることを適当と認めた。

二、事件の利害得失

正確な統計を整備し、農業計画の確立に寄與する。

三、費用

昭和二十四年度において約二億円を必要とし、昭和二十四年度予算に計上されている。

審査報告書

海上運送法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十二日

運輸委員長　板谷　順助

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

村上　義一　入交　太藏
高田　寛　飯田精太郎
小野　哲　結城　安次
小泉　秀吉　內村　清次
丹羽　五郎　鈴木　清一
大隅　憲二

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、海上運送事業が産業経済及び國民生活上しめる重要な地位に鑑み、定期航路事業の免許制、航路補助金の交付、海運業者が締結する國內的又は國際的運賃同盟その他の協定について私的独占禁止法及び事業者團体法の適用除外、重要物資に対する航海命令と損失補償、檢数人、鑑定人、檢量人の登錄制について規定する外運輸大臣の権限行使の適正を図るため、運輸審議会の諮問、公聽会及び聽聞に関して必要な規定を設けようとするもので、適当な立法と認める。

二、事件の利害得失

海上運送の秩序を維持し、海上運送事業の健全な発達を図り、もつて公共の福祉を増進する利益がある。

三、費用

本法案施行に伴い差当り費用を要しない。

審査報告書

児童福祉法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十三日

厚生委員長　塚本　重藏

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

谷口彌三郎　山下　義信
姫井　伊介　井上なつゑ
穗積眞六郎　竹中　七郎
中山　壽彦　中平常太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

市町村に児童福祉審議会を置くことができるとし、盲ろうあ児施設を児童福祉施設に加え、児童の福祉を害する行爲に対する罰則の規定を整備し、あわせて少年法との間の調査を図る等の措置を規定している本改正法案は、児童の保護、保健その他の福祉の徹底を期するためには、その内容においてまだ不充分であるが、止むを得ない措置と認める。

二、事件の利害得失

本法の施行によつて、他人の児童をその家庭におく者に必要な指導監督を加え、市町村児童福祉審議会を置くことによつて、市町村の児童福祉の円滑な運営を図り、市町村長の地位を明らかにして、地方行政の面で児童福祉を一段と推進し、少年法との調整により、その運営の万全を図る等の児童の保護、保健その他の福祉に益するところがある。

三、費用

本法施行のために要する費用は、約五百万円である。

農林委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第四十六号　森林組合技術員設

置費國庫補助に関する請願
第六十九号　茨城縣の農業災害復旧諸対策等に関する請願
第七十四号　未墾地買收反対に関する請願
第一号　北海道の土地改良事業に関する請願
第百三十号　十三湖干拓事業促進に関する請願
第百五十二号　長崎縣耕地災害復旧費國庫補助に関する請願
第百五十六号　阿仁合未墾地買收反対に関する請願
第百八十一号　廣島縣の治山事業費國庫補助増額に関する請願
第百八十五号　林務行政完べきに関する請願（十通）
第百九十八号　滋賀縣の土地改良事業費等國庫補助増額に関する請願
第二百十一号　未墾地不当買收計画反対に関する請願
第二百十二号　鹿兒島縣日置村・官有林拂下げに関する請願
第二百十四号　茨城縣の土地改良事業費國庫補助増額に関する請願
第二百三十九号　奈良縣の土地改良事業費等國庫補助増額に関する請願
第三百十六号　開拓者に対する國庫助成の請願
第三百四十二号　林道拡充事業費國庫補助に関する請願
第三百四十八号　岡山市福田地先用水路復旧事業費國庫補助等に関する請願
第四百三十五号　川南原開拓水利事業促進に関する請願
第四百五十一号　宇津内原野開発事業施行に関する請願
第四百五十九号　災害復旧農業土木費國庫補助増額に関する請願
第四百七十一号　薪炭の買上げ再開に関する請願
第四百七十二号　甲子山開発のための國営林道開さくに関する請願
第五百十五号、第七百二十五号　自作農創設特別措置法中一部改正に関する請願
第五百四十八号　官行造林の実施等に関する請願
第五百八十八号　林道開設予算増額に関する請願
第五百九十号　中國四縣林道開設事業費國庫補助増額に関する請願
第五百九十五号　木炭簡易倉庫設置に関する請願
第五百九十六号　開拓地営農資金國庫補助増額等に関する請願
第六百二十八号　茨城縣神崎村開拓事業中止に関する請願
第六百三十八号　群馬片品村地内の牧野買收計画中止に関する請願
第六百九十四号　兵庫縣のかん害恒久対策事業費國庫補助に関する請願
第七百二十二号　造林振興対策に関する請願
第七百三十七号　水力発電増強のための森林対策に関する請願
第七百六十五号　造林労務者に加配米交付の請願
第七百六十六号　未墾地買收審査委員会設置に関する請願
第七百七十一号　農地調整法に基く使用権設定の請願
第七百七十八号　燃料総合國策樹立に関する請願
第七百八十八号　開墾不適地、放棄地の処理に関する請願
第八百号　土地改良事業費等助成に関する請願
第千百三号　東北信越地方の土地改良、耕地災害復旧両事業費國庫補助復活に関する請願

右の通り審査決定したようで報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

農林委員会請願特別報告第一号

森林組合技術員設置費國庫補助に関する請願

第四十六号　福島市大町五〇福島縣森林組合連合会長　澤田源次提出

茨城縣の農業災害復旧諸対策等に関する請願

第六十九号　茨城縣水戸市茨城縣議会議長　菊田七平提出

未墾地買收反対に関する請願

第七十四号　静岡縣小笠郡六郷村小沢一六　福島良平提出

北海道の土地改良事業に関する請願

第一号　札幌市北四條西一北海道農耕地改良協会内　深澤吉平外一名提出

十三湖干拓事業促進に関する請願

第百三十号　青森縣廳内青森縣耕地協会内　青柳克己外三名提出

長崎縣耕地災害復旧費國庫補助に関する請願

第百五十二号　長崎市櫻馬場長崎縣町村長会内　森田文平外十三名提出

阿仁合未墾地買收反対に関する請願

第百五十六号　東京都千代田区丸ノ内二ノ八合名会社古河林業部内　立石巖夫提出

廣島縣の治山事業費國庫補助増額に関する請願

第百八十一号　廣島縣知事　楠瀬常猪外四名提出

林務行政完べきに関する請願（十通）

第百八十五号　廣島縣豊田郡豊田村長　岡田発郎外百六十八名提出

滋賀縣の土地改良事業費等國庫補助増額に関する請願

第百九十八号　滋賀縣大津市滋賀縣廳内滋賀縣土地改良事業促進協議会内　川副觀二外四名提出

未墾地不当買收計画反対に関する請願

第二百十一号　静岡縣富士郡富士根村粟倉　大河原義基外三十八名提出

鹿兒島縣日置村官有林拂下げに関する請願

第二百十二号　鹿兒島縣日置郡日置村長　安山親之外一名提出

茨城縣の土地改良事業費國庫補助増額に関する請願

第二百十四号　茨城縣水戸市茨城縣廳内茨城縣土地改良委員会内　片岡謙提出

奈良縣の土地改良事業費等國庫補助増額に関する請願

第二百三十九号　奈良縣議会議長　植田周一提出

開拓者に対する國庫助成の請願

第三百十六号　東京都新宿区四谷四ノ一二ノ五全日本開拓者連盟内　岩森清提出

林道拡充事業費國庫補助に関する請願

第三百四十二号　新潟縣廳内新潟縣道協会内　田巻恒彦提出

岡山市福田地先用水路復旧事業費國庫補助等に関する請願

第三百四十八号　岡山市福田地先一　黒瀬賢一外一名提出

川南原開拓水利事業促進に関する請願

第四百三十五号　宮崎縣兒湯郡川南村長　岩切秋雄外二名提出

宇津内原開発事業施行に関する請願

第四百五十一号　北海道斜里郡斜里町長　米澤鶴松外一名提出

災害復旧農業土木費國庫補助増額に関する請願

第四百五十九号　福島縣議会議長　大竹作摩提出

薪炭の買上げ再開に関する請願

第四百七十一号　福島縣議会議長　大竹作摩提出

甲子山開発のための國営林道開さくに関する請願

第四百七十二号　福島縣議会議長　大竹作摩提出

自作農創設特別措置法中一部改正に関する請願

第五百十五号　福島縣岩瀬郡牧本村大字牧ノ内字八八　吉田末吉外四十九名提出

第七百二十五号　新潟縣岩船郡金屋村大字海老江　小川金一外二十三名提出

官行造林の実施等に関する請願

第五百四十八号　岩手縣盛岡市岩手縣廳内岩手縣水害復興会議内　佐藤公一提出

林道開設予算増額に関する請願

第五百八十八号　鳥取縣廳内鳥

取縣森林土木協会内　中田吉雄提出

中國四縣林道開設事業費國庫補助増額に関する請願

第五百九十号　島根縣議会議長恒松安夫外六名提出

木炭簡易倉庫設置に関する請願

第五百九十五号　福島市中町六七福島縣指導農業協同組合連合会長　木田森之助提出

開拓地営農資金國庫補助増額等に関する請願

第五百九十六号　福島市中町六七福島縣指導農業協同組合連合会長　木田森之助提出

茨城縣神崎村開拓事業中止に関する請願

第六百二十八号　茨城縣那珂郡神崎村長　福地德外六百九十六名提出

群馬縣片昌村地内の牧野買收計画中止に関する請願

第六百三十八号　東京都港区芝田村町一ノ一ノ二関東配電株式会社取締役社長　高井亮太郎提出

兵庫縣のかん害恒久対策事業費國庫補助に関する請願

第六百九十四号　神戸市兵庫縣廳内兵庫縣土地改良實徹議員連盟内　水島榮一外三名提出

造林振興対策に関する請願

第七百二十二号　大阪市阿倍野区旭町三ノ一〇　清水潔外五名提出

水力発電増強のための森林対策に関する請願

第七百三十七号　東京都文京区小石川町一ノ一日本発送電株式会社総裁　大西英一外九名提出

造林労務者に加配米交付の請願

第七百六十五号　東京都港区芝新橋六ノ一二中央林業懇話会内　西垣晋作提出

未墾地買收審査委員会設置に関する請願

第七百六十六号　東京都港区芝新橋六ノ一二中央林業懇話会内　西垣晋作提出

農地調整法に基く使用権設定の請願

第七百七十一号　東京都港区芝新橋六ノ一二中央林業懇話会内　西垣晋作提出

燃料総合國策樹立に関する請願

第七百七十八号　東京都中央区日本橋人形町三ノ二和紙会館内紙及びパルプ生産総合対策協議会内　田村文吉提出

開墾不適地、放棄地の処理に関する請願

第七百八十八号　東京都港区芝新橋六ノ一二中央林業懇話会内　西垣晋作提出

土地改良事業費等助成に関する請願

第八百号　滋賀縣伊香郡木ノ本町　美濃部八右ヱ門外二名提出

東北信越地方の土地改良、耕地災害復旧両事業費國庫補助復活に関する請願

第千百三号　長野縣議会議長片桐知從外七名提出

右四十一件の請願は内閣に送付を要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十一日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

森林組合技術員設置費國庫補助に関する請願

請願者　福島市大町五〇福島縣森林組合連合会長　澤田源次

右の請願は國土復興の重要なる施策の一環として民有林の合理的経営のためには、有能なる技術員が必要であるが、森林組合の現況では技術員の生活安定、山林所有者に対する強力なる指導は不可能であるから、全額國庫補助による技術員の設置を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城縣の農産災害復旧諸対策等に関する請願

請願者　茨城縣水戸市茨城縣議会議長　菊田七平

右の請願は茨城縣下の各町村では、昨年來の打続く風水害、病虫害等のため農作物の被害はとくにじん大であり、また各大小河川のはん濫によつて道路、橋りよう、耕地及び家屋等の破損、倒潰等稀有の被害を受けたから、当面の救済策として、供出割当の是正等を行われたく、同時に各般の應急及び恒久諸対策の推進のため、國庫補助の方途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未墾地買收反対に関する請願

請願者　静岡縣小笠郡六郷村小沢七七ノ一山林未墾地買收計画に対し、村農地委員会及び縣農地委員会はこの土地が所有者の農業経営に絶対不可欠の條件にあること及び治水上地元民に及ぼす重大なる影響を考慮することなく、なお且つ現地測量の結果開墾不当とする土木部とも感情的に対立して、法一点張りの強引な買收を決定したが所有者の農業経営の合理化、治山治水より受ける地元民の被害防止等の点より、この買收決定を取り止めさせるよう適当の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は速かに現地調査の上鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

北海道の土地改良事業に関する請願

請願者　札幌市北四條西一北海道農耕地改良協会内　深澤吉平外一名

右の請願はわが國人口の増加に対應して、経済の再建を図るためには食糧増産が先決要件であり、とくに廣大な余地の存している北海道の土地改良事業の促進が最も必要であるが、道内風土の特殊性に即應する暗きよ排水事業、客土事業、土壌の酸性きよう正事業等のため、道願要求の予算額を認められ、所要量の石炭等の確保、輸送の円滑化及び事業團体に対する資金融通の途を講ぜられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

十三湖干拓事業促進に関する請願

請願者　青森縣廳内青森縣耕地協会内　青柳克己外三名

右の請願は青森縣西津軽郡十三湖の干拓事業の二十四年度工事は干拓事業の根幹をなすものであつて、本工事が施行されたならば同年度は少くとも一万石の食糧増産が見込まれるのであるが、政府は予算編成に当つて本事業の既定予算を消滅するとのことである。若しこれが消滅されるようなことがあれば、二十三年度中に完成した工事が荒廃に帰して、國費を空費することになるばかりでなく、関係地方民の増産意欲を挫折せしめ、人心の動揺をきたす虞もあるから、二十四年度既定割当予算を配布せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

官報 号外

昭和二十四年六月一日

○第五回國会 参議院会議録第三十九号（附録五）

意見書案

長崎縣耕地災害復旧費國庫補助に関する請願

請願者　長崎縣櫻馬場長崎縣町村長会内　森田丈市外十三名

右の請願は

さきに二回にわたつて長崎縣を襲つた大豪雨による洪水のために、縣下では、耕地面積九百三十五町歩、被害箇所一千四十六におよぶ甚大な災害をうけたが、これに要する復旧費五億四千万円の國庫補助を要求したのに対して、二十三年度分として僅かにその五分三厘に相当する小額しか支給されなかつたため、復旧工事ははかどらず、現在中止のやむなきに至つているから、二十四年度分として多額の國庫補助をされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

阿仁合未墾地買收反対に関する請願

請願者　東京都千代田区丸ノ内二ノ八合名会社古河林業部内　立石巖夫

右の請願は

未墾地買收指定地である秋田縣阿仁合町水無及び二ノ又地区は、合名会社古河林業部阿仁林業所において昭和三年農家二戸を移住させ、多大の経済的援助により開墾を実施し、一方自然的土地の悪條件克服のため土地改良事業、適種の選定、肥料等調査研究を重ねたが、年々收穫は皆無に等しい状態を繰り返すばかりであつたので、昭和十三年これを中止して造林したものである。また、当地区一帯は平均傾斜十六度以上で用水関係、土質等開拓地としては不適であるから、阿仁合未墾地買收には反対であるとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は速かに現地調査の上これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

廣島縣の治山事業費國庫補助増額に関する請願

請願者　廣島縣知事　楠瀬常猪外四名

右の請願は

廣島縣の山地崩壊地並びに荒廃林地は、数次の災害によつて現在実に一万三千町歩のぼう大な面積に上り、僅かな降雨にもその面積を拡大し、多量の土砂流出により農耕宅地、道路、橋りよう等を埋没、破壊して、その被害はじん大である。しかしてこの崩壊地、荒廃林地を復旧することは、極めて緊急を要するにもかかわらず、最も被害の激しかつた昭和二十年の災害復旧は、現在までにその三分の一、昭和二十三年災害については僅かに五分の一程度に過ぎない。これに対して國庫補助は五千四百八十六万円を予定したが二千四百万円を受けたのみであつて、その工事量は物價高騰等により予定量の二分の一を完成したに過ぎない状態であるから、昭和二十四年度國庫補助を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林務行政完ぺきに関する請願（十通）

請願者　廣島縣豊田郡豊田村長岡田発郎外百六十八名

右の請願は

國土保全と、その高度利用開発を図るためには、治山事業や災害防止林業施設の事業完遂が緊要である。しかして治山事業は林業経営と不可分の関係にあり、國土保全の工事は、森林の管理経営とはなれては充分なる目的達成は望めないから、これ等事業を農林省及び縣林務課系統の指導の下に施行されて林務行政の完ぺきを期せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

滋賀縣の土地改良事業費等國庫補助増額に関する請願

請願者　滋賀縣大津市滋賀縣廳内滋賀縣土地改良事業促進協議会内　川副觀二外四名

右の請願は

滋賀縣は食糧移出縣としての重責を果しているが、本縣は太湖を眼前に控えながら地勢上水利に惠まれないため、一旦かんばつに遭遇すれば河水は断水、地下水は減退する等農村の民心安定上遺憾な点が多い。また本縣の山林は古來から荒廃しているので出水による土砂の流出は河床を上昇させて洪水を招き耕地、農用公共施設を破壊する等の被害が年々甚だしくなつているので、土地改良事業、農業水利改良事業、災害復旧並びに災害対策耕地事業等は緊急を要するにもかかわらず、年々國庫補助金は農民の要望の数分の一にも足りないため、農村経済悪化と相待つて増産意欲を阻害する虞があるから、これらの事業に対して大幅の國庫補助をされたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未墾地不当買收計画反対に関する請願

請願者　静岡縣富士郡富士根村大河原義基外三十八名

右の請願は

農林大臣の指示による静岡縣富士郡富士根村大字粟倉所在の約四十五町歩に及ぶ山林に対する静岡縣農地委員会の未墾地買收計画の決定は、地形土質の作物不適性、治水上の悪影響、農業経営の非合理性等より、村民の大多数が反対しているにかかわらず、開拓申請書の虚偽の申請を一方的に信用してなされたものであつて、本計画をめぐる種々の紛争や暴力行爲等によつて、本村の治安上にも悪影響を及ぼしているので農林大臣及び本縣知事に対して同計画反対の陳情をしているがいまだに明朗な解決を見ていない。よろしく本村の経済上並びに農業経営自立の見地から、本村の未墾地買收計画の実施を中止せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は速かに現地調査の上鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

鹿兒島縣日置村官有林拂下げに関する請願

請願者　鹿兒島縣日置郡日置村
長　安山親之外一名

右の請願は
鹿兒島縣日置村は人口の密度が大なるにかかわらず、耕地が極めて狭少で農家の平均段別は水田一、三三段強、畑地は一、六三段強にすぎない。この狭少なる土地に過大な人口を抱容する本村の住民に安住の地を與える根本対策として耕地の拡張と山野の開墾が考えられる。しかして隣接民有林の開墾総合的森林経営の実施、薪炭原料の補給、村の財源に充てる、等の目的のために同村所在の官有林を拂い下げられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城縣の土地改良事業費國庫補助増額に関する請願

請願者　茨城縣水戸市茨城縣廳内茨城縣土地改良委員会内
片岡謙

右の請願は
茨城縣では昭和二十四年度において、開墾及び干拓面積六千町歩、改良面積六万三千町歩、総事業費十九億七千万円に及ぶ土地改良事業を行い、わが國現下の食糧危機に貢献するため、縣、郡、市町村にそれぞれ土地改良委員会を設けて企画立案中であるが、縣の財政では到底事業の遂行は困難であるから、國においても多額の予算を計上して、本事業助成の途を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良縣の土地改良事業費等國庫補助増額に関する請願

請願者　奈良縣議会議長　植田
周一

右の請願は
奈良縣の大和盆地は、大和川の水源地であり、諸支線は放射状をなしてその分布は良好であるにかかわらず、各支線の流域狭く急しゅんである上、戦時中の山林濫伐等により平常は水に乏しく、ため池も大和平野特有の池であつてその面積に比し貯水量が極めて少い等の現状であるので、かん害による被害は数年に一度は受けている。これらの打開策として土地改良事業、かんがい施設等を講ずることは奈良縣として緊急を要するものであるから、二十四年度土地改良、かん害恒久対策事業予算の大幅増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

開拓者に対する國庫助成の請願

請願者　東京都新宿区四谷四ノ一二ノ五全日本開拓者連盟内
岩森清

右の請願は
新規入植者並びに優良既入植者に対する開墾作業補助費は、開拓者にとつて唯一の生活資源である。本年度の新規入植希望者の如きは、実際開拓に従事してきた優良農家で開拓の最適人者のみであるが、これら入植者は、現在は、衣、食、住共に窮之を極めているから、現下の食糧増産及び失業救済の見地に立脚して、最低生活に足る最小限度の開墾作業補助、役畜融資、住宅補助の実施を実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林道拡充事業費國庫補助に関する請願

請願者　新潟縣廳内新潟縣林道
協会内　田巻恒彦

右の請願は
新潟縣下における林野面積は全地積の七割余を占め、しかもその内過半が民有林であつて、これら山林の開発のために開設された総延長百三十三万メートルに及ぶ林道は、縣林産物生産割当量の五十四パーセントの輸送に利用され、一個人の利害観念を超越し、わが國の山林経営並びに地方産業に寄與するところは実に大きく、施設の重要性は極めて多大であるから、本縣において昭和二十四年度より実施されて林道拡充十箇年計画の事業については優秀的に格別の國庫補助を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

岡山市福田地先用水路復旧事業費國庫補助等に関する請願

請願者　岡山市福田地先一　黒瀬賢一外一名

右の請願は
岡山市福田地先は、藤田組が兒島湾開墾事業四十年の経験を基調とし、自作農創設と農業機械化の構想の下に、近代土木技術の粋を集めて造つた干拓農業地帯で、その生産は米六千石に及び稻作適地である。しかるに、戦時中軍需工場が設立されて耕作地の諸施設が破壊されたために、收穫が著しく減少し、又附属の貯水池が現在藤田興業株式会社の私有地であるため、用排水の運営に甚だ不便であるから、この復旧を國費をもつてすみやかに実施されるとともに、貯水池を未墾地買收の対象として國有とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

川南原開拓水利事業促進に関する請願

請願者　宮崎縣兒湯郡川南村長
岩切秋雄外二名

右の請願は
川南原開拓事業は、昭和十五年に國営事業として着手されて以来、村民の絶大な力によつて計画面積の七十パーセントの完了をみるにいたつたが、同原野は酸性火山灰質の土じようで、しかも、地下水が極めて低いため、畑作農業に困難をきたしている。しかして、開拓地を生かして有効に利用するためには水利の完ぺきにあるから、川南原開拓水利事業を促進せしめられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宇津内原野開発事業施行に関する請願

請願者　北海道斜里郡斜里町長
米澤鶴松外一名

右の請願は
北海道斜里郡にある宇津内原野は、過去において、数次にわたる開発が企図せられ、國費をもつて宇遠別川切替工事あるいは、トーツル湖の水面低下、排水、掘さく工事等が施行されたが、未だ本格的の開発に至らずおよそ一千町歩は依然湿地状をなしている。しかして、この湿地帯の根本的開発はトーツル湖の干拓工事であり、湖水よりオオツク海までは僅かに六百四十八メートル海面との落差四メートルで干拓工事は容易であるから、現下最も急を要する食糧増産のため、又は戦災者、引揚者の受け入れのためにもすみやかに宇津内原野を開発されたいとの趣旨であつ

て参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

災害復旧農業土木費國庫補助増額に関する請願

請願者　福島縣議会議長　大竹　作摩

右の請願は

昨年九月のアイオン台風による福島縣の被害は、護岸堤防の決壊、耕地の流失埋没、えん堤の決壊等極めて甚大のため、官民必死の努力にもかかわらず、未完成、未着手のものが多く、このままでは、本年の食糧増産に重大な影響を與えることは明らかである。しかるに、政府は災害復旧予算を大幅に減額し、起債も極度に圧縮するとのことであるが、國家再建は生産復興と食糧の増産にある点にかんがみ、災害復旧促進のため農業土木費の國庫補助を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

薪炭の買上げ再開に関する請願

請願者　福島縣議会議長　大竹　作摩

右の請願は

今回の薪炭需給調節特別会計運用資金事情にもとずく薪炭買上の一時中止又は制限の臨時措置は、生産者並びに関係業者に衝撃を與え、生産集荷の体勢は一時停滞する事情に直面し、生産者の生活をおびやかす現状にあることは遺憾とするところである。特に福島縣においては、昨年十二月以降緊急出荷をして努力をかたむけてきており、生産施策の今後に影響するところじん大であるから、この際薪炭の買上げ再開をすみやかに決定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

甲子山開発のための國営林道開さくに関する請願

請願者　福島縣議会議長　大竹　作摩

右の請願は

福島縣の表玄関に相当する白河地方における産業開発の要素として甲子縣道問題がある。即ち甲子温泉は天下の名湯であり、これに近代的設備をなすときは特色ある有名な温泉となることは疑なく、又原始林におおわれた甲子山一帯の風光は観光的価値も大きく、さきに白河より甲子温泉まで約六里を縣道に編入したがその後放置されている現況である。一方南会津郡旭田町からも縣道がのび現地において二里半の短距離を余しており、ここにトンネルを開さくすれば白河と南会津が直結することになるから、現在の甲子縣道を延長して南会津郡における森林資源及び地下資源開発のため、國営林道として実現せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自作農創設特別措置法中一部改正に関する請願

請願者　福島縣岩瀬郡牧本村大字牧ノ内字八八　吉田末吉外四十九名

右の請願は

福島縣岩瀬郡内の四部落においては、今回個人所有山林の開放をみたため有畜農業を営むことができず、地主一同は悲嘆にくれている次第である。しかも第一期計画による開拓事業はほとんど進んでいないにもかかわらず更に第二期計画によつて個人有山林を測量し開拓せんとする状況であるが、当部落は寒冷地帯であるから開墾事業の成功は望まれない。この際、開放の土地の代換を與えられるよう処置を講ぜられるとともに、開墾不能の場合は地主に優先的に賣り渡すよう法規の一部を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

自作農創設特別措置法中一部改正に関する請願

請願者　新潟縣岩船郡金屋村大字海老江　小川全一外二十三名

右の請願は

現行農地法を改正して、(一)海外抑留中に喪失した耕地及び耕作権を所有者に返還せしめるようにすること、(二)交換分合、用水路、通路等に関して農地法適用の場合は、増産を阻害するような取扱を厳禁すること、(三)悪質農地委員会の不法行為について、監督官廳は期間の拘束なく訴願を取り上げて厳重に処罰する等の措置を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

官行造林の実施等に関する請願

請願者　岩手縣盛岡市岩手縣廳内　佐藤公一

右の請願は

岩手縣下の民有林面積は全林野の六十二パーセントを占めているが、戰時中の濫伐によつてはなはだしく荒廃し、殊に昭和二十二、二十三両年の水害に当つては多量の土砂を流出する等その被害はじん大であつた。しかも燃料、住宅、パルプ、抗木等の需要が増大している現下の情勢においては、民有林に対する災害予防並びに軽減は期待できないから、公有林野官行造林に準じた制度を民有林野に及ぼして災害除去に資し、森林資源の培養と民生安定を図られたい。なお各水系の水源地帯を占める奥地の國有林野に対し國費をもつて砂防工事を実施されるとともに、保安林に準じて、水源地かん養のために開墾を許さない造林地帯を設定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

林道開設予算増額に関する請願

請願者　鳥取縣廳内鳥取縣森林土木協会内　中田吉雄

右の請願は

鳥取縣は、林野に富み林産資源が豊富であるが、地勢が急しゆんで既設林道は延長三百キロにすぎないため、林産物の搬出に多大の不便を感じている。しかも、戰争中木材の増産が、搬出便利な里山に集中されたため、同山は幼齢林と化し、奥地林は過熟の林分となつているから、森林の全面的活用を図り、経営を合理化するために、本年度公共事業費特に林道開設事業予算を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

中國四縣林道開設事業費國庫補助増額に関する請願

請願者　島根縣議会議長　恒松安夫外六名

右の請願は
山林経営の確立は、治山治水上及び産業経済復興上最も重要な國家的施策である。しかして、林産縣として知られている島根、鳥取、岡山、山口の四縣における造林事業の積極的実施と山林保護管理の徹底を期するため、森林資源の育成強化を図るとともに、林産物の集約的利用の方途を講ずることが緊要であるから、林道網を拡充強化するために林道開設の國庫補助を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

木炭簡易倉庫設置に関する請願

請願者　福島市中町六七福島縣指導農業協同組合連合会長　木田森之助

右の請願は
政府は木炭の買上げを産地第一集荷所において行うことを原則としているが、買上げ地点に何等の施設も設けず、その保管を集荷機関である農業協同組合の責任にしているため、生産の減退及び輸送の不円滑化をきたし、品質量を益々低下せしめて、國民大衆をして燃料不足の窮状に陥し入れる結果になるから、すみやかに簡易倉庫を設置して、國家的損失を最大限に防止し、國民生活の安定に寄與されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

開拓地営農資金國庫補助増額等に関する請願

請願者　福島市中町六七福島縣指導農業協同組合連合会長　木田森之助

右の請願は
開拓地の建設には、営農資金と生活用資金の國庫補助が必要であるが、現下開拓者の資金難は極めて深刻で、営農事業に支障をきたしているから、(一)本年度における営農資金特別融資の予算額を大々的に増額して受益の範を拡大するとともに、融資の取扱に当つては開拓者の自主的團体と協議の上決定すること、(二)開墾費の補助に当つては交付額及び時期方法等について早急に改善すること、(三)開拓地の基礎工事費を増額するとともに住宅建築のわくを大幅に引き上げ、開拓者の生活を保証すること等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

茨城縣神崎村開拓事業中止に関する請願

請願者　茨城縣那珂郡神崎村長　福地徳外六百九十六名

右の請願は
経済再建公共事業の一環として企てられている茨城縣那珂郡菅谷町外一町七箇村の開拓計画中に、神崎村所在の二百町歩の山林を買収開拓する計画が含まれているが、同村は土壌と立地條件のため入植者の成功の目算はほとんどなく、又この山林は薪炭、たい肥等の供給源となつており村民の生業に必要であるから、開拓事業計画より神崎村所在山林を除外せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬縣片品村地内の牧野買収計画中止に関する請願

請願者　東京都港区芝田村町一ノ一ノ二関東配電株式会社取締役社長　高井亮太郎

右の請願は
群馬縣利根郡片品村大字戸倉地内の約一万八千余町歩の山林は、関東配電株式会社が保有管理しているが、地元農地委員会が同地域内に散在する造林予定地を未墾地買収計画に指定し、植林地区を牧野とするため買収を強行せんとしているのは、森林経営が発電事業の基礎をなし、また当地域が営農不可能であつて部落民は半村半農の経営によつて生計を営んでいる等の事実を閑却するものであるから、電力事業上水源かん養地として、又、治山治水のため右買収計画を中止するよう適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は速かに現地調査の上鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

兵庫縣のかん害恒久対策事業費國庫補助に関する請願

請願者　神戸市兵庫縣農内兵庫縣土地改良實徹議員連盟内　水島榮一外三名

右の請願は
兵庫縣は、わが國有数の農業縣で、水田面積も九万町歩に達するが、地勢の関係上用水に惠まれないため昨昭和二十三年にはかん害によつて二十七万石の減收を見たので、かん害恒久対策として、早急に用水施設の充実が必要であるから、本事業に対し本年度相当額の國庫補助金を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

造林振興対策に関する請願

請願者　大阪市阿倍野区旭町三ノ一〇　清水潔外五名

右の請願は
わが國の山林面積は國土の約五割六分を占めているが、戰時戰後の濫伐により荒廃の極に達している。若しこのまま放置すれば國土保全及び民生安定に重大なる影響を與えるから造林振興対策として、(一)山林所得税査定の際所得を得るに必要な経費及び伐採跡地の造林費を必要経費として控除すること、(二)造林労務者に対しても伐採搬出に従事する労務者と同様加配米及び必要物資を配給すること、等の施策を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

水力発電増強のための森林対策に関する請願

請願者　東京都文京区小石川町一ノ一日本発送電株式会社総裁　大西英一外九名

右の請願は
山林資源の状況は、水力発電事業に密接な関係があるが、わが國の森林資源は、戰時中及び戰後の濫伐によつて著しく荒廃し、すでに枯渇の兆候がけん著であり、このままでは、森林資源の激減による保水能力の喪失が、こう水の主要原因となるのみでなく、かんがい用水及び水力発電に重大な影響を與えるから、森林資源に対する根本的対策をすみやかに講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

造林労務者に加配米交付の請願

請願者　東京都港区芝新橋六ノ一二中央林業懇話会内　西垣晋作

右の請願は

造林事業は経済的にも労働的にも困難なものであつて、特に諸災害の防止上に、又、将来の木材の需給状況等よりみて、本事業こそ重要國策中の最たるものである。しかるに、造林関係労務者に対する加配米の交付が、例外的に実施されないことは了解し得ないところであるから、特に造林事業の急速なる発展を要望する折柄、すみやかに造林労務者に加配米の交付を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

未墾地買収審査委員会設置に関する請願

請願者　東京都港区芝新橋六ノ一二中央林業懇話会内　西垣晋作

右の請願は

林野、開拓両政策の競合を是正し、その目的を完徹せしめるために、具体的措置として昭和二十三年九月一日農林次官通ちようをもつて、未墾地買収審査委員会を設置するよう行政措置が講ぜられたことは適切なものと思うが、反面、この委員会の設立は法律をもつて規定する農地委員会の権限を制約する不当な行政措置であるとの観点から、その設立せられるものが少ないために、開墾予定地編入をめぐつて紛争が絶えない実状にあるから、すみやかに未墾地買収審査委員会を設立できるよう法的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

農地調整法に基く使用権設定の請願

請願者　東京都港区芝新橋六ノ一二中央林業懇話会内　西垣晋作

右の請願は

森林から落葉、下草類を採取することは、森林の唯一の肥料をはく奪するもので育林上はなはだしい支障となり、特に地味のやせている森林にあつてはその被害は大なるものである。又わが國各地に分布する重要主林木である赤松林、北海道のエゾ、トド林等主として天然更新によつて経営される森林の更新を技術上不可能に陥し入れるものであつて、これは限られた國土における食糧自給の必要性は充分認めねばならないが、林野政策遂行上の見地より見れば許されないことであるから、被害を最少限にくい止めるために、農地調整法に基く使用権の設定に当つては、旧来の慣行によるもののみに限定し、且つその期間も十箇年を超えないよう法的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は、鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

燃料総合國策樹立に関する請願

請願者　東京都中央区日本橋人形町三ノ二和紙会館内紙及パルプ生産総合対策協議会内　田村文吉

右の請願は

わが國の重要資源である木材使用の状況は極めて不合理且つ非経済的であつて、パルプその他の用材適木の相当量が極めて利用度の低い燃料に消費され貴重な資源の浪費が随所に行われていることは、わが國の現状よりみて、はなはだ遺憾に堪えないから、木材使用の合理化と燃料消費の問題に関して、有効適切な総合國策をすみやかに樹立して強力にこれを実行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

開墾不適地、放棄地の処理に関する請願

請願者　東京都港区芝新橋六ノ一二中央林業懇話会内　西垣晋作

右の請願は

緊急開墾に基く諸紛争の主な原因の一つは、開墾に便乗して、あるいは思想的政治的、又はその他不純な動機に基いて他人の山林を取得しようとすることにある。かかる不純な動機による不当な買収は、開拓政策の円満な遂行のために当や得ない措置であるから、(一)買収後三箇年を経過しても開墾に着手しない土地は買収価格にて前所有者に還元すること、(二)開墾予定地に編入され、その後不適地と決定したものはすみやかに、指定を解除してその林業経営に支障をきたさないようにすること等の法的措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

土地改良事業費等助成に関する請願

請願者　滋賀縣伊香郡木ノ本町羊濃部八右ヱ門外二名

右の請願は

政府においては、本年度土地改良事業費の國庫補助を廃止して、この代りに資金融通をするとのことであるが、供米を完遂するには、先ず土地改良事業が先決要件であり、これらの事業の一部を既に國庫補助を前提とする一時借入金等によつて、着々進行中であるから、食糧供出確保のためにも從來通り國庫補助金を交付せられたい。なお万一資金融資の施策を採る場合は、低利にして三十箇年以上の長期年賦償還の方法を採られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東北信越地方の土地改良、耕地災害復旧両事業費國庫補助復活に関する請願

請願者　長野縣議会議長　片桐知從外七名

右の請願は

主要食糧の増産は、民生安定の根底をなすものであり、土地改良および耕地の各種災害復旧事業は、その先決要件であるから、現在少額に過ぎる東北および信越地方各縣下の両事業費に対し國庫補助を復活せられるとともに、農民課税の適正化、國有林の解放、農業技術の改善等を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第三十六号　松江城修繕に関する請願

第九十号　青少年指導に関する研究調査機関設置の請願

第九十九号　奈良縣内國宝保存のための修理費國庫補助増額等に関する請願

第百三十二号、第三百七十六号　六三制学校建築費國庫補助に関する請願

第百五十一号　観光関係出版物用紙割当に関する請願
第百六十五号、第三百六号　新制中学校建築予算増額に関する請願
第六十九号　六三制学校建築のための國庫助成及び地方起債等に関する請願
第百七十七号　教育映画の擁護に関する請願
第二百四十号　新制中学校建築整備費國庫補助増額に関する請願
第二百四十七号　六三制学校建築予算に関する請願
第二百七十号　六三制学校整備費國庫補助復活に関する請願
第二百八十八号、第二百八十九号、第二百九十号、第六百十七号　六三制学校建築費國庫補助増額に関する請願
第二百九十一号　六三三制教育制度経費全額國庫補助等に関する請願
第二百九十二号　國宝富貴寺大堂修理費國庫補助増額に関する請願
第二百九十九号　定時制高等学校施設費國庫補助増額に関する請願
第三百五号、第千百三十四号　教育予算増額に関する請願(二通)
第三百十四号、第三百五十五号、第四百八十六号、第七百七十号、第八百十二号　習字教育振興に関する請願
第三百十五号　法隆寺その他の國宝保存に関する請願
第三百二十八号　國立史料館設置に関する請願
第三百三十一号、第六百九十七号　六三制学校建築費國庫補助等に関する請願
第四百二十七号　六三制学校整備費國庫補助増額に関する請願
第四百二十九号　國宝中尊寺修理費國庫補助に関する請願
第四百四十号　日光の國宝建造物改修費國庫補助に関する請願
第四百六十五号、第四百九十六号、第七百十五号、第八百三十七号、第九百六十三号　六三制教育予算増額に関する請願
第五百十六号、第五百三十六号、第八百二十七号　六三制教育予算復活に関する請願
第五百三十九号　群馬縣世良田村長楽寺宝物保存に関する請願
第五百六十九号　六三制教育予算に関する請願
第七百五号　六三制学校整備費國庫補助増額に関する請願
第八百九十九号　國立学校授業料すえ置及び減免制確立に関する請願
第千三号　新制中学校制度の再検討に関する請願
第千三十六号　ニュース教育両映画事業助成に関する請願
第千四十六号　教育公務員特例法施行令中附則第十六條改正に関する請願
第千四十七号　著作権法中一部改正の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十四年五月二十五日

文部委員長　田中耕太郎

参議院議長松平恒雄殿

文部委員会請願特別報告第一号

松江城修繕に関する請願
第三十六号　島根縣松江市長小村誠一外一名提出

青少年指導に関する研究調査機関設置の請願
第九十号　東京都世田谷区松原町四ノ三〇四　内村裕之外十三名提出

奈良縣内國宝保存のための修理費國庫補助増額等に関する請願
第九十九号　奈良市登大路町奈良縣廳内奈良縣名所旧跡國宝保存運動連盟内　植田周一提出

六三制学校建築費國庫補助に関する請願
第百三十二号　山形縣議会議長加藤富之助提出
第三百七十六号　岩手縣九戸郡中野村長　南福松提出

観光関係出版物用紙割当に関する請願
第百五十一号　東京都千代田区丸ノ内一ノ一社團法人全日本観光連盟会長　松平恒雄外一名提出

新制中学校建築予算増額に関する請願
第百六十五号　福島縣議会議長大竹作摩提出
第三百六号　福岡縣久留米市諏訪町　緒方時藏外二名提出

六三制学校建築のための國庫助成及び地方起債等に関する請願
第百六十九号　山口市長　山下太郎外一名提出

教育映画の擁護に関する請願
第百七十七号　東京都港区芝西久保櫻川町一八財團法人日本映画教育協会長　新居格

新制中学校建築整備費國庫補助増額に関する請願
第二百四十号　奈良縣議会議長植田周一提出

六三制学校建築予算に関する請願
第二百四十七号　宮崎縣廳内宮崎縣教育委員会内　鹿島透外一名提出

六三制学校整備費國庫補助復活に関する請願
第二百七十号　岡山縣廳内岡山縣教育委員会内　田中文男提出

六三制学校建築費國庫補助増額に関する請願
第二百八十八号　北海道夕張郡角田村字日出角田村農業協同組合理事　松原外次郎外三百名提出

第二百八十九号　大分縣議会議長　荒金一郎提出
第二百九十号　宮城縣仙台市花京院通二八　澁谷榮太郎提出
第六百十七号　岐阜市議会議長松原喜八提出

六三三制教育制度経費全額國庫補助等に関する請願
第二百九十一号　宮城縣仙台市花京院通二八　澁谷榮太郎提出

國宝富貴寺大堂修理費國庫補助増額に関する請願
第二百九十二号　大分縣議会議長　荒金一郎提出

定時制高等学校施設費國庫補助増額に関する請願
第二百九十九号　香川縣善通寺市香川縣立善通寺高等学校内閼市太郎外一名提出

教育予算増額に関する請願
第三百五号　新潟縣廳内新潟縣教育委員会内　川上昌司外五名提出
第千百三十四号　札幌市大通西五丁目　星野健三外一万三千八百四十五名提出

習字教育振興に関する請願
第三百十四号　東京都品川区西大崎四ノ七八〇　豊道慶中提出
第三百五十五号　大阪府布施市菱屋西一〇六　炭山南木外三十名提出
第四百八十六号　京都市中京区富小路二條下ル俵屋町一九八　木村辨次郎外五名提出
第七百七十号　奈良市佐保川南町九八六ノ二九　大和書道会内　辻本勝己外十九名提出
第八百十二号　愛知縣豊橋市向山町官有地市営住宅十一号洗心書道会内　山本新治外二名提出

法隆寺及びその他の國宝保存に関する請願
第三百十五号　奈良縣廳内奈良縣教育委員会内　中野荘次提出

國立史料館設置に関する請願
第三百二十八号　東京都港区芝三田綱町一〇　澁澤敬三外九十五名提出

六三制学校建築費國庫補助等に関する請願
第三百三十一号　山形市六日町一六三　杉山哲也提出
第六百九十七号　京都市上京区丸田町通釜座北入ル　牧野虎次提出

六三制学校整備費國庫補助に関する請願
第四百二十七号　岩手縣盛岡市　岩手縣議会議長　村上順平提出

平泉中尊寺学徒園休見学禁止緩和に関する請願
第四百二十八号　岩手縣盛岡市　岩手縣議会議長　村上順平提出
國宝中尊寺修理費國庫補助に関する請願
第四百二十九号　岩手縣盛岡市　岩手縣議会議長　村上順平提出
日光の國宝建造物改修費國庫補助に関する請願
第四百四十号　栃木縣上都賀郡　日光町東照宮内　古川左京外二名提出
六三制教育予算増額に関する請願
第四百六十五号　茨城縣久慈郡　誉田村茨城縣教職員組合内　永井熙提出
第四百九十六号　東京都江戸川区東小松川町四ノ一四三江戸川区議会議長　小山田眞一提出
第七百十五号　宮城縣仙台市花京院通り三〇仙台市父母教師連合会内　澁谷榮太郎外二名提出
第八百三十七号　東京都世田谷区廻沢町六一四東京都世田谷区婦人團体協議会内　森田キミ提出
第九百六十三号　兵庫縣芦屋市三條南町八五　山本周子外百四十九名提出
六三制教育予算復活に関する請願
第五百十六号　東京都目黒区上目黒四ノ二一三五東京都目黒区小中学校P、T、A後援会連合会内　堀野焔輔提出
第五百三十六号　東京都荒川区南千住町一ノ三六　白石盛一提出
第八百二十七号　福島縣若松市　馬場上一之町四　高坂冠外二千百五十八名提出
群馬縣世良田村長樂寺宝物保存に関する請願
第五百三十九号　群馬縣新田郡　世良田村大字世良田一四一二毛呂昌外二十名提出
六三制教育予算に関する請願
第五百六十九号　茨城縣日立市長　高嶋秀吉外四名提出
六三制学校整備費國庫補助増額に関する請願
第七百五号　東京都港区南山小学校父母と先生の会内　大塚二郎提出
國立学校授業料すえ置及び減免制確立に関する請願
第八百九十九号　東京都新宿区戸塚町早稲田大学内関東地方学生自治会連合会内　小稔輝久外千百二十名提出
新制中学校制度の再検討に関する請願
第千三号　横浜市長　石河京市提出
ニュース、教育両映画事業助成に関する請願
第千三十六号　東京都中央区銀座西八ノ九株式会社日本映画社專務取締役　加納龍一提出
教育公務員特例法施行令中附則第十六條改正に関する請願
第千四十六号　東京都世田谷区世田ヶ谷二ノ二〇二四　田中貞造外十五名提出
著作権法中一部改正の請願
第千四十七号　東京都文京区音羽町三ノ一九社團法人日本文藝家協会長　廣津和郎外一名提出
右五十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。
昭和二十四年五月二十五日
文部委員長　田中耕太郎
参議院議長松平恒雄殿

意見書案

松江城修繕に関する請願
請願者　島根縣松江市長　小林誠一外一名
右の請願は
松江城は平山城廓の代表的な國宝建造物として、五層の天守閣を存し、石壘、濠など昔日のまま現在しているが、築造以來三百四十年を経過しているため、沈下、傾斜、腐蝕などの個所もあり、戰時中の維持修繕も充分でなかつたから、一刻も早く國費をもつて應急修繕を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

奈良縣内國宝保存のための修理費國庫補助増額等に関する請願
請願者　奈良市登大路町奈良縣廳内奈良縣名所旧跡國宝保存運動連盟内　植田周一
右の請願は
過日の法隆寺金堂の火災によつて本堂内にあつた世界の重宝たる壁画の大部を焼失したが、奈良縣下には、法隆寺のみに限らず、古美術並びに古建造物の指定國宝が千余件もあつて、いずれも古代の優れた遺物として世界に誇ることのできるものがあるが、遺憾ながら、今日の時勢に鑑み、修理保存の完きを図るために、國庫補助額を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校建築費國庫補助に関する請願
請願者　山形縣議会議長　加藤富之助
請願者　岩手縣九戸郡中野村長　南福松
右の請願は
六三制義務教育制の実施を促進することは、文化國家建設のため緊要事であるが、特に寒冷地の東北地方については、氣候、交通等の特殊事情を考慮せられて、教室、屋内体操場等の校舎の建築費に対し、格別の國庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。
昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

観光関係出版物用紙割当に関する請願
請願者　東京都千代田区丸ノ内一ノ一社團法人全日本観光連盟会長　松平恒雄外一名
右の請願は
観光立國の成果を遺憾なくあげるためには、対内外宣傳が不可欠である。特に対外宣傳については、これの完きを期さなければならないのであるが、観光宣傳に必要欠くことのできない出版物の用紙が新聞出版用紙割当委員会の審査において第二義的に扱われ、その割当が極めて僅少であるばかりでなく、外人向けの高級印刷紙の入手も困難な実状である。このような有様では観光立國の実を充分に発揮し得ないから、観光関係出版物の用紙は一般出版界用とは別個のわくを設けられて、適当な紙種の必要量配給を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新制中学校建築予算増額に関する請願

請願者　福島縣議会議長　大竹作摩

右の請願は
昭和二十四年度新制中学校舎建築予算が二十五億円に大幅削減されたが、昨年度においては建築費として四十二億円が計上されたにもかかわらず、校舎建築には極度の困難をみるに至つた状態であつた。しかして物價の騰貴と賃金ベースの改訂をみた今年度において、昨年度の半額程度の予算をもつてしては、おそらく教室の建築は望み得ないから、校舎建築予算を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新制中学校建築予算増額に関する請願

請願者　福岡縣久留米市諏訪野町　緒方時藏外二名

右の請願は
昭和二十四年度の六三制に基く学校建築に関する政府予算は全面的に削減される由であるが、明年度において本縣下の新制中学校々舎は約六万二千坪、教室数一千七百九十を要し、その所要経費は十一億の巨額を必要とするのであるが、地方自治体の財源は乏しく、このまま放置するときは不便なる施設の下に二部あるいは三部教授という結果を招來し、教育基礎條件は根本的に崩壊することになるから、所要経費の増額を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校建築のための國庫助成及び地方起債等に関する請願

請願者　山口市長　山下太郎外一名

右の請願は
政府は昭和二十四年度の予算編成に当り、公共事業費予算の大削減を行う由であるが、新制中学校の施設の現況にかんがみ、さきに國会において「政治における教育優先」の決議が行われた趣旨よりしても、新制中学校施設整備に関する國庫助成並びに地方起債許可の政策を強力に遂行して、六三制予算の成立を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育映画の擁護に関する請願

請願者　東京都港区芝西久保櫻川町一八財團法人日本映画教育協会長　新居格

右の請願は
教育に映画の力を利用することは有効であり又緊要事であるが、現在これに対しほとんど何らの措置も講ぜられていない。現に主な教育映画製作社のうち新世界映画社は既に解散となり、日本映画社、理研映画株式会社もまた著しい窮境にある。この現状を放置すれば、良心的な映画は影をひそめる結果になるから教育映画の製作と普及を擁護する根本方針を確立して、これを具現するに必要な経費が保証せらるべきであるが、取り敢えず、(一)教育映画の製作について物品税を免ずること、(二)教育映画に対しては入場税を免ずるか又免税点を引き上げること、(三)上映に必要な暗幕の確保等につき特別の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新制中学校建築整備費國庫補助増額に関する請願

請願者　奈良縣議会議長　植田周一

右の請願は
新学制実施に伴い民主的文化國家再建の基盤である新制中学校の整備は、窮迫せる地方自治体の財源では到底その整備充実は至難であることは衆知の事実である。しかして、昭和二十四年度予算において新制中学校整備費が全面的に打切られるとのことであるが、かくては義務教育の遂行に一大暗影を投ずるものであるから、新制中学校建築整備費を画期的に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校建築予算に関する請願

請願者　宮崎縣廳内宮崎縣教育委員会内　鹿島透外一名

右の請願は
新教育制度に対應する建築整備計画は、その予算が昭和二十二年度以降毎年削減されたためその実施は著しく遅延し、昭和二十四年度以降において計画の約六割を推進しなければならない状況である。しかして、本年度六三制教室建築費予算が全面的に削減されるときは、市町村財政に及ぼす影響は甚大であり、新制中学校等の義務教育は不完全な非教育的私設によつて行わなければならない窮状に立ち到ることは、明らかであるから、六三制教育実施についてそごをきたすことのないよう善処されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校整備費國庫補助復活に関する請願

請願者　岡山縣廳内岡山縣教育委員会内　田中文男

右の請願は
昭和二十四年度は新制中学義務制の完成年度であり、國庫補助も大幅に増額せられその整備を強化に推進されるものと考え、各市町村は現下財政の窮迫下において幾多の犠牲を克服し、多数の不足教室の解消に万般の手配をしているとき、昭和二十四年度整備費が全面的に削除されたことは國家再建の基盤である教育改革の危機である。しかして明年度義務制完了による就学生徒の激増に加え、小学校兒童増加に伴う学級の増加は、再び多数の青空教室による不安定な教育を繰り返す等、國家再建の前途に一大暗影を投ずるものであるから、六三制整備費の國庫補助を復活計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日
参議院議長　松平　恒雄
内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校建築費國庫補助増額に関する請願

請願者　北海道夕張郡角田村字日出角田村農業協同組合理事　松原外次郎外三百名

右の請願は
六三制の新学校制度の中心をなすものは新制中学の完全化にあり、わけても校舎不足の問題は最大の悩みである。特に北海道角田村においては新制中学校発足以来、教室の不足数は本年度において十八教室にも達し

ており、又北海道の冬期における通学の点よりみて仮教室使用及び二部授業の教育は困難であり、更に嚴寒に備えて防寒施設及び屋内運動場の設備に建築費も増大し、なお冬季積雪の関係上、工事適期も短期間であり、特に本村は戰後人口が急激に増加し、まだ開発途上にある関係上、地方財政は微力であり、これ以上の担税力は至難である。以上の特殊事情を考慮され、新制中学校整備に対しては、資金及び資材の割当に際し急速に大幅増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校建築費國庫補助増額に関する請願

請願者　岐阜市議会議長　松原喜八

右の請願は民主國家再建の基礎である児童教育振興のために、地方財政の窮迫している現状を考慮されて、六三制学校建築費の國庫補助額を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校建築費國庫補助増額に関する請願

請願者　大分縣議会議長　荒金一郎

請願者　宮城縣仙台市花京院通二八　澁谷榮太郎

右の請願は昭和二十四年度の六三制学校建費整備費予算が全面的に削減される由であるが、民主國家再建の基礎である児童教育振興のために、地方財政の窮迫している現状を考慮されて、学校建築整備費の國庫補助額を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三三制教育制度経費全額國庫補助等に関する請願

請願者　宮城縣仙台市花京院通二八　澁谷榮太郎

右の請願は新学制実施以來三年を経た今日、教育予算を削減されることは満足なる実施結果を予想されず、また現状のまま放置する時は教育の停頓も必然であり、特に宮城縣は数年來相次ぐ災害のため、縣財政も窮乏の極に達している実情であるから、六三制の完全実施上、教育制度経費の全額國庫補助をもつて教育予算を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

國宝富貴寺大堂修理費國庫補助増額に関する請願

請願者　大分縣議会議長　荒金一郎

右の請願は大分縣下の國宝富貴寺大堂は日本三古建築の一つとして藤原時代の代表建造物である。昭和二十年四月爆風によつて破損をうけ、昨二十三年六月復旧に着工し目下修理復興中であるが、物價高騰によつて当初の修理予算は昨年七月予算更正による九十七万円となり、現在見積予算は二百万円を要する実情である。しかも富貴寺大堂の存在は法隆寺金堂の炎上後においては重要であり、これの防火設備は本堂修理とともに緊急を要するものであつて、これらの全費用に少くとも五百万円を要する次第である。一方現在までにおける國庫補助額は合算しても僅かに百三十万円に過ぎず、地元の寄附も困難であるから、本年度において二百九十万円を國庫補助せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

定時制高等学校施設費國庫補助増額に関する請願

請願者　香川縣善通寺市香川縣立善通寺高等学校内　關市太郎外一名

右の請願は勤労大衆のために設けられた定時制高等学校については昭和二十三年度において、新制高等学校に定時制課程を設け勉学修養の機会を與え、日本の再建復興に寄與する処大なるものがある。しかるに地方財政が困難なため、教育の発展充実に多大の支障を生じつつある現況にあるから、この際定時制高等学校の設置状況並びにこの実態をすみやかに調査され、大幅に國庫補助の増額を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育予算増額に関する請願（二通）

請願者　新潟縣縣内新潟縣教育委員会内　川上昌司外五名

右の請願は昭和二十四年度予算の編成にあたり教育関係予算を公共事業費の中にくり入れ、その額を極めて少額に削減せんとしているが、本年は新学制実施の完結年度であり、今回の予算審議に際しては、(一)新制中学校建築費の増額、(二)教員定数の増加、(三)考慮されるとともに積雪地である新潟縣の実体等も併せ考慮されて予算を大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育予算増額に関する請願

請願者　札幌市大通西五丁目　星野健三外一万三千八百四十五名

右の請願は昭和二十四年度において教育予算が大幅に削減されたが、これでは北海道のような特殊事情にある所では、教育上甚しい支障をきたす実情にあるから、この際同予算の増額につき考慮せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

習字教育振興に関する請願

請願者　東京都品川区西大崎四ノ七八〇　豊道慶中

請願者　大阪府布施市菱屋西一〇六　炭山南木外三十名

請願者　奈良市佐保川南町九八六ノ二九大和書道会内　辻本勝己外十九名

請願者　愛知縣豊橋市向山町官有地市営住宅十一号洗心書道会内　山本新治外二名

請願者　京都市中京区富小路二條下ル俵屋町一九八　木村辨次郎外五名

右の請願は新教育制度実施とともに、小学校の國語書方においては、毛筆習字を課することができないことになつてい

るが、最近二箇年間における兒童の書字能力の低下を考えるとき、毛筆による大字習得は欠くべからざるものである。又東洋文字の書字は藝術への基礎となるものであり、身心の発達上及び兒童の学習の興味上から考えても、低学年において大字書字から習練する必要があるから、今直ちに必修科としないまでも現制度に示す國語科のうちに、書方の下へ「毛筆及び硬筆」と改められ、土地の状況あるいは兒童父兄等の希望によつて、低学年より自由に課することができるように改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

法隆寺及びその他の國宝保存に関する請願

請願者　奈良縣廳内奈良縣教育委員会内　中野莊次

右の請願は

さきに世界最古の木造建築を誇る法隆寺の一部が火災により燒失したことは、現在のわが國民に文化財保存の自覚が欠けていることと、保存対策の貧困とに原因するものである。故にこの際國宝保存法の運用を改良すべきであるが、その一方策として、法隆寺再建に関しては、可及的に國庫補助金を増額し、現代科学の粋を凝し、しゆん工復元に努めるとともに、更に廣く指定國宝類等の保存管理について、重点的に一貫した永年計画を樹立し、國庫補助金の増額その他必要な措置をとられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

國立史料館設置に関する請願

請願者　東京都港区芝三田綱町一〇　澁澤敬三外九十五名

右の請願は

われわれの祖先の非常な熱意と努力とによつて、現在に残し傳えられた文書、記録は、その古さと量において各國にその比を見ないところであるが、史料として利用されているのは極く一小部分に過ぎない。ことに江戸時代以降の民間の記録文書による庶民生活の研究に至つては、従來の歴史研究が皇室、政治または文化方面に重点を置いて、産業、社会、経済等の部門は殆ど顧みられなかつたため、全く等閑に附せられており、今後の研究にまつところが大であるが、民間に保有されている記録文書類は、戰後の社会的経済的変革によつて急速に散逸湮滅してゆく傾向にあるから、これら史料のしゆう集保管及び公開機関として中央、地方に國立史料館を設置せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校建築費國庫補助等に関する請願

請願者　山形市六日町一六三　杉山哲也

右の請願は

東北地方の特異性にかんがみ、昭和二十四年度における六三制実施に関する國庫補助及び小、中学校の教員定数の増加等につきしばしば請願したが、若し実現困難なる時は学制改革による六三制の完全実施の計画も計画倒れになる虞がある。殊に豪雪地帯にある当地方にあつては、校舎も整備せず、又文部省指示の定員定額制も人口少い本縣においては実施も困難の事情にあるから、昭和二十四年度における六三制学校建築の國庫補助及び小学校、中学校における教員定数の増加については優先的に措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校整備費國庫補助に関する請願

請願者　岩手縣盛岡市岩手縣議会議長　村上順平

右の請願は

六三制義務教育の根本対策として、校舎の整備建築の完成は絶対要件である。しかして、岩手縣においては昭和二十二年より相次ぐ水害のため、市町村財政が窮迫しているにもかかわらず整備費の國庫補助に基いて六三制完全実施に努力してきたのである。しかるに明年度同整備費予算が大幅に削減せられることは遺憾にたえない。本縣における昭和二十二年度以降の実施工事量は計画工事量の僅かに二十八パーセントにしか達せず、しかも明年度においては教室の整備を要する事情に差し迫まられているから、不足教室の建築のため昭和二十四年度において最少限四億五千万円の國庫補助金を交付せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

平泉中尊寺学徒團体見学禁止緩和に関する請願

請願者　岩手縣盛岡市岩手縣議会議長　村上順平

右の請願は

岩手縣の平泉中尊寺は、藤原氏三代の栄華の名残りを留め金色堂、経藏等の特別保護建造物及び三千余の國宝を有し、西に法隆寺東に中尊寺と称せられ、その史的藝術的価値は、世界に誇るに足りるものがある。しかして、これら東北文化の史的探勝は多数の観光客によつて行われているが中でも学徒の團体見学は殊に多く、社会的学科の研究、あるいは審美心の養成に資するところ多大なものがあつた。しかるに文部省教科書局長名をもつて、昨年七月九日附発教百一号により学徒の立入を禁止せられたことは遺憾である。元來本寺は観光地として何等宗教的活動なく、従つて、学徒等の見学も宗教的意義を全く有していないのであるから、中尊寺の学徒團体見学禁止を緩和せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

國宝中尊寺修理費國庫補助に関する請願

請願者　岩手縣盛岡市岩手縣議会議長　村上順平

右の請願は

岩手縣の中尊寺は、金色堂、経藏等の特別保護建造物及び三千有余の國宝を有し、その史的藝術的価値は世界に誇るにたるものがあり、殊に金色堂に保存安置されている藤原氏三代の將軍の遺体は、独り史的藝術的価値のみでなく、科学的研究の対象としても世界の耳目を驚かすものがある。しかるに、寺領の喪失、観光客の激減等幾多の悪條件によつて、次第に経営困難となり、加うるに、唯一の財源である農地は、ことごとく買収される等収入の道がと絶し、益々荒廃の一路にあつて、このままでは、貴重な文化財も失われる虞があるから、國宝保存法により國費の補助によつて同寺を復旧せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

日光の國宝建造物改修費國庫補助に関する請願

請願者　栃木縣上都賀郡日光町東照宮内　古川左京外二名

右の請願は

文化國家の観光地として、又人工美と由緒とを兼ね備えた日光の國宝及び建造物は種々の條件により久しく修理を加えることができず、荒廃にまかしていたので、最近は二社一寺、神橋ともに極度の腐朽をきたしているが、これらの修理に要する費用は二社一寺の財政にては如何ともなし得ないから、改修費の國庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制教育予算増額に関する請願

請願者　茨城縣久慈郡誉田村茨城縣教職員組合内　永井熙

右の請願は

学制改革に伴う六三制教育が実施され、國庫補助の僅少なるにかかわらず、各市町村は教育の重要性にかんがみて、あらゆる努力を続けてきたのであるが、今なお間借教室、仮教室等で二部授業が依然と行われている現状である。しかも本年四月より全学年義務制となり生徒数も増加し、更に新制高等学校及び新制大学等は一層充実を必要としている現状である。しかるに、昭和二十四年度予算は公共事業費の削減のため、新制中学校建築費は皆無となり、更に教育費は各項目にわたり、非常に少くなつて、かくては、新学制実施は不可能な状態に立ち至るから、(一)校舎の建築、(二)教員の定員増加、(三)教科書等の完全配給、(四)教職員学生生徒の研学厚生施設の充実、(五)育英制度改善等に要する教育予算の大幅増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制教育予算増額に関する請願

請願者　東京都江戸川区東小松川町四ノ一四三江戸川区議会議長　小山田眞一

右の請願は

江戸川区においては、昭和二十二年度並びに昭和二十三年度において、着々六三制の整備に努めてきたが、これが完成は前途程遠いものがあり、昭和二十四年度以降における中学校百二十教室分、小学校二百学級の二部教授解消のためにはなお百教室分の収容施設の緊急完備を必要とする現状であつて、万一國家予算の消滅せられる場合は教育復興は崩壊の危機に直面し、六三制の瓦解となるから、教育の重大性にかんがみ教育予算の増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制教育予算増額に関する請願（二通）

請願者　宮城縣仙台市花京院通り三〇仙台市父母教師連合会内　澁谷榮太郎外二名

右の請願は

昭和二十四年度教育予算が大幅に削減され、新制中学校舎の建築整備が予定通りに進捗しないときは、新教育制度の実施に支障を生ずるから、文化國家再建のために教育予算を増額計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制教育予算増額に関する請願

請願者　東京都世田谷区廻沢町六一四東京都世田谷区婦人團体協議会内　森田キミ

右の請願は

現在の中、小学校は未だに仮校舎を使用して、二部授業を実施している向が極めて多く、再建日本のため憂慮にたえないから、この実状打開のため教育予算について万全の高配を切望するとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制教育予算増額に関する請願

請願者　兵庫縣芦屋市三條南町八五　山本周子外百四十九名

右の請願は

昭和二十四年度教育予算が大幅に削減されると、平和と民主化の基礎である六三制教育制度の実施に支障を生ずるから、文化國家再建のために教育予算を増額計上せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制教育予算復活に関する請願

請願者　東京都目黒区上目黒四ノ二一三五東京都目黒区小中学校、P、T、A後援会連合会内　堀野炤輔

請願者　東京都荒川区南千住町一ノ三六　白石盛一

右の請願は

昭和二十四年度予算編成に当り、義務教育である六三制中学校の校舎建設費の全額削減及び一般教育費が一大削減されたことは、教育体系の崩壊をきたすことになる。戰争によつて四等國民となり、社会を混乱に陥し入れたる日本人が、今また基礎教育の崩壊により教育文化の質的低下を招來することは、再びファシズムを促進するものであるから、教育費及び中学校建設費を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制教育予算復活に関する請願

請願者　福島縣若松市馬場上一之町四　高坂冠山外二千百五十八名

右の請願は

昭和二十四年度予算編成に当り、義務教育である新制中学校の校舎建設費の全額削除及び一般教育費の大削減は、新教育体系を崩壊に導き、教育の質的低下を招來するから、これら教育予算を復活せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

群馬縣世良田村長樂寺宝物保存に関する請願

請願者　群馬縣新田郡世良田村大字世良田一四一二　毛呂昌外二十名

右の請願は

群馬縣新田郡世良田村所在の長樂寺所藏の宝物類は、鎌倉時代から江戸時代に通じての歴史、宗教、美術工藝等諸文化研究上貴重な資料であり殊に古文書、絵画類は郷土文化を物語るものであるが、その管理保存方法が適切でないため散逸することは必至であるが、民間では万全を期し得ないから、國家において適切な措置を講ぜられたいとの趣旨であつて

参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制教育予算に関する請願

請願者　茨城縣日立市長　高嶋秀吉外四名

右の請願は

現在小、中学校は未だに仮校舎を使用して、二部授業を実施している向が極めて多く、再建日本のため憂慮にたえないから、この実情打開のため教育予算について万全の高配を切望するとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校建築費國庫補助等に関する請願

請願者　京都市上京区丸田町通釜座北入ル　牧野虎次

右の請願は

六三制学校建築國庫補助並びに起債については全面的に打ち切りとなり、あるいは極度に減額せられる由であるが、これが事実とすれば教育上、地方財政上または思想上に及ぼす影響は極めて大なるものがあると思慮せられるから、教育の重要性にかんがみ國庫補助並びに起債の継続及び増額を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校整備費國庫補助増額に関する請願

請願者　東京都港区南山小学校父母と先生の会内　大塚二郎

右の請願は

昭和二十四年度六三制整備費が大幅に削減され、最少限度の教室すら整備が不可能となると、今日までの努力と犠牲は勿論帰し、憲法の保障する教育の機会均等は失われ二部教授、青空教室の再現となり、新学制の所期するところと逆の現象をきたす處がある。更に地元寄附金募集等も底をついている状態であり、これ以上協力を求めることは不可能であるから、日本再建の基礎である青少年の義務教育完全実施のため、昭和二十四年度学校整備費國庫補助額を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

國立学校授業料すえ置及び減免制確立に関する請願

請願者　東京都新宿区戸塚町早稲田大学内関東地方学生自治会連合会内　小稔輝久外千百二十名

右の請願は

今回政府は國立学校の授業料を三倍に値上げするとのことであるが、この措置は國立学校学生の生活を更に窮乏に陥れ、高等教育を一部有産階級の子弟に独占させ、教育、学術の水準を低下させるものであるから授業料を現行のままえ置くとともに、授業料に関する減免制をすみやかに確立せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新制中学校制度の再検討に関する請願

請願者　横浜市長　石河京市

右の請願は

新制中学校の整備は、市町村における目下の急務で、これに要する地方費はますます増加しつつあるが、困窮している現下の地方財政では到底支弁できない実情である。加うるに本年度における地方債の一抑制方針は、新制中学校の整備を一層困難をしている状態であるから、政府は新制中学校の制度について根本的な再検討を加えられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

ニュース、教育両映画事業助成に関する請願

請願者　東京都中央区銀座西八ノ九株式会社日本映画社專務取締役　加納龍一

右の請願は

民主主義的文化國家として進むべきわが國は國民大衆に対する社会教育と、次の時代を荷なう学童に対する民主化教育に力を注ぐことが最も重要であるが、この使命の一端を担うニュース映画、教育映画事業は高率の入場税、資材の高騰、金融難、販路圧迫等のため企業として非常な苦境に追い込まれ、このままに推移すれば遂には事業の崩壊をきたすから、民主主義日本、文化國家日本再建のため、ニュース映画、教育映画事業の保護助成に適切緊要なる施策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育公務員特例法施行令中附則第十六條改正に関する請願

請願者　東京都世田谷区世田谷二ノ二、〇二四　田中貞造外十五名

右の請願は

現在教育公務員で地方議会の議員を兼ねている者は、教育公務員特例法施行令附則第十六條によつて昭和二十四年六月三十日又は別に地方公共團体の職員に関して規定する法律が制定施行される時の、いずれか早い時まで兼職を認められているが、教育予算は地方予算の半ばを占めているので、地方議会に教員が進出するのは、議会運営上有意義であり、又地方政治の明朗化のためにも必要であるから、議会の開会日数が別段職務に支障を與えておらない現状を考慮されて、現在の兼職を引き続いて認められるよう上記の條文を改正せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

著作権法中一部改正の請願

請願者　東京都文京区音羽町三ノ一九社團法人日本文藝家協会長　鷹津和郎外一名

右の請願は

わが國の文学者の著作物を、普通教育の教科書に正当な範囲で拔すい收集することは、著作権法において認められているが、これは往々作品の内容がゆがめられる處があり、著作者の人格が無視されることにもなるから、教科書に作品を採録する際は、必ず著作者の許諾を絶体條件とするよう著作権法の改正を行われたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

文部委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

第六号　東北地方の六三制学校建築費國庫補助に関する陳情
第四十号　宗教法制定に関する陳情
第八十三号、第百六十七号　六三制学校建築費予算増額に関する陳情
第九十号　東京都教育委員会制度確立及び六三制教育予算増額の陳情
第百五号　教育予算増額に関する陳情
第百十八号　新制中学校教員定数に関する陳情
第百二十八号　法隆寺金堂壁画原寸実寸原板の保存及び複製に関する陳情
第百三十一号　六三制学校建築費國庫補助に関する陳情
第二百二十三号、第二百二十六号　六三制教育予算復活に関する陳情
第二百五十号　育英制度に関する陳情
第二百六十号　六三制学校建築費國庫補助増額に関する陳情
第三百十二号　習字教育振興に関する陳情
第三百六十九号　六三制教育予算増額に関する陳情

右の通り審査決定した。よって報告する。

昭和二十四年五月二十五日

文部委員長　田中耕太郎

参議院議長松平恒雄殿

文部委員会陳情特別報告第一号

東北地方の六三制学校建築費國庫補助に関する陳情

第六号　山形市新築西通り山形縣町村会内　松本長兵衛提出
宗教法制定に関する陳情
第四十号　香川縣仲多度郡琴平町香川縣神社廳長　土屋德太外四名提出
六三制学校建築予算増額に関する陳情
第八十三号　岩手縣九戸郡宇部村宇部小学校長　岩泉慶作提出
第百六十七号　三重縣議会議長　濱田正平外二百七十一名提出
東京都教育委員会制度確立及び六三制教育予算増額の陳情
第九十号　東京都廳内東京都教育委員会内　成田千里外二名提出
教育予算増額に関する陳情
第百五号　福島縣議会議長　大竹作麿提出
新制中学校教員定数に関する陳情
第百十八号　山形市山形市立第一中学校内　澁谷忠太郎提出
法隆寺金堂壁画原寸実寸原板の保存及び複製に関する陳情
第百二十八号　京都市中京区新町通り竹屋町南入ル株式会社便利堂取締役社長　中村竹四郎提出
六三制学校建築費國庫補助に関する陳情
第百三十一号　島根縣松江市長　小林誠一外百四十六名提出
六三制教育予算復活に関する陳情
第二百二十三号　東京都議会議長　石原永明提出
第二百二十六号　東京都八王子市上野町七二　野村幸次郎外千九百五十二名提出
育英制度に関する陳情
第二百五十号　東京都千代田区日比谷公園市政会館(四階)太日本育英会育英制度調査会内　矢野一郎提出
六三制学校建築費國庫補助増額に関する陳情
第二百六十号　和歌山縣伊都郡橋本町　赤澤靜也外四千五百九十八名提出
習字教育振興に関する陳情
第三百十二号　熊本市呉服町二ノ一二熊本縣書道教育振興会内　齋藤勝次提出
六三制教育予算増額に関する陳情
第三百六十九号　北海道浦河郡浦河町大道一　小川ケン外千六百四十七名提出

右十五件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よって別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十四年五月二十五日

文部委員長　田中耕太郎

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

東北地方の六三制学校建築費國庫補助に関する陳情

陳情者　山形市新築西通り山形縣町村会内　松本長兵衛

右の陳情は

東北地方の六三制学校の建築について、氣候、交通その他の特殊事情を考慮せられ、屋内体操場、及び独立校舎建築の必要性はもとより、教室学級数並びに教育坪数の割当増加について補助の対象とせられ、なお、補助単價についても、全國平均の二割増の國庫補助とせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

宗教法制定に関する陳情

陳情者　香川縣仲多度郡琴平町香川縣神社廳長　土屋德太外四名

右の陳情は

現在の宗教法人令が改正される際には、現在以上に宗教團体の特異性を認める宗教法を制定せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校建築予算増額に関する陳情

陳情者　岩手縣九戸郡宇部村宇部小学校長　岩泉慶作

右の陳情は

岩手縣九戸郡宇部小学校においては、教室不足のため学級を圧縮して授業を継続している状態である。しかして二十四年度は児童数の累増によつて、十箇学級編成の認可を得たのであるが、併設せられている中学校舎の新築をみなければ、またもや二部教授の不自由を忍ばなければならなくなるから、六三建築予算の大増額を計り、この窮状打開策を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校建築予算増額に関する陳情(十八通)

陳情者　三重縣議会議長　濱田正平外二百七十一名

右の陳情は

六三制新制中学校教育の完全実施は、今日の教育行政の中心問題である。しかるに新制中学校の現状は、独立校舎によるもの少く、小学校校舎及び高等学校校舎を一時轉用したものが多い。故にこれら校舎の建設は教育上緊急を要するものであるが、他面市町村財政は日々に窮迫し、校舎建築費は全額國庫補助によらなければならない事情にあるから、傳えられるように昭和二十四年度予算中、これらの整備を削減せられることは誠に遺憾であるから、新制中学校校舎の整備予算を多額に計上されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

東京都教育委員会制度確立及び六三制教育予算増額の陳情

陳情者　東京都廳内東京都教育委員会内　成田千里外二名

右の陳情は

新憲法及び教育基本法によれば、義務教育はこれを無償とするとうたわ

れているにもかかわらず、東京都においては他の地方と同じく、その運営はP・T・Aその他後援團体の援助にまつことが多く、学校教育の実際に種々障害を生じている。昨年十一月発足した教育委員会も財政的基礎不安定のため、地方教育行政の自主的運営は不可能であるから、政府はすみやかに学校財政法を制定して、教育費の國庫負担区分を明らかにするとともに、昭和二十四年度における、六三制整備に関する政府予算を削減することなく、所要教育費の増額計上等の措置を講じて、教育の危機を打開せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

教育予算増額に関する陳情（二通）

陳情者　福島縣議会議長　大竹作摩

右の陳情は

昭和二十三年度においては、新制中学校舎建築予算として四十二億円が計上されたのであるが、校舎の建築には極度の困難を見るに至つた状態である。しかして更に物価の騰貴と賃金ベースの改訂をみた今年度において、昨年度の半額程度の予算では、おそらく教室の建築も望み得ないことは明らかである。このような結果は教育上大きな問題であり、又文化國家建設への致命的打撃であるから、新制中学建築予算を大幅に増額されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

新制中学校教員定数に関する陳情

陳情者　山形市山形市立第一中学校内　澁谷忠太郎

右の陳情は

新制中学校の教育完備のため、(一)学校教育法施行規則第五十二條の一学級当り教員二名の基準定数実施、(二)仮定学級生徒定員数の実際即應、(三)森藏教諭の定員除外、(四)長期病欠教員の定員外扱等により、教員の充足を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここは國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

法隆寺金堂壁画原寸写真原板の保存及び複製に関する陳情

陳情者　京都市中京区新町通り竹屋町南入ル株式会社便利堂　取締役社長　中村竹四郎

右の陳情は

世界の至宝であつた法隆寺金堂壁画が燃失したことは、わが古代文化の至宝を失つたものとして遺憾にたえないが、さいわい昭和九年以来の保存工事事業の一つとして大小十二の壁画の原寸大の写真と、大判の原色分解撮影は完成しており、内外で既に展覧に供せられているから、いまはなき偉大な文化至宝をしのび、古代文化を学ぶためにこの写真原板の保存及び複製について周到な考慮を加えられ、万全の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校建築費國庫補助に関する陳情（五十七通）

陳情者　島根縣松江市長　小林誠一外百四十六名

右の陳情は

学制改革に伴う六三制校舎建築の國庫補助金は、縣下市町村の実際の建築費の総額から見るとはなはだ僅少のため、現在は基本財産の処分、一時借入あるいは一般寄付等によつて補つているが、本縣下新制中学校二百五十五校中校舎整備に全然着工していないものが百五十三校、その中昭和二十四年度約七十校は一應建築計画を樹てているが、その資金のねん出については非常に困惑している状態であるから、教育の重大性を考慮され、昭和二十四年度予算編成に当つては、新制中学校建築費を全額國庫補助されるか又は大幅に増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制教育予算復活に関する陳情

陳情者　東京都議会議長　石原永明

陳情者　東京都八王子市上野町七二　野村幸次郎外千九百五十二名

右の陳情は

六三制の教育制度の画期的改革で、文化國家の基礎をなすものであるが、昭和二十四年度予算の大幅削減に伴い百六十億円の六三制予算も全面的に削減される由であるが、これは六三制を根本的に崩壊に導き、教育の死活を制するものであるから、予算の復活善処を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

育英制度に関する陳情

陳情者　東京都千代田区日比谷公園市政会館（四階）大日本育英会育英制度調査会内　矢野一郎

右の陳情は

育英事業は國家社会の現状にかんがみ極めて重要であるから、(一)育英事業資金充当のため特殊貯金制度の設置、(二)義務教育に従事する教員養成のため特別施設の設置、(三)奨学生中特に優秀な学徒に対しては特別額の奨学金を貸與する等の措置を講ぜられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制学校建築費國庫補助増額に関する陳情

陳情者　和歌山縣伊都郡橋本町　赤澤靜也外四千五百九十八名

右の陳情は

昭和二十四年度の六三制学校建築整備費予算が、全面的に削減される由であるが、民主國家再建の基礎である児童教育振興のために、地方財政の窮迫している現状を考慮されて、学校建築整備費の國庫補助額を増額せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

習字教育振興に関する陳情

陳情者　熊本縣書道教育振興会内　齋藤勝次

右の陳情は

新教育制度実施とともに、小学校低学年においては、毛筆習字を課することができないことになつているが、最近二箇年間における児童の書写能力の低下を考えるとき、毛筆による大字習得は欠くべからざるものである。又、東洋文字の書写は藝術への基礎となるものである、身心の発達上及び児童の学習の興味上から考えても、低学年においても大字書写から習練する必要があるから、今

直ちに必修科目としないまでも現制度に示す國語科のうちに、書方の下へ「毛筆及び硬筆」と改められたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

意見書案

六三制教育予算増額に関する陳情

陳情者　北海道浦河郡浦河町大道一　小川ケン外千六百四十七名

右の陳情は

教育費予算の削減によつて、六三制教育は崩壊の危機にひんしているから、六三制完全実施のため、教育費予算を増額するか、追加予算を組まれたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十四年　月　日

参議院議長　松平　恒雄

内閣総理大臣吉田茂殿

●第三十六号参照

審査報告書

國立病院特別会計法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大蔵委員長　櫻井　辰郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

黒田　英雄　西川甚五郎

玉屋　喜章　小川　友三

伊藤　保平　木内　四郎

九鬼紋十郎　小林米三郎

小宮山常吉　高瀬荘太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

國立病院の円滑なる運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理せしめようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、事件の利害得失

國立病院の経理面を明確に整理し、適切な経理方策をたてしめる利益がある。

三、費用

本法律の実施のために、別に費用を要しない。

國立病院特別会計法案に対する少数意見報告書

本委員は國立病院特別会計法に対し次の理由により反対する。

本法案は結局独立採算への途を歩まんとするものであり従業員の労働強化医療内容の低下医療費の高騰を招来し圧迫され、貧困化されている人民から僅かに残された医療の途さえも奪わんとするものである。

昭和二十四年五月二十五日

大蔵委員会

少数意見者　中西　功

参議院議長松平恒雄殿

審査報告書

國家行政組織法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

城　義臣　一松　政二

河崎　ナツ　三好　始

岩本　月洲　新谷寅三郎

鈴木　直人　佐々木盛藏

藤森　眞治　堀　眞琴

カニエ邦彦

國家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第五十六号）の一部修正案

國家行政組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七條を改正する規定を削る。

第十八條の改正規定の次に次のように加える。

第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條の二　昭和二十五年五月三十一日までは、第七條第一項の規定にかかわらず、別に法律の定めるところにより、別表第二上欄に掲げる府、省又は本部の官房又は局に限り、同表下欄に掲げる部を置くことができる。

2　昭和二十五年五月三十一日までは、第七條第二項の規定にかかわらず、別に法律の定めるところにより、別表第三上欄に掲げる廳に限り、同表下欄に掲げる局を置くことができる。

3　前二項の規定により設置された部局は、昭和二十五年五月三十一日限り、廃止されるものとする。

（別表第二）

府、省又は本部の官房又は局	部
総理府	
大臣官房	賞勲部
統計局	人口部
	経済部
	製表部
法務府	
総裁官房	経理部
外務省	
政務局	情報部
大蔵省	
大臣官房	調査部
主税局	税関部
銀行局	検査部
文部省	
管理局	教育施設部
厚生省	
大臣官房	統計調査部
公衆衛生局	国立公園部
	環境衛生部
農林省	
農政局	農業協同組合部
農地局	管理部
	計画部
農業改良局	建設部
	統計調査部
	研究部
畜産局	普及部
	競馬部
通商産業省	
大臣官房	調査統計局
通商振興局	経理部
通商企業局	調達賠償部
通商機械局	電氣通信機械部
	車両部
通商化学局	化学肥料部

運輸省	
大臣官房	運輸調整部
鉄道局	國有鉄道部
	民営鉄道部
自動車局	業務部
	整備部
労働省	
大臣官房	労働統計調査部
建設省	
管理局	営繕部
経済安定本部	
総裁官房	連絡部

（別表第二）

廳	局
通商産業省	
資源廳	石炭管理局
	石炭生産局
	鉱山局
	鉱山保安局
	電力局

要領書

一、委員会の決定の理由

政府原案における改正及び之に対する衆議院の修正の要点は次の三点である。

第一点は、國家行政組織法第七條を改正し、特に必要のある場合は、官房及び局に部をおきうるものとし、第二点は、國家公務員法との関係において、先ず、各省の次官については、之を一般職とし、次に総理府の秘書官は、これを三名とし、第三点は、政務次官制度の恒久化を企図している。

右に対し、本委員会は、第七條を改正する規定を削り、府及び省における部、廳における局は、國家行政組織法の原則の通り認めぬこととし、已むを得ぬものに限り、之を認め、且その存続期間を昭和二十五年五月三十一日迄の一ヶ年とした。基本法たる國家行政組織法を飽く迄維持せんとしたからである。

二、事件の利害得失

第一に、第七條の改正規定を削り、第二十四條の二を新設することにより、國家行政機構の根本原則を維持しうる。

第二に、臨時的に設置せられている政務次官制度が恒久化せられ、立法府と行政府との間の円滑化を企図しうる。

第三に、総理府の秘書官を三名とすることにより、内閣総理大臣の職務遂行が円滑になる。

三、費用

本法施行のために、別に費用を要しない。

審査報告書

國家行政組織法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

城　義臣　一松　政二
河崎　ナツ　三好　始
岩本　月洲　新谷寅三郎
鈴木　直人　佐々木鹿藏
藤森　眞治　堀　眞琴
カニエ邦彦

國家行政組織法の一部を改正する法律案（閣法第二百九号）の一部修正案

別表を加える規定の前に次のように加える。

第三條第四項及び第二十二條第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

別表を加える規定中「（別表―第二十七條の規定に基く。）」を「（別表第一―第二十七條の規定に基く。）」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

各省各廳の設置法の制定に伴い、國家行政組織法第二十七條によつて、同法に各行政機関及び公團を別表として掲げる必要がある。即ちこの法律案の内容たる別表は、各行政機関を総理府、法務府、各省及び経済安定本部に分ち、さらに、これらの行政機関内にある委員会、廳及び公團を列挙したもので、わが國行政組織の全ぼうを明かにし、行政組織の系統を一目瞭然たらしめたことは適当な措置であるが、なお、閣法第五十六号國家行政組織法の一部を改正する法律案を修正するのに伴つて所要の修正を加えた。

二、事件の利害得失

國家行政組織の全ぼうを明かにし、行政組織の系統を一目瞭然たらしめる利益がある。

三、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

行政機関職員定員法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十五日

内閣委員長　河井　彌八

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

城　義臣　一松　政二
中川　幸平　藤森　眞治
佐々木鹿藏　岩本　月洲
新谷寅三郎　鈴木　直人

要領書

一、委員会の決定の理由

行政機構の簡素化と職員の縮減とを行い多年の懸案である行政整理を断行するため、内閣の統轄の下におく総理府、法務府、各省及び経済安定本部の職員の定員を定め、政府はここに定められた定員の数まで職員の数を本年六月一日から九月三十日までの間に逐次整理をしようとするものである。

即ち新定員の算定決定にあたつては、昭和二十四年度予算の査定における標準予算定員に対し一般会計三割減、特別会計二割減を目標としてこれに各省、各廳の実情を勘案して、その数を決定したもので総計八七万一二七九人となり、これを旧定員と比較すると本年度予算において認められた新規増員を含めて、約二四万人の減員となり、これにより現実に退職する者の数は約一七万人前後と思われる。

而して國家公務員法は、職員に対してその意に反して免職せしめる等、不利益な処分を行つた場合は、人事院に対して審査を請求することが出來る旨の規定を設けているのであるが今回は、この規定は適用しない事とした。

又、日本專賣公社及び日本國有鉄道の職員に関しては六月一日より公共企業体として発足するのであるけれどもその職員については一般政府職員の整理と同様方法で整理することにしたものである。

なおこの場合、公共企業体労働関係法によると職員の免職等に関する苦情処理共同調整会議が解決することと定められてあるが、この規定も今後の整理には適用しない事とした。

退職する職員については、退職手当を当然出すものであるが本年度の均衡予算の下で決定することとし根本方針のみ附則第一一項で定め、その具体的規定は政令に譲つたものであり眞に止むを得ない措置であると認める。

二、事件の利害得失
　この措置により二十四年度においては約七十一億、二十五年度以後は約二百億節減出來る見込である。

行政機関職員定員法案に対する少数意見報告書

本委員は行政機関職員定員法案に対し次の理由により反対する。
一、本法案は國家公務員法に認められた國家公務員の訴願権及び公共企業体労働関係法に認められた従業員の苦情処理の権を無視したものである。
二、本法案は何等合理的基礎に基かざる機械的な行政整理案である。
三、本法案は財政上の負担軽減を目的としながら、事実上人件費によつて軽減される部分は極めて小額であり、事実を欺瞞するものである。
四、本法案は退職金につき不当な減額を行い、しかもその内容を法律によらず政令によつて規定することとしている。
五、本法案の実施により生ずべき失業者に対する対策が、極めて杜さんであるばかりでなく、その予算的措置も行われていない。

昭和二十四年五月二十六日

内閣委員会
少数意見者　堀　眞琴
参議院議長松平恒雄殿

審査報告書

行政機関職員定員法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十三日

内閣委員長　河井　彌八
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

城　義臣　一松　政二
中川　幸平　岩本　月洲
新谷寅三郎　鈴木　直人
佐々木鹿藏　藤森　眞治

要領書

一、委員会の決定の理由
　行政機関職員定員法の施行に伴い、各法令中定員等に関する規定について、改正をする必要を生じたため、各法律の中、職員定員に関する規定を政令に譲つている部分並びに各法律又は「ポツダム」宣言の受諾に伴い発する命令の中、職員の定員を直接に定めている規定等を削除すると共に、全國選挙管理委員会法外、六法令につき改正をしたもので、又その他、統計委員会官制外七の政令、勅令を廃止し適宜改正を加えたのも妥当な措置であると認めた。
二、事件の利害得失
　この処置によつて、関係法令を整理することができる。
三、費用
　本法施行のため別に費用を要しない。

●第三十七頁参照

審査報告書

日本銀行法の一部を改正する法律案右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十三日

大藏委員長　櫻内　辰郎
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

油井賢太郎　高瀬荘太郎
九鬼紋十郎　小林米三郎
小宮山常吉　高橋龍太郎

玉屋　喜章　西川甚五郎
木内　四郎　黒田　英雄

要領書

一、委員会の決定の理由
　日本銀行に金融経済の権威をもつて構成される政策委員会を設置するために、日本銀行法に所要の改正を加えようというのであつて、適当な改正と認める。
二、事件の利害得失
　この措置によつて通貨信用の調節その他中央銀行としての日本銀行の機能並國民経済の要請に應じ適切に行うことができる利益がある。
三、費用
　この法律の施行のために別に費用を要しない。

日本銀行法の一部を改正する法律案に対する少数意見報告書

本委員は日本銀行法の一部改正案に対して次の理由により反対する。
本法案は信用政策における金融資本の発言権を認めんとするもので、金融の財政よりの分離という仮面の下に財政の金融への隷属、外資と結びついた巨大銀行の制覇を図らんとするものである。

昭和二十四年五月二十五日

大藏委員会
少数意見者　中西　功
参議院議長松平恒雄殿

調査報告書

懲罰権の適用範囲に関する件右の件に関し調査を終えた。よつて多数意見者の署名を附し、その経過並びに結果を報告する。

昭和二十四年五月二十三日

懲罰委員長　太田　敏兄
参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

齋　武雄　荒井　八郎
大野　幸一　松井　道夫
大山　安　遠山　丙市
池田七郎兵衛

一、経過
　本調査に関しては、前に第四回國会における中間報告書を提出したのであるが、それは単に問題の所在を指摘した程度に止まつていたので、第五回國会においても四月六日議長の承認を得て引続き調査を行つた。委員会においては会議を開き、この間、資材を蒐集し、また学識経験者その他関係者の意見を徴する等慎重に研究を重ねたる結果、一應の結論を得たので本報告を行うものである。
二、懲罰権の本質
　懲罰権の適用範囲を明らかにするためには、先ずその前提として、懲罰権の本質について考察しなければならない。
　懲罰権は、役員選任権及び規則制定権と共に、両議院の自律権の一であつて、憲法第五十八條第二項に「両議院は、……院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。」と規定し、即ち懲罰権は、議院が立法機能その他憲法の定める重要な機能を適正に発揮し、且つこれを円滑に運営するために、院内の秩序を厳に確保する手段として、その秩序をみだした議員を自律的に罰する議院の権限である。
　斯くの如く懲罰権は、議員を対象とするものであり、従つて議員以外の者、例えば國会職員、政府職員、傍聴人、証人、公述人等に懲罰権の適用がないことは、その本質からいつても、憲法の明文からいつても明らかなところである。(註)たとえ國務大臣が議員である場合であつてもその議員としての行爲は別として、國務大臣としての行爲は懲罰の対象とはならない。議長（副議長が代理する場合を含む）又は委員長（理事が代理する場合を含む）等の特別の地位における行爲は、問題であるが、議長、委員長も院の構成員であり、やはり一の議員の行爲として懲罰の対象となると考えるべきであろう。
(註)　弾劾裁判所裁判員、國会法第三十九條第二項その他法律により議員が兼職した公務員としての行爲についても同様である。
　懲罰権は、右のような理由と目的から議院に認められているものであつて、議員の不逮捕特権（憲法第五十條）、院外免責特権（憲法第五十一條）及び議長警察権（國会法第百十四條）とは、本質的な関連をもつものではないが、そのような特権があればこそ議院は、自律的な懲罰権の行使によつて院内の秩序を益々厳粛に保持する必要がある。
　懲罰権の本質は一應以上の様に結論され得るが、その適用範囲に関しては、以下内容的、空間的及び時間的に分析し解明して行くこととする。
三、懲罰権の適用範囲
(1)　内容の問題
　懲罰事犯の内容の問題とは、憲法第五十八條の「院内の秩序をみだした」ということが内容

的には如何なることかということである。國会法及び両議院の規則は、例えば参議院規則第二百三十一條乃至第二百三十四條、衆議院規則第二百三十三條及び第二百三十四條等懲罰事犯が客観的に明白に存在することを前提としているかの如くであるが、しかしこれらの法律規則の中には、懲罰事犯の内容を定義づけるに足る一般的な規定はない。

法規上明らかに懲罰事犯を犯したと認め得る議員は、

イ、「議院の会議又は委員会において、」他の議員に「侮辱」を被らせた者(國会法第百二十條)(同條に「処分」とあるは懲罰を意味すると考えられる)

ロ、「議員が正当の理由がなくて召集日から七日以内に召集に應じないため、又は正当な理由がなくて会議又は委員会に欠席したため、若しくは請暇の期限が過ぎたため、議長が特に招状を発し、その招状を受け取つた日から七日以内に、なお故なく出席しないもの」(國会法第百二十四條)

ハ、議長が「無礼の言辞があると認めた」辞表を提出した議員(参議院規則第百九十二條)

(議長が「無礼又は議院の品位を傷つける文辞があると認めた」辞表を提出した議員(衆議院規則第百八十八條))

ニ、「議長の制止又は発言取消の命令に従わない者」(参議院規則第二百三十五條第一項、衆議院規則第二百三十八條)

ホ、「委員長の制止又は発言取消の命令に従わない者」(参議院規則第二百三十五條第二項)

ヘ、「國会法第六十三條により公表しないものを他に洩した者」(参議院規則第二百三十六條)

ト、「登院を停止された議員がその停止期間内に登院し、「議長」から「退去を命」ぜられ「その命に従わない者」(参議院規則第二百四十四條、衆議院規則第二百四十四條)

チ、「議院を騒がし、又は議院の体面を汚した」者(参議院規則第二百四十五條)「議院の秩序をみだし又は議院の品位を傷つけた」者(衆議院規則第二百四十五條)である。

以上の規定について、これを制限列挙的なものとし、それ以上の場合は、たとえ國会法、又は参議院規則に違反しても直ちに懲罰事犯となることはないとする考え方もあろう。即ち國会法第百十六條と参議院規則第二百三十五條第一項(衆議院規則第二百三十八條)及び参議院規則第四十一條と同第二百三十五條第二項との関係を主たる論拠となし、(註)憲法は一般的に議院の懲罰権能を定めたもので、その具体的内容は、國会法及び両院規則に明確にされている場合に限るとするのである。

(註)　中間報告七―八頁参照

しかしながら、懲罰権は、あくまで議院の自律権であつて、國会法及び両議院の規則にも一般的定義規定がなく又参議院規則第二百四十五條(特に衆議院規則第二百四十五條)の用語が漠然としている点等から見ても、具体的に何が懲罰事犯であるかは個々に議院の自主的な判断に俟つべきものである。即ち右に挙げた八箇の場合は、特に顕著な例を示したと見るべきものであつて、一般に憲法第五十八條の「内部の規律に関する」規則としての参(衆)議院規則が規定する一定の秩序に違反し、義務を履行しない議員は、直接に院内の秩序をみだした者としてかあるいは法律又は内部の規則に違反したことにより院内の秩序をみだしたことになる者としてかいずれにしろ懲罰の対象となり得る(註)のであり、就中、参議院規則第十六章第一節「紀律」の中第二百九條乃至第二百十五條(衆議院規則第十六章第二節「秩序」の中第二百十一條乃至第二百十九條)の規定に違反した議員は然りであると考えられる。

(註)1　この場合法規が一定の手続段階を経て初めて懲罰事犯となることを明文で規定している特定の場合(國会法第百十六條と参議院規則第二百三十五條第一項及び参議院規則第四十一條と同第二百三十五條第二項との関係並びに國会法第百二十四條、参議院規則第二百四十四條参照)は、その段階を経なければならないことはいうまでもない。

2　此所に「なり得る」というのは理論上懲罰の対象とすればできるということであつて、それが実際に懲罰に値するか否かは具体的事案について別個に決定さるべき問題である。

唯此所で参議院規則第二百七條及び同第二百四十五條(衆議院規則第二百十一條及び第二百四十五條)の解釈に関連して懲罰事犯となる行為の範囲が問題となる。

即ち議員たる人の行為には議員としての公の職務行為から純粋の私行に至るまでその間に多くの段階があるが、その如何なる部分が懲罰の対象となるかの問題であり。法規的には、参議院規則第二百七條の「品位を重んじ」ずる義務及び同第二百四十五條の「体面を汚す」行為には如何なる限界があるのかということである。まず懲罰権の本質乃至目的からいつて、議員の職務行為が懲罰権の対象となり得ることには異論はなかろう。従つて、次の場所の問題とも関連するのであるが院内の職務行為の外、これに準ずる院外における議員としての公の行為例えば議院から派遣された議員が派遣目的に従つて、職務を遂行中の行為等も対象として包含されると考えるべきである。しからば純粋の職務行為とはいい難いがしかもなお議員たるの資格においてする行為について

は如何ということが問題であるが、議院の品位を傷つけよつて以て院内の秩序をみだすことに相当因果関係を有する行爲は、やはり懲罰の対象となると考えるべきであり、唯その限界は、個々の事犯につき具体的に議院の判断に俟つ外はないといわねばならない。この論理を発表させると純然たる私行についても同様のことが考えられるがこれには純然たる私行では議院の品位は傷つけられないとする有力な説も存在し、この問題は更に愼重なる研究と考慮を要するであろう。

(3) 場所の問題

次には憲法第五十八條に所謂「院内の秩序」の場所的意義如何ということである。

参議院規則第二百三十二條(衆議院規則第二百三十三條)同第二百三十三條及び第二百三十四條(衆議院規則第二百三十四條)は、本会議、委員会及びその他の議院内部において懲罰事犯があり得ることを明らかにしている。ここにゆう「議院内部」の意義は議院が憲法によつて規定された権能を通常行使する区域であるといい得よう。

沿革的にいうならば懲罰に関する「議院内部」という言葉は本來物理的な場所としての限界、更に具体的にいえば、参議院規則第二百三十四條(衆議院規則第二百三十四條)の法文からいつて(註)、議事堂嚴密にいうならばその中各議院の管理する区域を意味していたと思われる。

(註)「……の外、議院の内部において懲罰事犯があるときは」、云々とある。

このような解釈に立つ場合においても近時の実情に鑑みて各種の附属建物についてや議事堂以外の場所で國会を開会される場合(註)1等について問題が残るであろうが、法規は更にこのような場所としての「議院内部」以外に起り得る懲罰事犯を規定している。即ち「議員が正当な理由がなくて召集日から七日以内に召集に應じないため、又は正当な理由がなくて会議又は委員会に欠席したため、若しくは請暇の期限を過ぎたため、議長が特に招状を発し、その招状を受け取つた日から七日以内になお、故なく出席しない者は、議長がこれを懲罰委員会に付する」(國会法第百二十四條)が、この事犯は物理的には常に院外で起るものである。(註)2

(註)1 第一回及び第七回帝國議会にその例がある。(中間報告一〇頁参照)

2 國会法第百二十四條は議院法第九十九條に相当する。

又「國会法第六十三條により公表しないものを他に漏した者に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付託する。」(参議院規則第二百三十六條)が、これを物理的意味に言う院内においてのみならず、院外でも起り得るし、寧ろ後者の場合が多いであろう。

これら二つの場合は、「議院内部」を物理的な意味の場所と考えることによつては解釈が甚だ困難である。従つてこれらの場合には、事犯が物理的意味においては、院外でなされてもそれが憲法第五十八條に所謂「院内の秩序をみだした」ものとして懲罰の対象となり得ると考えざるを得ないし、換言すれば「院内の秩序」は、院外の行爲によつてもみだされることがあることは認めなくてはならない。殊に、旧憲法における帝國議会とはちがつて、院外との文書の交換、公聽会の開会、証人の出頭要求、議員の院外派遣等一般に「議院と國民及び官廳のと関係」が廣く且つ密接となつた國会においては、懲罰権の適用範囲に関する解釈も異なつた立場からなさるべきことを充分考慮に入れなければならない。

かくてことに「院内の秩序」とは、上に掲げた國会法及び両議院の規則の規定と憲法第五十八條との関係から考えても又先に述べた懲罰権の本質乃至目的から考えても、決して物理的に限定された場所的意味のものではなく、「院の秩序又は「院部内の秩序」という意味であつて、議院がその権能を行使する場としての院内換言すれば組織体たる院の秩序を指称するものと解さなければならない。法文についてこれを見ても、憲法第五十八條は、「院内の秩序をみだした」云云と規定して「院内において秩序をみだした」とはいつていないのである。

(4) 時間の問題

懲罰権の時間的関係における適用範囲の問題は、主として懲罰に所謂会期不断続の原則の適用ありや否やということに帰着する。國会法によれば「議員は二十人以上の賛成で懲罰の動議を提出することができる。」が「この動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。」(國会法第百二十一條第三項)のであつて動議提出に一定の時期が付されているが、同條第一項及び第二項を見れば「各議院において懲罰事犯があるときは、議長は、先ずこれを懲罰委員会に付し審査させ、議院の議を経てこれを宣告」し、又、「委員会において、懲罰事犯があるときは、委員長は、これを議長に報告し、処分を求めなければならない。」(國会法第百二十一條第一項、第二項)と規定してあり、この場合は、懲罰委員会に付し、又は議長に処分を求めることについて一定の期限がない。

従つてこれらの場合において、懲罰委員会に付託する行爲は、後会においても可能なのであるか否かが問題になるのである。

法規上所謂会期不断続の原則とは、通常國会法第六十八條及び第四十七條であると解されて

いるが、先ず両條が懲罰事犯に関して如何に解釈さるべきかを検討して見よう。

両條が懲罰事犯に適用があるとするならば、委員会が審査中の事犯は、國会法第四十七條第二項―第六十八條但書の場合即ち所謂継続審査をした場合を除いては、案件として、後会に継続しないことは疑ない。然し、ある会期中になされた懲罰事犯を、次の会期もしくは後のいずれかの会期において問題とすることを國会法第六十八條が禁止しているとは考えられない。「議決に至らなかつた」とある以上審査の段階に入らなかつた懲罰事犯も含むのだという見解もあろうが、そのようなものは案件ではないし、又國会法の規定は、議決に至らなかつた案件は後会において発議提出等特段の行爲がない限り、そのままでは案件として継続しないという意味であつて、新たに後会に案件を提起することを禁止していないことは、條理からいつても又一般に法律案等の場合を考えても明らかである。

かくして懲罰事犯を後会において提起し得るや否やの問題は、國会法の法文解釈上は明らかに可能であると考えることができるのであるが、そもそも会期不継続の原則とは、單に法律上の問題ではなく、政治の運行、立法の作用に適当な区切りをつけるための習慣的乃至技術的な原則であると考えられる。しかしながらかかる意味の会期不継続の原則の内容は必ずしも明確に確立されたものでなく、又、天皇の大権によつて開閉せられ、その期間も常会においてすら三箇月間に過ぎなかつた帝國議会当時の会期と異つて、事実上一年の大半を開会し、それも多く自主的な決定に委ねられている現在の國会の会期間については、それほど厳密に適用さるべきものではないといい得ようが、この原則が懲罰事犯について如何なる関係に立つかを吟味して置かなければならない。

懲罰が、その本質乃至目的から考えて、「院内の秩序」を厳粛に保持するためのものであることは、さきに考察した通りである。

会期不継続の原則を最も厳格に適用すれば、そもそも國会は、会期中にのみその機能をもつているものであり（國会法第四十七條参照）継続審査を行う委員会活動を除いては、閉会と共にその存在を失うと考えることができ、懲罰権によつて維持すべき「院内の秩序」とは、会期中（継続審査委員会を含む）のそれであつて、懲罰事犯を後の会期において提起することは勿論、既に提起されたものについて國会法第四十七條第二項により、継続審査をすることも懲罰の性質上不可能であるということになろう。（註）

（註）この場合においても、継続審査中の委員会における懲罰事犯を次の会期において提起することは、認めることができよう。

しかしながら先にも一言した様に会期不継続の原則とは、少くとも現在の國会については、そのように厳密に解すべきものではない。議院は一の組織体として会期を通じて一貫した同一性をもつているのであり、閉会中は單にその機能の大部分を停止しているにすぎないのであつて、保持すべき「院内の秩序」は、こうした組織体の秩序でなければならない。しかも一方例えば秘密漏洩の如く後会において発覚することのある事犯が参議院規則の明文で（第二百三十六條）懲罰事犯とされているし、場所の問題に関連して解釈上明らかになつた派遣先の議員の懲罰事犯は、閉会中にも起つたり或は後会においてはじめて実情が明らかになることもあり得るのである。従つて懲罰事犯と会期不継続の原則の関係については、國会法第四十七條第二項により継続審査をなすことも、後会において提起することも可能であり、勿論限られた範囲内においてでもあるが、閉会中においても懲罰事犯は起り得ると考えられる。

もつとも等しく、懲罰事犯といつても、その種類は、著しく多岐に亘つており全く性質の異つたものが包含されているのであつて、各事犯の特質上その行爲がなされた会期にいはば專属的なもの（例えば國会法第百二十四條）と然らざるものとが区別される様に思われる。このことは、畢竟如何なる「院内の秩序」がみだされたかということに帰着するので、個々具体的に判断する外には、一般的抽象的な限界を定めることは困難であるが、もし、この様な区別が可能であるならば会期專属的な事犯については、後会において、提起することは適当でなく、継続審査を行うことも認め得ないが、然らざる事犯については、会期に関係なく提起し得ると考えるべきであろう。

只如何なる場合においても所謂立法期（議員の任期を以て数える）を異にしてはならない、換言すれば前の任期に属する議員の行爲が、後の任期の際に懲罰の問題になることはないということはいうまでもないであろう。

以上法律的及び慣習法的意味における会期不継続の原則と懲罰権との関係について一應の結論を導いたのであるが、懲罰の如き問題は、これを徒らに後会に持ち越すと議員の身分に不安を來し、議院の運営に暗影を投じ、わだかまりを残す結果ともなろうし、又多数を得た会派が古い事犯を持ち出すことによつて暴威を振うおそれもあるので、議院が個々の事犯について判断を下すには、この点に充分な注意を拂い、健全な良識によ

つて愼重且つ公正に行わなければならないのである。

四、総括

以上懲罰権の適用範囲に関し検討した結果、本委員会が到達した結論は、これを一應次のように要約することができよう。

(1) 内容の問題

1 國会法及び参(衆)議院規則に明記されている懲罰事項は、例示的なものと解せられる。

2 懲罰は主として議員の職務行爲を対象とするが職務行爲とはいい難いものでも議員たるの資格においてする行爲で議院の品位を傷つけ、「院内の秩序」をみだすことに相当因果関係のあるものは対象となると考えられる。

(2) 場所の問題

懲罰権適用の場所的限界は、議院の建物等物理的な意味に囚われるものではない。保持されるべき「院内の秩序」とは、「組織体としての院の秩序」を指称するものである。

(3) 時間の問題

1 現行國会法上の会期不継続の原則は、案件としての懲罰事犯の審査にも適用があるが、これらの規定は後会において懲罰問題を提起することを妨げるものではない。

2 1と異る観点からいつて懲罰事犯にはその性質上行爲のなされた会期にいはば専属的なものと然らざるものとが区別され得るであろうが、その前者については継続審査をすることも後会において提起することも適当でないと考えられる。

3 如何なる場合にも議員の任期を超えて懲罰事犯が問題となることはない。

右に敍述し結論したつたことはすべて実定法上の解釈論であつて規定の良否その他これに対する批判はなんら包含していない。

懲罰に関する國会法及び両院規則の規定の中には、きわめて不明確なものが外く、又規則相互に矛盾したものさえなしとしない。

これらの点の多くは、將來立法的に解決すべきものと思う。なおここで重要なことは憲法上の最高機関を構成する両議院の秩序をその自律権により嚴肅に保持せんとする要求と、國の主権者たる國民の公選による議員の地位の重要性を尊重し更に少数者保護についても遺憾なからしめようとする要求等を如何に調和させるかという問題であつて解釈論も立法論も常にかかる基盤の上に打ち樹てられなければならないことを指摘してこの調査の報告をおわる。

審査報告書

食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十三日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

柴田　政次　平沼彌太郎
德川　宗敬　石川　準吉
星　一　北村　一男
山崎　恒　藤野　繁雄

第五條の改正規定を次のように修正する。

第五條中「前條第一項又は第二項」を「前條」に改め、第三項を第五項とし、同條に次の二項を加える。

3 市町村長は、第一項の農業計画を定めるときは、主要食糧農産物の生産数量が農林大臣の定める生産者保有基準数量によつて算出した生産者保有数量に満たない生産者については、その生産者に係る農業計画において供出数量を定めないようにしなければならない。

4 第一項の農業計画は、前條の規定による指示において定められた期間内に定めなければならない。但し、特別の事由があるときは、市町村長は、都道府縣知事の承認を受けて、その期間を延長することができる。

第六條の改正規定中「当該農業計画について異議があるときは」の下に「都道府縣知事の定める期間内に」を加え、同項但書を削り、『を』を「第三項」を「第五項」に、同條』に修正する。

第七條の改正規定中『を加え、同條第三項中「第八條第一項の規定による変更」を「第八條第二項又は第四項において準用する本條第一項の規定による変更の指示」に改め、』を『を、同條第三項中「変更があつた場合」の下に「又は第八條の二第二項若しくは第四項において準用する本條第一項の規定による変更の指示があつた場合」を加え、』に修正する。

第七條の改正規定の次に次のように加えるように修正する。

第八條第五項を次のように改める。

5 第一項の場合には、第六條第二項から第八項までの規定を準用する。この場合において、同條第二項中「同項の期間満了後」とあるのは、「第八條第三項の期間満了後(同項但書の場合にあつては第八條第一項の請求を受けた日から)」と、「二十日(第三項の場合にあつては四十日)」とあるのは、「十日(第三項の場合にあつては五十日)」と読み替えるものとする。

第八條の次に次の二條を加える。

第八條の改正規定中「第八條を次のように改める。」及び見出しを削り、條名を第八條の二とし、同條第二項及び第四項中「第五條」を「第五條第一項、第二項、第四項及び第五項」に、「第三項の場合にあつては二十日」を「第三項の場合にあつては五十日」に改め、同條第五項から第八項までを削るように修正する。

第八條の二の改正規定中「第八條の次に次の一條を加える。」を削り、條名を第八條の三とするように修正する。

第十一條の改正規定中『を加え、』を『を、「指示することができる。」の下に「但し、森林法(明治四十年法

律第四十三号）第十四條各号の一に該当する陰樹その他その伐採の指示をすることが著しく不適当であるものとして命令で定めたものに該当する陰樹については、この限りでない。」を加え、『に修正する。

第十七條の改正規定を次のように修正する。

第十七條第二項中「第八條第五項」の下に「又は第八條の二第二項若しくは第四項」を加える。

第二十四條の改正規定を次のように修正する。

第二十四條中「第八條第五項」の下に「又は第八條の二第二項若しくは第四項」を加え、「第四條第一項から第四項まで」に改める。

第二十六條の改正規定を次のように修正する。

第二十六條中「第八條第五項」の下に「又は第八條の二第二項若しくは第四項」を加え、「第四條第一項から第四項まで」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、経済九原則に伴い、連合軍総司令部から日本政府に発せられた覚書に基き、提案せられたものであつて、その骨子とするところは、追加供出割当を法的に強制しようとするものである。委員会においては、その及ぼす影響が極めて重大であることを痛感して、特に愼重に審議を行い、その結果、別に議員発議による食糧増産確保基本法案の支柱と、原案に一部修正を加えることによつて本案は多数をもつて可決した。

二、事件の利害得失

経済九原則の要請する食糧の供給確保に寄與するところがあると認められるが、又一方本案実施によつて農家経営或いは農家の食糧増産意欲に関して憂慮すべき影響が起り得ることが考えられるので、一般農政について今後特段の善処方が必要と認められる。

三、費用

本法施行については特に費用を要しない。

食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案に対する少数意見報告書

本委員は食糧確保臨時措置法に対して次の理由により反対する。

一、食糧増産確保のためには食確法改正案を撤回し民主的機構による自主的供出と政府の責任による完全なる農業資材の確保を規定すべきである。

昭和二十四年五月二十五日

農林委員会

少数意見者　板野　勝次

参議院議長松平恒雄殿

審査報告書

食糧増産確保基本法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十三日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

山崎　恒　北村　一男

池田　恒雄　柴田　政次

平沼彌太郎　徳川　宗敬

岡村文四郎　國井　淳一

加賀　操　藤野　繁雄

石川　準吉　星　一

岡田　宗司　門田　定藏

大島農夫雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は主要食糧農産物の増産に関して政府のとるべき施策の基本を定めるものであつて、即ち農地開発、災害復旧、農地改良、いも類の利用増進、超過供出等に対する報奨、農業協同組合等の差別待遇の禁止等、主要食糧農産物の増産を容易且つ適切ならしめるため、積極的な措置を講ずるとともにその実行上の諸障害を是正し、或いは排除するため政府が実行すべき諸措置を法制化し、その実現に努力すべきことを規定したものであつて、委員会は食糧の増産確保が現下の最も緊要な基本的事実であるのに鑑み、本法案の極めて重要であることを認め、多数をもつて可決した。

二、事件の利害得失

食糧の増産確保を推進して、わが國経済自立の達成に貢献する。

三、費用

本法の施行に関しては差当つて特に費用を要しない。

食糧増産確保基本法案に対する少数意見報告書

本委員は食糧増産確保基本法案に対して次の理由により反対する。

一、食糧増産のために政府が、農業資材を完全に確保する措置をとれば、かかる法案は不要である。

昭和二十四年五月二十五日

農林委員会

少数意見者　板野　勝次

参議院議長松平恒雄殿

審査報告書

食糧管理法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十四年五月二十三日

農林委員長　楠見　義男

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

星　一　徳川　宗敬

石川　準吉　平沼彌太郎

藤野　繁雄　岡田　宗司

加賀　操　門田　定藏

岡村文四郎　大島農夫雄

柴田　政次　山崎　恒

北村　一男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、（一）昭和二十四年三月二日連合軍総司令部からの覚書の趣旨に従つて、主食の配給統制を嚴正且つ効率的に実行するため、主食の配給計画の策定に当つて中央及び地方の連絡調整を法制化し、（二）食糧管理法第九條の規定を民主化し、第九條に基いて委任命令を発した場合にはその命

令の規定について直接利益関係を有する者から経済安定本部総裁に不服の申立をなし得る途を開き、(三)食糧配給公團の基本金を現在の一億三千万円に対し五千万円を増額して一億八千万円とし、(四)統制の対象となる、いも類の加工品の範囲を明確にし、(五)地方自治法との関連において政府の都道府縣知事に対する委任規定を法律中に設けたものであつて委員会は、わが國食糧事情の現況において必要な措置と認め、多数をもつて可決した。

二、事件の利害得失

主食の配給統制の改善に寄與する。

三、費用

食糧配給公團の基本金増額に要する費用は、五千万円である。

食糧管理法の一部を改正する法律案に対する小数意見報告書

本委員は食糧管理法の一部を改正する法律案に対して次の理由により反対する。

一、現下の経済状態において食糧管理法改正には掛賣りし、農家配給米の確保を必要とするよう規定すべきである。

昭和二十四年五月二十五日

農林委員会

少数意見者　板野　勝次

参議院議長松平恒雄殿

定價一部四四五十錢
発行　東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷所